

●受付番号 185001345000005001

機械学習をオプトイン許可制にすることが必要だと考えます。

>近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われている。

まず、概要 PDF のこれは、Lora と呼ばれています（素案 PDF にも記述有）。

イラスト生成 AI が本格的に世間に出て 1 年ほど経ちますが、最近イラスト界限で起こっていることを知っていただきたいです。

「どうせ今の法律では合法だから、このムカつく絵描きの嫌がらせしてやろう」という輩があらわれています。

イラストレーターの絵を模倣する Lora を故意に作り公開し、作成者もそれを使用し延々と模倣イラストを SNS で公開し続け、嫌がらせを続けています。

尚、これを現行法律で裁く方法（30 条の 4 でも）が存在しないため、模倣された側の人は何ヶ月も嫌がらせに耐えるしか無い状況です。

被害者の X による発言（無断で Lora を作られ公開され、生成 AI で「首吊りイラスト」まで生成されている）

まとめサイトの URL

今後こういった「クリエイターに故意に嫌がらせをし、精神的に追い詰めていく合法的いじめが誰にでもできてしまう」状況をなんとかしてほしいのです。

いじめは精神的優位性を享受する目的ではないのでしょうか？

もう、「絵（や文）がたまたま似てしまったのですが罪に問われますか？」という段階はとうに過ぎ、「どうやったら罪に問われず真似ができ、嫌がらせやお金に代えられるか」を流布する段階に入っているということです。

今の日本は「現行法で対応」という、曖昧な法解釈を性善説に頼ったまま運用することが多すぎます。

抜け道を探し、公にバレさえしなければそれを正道にし悪用、マネタイズしていく人間が多くいるという前提で議論をしなければならないと思います（マネタイズも金銭の享受目的では？）。

漫画村というサイト、映画のアップロードも違法になったのに、研究目的であればそれらは海賊版サイトからデータセットに取り込んでも合法？ 正直なところ、自分の子供に胸を張って説明できる内容ではありません。

クールジャパンなどという言葉とは裏腹に、クリエイターの芽を踏み潰すような行為に、文化庁が加担しないことを信じています。

●受付番号 185001345000005002

法制度等、小難しいことは分かりませんので、主観のみになってしまいますが、AI と著作物に関して適正な制度が作られることを切に願います。

画像 AI による著作権被害が度々見受けられます。画像 AI だなんて余計なものを開発したせいで著作権者が悲しい思いをしていることに憤りを感じます。「画像を AI 学習させることによって更に絵の上達を目指す」という目的で開発された旨を見かけますが、そんな殊勝な目的で画像 AI を使用している人がいるのでしょうか。画像 AI がもたらせたものは恩恵じゃなくて侵害ではないのでしょうか。

感情論になってしまい申し訳ありませんが、画像 AI については厳しい規制を望んでおります。真っ当に活動している人々がきちんと報われる世界になりますように。

●受付番号 185001345000005003

受付番号 185001345000004997 の続きです。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ（オ）：海賊版等の利用による著作権侵害に対して裁判などを起こそうとしても、もしも学習データの透明性が確保されていない場合、そもそも訴訟を起こすことが難しいことに対して懸念を持っています。海賊版等の利用を明らかにするために訴訟を行うためには、そもそも著作権が侵害されていることを示すために、生成物と著作物に類似点があることを明らかにする必要があると思われます。しかし、5. (1)イ（イ）でも述べさせていただいたように、生成物と著作物の類似性そのものを明らかにすることは既存の判例からは難しいです。そのため、訴訟を起こして海賊版等を使用されていることを明らかにすることは非常に難しいのではないのでしょうか。

これでは、海賊版等を使われる現状を正すことはできず、著作権者が一方的に不利益を被るだけになるのかと懸念しています。この点からも、学習に利用したデータの透明性を確保することは行うよう法的に規制してほしい。

ク：著作権法第47条の5は、権利者に及び得る不利益が軽微であるが社会的に有用な行為類型として規定されています。しかし、現在のAIは市場に影響を十分に与えるものであり、そこで生じる権利者の不利益が軽微であるかは疑問があります。また、AIを活用することが社会的に有用かについても、現在の状況を見るに残念ながら疑問が残ってしまいます。肖像権などにも話が膨らんでしまいますが、ディープフェイクによって女優のポルノ画像がAIにより生成され拡散された事件や、ポルノ画像を拡散されたことを受け自殺をしてしまった悲惨な事件があったことは記憶に新しいです。無論、誰しものがこのような使い方をするわけではありませんが、誰もが簡単にこのような加害を行ってしまうのが現状です。

イラストなどにおいても、AIに対して懸念を持ったイラストレーターの嫌がらせを行うために、その絵柄をAIに学習させ、自殺教唆を示唆する画像を生成し公開されたという事件もあります。また、同じくAIに対して懸念を持ったイラストレーターに対して、そのイラストレーターの創作物をAIに学習させ、その創作的な技術が無価値であることや創作物がAIに学習させるためだけのものであるといった嫌がらせを明記しながらSNS上で生成物を公開するという事例を何度も見てきました。その結果、イラストレーターが創作物を公開することを自粛せざるを得なく、活動の場が奪われてきました。

AIはこれからの社会を発展する事に役立つ技術かもしれませんが、現在の法整備では文化・社会の発展に有用であるどころか、むしろ創造的な活動を衰退させ、単に容易に使用できる人を攻撃するための道具として利用されています。

そのため、誰でもこのような使われ方が出来てしまう現状の AI に対して、著作権法の 47 条の 5 や 30 条の 4 などを根拠に使用できる現状を改善するため、学習・開発の段階で規制や免許制度などを取り入れて欲しい。

また、このような被害から自己を守るために、著作物や肖像権のある画像などを AI に利用されないよう、著作権者や肖像権を持つ者の意思を反映できるようにしてほしい。

(2) 生成・利用段階

ア：「インターネットを介した送信などの利用行為（中略）、この場合においては、従前の人間が AI を使わずに行う創作活動の際の著作権侵害の要件と同様に考える必要がある。」とあります。しかし 5.(1).イ.(イ)でも述べさせていただきましたが、AI においては学習元のイラストの創作的表現をタグとデータとして利用することで、学習元のイラストとは高度な類似性を持たせなくとも、既存の著作物の創作的表現を出力することが出来ることから、既存の著作権侵害の要件では著作権者の権利を保護するには不十分ではないかと懸念しています。

イ(イ)：AI 用学習データに当該著作物が含まれているかどうかは著作権侵害の有無において重要になることが読み取れましたが、そもそも学習データ自体がブラックボックスであり、著作物を利用されているかの確認は現実的ではないのではないのでしょうか。したがって、実際には著作物が利用されていたとしても、著作権者はそれを立証することは出来ないのではないかと懸念しています。

そのため、利用されているデータが分かるように透明性の確保を義務とするような学習段階での規制などを行うようにしてほしい。また、規制が出来ないのならば、AI による生成物の利用を強く規制することで、著作権者の権利を保護するようにしてほしい。

●受付番号 185001345000005004

以下、本議論を進める前に議論した方がいいと感じたことをコメントする。

・その行為は、公益性なのか営利性なのか？

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/takamatsu/20231219/8030017495.html>

特に研究団体は、取引において対価として強い利益性が認識できる場合、支払側の期待（請負契約に代表される成果物を取めること、ユーザーは対価の代わりに結果を欲すること）、成果、責任を負わない「共同研究」を取引時の盾にはいけないと思う。被害を負うのは対価として支払ったユーザー側である。合わせて、AI は結果に対して同じ回答を保証しない認識なので、研究者/事業者/メディア/代理店などは過度な宣伝（あたかも精度が高くユーザーの問題を解決できるかのように誤解を与えること）を行うのではなく、構造上、解消しない可能性はあること、現実を正確に伝える必要があると感じている。今のままでは、結果的に責任をとらない第三者だけが得をする構造に感じられる。例えば、LLM をトレーニングする者でさえ、問題発生時に、どのデータセットのどこが問題であるか、学習の仕方の問題なのか、問題をひとつひとつ対処することは困難で把握できないのではないかな？そんな状況下で、仕組を流用して、販売しはじめたら、サポート時には開発元に尋ねてくださいという契約になりかねない。不要な中抜きの上乗せとなる。一方で、MIT ライセンスで保護された資産に関しては、提供者/使用者が責任を負う形になるので、結果、損をするのは問題を解決できな構造上、ユーザーになりかねない。

（注釈）URL はメディアによる情報のため契約内容に関しては把握しておらず、読み手の主観的な印象を払拭できないことを断っておく。特に昨今は X(twitter)では不特定多数によるインプレッションを目的とした過度な AI の宣伝で溢れており、正しい解釈をゆがめていると感じている。営利性かどうかは個別に案件を確認して頂いた上で、営利目的である場合には姿勢も問いたいという意見である。

・データセットのオープン化を推進しては？

公益性という観点では AI は既存の知識・事象で学ぶ機会の提供につながると考えており、著作権者のことを考えればデータセット(音楽・画像・文章など)を提供した場合、著作権で保護されたデータの提供に対して対価を支払う仕組みがあってもよいとは考える。また、オープンデータという形で(国家関係なく)特定の利害を生まない形であれば活用してよいというライセンス体系を整備するのはどうか？基礎的な情報に関しては各社で争っている時代ではなく共有できるようにシフトしていったほうが有益なのではないだろうか？なお、オープンデータを活用して社会貢献したくても活動は発生するので、別途、金銭的な支援は受けられるようになっていると活動はしやすくなると思われる。

正直、現状の AI ではただ利用するだけでは創造性を感じられないので、仮に営利的な利用を行ったとしても似た結果があふれていき、価値を感じにくい世の中になると思われる。それよりも仕組み(独創的な機械学習)を学び、ユーザー毎の課題に合わせて自由に考えて活

用できる状況にする方が建設的であり創造的ではないか？合わせて、結果は保証されないこと、AI の特性を知った上で活用できることなど、事例が正確に共有されていくことが望ましいのではないか。

- ・ AI による結果を判断するのはユーザー/提供者/事業者/研究者である

AI は人ではなく、人は AI の結果に左右されてはならない。最終的な判断は人にある。そうしないと、人は自分で考えることを放棄するので逆に文化的な退化の道を辿ると思う。技術が悪なのではなく適切な活用がなされるかが課題だと感じる。

- ・ 悪意ある活用について

何事にも完全性は保証されないと思っているので、A I も悪用はされると思っている。結局は活用する人の手に委ねられると思うので著作権で生成物が保護されたとしても、本来の非でない者は保護されてほしい。

(例) 他人の顔を使って、他人になりすまして活動をしたら、本人が不利益をこうむった。

⇒ この場合、技術が問題なのではなく、使い方に問題があると捉える。

- ・ 各立場の懸念点が抽象的な表現に感じる。

もっと、具体的（生々しい）コメントを読んで理解・議論を深めていきたい。

例えば、享受とは具体的にどういう行為を想定しているのか？ 利益とは何か？お金を受けることか、お金の絡まないこともか

- ・ 最後に

AI に関しては個人的に活用や開発も行っており可能性を感じております。AI の普及によって少しだけ幸せになれる様な世界を期待します。

個人の意見ですが何かあればコメントを頂ければと思います。以上、よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005005

現状、画像生成 AI によって使用者が想定した通りの絵を出力するには、その完成イメージと近い絵を複数 AI に読み込ませる、学習させる必要があります。

逆に、その工程さえ済めば誰でもそれらしい、想定通りの絵を出力できる状態にあります。画像生成 AI を使えば、従来であれば必須であった絵を自分で描くための努力も時間も必要ありません。

問題となるのは、

- ・画像生成 AI で絵を生成するためには既に完成している絵が大量に必要
- ・使用する画像は絵の制作者でない第三者が自由に学習利用できる
- ・学習元になる絵の権利者は第三者による AI 利用（学習、出力）に対して権利をもたない
- ・明らかに特定の画家、イラストレーターの絵を模倣する目的で学習、出力された生成画像に対し現行法で著作権者は対処ができない（それを前提として、著作権者の名前を冠した特定著作権者の絵柄模倣 AI 学習データが制作、インターネット上で配布されている事例が複数存在する）
- ・学習元になる絵の制作には膨大な時間がかかり、ある程度の技術水準に達するには相応の時間と努力、修練を必要とする

点です。

プログラミングのみで利用できる電卓等とは違い、画像生成 AI は（プログラミング作成者とは別人である第三者が）時間をかけて実際に作成した著作物が別途必須です。

以上のことから、作者自身が自分の生成 AI 学習データを制作する以外の事例、つまり学習元になる作品の権利をもたない第三者が画像生成 AI を使って画像を生成する場合、本来権利をもたない第三者が一方的に利益を享受できる状態にあります。

これは、元来活動してきた創作者が第三者の手により、一方的に搾取されると言い換えることもできます。

画像生成 AI で想定通りの作品を生成するには第三者がコストをかけて制作した、学習元作品の使用が複数必須です。

日本には現在大学に絞っても 74 以上の美術学校があり、大学では最も安価とされる愛知県立芸術大学・札幌市立大学デザイン学部で授業料は 817,800 円、高額とされる多摩美術大学で 1,972,786 円（平均）の授業料がかかります。

絵とは時間がかかるものであり、修練を必要とするものであり、そのために人生をかける人間が現在進行形で存在する、非常にコストのかかる創作物です。

そうやって生み出された作品が第三者の利益のために一方的に消費される。

それを拒否する権利も、そういった篡奪から守ってくれる法律もない。

それが現在の日本です。

画像生成 AI の仕組みはこれまで産業革命などでなされてきた自動化とは全く異なります。

画像生成には既存の、著作者がコストをかけて生産した絵の取り込みが必須であり、生成された画像とは大量の著作物の切り貼り、パッチワークです。

全くの新規絵に見えるのは取り込んだ著作物の数が膨大なためにそう見えているだけで、画像の生成精度が高ければ高いほど、学習に使われた画像枚数は増えています。

そのほとんどは現在も著作権が存在する誰かの創作物です。

現在、これまでの創作者にとって、コストが一方的に篡奪されるだけの「創作するだけ損」「真面目に手動で絵を描くと馬鹿を見る」仕組みが出来上がりつつあります。

この状況が続けば絵を描かず、他人のコストを篡奪し、合成することこそが「正解」である世界ができあがります。

そうなればお金を、時間を、コストをかけて人間の手で新規の創作がなされることはなくなっていきます。

やるだけ損で、自力で描く行為は見ず知らずの第三者に、知らずに無償奉仕する（その作業に膨大なコストが必要にも関わらず）ばかりの仕組みになるからです。

「絵を描く」の意味は、ボタンを押して「それらしい」合成画像を生成することに置き換わります。

それでも描きたい、無償労働でも自分の手柄がなくても誰かが権利を篡奪しても、それでもどうしても描きたい一部の人間が「貴重な」新規素材制作要員として高速消費される状態がきます。

現在日本は少子化の一途をたどっています。

理想を除いて述べればこれは総合的に、子供を産むデメリットがメリットを上回ったためです。

人間は動物です。報酬がないまま全体の利益のため邁進できるほど社会的な存在ではありません。

「少子化」は、創作の世界にも必ず来ます。

どうか日本が培ってきた創作の土壌を使い潰し不毛の地にすることのないよう、研究目的（利益目的）以外で著作権以外が著作物を機械学習に使うことを禁止していただきますと幸いです。

または単純に画像生成 AI の一般人使用禁止、大衆が閲覧可能な場での生成画像使用禁止でも構いません。

現在の画像生成 AI は法が追いついていないのをいいことに、他人の財産を一方的に篡奪しそれを合法化しようと苦心する非倫理的な存在です。

他人の財布を開いて、金額に喜び、これで何ができるか算段する。

これが一人

●受付番号 185001345000005006

受付番号 185001345000004997 の続きです。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

オ：この小項目では、生成物の譲渡や公衆送信といった利用時には著作権侵害となる場合があるとあります。ここでの著作権侵害は、具体的な既存の著作物に対する著作権侵害と解釈しました。しかし、イラストなどの創作物をもとに出力した生成物を譲渡することや公衆送信で公開すること自体に享受的な目的が発生し、著作権法第 30 条の 4 は適応されないと考えられます。そのため、AI を利用して、譲渡や公衆送信することそのものに十分な規制を行ってほしいと考えています。

素案で述べられているように、AI が学習した著作物と創作的な表現が生成される事例では、直ちに享受目的の存在は確認することは出来ないと思います。しかし、それらの生成物を SNS などにアップロードするなど、他者に公開する行為のために利用することには享受目的があると感じてしまいます。

生成物としてイラストを SNS などにアップロードする場合、それを見る他者は AI による生成物"としてだけではなく、"創作的表現を持つイラスト"として、鑑賞するものと思われます。AI により生成されたことを明記していない場合には、一層イラストとして鑑賞するものと思われます。創作的な目的のために AI を利用する者も、創作的なことを目的としているならば、生成物を見た他者がイラストとして鑑賞することを理解していて当然だと思われるため、イラストなどの創作物をもとに出力した生成物を譲渡することや公衆送信で公開すること自体に享受的な目的が発生していると思っております。

したがって、AI による創作的表現をもつ生成物を公開することに対して、十分な規制を行うようにしてほしい。もしも享受的な目的はなく学術的な目的などに利用するならば、それ相応の手続きや発表の仕方があるはずです。

ク：「生成 AI に対する入力に用いた既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為は、生成 AI による情報解析に用いる目的の他、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、法第 30 条の 4 は適用されないと考えられる。」とあります。しかし、入力する行為があったことが明らかにならなければ、著作権法に違反することを示せないと考えています。そのため、プロンプトや過学習させたデータについては記録しておくように規制してほしい。

(3) 生成物の著作物性について

イ：生成物の著作物性について、1 指示・入力の分量、2 生成の試行回数、3 複数の生成物からの選択のような要素がある場合に著作物性があると判断される可能性があることを読み取れましたが、どれも創作的な事柄には繋がらないのではないのでしょうか。仮にクライアントがイラストレーターにイラストを発注した場面を考えてみる。クライアントがイラ

イラストレーターに指示を何度もしたとしても、そのイラストレーターの創作した作品の著作権はイラストレーターのものであります。また生成の試行回数に関しても、クライアントがイラストレーターに何度もしテイクするだけで、クライアントに著作権が生じることはありません。最後に、複数の生成物からの選択についても、クライアントがイラストレーターから提出された複数のイラストから選ぶだけで、そのイラストの著作権がクライアントに移ることも無いと思われます。AI 利用者、生成 AI、生成物はそれぞれクライアント、イラストレーター、イラストと対応させて考えることができます。生成 AI の生成物は機械的に画像を出力するだけで、思想または感情を創作的に表現したものではありません。加えて、AI 利用者が 1~3 のような事柄を行ったとしても、それはどこまでいっても著作権が生じることにはならないはずです。したがって、生成物には著作権はないと考えました。そのため、この素案にあるよう AI の生成物に著作権があることは認められないのではないかと考えています。

(4) その他の論点について「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極める必要がある。」とあります。このような著作権者の意思を反映して、学習に用いられたデータを取り除けるようになることを望んでいます。"

●受付番号 185001345000005007

1. AI 生成物の著作権帰属について

AI を創作ツールとして使用する際、その生成物の著作権は生成者に帰属すべきです。これは音楽制作におけるサンプリング音源や 3DCG 制作におけるテクスチャ素材の利用と同様です。素材が著作権の範囲外である限り、生成者がその作品の著作権を保持すべきだと考えます。

2. 学習素材の著作権クリアランスについて

AI の学習素材は著作権を侵害してはなりません。学習モデルに著作物が含まれている場合、そのモデルの制作者と生成者は共同で著作権者への補償責任を負うべきです。

3. 著作権侵害の判断基準について

AI による著作権侵害の判断は、既存の著作物との類似性に基づくべきですが、この判断は現状では裁判官の主観に依存しています。したがって、より客観的かつ定量的な基準に基づく判断への移行が望まれます。

4. 学習素材特定のための技術推進について

AI が使用する学習素材を特定するため、電子透かしのプロトコルや関連技術の開発が必要です。これにより、AI 学習モデルにおける著作権侵害のリスクを低減できます。定量的な基準に基づく判断を可能にするための技術的な進歩が求められています。

この経験に基づき、上記の見解を提出します。

●受付番号 185001345000005008

・生成 AI とは復元合成をするための技術である

画像生成 AI の開発元が生成型検索エンジンであると発言していました。

生成 AI は画像から画像を出力します。ならば学習元の入力データに依存しそこに込められた思想感情の享受を目的として使われていることは明らかです。復元しているのだから言い逃れはできません。

著作権者にとっては入力データとして使われること自体が不利益となります。学習と生成段階を分けて考えるなどというものは利用する側だけに都合の良い一方的な押し付けであり搾取です。

・海賊版との線引き

生成 AI とその他の創作には決定的に異なる点があります。それは他者の著作物を直接的に利用している点です。既存製品から直接型をとって作られた類似品は海賊版と呼ばれます。〇〇風の画像を作りたいなら直接オリジナルを入力するのではなく自前で用意するのが最低限の線引きのはずです。(それも問題がないわけではありません)

直接利用するなら許諾を取る必要があります。

・生成 AI はアイデアを抽出しているわけではない

表現された絵柄や作風は成果物と一体であり、アイデアだけを切り離すことはできない。

生成 AI が復元しているのは切り離された絵柄や作風ではなく成果物そのもの。

生成 AI が海賊版のそしりを免れるには入力データを自前で用意するほかないのである。

・現状の生成 AI は唾棄すべき海賊版

コンテンツ産業にとって海賊版はコンテンツ市場を破壊し価値を棄損するものでした。ならば、ネット上のコンテンツ（海賊版含む）や知的財産を無差別・無許諾・無報酬で収集した生成 AI はそれに類するものであるといえます。生成 AI で入力データの複製が出力されることは周知の事実である故。

生成 AI を肯定することは海賊版の肯定につながります。

いままで海賊版を滅ぼそうとしてきたメーカーが生成 AI を使い始めたらユーザーにはどう見えるでしょうか？私達には「正規版を買え、海賊版に手を出すな。」と言っておきながら自分たちはそれから作られた生成 AI を使うのか？馬鹿にするのも大概にしてほしい。ユーザーが離れるのも道理と言えます。

生成 AI に手を出して今まで築いてきた信頼を投げ捨ててしまったメーカーを既に見てきました。

・生成 AI を規制してください。

無断学習を許した生成 AI は知的財産をロンダリングするための窃盗装置です。

ネット上の創作環境も最悪です。

生成 AI が野放しのままならクリエイターは筆を折りコンテンツ産業は確実に衰退するでしょう。

- ・無断学習という名の搾取を禁止してください。

知的財産・肖像・プライバシーなどが学習の名のもとに収集改変されおもちゃにされています。

海賊版コンテンツ・盗撮・CSAM Child Sexual Abuse Material（児童性的虐待コンテンツ）など、第三者がネットにアップしたものを公開情報などと定義し利用しようとししないでください。

著作物を自ら公開したとしてもそれを利用する範囲を決めるのは著作権者であるべきです。

- ・ブラックボックスを開けるべきです

安全性・公平性・透明性を向上させるために学習元データの開示を法的拘束力を持って義務付けてください。

- ・法律も技術も人間のためにあるべき

生成 AI によって人間の尊厳が侵害されている現実を見てください。

30 条の 4 はそれを後押ししているのは確実です、機械学習パラダイスなどと夢を見ている場合ではありません。改正してください。

●受付番号 185001345000005009

イラスト生成 AI の普及によって、仕事を妨げられたり、作品を勝手に使われたり、不利益を被っているイラストレーターは数え切れません。

不愉快に思うだけでなく、筆を折ろうとしている方もいます。

そうなれば、回りまわって打撃を受けるのは他ならぬ日本です。

この国を代表する文化の価値を守るためにも、人が作るものの著作権を侵害するようなことは起こらないようにしてもらいたいです。

1

「見まがうようなコンテンツ」の記載どおり、無断学習した生成 AI が出力した生成物は著作権侵害のまがい物です。それは創作ではなく盗用であり、クリエイターと呼ぶもおこがましい行為です。生成 AI の議論以前に「人様のものを勝手に使ってはいけない」という社会一般の倫理を前提とすべきです。

2 (1)

人間が自らの手で制作した創作物と、生成 AI で短期間に大量出力される生成物は全く性質が異なるため、従来の著作権法の解釈で一律に整合は取れません。生成 AI を適切に規制する法整備が必要です。

3 (1) ウ

「学習データの切り貼りではないとされる」との確定事項のような表記は検討のミスリードを招きかねず、結論ありきの恣意的な議論誘導の意図すら汲み取れます。

生成 AI の実態は、その開発者が生成型検索エンジンと認めているように、学習したデータセット中の既存画像や文章等を確率的に複合して出力する高度な切り貼りに過ぎず、生成 AI 自体が思考してゼロから独自の成果物を創造するものではありません。

4

生成 AI による学習をクリエイターや実演家等の権利者が拒否できる権利を法律で保障してください。無断学習された場合は、裁判によらない簡単な申請でデータセットから学習結果を削除できるよう法律で義務化してください。当該データセットの開示も義務化する必要があります。

生成 AI の目新しさや目先の利益ばかりに目を奪われず、国際的な潮流に逸脱しない適切な規制の制定を強く要望します。推進派の皆様も規制は停滞を招くと決めつけず、適切な規制はむしろ最善のイノベーションを生み出すとの発想の転換をお願いします。

5 (1) ア (イ)

生成 AI に関する法第 30 条の 4 の適用範囲等の再整理が肝要ですが、本素案を検討する小委員会にクリエイターや実演家等の権利者が適正数加わっておらず、公平な議論のバランスを欠いています。

5 (1) イ (ア)

情報解析の用に供する場合のみでも、米国研究機関の調査で 50 億枚以上の画像を取り込んだ生成 AI の学習データセットに児童性的虐待画像 (CSAM) が 1,000 枚以上含まれていた事例があったように、適切な規制は不可欠です。

著作権法第 30 条の 4 は、技術開発・実用化試験や、研究活動等の学術的な目的での著作物利用を想定しており、生成 AI に大量の画像データを無断学習させたデータセットにより出力した生成物を公衆送信すること、あまつさえ販売し利益を得ることは想定・包含されてい

ません。にも関わらず、本素案は法第 30 条の 4 の権利制限規定を恣意的に拡大解釈し、著作権者の権利侵害をさらに助長する内容を含むため、到底容認できません。

5 (1) エ (オ)

学習用データセットに海賊版画像等が混入することを容認するような表記は、文化庁の責務を放棄するに等しい暴論です。生成 AI の学習に際して海賊版由来の画像データが混入した場合は、これらを当該データセットから削除する対応を義務付けて然るべきです。

5 (2)

生成 AI に無断学習させて出力した生成物を営利目的で販売して不当な利益を得る者や、標的にしたクリエイターの創作物を LoRA 等で集中的に無断学習させ、酷似の生成物を乱造・氾濫させた挙句、当該クリエイターに殺害予告を行う輩まで現れています。

米国の著名女性アーティストのディープフェイクポルノ画像が生成 AI で作成され拡散される事件や、能登半島地震で東日本大震災時の津波映像を加工したディープフェイク動画が拡散され、避難活動や人命救助活動に混乱を生じる事例も発生しています。

このように生成 AI は現状、その簡便性に溺れ、法的にも倫理的にも逸脱した利用者を多く生み出しています。反面、自らの膨大な時間を費やし、汗水流して研鑽を積み重ね、イラストや漫画等の作品を生み出している多くの一次創作者の努力がこの瞬間にも踏みにじられています。これら一次創作者が営々と積み上げてきた成果物こそが、日本のクールジャパン文化の根幹を成す貴重なコンテンツ資源です。

生成 AI は既存のクリエイターからの搾取を前提に成立しており、その結果出力された、人間が創る著作物と比較にならない数の酷似の生成物が従来の創作市場に氾濫することで、市場が停滞・崩壊してしまいます。このまま生成 AI の利用を野放図に推進すれば、外資企業の好餌として国内クールジャパン関連コンテンツの収奪を招き、日本のコンテンツ文化が取り返しのつかないレベルまで沈没しかねません。

5 (3)

「生成 AI を操作して指示すること」は「制作」には当たらず、無断学習した生成 AI が出力した生成物に著作権を認めるなどは論外です。既存の著作物の存在を前提とし、そこにただ乗りする生成 AI において、その指示量や試行回数の過多は著作物性の根拠にはなり得ません。AI 生成物に著作物性を認めることは一切不可です。

●受付番号 185001345000005011

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

ア 「柔軟な権利制限規定」の制定に至る背景と経緯 は法改定当時は現在のような生成 AI が誕生する前であり、現状にはそぐわない考えである、

ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存

著作権者による学習の拒絶について、法第 30 条の 4 では学習と出力は分けて考えるべきであり、対価改修の利益を害しないので拒絶できないとあるが、学習データを用いない限り AI 生成はデータ出力が不可能である。両者は密な関係があると言えるので切り離して議論することは机上の空論ではないか。特に、画像/音声进行学习し、画像/音声という同じ種類のものを出力するのならば、その学習は思想または感情の享受を目的にしているのは明白であるように考えられる。一番の問題は無断学習データで、データ元である著作権者と競合する生成 AI ツールを開発するという事は不当な権利の侵害行為に該当する。

また、この合法の名の下に行われる無断学習に関しては各映像・音声・画像の創作団体・報道団体から声明がだされており、無断学習への拒否反応は大きい。

生成 AI ユーザーが合法の名の下に著作物と酷似した生成物を作成し、著作権者が禁止している用途（性的な表現）の生成物を大量に生成、販売や嫌がらせをしていることその生成 AI 出力物への拒否感を高めていると思われる。実際に生成 AI を使用した CM やキャンペーンなどは軒並み批判を受けている。批判の内容を見ると、データソースが不明なので誰のデータを使用しているのか、なぜ生成 AI を使用したのか（人間のクリエイターを使わないのはなぜか?）、主流な生成 AI ツールにはというものが多い。

また英語もかなりの数が見いだされ日本国内に限らず海外でも生成 AI 自体への否定を見ることができる。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成について学習データの切り貼りではないとされるとあるが、海外製生成 AI ツール「Midjourney V6」では、映画のスクリーンショットと全く同じ画像が出力されます。

検証サイト：

- ・日本人プロ声優による 449 キャラクター、約 36 万の音声ファイル、合計約 581 時間、343GB の音声データセットを作成されている
 - ・画像生成 AI（人工知能）の学習用データセット「LAION（ライオン）5B」には強い疑いを含むと 3000 件以上の CSAM（Child Sexual Abuse Material＝児童虐待画像※日本でいうポルノとは異なり、実際の虐待画像）が学習されている
- 上記内容から著名人以外の

・Meta AI は Instagram などの投稿を学習した生成 AI を発表。大多数のユーザーはその事実を事前に知らない。

上記内容が公になるにつれ、AI 生成物に関してはディープフェイクやなりすましの事件が国内外で多数発生しており、特に音楽・声のディープフェイクで懸念が広がっている。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

(イ) 依拠性の考え方について

AI 利用者が知らなかった場合でも、AI が学習していた場合には、依拠性があったと認められるというのはこれは当然のことである。なぜならば生成 AI はデータセットにあるものしか出力できないからであり、これは明確に制定すべきである。また依拠性の確認には学習データセットの開示は必須にするべきだと考える。これは国内外企業問わずに制定すべきである。

●受付番号 185001345000005012

自分や家族、友人の写真を使われたくありません。慎重なご検討をよろしくお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005013

好きな作品を描いている作者様達の努力をフリー素材のように扱い。コピーを量産されている現状が辛いです。

このままでは彼らは創作をやめてしまうかもしれない。

そして簡単に生成 AI で作品が作られるようになれば市場が崩壊し、色んな作品が見れなくなってしまうかもしれません。そしてその結果 AI の溢れ。AI が AI を学習するケースも多くなるでしょう。そうなればもう発展は望めません。そのようなことはあってはなりません。そして生成 AI によるフェイク画像が現在進行形で横行しており、これは非常に危険です。直ちに生成 AI は何かしらの規制が入るべきです。

現在生成 AI で評価されている物は独自性ではなく。特定の絵柄や特定の作者の絵柄などが人気であり。それらを生成するために彼らのデータを無償で欲している状況です。彼らのデータがなければその絵柄は再現できない事から。

これは著作権侵害であり生成 AI はただの海賊版と言わざるおえません。このような事は絶対に許されてはいけません。

どうかご検討の程よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005014

- ・形態など関わらずにも AI にイラストなどのものを学習させた場合は、その作者に使用料として一枚一万円以上を払うこと。
- ・AI イラストなどを使用している会社はかならずその事を公表すること。

●受付番号 185001345000005015

■■■■さんが自殺しました。自身の漫画が改変されドラマ化されたことを受けてのことだと思われます。魂を込めて作ったものが踏みにじられるのは命を断つほどの苦しみであるということをどうか分かって頂きたいです。現在の AI を取り巻く環境はクリエイターの魂を踏みにじっています。■■■■さんの件も、法的には問題のない改変・ドラマ化だったでしょう。しかし、法的には問題がない行いであったとしても、魂を込めて作ったものが踏みにじられることは耐え難い苦痛なのです。AI によって誰かが亡くなるようなことになって欲しくありません。十分な規制とクリエイターの保護をして欲しいと思います。

●受付番号 185001345000005016

まず、生成 AI は名前についている通りに「生成すること」を目的とした出力エンジンであるため、学習過程と生成過程を「分けて考える」というのは不可能である。

著作権問題は「現行法で対応可能」としているが、同業のイラストレーターは生成 AI による盗作、殺害予告、自殺教唆などされているがどれも「合法だから」と言われやられている。これら嫌がらせは本当に現行法で対応可能なのか？対応できてないではないか。

イラストレーターでなくても、先日、ハリウッド女優のポルノ画像が量産され、それが問題視された結果 Twitter(X)の検索に当該女優の名前を入力しても検索がかからないという力業で対応されたことがあった。

これはハリウッド女優のような有名人でなくても起こっている。

Twitter(X)や instagram に顔を出している女性を勝手に脱がせ、その画像を公開している連中もいる。

アイコン技術は昔からあったが、技術障壁によって足切りされ一般人はほぼできない技術だったが、現在は生成 AI のおかげでどこの誰でも脱衣コラージュのようなものが出せる時代になっている。

そもそもアイコン自体が褒められた技術ではない。

実際、昨今はいじめのバリエーションにこれが追加されており、海外ではこれが悪用され 14 歳で命を絶った被害者もいる。

こんなものは被害者が泣き寝入りするしかない、唾棄すべき技術だ。

私自身画業だが、盗作、殺害予告、自殺教唆といった嫌がらせを目の当たりにしてやる気が出るわけがなく、生産性が著しく悪くなっている。

EU やアメリカでは生成 AI 規制法案の検討が進んでおり、特に EU の法案は「域外適用」である。

日本だけ無規制で進めて EU から巨額の制裁金を要求されたとき、生成 AI 賛成派と文化庁だけで金を支払ってくれるのか？

多額の制裁金を要求されたとき、税金の引き上げなどを手段として講じなければならなくなるのでは？

それからいい加減、生成 AI についての会議は当事者(写真家や画業の人間)を呼ばないと話が全く進まないから当事者を呼んだ方がいい。

イエスマンだけで固めた会議に何の意味があるのか。

●受付番号 185001345000005017

生成 AI により、児童ポルノの生成、及びターゲットにされてしまった少女が自殺するという事件が海外で発生している。またこの国では他者の著作物を AI により生成し、本来の著作者に対して殺害予告をするという事件も起きている。

その他、生成 AI を作品として有料で販売する行為もあり、基本的にトラブルの温床となる。使う人間に生成 AI を悪用するものが存在する以上、生成 AI に関しては今以上に厳しく利用を規制すべきだ。

●受付番号 185001345000005018

生成 AI にいくら指示を重ねてもそれは指示を重ねただけです。

グーグル検索に独創的な単語を入力した結果に著作権を与えるのと同義です。

生成 AI で作成した制作物に著作権を付与するのは間違いです。

●受付番号 185001345000005019

フェイクポルノに使用されそうで怖いです。海外では事実女の子が亡くなった事件があったかと思います。

●受付番号 185001345000005020

生成 AI に好意的な感情を持っていません

無断でファンアートや著作権作品やイラストから盗んで作っているのが信じられない。

見た事のある絵柄や構図、作者のサインまで入ってたという事例も見受けられます

学習用に任意で画像を提供したいという人がいるならそれでいいと思いますが、勝手に盗んだものを我が物顔で販売したり公開している人間は倫理観が欠落しているにも程があります

このまま無法で進んでいけば間違いなく美術等を目指そうとする人間は減りますし、面の皮が分厚い盗人だけが得をする最悪な未来が待っていると思います

●受付番号 185001345000005021

自分や家族の写真、またはイラストなどの創作物を無許可で勝手に使われたり AI に学習されたくありません。現状でもすでに多くの方が AI 学習による無断使用、無断掲載に大変苦しんでいます。無許可に他人の作品を学習し生成されたものに著作権が付与されたり、これ以上の無法地帯になれば、自らの技術で作品を生み出す人たちが生産活動を諦めてしまいます。これから生み出されるはずの文化が損なわれたり失われないよう、AI と著作権に関する慎重な意見の数々に耳を傾けていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005022

同 IP より 2 通目 1 通目より生成 AI の被害懸念に言及

【4. 関係者からの様々な懸念の声について】

結論：最終的に無断学習のブロック、現在の生成 AI ソフトウェアの禁止のお願い

ウォーターマークなど生成 AI だとわかるようにした程度では抑えきれない被害が続出し始めています。以下に懸念を感じた点。

- ・生成 AI、またその類似した技術によるディープフェイクの懸念

既に以下の被害が出て収集つきません

 
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240129/k10014339191000.html>

「(自動翻訳) 60 人の男子生徒からなる悪質な Snapchat グループから嘲笑され たことと、同グループが女子生徒を嘲笑し、偽のヌード写真を投稿したとされる内容について告げられた。」

<https://www.dailymail.co.uk/news/article-13005113/Mia-Janin-death-bullied-schoolgirl-14-family-mother-heartbroken-died-months.html>

これらは各個人の自衛の範囲を超えており

大きく人格権を損ない、一度世に出れば二次被害は避けられません。

主な引用データセットである LAION-5B は CSAM データの削除の為

登録されたデータを検索できず非公開

その登録された評価データは同意のしようがない無断アップロード、単純所持が禁止されているメディア、商用利用禁止の研究データ、肖像、個人プライバシーなど、不適正な紐づけかどうか殆ど判別できない状態で集められています。

それらの学習データセットを引用するのは盗撮・盗難と変わらない行為であり、とても人間の通常学習と同等に扱う事は不可と思えます。

生成 AI の学習は既存データの動的コピーであり

生成結果はそのコラージュ合成です

また、その生成元は出典が限りなく不透明で商業利用に値する信用ができません。

その圧倒的な生産力と誰でも高クオリティなメディアが出来る事は、司法の麻痺が起きる、または個人の資本力では防衛できないほど治安の悪化が起きる懸念が想像できます。

一般に提供できる技術ではないと感じます。

テキスト生成 AI・chatGPT も有料記事のコピーが出現し、その無断学習が指摘されています。

<https://news.nicovideo.jp/watch/nw12953971>

<https://www.asahi.com/articles/ASR6Y2J33R6YUHB1009.html>

これらの無断学習は技術を奪い、著しく雇用の打撃を与え、経済を委縮させ、治安の悪化をもたらすものと非常に不安を覚えます。

クリエイターへの集中学習でなりすまし、元絵を不適切なものへ改変したりと、嫌がらせも大変目につきやすくなりました。

生成 AI の一般提供・私的利用は出来る限り禁止・制限すべきです。

お読みいただきありがとうございました。

どうぞご参考に頂ければ幸いです。

●受付番号 185001345000005023

やはり大きな問題は、著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている点と、その AI を使用して商用利用をしている利用者が居る点であると思われます。

それにより、無断で著作物を利用されたクリエイターが明らかに被害を被り、また、製作意欲を失うなどのケースも考えられます。

このままでは日本のクールジャパン文化が衰退するのは明らかです。現状を許してはならないと思います。

理想は、現時点で著作物を無断利用している AI の学習データを全て破棄させる事ですが、それは海外サーバーなどもあるため現実的に難しいと思います。

著作権侵害のない AI を新たに開発する事を国内企業で推し進め、例えばイラストや文章や写真のクリエイターが学習データを有料販売することでクリエイターに還元される仕組みを作り、それ以外の著作物を無断で利用する AI については、AI 利用者が生成物を販売や商用利用することを法的に禁じる……というのが、最も良い落としどころではないかと考えます。

●受付番号 185001345000005024

AI 学習のための許可を個人に取るようにしてほしい。

AI 学習に使用したデータの公開義務化。

また当然、AI 学習への拒否権の確立。

生成物利用については、AI 生成物であるとの証明や生成物への表記を義務化。

なぜ義務化が必要であるかは、AI 生成物による、誹謗中傷、名誉毀損の材料になりうる可能性、この課題を解決しない限り AI での生成物を流出するべきではないと思っています。

●受付番号 185001345000005025

このパブリックコメントを通じて言いたい事は一つ。「他人が作った物を勝手に使うな。」それ以外に無い。

「享受」が目的であろうが無かろうが学習と出力を分けると言う時点で詭弁でしかなく、敬意も報酬も無く、搾取するだけの生成 AI がクリエイターに譲歩を望むべきでは無い。

1.著作物にフリーライドしてるだけの生成 AI 利用者に対して”クリエイター”などの名称を使用することは適当ではない。乞食や割れ厨、泥棒が本質的だ。

2.

(1)

盗作ツールと人間が同じ土俵で語られるべきではない。使用者の信用を落とす様な物を著作権の中で扱う事さえ強烈な嫌悪感を催す。未だにこの様な幼稚な前提を語っている様では国の信用に関わる話で即刻是正すべき。

(2)ア

生成 AI によって付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されていると言う文言について、2 年ほど経って未だにこれと言った価値を見出せていない事について現実を直視すべき。

生成 AI による偽情報の拡散（静岡県の水害にまつわるデマ、台湾大統領選挙での偽画像による妨害、介入）、ネット情報の汚染、ディープフェイクによる性的嫌がらせや脅迫、それに伴う自殺、児童ポルノを大量に生成し（pixiv が BBC から名指しで児童ポルノ販売の中継地点になっているとの指摘）現実の児童に対する性被害の対応を遅延させる、

クリエイターへの嫌がらせ（殺害予告、反対意思を表明したクリエイターの SNS アカウントを凍結させたり、そのクリエイターの集中学習モデルを制作しばら撒く等の脅迫）

死亡したクリエイターの集中学習モデルを頒布し使用した場合クレジットに自分（集中学習モデルの製作者）の名前を入れることを要求する生成 AI 利用者（韓国人イラストレーターの死亡に伴った事例）、生成 AI チャット bot との会話から英国女王を暗殺しようとした事例、チャット bot に自殺を勧められた人が自殺

上げたらキリがない位の悪評に対して生成 AI が何か価値と呼べるものを提供している実感は一切ない。この忌避の対象である生成 AI を使う事による付加価値とは一体何を指すのか。

3.

(1)ウ

au が広告で使用した生成 AI からは簡単なプロンプトで他社 IP キャラクターがゴロゴロ出て来た事から「生成 AI の出力がデータセットの切り貼りでない」と言う文章は明らかな虚偽。盗作ツールであると認めるべき。

4.

生成 AI 利用者の懸念に対して、創作全般において生成 AI を使わなければ全て解決するので考慮する必要は無い。

5.

(1)

30 条の 4 を破棄すべき。

生成 AI は今まで著作権で保護されなかった作風や画風を（著作権には関係ないが容姿や声を）盗む事に特化した技術であり、その点においても人間の創作とは一線を画すものであると言える。

2022～23 年にかけて stable diffusion が大量に生成した「masterpiece」と言うプロンプトによって出力されるマスピ顔と呼ばれる絵柄は元々大陸系のイラストレーター達が編み出したリアルとアニメ的なデフォルメを上手く融合した絵柄だったが生成 AI により大量に出力されたことによって忌避の対象に成り下がった。

勝手に絵柄を使われ大量に出力された結果、飽きられ、嫌われる様になる。これが権利者の利益を害していないと判断するなら法に欠陥がある。

学習と生成を分けると言うのはそもそも意味が無い。

権利制限規定について著作者が反対の意思を示している事が権利制限規定の対象から除外される根拠にならない、絵柄は著作権で保護されない、これはつまり日本では画像生成 AI を作れないが、海外製の生成 AI で出力する事は裁けないのでクリエイターは引き続き餌になれと言う事にしかない。

また、現状、30 条の 4 は生成 AI 利用者に趣旨を曲解され生成に著作物を使う事が違法でなく、著作者がやめてくれと頼んでも取り合わず嫌がらせをする口実になっている。

非対称性について、クリエイターは奪われるばかりで報酬もなければ拒否権もないのに著作権侵害があった場合費用をかけて裁判を行わなければならない点に納得が行かない。

また著作権を侵害した利用者が責任を負わないなど言語道断であり生成 AI を使った時点で著作権や他の権利、侵害し、搾取に加担する意図があると見るべきだ。

5.

3 生成物の著作物性について

創作における著作物性を認めてはならない。

楽曲のコード進行は限られおりそれを総当たりされ著作権を主張されれば表現は成り立たなくなる。

生成 AI に著作物性が認められることはすなわち万引きしたものを被害店舗の隣で売ることと等しくその様な状況は決して受け入れられない。

生成 AI に著作物性が認められるようなことがあれば日本のコンテンツ産業はその日から衰退の一途をたどる事になる。

●受付番号 185001345000005026

3.生成 AI

昨今 SNS や画像投稿サイトなどで、画像生成 AI を用いたものが増加している。なかには、明らかに特定の作者・作品をもとにしたものや、その作風を踏まえた成人向のものもみられる。学習段階で使われるのあれ、出力された結果であれ、無許可で自身の作品が使われるのは権利の侵害である。

特別な知識や技術がなくても作成できるからこそ、各人の善意や倫理に委ねるのではなく、明確なルールが必要と考える。

●受付番号 185001345000005027

クールジャパン戦略としてポップカルチャーなどを押し出していくつもりであれば、他人の著作物を盗むような生成 AI を許すべきではないと思います。AI 学習に関する法規制を進めていただきたいです。

今のような無法な AI で食い扶持を失っていくのはこれから育っていくまだ若いクリエイターだと思います。この状況を放置してしまえば数年後にはどんどんクリエイティブ業界が痩せ細っていくような気がしてなりません。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ア 検討の前提

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合のぐらい例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる、とあるが、現在生成 AI によって作風・画風を模倣されることで被害を受けているクリエイターが存在する。クリエイターの作風・画風を用いて、公序良俗に反する作品を生成し、模倣されたクリエイターの作品であると誤解される・または意図的に拡散し、誹謗中傷を行うケースもみられる。その対応にあたり、本来得られる収入や社会的信用がなくなる問題が生じている。これは現在の著作権には作風・画風が含まれていないことによる弊害である。

クリエイターは生成 AI と同じく、多くの作品を学び・模倣し、自身の作品を表現するものであるが、そこには必ずクリエイターの個性が新たに追加されるものであり、文化の発展に寄与していくもの(著作権法第1条)である。逆に生成 AI を利用し、作風・画風を模倣することにクリエイターの個性が新たに追加されるものではない。故に、生成 AI について現在の著作権法を当てはめることは難しいと考える。

生成 AI を用いた新たな表現には期待できるが、安易な作風・画風の模倣は現在、そして未来のクリエイター、ひいては文化の発展を阻害し兼ねない。故に、生成 AI を用いる場合、クリエイターの作風・画風にも著作権と同等の制限を作るものであると考える。

(エ) 本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

Nightshade などの生成 AI の学習を阻害するツールについて使用することは著作者の権利である認識だが問題ないか。また、上記のようなツールを使用し、生成 AI の学習データに不具合が生じた場合でも、クリエイターに責任はなく、クリエイターの権利として守られる認識であるが相違ないか。

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

著作物性を判断するにあたり、創作的表現の具体性のない詳細な指示を示してほしい。また、著作物になるための要件に 1,思想又は感情を、2,創作的に、3,表現したものであり、かつ、4,文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。とあるが、不特定多数へ向けた収益のみを目的として大量に生成された、1,2,3,を有していない生成された文芸、学術、美術又は音楽との区別はつくのか。

(4) その他の論点について

AI 開発に使用するデータについて、すべての著作物に対して許可を取り、学習することは不可能ではない。むしろ、特定の生成物を目指す学習の場合、インターネット上の不特定多数の膨大な学習データを解析するよりも、特定の生成物に近いデータを選択し、学習させるほうが効率的である。そのため、生成 AI の学習について、著作権を適用しても多少の時間はかかるが、生成 AI の今後の発展に支障はない。また、この手法は著作権がクリーンになるため、生成・利用段階に著作権の問題が出ることはない。

●受付番号 185001345000005029

日本からクリエイターの存在を抹消されるおつもりですか？

また、今回の素案を通したら著作権だけでなく肖像権や人権までもが侵害されるのではないのでしょうか。

●素案 10 ページ後半から記載されている(1)生成 AI についての項について

『生成 AI が生成した制作物は、学習データの切り貼りではない』という旨の記載がありますが、事実としてデータの切り貼りになります。

そもそも、生成 AI の大多数が無断転載された写真やイラストを学習して画像を生成しています。まず、無断転載という行為自体が著作権を傷つけているのではないのでしょうか。そこから更に、学習データを寄せ集めたものから出力して制作しているのですから、これを学習したデータの切り貼りではないと認めるのは矛盾が生じることになります。

●生成 AI で出力した生成物に著作権を与えること自体について

下記は想定される悪用方法です。

(1)AI であらかじめ大量に作品を制作しておいてインターネット等に公開する

(2)手描きで制作された作品が(1)で制作された作品のどれかに画風や構図、シチュエーションなどが似ていた

(3)(1)で AI の生成物に著作権があった場合、著作権の侵害として訴える

このようなことが可能になるのではないのでしょうか。これではいつか誰もクリエイターとして活動をしなくなりますよね。著作権の侵害として訴えるまではしなくても、インターネット上で所謂『炎上』をして誹謗中傷を受けることで命を絶つ人も出てきてしまうのではないのでしょうか。

既に述べていますが、生成 AI の学習元データはほとんどが無断転載のイラストや写真です。学習に使用されたイラストの作者や写真に写った人は学習に使用されたことも知らないでしょう。もし当人の知らないところで、当人の顔を元にしたポルノ画像が生成されていて、それがインターネットに流出していたら気づいても止めることはできません。また、そのポルノ画像を成人向けとして販売していたとしても、AI 生成物に著作権があれば、それは生成物を出力した人間の著作物となるので、顔が似ているだけの制作物となるので罰せられることは難しくなります。これは肖像権だけではなく、人権の侵害にはなるのではないのでしょうか。自分の娘さんや奥さまなど身近な人が、生成 AI を使ってポルノ画像を作られたらどう思いますか。

拙い散文となりましたが、文化庁の皆様には著作権や日本のクリエイターの在り方についてよく考えて頂きたいものです。創作をする身といたしましては、今回 AI 生成物に著作権を与えるという発送が出たこと自体が残念でなりません。

●受付番号 185001345000005030

この素案についてですが、反対です。自分や家族や友達の写真を使われたくないです。

●受付番号 185001345000005031

■さんが亡くなられた件で、我が子
のような大事な作品を勝手に改変されることが作者にとってどれだけの苦痛かお判りいた
だけたかと存じます。

AI に学習され、勝手に筆致を模倣されることもまた、耐え難い苦痛です。
憤死しそうです。

●受付番号 185001345000005032

AI 学習データベースに他人の著作物が含まれていることが良くないと思う。

また、AI 生成作品には全面的もしくは目に見えてわかるようにウォーターマークをつけること。特定の著作物を学習させた場合にはクリエイターの許可をもらった上で作者名を明記する必要があると思う。

そもそもが著作物の保存（個人の範囲で楽しむ）以外の目的で作品を楽しんでもらいたいクリエイターはほとんどいない。

作品を保存し学習に使うこと自体が著作権の侵害に当たるため、AI 生成作品は限りなくグレーに近いアウトな物だと認識している。

AI 生成作品は勝手に学習に使われたクリエイターの創作意欲を削ぐ。

このままでは自由なアート活動ができなくなる可能性がある。

個人が創作した声や絵などを本人が AI を使用し作品とすることには賛成する。

ネットリテラシーの再教育が全世界において共通の課題であると考えます。

●受付番号 185001345000005033

生成 AI で出力された生成物は大量の写真やイラストを学習しており、その学習されたイラストや写真の中には許可なく学習されたアーティストのイラストや写真といった著作物、犯罪に触れる児童ポルノ画像、医療の流出画像、戦争の遺体写真、一般人及び有名人の写真等が学習されている。

画像生成 AI は他人の著作物、知的財産を侵害したり肖像権を侵害している。

他人の権で相撲を取ってる生成 AI 推進派の方は反対しているアーティストを攻撃する目的で対象のイラストレーターの作品を勝手に学習させ、出来上がったコラージュ画像を送りつけ誹謗中傷をして黙らせる、といった目に余る行為が昨今繰り返されている。

いじめの道具にも使えてしまう。写真があればその人を脱がせたり逮捕されていたことのできる。デマや捏造が簡単に手軽に誰でもできる。

戦争にも利用できます。

自民党 AI プロジェクトチーム所属の赤松健議員が私達の意見を初心者中級者の苦情だと言って聞かず、海賊版データを容認している。この方がアーティストに寄り添った議員だとは到底思えません。

武蔵野美術大学の生徒が日本銀行券をスキャンして画像生成 AI で偽札を生成していました。本来、貨幣に類似するものを許可を持たない人間が作成すること自体違法なはずです。通貨及証券模造取締法的にアウトだと思うのですが...

規制を訴えている方に対して生成 AI 推進派の方が大量の殺害予告メールを送りつけるといった犯罪行為が行われています。

アーティストやそうでない方も被害を受けています。

迅速な法規制を望みます。

生成 AI に関する共同声明を

【日本雑誌協会】

集英社、小学館、スクウェア・エニックス、等 83 社

【日本書籍出版協会】

秋田書店、KADOKAWA、講談社、集英社、小学館、新潮社、徳間書店、白泉社、等 391 社

【日本新聞協会】

朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、TBS、日テレ、フジ、テレ朝、テレ東、文化放送、ニッポン放送、等 123 社

が出している。

- ・日本美術家連盟
- ・日本グラフィックデザイン協会
- ・日本児童出版美術家連盟
- ・日本理科美術協会

- ・日本出版美術家連盟
- ・東京イラストレーターズ・ソサエティ
- ・日本図書設計家協会

が所属する日本美術著作権連合も、出版 4 団体と同日 2023 年 8 月 17 日に声明を出していました。先月 24 日には JASRAC も懸念を表明しています。

政府の知的財産権上の問題を議論する検討会で JASRAC が以下のことを求めました。

- ・ AI の学習に利用した著作物の情報を記録、開示するといった方法での透明性の確保
- ・ 著作者を詐称し、創作者の権利を侵害した場合の罰則が必要

●受付番号 185001345000005034

個人・団体の別 個人

1.はじめに

私はイラスト制作を生業としている。この度の生成 AI については、創作活動や業務をより自由にできる物だと期待していたが、現在は倫理や権利を無視した一部利用者・開発者の行動に危機感を感じている。添付資料にある内容にはおおむね同意できるため、個人的に問題を感じる部分を記述した。

5.各論点について

(2)生成・利用段階

海賊版等の学習を行った生成 AI について、意図的に学習されている場合でも、「そのつもりは無かった」と言い逃れできてしまうようでは、このような著作権を侵害する可能性がある AI の利用を後押ししてしまうのではないか。

AI による生成物が一定の知名度が無い一個人の作品群に似ている場合においても、著名作家や企業の IP と同様に扱って欲しい。例えば、現在人気のちいかわなども、■■■■の人気があったとはいえ、旧 Twitter(X)のたったひとつのアカウントから人気に火がついた。ほかの界限でも、知名度こそ低くとも、強烈な技術力や作家性を持つ個人というのは案外多い。彼らの可能性を潰さないためにも、将来のカルチャーと、それを担う人のための選択を期待している。

●受付番号 185001345000005035

現状巷にあふれる生成 AI に不安を感じているので、このような意見募集の機会をいただける事に感謝します。

無断学習による未成年者をはじめ不都合の性的画像、創作者の心を踏みにじるような事があってはならないと考えます。

ゼロから作品を生み出す人達の尊厳を守る施策を何卒お願いします。

生成 AI を提供する側は、必ず合意のある学習素材のみを利用する、学習元を明らかにする等の透明性のある運用で、著作権や合意無き作品・作者、一般人の画像が守られるようお願いします。

●受付番号 185001345000005036

画像生成 AI、文章生成 AI などの国内での使用を一切禁じるべき。もしくは特許制にするなど何らかの対策をせねばならない

たかが著作物の改変に過ぎないものを市場に流布させて著作者の販路を阻害あるいは権利侵害を加速させるような行為は文化の発展を阻害します

が亡くなられた騒動がありました

事の発端は脚本家が原作を蔑ろに原作者がそれにおいて多大な心労を被った事が一因かと思いますが生成 AI もこの件に類似します

創作する人々すべての知的財産を踏みにじる存在が生成 AI、そしてそれを行使する知的財産の欠けらも無い人間。これに著作権を与えてしまったらこの国はもう二度と再起することは無いと思います

絶対に AI に著作権なんが与えないでください

●受付番号 185001345000005037

以下「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の各項目に該当するであろう意見を順に述べます。最後に意見をまとめます。

なお、私の考えを示すうえで、著作物を製作した最初の人物を「本来の作者」、AI 等を介して作成したものについては「生成者」「生成物」という表記とします。

2. 検討の前提として

(1)

ア著作権法で保護される著作物の範囲

著作物に該当するものとそうでないものについて言及されていますが、これらの条件を考慮するとインターネット上にある作品は著作権フリーの素材ではありません。アーティストの活動以外にも一般の個人が趣味とはいえ公開している作品があります。また、海外では学習データに児童ポルノに該当する写真が含まれていた事例もあります。もしこれらが著作物にならないとしたら、一体なにが著作物に該当するのでしょうか。生成 AI が学習しているデータに著作物が含まれていないと証明するのには、学習したデータを開示ししかるべき手順を踏み精査すべきです。また、生成者に対しデータの開示請求や違反していた場合への処罰など法整備を行うべきです。

ウ 権利制限規定の考え方

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用、私的使用のための複製、営利を目的としない上演等これらの権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利用することができる。との記載がありますが、現状これを無視した行為が横行しています。LoRA 等を使用した特定の作者の作品を集中的に学習させたものの販売。他の作品と組み合わせて成人向けの作品を作成、公開や販売を行うなどです。特に後者については本来の作者のものであると誤解を招きかねず、作者自身の経歴に問題が生じる懸念もあります。また、これらを嫌がらせ目的で行う事例もあり、本来の作者はこれらに対応するために大きな負担を強いられ、本来の業務に支障が出る経済的負担も発生します。

3. 生成 AI の技術的な背景について

ウ

(1)

この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされるとあるが、2. 検討の前提として(1) ウ 権利制限規定の考え方 で述べたように、複数の著作物を無許可で学習データとして利用した生成物がほとんどです。つまり学習データの切り貼りでないとは到底呼べないものです。

現在の生成 AI を利用した生成物は、無断で学習された著作物が相当な数が含まれている。例として、キャラクターの名前を指定しなくてもその特徴に近い要素を持つ単語を入力すると、明らかに特定のキャラクターだと判別できるものが生成される事例。生成者が嫌がら

せとして特定の人物の作品を学習データに取り込んでいると公言している例。人物の写真を使い本物と見分けのつかないフェイク画像を作り脅迫に利用する例。本来の作者にとっては作品の窃盗と同義であり、営業妨害や精神的負担に繋がる。生成 AI に限った話ではないが、実在する人物や事件に対して誤った情報が生成・拡散が安易になる恐れがある。被害が生じた場合に、データを開示請求できるなどしかるべき法の整備を早急に行う必要があると考える。文化庁が日本の文化を保護・推進していく組織であれば、むしろ文化を衰退させる方針であり、全く持って不適切と言える。

生成 AI は魅力的な技術だが、本来の作者ばかりが負担や被害を受ける状況になっている。利用する側のモラルも現状のままでは被害者を増やすばかりである。生成 AI と共に文化を作り上げていくためにはしかるべき対策と法の整備が必要だ。

●受付番号 185001345000005038

生成 AI に著作権は無いと思います。

『生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。』

現在の生成 AI は無断学習されたデータを切り貼りして作成しています。

物によっては学習したデータそのままを出すことだってあります。

生成 AI はあくまで学習したデータを使って作品を生み出すものであり、新たな作品を生み出すことはできず、結果その作品に著作権は行使されないと考えます。

生成 AI の問題は様々です。

まず第一に無断学習したデータを使っていること。

それに生成 AI を使って悪さを働く人が多いこと。

最近ではイラストレーターの〇〇氏(X 〇〇)が嫌がらせ目的で追加学習したモデルを作られ誹謗中傷されている件(〇〇)を見てもわかる通り今の生成 AI、およびそれを喜んで使う方は碌なものじゃないのが現状です。

海外でも多くのユーザーが生成 AI に否定的であることから、現状の生成 AI に合わせた著作権の行使はダメだと考えます。

●受付番号 185001345000005039

3. 生成 AI の技術的な背景

【著作権侵害が起きないように、防止措置を講じているものもある】

具体的には？

生成 AI 自体が他人の著作物の無断使用によって成り立っている。

それで生成されたものを何かに使用することは、その時点で立派な著作権侵害と言えるのではないか。

そもそも、著作者が許可をしていないことを「現行法では問題がない」と主張し行うことは問題とは言えないのか？

生成されたものについてトラブルが起きた場合、一切責任を負わないと明記しているサービスも多い。

生成されたものが更に多くの人々に広まり、取り返しのつかない状況にも簡単に陥る現状で、著作権侵害が起きない防止措置があると言えるのか。

5. 各論点について (1) 学習・開発段階 エ(イ)

【特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの】

これは問題点として受け止めるべきである。

自分の作品と酷似したものが物凄い速度で、そして場合によっては非常に安い金額で出回ることにより、代替を余儀なくされることはクリエイター達にとって不利益以外の何物でもなく、侮辱に等しい行為である。

他人の著作物を下敷きにしている時点で、作風やアイデアを故意に真似ているのと同義であるのでは？

それは盗作と言うべきだと考える。生成 AI という機械を通せば盗作、盗用が許される現状はただの泥棒天国である。

【当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる】

絵柄のような作風が一致しているものが、全く違う創作的表現をしていることは、非常に利益を不当に害する可能性がある。

実際、児童向けの仕事をしていた方が、自信の LoRA で年齢制限表現のあるものを生成され、仕事上の不利益を危惧していた。注意喚起などを行ったり、生成物とその作成者に対応する手間暇を取られることも含め、立派に不利益と言える。

創作的表現との共通、というのは一切関係がない。また、生成 AI がしているのは創作ではなく、他人の著作の切り貼りにすぎない。

現状、クリエイター達には一切の還元がないどころか、不利益しか被っていないというのが正しい認識であると考ええる。

(収益が還元されればいいというものでもなく、他人の作品を好き勝手に使用できる現状は問題しかない)

著作者の許可が取れない学習、という時点で異常であることを理解しなければならない。これは略奪行為と変わらないからである。

日本の誇れる文化であるはずの著作物が国内外問わず盗まれ、利用されている現状は早急に改善すべきであり、法整備が必要であることを示している

まずは無断学習の禁止とその罰則等を定めるべきである。

機械が学習するのと人が学習するのは何が違うというのか、という意見もネット上では見られるが、それらに違いがないと主張するのであれば、そもそも何故自分で学習し創作を行わないのか、という結論に至る。結局のところ、生成 AI を使用した方が楽であると自ら証明している。

機械学習と人間の学習は明らかに速度、精度、手軽さなど大きな違いがある。そしてそれは、人間が学習してきたものを掠め取り土台にし踏み荒らしているに過ぎない技術である。著作物の権利は著作者にある。

また、AI に反対するものを「反 AI」とし、学習禁止と述べただけでも逆に集中的に絵柄を学習され、誹謗中傷、商用利用、また殺害予告を受けた方も SNS 上に見受けられた。AI 利用者による「やりたい放題の世界」が出来上がってしまっている。

ディープフェイク、偽情報による検索結果の汚染、ポルノ利用など、生成 AI は法律が整備されていないことを良いことに好き放題暴れまわっている印象しか受けない。

この惨状で、生成 AI がどうやって世界の発展に貢献できると言えるのか。多くの人が筆を折り、寧ろ技術は衰退に向かっている。

既存のキャラクターがほぼそのまま出てくる件はどう説明できるのか。

生成 AI は学習元の切り貼りにすぎず、学習をすればするほど元の物に近い、そして高クオリティなものを出すのは当然のことである。元の著作物の質が高いということにすぎない。このような行為が著作権を侵害していないとは思えない。

また、AI 推進派のみ(中心)で行われる会議、討論では AI 推進という方向でまとまるのは至極当然のことである。

もし今後そういったことを行うのであれば、様々な立場、特に AI を推進していない方にも声をかけ、公平な議論を行うべきである。そもそも本来の著作者に完全に依存した泥棒の技術であることを忘れるべきではない。

5 (2) について

現行案では AI による作者の意に反した学者及び作成物の公開等について、特定の単一作者の作風を模倣しない限りにおいては取締の対象とするのがほぼ不可能であると考えます。

特定作者の作風を模倣していない AI 生成物については、人間が作成した場合と同様に参考とされた作品との類似性や依拠性が相当程度認められなければ権利の侵害を認めない主旨に見受けられますが、イラスト作成の分野に置いて現在特に多くみられる AI の使用法は優れた先行作品を複数学習元とし、それら作品の最大公約数的な特徴をもつ人気のキャラクターのイラストを大量出力した上でそれらを販売して直接的に利益を得たり、SNS に公開してインプレッション等を稼ぐことにより間接的に金銭を得たりするものです。

この使用法は実際に自身の作品を AI 使用しないで欲しい意思表示をしているクリエイターの作品を作者の意に反して多数無断使用することで利益を得ているものであり、倫理的に問題のある行為であると認識していますが、無断で学習元としている作者が単一ではないため特定作者の作風に相当程度類似しているとは認定されづらく、現行案においてはこれらを取り締まることは不可能に近いです。

類似性や依拠性が認められないのであればそもそも権利侵害には当たらないのではないかとこの考え方が根底にあるのかも知れませんが、たとえ出力結果が学習元作品と相当程度類似していない場合においても、出力された作品が学習元作品を使用しなければ完成しなかったものである以上は他人の成果物を意に反して使用することで利益を得ている不当な行為であると考えます（これについて、「学習元に使用したデータは膨大であり、学習元とされたイラスト 1 枚の出力結果に対する貢献度は極めて低い」という反論があり得ますが、これは「1 人から 1 億円を盗めば犯罪だが、1 億人から 1 円ずつなら盗んでも問題ない」という考え方に近いものであり、同意できかねます）。

また、権利侵害の問題のみならず、そもそも上記に挙げたような AI の利用法は芸術文化の発展発展という意味においてはプラスに働いているとは言えず、実際に自分の作品を意に反して利益目的で使用されることで精神的に追い詰められ、筆を折ってしまうクリエイターも少なくありません。

少なくないクリエイターにとって作品とは自分自身の精神に等しい価値を持つものであり、それを意に反して改変や使用されることは大変な苦痛を伴い、最悪の場合自ら命を絶ってしまうこともあります（AI による学習はその原理上単なる改変とは異なることをもってこの事例に当たらないとするのは詭弁です）。そのことを理解した上で、権利保護についてより踏み込んで検討願います。

また、クリエイターの権利保護とは論点が異なりますが、昨今では人間が作成したと信じて購入した作品が AI によるものだった事例が散見されます。

人間が作成したか AI が作成したかは作品そのもののクオリティには影響は与えませんが、ピカソの絵の現物とオリジナルと寸分変わらない精巧なカラーコピーに同じ価値が認められないのと同様に、作品そのもののクオリティとは別に生産者が誰であるかによる付加価値が存在する以上は、AI 生成作品であることを伏せて作品を販売又は公開することは優良誤認に類似すると考えます。

一部ではすでに行われている AI 作品であることの明記について義務化を検討すべきではないでしょうか。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(ウ) 日本のサーバー上なら許されるのか。海外の著作物も学習データに使われている。信用を失う。生成 AI から著作物を守る法律が必要。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

具体例のカメラやプリンターの利用行為は理解できる。既に盗撮防止シャッター音や偽札防止機能などの制限や罰則がある。専門知識や技術を持った人が業務で美術品を利用しているのであれば責任が伴っている。生成 AI の利用行為は異なる。制限無いまま広がり悪用を罰する事もできない。不特定多数の一般人が遊びで他人の著作物を学習させており責任が伴っていない。学習データと同じ性質で(画像学習データから画像生成物)、同じ市場に、短時間に、大量に生成物を「氾濫」させた。既に侵害も享受目的もある。具体例とは別物と捉え 30 条の 4 の適用外にすべき。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

切り貼りも複製もする。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ア(ア) 市場に影響のある有名著権者のみ保護するのは卑劣。作風(努力)を奪われる環境で後進は育たない。イ(イ) 頻度の問題ではない。著作物と創作的表現が共通した生成物はあるとはならない。偽物が出回ると信用問題に繋がる。学習・開発段階で著作権者に許可を取るべき。エ(イ) 著作権者の意志を反映させるべき。著作権者に権利制限で利用者に制限無しは筋が通らない。作風や画風は長い時間技術を磨いて築いた財産。無断で学習～公開するのは非道。生成物に代替される事態を想定したら対策すべき。放置は無責任。人材流出の懸念。(エ) 無断の学習データ収集をやめ事前許可制にすれば権利制限の除外は可能。嫌がる人を巻き込むのは人権侵害。対価回収や利益だけ害さなければいいのか。私は手描き創作を見る機会、作品を発表する機会、創作仲間を作る機会を損失した。引きこもりから立ち直れた切掛を否定された感覚だ。CSAM を利用した非人道的生成 AI の材料にされたくない。学習を拒否する権利が無く創作が萎縮している。(オ) 海賊版か判断もできず、責任も負えないなら即刻学習データの収集をやめるべき。生成 AI を利用しながら海賊版対策に取り組むは矛盾している。海賊版も学習データに使われている。海賊版によるコンテンツ産業への被害を理解しているなら生成 AI の利用をやめるべき。世界中の著作物や CSAM を利用したデータセット、ディープフェイクボイス、セクストーション、詐欺、災害時の誤情報、LoRA、市場と競合、著作者人格権の無視など既に権利侵害を助長していて全く信用がない。Web から学習データを収集する限り利用者の行動に責任を伴わせるべき。配慮義務では不

十分。キ 個人での学習データ収集を許し既存の著作物や児童ポルノと見分けの付かない生成物が氾濫した。LoRA 被害を公言したイラストレーターに誹謗中傷や殺害予告が起きた。海外で未成年者がディープフェイクポルノを共有し被害少女が自殺した。誰でも使える事で起こる被害が計り知れない。免許制にし扱う人を制限すべき。

（２）生成・利用段階

ア 譲渡や公衆送信を認めると享受目的になるのでは、矛盾を感じる。これを認めるから生成物が市場と競合した。海外では生成 AI を導入した企業から 1 割に減給されたクリエイターもいる。ディープフェイクポルノなど取返しの付かない被害も拡大している。早急に制限すべき。イ（ア）『AI による創作』に疑問符。生成 AI は著作物複製機。既存市場を侵害する創作文化の敵。（イ）学習に使われたデータの開示義務必須。生成 AI 開発企業は開示を拒否し証明不能。この状況で『偶然の一致』で済ますのは無責任。透明性も信頼性もない生成 AI の利用はやめるべき。カ 誰でも追加学習可能では意味がない。ローカル環境で行われれば削除困難。不特定多数が次々に利用し被害者だけが疲弊する。著作物を利用する側への制限が不足している。追加学習機能の停止、著作権者に許可を得る学習データの収集制限、免許制や法人のみ利用など人の制限が必要。キ プロントの開示義務必須。同時に証拠隠滅を防ぐ仕組みが必要。ク、ケ 著作権侵害の幫助。既存著作物と類似させる目的を予測したなら、著作者名やキャラクター名などの入力も制限すべき。著作者人格権を無視している。学習・開発段階で禁じる事は生成・利用段階でも禁じるのが筋。コ 著作権者は学習に使われたデータかオーバーフィッティングした生成物を知るまで侵害を認識できない。侵害を開発・学習段階に限定するのは卑怯。

（３）生成物の著作物性について

生成物にそれを認めると著作権ロンダリング、プライバシー侵害、性虐待、労働搾取、文化の衰退に加担する事になる。具体的で回数が多くても検索行為に著作物性は生じない。

●受付番号 185001345000005042

生成A Iによって自分だけでなく、好きな描き手の方の絵まで無断学習され餌と言われ作品への思いを踏みにじられている使われ方しか目にしていません。

学習許可をしている作品からだけ学習して始動するA Iを作成されるなら、こんな事を思う事にならなかったです。

ゼロからA Iは何も生み出せません。

学習元が必要で、ならばその学習にはきちんとした対価か本人の許可が当然あってしかるべきではないでしょうか。

規制されるルールが無い間に生まれた、現状使用されている生成A Iは全て無断学習ツールです。

あれらを自由に誰もが手軽に使えるのは問題があると思います。

どうにかして欲しいです。

●受付番号 185001345000005043

1.作品のタイトルロゴ、作者のサインなどが生成された画像に含まれるなど、著作権はすでに侵害されている。

4.

現状、クリエイター側は生成 AI を忌避している人が多い。これは・学習されたデータの権利が不明瞭であること、児童ポルノ画像が含まれている可能性があることが要因としては大きい。

また、許諾どころか通知もなにもなく画像を利用されることについて、クリエイターの権利は何も守られていない。

このような現状で、生成 AI を使う気にはなれない。

X などを少し見れば多くのクリエイターの声を聞くことができるというのに、素案の認識はあまりにも世間知らずと言うしかない。

依拠性と言うが、学習されたものの権利を証明できないと言うことは、学習されたものが権利侵害していないことを証明できないことと同義ではないか。開発側が学習元のデータを公開しないのは、学習されてはいけないものが組み込まれているからではないか。

誰でも使える生成 AI は、簡単に人を傷付けられるものである。規制は絶対に必要である。岸田首相が生成 AI を利用して何をされたか、もう一度思い出して欲しい。政治家などは特に顔も声も「素材」を得ることが簡単で、本人が考えてもいないことを簡単に言わせることができる。

アダルトビデオの女優の顔を挿げ替えることも簡単にできてしまう。

性的な画像を作られた 14 歳の少女は自殺までしている。

今後同じことが必ず起きると思う。

今の人間のモラルで扱える代物ではないと思う。

●受付番号 185001345000005044

私は AI の技術自体は素晴らしい物だと思うのですが、利用する人間の中に人のものを無断で取り込んだり悪用をしたりする人達が問題だと思っています。

私は、全ての作品に著作権が発生すると思います。

ネット上に載せられていたとしても全て人の作品です。

法的には作風や絵柄自体には著作権は発生しない、と聞いた事がありますが、人間が学習するのとは違います。

AI は、素材そのものを取り込んで無断で使用しているんです。窃盗と同じです。

例えば AI が生成したイラストは、一見全く新しいイラスト

見えるかもしれませんが、それは、数百、数千の無断利用された作品達の塊です。

素材として取り込まれた側にはなんの得也没有せん。

それが待ち受けや鑑賞のみ等の個人的利用に留まるならまだしも、勝手に販売されて金銭が発生していたりするのは良くないと思います。

また、AI によって表現者達が淘汰されるというのは、文化の衰退になります。

AI は取り込んだことしか出来ず、それ以上になれません。

開発も販売も利用も免許制や資格制等、信頼のおける人間にしか扱えないようにして欲しいです。

また問題が発覚した場合、使う人や開発する人がちゃんと責任を取れる形を取って欲しいです。

1. はじめに

まず第一に「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現を撤回を求める。

現状の生成 AI は、本素案 5. (1) で述べられる「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当する製品が大多数であり、実態としては海賊版製造ツール（参照：）に過ぎない。生成 AI 利用者はクリエイターとは到底呼べない海賊版製造者であって、我々人の手によって創作活動を行うクリエイターと誤解される呼称を用いることは、非常に強い侮辱と感じる。絶対に止めて頂きたい。

また、後半で述べるように、現行の画像生成 AI は实在児童の性的虐待画像（CSAM）を含む様々な違法な画像を用いて造られており、実際に CSAM を含む違法な画像を高精度で復元することが可能な、脱法 CSAM 取引ツールでもある。生成物は CSAM を含む違法な画像を教師データとして製造されるものであり、我々真つ当なクリエイターにとっては、そのようなツールを使用したのではないかと疑われるだけでも創作市場における信用を失い、キャリアに致命的な傷を負う可能性すらある危険物である。そのような物を扱う海賊版製造者を、あたかもクリエイターの仲間かのように呼称することは、我々クリエイター全体の信用を毀損する行為に他ならない。甚だ迷惑であり、今後このような侮辱的扱いは止めて頂きたい。

5. (3) 生成物の著作物性について

上述の通り、現行の画像生成 AI は様々な違法な画像をデータセットに含む。無断転載著作物や流出医療写真等と並び CSAM についても指摘され続けて来たが、CSAM は所持自体が禁止される画像であるがために、その存在を裏付ける証拠を提示して糾弾することは出来ていなかった。しかし先日スタンフォード大学の研究により、代表的なデータセットに数千件の CSAM が含まれることが特定された(参照:<https://purl.stanford.edu/kh752sm9123>)。発見された CSAM は既に削除されたが、過去に頒布された生成 AI には CSAM 削除前のデータセットがそのまま残存しているため、問題は全く解消されていない。

そのような違法な画像、特に児童ポルノ禁止法等との関係で国内のみならず国際的にも問題視される CSAM を用いて造られた生成物は、その生成機序がブラックボックスであるが故に、教師データとなった CSAM が全く含まれていないと証明することは事実上不可能である。表現の自由との絡みで、非实在青少年のポルノ的表現や所謂 18 禁表現はしばしば槍玉に挙げられるが、生成物はデータセットに实在の児童の性的虐待被害画像を含むため、「非实在児童ポルノは実際の被害者が居ないので問題とならない」という従来議論が認

められない可能性が高いものと言える。特に CSAM に厳しい海外からの批判はより一層激しくなることは想像に難くない。

そのため、生成物に著作物性を認めることは絶対に認められない。問題のある生成物が著作物として流通することになれば、人の手による著作物も生成物と同じ「日本産著作物」という同じ括りで取り扱われることになり、人の手による著作物が生成物と混同され、結果として人の手による著作物までも問題のあるものかのように誤認される虞がある。これは創作者として耐え難い屈辱であると同時に、創作市場における信用に致命的なダメージを受けるのみならず、立法事実として「表現に仮託して CSAM を内包する『著作物』が取引されている」という表現規制の根拠を提供することにも繋がる。我々人の手で創作活動を行うクリエイターには何らの非も存在しないにもかかわらず、CSAM を創作に利用しているのではないかと疑われ、権利意識に欠けるインモラルなクリエイターと白目で見られ、巻き添えで問題のない創作的表現まで規制を受ける危機に曝されることになる。到底受け入れられない。

これは考え過ぎなどではなく、海外では生成 AI に対する反発が非常に強まっており、例えばハリウッドでは 100 日以上に及ぶストライキを経て「AI が作り出した素材は著作物とはみなされない」との合意に至るなど（参照：<https://www.yomiuri.co.jp/world/20230927-OYT1T50278/>）、市場からも創作の間からも生成 AI 及び生成物を排除する機運が高まっている。万一、日本国内の創作市場が生成 AI のデータセット問題を黙認したとしても、国際市場における日本産著作物の評価が地に落ちることは火を見るよりも明らかである。絶対に、生成物に著作物性を認めてはならない。

●受付番号 185001345000005046

9 ページ 3 ウ

「学習データの切り貼りではないとされる」とありますが、GPT を開発した AI 技術者は、AI は基本的に他人のデータを圧縮してリミックスしているだけである"と認めています。

参考:

AI 生成は現状、他人の著作物を無断で切り張りする技術です。"

●受付番号 185001345000005047

まず初めに、現状のまま生成 AI を使っていくことに反対します。イラストレーター、漫画家で仕事に使えている人にはまだ実際にお会いできていませんし、遊び目的程度で使用しているプロが多いので、商用利用の禁止、研究目的の場合のみ許可、あるいは有志だけが募って学習用データを提供するとしてほしいです。

自動車などと同じで危険な道具には法規制が必要だと考えているので、現行法ではなく新たに AI 規制として AI イラストのウォーターマークの必須化とマークを削除した場合の罰則を設けることなどをお願いします。

【項目名】

1.はじめに

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

(2)AI と著作権の関係に関する従来の整理

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

(2)生成 AI に関する新たな技術 (3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

4.関係者からの様々な懸念の声について

海外では日本よりも厳しい規制が敷かれる動きがあり、規制の緩い日本にて機械学習を行おうという企業が現れた場合タックスヘイブンの様な扱いを受け、日本だけでなく、世界中の写真や創作物が搾取される上に批判が集まる恐れがありますが強行出来るのでしょうか？

アメリカでは学習元の著作物に料金を支払うべきと裁判の結果が出ましたが日本で学習すれば無料なのですよね？そんな状態を黙って見てくれているとは思えないのですが。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

そもそも学習されたデータセットの中に児童ポルノが見つかったとアメリカの大学が発表した上に laion-5b も公表を取りやめました。pixiv などでは一見写実的な児童ポルノが 2022 年の 10 月から 12 月まで大量に溢れていました。

(2)生成・利用段階

特定絵師への嫌がらせに利用する方もおり、■■■■さんという方が実際に嫌がらせを受けていると X (旧 Twitter) で告発しています。また、すでに一定の成果を収めた方が遊びで生成 AI を使用しただけで海外からのバッシングを受ける現状で絵を描ける方が態々使うメリットは薄いですし使いたいという方が匿名のアンケートで票を上回ったところも見つかりません。

海賊版を学習してよいというものも後述の出力の偏りから近いものを生み出し漫画村の様に対応が遅れている間に大金を稼ぎ逃げられるのではないかと不安。

また、市場の競合は明確に起こっており、本来イラストレーターの方に依頼する仕事を企業が引き、結局誰の仕事も増やしていないどころか、海外のテック系企業等では大規模なリストが行われており、雇用の促進はないと思われる。

更に問題を起こしても、絵柄が存在しない AI 絵師の方はいくらでも雲隠れができてしまう。特定の絵師の絵柄に著作権がないため、AI が一年で出力した 150 億枚もの画像によって絵柄の陳腐化が起き、中国で素晴らしいものとタグ付けされたマスターピースタグによるイラスト、通称マスピ顔の価値が下がったというような喧騒が SNS で見られた。AI は別の絵柄に行けばいいだけだが、手描きではそうはいかないため AI の使用は私的利用のみとしてほしい。

(3)生成物の著作物性について

生成 AI 用語における特徴量とはアイディアであり、態々プロンプトや i2i で狙わなければ著作物を出力することはないとの見解を stable diffusion が出てきた当時は示していたが、全く別のイラストから誰が見てもソニックザヘッジホッグと思われるイラストが出力されることからそもそもの見解が間違えているのではと考える。

似た人物が出力され、X (旧 Twitter) で本人が反応する、サインが殆どそのまま出力されるなど、性能が上がったと評される程元の絵を出力しやすくなる様になっている。

(4)その他の論点について

また、評議会のメンバーが、推進ありきの方ばかりの様に議事録を見て思いました。これはただの感想です。

6.最後に

●受付番号 185001345000005048

試行錯誤して作り上げた作品や技術を、許諾なく学習元として盗み取り蓄積し、出力する生成 AI には技術者への敬意も感じられません。

生成 AI が蔓延る事で、技術者の価値は下がり、本来発展するはずであった技術や経済的成長が縮小する可能性が非常に高いと感じます。

●受付番号 185001345000005049

AI 学習、生成 AI には反対です。

人が作った文やイラストを元にして作品を作るのは、著作権侵害だと思います。一から作り出した人の時間や努力を踏みにじるものであり、創作意欲を無くしてしまいます。

生成 AI によりポルノ画像も簡単に作れてしまうのも問題点だと思います。

先日も生成 AI で作られた海外アーティストのポルノ画像を見かけました。このような画像を作られたのを苦に自殺した人もいます。

AI 学習、生成 AI には断固反対です。

先に結論として、現行の生成 AI(生成型検索エンジン)は個人使用・企業共に全面的に規制すべきである。権利的に問題のない、オプトインで制作されたデータセットの生成 AI を用い、一般公開せず研究した上で、公益性の高いとみなされた物のみを限定的に社会へ出していくべきだ。

現行の生成 AI において特に問題だと思った点を以下に記載する。

データセットの権利問題。

現行の生成 AI のデータセット(LION-5B)は 50 億枚以上の許可されていない著作物の集合である。日本のみならず全世界の著作物が含まれている。オプトアウト制で著作物の除去を行っていたが、著作物の無断使用以外にも児童虐待画像や児童ポルノが含まれているため、日本のみならず世界的な規制が必要である。そのようなデータセットを用いた現行の生成 AI を国家で推し進めるのはいかがなものか。

5.1(イ)(イ)→許可されていない元画像への依拠性が高い画像が意図せず出てきてしまうことがあり、SNS では「2000 年代の同人便箋」という簡単な指示のみで版權物(漫画・アニメ)のキャラクターとはっきりわかる画像が生成され大きな問題となった。今後もそういった事例が頻発すれば、元画像の被写体・制作者と生成 AI 使用者双方が活動において障害となり問題。意図しない画像が出て問題になる原因は、著作者に許可されていない画像がデータセットに含まれているためであることは明白。

5.1(1)(オ)→NovelAI などの一部の生成 AI は日本のプロのクリエイターやアマチュアの作品を大量に無断転載した画像サイト(Danbooru)をデータセットの一部に用いている。当画像サイトが無断転載の巣窟であることはクリエイター間でも有名であり、転載が発覚したあとの削除依頼もクリエイター本人の負担になるなど厄介なサイトである。無断転載サイトをデータセットに利用することを企業努力に収めるのではなく、国が規制すべき。

生成 AI の悪用の問題。

image2image による特定個人、集団のイラストや肖像の集中学習による嫌がらせが散見されている。「学習は合法」を建前に、機械学習を拒否するクリエイターへ誹謗中傷を行ったり、著作者の望まない機会学習とその LoRA を公開・画像出力をしている利用者への法的処置を設定すべき。LoRA を勝手に作られた被害報告をしたクリエイター()に対して殺害予告を行う生成 AI 利用者もあり、生成 AI が人を害する手段として用いられてしまっている現状がある。

生成 AI を利用して実在人物の性的な画像を出力する事例も見られる。SNS(X 旧 Twitter)においては女性だけではなく、男性のコスプレイヤーが衣服を剥がれ性器を除去された画像が実際に投稿されていた。

海外でも特に本来存在しない性的な画像(ディープポルノ)を生成して脅迫に用い、被害者が自殺した事件も発生している。

また、緊急時のフェイク画像の濫造も実際に起きている。ガザの戦争では亡くなった子どものフェイク画像、能登半島地震では被災のフェイク画像、空港の事故に便乗した航空機火災の画像が生成・投稿された。

短時間で特定の方向性の画像が大量に生成されてしまうことはクリエイターのみならず社会にとっても大きな問題となる。

また、私は趣味でイラストや漫画を描き、製本をしている。感情的な面では、生成 AI 利用者の「生成 AI があるからクリエイター(イラストレーター、声優、音楽系のアーティストや小説家など)は不要、廃業すべき」という主張が不快である。生成 AI への学習妨害を揶揄する発言も多く、こちらも不快だ。

生成 AI は権利的な問題と、利用者の性善説で運用するにはリスクが多すぎるため、全面的に規制すべきだ。生成 AI 利用者は国内だけではなく国外にもいる。国が生成 AI を規制し少なくとも国内のクリエイターを守らなければ、国内外の生成 AI 利用者による著作物無断利用は止まらない。

もし今後データセットがクリーンな生成 AI が出た場合も、免許制にしたり研究機関のみの使用に収めるなど、対策が必要である。

●受付番号 185001345000005051

生成 AI に関して意見です。

生成 AI に関しての著作権、知的財産権侵害の問題ですが、生成 AI には違法サイトなどからイラストをコピーし許可なく使用することに関しては大いに問題があるかと思います。まず著作物のイラストをコピーして使用するというところに大きく問題があり、加工しようが AI が学習しようが、元は著作物を使用しているわけなので著作権、知的財産権侵害のあたるかと思います。

人間がするといわれる"パクリ"となり一発アウトになるのが、AI を通せば OK になるというのは全く理解しかねます。

例えばスーパーで食材を盗んできて、シェフに料理を作ってもらい、それを販売してもいいのでしょうか？生成 AI で画像を作るということはこういうことです。

また生成 AI に関しては同じものの似たようなものを大量に量産できます。逆にいえば個性的なもののオリジナルは作れません。

同じようなもの、似たようなものばかりになれば個性を売りにしてるクールジャパンにもいずれ魅力がなくなり人気も必ず失います。初めは利益などあるかもしれませんが、世界的に見ても生成 AI に関しては規制が強まっております。後に著作権などの問題が起こりはじめ多大な損失の恐れがございます。

ご存知かと思いますが現在では中国のイラストサイトでも生成 AI の規制に入っております。日本が先進国である以上著作権侵害、知的財産権侵害に関しては必ず規制をかけるべきです。

生成 AI に規制をかけないというのはひと昔前の海賊版を容認してた中国と全く同じです。生成 AI に関しては強く規制を求めます。何卒よろしくお願い申し上げます。"

●受付番号 185001345000005052

自分にとって、作品は我が子も同然です。沢山の苦労や挫折、そして私自身の経験と努力によって生み出したものです。たとえそれがどんなに拙くても、どんなに他者の目に触れていなくても、私の中ではとても立派な子なんです。私はそんな大切な子である自身の作品が、誰とも知らぬ第三者によってグチャグチャに踏み潰されるのが本当に我慢なりません。私の子です。私の作品です。私が努力して勉強して、たくさん失敗を重ねて、友達と励まし合い、先生や理解ある人にダメだしされながら泥だらけになりながら生み出したものなんです。他者の手に簡単に渡って欲しくないです。私の作品だと認識できないほど改変されたり、逆に私だと偽って他の方に迷惑をかけられたりするのには本当に苦しいです。私の作品はこれを描いたのは私だという証明でもあります。私はこれ以上、大切な作品が他者によって脅かされるのが嫌なんです。これは知的財産の侵害です。著作権への冒涇です。それを苦に命を絶ってしまった人もいます。もう純粋に芸術を楽しむことが出来なくなってしまいました。この芸術が生成 AI で、私のように苦しめる人たちの作品を無理やり繋ぎ合わせた継ぎ接ぎかもしれないと思うと、他者の作品を見ることすら今は恐ろしいです。ただ楽しく作品を見ていた頃に戻りたいです。

私は断固として生成 AI に反対します。これ以上、誰かの大切な作品と努力と経験を、奪わないで欲しいのです。

●受付番号 185001345000005053

漫画家です。漫画・イラスト・美術業界における生成 AI の私見を書かせて頂きます。

生成 AI を用いた「著作物の無断学習」及び「その作風を模倣した作品の無断生成」は、結果として「一次創作はするだけ損」という環境を作り出してしまいます。「自分で創作するより誰かの著作物を加工した方が楽」という事です。これは長期的に見て必ず業界に大きな損害をもたらします。

また生成 AI による創作はあくまでも「学習したデータのツギハギ」でしかなく、新たなアイデアを創出したり付け足したりする事は出来ません。これはある意味で人間の手による創作と同じですが、決定的に違うのは、例えばイラスト生成系 AI なら「学習したイラストのツギハギ」をする事しか出来ないのに対し、人間は「人生で見聞きし学び感じたあらゆる経験をツギハギ」する事が出来ます。人間の手による創作と生成 AI の創作にはそういった意味で決して埋まる事の無い差があります。

つまり、あくまで仮にですが、もし生成 AI による創作が人間の手による創作を駆逐した場合、創作の世界は完全に進化の歩みを止める事になります。流石にそこまでの事態には至らないと思いますが……。

何にせよ現状の生成 AI は短期的・局所的に利益を生み出すだけのものであり、長期的・大局的に見れば必ず大きな損失を生み出します。

日本はコンテンツ産業が強いです。そしてコンテンツ産業の源泉は一人一人のクリエイターです。クリエイターを守る事は文化的にも経済的にも必ず国益に繋がります。どうか懸命なご判断をお願い致します。

●受付番号 185001345000005054

ほぼ素案の意見に同意です。クリエイターの中には AI 学習禁止を説明書きされている方が大変多いのでそのような人たちが学習されないような法整備は必要かと思います。

またフェイクニュースの問題もあるのでオープンソースで難しいと思うのですが特に動画になるものに関して AI とわかる何かしらのロゴが入るべきではないかと思っています。

一方、未だに低賃金で酷使と言われているアニメ産業などで生成 AI が発展できたらと思います。

大多數的な取り留めない意見かと思いますが宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000005055

AI 生成イラストについての意見です。

まず、現時点での AI 学習の体制や技術・学習素材の不透明さから、AI イラストに AI 生成者の著作権は有してはいけないと思っています。

むしろ不特定多数の学習先を参照している AI 学習サービスについては、著作権の侵害をしています。

中には任意のイラストを AI 学習させて、別のイラストに変換するものまであります。

ここ最近国を挙げてクールジャパンを押し出していますが、AI 生成が広まり様々な媒体の技術・技巧を模倣された結果、その元となった技術者たちが然るべき仕事や収入を得られなくなる可能性があります。

実際、無断で AI 生成の学習素材にされ、筆を折ってしまった方もいます。

アニメ、ゲーム、漫画、イラストなど、日本が誇る独自の芸術を守るため、AI 生成の体制がしっかり整うまでは著作権を有さないものとして扱うべきであると思います。

また、AI 生成物への法的な取り締まりも希望します。

●受付番号 185001345000005056

4. イラストレーターが AI 学習禁止と公言したりプロフィールに記載しても AI 学習で悪用されるという事がとても多い。AI で悪用されたイラストレーターは泣き寝入りを強いられるのであまりにも酷いと思います。

自分もイラストを投稿したいんですが、投稿しようと思っても AI に悪用されると言う怖くて投稿できない。というのが現状です。

●受付番号 185001345000005057

SNS、Mastodon の最大規模サーバーである「Pawoo」では AI 製の児童ポルノが大量に投稿され問題になりました。外部サーバーから隔離されるなどの処置を受け、運営が対応するに至っています。AI による児童ポルノはすでに各地に蔓延しており、歯止めが必要な状況です。通報の為に何枚か画像が目に入りましたが、ぱっと見では AI 製であるとわからないほど精巧でした。実在児童の児童ポルノがあの中に混ぜられていたら気付ける自信はありません。投稿していたユーザーは、投稿は AI 画像で児童ポルノを生成し外部の画像サイトへ誘導していました。その外部サイトは児童ポルノ専用のもので、犯罪に直結しており悪質性が高いと思います。これは Pawoo だけの問題ではなく、pixiv やネット掲示板…様々な場所が標的にされています。今は各プラットフォームが各々対応に当たっていますが、それでも対応が追いついていません。

著名な有名人の顔を使い裸を生成させた画像も作られています。最近では歌手の [REDACTED] [REDACTED] さんのディープフェイクが各 SNS にばら撒かれ、各運営が削除する対応に追われています。有名人ではなく一般人が標的にされた場合、被害者の判別が困難で対応が難しいのではないのでしょうか。

創作をする立場として、自分が制作した成果物を勝手に使われることに嫌悪感を感じます。自分が生み出したものから作られたもの（AI 製）は自分の手から離れており、コントロールできないのが不安です。

まとめ

AI で生成した児童ポルノが SNS で投稿されており、児童ポルノの画像サイトへ誘導する手段となっている。

ディープフェイクが簡単に作れるようになってしまい、被害者が出ていること。

AI によって自分の作品が自分の意思から離れてしまうことに不安を感じる。

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

>本項目では主に著作権法 30 条の 4 について議論がされている一方、著作権法第 63 条(著作物の利用の許諾)についての記載がない。創作者は自身の作品を発表する際、利用許諾について記載し、「AI 開発のための学習は不可」と表明していることがある。このような場合、著作権法 30 条の 4 よりも先に 63 条を鑑み「利用許諾を満たさない」として元著作物は保護されるべきである。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

>現存するアーティストの氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を拒否する技術について、どのようなものがあるのか、国や公による周知が足りていないと感じる。また AI 利用を想定していないのにもかかわらずすでに学習データに取り込まれてしまった場合の救済措置・差し止めのガイドラインを制定する必要がある。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念> (1) ウ・ク

>先に記載した通り 63 条を適応し「AI 生成に利用される許諾」を行っていないとして権利制限規定の解釈が可能と考えられる。

(1) エ、(4)

>創作にかかる手間、負荷、人件費の軽減を理由に、従来の創作者ではなく作風を真似た AI が「イラストレーター」として選ばれる可能性があり、その場合本来得られるはずだった経済的利益を AI およびその利用者が受けることになる。また AI 生成物であるのか否かを明確に判定することが人間の美観では難しくなるほど技術が発展した結果、イラストを商用利用する側が騙されて AI 生成物を人間の創作物と誤認する事例なども考えられる。

<AI 利用者の懸念>

>人が人の手によって作風を真似し、新たなオリジナリティを生み出すことは従来から行われ、文化を発展させてきた側面がある。この側面が実現され広く受け入れられてきたのは、作風を真似しようとする人が先人を踏まえて新しい創作性を生み出す試行錯誤がなされてきているという共通認識があったからだと感じる。現時点の AI を利用しイラストを生成した場合「どのように試行錯誤したのか、個人の創作性はどこにあるのか」が分かりにくい。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】(イ)

現状の AI の運営では「非享受目的」の中に「享受」が含まれていることが多く、仮に学習・開発段階ではそうでないとしても(2)生成・利用段階以降で実質的に「享受」目的が混

じることも多い。この場合は 30 条の 4 権利制限規定の例外には当てはまらないのではない
か。

（２）生成・利用段階について

元著作物の権利を侵害した生成 AI の場合、その製作者、およびそれを利用した利用者双方
が元著作物の権利を侵害していることになるため、双方にしかるべき刑事罰および民事的
な手続きが必要と考えられる。また安易に権利侵害を行わないよう、そうした技術の利用前
には事前に警告画面を出すなど周知を行うなど対策が必要と思う。

（３）生成物の著作物性について

どこからが学習データからによるもので、どこからが A I 生成をしたのちに加工を行った
ものなのか、イラストなどで作成過程を録画するタイムラプスのように透明性を確保した
うえで生成物の中でどの部分に創作性を認めるか、それらを証明するツールを開発し展開
すべきではないか。

（４）その他の論点について

そのほか、著作者に完全に依存する著作者人格権の保護をどのように行うのか、どういった
点に対して元著作物の保護が保証されるのかの具体的な例や、こうした利用の決定権は原
作者・元著作物の創作者にあることを周知徹底する必要がある。また侵害を受けてしまった
場合の解決方法について、ホットラインなどを設置して現実どのような問題が起きている
か継続的に情報収集を行うなどし、まずは権利者の保護を行うというメッセージを国から
発してほしい。

●受付番号 185001345000005059

生成 AI と著作権に関する考え方について

猛反対です。

生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルになる可能性があり不安です。

●受付番号 185001345000005060

1. はじめに

AI を活用するクリエイターの活躍機会を増やすような取り組みを検討して頂きたい。

具体的には、分科会で行われた事業者側の発表内容など、創作を多様化する事例を紹介し、そのような方向の技術開発には、政府が主体となって資金面での援助や表彰制度の創設を行うなどクリエイターの後押しをすることを検討して頂きたい。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

原著作物の表現が発生させる利益を利用していない場合については、生成物の大量性や、アイデアの模倣に留まる利用をもって権利の侵害と捉えることは適切ではないと考える。

一方で、著作権等の枠外で学習データの提供者に報酬を支払うことで高品質な AI モデルの実現や市場競争が実現されている例はすでに存在し、これらと類似する取り組みを行う事業者への資金援助を行う等の方法で、技術開発と創作の多様化を促進する仕組みも検討して頂きたい。

例えば、音声合成の分野では、現行のソフトウェアに使われている技術は生成 AI と定義して差し支えないものであるものの、そのモデルの開発にあたっては音声の提供者と個別の契約を締結し、利益等を按分する形態をとっている。

このような方法が文章・画像等でも可能かどうか、経済的・技術的な実現可能性を検討して頂きたい。

(3) 生成物の著作物性について

著作物性を含まない生成物について虚偽の権利を主張して契約を行うことなどは、法的には問題であっても生成物の特性上それを見破ることは難しく、実効性に懸念がある。

例えば、他人の生成物を SNS 等に自身の作品として投稿し、それに対し生成を行った者が著作権侵害だとサービス事業者に申し立てた場合、事業者は著作権侵害の実態を判断することは困難である。

また、現状では権利を持たない AI 生成物であることを主張する経済的利点がないことから、今後僭称が広まる可能性があり慎重に動向を見定める必要があると考える。

状況によっては、AI 生成物であることを識別可能な方法で表示した生成物に対し、生成者に著作権に類する一定の独占権を与えることで前述の課題への対策を行う、といった方法は検討して頂きたい。

6. 最後に

著作権の考え方の周知、および、AI 技術を用いた創作の可能性を潰えさせないように、必要な対策が行われることを期待する。

現状では著作権法の考え方が広く周知されているとはいえず、各個のコミュニティにおいて著作権の独自解釈が形成されているものと認識している。

これは、著作物の利用・保護の両面において、意見の差異による軋轢を生み出し、AI の開発および創作活動の萎縮を引き起こす。

一方で、これまで著作権法の考え方は、実務上必要な範囲に限っても著作権法を大学・大学院等で学んだ者を除き理解が広まっているとはいえず、クリエイターや IT エンジニア、編集者といった著作物を多く取り扱う職業の者の間でさえ前提条件が定まらないケースが散見されている。

享受や類似性などの、裁判所で争われるべき個別の観点ではなく、著作権の保護領域や制定の経緯などの基本的な考え方がまず十分把握されていない。

AI を含めた創作や利用の形態が多様化する中で、国民のリテラシーの強化は重要な課題であり、政府および事業者による啓蒙活動の方法や、教育への組み込み方法や時期については、十分に検討して頂きたい。

また、AI を用いた創作については、SNS を中心として著作物の無断利用を中心とする批判が多く、下記のような事例を発生させている。

- ・クリエイター向けのソフトウェアの開発において、AI を用いた創作を行える機能が取り下げられた事例

- ・匿名化 VPN を用いた上で、他者の作風を学習した LoRA を公開するなど、法律の境界に挑戦しようとする者の出現

このような事例の発生は、技術活用に積極的なクリエイターの活躍機会を抑制している面があると推察できるため、著作権の制度外での方策の整備も含め、関連省庁で横断的に対策を検討頂きたい。

加えて、AI による被害とされている事象について、それらへの法的な見解のみならず、各権利者が個人単位で実施できる対応について具体的に例示することを検討して頂きたい。場合によっては、SNS の事業者等を交えて必要な方策を検討することが有用であると考えている。

例えば、下記のような疑問に対して国民が回答が得られる状態が望ましい。

- ・AI への入力(学習段階・生成段階ともに)に対して、それを行わせたくない場合に、どのような対応が考えられるか。

- ・AI 生成物が関わる著作権侵害を発見した場合に、掲載を取り下げさせるなど、著作権者が行える措置にどのようなものがあるか。

●受付番号 185001345000005061

受付番号 185001345000005005 再提出

現状、画像生成 AI によって使用者が想定した通りの絵を出力するには、その完成イメージと近い絵を複数 AI に読み込ませる、学習させる必要があります。

逆にその工程さえ済めば誰でもそれらしい、想定通りの絵を出力できる状態にあります。

画像生成 AI を使えば、従来であれば必須であった絵を自分で描くための努力も時間も必要ありません。

問題となるのは、

- ・画像生成 AI で絵を生成するためには既に完成している絵が大量に必要
- ・使用する画像は絵の制作者でない第三者が自由に学習利用できる
- ・学習元になる絵の権利者は第三者による AI 利用（学習、出力）に対して権利をもたない
- ・明らかに特定の画家、イラストレーターの絵を模倣する目的で学習、出力された生成画像に対し現行法で著作権者は対処ができない（それを前提として、著作権者の名前を冠した特定著作権者の絵柄模倣 AI 学習データが制作、インターネット上で配布されている事例が複数存在する）
- ・学習元になる絵の制作には膨大な時間がかかり、ある程度の技術水準に達するには相応の時間と努力、修練を必要とする

点です。

プログラミングのみで利用できる電卓等とは違い、画像生成 AI は（プログラミング作成者とは別人である第三者が）時間をかけて実際に作成した著作物が別途必須です。

以上のことから、作者自身が自分の生成 AI 学習データを制作する以外の事例、つまり学習元になる作品の権利をもたない第三者が画像生成 AI を使って画像を生成する場合、本来権利をもたない第三者が一方的に利益を享受できる状態にあります。

これは、元来活動してきた創作者が第三者の手により、一方的に搾取されると言い換えることもできます。

画像生成 AI で想定通りの作品を生成するには第三者がコストをかけて制作した、学習元作品の使用が複数必須です。

日本には現在大学に絞っても 74 以上の美術学校があり、大学では最も安価とされる愛知県立芸術大学・札幌市立大学デザイン学部で授業料は 817,800 円、高額とされる多摩美術大学で 1,972,786 円（平均）の授業料がかかります。

絵とは時間がかかるものであり、修練を必要とするものであり、そのために人生をかける人間が現在進行形で存在する、非常にコストのかかる創作物です。

そうやって生み出された作品が第三者の利益のために一方的に消費される。

それを拒否する権利も、そういった篡奪から守ってくれる法律もない。

それが今の日本です。

画像生成 AI の仕組みはこれまで産業革命などでなされてきた自動化とは全く異なります。画像生成には既存の、著作者がコストをかけて生産した絵の取り込みが必須であり、生成された画像とは大量の著作物の切り貼り、合成です。

全くの新規絵に見えるのは取り込んだ著作物の数が膨大なためにそう見えているだけで、画像の生成精度が高ければ高いほど、学習に使われた画像枚数は増えています。

そのほとんどは現在も著作権が存在する誰かの創作物です。

現在、これまでの創作者にとって、コストが一方的に篡奪されるだけの「創作するだけ損」「真面目に手動で絵を描くと馬鹿を見る」仕組みが出来上がりつつあります。

この状況が続けば絵を描かず、他人のコストを篡奪し、合成することこそが「正解」である世界ができあがります。

そうなればお金を、時間を、コストをかけて人間の手で新規の創作がなされることはなくなっていきます。

やるだけ損で、自力で描く行為は見ず知らずの第三者に、知らずに無償奉仕する（その作業に膨大なコストが必要にも関わらず）ばかりの仕組みになるからです。

「絵を描く」の意味は、ボタンを押して「それらしい」合成画像を生成することに置き換わります。

それでも描きたい、無償労働でも自分の手柄がなくても誰かが権利を篡奪しても、それでもどうしても描きたい一部の人間が「貴重な」新規素材制作要員として高速消費される状態がきます。

現在日本は少子化の一途をたどっています。

理想を除いて述べればこれは総合的に、子供を産むデメリットがメリットを上回ったためです。

人間は動物です。報酬がないまま全体の利益のため邁進できるほど社会的な存在ではありません。

「少子化」は、創作の世界にも必ず来ます。

どうか日本が培ってきた創作の土壌を使い潰し不毛の地にすることのないよう、研究目的（利益目的）以外で著作権以外が著作物を機械学習に使うことを禁止して下さい。

単純に画像生成 AI の一般人使用禁止、大衆が閲覧可能な場での生成画像使用禁止でも構いません。

他人の財布を開いて、金額に喜び、これで何ができるか算段する。

現在の画像生成 AI は法が追いついていないのをいいことに、他人の財産を一方的に篡奪しそれを合法化しようと苦心する非倫理的な存在です。

●受付番号 185001345000005062

全てにおいて素案を容認することはできない。絶対にやめてほしい

●受付番号 185001345000005063

1、まず第一に、現状の画像生成 AI による生成物と、人の手によって作られた作品を同列に語ることは不可能です。

これは生成スピードも違えば、学習のプロセスも全く違うからです。

故に学習データがほぼそのまま出力されてしまう問題も多数発生しており、到底著作物性が発生するような技術ではありません。

2、現状の生成 AI は享受以外の目的をほぼ持っていないと考えられる。

例えば某携帯会社の CM や、キャンペーンでの生成 AI の利用。Twitter でトレンドワードを押してみれば、下着姿の女性の生成画像がインプレッション稼ぎに躍起になり、生成 AI によるポルノ画像集が売られていたり、ネット上の怪しげな広告にはかなりの頻度で生成画像が使われています。

これを享受目的と言わずなんというのでしょうか。

学習と生成の段階をわけるとしても、生成のほぼ全てが享受目的なら、学習も享受目的に他ならないでしょう。

3、侵害に対する措置について

先にも述べたように生成 AI は生成スピードが桁違いなので、今までとは比べ物にならないスピードや物量で著作権侵害になりうる画像が生まれている。

従来と同じプロセスで著作権侵害を訴えるのはあまりにも著作者側に負担で、やはりここも生成 AI は別物として考える必要がある。

これもまたそもそも論になってしまうが、生成 AI はその仕組みの都合上必ず何かの著作物に依拠しているので、依拠性を論じること自体が不毛である。

4、現状の生成 AI についての周知状況について

自分は使わないから関係ないと思っている方が意外と多いです。

少なくとも自分のいる業界では生成 AI を活用しようという声はほとんど聞いたことがなく、なんか最近話題だね、くらいの認識です。

一応プロとして仕事をしている身からみて、生成 AI はデータセットの問題を抜きにしても到底使えるクオリティに達していないです。

近頃、生成 AI 活用はプロの現場で一般化されているという言説をよく見かけるので、これは明確に否定しておきます。

5、最後に

生成 AI が出現してから、法律で禁じられてなければ何をしてもいい。という人たちをたくさん目にしました。売れば良い、面白ければいいという考え方です。

もちろん商業的にはその考え方もありなのかもしれませんが、果たして文化とはそういうものなのでしょうか？文化的な生活とは？

人々が倫理観をもって互いを思いやれる世の中を望みます。

●受付番号 185001345000005064

人間の脳的学習と、現状の生成 AI の学習は明らかに違うものであり、また現状ではクリエイターを補助するものになるどころか阻害するものにしかっていない。人によっては何十年と作り続けた結果生まれた研鑽の結果である自らの作品に似たものを、人間の速度では絶対に追いつけない量で大量に生成されるのでは、創作を行おうと思うものなどいなくなる。そうして後に残るのは創作技術の衰退した人間と、生成 AI が生成したものを学習し続ける AI だろうか。荒廃した未来だとしか思えない。

著作権とは創作を行うものが円滑に創作を行えるようにするものであり、また作られた当時は現状のような生成 AI による生成物のことなど想定されていない。現状の著作権法で問題がないのだから問題がないとする考えではクリエイターは潰れてしまうだけで本末転倒である。機械のための著作権ではなく、人間による人間の発展のための著作権のはずだ。

生成 AI の学習物は作者に無断で学習を行い、また本来は医療現場等で使うためのもの・クリエイターに使われるはずではないものすら学習物に含まれている。人間ならやらない・訴えられてしまう方法で、人間なら使えないものを使っている生成 AI が、AI だから許されるというのはなぜだろうか。

私は現状の生成 AI の使用は禁止すべきだと考えている。AI が学習元とする作品は作者が許可したものだけにすべきだし、また、その上で、AI による生成物は著作権的な保護を得られないようにすべきだ。前提の最も上位にあるべきはこれまでの研鑽により作品を生み出してきた「クリエイター」である。それらをかすめ取っていく AI は最も下の位置であるべきだ。「人間の技術の発展」を真に願うのならば。

●受付番号 185001345000005065

185001345000004128

無断転載や無断使用、盗作あるいは盗作していないにも関わらず、第三者から盗作を疑われるなど、様々な問題と隣り合わせの中、更に生成 AI によって作風やアイデアを盗用されるかも知れない事を危惧しなければならないのは、プロ・アマチュア問わず、クリエイターの創作意欲を萎縮させ、ひいては文化の衰退に繋がりがねない為、生成 AI の利用に一定の規制を設ける事を強く希望します。

●受付番号 185001345000005066

基本的にこの技術が発展していった欲しいとは思いますが、美術館の絵が気に入ったからと言って写真をとって自分の著書の表紙にコラージュして良いわけではないし、生成 AI の構造上どうしても福笑いのといったキメラ画像を生成してしまう危険があり、運用に対して慎重にならざるを得ないと思う。需要を満たそうとする場合に生成アルゴリズムにおいて、他人の著作物とどうしても似てしまう点も問題である。

また、ユーザ側の問題と言えばそれまでだが、優良誤認などの悪徳商法に使われるケースが増えている。この場合イラストレーターやデザイナーも機会を損失していると言える。

現時点では AI 関連企業の倒産の危機を毎月のように聞き、現れては消える AI を売りにしたサービスが多く、マネタイズ的にも厳しく、二度言うが通信販売サイトでは偽の商品写真、女の子の絵を貼り付けて釣られた客が金を落とすことを期待するという粉飾が行われ、フェイクニュースや犯罪に使われたニュースをやはりよく聞く。

誰も自分の撮った写真や絵をそういったことに二次利用されるのを望んでいないはずだ。国をあげて投資する必要がないところか思い止まっていたきたいものである。

●受付番号 185001345000005067

生成 AI を許可すると既に起きている盗用、詐欺、また日本テレビが起こし赤松健さんが批判しているような

著作者軽視による著作者への攻撃、また自殺などの既に起きている最悪の事態が増えるからです。

赤松健さんは日本テレビのドラマ化の件を批判していながら生成 AI を推奨するのは自己矛盾を起こしていて、ご本人自体が詐欺師、犯罪者のようなものだと思います。

●受付番号 185001345000005068

著作物を作るクリエイター業に携わっています。

生成 AI は、その精度を高めるため「本来は著作権によって守られてしかるべきもの」を無断で学習しています。その範囲は翻訳文書や図式、イラストに留まらず、現在インターネット上にアップロードされた人間の映像や写真を含めたすべてです。

生成 AI は正しく使えば良い道具として発展する可能性を秘めていますが、現在は法もガイドラインも存在せず、悪意の受益者や攻撃的な人を拒む術がありません。また、著作物を作る人間として、意図しない形で犯罪の片棒を担いだり、またフェイク画像の素材として使用されている現状を苦しく思います。

たとえば、生成 AI のデータセットには実在児童の性的虐待被害画像等が含まれています。これらをディープフェイクポルノに造り替えられ、被害者が命を絶つといったニュースが実際にいくつもあります。法規制もなく、無秩序に推進すべきものではありません。

また、このように違法な手段で集められた、潔白の証明が難しい生成 AI 技術はとても仕事に使えたものではありません。

リスクを理解し、無遠慮な推進をやめてください。法の整備をお願いします。

●受付番号 185001345000005069

生成 AI に対する意見としては児童ポルノ・肖像権に関わる画像・漫画やアニメ画像など出版物が含まれている現状、権利上クリーンなデータセットを使用できないのであれば活用は反対です。

ただ一方で、権利侵害の被害を受けたと主張するクリエイターの中には著作権元の許可なく二次創作活動で収益を得ている者も多いと認識しております。

今日の生成 AI による著作権問題についても、大元は平成 30 年の著作権法改正時に「二次創作活動は権利元の利益を侵害しない」という意見から著作権の非親告罪化が妨げられたことに起因していると思っております。

現に SNS・電子販売・各種収益プラットフォームの普及により、手描き・生成 AI 問わず多くの権利侵害が行われております。

生成 AI を否定する意見の中には「二次創作は生成 AI と違い公式に注意されたら従うから問題ない」「二次創作は公式の宣伝になるから必要」といった文言がよく見られますが、実際は二次創作ガイドラインの無視・恣意的な解釈による違反行為・無許可での二次創作・権利者から掲載や販売の取り下げを求められたにもかかわらず無視や反発するなど、様々な問題行為が行われてきました。

もちろん権利者側には告訴による自衛が許されており、任天堂・KONAMI などでは二次創作物に対し裁判を起し掲載・販売の取り下げに成功した事例もあります。

しかし、これら大企業と異なり個人のクリエイターにとってこのような対応は費用・労力の面で難しく、仮に取り下げに成功したとしても誹謗中傷に晒される・ブランドイメージに傷を付けられる恐れがあります。

これらの事例から、「著作権」を守るのであればただ生成 AI を規制するだけでなく、手描きの二次創作活動に対しても同様に規制を設けなければアンフェアではないかと思っております。

●受付番号 185001345000005070

AI 推進者は

学習という名称がついてるから人間の学習と一緒に

この拙い理論や言葉遊びを即刻辞めるべきだ

やってる事は AI システムの為の無断な素材収集

こんな大量生産の為のシンプルなシステムを

人間の学習や権利と同等だと言うには無理がある。

生成 A I の開発者は

生成 AI のシステムを安価に作るには無許可で素材収集しないと

生成 AI システムが成り立たないから子供の様な理屈でごり押しするしかないのである。

国も大企業と大きな金を動かしてる為後に引けなくなってるのが透けて見える

生成 A I の周りにはモラルが無い

2 (1) ウについて

文化的所産の公正な利用とあるが、生成 AI は他者の著作物を勝手に学習し、AI 利用者は生成物を自分の著作物だと言い張れてしまう。それによって下記のような懸念が生じる。公正な利用とは言えない。よって生成 AI の学習は規制されるべきではないか。

- ・学習に使われた著作物の著作権者等が本来得られたはずの利益を奪う
- ・生成 AI によって学習に使われた著作物に類似した、かつ著作権者等や著作物のファンを傷つける生成物（例：子供向けのキャラクターの卑猥またはグロテスクな画像等）を生成し公開する

2 (2) ウについて

問題は生成 AI の使用者等が著作物の学習や生成時に思想又は感情を享受するかどうかではない。学習された著作物が元々持っていた思想又は感情を生成 AI の使用者等が表現したと捉えられてしまうことが問題である。下記のようなパターン等が考えられる。

- ・生成 AI 使用者等が自分の成果物だと思い違いをする
- ・生成物の視聴者等が AI による生成物だと気づかず著作物の思想又は感情を生成のものと誤解する

3 (3) について

最低でも下記の制限くらいはつけてほしい

- ・ネット上に存在するデータ（写真、音声、動画、画像等）は原則生成 AI への取り込み禁止
- ・生成 AI に使用できるデータは著作権の権利者が許可したもののみ
- ・生成 AI によって合成されたデータはそうだとわかる表示（ウォーターマーク等）が自動的に付く、また生成 AI 使用者がデータを公開する際はその旨の記載を義務付ける
- ・生成 AI を使用した場合は元になったデータの公開を義務付ける
- ・特定の人物に似せた画像、音声の生成は禁止
- ・学習済みデータに含まれる著作物の著作者等が求めた場合、既存の学習データから著作物を取り除くことの義務化、またはその学習データを使用負荷にする
- ・上記を違反した場合は罰則

他人の著作物を盗んで継ぎ接ぎして他人を貶めたり、自分の力で創作をした気になっているような人間の倫理観やモラルに一切期待できないので被害者が出ないように規制して欲しい

4 クリエイターや実演家等の権利者の懸念 1 について

- ・消費者の立場からしても無断で他人のデータを盗んだものに関わりたくないしお金を払いたくはない

- ・農家や家庭菜園から勝手に作物を盗んで汚れた機械で砕いたものを手作り野菜として売っているような感覚

4 クリエイターや実演家等の権利者の懸念 4 について

- ・アイビスを個人的に利用していたが、生成 AI サービスをリリースしたことによりアプリの使用を辞めた クリエイターでなくても生成 AI の使、推進自体がサービスにとってマイナスになる

4AI 利用者の懸念 3 について

そもそも他者の著作物を勝手に利用し作品と称して世に出すのは努力していない以前に盗作である 生成 AI を使用しないでほしい

5 (イ) について

- ・他者の著作物を取り込んで出力することは創作ではない 他人の創作にタダ乗りして創作者気分になるだけである

- ・他人の著作物や作風等に寄せた生成物を出力する、公開することは著作者が制作や作風等の確立にかけた時間や労力にタダ乗りし尊厳を傷つける行為である そんなものに創作的寄与は無い

- ・特定著作権者等の著作物を集中的に学習しその作風等を自分のものと主張する、著作物の類似した生成物で利益を得ようとしている AI 利用者もいる 嫌がらせ目的でその様な行為をする場合もあり、生成 AI の仕様に創作的寄与は無い むしろ創作活動の萎縮を招くだけである

5 (2) ケについて

著作者の許諾を得なければ生成 AI に著作物を利用できないようにしてほしい

6 について

- ・A と著作権について広く国民への周知と啓発が必要と書いているならニュース等でも素案や生成 AI とは何か、生成 AI に関する問題等を話題にして欲しい

- ・生成 AI 推進者は著作物の著作権者等を奴隷以下の搾取してもなんの問題もない存在と思っているのではないかという強い懸念が生じている

- ・生成 AI を推進者はまず人には尊厳があること、人のものを盗んではいけないこと、著作物の制作には多大な労力がかかること、それを踏みにじるような行為（生成 AI に無断で使用する）は著作権者等を傷つけること、人を傷つけてはいけないこと等人として当たり前のことを理解して欲しい

- ・せめて文化庁はくらは文化を守る活動をして欲しい

- ・政治家が国民の声に耳を傾けて最初に打ち出した方針を変更することは別に恥ずかしいことでも悪いことでもない むしろそうできる人の方が信用できるし応援したい

- ・当事者に関わる法案を今後作る際には著作権者等を守るものにして欲しい

- ・検討会等を開催する場合は生成 AI 反対派も参加させてほしい

●受付番号 185001345000005072

創作者の権利を一番に守って下さい。

●受付番号 185001345000005073

法第 30 条の 4 柱書では、「次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」の適用が現状では広すぎると思います。

また個人創作者が作品を学習された後、学習データを元にした生成物の著作権違反を同条の範囲を逸脱しているとして訴訟を提起したとしても

現実的に個人事業者は費用等の問題によりそれを行う事ができず

個人創作者の権利を守る事は現実的にはほぼ不可能だと思います。

可能であれば AI の学習プログラムや学習元の保存を義務付ける事が必要かと思います。

ご検討いただけますと幸いです。

●受付番号 185001345000005074

イラストレーターを20年しております。

昨今のAiによるイラストの無断学習による乱用は反対、規制、法整備を望む立場です。画風や技術は作家の財産です。長い間勉強し技術を積み重ねた結果です。お仕事を頂く企業様もその積み重ねの実績を見てご依頼をして頂いていると信じています。

AIは確かに革新的な技術です。使い方によっては

さらに映像、芸術作品の表現の幅を広げる存在だとは考えていますが、現状ではただ技術の盗用による搾取ツールでしかないと考えています。

画風を確立した作家さん、イラストレーターさんにまず敬意と利益が行くような法整備が出来ていない現状ではやみくもに推進するべきではないと思います。

政府の方々には、耳障りの良い賛成派の方々の意見だけではなく、我々のような人生や収入に直結する人々の意見を聞いて頂ければと思います。

●受付番号 185001345000005075

現状生成 AI は使用が認められていない学習元により生成されている現状があり
それによる被害が多発しています
嫌がらせを目的とした生成の利用

広告に生成 AI を使用していた企業が、特定のイラストレーターのイラストを無断で学習させたものだった例

AI 生成技術自体を否定はしません、使う側の問題が酷く
商用イラストなどを学習元として AI 学習に使うということは
無断転載などの著作権侵害にあたるといっても過言ではない現状です
今後生成 AI を利用する方々は、学習元の公開を行う必要を課し
その学習元が AI 学習を許可していない場合、著作権侵害とみなすべきであると考えます

●受付番号 185001345000005076

AI による生成物に著作権を認めると、以下の 2 点が懸念されます。

- 1 児童ポルノ等の AI 生成物が作られた結果、それを見た第三者が学習元となった創作者が制作したものとする。
- 2 学習元となった創作者本人に利益が還元されない。

過去、ビビッドアーミーというゲームが該当人物の絵柄に酷似した広告を出し、AI を使用したのでは無いかと話題になったことがありました。その際には、実際には関与していないにも関わらず、該当人物がイラストを提供したと考えていた方もおり、広告を出した会社は該当人物本人に対しても断りなく使用をしていました。結末としては、広告会社と該当人物本人の間で和解をし広告は全て取り下げられましたが、このような事案は AI の生成物に著作権を認めると多く起こりうると考えています。

昨今では、該当人物の制作物を学習した生成 AI も作成されています。こういった生成 AI は、学習元となった人物と酷似したイラストを金銭等の対価なしに生成できるという点で優れており、該当人物の代替品となりえます。

このような生成 AI は上記の 2 へ繋がり、結果としては生成 AI を用いない創作活動の衰退にも繋がります。

クールジャパンとしてアニメや創作文化を重んじる日本だからこそ、生成 AI による作成物と人力のみで作成された創作物を分けて考え、人力のみで創作する人や人力のみで創作された物の保護を尊重していただきたいです。

●受付番号 185001345000005077

まずお礼を。

著作権の最前線での日々の激務、本当にありがとうございます。

添付資料を読み、感服いたしました。

ご担当の皆様におかれましてはご心労の尽きないことと思いますが、どうぞお体に気をつけてお仕事頑張ってください。応援しかできませんが、みなさまの能力と思いを信頼しています。

私は、まがりなりにも表現で収入を得ているものです。

生成 AI は便利に見える反面、悪意を持った使用にとっても弱く、特にピンポイントで「クリエイターへの危うさ」を孕んだものだと思います。

今でさえ転載したものの勝ちな側面がありますがそれが爆発的に加速するのでは・・・と強く危惧しています。

著作権法の創造的ではないデータコピーは複製に当たらない、のところに文言を足して、生成 AI やそれに類するものに対して特

条項を定めるのが妥当かと思います。

生成を目的としたデータ収集の場合は以下の要件を満たす必要があるとか何とか

- ・最新状態を保った、データ収集元の公開、国への提出
- ・企業側のオプトアウトの窓口の整備、速やかな対応
- ・同時に国からの救済策の整備。今なさっている講習や具体的な法律相談窓口の強化、何より大切なのは国民への周知啓発を増やし継続させること
- ・生成 AI に関する条項については、親告罪ではなくす（これはこれで魔女裁判が横行してすごいことになりそうですが）

あとちょっと別件ですが、

- ・義務教育的レベルで特に SNS に絡んだ著作権について学ぶ場を強化

これとても必要だと思います。文部科学省の管轄ですかねこれは・・・

身の回りの若い子たちの著作権違反を見ていると、何が違反なのか「知らない」という事例が多く、今後ますます必要になる著作権への感覚は身につけておいて損になるものではないと思います。関西という同和教育と同じレベルかなーという感触です。何が無断転載で、何がそうでないのか。X のリポストは OK でアイコン使用がダメなのは何故なのか。歌みたは YouTube では OK で X だと侵害になりうるのはなぜなのか、など。私の娘は中学で著作権の授業を受けたそうですが、扱ったのは「真似をするな」ということだけだったそうです。このくらいしか思いつきませんが、少しでも役に立てれば幸いです。

●受付番号 185001345000005078

AI の波はこれから止めることは難しいと思います。

ただ、創作者にとって AI に勝手に学習されることは悪です
少なくともイラストを仕事としている私はそう思っています。

学習された画像を履歴として残す機能を義務付けたり

著作権者を守る手立てを行って欲しい

正しく文化を守ることを願っています。

●受付番号 185001345000005079

結論として AI 生成による「人型の」画像生成は規制が必要と思われます

第一に、人型の画像およびイラスト生成の学習には従来の画像が必要であることが問題となっております。現在 AI 学習についての規制はなんらなされておらず、他の写真およびイラストから学習され放題、剽窃の温床と化しております。特にイラスト生成においてはこの問題が顕著に表れており、元のイラスト作成者の権利が意味をもっておらず学習による剽窃、海賊版の被害に合っております。それどころか、他者のイラストから学習した絵を有料で販売する者まで現れる始末であり、イラスト制作の技術の進化を大きく妨げるものとなっております。AI 学習によるイラスト生成は多くのイラスト制作者の作品の剽窃のもとに成り立っているのです。

この事は「著作権侵害の有無の考え方について」欄の

「AI 開発事業者や AI サービス提供事業者が、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行ったという事実は、これにより開発された生成 AI により生じる著作権侵害についての規範的な行為主体の認定に当たり、その総合的な考慮の一要素として、当該事業者が規範的な行為主体として侵害の責任を問われる可能性を高めるものと考えられる。」

という文言でも触れられていますが、事業のみならず個人単位での規制が必要であるかと思われます。

第二に、人型画像の生成における児童ポルノ氾濫の可能性が見て取れます。AI 学習の仕組み上「元々ある画像から学習し、新たな画像を生成する」事で、児童 AI 画像、性的消費の危険性が非常に高いどころか、既に出回っていると見ても良いでしょう、この AI 学習元の画像でも、児童の写真やイラストなどから生み出された可能性が高く、第一に述べたものと同じ通り写真の人物やイラスト制作者の権利が侵害されているように見て取れます。

このように「人型の」画像生成においては学習元の権利はまったく保証されておらず、盗用、剽窃の温床となっているのが現在の AI 生成の状態です。しかし AI 生成における技術の進歩は目覚ましいものがあり、利用することなく全て禁止するというのはあまりに雑な対応と言わざるを得ません。そこで、人物の生成ではなく、背景やロゴの生成にのみ許可をし、人間の形をとったものの生成を規制するといった動きをすべきと存じます。

●受付番号 185001345000005080

3.(1)ウ。[10～11P 目]

『生成 AI が学習したパターンやルール。傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる』と書かれていますが、切り貼りでないとする根拠についての記述が書かれておりません。

また切り貼りについて定義がされていない点も問題であり、切り貼りでなかったとしても権利侵害に当たらないとする根拠にはなり得ないということも後述していくべきだと思います。

文字制限の都合上、全て書く事はできませんが切り貼りについて下記のリンク元の

さんと さんの会話を参照して頂ければ幸いです。

5.(1)エ(イ)。[20P 目]

『(前略)当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる』とのことですが、どう考えても著作権者の利益を不当に害するとは言えません。

後述に AI 生成物に代替されることで著作権者の利益を害することに触れていますが、そのようなレベルで済まされる話ではないでしょう。

需要と供給を考えずに安価に大量生産すれば供給過多で市場が崩壊することはクォーツ・ショックの例を見れば明らかです。

大量安価生産可能なクォーツ式腕時計の技術を開発したセイコーがその技術を公開したことにより世界中の時計会社のほとんどが倒産しました(現在、存在してる時計ブランドのほとんどは名前だけ同じの別の会社です。しかも大半が同じグループの傘下)その上、技術を開発したセイコー自身もクォーツ式腕時計の技術で大儲けするどころか倒産しかける程の危機に直面しました。

少し似ているだけの別物であっても系列が同じモノを乱造されれば著作権者の利益は害されるでしょう。

これからやってくるのは過去に例がない程の超大量生産技術です。AI 利用者含め乱造品の中に埋もれてクォーツ・ショック同様、ほぼ全員が苦しむ事になるのは火を見るより明らかです。

素案の中では AI への規制が難しい事を何度も触れられていますが少なくとも AI 生成物である事を明確に提示するよう義務づけるべきです。

先の例でクォーツ・ショックについて語りましたが、その後の社会では高価でクォーツ式に性能も劣る機械式腕時計が高級な嗜好品として一部、生き残っていきました。

もしも生成 AI がこのまま推進されれば手描き作品はこれと近い位置合いとなるでしょう。その場合において手描きである事を証明できなければブランドとしての付加価値は得られません。そのため技術ある著作者達の権利とブランドを守るために AI 生成物には部分的使用であっても AI を利用した事を明確に提示させる義務を負わせる法律は絶対不可欠な必要があります。

また、同時に AI 生成物は学習元データの公開を義務付ける事を求めます。二次創作が暗黙の了解を得ているのは元となった作品の宣伝となる側面を持っていたためです。技術提供元の開示もなければ宣伝効果の利益すら技術者に還元されず乱造された作品の中へ埋もれてしまい著作者の利益が害されるだけでなく宣伝機会の損失によって創作意欲の減退を招くからです。

ついで重ねて説明を付け加えていただきますが AI を使用していない事の証明をクリエイター側に義務付ける事には強く反対させていただきます。何故なら公開された制作過程を AI に学習させ手描きだと偽装するために利用する人達が既に存在するからです。

最後に。

現在。生成 AI によるイノベーションを期待する声に伴い、どの国家より早く AI 技術を快適に利用できるよう法改正を推し進める事で利益増大へのチャンスを逃さないよう急ぎ立てる流れを一部、界限から感じられるものがありますが、低コストで作れるようになってコスト低減分、安く商品を出す企業が必ず現れ、多くの企業がこの値下げ競争に巻き込まれ最終的には薄利多売になるだけで利益増大は一時的なものとなるでしょう。

長期的にはコストカットのために失業するクリエイターが増えて社会を豊かにするどころかより不安定な方向へと導くでしょう。

これはまるで移民問題を抱え、ヒトラーという芸術家になれなかった落伍者のいたかつての時代を彷彿させます。

歴史の愚を繰り返さないためにも目先の利益に飛びついて急進のための緩い規制に乗り出さないことを切に願います。

●受付番号 185001345000005081

生成 AI の利用について

5 (2) イ (イ) 2 「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められる」(30 ページ)

これは利用者についても「客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められる」ということでしょうか？

その場合、生成 AI を 1 回でも利用すれば、その生成 AI が学習したあらゆる著作物にアクセスしたとみなされることになります。

つまり、現在は人間が創作したもので、既にある他人の創作物と偶然類似してしまった場合は、依拠性の要件を満たしません。過去に生成 AI を利用した事実があり、その学習内容に当該創作物が含まれていれば、「客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められる」ため、依拠性の要件を満たすことになります。

生成 AI による生成物そのものを利用した場合だけでなく、生成物を参考にした場合にも、同様のリスクが起きると考えられます。

これは生成 AI を利用する大きなリスクと認識されてしまうのではないのでしょうか。

生成の試行回数について

5 (3) イ 2 「試行回数が多いこと自体は、創作的寄与の判断に影響しないと考えられる。他方で、1 と組み合わせた試行、すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる」(35 ページ)

これとは逆に、指示・入力の修正と試行が少ないことをもって著作物性が認められにくくなることは適切ではないと考えます。

理由としては、経験やノウハウがある人ほど、自分の中のイメージに対して、どのように指示すれば理想の生成がなされるかを理解しており、指示・入力の修正と試行が少なくなるためです。

また、指示・入力（プロンプト等）の分量・内容についても同様に、生成 AI の技術が向上したり、利用者が経験を積んだりするほど、簡潔になる可能性や、生成 AI の種類によっては指示が文章では認識しづらいため単語による指示が一般的であるものも存在することについても留意する必要があると考えます。

データベースの著作物の保護について

5 (1) エ (エ) 「AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合」(23 ページ)

推認では範囲が広くなりすぎる可能性があり、また、その判断基準もあいまいであるうえに、一つ一つ判断することは多大な労力と時間を要する可能性があることから、前段に記載されている技術的な措置等の事実をもって判断すべきであると考えます。

委員会における意見聴取について

文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第6回）参考資料2「生成AIに関するクリエイターや著作権者等の主な御意見」より「生成AIについては様々な意見があることから、審議の参考にするため、事務局にて、生成AIに関する関係者（主にクリエイターや著作権者、著作権関係団体等。AI開発・提供事業者等は含まない。）の意見の概略をまとめたもの」（冒頭部分）

なぜAI開発・提供事業者等の意見を聞かず、参考にしないのか、理由を示していただきたいと思います。また、AI開発・提供事業者等の意見も参考にすることを願います。

米国ではAI関連企業が上院の会合に出席したり、連邦議会の超党派議員たちと会議を開いたりしており、英国でもAI開発者やテクノロジー産業界の代表者が著作物の権利者等と交えてワーキンググループによる検討が進められています。

また、偽情報や権利侵害対策に関しても、技術的知見は議論に必要であり、自動車業界や銀行業界を含む多くの企業で生成AIの活用の重要性が高まる中で、日本だけ出遅れることを懸念しております。

また、過度な規制によって、覇権主義国に技術で先を越され、安全保障上の脅威につながる可能性も懸念しております。

その他

生成AIはこれまでアイデアがあっても、それを形にすることが難しかった人々にとって画期的なツールです。それは健常者だけでなく、心身に何らかのハンデを持った人々にとっても同様です。

生成AIが多くの人に活用されるような結論であることを願います。

●受付番号 185001345000005082

「生成 AI は禁止すべき」

文化の発展を阻害するだけでなく凶器になる生成 AI には規制が必要です。これは非人道的な凶器です。この様なものは絶対に存在してはいけません。

その理由は次の通りである。

理由 1

生成 AI は人権侵害を引き起こしています。

そもそも著作物は権利者の財産です。その財産を権利者の意思に反し無断で学習されるのは搾取であり財産権の侵害です。

そして生成 AI による被害は著作権の侵害だけにとどまりません。

生成 AI は非人道的な凶器にもなりえます。

海外の事例ですがイギリスの METRO の報道によると生成 AI で作られてディープフェイクボルノがばら撒かれ 14 歳の少女が自殺してしまいました。(*1-1)

たとえその制作者を罰したところでそのディープフェイクは一旦ネットにアップロードされるとデジタルタトゥーとなり永久に被害者が苦しむことになります。

この様なものは絶対に存在してはいけません。

理由 2

著作権者は対価回収の機会を奪われ経済的に疲弊してしまう。

絵の市場に対して生成された絵、音楽の市場に対して生成された音楽を投入した場合、市場内で競合してしまいます。

企業は基本的に対価を渋ります。特に日本企業の渋り方は異常です。

人間が作る高品質な物よりも AI が作り出した安物を選ばれます。

理由 3

生成 AI が出力した画像等はコンテンツである以上享受できるものである。よって著作権法第 30 条の 4 の適用対象外とすべきです。

理由 4

生成 AI を野放しにすると将来の文化の発展も阻害されます。既にネームバリューのある創作者や引退した方は安泰ですが未来のトップクリエイターの作品は AI の作り出す暴力的な量の中に埋もれてしまい誰も目にも止まらなくなります。そして未来の芽が詰まれ現在あるリソースを食いつぶした瞬間文化が破滅します。

理由 5

生成 AI は盗んだ画像や違法なのを含むデータベースを土台としています。画像を盗んだことは米国の上院司法委員会の公聴会で

氏が認めています

。(※5-1)

またそのデータベースには数多くの児童の性的虐待画像(CSAM:Child Sexual Abuse Material)が含まれているとスタンフォード大学が指摘しています。(※5-2)

海賊版や児童の性的虐待画像などを土台とし人権侵害を引き起こしている生成 AI は存在してはなりません。

(※1-1)

Sarah Hooper, “Girl killed herself when bullies shared fake nudes of her”, METRO, 2024-1-24

<https://metro.co.uk/2024/01/24/teen-took-life-online-bullying-shared-fake-nudes-20162284/>

(※5-1)

Matt Growcoat, “Stability AI Boss Admits to Using 'Billions' of Images Without Consent”, PetaPixel, 2023-7-12

<https://petapixel.com/2023/07/13/stability-ai-boss-admits-to-using-billions-of-images-without-consent/>

(※5-2)

「生成 AI の学習データに児童虐待画像 米大学研究者が指摘」、日本経済新聞社, 2023-12-21

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN20F220Q3A221C2000000/>

●受付番号 185001345000005083

素案5（1）イ（イ）「非享受目的と享受目的が併存する場合について」について

（1）生成A Iは第三者に対して文字または画像または動画、その他の出力物を生成する目的に学習および製作されると考えられえ。ゆえに非享受目的と享受目的が併存が原則として成り立つと考える。そのため著作権の切れていない著作物から学習することは、すべからく著作者の権益を損なう可能性が非常に高い。

（2）特定のクリエイター（著作者）の作風または表現を生成しない措置を施すとあるが、特定のクリエイターの著作物を学習データの中でどのように紐づけるかが規定されておらず、完全または精確な紐づけがなされない限り、学習データから除外または廃棄することの実効性に疑問が残る。

（3）著作者が製作した著作物が学習データに利用されているかを簡便に調べる手段を学習・開発する者は用意する必要があると考える。一例として、著作者自身の著作権の対象となる文章または画像をインターネット上で提出・送信し、該当または酷似するデータの有無を出力するサービスの提供の義務付けが考えられる。

●受付番号 185001345000005084

- ・画像生成 AI はそのほぼ全てがインターネット上に公開されている写真や、人の手によって描かれたイラスト。
- ・そうでは無いという意見もあるがその根拠を提示出来ない。
- ・実際に特定のイラストレーターの絵柄を模倣してさくせいされた画像が大量に存在する。
- ・絵柄とはイラストレーターにとっては個性、長年培った技術の結晶であり、それをいとも容易く、機械の操作のみで模倣される精神的苦痛は計り知れない。
- ・絵柄を模倣して描かれた画像で、元になったイラストレーターが描いた作品であると誤解を生み名誉棄損に繋がる。
- ・ただ、生成 AI は活用すれば今後の表現の発展に寄与する可能性がある。(人力では現実的では無かった大量の素材作成 (画像や 3D モデルなど))
- ・その為、例えば野生動物を狩る為の猟銃や、扱いが難しい薬品のように、利用する為に法人格を持った企業の権利取得が必要になるなど、制限を設けるべきである。
- ・もし資格を持たない人間が AI を利用して利益を得ていた場合などは、罰則を課すべきである。

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではない」とあるが、これは正しくないと思われる。

著作財産権の役割は経済的利益の回収のみならず、経済的不利益のリスクを管理することにも含まれる。

著作物の利用を許諾する権利(第六十三条)によって、不利益が利益を上回ると判断した著作者は、許諾する範囲を狭めたり、許諾をしない判断ができる。

また、著作権法は著作者人格権によって人格的利益をも保護するものである。

以上をふまえると、「経済的及び人格的不利益のリスクを負わせるものではない」ことも、「著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではない」というための要件となる。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

著作物を利用させることによって当該著作者に経済的リスクが発生する場合は、自由競争の原理に従い、利用の可否及び利用料金について当該著作者が決定権をもつべきである。それを禁止することは自由市場への不当な介入である。同意もなしに他者に一方的に経済的リスクを負わせる営利行為が横行するのは、明らかに不健全である。

そもそも経済的リスクを負うことが想定できるのだから、非享受目的の利用を「権利者の利益を通常害しないと評価できる行為類型（第1層）」とするのは無理がある。

●受付番号 185001345000005086

「同意なき学習については、個人に紐づかないよう配慮をするべき」と、私は考えます。

所感 1……（5. 各論点について、（2）生成・利用段階）

AI のトラブルの大半は、AI による生成/利用段階で起きているため、AI による生成/利用段階に何かしらの制限を設けるべきではないかと考えている。

しかしながら、AI の生成物と人の創作物を見分けることは難しく、そう遠くない未来にはまったく見分けがつかなくなると想定される。

見分けがつかない状態で、AI による生成/利用段階に制限を設けるということは、人の創作物にも等しく制限を設けることになる。

それは創作活動の委縮につながるのではないか。

所感 2……（5. 各論点について、（1）学習・開発段階、（イ））

現在、AI によって生成されたものが明確に著作権侵害となった事例は見かけないが、人の外見や声、作家の作品傾向や作品そのものなど、生成されたものが「個人と強く紐づくケース」を目にする機会は非常に多い。

30 条の 4 情報解析という名目で、著作物を許諾なく利用してもよいとされていますが、許諾なく利用した結果、トラブルが起こりやすい（起こしやすい）状態にしておくのは問題があるのではないか。

これら所感をふまえると

- ・ AI の生成/利用段階にだけ制限を設けるべきと考えるが、AI と人の違いを判断できないため難しい。であれば、AI と人、明確に違いのある学習段階に制限を設けるべきではないか。

- ・ 明確な侵害行為は行われていないと思われるが、AI を利用したトラブルが絶えないのも事実であるため、ある程度の是正は必要ではあると考える。

文頭の繰り返しになりますが、

「同意なき学習については、個人に紐づかないよう配慮をするべき」と、私は考えます。

個人に紐づかないような学習とは

- ・ 個人名や作品名などのタグ付けを行わない
- ・ 個人が生み出した作品や、個人そのもの（写真や音声など）を過剰に学習させない（出やすい状態にしない）

私は、生成 AI が創作の助けになるべく、便利で安心して使える道具として発展すること願っております。

また、そうなるべく、著作権の考え方についても日々発展を続け、多くの人に伝わりやすい発信していただけることを望みます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「当該作品群が、当該クリエイターの作風を共通して有している場合については、これにとどまらず、創作的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合には、追加的な学習のために当該作品群の複製等を行うことにおいて享受目的が併存し得ることや、生成・利用段階において、生成物に当該作品群の創作的表現が直接感得でき、著作権侵害に当たり得ることに配慮すべきである 20。」

この状況は既に発生しており、現行の法解釈では悪意を持った人物を止める事ができない。

(例)

他にも多くのアーティストが被害を受けている。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【侵害に対する措置について】

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

この基準ではアーティストを保護できない。

学習済みモデルは、アーティストに対する攻撃として使われる場合がある。

それ以外の場合でもアーティストへのなりすまし行為、贋作の製作などの被害が考えられる。

(例)

前記したが、このアーティストは、悪意をもって作られた学習済みモデルにより、長期に渡り被害を受けている。

このアーティストへの依頼を減らすよう働きかけるような文から、金銭的な被害も予測される。

当該モデルを削除できたとしても、繰り返し同じ攻撃をされる事を防ぐのは困難である。

5. 各論点について

（２）生成・利用段階

【著作権侵害の有無の考え方について】

イ 著作権侵害の有無の考え方について

（イ）依拠性の考え方について

AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合

画像生成 AI は、使用者が指定しなくても、品質を高めるために AI の判断で特定のアーティストに依拠した画像を生成する疑いがある。

（例１）

作品やアーティストの指定なしに、誰が見ても「カードキャプターさくら」という漫画の絵を作者本人が描いたように見える画像が生成されている。

各要素の元になった複数の画像も推測されている。

（例２）

X の投稿者が特定のアーティストの過学習を行ったと疑われた時の反証。

トラブルを避けるため、元の画像の投稿は削除されている。

当該アーティストは被害を受けたと感じていた。

５．各論点について

（４） その他の論点について

学習済みモデルにより、特定のアーティストに来るはずだった依頼が減る。

将来的に予測される利益が害されている。

これは映画界でも同じ考えであり、ハリウッドで長期に渡りストライキが行われた。

読売新聞オンラインの記事の URL

<https://www.yomiuri.co.jp/world/20231109-OYT1T50211/>

個人的な意見を述べる。

学習済みモデルはアーティストの名声及び利益を著しく害する物である。

著作権者が許可しない限り一切の使用を許すべきではない。

学習済みモデルを使用しない場合も、AI で生成された画像及びそれを加工して作られた全ての画像に対し、画像内のひと目でわかる場所にその事を明記するとともに、AI の学習に使われた全てのアーティストに対して金銭を支払う必要があると思う。

●受付番号 185001345000005088

画像生成 AI に断固反対します。一刻も早い法規制を求めます。

私たち絵描きにとって、自分の絵は何年もかけて練習し積み重ねた努力の証です。

何度も何度も練習し、挫折し、苦悩して、今年やっと人様に見せられるレベルになりました。

絵描きにとって、自分の絵は我が子同然です。

その大切な我が子を、ある日突然攫われ、他の家の子達と一緒にミキサーにかけられ、粘土細工のようにこねくり回され、挙げ句の果てには「これは自分の作品」だと言われているのです。耐え難い屈辱です。

絵の著作権は、本来我々絵描きにあるのではないのでしょうか？

なぜ技術の発展を建前に、私たちの努力を、作品を掠め取ろうとするのでしょうか。

畑から野菜を盗んで売れば立派な犯罪です。

私たちからイラストを無断で盗み、AI に学習させ、それを「自分の作品」とのたまい世間に出すことには何故躊躇がないのか甚だ疑問です。

先日あるイラストレーターさんが AI 絵師に殺害予告を受け、警察に相談した事件がありました。その AI 絵師は、そのイラストレーターさんの絵を全て学習させ、「○○の絵柄生成 AI」として販売していました。指摘されたことで激昂し、盗んだ絵でポルノ画像を生成して嫌がらせを繰り返しました。

最近同じような話をいくつも見かけます。被害者の方は傷付き、中には SNS にイラストを上げる事をやめようとする方もいました。

これは SNS 上でだけの問題ではありません。

どれだけ技術を磨こうが、一瞬でその努力を盗まれる。そんな事が続けば、もう誰も絵を描こうなどと思わなくなるでしょう。盗人に塩を送るだけなのですから。

クールジャパンと世界に売り出せる日本は無くなります。

AI に描かせれば？という意見もあるかもしれませんが。しかし学習元が無くなればそれ以上進化することはあり得ません。日本の漫画文化は終わります。

創作活動をする人々に寄り添っていただけることを願います。

●受付番号 185001345000005089

AI が普及すると、無断で著作権関係なく作品を使用されてしまう恐れがあります。特に、SNS 上での情報は企業に渡ることもあることから、作成者に許可なく AI にその情報が転用されてしまうリスクもあります。

●受付番号 185001345000005090

・意見対象箇所

「5. 各論点について」の（2）生成・利用段階について

・意見

既存の著作物が生成 AI を用いて複製され商用利用される、SNS に投稿される、悪用される等の問題が懸念される。また、その際において、複製された物が著作物のオリジナルだと主張、著作権は生成者が有すると主張される懸念があり、とても不安である。

●受付番号 185001345000005091

Ai 学習によって生み出された作品は全て販売禁止にすべきであり、また学習元が学習を許可していないにも関わらず AI 学習に取り込んだ人間に対しては法的処罰を与えるようにすべきだと思います。

●受付番号 185001345000005092

今の時代、作者の同意なく勝手に

ネットから簡単にコピーしたり、作品を100%AIに記憶させ、
アレンジを加えることも安易にできます。

創作者の権利を守る法律が弱いままの為、作者に無断複製し、
自分の作品として公開する悪質なケースが野放しになっている。

創作者を守り、悪質な犯罪を野放しにすべきではない。

法規制を強化して、違反者には相応の罰金・罰則等を与え、

今後の犯罪防止に努め、創作者、日本の文化、財産を守って頂きたい！

●受付番号 185001345000005093

イラストや漫画を仕事をしている者です。
自分の手で作り出した物を
無許可で取り込み、合成しあたかも自作した物のように
AI 生成した物を発表されるのは
仕事をする立場からとても困ります。
ネットで発表するイラストや作品は著作権法で
守られないのでしょうか？
ネットに上げた作品は取り込んで
勝手に加工される為の材料では有りません。
どうか創作者の権利が守られる法律にして下さい。

●受付番号 185001345000005094

学習は適法と書いてあるが、生成は違法となる場合もあり、
その周知もせず楽しい面だけ押し出して推進するのは違うと思う
ちゃんと法を守って使う人はいるのか
むしろ法を破るために使っている人が多く思われる
そんな人達に詐欺の手段を与えて犯罪を増やすことになるのではないか？
AI の使用を許可制に出来ないのか
きちんと学んだ人が、きちんと使うために使用するという風に出来ないのか
もちろん違法に使うと許可は取り消しにして
データセットから自分の著作物を削除出来る権利は保証されて欲しい

●受付番号 185001345000005095

「3. 生成 AI の技術的な背景について」の「ウ生成 AI が生成物を生成する機序の概略」では生成 AI の生成物は「通常、学習データの切り貼りではない」とされていますが、生成 AI の学習データがなければ生成物ができることはありません。そのため、生成 AI の学習データが無断転載や切り貼りを利用したものであれば、生成 AI が生成したものも学習データの切り貼りであり、無断転載であると考えべきです。

そのため、生成 AI の学習元が無断転載か否か判断する方法がない状態で規制を設けても、学習データの作成者が著作権の侵害やその他トラブルに巻き込まれるなどの被害を被る可能性があります。そのため、最低でも無断転載や切り貼りによる学習をできなくする技術を確立するまでは生成 AI の利用そのものを規制すべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005096

『1. はじめに 』について

自分の生成したものについて、誰の著作物を引用したのか説明できない者を「クリエイター」と呼称することに違和感を覚える。

他人の著作物の無自覚な盗用でしかない。

生成 AI ユーザーは「クリエイター」ではない。プログラマーのほうが近いのではないか。

『2. 検討の前提として (1)』について

前述した内容から、生成 AI を使って生成したものは、引用元を明記できない限り、誰か他の人の著作物を無自覚に借用した盗作品であると考ええる。

よって生成 AI で作成した物は画像等著作物の範囲に属するものではない。

3. (2) をふまえれば、思想や感情（プロンプト）を与えるのは生成 AI 利用者でも、どのように表現するかを考えて実行しているのは生成 AI のほうである。

生成 AI 利用者＝発注者・雇い主（例；ユリウス 2 世）、生成 AI＝イラストレーター・画家（例；ミケランジェロ）、と考えれば、著作権を所有するのが生成 AI 利用者ではないことは明白。

生成 AI に人権を与えて責任を取らせてはいかが。

『3. 生成 AI の技術的な背景について (3)』について

作品を引用されても良いと考えるクリエイターが自らの意思でデータセットに作品を提供する以外のデータセット構築方法を認めないでほしい。

また、自らの意思でデータセットから自分の作品を削除する場合に、個人で無理なく手続きできるようにしてほしい。専門家が必要なほど煩雑だったり、高額な手段では十分な措置とはいえない。

『4. 関係者からの様々な懸念の声について 』

『6. 最後に』 について

クリエイターにとって、自分の作ったものが他人に蹂躪されることは死に直結するほどの精神的苦痛をもたらすということを重く考慮してほしい。

あなたがたは苦痛を想像できないかもしれないが、私は現に苦痛を感じているのです。

●受付番号 185001345000005097

「AI」と「生成AI」は別物として考えて頂きたい

- ・昨今、問題視されているのは「生成AI」
- ・生成AIは無から何も生まない
- ・無差別に写真やイラスト、アニメ映像が無断使用されている
- ・生成された物が本物か偽物か見分けがつかなくなる危険性

上記を基本として何故、危険視されているのか

- ・無から何も生まない

→生成AIは、学習データ（読み込んだモノ）を元に様々な見た目に変換されます。あくまで読み込んだモノをランダムで出力しているだけで、読み込む元がなければ生成する事ができない。学習元に依存しているので質感が変わっただけで構図はそのままなど

- ・何が危険なのか

→SNSにアップされた写真(メディアで活躍する方、そうでない一般人の写真)、漫画家やイラストレーター、アニメ映像、その他ファンアート等の作品物が「無断使用・無断学習」されているから。内、1番問題視されているのが「児童ポルノ」です。

- ・クオリティの高いモノ、綺麗なモノが仕上がる訳

→まるで人物写真のような見た目やイラスト化されるのは、それだけ多種多様なものを大量に読み込ませているという事です。以前までは生成されるイラストに手足が多いなど異様さが見て取れましたが、無断使用・無断学習が横行する今では形が崩れる事もかなり減っています。

- ・本物か偽物か見分けがつかなくなる

→生成AIはイラストだけの問題ではありません、記憶に新しいのは岸田総理大臣のフェイク動画です。あの動画では多くの方が偽物と気付く仕上がりで面白い人も多かったですが、今後また作られたら？相当数の学習データがあったら？

本物のように動き、流暢に喋り、偽物と気付けないディープフェイク動画が出来上がる可能性が極めて高いです。フェイクに見えないものが簡単に出来上がるようになると必ずトラブルが起きます。

そんなモノで出来ている生成AIは肖像権・著作権侵害に当たるのでは…と多くの方が声をあげていますが、「今、禁止されていないなら使ってもいい」「面白いから何でもいい」と利用する方が多いです。

なんなら「1人の顔写真・絵柄」に特化したRolaというツールで「嫌がらせ目的で使う人」が異常な数います。

あまりメディアに取り上げられませんが、実害も出ています。

「人物」

モデル、俳優女優さんの写真を使い実際には存在しない猥褻な画像が作られています。海外ではとある女子生徒の写真で猥褻な生成画像を作り、学校中に共有され耐えきれず女子生徒が自殺する事件。

最新では海外歌手の[REDACTED]さんが偽の猥褻画像を作られ問題になりましたよね。1/30 時点では X(Twitter)で名前検索ができないように対策されていますが、一般人ではこのような対策をされる事はないでしょう。誰でも簡単に作れてしまう事もあり、浮き彫りにならないだけで新たな手口の犯罪が横行する危険性がある。

「イラスト関係」

学習に利用した作者リストが次々出ています、多くが無許可です。

特定の作者に絞って作品を読み込み、経緯を知らなければ同じ絵柄にしか見えないモノで猥褻な作品に変換する嫌がらせ。それらを利用し金儲けをする輩。

被害者がやめてほしいと声をあげたら、執拗に叩き殺害予告まで送られた方もいます。

「動画」声も動きも本物と見分けのつかないディープフェイク。

最近では「音楽界限」にも生成 AI が進出してきました、文字入力しただけでクオリティの高い音楽が出来上がる代物です。

散々繰り返してますがクオリティが高い＝相当数の作品が読み込まれているんです。

気付かないうちに無断使用されているかも知れない、されても指摘したら総攻撃を食らう恐怖、罰する事のできない歯がゆさ。

私も趣味の延長ですが絵を描いてますが、利用する何処のメディアでも生成 AI の被害者が出ていて見るだけで辛い。意欲が削がれ以前のように活動できずにいる作家さん達がいるのも辛いです。

法律では禁止されていないからといって、許されない行いが目に余る。モラルの問題としても、法規制がない事もそれを助長していると考えています。

生成 AI の元作者に〇%還元すれば利用可…なんて事も考えられていますが「無断使用・無断学習でできあがった土台」が問題であって、金の話ではないです！

大好きな作者さんが日本・海外問わず何人も創作意欲が削がれ、筆を折っています。被害に合いながらも声を上げて下さる方もいますが嫌がらせはエスカレートするばかり、大好きな作家さんが日に日に疲れていくのが目に見えて辛いです。心無い言葉に殺害予告、不安を抱えたまま健康に過ごせる方は少ないと思います。事件が起こる前に法規制して守ってほしい。

絵が描けるのは日々磨きあげ続ける努力の賜物で得た特技です。才能なんて言葉で片付けず守られる権利があるべきと思います。

●受付番号 185001345000005098

音楽クリエイターです。

生成 AI のせいで作曲意欲がなくなり、自分の可処分時間の中で、今まで数十年積み上げてきたものはなんだったのかという残念な気持ち。

誰かが積み上げてきたものを、何も持たないものが対価を得ずにアウトプットできるのは絶対におかしい。

以下の意見を提出します。

- ・生成されたものを利用してお金を稼ぐことはできない
- ・生成されたものは必ず生成 AI を介したものである旨の表記（絵であれば絵の中に誰の目に見てもわかるように記載、音楽であれば歌詞などに誰が聞いても生成 AI で作成されたことがわかるように記載）

AI は人をサポートするべきもので、人の代わりにクリエイティブをアウトプットするものとして利用させないで頂きたい。

子供達が絵を描いたり、曲を作ったり、演奏したり、クリエイティブな行動を突き詰めようとしても、「で、AI でよくない？」となり、将来的な機会損失の方が大きい。

現状、今のクリエイターに大打撃を与えているだけでなく、未来の子供達も蔑ろにしている。このまま進めるべきではない。激しい制限を求める。

●受付番号 185001345000005099

創作者の著作権、知的財産権の侵害で問題になるのはそもそも創作者の権利を守る法律が弱いところに問題がある。

著作権侵害、知的財産権侵害に対する厳罰化をするべきだ。そうじゃないとまた支那人のような侵害行為を平気でやる民族が増え続ける。

●受付番号 185001345000005100

現在生成 AI で他者の作品を取り込み自分の作品として発表するケースがネット上で見受けられます。

このように個人の著作物を他の他人が無断利用することは大きな問題だと考えます。

また著作物以外にも、個人の見た目や声を無断利用することによる被害も非常に心配です（特にアダルトコンテンツへの使用など）。

個人の権利を守る規定を強く望みます。

●受付番号 185001345000005101

画像生成 AI について

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」

「4.関係者からの様々な懸念の声について」に追加して欲しいこと。

（前提）

- ・自分が、自分自身の画像だけ使って AI 画像生成をするなら、それは「ツール」のひとつで済む。しかし第三者の画像を勝手に使って AI 画像生成をするのはおかしい。
- ・無法地帯になっているので、生成元が明確なものにしてほしい。

（写真の場合）

- ・自分の顔が取り込まれて、第三者に使われたら自分の生活が脅かされる。
- ・AI 生成画像と通常の画像の区別がつかないと、フェイク画像が出回りトラブルになる。

（イラストの場合）

- ・仕事でイラストや素材を使うが、それが AI が勝手に取り込んだ盗作だった場合責任が伴う。
- ・自分の書いた絵が AI に取り込まれた場合、自分のスキルが無料で奪われたことになり困る。

●受付番号 185001345000005102

生成 AI は創作者の権利を著しく侵害し、創作者が創作活動で得られるはずだった利益を略取するものである。

生成 AI の専門家ばかりを委員会に呼ぶのではなく、創作活動に詳しい人の話も聞くべきだ。

生成 AI はポルノ画像を学習元にもしている。

違法行為の学習の上でつくられた生成 AI をすぐに的確に規制するべきだ。

●受付番号 185001345000005103

生成 AI と著作権との関係性についてはすでに文化庁の YouTube など解説されているが、著作人格権・同一性保持権との関係性について問題点が整理されていない印象を持つ。

漫画家の■■■■氏が自死したことの背景には、著作権とは他に、著作人格権・同一性保持権の侵害も考えられる。そして生成 AI の分野ではこの著作人格権・同一性保持権の侵害による「手書き」作家の生命の危険性も視野に入れなくてはならない。

まずは手書き作家の保護を第一に考え、それを前提に文化の繁栄を検討してほしい。

●受付番号 185001345000005104

AI の学習元がそもそも無許可であり、実在する人間の写真なども含まれており著作権以前の問題があると考える。

使用の禁止、また許可された学習データのみを使用した AI をサービスとして提供すべきではないだろうか。作風や画風の類似性が認められないものは著作権侵害とはならないとあるが、無許可で学習したデータである以上、すでに侵害されているとも考えられる。

クリエイターの名を語り無許可でイラストを売るなど、無断学習したうえでイラストを悪用されている現状がある。速やかに対応が可能であればよいが各自で弁護士などを雇う必要があるなら、個人によっては対応が難しくなるのではないだろうか。

イラストやマンガ、アニメーションは我が国が誇れる文化であり、産業でもある。クリエイター個人がまず守られる土壌がなければ衰退し、失われていく懸念もある。

●受付番号 185001345000005105

芸術や創作、作品を創造するということは作り手が自身の感情や思想を表現するためのもので、著作権はそれらに適用されるものと存じています。

P8、イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為に「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」とありますが、そもそも現状の生成 AI のデータセットに無断で利用されている作品のほとんどは著作権で守られているものであり、その「思想又は感情の享受を目的とした画像」を利用したデータセットから合成・出力されるものが「思想又は感情の享受を目的としない」はずがありません。

例えば広告などは見た人の感情を動かし、購買意欲などを引き出す目的がありますが、これは「思想又は感情の享受」に当たりますね。現状の生成 AI を使用して作られた広告は著作権を無視して、対価を払わずに作り手の研鑽した能力にタダ乗りしていると言えます。

また、合成・出力したものを販売しなければ問題ないと思われがちですが、「著作物に表現された思想又は感情の享受」には作り手の自己表現や他社とのコミュニケーションも含まれているため、プロ・アマ問わず遍く全ての作品は著作権で保護されているはずです。

一般的な SNS を見れば、現状の生成 AI 利用者たちも自身の承認欲求を満たすために画像を合成・出力し、数字を競うように投稿していることがわかります。それらの画像がみな作り手たちの努力の賜物であることも理解せず、作り手の思想や感情を横から掠め取る行為に著作権が発生するかどうかは、少なからず自分で紙と鉛筆を持ち、自分の腕で作品を作り上げたことが一度でもある人間には一目瞭然ですが、文化庁にはそういった人間は存在しないのでしょうか。

本当に「思想又は感情の享受を目的としない」のであれば、それは合成した画像を一切表に出すことなく、誰に見せることもなく、黙ってひっそりとしていればいいのです。

それができず、人に見せて賞賛を得ようと SNS へ投稿したり、手書きと僭称して精巧な合成画像を販売し対価を得ようとするのは「他人の力で思想又は感情の享受」にあやかろうとする以外の何物でもありません。

生成 AI の利用を今後も推進したいのであれば、まず法の整備をして今の混乱を収めてください。もともと印刷技術が発達し、簡単に作品のコピーが可能になったために発足したものと存じますが、「印刷」と「データ」ではコピーのスピードやそもそもの概念が違います。（印刷は紙に擦るため原稿は原稿として残りますが、データのコピーはデータ自体を直接コピーしていますね。）

現状の著作権では保護しきれていない部分を見直し、今自分の力で作品を作り続けている人を守ってください。今のデータセットを全て手放して、0 から画像生成 AI を作るのはそれからであると存じます。

今のデータセットから出力される画像がいくら元になった画像の「思想又は感情の享受」に依存していたとしても、その出力画像に著作権が発生するかといえばそうではありません。

元になった画像の著作権を無視して改変しているということは、海賊版と同義です。企業の公式が正当に販売している映画の DVD をコピーして販売すれば、それは海賊版と呼ばれ、著作権違反になるでしょう。プロアマ問わず、画像だって同じです。

だからと言って、対価を払えば使っていい、というわけではありません。どれほどお金を積まれても売れないものがあるように、自分の人生の時間＝命を削って作ったものを、その作品に込めた本来の思想や感情を踏みにじるような使い方を、誰だってされたくはありません。(元々生成 AI に使うつもりで作った画像ならまた変わってきますが)

また、現状の「(環境さえ整えば)誰でも深く考えることなく使える」ことも問題です。SNS では作り手の「やめて」という声を無視して作品を改変したり、絵柄をそっくりそのまま使って作りて本人が描いた覚えのないセンシティブな画像を合成したりといやがらせを行う人間もいます。直接的な暴言や殺害予告は法で裁かれますが、現状、作品の著作権侵害においてこの部分はすっぽりと抜けていて、所謂無法地帯になっており、いやがらせをする人間は「法がないならグレーゾーンだ」と言って開き直っています。

しつこく粘着され、自殺未遂まで追い込まれた作り手もいます。人が死んでからでないと問題視されないのですか。人を守るのが法律ではないのでしょうか。

私も絵で仕事をしていましたが、自分の実力を知り挫折を味わった人間です。それでも絵を描くことが好きで、仕事にはできなくても描き続けています。「お金にならないことに時間を使ってバカみたい」と言われますが、理解してもらうことはあきらめました。創作を文化であると認めてくださるなら、創作文化の未来を守るためにどうか私たち創作者の声を聞いてください。

●受付番号 185001345000005106

まず、生成A I の搾取的構造に対する対応を望みます

生成A I の技術は目まぐるしく発展し、それと同時に生成A I による性的搾取、イラストの複製（その他改変）など元著作権者に不利になる事しかありません。

それが生成A I を手放しで称賛できず、これからの発展に待ったをかけています。

絵柄に著作権はないと聞きますが、自分が描いたものが無断で学習されデータ化されるのは気分悪いです

学習に対する拒否権はなくその内容は情報解析目的のはずです。

決してクリエイターのイラストを自由にしていいいことではありません

なのに特定のイラストを集中学習されたものが販売されています。

これらに現行法で対処するように言われていますが、サイトが消してくれるまで販売され続けたり、サイト自体が海外という事もあります。また生成A I のイラスト改変が必ずしも原作を学習されたものだとは判断されにくいという学習データがブラックボックス化しているのも問題です。そして裁判までとなると敷居が高いです。みんないちいち訴えるわけではないです。漫画やアニメ、特にイラストを描いている人は趣味の人も多く、さらに若い学生さんが多くを占めています。

勝手に学習されて嫌がらせを受けるなら後はもう創作辞めますよ。

今までも手描きイラストの集まりではトレース（上からなぞる行為）や無断転載したものを自分の作品だというものが出てくるのが日常茶飯事でした。そのときは謝ってもらうなり、削除してもらうなりみんなのモラルで対処していますが、その世界に生成A I が入ってきてきて今度はイラストを学習される嫌がらせが始まりました。学習したクリエイターのイラストを使って人を不快にさせるようなイラストを生成したり、首をつってるような作者の自殺を陽動するようなイラストを生成したり度を越えた嫌がらせが散見されます（それを抗議すると殺害予告をされるなどもありました）

依頼によりラフ（下書き）の段階を提出するとそれも持ち逃げされ学習されることも起きます。

著作権の効力を持たせるなら、ある程度学習か出力を制限したもので、立場上しっかり監督できる企業が責任もってやっていただいているものに限らせてほしいです。個人の生成した作品に著作権を付けるのは慎重になっていただきたい

生成A I の消費はすさまじく、新しいものがでるとウォーターマークやサインを消してでも学習しようとする者がいます。

まずは生成A I のルールづくり、規制などをかけて少しでもルールで縛ってください。それから生成A I の著作権付与の話をしてください

つたない文章ですみません。今のイラスト業界は不安で一杯だという事を知ってほしくてコメントさせて頂きました。

生成A I と共存するには枠組みを確立させルールを周知させることが大切だと思います
その枠組みが周知されても、ルールを守らないものが何もお咎めもないと誰も守りません。
欲を言えば生成A I 独自の法律を作ってほしいです。どうかよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005107

AI の画像作製技術は素晴らしいですが、他人が作った作品（文章、絵、動画）を搾取しているにすぎないと思います。

搾取し続ければ結果として、経済活動に支障をきたすようになると思います。

また、AI 技術はもう画像など一部では実際と見分けがつかない程になっており、容易くあたかもそれが真実であるかのように錯覚させられます。

首相のフェイクニュースは衝撃的でした。

ぜひ、今後の日本の得るはずの利益と情報の正確さを損なうことがないように願います。

●受付番号 185001345000005108

元は誰が作ったものか分からないもので、作られるなんて正しい権利があるとは思えません。プロ・趣味問わず応援したい作家さんがいるので、彼らの権利を守ってほしいです。

●受付番号 185001345000005109

4、クリエイターや実演家等の権利者の懸念について

1 について

AI 開発、学習のための複製等を防止する技術的な措置については、AI による学習が許可されていないデータの学習を防止する技術であり、法について考えるべきなのは生成 AI 使用者であり、そもそもすべての著作物が不特定多数の生成 AI 使用者に学習され、利用される恐れがあること自体が問題であると考えています。これらの問題を防止するためには学習を妨害する技術の他に、生成 AI がもつ各モデルの学習元となった著作物が完全に利用を許可されたものである必要があると考えています。

3 について

作風が類似しているということは学習元がその作者の作風の著作物であるからであり、これらも無断で学習されたものであるケースがほとんどだと思います。また通常は、著作権の利用は著作権の所有者の利益を害さないことが前提であるため、学習元にその作者の著作物が利用されていた場合は十分著作権の侵害にあたると考えることができると思います。

4 について

AI 生成物が著作物であろうとなかろうと機械により大量生産される創作物によってクリエイターの自己価値の低下による創作活動の委縮は必ずあると考えます。加えてこれらのモチベーション低下の原因なる生成 AI による創作物は学習元が不透明であるものがほとんどで、生成 AI がクリエイターにもたらす利益などほとんどなく、不利益であることは間違いないと考えています。また、日本はクリエイターに対する対応や、待遇の質が低い傾向にあり、このまま雑に扱われるのであれば、新規のクリエイターは創作活動において大切なモチベーションという武器を失い、衰退の一途をたどると考えています。

5、非享受目的に該当する場合について

そもそも私は生成 AI が情報解析という域になく、この問題を現代の法で考えるのはほとんど不可能であると考えています。一般に評価を受けてしまっている生成 AI による生成物は著作物を元として組み合わせた合成のような実態であり、前述のようにあまりに不透明で十分著作権侵害として裁ける範囲にあると考えており、これが適用できない場合には法の改善が必要であると考えています。

●受付番号 185001345000005110

生成 AI によるデータの収集被害、著作権侵害について

AI は人の生活を手助けをする有益なものである一方で、現在著作権を持つ漫画家・イラストレーター・デザイナー・小説家など、プロアマ問わずごく普通の一般人である私たちの生活や精神を脅かす存在になりつつあります。

まず AI のデータ収集が無差別であることが問題だと感じます。

著作権はどの創作活動にも必ずある、守られる当たり前の権利だと思います。それが AI による収集・学習によって、侵害されています。

芸術の分野では創作者の個性や技術が様々な形で表現されます。その唯一無二をデータとして収集され、作者自身が感知できない場所で生成 AI を使った他者が作品公開、収益をあげる問題が今身近にあります。

SNS でも被害を受ける創作者を毎日のようにみます。AI を使用する当事者も著作権を侵害していると気づかないケースもあります。

生成 AI によるメリットもあると思いますが、今現在活動している創作者の権利の保護にも目を向けてほしいです。

今の日本は生成 AI について無頓着だと感じます。人を助けるツールが人の生活を殺しかねないと危機感を覚えます。私は自由な日本の芸術文化が好きです。しかし、その自由な創作物を守るための規制もあるべきだと思います。

国民の声を聴いて、専門家の方や、国の方にはこの問題をしっかり議論して頂きたいと思います。

●受付番号 185001345000005111

私は創作を行なっている人間ではないです。

ただ好きなイラストレーターはいてそれを ai で無断で使用されているのを見ました。ネット上でも色々言われているように、法律上問題がなくとも嫌がっている人間に嫌がらせのように ai を使っている場面が散見されます。関係はないかも知んですがそれによって■■■さんのように追い詰められる方が出る可能性もあります。実際著作権厨など ai の会議に出席されている方から信じられないコメントも出してましたよね？表現の自由は素晴らしいですが、自由には責任が伴うものだと思います。無責任に ai を使い、故人である首相のフェイク、特定のイラストレーターへ嫌がらせする人がいる限り、多少規制を厳しくするのは仕方ないのではないのでしょうか？ai 自体人間がいなければ成り立たないものなので、人間の権利も少しは大切にしたいです。

●受付番号 185001345000005112

受付番号 185001345000005061 再提出

4. 関係者からの様々な懸念の声について

現状、画像生成 AI によって使用者が想定した通りの絵を出力するには、その完成イメージと近い絵を複数 AI に読み込ませる、学習させる必要があります。

逆にその工程さえ済めば誰でもそれらしい、想定通りの絵を出力できる状態にあります。

画像生成 AI を使えば、従来であれば必須であった絵を自分で描く努力も時間も必要ありません。

問題となるのは

- ・画像生成 AI で絵を生成するためには既に完成している絵が大量に必要
- ・使用する画像は絵の制作者でない第三者が自由に学習利用できる
- ・学習元になる絵の権利者は第三者による AI 利用（学習、出力）に対して権利をもたない
- ・明らかに特定の画家、イラストレーターの絵を模倣する目的で学習、出力された生成画像に対し現行法で著作権者は対処ができない（それを前提として、著作権者の名前を冠した特定著作者の絵柄模倣 AI 学習データが制作、インターネット上で配布されている事例が複数存在する）
- ・学習元になる絵の制作には膨大な時間がかかり、ある程度の技術水準に達するには相応の時間と修練、コストを必要とする

点です。

プログラミングのみで利用できる電卓等とは違い、画像生成 AI は（プログラミング作成者とは別人である第三者が）時間をかけて実際に作成した著作物が別途必須です。

以上のことから、学習元になる作品の権利をもたない第三者が画像生成 AI を使って画像を生成する場合、本来権利をもたない第三者が一方的に利益を享受できる状態にあります。

コストをかけ活動してきた創作者が第三者の手により、一方的に搾取される状態と言い換えることもできます。

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

現在、これまでの創作者にとって、コストが一方的に篡奪されるだけの「創作するだけ損」「真面目に手動で絵を描くと馬鹿を見る」仕組みが出来上がりつつあります。

この状況が続けば絵を描かず、他人のコストを篡奪し、合成することこそが「正解」である世界ができあがります。

そうなればわざわざコストをかけて人間の手で新規の創作がなされることはなくなっていくます。

やるだけ損で、自力で描く行為は見ず知らずの第三者に、知らずに無償奉仕する（その作業に膨大なコストが必要にも関わらず）ばかりの仕組みになるからです。

「絵を描く」の意味は、ボタンを押して「それらしい」合成画像を生成することに置き換わります。

それでも描きたい、無償労働でも自分の手柄がなくても誰かが権利を篡奪しても、それでもどうしても描きたい一部の人間が「貴重な」新規素材制作要員として高速消費される状態がきます。

現在日本は少子化の一途をたどっています。

これは総合的に、子供を産むデメリットがメリットを上回ったためです。

人間は動物です。報酬がないまま全体の利益のため邁進できるほど社会的な存在ではありません。

「少子化」は、創作の世界にも必ず来ます。

研究目的以外で著作権以外が著作物を AI 学習に使うことを禁止して下さい。

現在の画像生成 AI は、他人の財産を一方的に篡奪しそれを合法化しようと苦心する非倫理的な存在です。

私は、他人の財産を強制的に共産化する AI との共存自体を望んでいません。

<AI 利用者の懸念>

3 努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評

画像生成 AI で想定通りの作品を生成するには第三者がコストをかけて制作した、学習元作品の使用が複数必須です。

日本には現在大学に絞っても 74 以上の美術学校があり、大学では最も安価とされる愛知県立芸術大学・札幌市立大学デザイン学部で授業料は 817,800 円、高額とされる多摩美術大学で 1,972,786 円（平均）の授業料がかかります。

絵とは時間がかかるものであり、修練を必要とするものであり、そのために人生をかける人間が現在進行形で存在する、非常にコストのかかる創作物です。

当項目の冷評は真実を端的に述べられているにすぎず、擁護の余地はありません。

4 AI 生成物が著作物とならず、法的な保護の対象とならないのではないかという懸念

画像生成 AI の仕組みはこれまで産業革命などでなされてきた自動化とは全く異なります。

画像生成には既存の、著作者がコストをかけて生産した絵の取り込みが必須であり、生成された画像とは大量の著作物の切り貼り、合成です。

全くの新規絵に見えるのは取り込んだ著作物の数が膨大なためにそう見えているだけで、画像の生成精度が高ければ高いほど、学習に使われた画像枚数は増えています。

そのほとんどは現在も著作権が存在する誰かの創作物です。

他人に権利がある著作物の寄せ集めを自分の作品だとして権利主張できるのは甚だおかしいことと思います。

主に、

5. 各論点について（3）生成物の著作物性について
についての意見となります。

文化の社会的な価値として、個人の思想や感情、成果が社会に共有されることで社会に（文化的な）利益がもたらされるという点があります。

個人と社会の関わり方は経済や労働など複数ありますが、文化はその一つです。そして作者と社会をつなぐ作品（著作物）は文化の領域において価値をやりとりするために最も重要なものの一つです。

経済的観点のみから考えると既存の手作業で制作された作品と大差ない作品の流通量が増えることにはメリットもあります。工業製品などにおいてはそのメリットが後述するデメリットを上回る場合が多いかもしれません。しかし、文化的な領域を一定程度独立した領域として捉えたならば、経済的観点は文化にとって最重要な事項ではありません（各種の文化事業支援制度の存在はそのような立場が社会的に受け入れられていることを意味します）。統計的に処理されたデータベースを元にして制作された作品に含まれる作者の思想や感情は「少ない」と言って差し支えないと考えます。例外的に作者が大量のコストを投入して生成 AI で作品を制作する場合もあるかと思いますが、その割合は小さなものです。現状を見る限り生成 AI で作られた作品のほとんどは思想や感情をさほど反映しておらず、個人と社会の接点である文化的な「作品（著作物）」の性質が薄いように思われます。そのような作品が従来の著作物と区別のつかない状態で大量に流通する事態は、著作物一般の価値の毀損による文化的な環境の不可逆な破壊を招くものであり、回避するべきだと考えます。

生成 AI を主として制作された作品については通常の著作権を適用しない・ウォーターマークを付すなどなんらかの方法で生成 AI を主として制作されたことを明示する義務を課すなどの施策によって生成 AI による作品制作に負のインセンティブを与えることが望ましいと考えます。

●受付番号 185001345000005114

AIによって、それまでの描いてきた積み重ねである「画風」「個性」を一瞬にして奪われる
つらさを想像して欲しいと思います。

生活が苦しくなるだけでなく、既に人の目による画風のコピーによって自死を選ぶ方も存在しています。

AI学習については、もっと性質を理解した上での法整備を何卒お願いいたします。

●受付番号 185001345000005115

イラストの仕事をしているため、主にその視点の意見です。

特定のイラストレーターが画風を生成 AI にコピーされ商用利用されるなどして、
トラブルになっているのを何度も見かけます。

また動画配信で絵を描いていた人の絵を生成 AI で先に完成していたかのような絵をアップ
ロードされ、配信者が逆にバクリだと脅されるような出来事もあり不快です。

今後もモラルのない人が金儲けの為に真面目に創作をしている人を食いものにすることが増え、
筆を折る人が多く出るのではないかと危惧しています。

SNS 等でも既に AI と人の手で描かれたものは素人には見分けがつかなくなって、AI
を使っていないのに AI を疑われたり、手描きを装っている AI 使用者が多くいます。

イラスト投稿サイトでも探さずともかなりの割合で AI 出力の画像が表示されるようになって
おり、文化が壊されていくような危機感を覚えます。

目を引く作品を見かけてもまず AI ではないかと疑うようになってしまい残念です。

また絵の仕事では現在ほとんどの場合生成 AI の使用は許可されておらず、
一部無断で使用した人が出たために全員が AI を使用していないかの聞き込みをされるなど、
仕事にも影響が出ています。

せめて著作権者の許可なくネットで保存した画像を学習に使える状況を改善してほしいです。
生成 AI は規制・免許制にする等も検討してほしいです。

●受付番号 185001345000005116

現在、AI イラストを生成するには不特定多数のイラストを取り込んで生成する方法しかありません。その不特定多数のイラストとは、多くのイラストレーターが多大な時間をかけて技術を磨き、頭を悩ませ生んだ作品です。それらを無許可で取り込み、似たような画風の作品をAIで生み出しています。

イラストを描く人間にとって勝手に模倣されるという事は、耐え難い苦痛です。怒りや悲しみで筆を折る人も少なくありません。AIという技術はたしかに素晴らしいかもしれませんが、そういった罪のないイラストレーターが苦痛を味わう事を良しとしても良いのでしょうか？技術の発展のためであれば手に職をもった技術者を苦しめ、あげくその技術者が減っても良いのでしょうか？

もし今後、AIが誰の絵も取り込むことなく絵を生成できるようになるのだったらAIイラストも良いかと思います。ですが、現状誰かを苦しめ、悲しませているAIイラストはとてもではありませんが賛同できるものではありません。

技術者を育てたい、今より増やしたいと未来の事を考えるのであれば、しっかりとした規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000005117

SNS や匿名掲示板にて特定のイラストレーターのイラストを読み込ませて作ったデータセットを使用しそのイラストレーターは描かない R 指定の付くイラストを生成、あたかもそのイラストレーターの描いたイラストであるように公開する嫌がらせが起こっています、他にもそれに似たような悪質な嫌がらせが発生しています

悪意を持って攻撃力の高いイラスト生成することも容易なツールを使用者の良心のみに委ねるのは危険に思いま

す

自らのイラストを AI に読み取られないよう学習を妨害する透かしを入れるサービスが登場したり趣味としてイラストを描かれている方から職業としている方まで SNS のプロフィールに強制力は無くとも AI 学習禁止の文言を入れている方が多くいるように無断で自らの著作物を使用されるツールに大きな抵抗感を持つ人間が多いように思います、せめてこのような使用されたくない意志を明確に示しているような人間の描いたイラストや心は守られていて欲しいです

●受付番号 185001345000005118

現在、AI 画像生成ソフトを使って、自分ではない他のクリエイターのイラストや漫画などの画像を pixiv や X (旧 Twitter) などの SNS や Google の画像検索から勝手に保存して AI に学習させるために使用している悪質なユーザーがたくさんいます。自分で作ったイラストや絵の画像、または自分で撮影した（他の方の著作物の写っていない）写真画像を AI の学習に使用して、ソフトを使用し AI 画像生成する場合はその人の著作物と言い切れます。しかし、自分で作成、撮影していない画像を学習させた AI 生成画像は学習元となった画像の作成者、撮影者の著作物とすべきだと考えます。でないと、学習元となった画像の作成者、撮影者の著作権自体が無効ということになってしまいませんか？本来著作権のある著作物であるはずのものを勝手に保存して勝手に使用しても構わないということになってしまいます。どうか、しっかりとした関係者、当事者の方々、例えば、ゲーム会社の方や漫画家の方など専門の知識を持った人たちから聴き取りをするなど、勉強をしっかりしたうえで法案を考えてください。

●受付番号 185001345000005119

AI イラストを使って金を稼ぐ人もいたので規制をするべき

AI イラストで自分が描きましたと言う人は死刑でいいです

生成 AI のような、データ元と競合し、データ元の価値を棄損しうる出力を行うものにデータの無断利用を適法とすべきではないと私は考える。

理由は、デジタル化・ネットワーク化によって、著作物含む情報の利用が容易になった一方で、元の情報の作成者に対する対価還元が困難となる事態も発生しており、生成 AI も後者の分類の中の一つと考えるからである。

これを著作権法で扱うべきかは不明だが、生成 AI は少なくとも著作権法の目的である「文化の発展に寄与すること」と矛盾すると考える。

「(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理」に記載のある通り、デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物を含む情報の利用が容易になった。これにより発生したのは、新たなイノベーションの創出だけでなく、元の情報の作成者に対する対価還元が困難となったこともいえるだろう。生成 AI も後者の存在と認識している。

生成 AI による出力物はデータ元の価値と競合し、その価値を棄損しうる。なぜなら、生成 AI の出力物はデータ元と同じ性質を持ち、その品質はデータ元に依存するからである。これに加え、生成 AI は人間による創作物の模倣品が大量生産できる。

人間が行うことのできる制作速度と生成 AI による制作速度は異なるため、その影響度合いは人間の場合と AI の場合では異なると思う。また、生成 AI による出力は扱う人間にはその出力物の能力が身につくわけではないため、文化や技術の持続性や発展性の面でもリスクがある。

このような状況下にも関わらず、権利制限がかけられていることは、情報を利用する側のほうが有利であると考えられ、「著作者等の権利・利益の保護」と「著作物等の公正・円滑な利用」とのバランスを踏まえた制度設計であると結論づけることに疑問がある。

また、生成 AI は海賊版サイトも利用しており、これが著作物等の公正な利用と捉えることはさすがに不可能である。インターネットを無差別にクロールすることによって、無断転載・海賊版サイトを利用するリスクがあることは当然であり、これに対する防止策を開発側が考慮しないことは海賊版サイトを容認する行為と同等と考える。

「(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて」の記載に従えば、著作者から許諾を得てデータの収集を行えばよいのである。それを行わないのは、開発者がデータ元の著作者のことなど気にも留めず、利己的なデータ活用をしているからであり、著作権法が 30 条の 4 をはじめとする権利制限がこのような環境を生み出したのではないかと考える。海賊版サイトの利用が公正な利用でないと判断するのであれば、権利者の許諾を得ないデータ利用は公正な利用でないと判断することが妥当である。

さらに言えば、データの利用許諾が必要ないとしていることで、学習用データの市場開拓も阻害している。イノベーションの創出を期待する一方で、学習データ市場のイノベーションの創出を考慮しないのはなぜか。

私は、著作権を含む知的財産権は、無断利用を防ぐことで、知的財産の創造意欲を促進し、その創造活動を活発化させることが重要な役割であると考えている。

生成 AI は、著作物の利用がデジタル化・ネットワーク化の更なる進展により変化したことによる産物と考えている。これはデータ元と競合する形のデータの利用形態であることに加え、大量生産の能力をも持ち合わせる。

これにより、生成 AI は知的財産の創造的意欲を後退させ、創造活動が活発に行われなくなるリスクを発生させる。これは生成 AI を利用して価値を創造する際も同様であり、制作したそばから無断利用され、競合製品が大量生産されることとなってしまう。

よって、価値を作り出すよりも作り出された価値を利用するほうが有利な状況にあり、価値を創造した人間への対価還元を損なうリスクがある。長期的には文化の発展を損なう恐れがあり、著作権法の本来の目的である「文化の発展に寄与すること」を果たせない可能性がある。

上記より、生成 AI のような、データ元と競合し、データ元の価値を棄損しうる出力を行うものにデータの無断利用を適法とすべきではないと考える。

価値を創造した人間が適切に対価を得ることができる環境を望む。

●受付番号 185001345000005121

まず、生成 AI が、既存の作品を学習し、蓄積した情報を元に何かを生成するものであるため、そもそも生み出されるものは新たなものではなく、そのすべては既存の作品のツギハギでしかないという点で、著作権者の権利を踏みにじる行為に当たると考えられる。

さらに、その生成 AI による生成物を営利目的で使用する人間がいることについても、著作権者の権利を侵害しうる事例にあたると考える。

生成物の使用目的の如何に関わらず、この生成 AI という道具の使用方法に、「既存の作品を取り込む」という手順があること自体が、既存の作品を作成したオリジナルの著作権者に対し、その権利を侵害するものであり、生成 AI という道具を使用すること自体が著作権を害する違法な道具であると考えらえると思います。

これは使用目的によって変わるものではなく、使用手順に違法な手段が用いられている道具であると認識を訂正し、即刻国内での使用を禁止すべきと考えます。

そのため、資料にあった前提として目的によっては著作権を害することはないという考え方は間違っていると思います。

人間が他者の作品を真似る行為とは違い、AI はその精巧さによっていとも容易く他者の権利を侵しうる危険な道具だと思います。

行使の有無に関わらず核兵器を持たない、銃を所持してはいけないという価値観と同様に考えても良いのではないのでしょうか。

生成 AI の危険性は、その「思想を持たない」という側面を有するからこそ、それゆえに著作の権利に鈍感なのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000005122

イラストを売っている立場としては AI の学習素材として使われるのではという恐怖が常にあります。

AI 技術が世に出てまだ時間が経っていない今が 1 番無法地帯と化している気がします。ここでしっかり作家を守れる法律が確立されないと、創作業界の未来がなくなってしまう。

制限文字数超過のため意見内容を分割して送信する。(1/3)

2.(1)『(中略)特に、AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。』という文章について、「人が生成 AI を使わずに行う創作活動」と表記すべき。

「人が AI を使わずに行う創作活動」という記載だと、反対の行動を表す「人が AI を使う創作活動」に盗用問題の無い自動化ツールまで含むため議論や判断の混乱を招く。この文章に限らず、定義が曖昧な「AI」と、具体的な生成機能を有するソフトウェアを表す「生成 AI」は場合に応じて適切に表記を区別しなければならない。創作分野で問題になっているのは AI 全体ではなく、権利者に直接許諾を得ず収集された著作物データを複製し二次利用する「生成 AI」と名付けられた生成型検索エンジンである。AI 全体を巻き込んで考えようとするから矛盾を生むのであって、AI と生成 AI を区別し、「人が生成 AI を使わずに行う創作活動」と「生成 AI における著作物の二次利用行為」は全く別の事象として考えれば矛盾しない。

3.(1)ウ『この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。』という記載だが、現状主流な生成 AI の生成結果について実態把握はできているのか。バージョンアップを重ねた海外製の生成 AI サービスでは、2023 年 12 月時点で学習元データのコピーアンドペースト文章や贋作画像と判断されるレベルで合成復元する出力がスタンダードになっている。生成・利用段階における著作権侵害の危険性を示すことは重要であり、『通常、学習データの切り貼りではないとされる』などと生成 AI の危険性を矮小化する無責任な記載は許容できない。

5.(1)イ(イ)生成 AI 開発における学習元作品データの複製行為を含む AI 学習は、学習元作品の表現を利用して競合する表現を出力させるため享受目的に当たる。法第 30 条の 4 は生成 AI に適用できないと考える。

画像生成 AI の場合、短期間に大量に出力され、「いかにも AI 画像らしい」と鑑賞者から認識されるに至った作風や表現は学習元作品の作家性を機械的に模倣し合成復元することによって成立している。また消費者が利用する以前に画像生成 AI サービス企業側によって特定の作風を出力するための追加学習が行われており、既に数万人の作家が意図的な機械的作風模倣の被害に遭っていることが裁判資料や有志の検証により明らかになっている。生成 AI に作風模倣された中には AI 学習禁止を表明している作家も多く、彼らが作り上げてきた表現の価値や信用が毀損され続けている。著作権者に直接許諾を得ず収集したデータセットを用いた生成 AI 開発・利用は一刻も早く禁止すべき。

5.(1)エ(ア)生成 AI の学習・開発のために無許諾に収集された著作物を使用してもよいとする権利制限の解釈は不当であると考える。

販路拡大の宣伝を兼ねた実績報告にて公開された作品も無断転載され海賊版サイトを經由してデータセット化され、生成 AI に学習されている。

作者に直接許可を取らずに行われるデータ収集や生成 AI 学習を避けるためネットへの作品公開を控えれば新規顧客獲得の機会も減る。法 30 条の 4 ただし書き適用可否について場合によって該当性を検討するという優柔不断な状況が既に著作権者の潜在的販路を阻害している。

商業非商業問わず作品公開を控える創作者が増えている。将来商業作家へ転向する創作者を育む創作文化の土壌も AI 生成物により汚染されている。

5.(1)エ(イ)作風模倣した生成物が学習元著作物の創作表現と共通しない場合にも、模倣された作家の利益を不当に害することとなる可能性はある。作家自身が表現したくない分野の表現を AI 生成されることで作家のイメージ毀損に繋がり、また作家自身が好んで創作を行っている分野で類似した表現を先回りで大量生成されることで将来にわたる創作活動の幅を狭められることとなる。本来自由であった筈の創作活動に、人間による模倣とは比べ物にならないスピードの生成 AI による機械的模倣及び大量生成物が影響し支障をきたすものとする。

制限文字数超過のため意見内容を分割して送信する。(2/3)

5.(1)エ(エ)及びク 文化的所産の公正な利用とは、例えば私的使用目的の複製を行うことが一般的に認識されておりそれに対する反対運動は見られないが、生成 AI による諸問題が影響力を増して以降多くの創作者が無断転載禁止や不正使用禁止と同列に「AI 学習禁止」とプロフィールや独自規約に明記していることから、特に生成 AI 学習については公正な利用として社会的合意には至っていないと考えるのが自然である。

生成 AI 学習は単なる複製ではなく、学習時の複製と生成時の内容改変がセットの二次利用行為に当たる。多くの創作者による AI 学習拒否の意思を無視した勝手な法解釈によって、広く国民に対して著作権者から財産を収奪する性質を持った二次利用行為を実質的に野放しにするなどあってはならない。

また生成 AI 学習目的の無許諾データ収集はネット上にデータを公開する人、公開される人全てが関わる問題である。創作者に限らず、個人単位で生成 AI 学習に対する拒否の意思が尊重されるべきである。

5.(1)エ(オ)実効的かつ強力な海賊版対策に取り組むならば AI 学習においてもデータセットに混入する海賊版の存在を許してはならない。権利者に許諾を得た作品データのみ生成 AI に利用可能とするべき。

5.(1)オ及び 5.(2)コ 情報の透明性を保ち著作権侵害を抑止するため、生成 AI 事業者に対してデータセットの情報開示を平時から義務付けるべき。著作権者が権利侵害の訴えを起こすまでブラックボックス状態では、データ消去など事業者側による証拠隠滅や改ざんが容易であり公平でない。許諾を得ずに AI 学習に使用された作品データはそもそも著作権者の財産であり、生成 AI 事業者側に使用作品情報を秘匿する資格など無い。平時からの情報開示を求める。

5.(1)カ(イ)学習済みモデルはその作成過程において、当該著作物の権利者が生成 AI 学習を許可していない場合、複製権侵害を経ているため「侵害の行為によって作成された物」と考えられる。

また権利侵害の訴えを起こしても当該著作物と類似しないものを生成できるからという理由で学習済みモデルを廃棄させられないというなら、大規模な AI 学習が行われたモデルに対して一体どれだけ著作権侵害の被害者が出るまで放置するということか。最初から権利保護の放棄をするような考え方は許容できない。

5.(2)イ(イ)依拠性について既存の著作物が学習されたことを立証するために、生成 AI 事業者がデータセットの開示を義務付けるべき。

5.(2)カ 侵害の予防措置として特定のプロンプト入力による生成禁止や類似物を生成しない、など非現実的である。著作物や二次的著作物を学習している場合、生成時にキャラクター名のプロンプト入力を禁じてもキャラクターが登場する作品名が一般的な名詞であった

り、また一般的な名詞とキャラクターが予め紐付けられているため意図せずとも著作物を生成してしまうのが生成 AI である。また世界中に著作権者がいる中でどうやって確実に類似性を回避することができるのか。権利者に許諾を得ずに収集したデータセットを学習に用いた生成 AI では、追加学習を行っていてもそういった侵害の予防措置は実際に失敗しているため、使用を禁じるしかない。

画像生成 AI に関して出力予防措置に実効性がないことは既に国内外で検証されている。作品タイトル名やキャラクター名をプロンプト入力せずとも著作物を復元してしまう例として Midjourney や DALL-E3 を用いた検証が多く行われており、予防措置失敗例は日本国内例であれば ChatGPT と StableDiffusion を基盤に使用し追加学習が行われた au の生成 AI サービス MY イマジナリメーカーが挙げられる。その他にも無許諾収集データセットを用いた生成 AI では意図せず著作物を出力してしまう事案が高頻度で発生している。

5.(2)キ 生成 AI 利用者と共に生成 AI 事業者も侵害行為の主体として責任を負う場合があるという考えに同意する。問題がある生成 AI を開発し権利侵害の危険性がある状態で利用者に提供した事業者には負うべき責任がある。EU 法案のようにデジタル製品や改造済み製品に対する製造物責任の所在を明確にし、消費者が適切な補償を得やすくするため製造物責任法の適用範囲をデジタル製品にも広げるなど著作権法以外のアプローチも含め、著作権者の権利保護また生成 AI 利用者がみだりに権利侵害を起こしてしまうことを防ぐための然るべき法整備が必要である。

●受付番号 185001345000005125

生成 AI で特定のイラストレーターそっくりの絵を出力できるということは、その人が描いたと偽ることができます。

実際にウマ娘のセンシティブなイラストを出力し、イラストレーターに罪をかぶせた実害が発生しています。

また、偽物の写真を使って、間違った情報を拡散することもできます。

このように悪意のある人間が偽物を本物であるかのように偽ることが手軽にできるのが、最大の問題点だと私は考えております。

生成 AI で出力した作品にはウォーターマークを付けたり、AI であることを明記したりするのを義務化する、フェイクコンテンツを作成した者に刑罰を科す等が必要だと思います。

実害を受けるのはクリエイターだけではありません。

著作権や商標権を守るだけでなく、フェイクコンテンツの被害者を出さないためにも法規制を求めます。

制限文字数超過のため意見内容を分割して送信する。(3/3)

5.(3)イ 一切の AI 生成物に著作物性を認めてはならない。

デジタル作画ソフトを使用して人間が手を動かして描画したり、声の提供者に許諾を得て作成された音声合成ソフトや楽曲制作ソフト等を使用して人間が歌や楽曲を作るといった作者自身に表現技法や創意工夫が求められる創作活動と、生成 AI への入出力を混同しているのではないか。デジタル作品の創作がどのように行われているか実態も知らずに生成 AI への入出力と混同して考え方の議論が文化庁や委員会で進められているのだとしたら日本のデジタル作品創作者は不幸極まりない。人間が生成 AI を使わずに行う創作活動と、生成 AI 利用者による入出力は全く別の行為であることを認識していただきたい。

生成 AI ソフトに文字や画像を入力し、予め学習された作品データの中からタグに基づいて検索しプログラムで自動的に合成復元しているだけの出力結果は、生成 AI に文字や画像を入力した者の著作物とは言えない。

生成 AI の成り立ちと機序、生成結果の実態を知っていれば著作物性判断の要素として示された 3 つの例はすべて詭弁であると断言できる。生成 AI はつまり生成型検索エンジンであるため、生成 AI 利用者と生成物の関係はネット検索者と検索結果として言い換えることが可能である。

1. どれだけ個性的な文章や長い文章を検索窓に入力しても検索結果は検索者の著作物にはならない

2. 何回検索を重ねても検索結果は検索者の著作物にはならない

3. 検索結果から好ましいデータを選んだところで検索者の著作物にはならない

特に現状の無許諾収集データセットを用いた生成 AI による生成物は著作権ロンダリングの結果であり、著作権を行使しないデータとして権利クリーンを詐称するデータセット構築に利用されてしまうため、生成 AI 利用者による生成物の一般公開は学習元オリジナル作品の著作権者に対する搾取的な権利侵害をさらに長引かせる行為となり、禁じるべきである。

5.(4) 著作権者への対価還元について考えるためには、対価還元が可能なデータ収集方法によるデータセット構築が必須である。非商用目的の作品、一般人のプライベート写真や音声、犯罪加害画像・動画、海賊版データ等を含むデータセットを学習に使用した現状主流な生成 AI では対価還元は不可能。故人の作品についても同一性保持権など死後も一定の保護が認められている著作者人格権を容易に侵害し得る。

CC0 やストックサイトのデータを学習元とする生成 AI に関しても権利者以外の第三者による不正な著作物データアップロードが横行し海賊版の温床となっており、著作権者の利益を害するため認められない。著作権者に複製の許可や同一性保持権を放棄するなどの条件を直接交渉し、許諾を得たオプトイン式データセットのみ生成 AI の機械学習に使用するべきである。

・現行の無許諾のデータを用いて作られた生成 AI は反対。規制が必要。現行法でも違法なものとして規制されるべきものだと思うし、規制ができないのであれば、新たな法律を作っても規制すべき危険なものであると考えます。

機械と人間は違うし、AI はソフトウェアの一つに過ぎない。

【「非享受目的」に該当する場合について（16～19 頁）】

・細かな動作機構はさて置き、画像を取り込んで画像を出力するソフトウェアなど依拠性・侵害性の塊としか思えない。学習元になる画像が無ければ成立しない仕組みなのだから、きちんと許諾、契約、報酬等を事前に決めるべきである。これは画像に限らず、音楽生成 AI や文章の生成 AI も同様だと思う。「性能が上がった！」と言われている画像生成 AI サービスで、アニメや映画等のキャプチャ画像の複製にしか見えないものの報告もある。

・私個人として自分の写真はもちろん、声も、描いた絵も、色々とインターネットを通じて発信する・されることはあれど、それらを生成 AI の素材にされたくないと思っているし、同じように使われたくない人々も多く居て、それらの物が勝手に使われるのはおかしいと思う。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について（19 頁～25 頁）】

・仮に自分の作品が生成 AI に取り込まれ、自分の作品群に似た何かが「AI の作品」として認知される未来はとても恐ろしいことだと思う。

・現在では AI 特有の絵柄のように扱われるようになってしまった絵柄も元になった絵柄の人が居る。まだ知名度のない、これから人気が出て名が広まっていく作品を生み出せる人ほど生成 AI 無断学習により致命的な被害を受けることも容易に想像できる。

・すでに被害を受けている人たちが居て「生成 AI に学習と称して作品を奪われるから」という理由でインターネット上への絵の投稿を控える、辞める、削除、非公開にしている人たちが居て、少なくとも AI 以前のイラスト文化は損なわれている。

・そもそも画像生成 AI なら画像を扱う市場と競合するソフトウェアであるため、仮に出力物の類似が無くなるよう対策できたとしても、学習元の利益を害していると言える。

（21～23 頁）そもそも生成 AI に関しては無許諾利用自体禁止にすべきで、複製の防止的な技術は規制があっても無視する犯罪者対策、防犯、セキュリティとして行うものであり、それらが無いからと言って使って良いことにしてはならない。

生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性の関係について（35 頁～36 頁）】

・生成 AI に対しどう指示しようと画像を生み出すのは学習元データあってこそであり、学習データが違えば結果も異なるようなものに著作権を認めてはならない。指示がどれだけ具体的であろうと、それはただの依頼内容に過ぎない。

その他いろいろな懸念・不安等

・画像にせよ文章にせよ、現状「生成 AI が出力したデータを再学習し続けると破綻する可能性が高い」以上、人間が作品を作り続けられる環境こそ維持しなければならない。多くが生成 AI に置き換えられた結果、停滞・破綻するのであれば活用・推進する意味など無く、むしろ害悪。

・現行の生成 AI はインターネット上の多くのデータを無断利用しており、海賊版等の違法データも含まれている。なんなら単純所持も認められていない CSAM（児童の虐待、ポルノ画像）も含まれていて海外では問題視されており、学習データを元に画像の形で出力できてしまう関係もあり、すべて破棄されるべきだと思う。

・様々な理由で生成 AI はダメだと思う身としては、絵にせよ写真にせよ「これ生成 AI だったら嫌だな」という意識が働き、楽しめるものも楽しめない感覚がある。ディープフェイク問題もあり、AI 学習というフィルターを介した「盗品」「偽物」が当たり前にならぬ中に堂々として、あらゆる情報が信頼出来ないような国にはなってほしくないと思う。

●受付番号 185001345000005128

現時点での生成 AI は他者の著作物を不当に利用し、著作者の意思を無視した改変を行って生成している著作権侵害(同一性保持権の侵害)のソフトでしかなく、芸術分野では使用を禁止しなくてはならないという認識に改めるべきです。

著作権を認めるに値する理由は一切ありません。

研究の一環として、収集したデータを解析して結果を表示する場合のみ AI の生成を許可し、AI が生成したものであることの表記を義務付け、そこに改変を加えることなく、引用のかたちをとったもののみ発表が可能というように制限すべきです。

(3)生成物の著作物性について

イ. 生成 AI は成り立ちの時点で他者の著作権を侵害していますから芸術分野での使用を禁止するべきですし、指示はアイデアなので創造性はありません。

例え細かな指示を出して生成 AI を出力させたとしても、生成 AI 無くして成り立たないものであれば創造された作品ではなくただのアイデアです。

●受付番号 185001345000005129

素案 3(3)

生成 AI 使用者にはその様な対策をすり抜け、他者の作品を利用し作品を抽出、販売まで行っている者も居り、生成 AI アプリ等の開発者がどれだけ対策しようとそう言った事をする人間は減らないと思う。

また、生成 AI によって自分の作品とよく似た物を作られたアーティストは今のところ被害報告などをして買わないよう注意喚起程度しか出来ず、悔しく思う。

生成 AI は一時的にでも個人利用は禁止するなどして、法整備や他人の作品を取り込めない技術発展をまって欲しいと感じている。

●受付番号 185001345000005130

作品、著作権をあまりにも軽視しすぎています。

せめて学習元である作品の権利を守り、無許可の学習を防止すべきです。

AI のは作品を細かく切り刻んで貼り付けた切り絵じゃないですか。

それで AI 画像に著作権など発生しては、学習元のクリエイター達が浮かばれません。

どうかイラストコミックの文化を、クリエイター達を守ってください。

●受付番号 185001345000005131

2(1)について

人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように、とありますが人は何かを創作する際に生成 AI のような膨大な学習量は必要としないことや生成 AI が生成する速度や量などが明らかに人とは違うため別のものとして議論する必要があります。

3(1)ウについて

切り貼りではないとありますが、人と違い学習元がなければ生成出来ず依存している旨を明記すべきです。

5(1)エ(エ)について

著作者が自身の著作物を学習させることに反対の意思を示していても享受目的で無いのなら学習を可能にするとあるにも関わらず、反対する手段としての技術措置に国内外で開発されている画像に施す防止技術についての記述がないのは理解しかねます。その上で防止技術を使用しなくても学習に反対する意思表示をするだけで学習を拒否できるようにしなければなりません。なぜなら学習防止技術はそれを著作物に施す時間が掛かることに加え、施す前と後で著作物に変化が起きており、著作者が表現したい著作物本来の表現を妨げかねないといった不利益を一方的に強いるにも関わらず、著作者以外が意図的に除去することも可能なためです。学習反対の意思を蔑ろにすることは著作物を有する者の利益を損なっています。

5(1)エ(オ)について

海賊版か否かの判断が現実的には難しく、著作権を侵害してアップロードされた複製物が含まれている場合もあり得るならば対策に取り組むことが期待される程度では困ります。具体的な対策を示せなければ海賊版を許容しているのと変わりません。

5(3)アについて

生成物の著作物性についてですが、30 条の 4 を理由に著作物を学習に利用した場合には著作物性を認めるべきではありません。学習させた生成 AI から出来た生成物が著作物性を有する可能性があるということは、その生成物が思想や感情を創作的に表現しているということになりますが、その思想や感情はどうして表現が可能なのでしょう。表現したい思想や感情を持ちプロンプトを入力したとしても、生成物は学習データに 100%依存しているので学習データが無ければ生成は出来ません。つまり生成 AI にその創作的な表現を可能にしているのはプロンプトではなく学習させた著作物にあると言えます。著作物性を有する可能性がある生成物が出てくるということは、その学習データには学習された著作物の思想や感情が存在していると推定できます。なぜなら、学習された著作物の思想や感情とは、学習の際に著作物をタグ付けした表面上の特徴だけではないからです。その著作物の特徴を形作っているのは、著作者が見たこと、想像したこと、好きなもの、人生の積み重ねで得た経験や技術の研鑽といった著作者自身そのものであり、それを現実の世界に表すことが著

著作物の本質になります。著作物の思想や感情は、現実の世界に表すことを目的に著作者が認識可能な形に創造したものです。著作物は著作者が現実の世界において思想や感情を表現をした成果と言えます。著作物の本質が現実の世界に表現することであり、著作物の思想や感情は現実の世界に認識を可能にするという目的を持つ以上、学習データに依存している生成 AI を使い思想や感情を表現するために生成した時点で現実の世界に形として表しているので著作物の思想や感情を享受していると言えます。30 条の 4 を理由に学習を許容させようともその学習で現実の世界に表現することを目的とする著作物の思想や感情が失われることはないので生成物を生成する行為は 30 条の 4 に反しています。その生成物が存在することは著作者が人生で得たものを掠め取ったものが存在することと同義です。30 条の 4 は当該著作物となっていますが、生成物が学習データに 100%依存している以上、その著作物を現実の世界に形に表すための思想や感情も学習データに含まれていると判断できるので、現実の世界に認識可能なものとして生成する以上どのようなものを生成しようとも当該著作物の思想や感情を享受していることになり得ます。よって、その生成物の著作物性を認めることはできません。

5(3)イについて

生成物に著作物性があるとするならそれは生成 AI に由来するものではなく学習させた著作物に由来しており、生成 AI はそれに依存しているに過ぎないため著作権法上の従来の解釈に照らし合わせるべきではありません。プロンプトの内容や試行回数をもって著作物性を判断することにも反対します。5(3)アで述べた通り、表現したい思想や感情を持ちプロンプトを入力したとしても、学習データが無ければ生成は出来ないことから生成 AI の創作的な表現を可能にしているのはプロンプトではなく学習させた著作物にあると言えるからです。プロンプトにいかなる創作性や生成の試行回数があろうともそれらは著作物性の根拠にはなりません。

●受付番号 185001345000005132

生成 AI 使用者によって嫌がらせをされている人をよく見るのでこのまま学習が加速していくと思うと不安です。

●受付番号 185001345000005133

生成 AI の学習のために、学習に使用されることを拒否している人や、学習されることを想定していない人の作品を無断で使用することは、著作人格権を侵害すると思う。

クリエイターを守るために、生成 AI の普及や使用に対してもっと慎重に考えてほしい。

●受付番号 185001345000005134

インターネット上にアップロードした写真を生成 AI に学習させて、卑猥な写真を作成する人達がいると聞いた。

勝手にそんなことをする人達がいるのが怖いし気持ち悪いから、対策をして欲しい。

●受付番号 185001345000005135

現在、生成 AI は、人間が作ったアート作品を取り込んで学習していますが、それは個人の作品を、こちらに無断で、素材として利用されている事と同じです。

この状況は、作品も、作品の造り手も守られていません。作り手側は、取り込まれる事を想定していません。勝手に使われることは悲しく不愉快です。

生成 AI を使った第三者により、その個人が書かないジャンルにされ(成人指定や児童ポルノも含まれると思います。)、第三者がその生成画像に手を加えたら、第三者のオリジナル作品として認められるのは、おかしいです。

その行為は、作者が不快に感じるものであり精神的苦痛を与える行為です。

作品を素材扱いしデータとして搾取、利用するのは、作者と作品を貶めていると自分は考えます。失礼だと思います。

この案が通れば、描く人間は、ネット上で安心して作品を発表できません。生成 AI を用いた作品がネット上を独占、生成 AI 使用者が、好き勝手に人間の作品を食い荒らす環境になります。今まで単純に楽しみとして描いて発表する素地が消え、長い目で見れば日本のアート文化を衰退させると危惧します。これから未来のアート作品を作る子供たちの才能と環境を守りたいので、反対します。

●受付番号 185001345000005136

■5 (1)

「享受」と「非享受」について、平易な文言での補足や具体例での紹介をお願いしたいです。生成 AI は誰でも扱えるものが多く、著作権について知識の少ない人々が今後多数関わってくる事が予想されます。

創作物が SNS などを通して不特定多数の目に触れる機会が非常に多い現代において、知識の有無に関わらず分かりやすいことは非常に重要と考えます。

権利それ自体が守られることはもちろんですが、勘違いによる風評も創作側・利用側双方にとって権利と同等か、あるいはそれ以上の重要性を持つことを考慮頂きたいです。

■5 (1)

「作風」「表現のレベル」についても上記と同様です。

知識が少ないユーザーによる無自覚な権利侵害を防ぐためにも可能な限り具体的な例示をお願いするとともに、必要に応じて罰則の設定とその周知をお願いしたいです。

■5 (1)

「将来販売される予定があることが推認される」ものに保護が行き渡ることについて、それ自体の是非は分かりませんが、創作者が創作物を学習データとして販売する（あるいは学習を拒否する）ための法的な拘束力を持つ対策や必要に応じた罰則規定をお願いしたいです。

■5 (2)

「依拠性」「類似性」について、概要自体はこれまでと同様かと思いますが、前述のとおり今後は知識の少ない人々が多数参入することが予想され、無自覚の権利侵害が多数発生するものと予想されます。

「依拠性」「類似性」についてもこれまで以上に平易で分かりやすい説明とその周知をお願いしたいです。

●受付番号 185001345000005137

生成 AI の意見書です。

生成 AI に関してはまず著作者の許可を得ていないものをコピーされ使われている自体に問題がございます。

生成 AI をフリー素材など使用して問題のないと言われてる adobe でも、最近では批判の対象になっております。

ご存知かと思われますが海外では著作権、知的財産権、肖像権、個人情報流出、人権問題など様々な訴えがございます。

これら全て未解決であり、とても安心して使えるものではございません。

これからもさらなる問題が起き続けるかと推測されます。

世界からみても生成 AI 使用に関しては顧客層、クリエイターなどからも大変厳しく、生成 AI を使用したサイト、ゲーム、イラストは度々批判を浴び大手イラストサイト pixiv、生成 AI 使用できるツールのミミックなど、即日大炎上し一転して生成 AI 禁止、規制をかけざるおえない状況になりました。

いわゆる生成 AI の世間的な目は盗作、パクリと同じなので、どの国でも到底受け入れられない状況です。

なのでこのまま著作権侵害に関する生成 AI を推し進めたとしても、デメリットしか残りません。

またクールジャパンにおいてもデメリットが多く海外からの目も厳しいかと思われます。

先に書いたように生成 AI を使用したアニメ、pixiv(イラストサイト)の苦情は海外からのコメントも非常に多く度々炎上しております。

(個人的には生成 AI に関して日本より海外の方が厳しく感じるくらいです)

そもそもクールジャパンというのは海外の方々から何が評価されクールと言われているのかといいますと日本の漫画、アニメでの個性的な絵柄、世界観、ストーリー"などです。

生成 AI で描かれた絵はまず"個性"がございません。人の絵をコピーにコピーを重ねているだけなので、どこかで見たことのあるようなものしか制作できません。更にそれを簡単にコピー量産できるので、クールジャパンは完全に魅力が失われます。

今、インバウンドでの日本に旅行に来て頂いてる方々は日本のアニメやクールジャパン目的の方も大勢いるかと思えます。アニメグッズの他、刀や着物、アニメの聖地巡礼などクールジャパンによってアニメイラスト以外での数々の利益もがございます。

生成 AI を推し進めた結果クールジャパン、アニメには個性や魅力がなくなりインバウンドの効果も薄れるかと考えられます。更に言えばこれから出てくる個性溢れたクリエイターたちの目をつむことにもなります。

必ず言えることは"オリジナルで個性のある絵"は人間にしかできません。生成 AI は著作権、知的財産権など問題をかかえた二番煎じのコピーです。

今後のイラストやゲーム、クールジャパン戦略に関して生成 AI 禁止、規制など何卒よろしく
お願い申し上げます。"

●受付番号 185001345000005138

意見は2つございます。

【著作権侵害の有無の考え方について】

上記論点で意見が1つあったのでお送りします。

・イの(ア)について(P29)

注釈35にあったように、「表現上の本質的特徴について」AIによる創作の容易化になった現状を鑑みた上で、従来の判例ではない判断が求められると思う。そのためガイドラインの策定など、何かしらの形で、生成AIに対して「過去の判例に比べてどのような観点が変わるのか」という項目を挙げてほしい。

【その他】

・生成AIに関しては、学習データの開示請求を行うことが依拠性の立証に繋がると考える。学習データを追跡可能な状況にならないのかと感じました。

●受付番号 185001345000005139

AI と著作権に関する考え方について（素案）の 35 頁イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係についての 1 の AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示

す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる。」について、具体的に何を基準として判断するのかわからないので、追加で例などが欲しいです。

また、AI 生成された画像などについて基本的には著作権を認めないとされていますが、現在すでにインターネットなどに出回っている著作権を侵害している AI 生成による画像を「著作権がないから」という理由で AI 生成に用いることがあると予想しています。これについて、著作権を侵害した著作権のない AI 生成画像を学習させ、新たに画像を生成することについての対策も考えるべきだと感じました。

AI 生成されたものと人間が描いたものと一見区別がつかないことも問題になりえると考えます。

実際にインターネットなどでイラストを見ている際に、これは AI 生成の絵かもしれないということを感じるようになりました。イラストの鑑賞を純真な気持ちで楽しみたいと思っているのに、AI 生成されたものと人間が描いたものとが同じように掲載されているためです。それにより、絵を描いている人が AI 生成したと疑われることも多々あります。

AI 生成されたものと人間が描いたものを差別化するためにも、AI 生成されたものに印をつけるなど義務化、もしくは推奨するなどの対策を講じてほしいと考えました。

まずそもそも生成 AI による創作活動を人間による創作活動と同一のように捉えることが問題である。生成 AI は人間が指示するとはいえ処理自体は機械によって行われるため、人間より圧倒的に短時間で大量に品質の高いものを生成することが可能である。その為、AI 生成が人による創作物に比べ時間的・量的に勝るのはその性質上明らかであり、人の手で作られた創作物に対し AI 生成を同格の創作物とする認識は不公平である。同種のコンテンツとして認められれば、生成 AI が創作活動市場の大半を独占し、AI を利用しないクリエイターの創作意欲や活動の衰退を招きかねない。

AI 生成を利用した悪質行為や誹謗中傷、自作発言を始めとした詐称やそれに伴う混乱への懸念もある。現に X、旧 Twitter では、特定のイラストレーターの作品を生成 AI によって学習し、その作風を模した画像で自殺教唆をする生成 AI ユーザーが確認されている。更には AI で生成したイラストを自分で描いたと詐称したり、AI イラストであることを示すタグを付けないまま生成した画像を投稿し、そのモデルとなった Vtuber やその周辺に混乱を起こしてしまうユーザーも散見されている。人の手で作られた創作物と判別が難しい生成 AI による画像の増加によって、AI を利用していない創作者に疑いの眼がかけられるといった事態の増加も危惧されるほか、生成 AI の導入で自殺未遂に陥ったクリエイターの話も見られており、著作権侵害のみならず創作者の権利や命すらも危機に陥れかねないのが現状である。

こうした事態の悪化や既存の創作文化の衰退を防ぐためにも、生成 AI のデータ収集・学習における著作権者への事前の許可・許諾取得の義務化や規制、AI 生成であることを証明するためのマーク表示の義務化、そうした制度や規制、厳罰の早急な確立による創作者の安全の確保を私は求める。

今日の生成 AI はインターネット上のイラストや画像を始めとしたデータを収集・学習することで出力・生成しており、元データとなった創作者の創作物を無断で使用しているのが現状である。大量に収集するという性質も、創作者とその創作物を不利な状況に追い込む一因になっていると思われる。その為、AI が収集できるデータの範囲・量・種類・内容を具体的に且つ明確に規定し、その範囲内での収集と学習に留めるべきと考える。また、AI 利用者が既存の創作物や写真などのデータを基に学習を行う場合は、利用者自身の情報や利用目的を著作権を所有する権利者に開示したうえで、権利者から許諾を貰い且つ相当の対価を払ったうえで収集・学習するルールを定めるべきである。

更に、生成 AI を使った詐称や混乱、誤解を防ぐために、玩具における ST マークやレーティング制度のような生成 AI であることを示すマーク表記の義務化も行うべきである。こうした制度の制定に伴い、生成 AI によるトラブルや被害・悪用を未然に防ぐため、生成 AI 利用の免許制度の導入や講習、リテラシー教育の推進も必要であると考えます。当然ながら、こ

うした制度を無視した無断使用や表示なしの生成 AI やその利用者に対しての厳しい罰則や AI 使用の権利の消去といった処置も制定しておく必要があるだろう。

5 の各論点についても意見がある。(3)生成物の著作物性について、イ 生成 AI に対する支持の具体性と AI 生成物との著作物性との関係について、2 生成の試行回数 1 の中で、「生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる」とあるが、私には著作物性が認められるとは考えられない。まず試行回数の基準自体が分からないうえ、仮に大量の試行を重ねても結果が既存の著作物と類似したものになる可能性も十分に考えられる。こうした懸念の中で著作物性が認められると考えるのは浅はかと思わざるを得ない。

また(3)イ では、「また、人間が AI 生成物、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響しないと考えられる」とあるが、こちらも認められるとするのは疑問である。仮にこれを認めた場合、AI 生成したイラストに全体の 1%加筆したものであっても著作物性が認められてしまうといった問題を引き起こしかねないと思う。「一部」などと決めることで曖昧さが生まれ、それを抜け穴に著作権侵害が起こる。これでは既存の著作物及びクリエイターの権利を守るには不十分だ。AI 生成を行った場合は、たとえそれに一部の加筆・修正を加えたとしても著作物性を認めるべきではない。

私からの意見は以上である。理路整然としていない意見にはなったが、生成 AI の為に苦しんでいる人がいることは現実であり、一刻も早い創作文化を守る対策・制度作りを求む。

まず、生成 AI に関するこの問題は未来を担う児童の将来にも関係するものである。学校その他の教育機関でも生成 AI の利用がある可能性を考えるならば、素案及び今回の案は児童などの低い対象年齢に適したより分かりやすい表現・文で記したものも用意しておくべきである。

法第 30 条の 4 についてその他の論点に関して、「AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であること」とあるが、そもそもその学習に使うデータが権利者の許可・許諾を得て得られたデータなのかを明らかにする必要がある。その中に生成 AI による学習を拒否している権利者の創作物が入っていた場合、知っていたか否か関係なく盗用・著作権侵害に当たると私は考える。大量であるからといって AI 学習のためのデータ収集を黙認・放置しておくのは、この素案で著作権侵害を容認していることと同じである。どのような場合であれ、権利者本人から正式な許諾を得なければならない。ここで権利者からの許諾を無しにしていると、抜け道で権利侵害に当たるデータの収集・学習が行われ蔓延してしまう。また、この「大量」という表記も曖昧で誤解を生みかねない。定めるのであれば、具体的な数と使用するデータの種類や内容などに至るまで明記すべきだ。

2.検討の前提として (1)従来の著作権法の考え方との整合性についてでは著作権法の保護範囲などが説明されているが、そもそも著作権法で保護される範囲か否かではなく、データ元となった著作権所有者への許可を得るなどの配慮が必要であり、故に生成 AI はその著作権所有者からの正式なデータの学習使用の許可を得られたデータのみ収集・学習に使えるように制度化すべきである。保護範囲にないからという理由で生成 AI による学習を許可すれば、クリエイターの創作意欲を阻害し市場にも悪影響を及ぼす。生成 AI が出力した画像を営利目的に使用しない・できない企業や組織の利益を損じることに関わり社会的な混乱を生む。また、生成 AI が学習したデータの中には児童虐待や児童ポルノに関する画像が含まれているとも聞いており、そうした犯罪や反社会的な画像を使っている時点で有害・違法であり、元データが明確に許可を得たもので違法でないかを精査できない限りは生成 AI による収集・学習は行うべきでない。

現在 X(旧 Twitter)では、特定の著作権所有者から得たデータを使用してその作風を模倣、データ元の権利者に成りすまして迷惑行為や誹謗中傷、自殺を勧めるようなヘイトを象徴する画像を上げているアカウントも確認している。また、生成 AI が児童ポルノを助長したり、生成 AI を使った嫌がらせで自殺者も出ていると聞いている。生成 AI に関する諸問題を野放しにした結果が、こうした犯罪や他者の生命を脅かす事態に繋がっている。個人利用のため生成 AI の使用及びデータを学習させると言っても、先程挙げたような問題の存在を見るとそれが守られているとは言い難い。権利者の心身や既に出てしまった被害者・犠牲者のためにも国は責任を持ち、許可のないデータの収集・学習を徹底して禁止するなど生成 AI とその利用者による問題や行為を厳しく徹底して規制しなければならない。悪用する生成

AI 利用者を管理し取り締まるために、生成 AI 利用は免許制にし、違反した場合は生成 AI 利用の禁止などを始めとした厳しい罰則を科すべきと私は考える。これにより、生成 AI やそれを発端としたトラブルや犯罪の防止が期待できると考える。そのため、元データの著作権所有者に対して生成 AI 使用者は自身の身分を明らかにし相応の対価を払った上で、所有者から許可を得ないとデータを取得できないように全ての生成 AI に義務化しなければならない。

また、生成 AI で出力した画像に加筆したものであれトレースしたものであれ、1%でも生成 AI を使用した場合は生成 AI を使用したマークを明記することを義務化すべきである。現に、生成 AI による画像かの判別が困難なものが SNS 上に出回っていることで、元データに関する権利が不明であるからゆえ生成 AI の使用を控えている・使用ができない Vtuber などを始めとした関係者や企業、組織に混乱が生じている。また生成 AI による画像が表示がない・判別ができないことで、生成 AI による作品でないにも関わらず疑われたり嫌がらせを受けるといった被害も出ていると聞いた。こうした数々の弊害が生まれているのが生成 AI がもたらした現在である。これ以上の被害の拡大を防ぐためにも、マークによる生成 AI 使用の表示を全ての生成 AI 及び生成 AI 利用者に対して早急に義務化しなければならない。生成 AI による問題により多くの創作者が現在進行形で苦しんでいる。こうした創作者たちの安全を保障し被害を防ぐため、早急に生成 AI への厳格な制度を導入することを強く望む。

●受付番号 185001345000005142

著作権のあるイラストを無断でデータを取り込ませて学ばせた AI は違法として取り締まるべきです。

趣味の範囲で楽しむならまだしも、創作のお仕事を AI にさせるようになったら、世界に誇る日本の文化の漫画アニメゲームイラスト、様々なメディアは腐り果ててしまいます。

五輪で阿部総理がマリオのように登場したこと、東京五輪で選手入場に使った漫画の吹き出しやゲーム音楽は人気を借りただけの演出ですか？それとも、日本の誇る文化を世界に魅せるためではないのですか？

日本の素晴らしい創作の世界を守ってください。

創作の世界を生み出す、弱き立場のクリエイターを守ってください。

よろしくお願い致します。

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

現行の生成 AI は取り込んだ既存の画像をクロッピングし、入力されたプロンプトに応じてベクトルデータに変換して画像を生成するものである。単純な切り貼りではないものの、「既存の著作物から切り出している」という点は切り貼りと呼称して差し支えない技術であり、その否定は技術の正しい理解を妨げるため訂正されるべきである。また、人間の学習との区別も明文化される必要がある。

5.各論点について

(1)学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

イ 非享受目的と享受目的が併存する場合について

生成 AI によって作成された著作物をネットワーク上にアップロード、あるいは物理的な形で頒布、広告に使用するといった行為は営利非営利問わず他者に向けた自身の表現や他人の反応を受け取することを目的としている。これは著作権法第 30 条 4 項における「享受」に該当するものではないか。これら行為が現行法でも違法であり、罰則の対象になり得ることは周知徹底した上で罰則についても明文化する必要がある。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

作風や画風は膨大な時間をかけて複数のクリエイターが醸造してきたものであり、デジタルイラストであればアニメ塗りや厚塗り、音楽であればジャズやヒップホップといったように一つの分化の潮流を形成している。それを著作権法で守られていないからという理由で無許可での複製を認めることは、新たな作風が生まれる度に大量に類似の作品が複製され、急速に陳腐化させてしまう。さらに、生成 AI は既存の著作物を参照することしかできず新しい作風を創造できないため、文化の停滞を招く。これは新たな作風を作り出そうとするモチベーションを削ぎ、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」という著作権法の総則に反しているのではないか。

(エ)本ただし書に該当する上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

著作物が一度学習されてしまうと容易にその後の使用を制限できず、学習先から転載された場合に著作者本人のあずかり知れぬところで改変および学習される恐れがある。ディープフェイクやなりすまし、アダルトコンテンツへの望まぬ転用の可能性もあり、実際にその被害も報告されている。加えてクリエイターの長期にわたる努力とそこにかけた時間的、金

銭的コストの産物が当人の許諾のないまま大量に安価もしくは無料で出回ることは、資本主義における価格競争の理念に反している。消費者としても本来の作者ではない人間に對価を払うことは不本意であり、場合によってはクリエイターの信頼が大きく損なわれる。以上のことから生成 AI に自身の作品が学習されることに反対しているクリエイターの主張は守られるべきであり、AI 学習を妨げるツールの存在を周知していく必要がある。

(2)生成・利用段階

【著作権侵害の有無の考え方について】

イ 著作権侵害の有無の考え方について

(イ)依拠性の考え方について

著作者が膨大な容量のデータセットの中から自身の作成物を探し出すことは困難である。加えて著作者が死亡している場合やその他の事情でデータセットにアクセスすることが困難である場合は本人のあずかり知れない所で作品が使用されている恐れがある。AI 生成物が人の手で作る作品と比較して安易かつ多量に放出されることを考えれば従来の著作権法における類似性や依拠性を当てはめて考えるのは不適當にも思える。そのことから著作者が学習を拒否する権利は保障されるべきであり、著作者が同意したコンテンツのみを学習させる所謂オプトイン形式への以降とそれ以前のデータの削除を生成 AI 事業者に義務付けなくてはいけないと考える。

●受付番号 185001345000005144

1.まず初めに私がイラストレーターでは無く、そう言われている方々の作品を鑑賞する消費者側の立場であり、法規制等に疎い一般の素人だと言う事を前提に書き記します。

2.(2)今私が問題と思っているのは兎にも角にも『イラストレーターの資産である作品』が『第三者の手によって無断利用され、作者に利益が還元されず、搾取され続ける事』です。この『第三者』とは日本国内に限らず、国外の AI ユーザーも該当します。それ故に法整備をしたとしても該当者が国外ユーザーだった場合イラストレーターの資産を護る事が難しくなると思われます。

日本国内だけでなら、AI に学習させた収集データ開示の義務+無断利用に対する罰則を与えるという法は作れるかもしれませんが、サーバーが海外に設置されていたりするとそれ等からすり抜ける事が可能だと思われます。ですので、例えば『日本国民の資産(アナログイラスト・デジタルイラスト問わず)を無断利用した場合の罰則』と言うふうに『違法 AI 使用による罰則』では無く、AI の獲物になる資産(アナログイラスト・デジタルイラスト)を対象とした『資産の窃盗』という観点で国内+国外ユーザー両方を取り締まれるかご一考よろしくお願いします。

6.最後に、国民の資産の保護及びコンテンツの発展を思案しながら法整備して頂くことを望みます。

●受付番号 185001345000005145

自分の作品を勝手に AI の素材にされ、売られました。

私の絵がベースになったツール(AI)を使って性的なイラストも生成されていました。とても悲しかったし、呆れました。

もう二度と絵を描くことは無いでしょうし、AI は規制すべきだと強く思いました。

著作権も何もかもガン無視、AI を利用したイラスト生成に関しては倫理観のない人ばかり。こんな状況で AI を推進させるのは正気じゃないです。

素材の出所がわかりきっている、著作権や肖像権を侵害しないもののみで作られた AI であれば賛成ですが、今出回っている生成 AI に関しては他人の著作物を勝手に取り込んだものばかりです。同じような被害に遭ったクリエイターが国内外でたくさんいます。

文化庁はそれを理解しているのでしょうか。

イラストだけでなく、日本国内でも AI を使用したなりすましや子供のポルノ画像生成されていますよ？

●受付番号 185001345000005146

パブリックコメントとして、意見を提出します。

1.生成 AI は膨大なデータを解析してそこから指定されたタグに紐づけられた要素をピックアップして生成するという仕組みそのものであり、他社の権利を侵害していたり児童ポルノに類する画像、その他さまざまな問題を孕む「有害なデータ」をピックアップできてしまう問題は「その生成 AI が成り立ちにおいてどんなデータを解析してきたか」に依拠するため、AI という大雑把な括りで権利関係を構築することはいざ対処しなければならない問題（ディープフェイクの拡散等）が起きたときに解決の足枷となる可能性が高いです。

AI に解析させる、かつ表現させる対象についての規制や「有害なデータ」の排除がなされていない現行の生成 AI の生成物を権利で保護することはすべきでないという意見です。

2.上記 1.に関連して、生成 AI の生成物は解析したデータに依拠する以上データ元の権利者が権利を持つデータを利用しており、それが無許諾、無断での使用（無断転載の流用も含め）であるならばそのデータの使用やデータ元からの改変はすべて著作権の侵害行為として認めるべきだという意見です。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

・従来の著作権法はあくまで人が行うことに対してのものなので、AI の情報処理量やスピードに見合ったものではないと思う。AI 用の項目を増やす必要を感じる。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

・AI 開発や提供に、免許の取得必須や一定の条件を課すなどして、悪用を防げるようにしてほしい。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

・駆け出しのイラストレーターをしているが、自分の作品が AI の素材にされてしまうのではないかと、自分の絵柄やアイデアをそのまま利用されてしまうのではないかと常に不安が付きまとい、以前のように気軽に作品を発表できなくなった。また、その不安からそもそも作品の制作意欲が落ちてしまった。AI に仕事を奪われる不安より、自分が今までに培ってきた技術をそっくりそのまま奪われ、泣き寝入りするしかなくなるかもしれない状況が恐ろしい。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

・一定の条件をクリアした権利的にクリーンな素材のみを利用するようにする、または学習元を明記するなどして、素材の権利を守ってほしい。

(2) 生成・利用段階

・生成物に AI 生成であるとわかるような印や文言を載せることを義務化するなどし、AI 生成であることを明らかにしてほしい。

(4) その他の論点について

・素晴らしい作品を見ても「AI 生成なのではないか」と疑うようになってしまい、素直に鑑賞できなくなっている。

・各イラストコンテストやコンペなどで AI の作品が応募されることを考えると、参加する意欲が削がれる。AI 部門などが設けられていたとしても、手描きであると偽って応募することが現状可能なため、コンテスト自体の意義が失われている。

●受付番号 185001345000005148

現在生成 AI は有効事例が少なく、特にイラスト・アニメーションといった分野では著作物の横領とも言える状態である。

生成 AI の元となったデータはほぼ 100%が無断利用で、クリエイターに還元する仕組みも一切出来ていない中で、政府主体で生成 AI 推進は強い遺憾を覚える。

現に現状のクリエイター搾取の状態ではクリエイターがトラブルに巻き込まれ、心身的ストレス等により筆を折る事案をほぼ毎日目にする。

イラスト・アニメーションといった分野は日本から世界に発信していける余地がまだまだ沢山あるにも関わらず、一部海外の日本ファンからすら現状の日本はクリエイター搾取が横行していると知られている。

こうした作品・著作物の横領、クリエイター搾取がのさばる現状、クリエイター還元が無く、生成 AI 生産物は著作権的にクリーンな生成物がない今をとにかく何とかして欲しい。

●受付番号 185001345000005149

データモデルの生成に必要な画像や文章について著作権者の許諾が下りているもののみに
構成するようにしてほしい

●受付番号 185001345000005150

まず AI と著作権全般について、生成 AI が発展途上にあり、イノベーションや企業の新規参入を抑制するような規制議論に反対します。また、人工知能 (AI) の開発のための学習用データとして記録する行為等を権利者の許諾なく行えるとした条文(著作権法第 30 条の 4) を支持します。理由を項目ごとに以下に示します。

項目 2 の (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 小項目イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為について、著作物に表現された感情の享受を目的としない行為の対象については出来る限り縮小すべきではないと考えます。第 30 条の 4 の適用外の条件を増やすと、生成 AI の使用が制限され、利用可能な分野が狭まり、技術革新が抑制される可能性があります。

項目 5 の (1) 学習・開発段階について、著作権法第 30 条の 4 人工知能 (AI) の開発のための学習用データとして記録する行為等を権利者の許諾なく行えるとした条文を支持し、第 30 条の 4 の適用外とする条件の拡大に反対します。

理由としては、モデルの学習に膨大な情報を要する AI の性格からして学習に『権利者の許諾』を必要とすると商業用に使用できる AI のトレーニングはほぼ不可能になってしまうと思われるからです。またインターネットを通じた AI モデルの学習は検索エンジンや翻訳 AI の開発に既に導入されており、生成 AI 開発にのみ規制を設けるべきとは考えられません。また学習に用いた著作物の著作権者に対する著作物利用料金の支払いを義務付けることについても反対します。学習元の著作権者に利用料を支払えるのは大企業に限られ、中小企業の参入を困難にする恐れがあります。

項目 5 の (1) 学習・開発段階の (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

AI 学習モデルが既存の著作物の権利を侵害しているかどうかについては、AI を使用しない創作活動による著作と同様、その生成物の依拠性・類似性に基づいて判断すべきだと考えます。

似た作風を生成するだけで著作権侵害とすることは、一人の著作者による表現が独占される恐れがあるため避けるべきです。

また「同じ作風の作品が大量生成される事によって需要が代替される可能性がある」といった具体性の無い不安感のみをもって「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とすべきではないと考えます。

項目 5 の (1) 学習・開発段階の (エ) 学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方について

著作物の画像に AI 学習を防止する為のフィルターやツールによる加工を施したに留まる場合については、「学習のための複製等を防止する技術的な措置」とするべきではないと考えます。

インターネットを通じた機械学習を行う場合、AI 学習を防止する為の加工を施した著作物を開発者側が選別し、学習対象から除外する事は困難であると考えられます。

また 30 条の 4 の趣旨から画像の加工のみによって「技術的保護手段」が講じられていると認定し、権利制限規定の対象から除外すべきではありません。

●受付番号 185001345000005151

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

- イ 著作権法で保護される利益

生成 AI を用いて、学習元と同様の作品性を持つ生成物を作り出す行為は、

この”保護される利益”で守られるべき著作者の正当な権利であるとする。

なぜなら、生成 AI の生成物は学習元となるデータにそのほとんどを依存しており、このデータに含まれる思想や感情の表現様式は、本来それを制作した人物の知的財産だからである。

これをおよそ享受目的として生成に利用する行為は、明確に著作権を侵害している。

特に、追加学習モデルと呼ばれるデータ群においては、学習元データの著作者の許可なく、その作者の特徴に極めて類似する作品が生成可能であり、これは著作物を機械を用いて複製、翻案するに相当する行為と認められるべきである。

生成物が著作物に類似していなくとも、それを生み出す学習のプロセスにおいて著作者が独占すべき利益を害していることに変わりはない。

著作物 A と著作物 B の特徴を掛け合わせたからといって、そのどちらの権利も侵害していないことにはならないと考える。

●受付番号 185001345000005152

AI と著作権についてですが、

自分自身も趣味でイラストを描くことがあり、妻もイラストレーターとして活動している為、まだアマチュアであり知名度はありませんが今後自分たちもいつ被害を受けるかとも心配です。

実際に被害にあった方のニュースや SNS での記事を見かけると、日本の AI に対しての法整備や対応、認識が不十分ではないかとひどく感じてしまいます。

悪意のある無いに関わらず、有名だったり有名でないに限らずイラストレーターの方の作品が勝手に AI で学習され、商品として売られたり、卑猥なイラストを生成されたりしても日本では咎められる事もない。

そんな現状でイラストレーターが自分自身の作品を AI に読み込ませたり、補助的な目的で使用したりと AI を正しく使おうとしても、AI は悪だと、批難されてしまう。

AI 自体はとても良い物だと思うのですが、人間が扱う以上、酷い扱い方を考えてしまう方は一定数存在してしまうのだと思います。

日本政府の AI に対しての、認識や対応をしっかりしていただき、クリエイターやイラストレーターを尊重して頂きたいです。

このままでは、純粋に作品を創っているクリエイターやイラストレーターが日本から居なくなってしまう、いつかそうな未来が見えてしまいます。

どうか、対応のほどよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005153

stablediffusion を始めとする画像生成 AI が世に出てから、社会における創作の意義が大きく変わっていると感じます。

世のクリエイターが血を吐きながら作り上げてきた創作物を、自由に、思うがままに改変し消費できる仕組みを良しとするのは、余りにも創作文化を軽んじているのではないのでしょうか。

人間と生成 AI の創作は全くの別物です。

現状フリーライドされ、搾取されるだけの作家側へのオプトアウトの権利と、生成 AI で製作した作品には、その旨を示すウォーターマークの付与を強制する仕組み等が無ければ、余りに不平であると感じます。

実質的な効力の無い文言ではない、生成 AI における一定の規制の検討をどうかお願いします。

●受付番号 185001345000005154

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)生成 AI について

ウ生成 AI が生成物を生成する機序の概略

→AI が著作物を参考にパターンやルールを学習して生成物を生成する場合、その素材として使用されるデータが他人の著作物である以上、学習データの切り貼りであることには変わらない。ただ「それっぽく器用に切り貼りされた生成物」になっただけで、無断転載や悪質なトレース行為と似ているというのが、普段から創作する個人としての意見です。今後 AI に利用されてしまう可能性があるなら、創作活動を辞めることも視野に入れなければならないと考えています。

●受付番号 185001345000005155

画像生成 ai についての問題をよく見るので

私の意見は画像生成 ai は無くすべきだと思います。

とあるアンケートで画像生成 ai についてのアンケートでの結果で

画像生成 ai の否定派が回答者約 2 万人のうち 9 割ありました。

sns でのアンケートだったので誰でも投票券はありましたが、クリエイターに向けてのアンケートでしたので、ほとんどのクリエイターは今の画像生成 ai を否定していると思います。

画像生成 ai を技術の発展という人もいますが、技術の発展は大勢の人が望むことで発展するのであって、望まない発展は進化ではなく退化とも言えると思います。

私はクリエイター職ではありませんが、私が sns でフォローしている絵描きさんの絵が無断で生成 ai に使用されていて、その絵描きさんが悲しんでいるのを見たら、今の画像生成 ai のあり方は絶対に良くないと思いました。

●受付番号 185001345000005156

著作権者の意思は尊重、守られるべきであると考ええる。

著作権者が想定していない（著作権者の了解がない）使用方法は行うべきではない。

著作権者による規定に従うべきである。

他者による無断利用は事前・事後問わず取り締まる必要があると考える。

現行として、特定のクリエイターの著作物を学習させた LoRA モデルを作成、販売、あるいは学習モデルを使用した生成物をインターネット等へアップロードが、学習元のクリエイターに無断で行われている。

それにより、学習元であるクリエイターの意図しない表現物を生成し、学習元であるクリエイターの「作品」として第三者に誤認させる、あるいは故意に、学習元であるクリエイターのブランドを損害するような表現物を生成する事例が散見される。

例1）未成年にむけた作品に携わるクリエイターの著作物を学習させ、成年向けコンテンツに見える（装った）表現物を制作し、ゾーニング設定が甘い（あるいは存在しない）場所で公開する。その影響をうけ、学習元であるクリエイターの登用事例が減少。

例2）第三者が学習元であるクリエイター（のブランド）を装い、生成物を自己の著作物として発表・販売。

資料や上記を鑑みるに、業界としてクリーンな学習基盤・活用基盤が用意されていない以上、開発を是とすることには反対である。

●受付番号 185001345000005157

4.関係者からの様々な懸念の声について

著者に無断で、イラストをAIに学習させ生成するのは、全くもってクリエイターとは言えない。

現時点で既に、1人のイラストだけを学習させ、あたかも著者であるように騙るAI利用者が後を絶たない。

これが著作権侵害でないなら何というのだ。

他人のイラストを許可なく使用するのには、侵害権だけでなく人格権までも脅かしている。努力せずに作品を作って世に出しているのでは無いかという同業からの冷評とあるが、そもそも自身の思考、思想、魂がかけられていないものを作品と言うべきではない。ただの盗作である。

同業というのも間違いである。他人の物を盗んで我が物顔しているただの犯罪者だ。

上記はイラストに限ったが、写真や動画、音声なども許可なくAIに学習させるべきではない。

このままAI使用に規制がかけられないままでは、一般市民だけでなく、政治家等にも不利益があるはずだ。

ディープフェイク動画などももっと精密になるだろう。

既に岸田総理大臣のディープフェイク動画が作成され、ニュースになっていたはずだ。

企業の社長になりすました動画が広まればその企業は大損害を被る事になる。

AI生成の技術が上がってしまえば、その動画、画像が本物かどうか判別できなくなる。

必ずAI利用者には厳しい制限をかけなければならない。

AIは上手く共存できればよりよい環境になるだろう。

だが、その為にもまずはきちんとした法整備が必要不可欠である。

●受付番号 185001345000005158

そもそも検討した有識者の座組が悪い

書籍などを出している人がほとんどで、利害関係人が専門家と言いながら、意見を言っている感じだ

生成 AI の会社の法務の人など、プレイヤーサイドを入れて議論すべき

これに限らず学者と法律家だけの議論は過去の情報やこれまでの常識を念頭においたものになりがちで、ろくなものにならない

●受付番号 185001345000005159

AI の学習が、そもそも他者の創作物をつぎはぎして作るものなのに、他者の著作権や著作人格権を侵害することについて無頓着すぎて怖い。

今後、絵や文章をネット上に気軽に発表できないと感じている。

AI 学習の規制や、AI 技術者は厳しく免許制にするべき。

また、声や演技の学習においては、他者の身体の一部、研鑽を無断で利用していることに無頓着で無神経であると印象を受けている。

現在、児童ポルノ作成や、他者の写真を使用してポルノ画像の作成も問題になっている。他者の人権や人格を激しく損なう可能性があるものを推進するのは、文化の破壊になると思います。

●受付番号 185001345000005160

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

に書いてある「学習データの切り貼りではないとされる。」

は間違いです。どういう仕組みで生成されているのかをもっと調査する必要があります

そもそも機械が絵などを創作をする技術は現実離れしすぎた空想のものでしかないのです

AI 開発者は大量のデータセットを無断使用して、あたかもそういう風に見せかけているだけです

利用者は錯覚を起こしているだけにすぎません。思い込みです

生成 AI で絵を描くとか文章を書くとか言う技術は、ワープ技術を開発すると言ってるような物です

もし切り貼りで無いとするのなら、その証拠を政府が示すべきです

●受付番号 185001345000005161

生成 AI によって現役のイラストレーターや漫画家が被害を受けています。

有名作家の絵を AI で出力し、あたかもそのイラストレーターが描いたかのような成人向けの絵で稼ぐような事態になっています。

このようなことを野放しにしたまま生成 AI を推進することは文化を衰退させることになるのではないのでしょうか

●受付番号 185001345000005162

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

著作権法第 113 条の 11 及び第 50 条から、作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は権利侵害に当たる。

名誉声望保持権侵害の要件は、「依拠性」と「作者の名誉又は声望を害するおそれ」があることであり、元の作者が一般人の判断力により推測可能であれば「特定の著作物との類似性」は必要ないものと思われる。

類似性がなければ合法であるかのような解釈は誤りであり、誤った解釈を周知させることは居直り侵害を増長させることになる。

●受付番号 185001345000005163

トレスや盗作クラスの学習を人としたとしてそれをそのまま使うのは許されないのと同じでデータセットからの単なるコラージュである現状は学習と言うより印刷ですね
また AI が学習してのオリジナル作品なら AI に著作人格権が付与されるべきで
プロンプトだけで絵が生成されるならしてみたらいいと思います
言葉を入れたら魔法のように絵が出てくるは、言葉は言葉でしかなくデータセットとして
その下に眠る幾億もの権利を蔑ろにして搾取した成果
なんなら将来、シンギュラリティに達した AI から成果物を搾取してると言えます
その場合間に挟まってクリエイター、AI 両方から権利を収奪してる存在はノイズです
現状のデータセットからの引用コラージュは、検索エンジンにアクセスしてなんなら好きな作家の名前を入れ、たまたまではなく好きな絵柄の画像を拾ってきて、私の描いた作品！と主張しています
例えば、そのデータセットからその作家のデータを抜いたら途端に出力できなくなる現状を指してそれは学習といえるのかと思うのですが
それは単なる「作家マテリアルカセット」に過ぎず
マリオのカセットをファミコンに挿したらマリオが動いた！だからこのゲーム作ったの私ね！とはならないでしょう
では学習の話の点で、生成利用者の現状を鑑みて創作と商用のラインで考えてみましょう
参考にする、トレスする、などの学習的利用については人も通る道で機械的なスピードで身につくなら羨ましいとも思います
その時点では模倣でありまだその人の作品とは言い難い状態です
生成利用者が学習と称して学習のその先にオリジナルと言い放ち商用利用しています、人間はしません、何故なら学習の成果である
独自のオリジナル性や商用で通用するレベルでの昇華がそのライン上の学習成果だからです、創るとはそういうことです
再現コピー品が目標の学習とは「創」作の程度が低いですね、もっと上を目指してもらいたいものです
これで言うと、まだ拙い商用レベルに達してない絵の上手い子供に絵を描かせて
自分が描いたと販売してる親みたいで
どこから突っ込んだらいいかな大変な事例になりますね
独創性の話になりますが、AI は初期段階のよくわからない抽象的な絵、人が想像しない突飛で奇怪な組み合わせの絵の時、たくさんの人が面白がり受け入れていました
データセットというものをぶっこみコピー精度をあげて
絵柄そのままというブランド品のコピーが出回った途端に独創性をなくしただけでなく、
利用者にとってもただのコラージュ印刷ツールになってしまいがっかりしました

そういえばブランド品のコピーは何故犯罪なのでしょうか

AI が学習して創作性を昇華する段階であるとしたら、それこそ利己的な目的で利用するプロンプト入力者はAI の権利的にも売れるモノに絞った偏向性的にも学習の阻害をしてるとも言えます

●受付番号 185001345000005164

著作人格権は人権に等しいと考えてます

それを生成 AI 利用者が「許諾」という重要なファクトを省いて嫌がっているのに踏み躪る行為が許せません

これがビジネスでも社会でも通用すると考えているのなら躰のできてない闘犬を散歩させて特訓だとそこらの人を無差別に襲わせてるくらい破綻してると考えてます

●受付番号 185001345000005165

文化庁の素案、＜AI 利用者の懸念＞(3)より、「努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業者からの冷評」とありますが、違います。イラストレーターの方々が冷評している原因は、生成 AI 自体が他人の著作物を無断二次利用してできているものだからです。生成 AI は、数々のイラスト、画像を無断で学習しそれをコラージュと同じ要領で出力しています。

さて、本題ですが、私は創作を閲覧し、楽しんでいる身として、生成 AI には以下の問題点があると考えます。

AI 学習に児童ポルノ、海賊版サイト、学習元が学習することを拒否している物等も学習されてしまっており、倫理的に問題がある。

また、人権侵害にも関わる。

多くのクリエイターが AI に対し嫌悪感を持っており、既に海外（イギリス、韓国等）は生成 AI の規制を始めているため、このままでは海外のクリエイターから日本に悪印象を持たれる可能性がある。

クリエイター市場が経済的に圧迫されており、日本の文化であるアニメ産業、漫画産業、音楽産業等が衰退する恐れがある。

また、それにより日本全体の産業の衰退にも関わってくることが想定される。

以下のことから、生成 AI には、

生成 AI の学習元を明らかにする。

生成 AI の商用利用を禁止する。

生成 AI を使用している場合、作品を見ている方々に生成 AI を使用しているとわかるようにする。

といった規制案が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000005166

私はイラストを描いて仕事をしている者です。

自分自身も、仕事仲間も、生成 AI の被害にあっております。

今回意見を提出したのは、生成 AI を規制してクリエイターを守って欲しいと願うからです。

イラストレーターは本来、Skeb、SKIMA、pixiv リクエスト等といった

イラスト依頼サイトで仕事を募り、クライアントの要望に応え絵を描き納品します。

しかし、生成 AI が出来からはその依頼も減ってしまい、収入も少なくなっております。

生成 AI は絵描きから無断で素材となる「イラストを盗み」「市場をも奪って」います。

人から成果物を盗む傲慢な人間がそれらを販売する事により、若く真面目に勉強しているクリエイターが苦しい思いをする事になります。

生成 AI がクリエイターの助けになるなんてとんでもありません。

クリエイターから搾取し、クリエイターじゃないものが一方的に成果を奪える、いじめのような構造になっております。

クリエイター仲間も今の酷い状況に病んでいる人が多いです。

自傷行為で病院に行った者もおります。

これ以上、自傷、自殺被害が出る前に守って欲しいと切に願っております。

被害を周りに訴えかけると、技術の発展だから仕方ない、早く楽に生成出来る AI に絵描きは嫉妬している等と誹謗中傷を受ける事も多いですが。そんな事はこの問題の本質とは関係ありません。

「ただ、人の物を盗まないで欲しい」

それに尽きます。

「人のものを取ったら泥棒」という子供の頃から当たり前に教えられて育ってきた事を、どうしてこの国の法律は守れないのでしょうか。

どうか、今からでも私達を守って下さい。

クリエイターからの望みです。

●受付番号 185001345000005167

私は生成 AI に対し徹底した法規制と国による管理を求めます

現状出回っている生成 AI はあらゆる重大な問題を抱えているからです

政治的、経済的、安全保障、国際交流に甚大な悪影響を及ぼしかねないと感じていますが今回は著作権に関して重点的に書かせていただきます

現状出回っている生成 AI イラスト・写真・人の顔・声や文章を「無断で」学習させており中には有償イラストを無断転載した海外サイトからも学習しております

これら生成 AI はプロンプトを元に「復元」するソフトウェアであり、創造性は一切なく学習させたイラスト等に酷似したものが出力される場合があります

その酷似した生成物に著作権を与えてしまった場合、学習元との紛争になります

これが企業の場合ですと対抗できるかもしれませんが個人では対抗できません

そして、大量の生成物で似せられてしまった人の創作物が忌避されたり、他の人の創作物を探すのが困難な検索妨害までできる状況です

更に悪質なものが生成 AI を使用しイラストレーターや有名人へのなりすましや嫌がらせ等がすでに発生していることです

嫌がらせを受けたイラストレーターの中には「本人の絵柄を集中学習させ生成された画像」を用いた自殺教唆まで受けた人もおり看過できる状況ではありません。

さらに生成した児童ポルノ画像を販売かつ本物への誘導を行う者も出ており大変危険です児童ポルノへの対策によりフィクションの創作物まで規制されては表現の自由は形骸化します

なので私は以下の提案をします

- ・生成 AI の生成物に著作権を与えないこと
- ・生成 AI は国による認可制にすること
- ・生成 AI の学習データセットの開示義務（誰でも確認ができる状態にする）
- ・生成アルゴリズムの開示義務（個人はともかく国は確認できるようにする）
- ・定期的かつ厳正な審査
- ・著作物を学習させる際の著作者への許可申請義務（研究目的であっても）
- ・生成物に生成物であることの証明を義務づけ
- ・取り外せないかつ、人の目で明確に分かる証明をつけること
- ・問題が発生した場合の生成 AI の開発者とその使用者両方への責任の明確化
- ・無制限生成の防止

これらができなければ生成 AI は完全に禁止するしかありません

生成 AI 使用者による執拗な嫌がらせやモラルハザードに耐えられません

日本の創作文化は世界中から見ても自由で想像力にあふれています

世界中で生成 AI は問題になっており海外の日本コンテンツファンの中にも現状を嘆いている人はいます

世界に誇れるコンテンツを守るため、そしてこれ以上被害者を出さないためにも一刻も早く徹底した規制を求めます

●受付番号 185001345000005168

AI に学習させる基となる作品(写真や絵画)の著作権や肖像権を守る為に、AI 学習対象とする許諾権のようなものを法制化するのはいかがでしょうか？

●受付番号 185001345000005169

まず初めに、現在のクリエイターと生成 AI の現状は到底受け入れられません。私は断固反対しております。クリエイターは現行法で守られてるとは言えません。延々と生成 AI 利用者から「合法だから」とやりたい放題で搾取される一方です。今後も作った端から絵柄を学習され、掠め取られるのであれば後進も育たなくなるでしょう。以下は素案に関しての項目ごとに分けた意見になります。

ウ「享受」の意義及び享受目的の併存では、享受の定義について記してあります。この文から判断すると、SNS に生成 AI で出力したイラストを投稿し反応を得ることはその時点で「享受」に該当すると考えます。また、クリエイターの絵柄を勝手に学習して絵柄のモデルを作り、ネット上で販売して収益を得ることも「享受」に当てはまるのではないのでしょうか。そして収益を得ることに関しては、イラストコミッションサイト「skeb」での例もあります。こちらのサイトでは生成 AI を用いた作品の納品は禁止されていますが、生成 AI 利用者がこの規約を破り、金銭を得ていた例があります。サイトの検閲を突破する方法まで記事にしていました。

誰にも咎められず収益を得るのが可能なら、今後も生成 AI を利用して金銭を得ようとする方が多くなると思います。人の良心だけに委ねるには限界があります。

(3)「AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について」ではリスク軽減の為に事業者からの様々な対策が行われていると記してあります。ただ、私が浅学なだけなら申し訳ありませんが、3の「権利者からの要求を受け付けて実際に学習用データセットから削除する」は可能なのでしょうか。よしんば出来るとしても、これまでのクリエイターへの扱いから、実行して頂けるなんて信用することが出来ません。

4.「開発者からの様々な懸念の声について」では著作権侵害のリスクを負う可能性や懸念の声が記述してありますが、これから生成 AI を推し進めるのであれば尚の事、胸を張って使えるように無差別に学習するのをやめるべきと考えます。

人の絵を踏み台にしなければ成り立たない今の生成 AI のままでは、結局悪いイメージは拭えません。

どれだけ美しいイラストが出来てもその事実は変わりませんし、現状の生成 AI を平気で使える方にも「倫理観が無いな」という印象を受けてしまいます。

加えて「AI 利用者の懸念」では「努力せずに作品を作って夜に出しているのではないか」という同業からの冷評」とありますが、一絵描きの私としては、努力云々よりは「人の絵を踏み台にしなければ成り立たない現状の生成 AI を使用する倫理観の無さ」の方に悪い印象を抱いてます。更に、「絵描きは養分」など平気で言い放つ方が見られたりして、そもそも AI 利用者によい印象を持っていません。

「その他の論点について」(2)「生成・利用段階の検討の段階」では著作権侵害について書かれています。生成 AI で出力した作品も人間のクリエイターと同じく依拠性・類似性を見

ることですが、これをクリエイター側が立証する為にも、「生成 AI のデータセット開示を義務付けるべき」と強く主張します。今のままでは証明の仕様がなくどうしようもありません。クリエイターは泣き寝入りするしかありません。もし生成 AI にクリーンなイメージを持たせたいのであれば尚のことそうすべきです。

全体の文を見ると文化庁は生成 AI で出力し、加筆修正しただけの絵に著作権を与える方針なのではないでしょうか。私はこれには反対です。生成 AI で出力した画像に加筆しただけでその人に著作権があるとするのは少し無理があると思います。これを許してしまえば更に悪用されて歯止めが効かなくなるでしょう。

最後に、生成 AI と制作者との関係もこれから議論していくと文中にあります。1 年以上前から無法地帯で既に様々な被害が出ています。もう限界です。冒頭でも述べましたが、合法というだけで好き放題創作の場が荒らされています。更に自らの能力で収益を得ることさえ横取りされます。これまでも文化庁へは多くの方が意見を送っていると存じます。それらの声をどうか無視しないで下さい。私は早急にクリエイターたちが守られることを望みます。

●受付番号 185001345000005170

応援していた作家さんが AI に模倣され、結果自分の絵の価値を見失い筆を折ることになりました。

個人的にもとても悲しく、また辛い思いをされた作家さんのことを考えると、勝手に AI に学習させ、似たような絵を描き自分の作品として発表した人に責任はないのかと考えてしまいます。

また利益の有無に限らず、自分の描いた絵や文章が AI に学習され、自分の手から離れて作品を作ることには忌避感を覚えるクリエイターは多いのではないかと思います。。

クールジャパンと呼ばれる日本の漫画、素敵な絵やアニメーション、文化を守るために、生成 AI の使用者・使用方法是細かく厳しく取り締まってほしいと考えます。

●受付番号 185001345000005171

私は漫画家です。現状出回っている画像生成 AI と一部の生成 AI 利用者の無法地帯ぶりには、人間の尊厳を根底から揺るがすような危機感を覚えております。

・現状の画像生成 AI は、非常に多くのあらゆる著作物を集めたデータを元に学習をしている。この点に関しても思うところはあると思いますが、享受目的ではなく学習目的という名目なら問題ないと思っていました。しかし現状はイラストレーターや漫画家の画風を故意に過学習させて極端に画風を寄せたものを出力・SNS 等に公開する行為や、最悪のケースとして特定のイラストレーター・漫画家の画風に寄せた卑猥なイラスト(そのクリエイターが絶対に描かないようなもの)を出力させて公開するなどの嫌がらせも横行しています。

・上記の卑猥な画像の生成はいわばディープフェイクと同じで、勿論実在の人物でも作成可能ですから、元々あったディープフェイク問題がより伝播しているように感じ、安心して社会生活を送る分にも不安を感じます。そもそもなぜ卑猥な画像が作れるのかと言うと、児童ポルノなど違法な画像を含め猥褻な画像も大量に学習元に取り込まれているからです。学習データからして健全な生成 AI には程遠いと思われます。

・画像生成 AI で作られた画像と人の手描きの絵は明確に区別されるべきだと考えるため、生成 AI 製の画像には生成 AI 製であることの明記の義務付け、または画像生成 AI の使用自体を免許制にする必要を感じます。そうすることで上記のような過度な悪用を抑制出来ると思います。

・あくまで人間第一の社会であって欲しいため、生成 AI の登場で今以上に人間のクリエイターが不利な状況に陥らないためにも、人間のクリエイターを保護・支援するような制度が欲しいです。

●受付番号 185001345000005172

1. はじめに

生成A Iの活用に反対の立場です。

またそれだけでなく、早期の規制を期待しています。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成AIの技術的な背景について

(1) 生成AIについて

(2) 生成AIに関する新たな技術

(3) AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ア、現在の生成A Iは発信者の許可なく大量のデータが用いられていると聞きます。それだけでなく、違法アップロードや児童ポルノなどの違法なデータも使用されているようです。そうしたデータを用いたうえでの活用には疑問があります。

また、それだけでなく、文章や楽曲、絵画などを創作した人物がそれまでに蓄積した技術や、成果物を作るに至った時間を踏みにじる悪徳であると信じます。

(2) 生成・利用段階

ア、そもそも日本は創作による影響が大きいにもかかわらず、何故それを一顧だにしない生成A Iの推進を進めるのか不信を抱いています。

推進者はA Iの活用による創作物の活性化を謳いますが、そんな事をしても人間の持つ技術の先細りを招く事は疑いがありません。

機械が絵を描くのに、誰が絵を描くための努力をするのでしょうか？

あるいはそうした奇抜な人間は存在するかもしれませんが、間違いなくそうした人間の母数が激減することは容易に推察できます。

母数が減るという事は、当然新たな文化を生み出せるほどの天才が生まれる確率や土壌が減じる事を意味します。

生成A Iが新しい文化を生み出せるのならばあるいは価値があるかもしれません。

しかし過去のデータの学習結果であるA Iはあくまで100点中100点を高速で出せるというだけでしかありません。

一見素晴らしいものに見えますが、ごく一部の天才が100点を超える成果物を出す事で、新しい枠組みを作り出してきました。A Iはその枠組みを壊す事を大きく阻害すると信じます。

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

6. 最後に

生成A Iの活用は文化を殺す唾棄すべき政策です。

どうかその在り方にご一考よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005173

AIでの画像の生成、学習は他の先進国と同じように規制してください。

一体誰のための推進ですか？

AIが学習するには実在児童の性的虐待被害画像が複数存在してるらしいですが、どう責任を取るおつもりですか？

我々絵師たちのイラストが学習され似たものが簡単に生成されてイラストレーターが職を脅かされていますがどう責任を取るおつもりですか？

既に知り合いは出そうと思っていたイラストの本を出せなくなりました。なぜならAI生成で作られた本がマーケットにごまんとあったからです。絵を志していた者はやめていきますよ。嫌がらせをされて鬱病になっている方もいます。どう責任を取るおつもりですか？

既に引退した元漫画家の赤松さんが早稲田大学で、AI生成被害を受けた学生の話、まるでパンがないならお菓子を食えのマリー・アントワネットばりに見当違いな意見を返したことも広まっています。しかも、マリー・アントワネットと違って、赤松さんはちゃんと考えれば絵師の不安な気持ちがわかるはずなのに。

なんのために国会議員に選ばれたと思ってるんですか？絵師たちへの嫌がらせを推進させるためじゃありません。学生たちがAIは使わないと答えても聞く耳を持たなかったそうですね。ごく少数のAI推進派ではなく、あなたを選んだ漫画やアニメイラスト文化を愛する者たちの多くは、作家を守るためにAI規制を望むものたちだということを忘れないでください。

●受付番号 185001345000005174

はじめまして。

私は絵描きを趣味として活動させていただいている学生です。意見募集中とのことで、ぜひ一意見として見ていただきたいと考えています。

私は、AI 生成作品の著作権取得については反対の意を示します。その理由として、AI 作品がネットワークに出されている数多くの作品を取り込むことで生成している、という点があります。取り込まれる作品 1 つ 1 つにそれぞれの画家が著作権を所持していることを考えると、AI 生成作品はすでに著作権のグレーゾーンを踏んでいると考えられます。その作品に著作権を付与し、類似作品を規制することは、AI が許容されている現状を破壊することとなります。AI の進化のためにも、著作権の付与は反対させていただきます。

●受付番号 185001345000005175

生成 AI 者によって、イラストレーターや漫画家や声優は現在の時点で既に多く搾取されています。生成 AI を悪用した人間を早急に罰する法律などを作るべきだと考えます。

イラストなどは被害者などが申告した場合、生成 AI 利用者は使用したデータセットの開示の義務化を早急にするべきです。

イラストレーター業界は特に生成 AI 者によって、価格破壊が酷くこのままでは失業者や病気の人間が増える&日本の治安の悪化の深刻化などが考えられます。

また、現在の時点で pixiv などでも問題になりましたが生成 AI で実在の児童の写真を使った児童ポルノも多く見られます。これらの写真を使ったやりとりがネット上で出来るのはおかしいです。犯罪を助長しています。

他にも海外でも既に問題になっていますが、ストーカーの加害者などが被害者に対して被害者の顔とポルノビデオに出てくる人間の裸を合成して送りつけたり、会社に送りつける脅したりする事例も多く起こっています。

これらにも対処をする法律を作る必要があります。

●受付番号 185001345000005176

まず AI では無く「違法学習モデル」が問題である事を周知して欲しい。

そして「合法の学習モデル」が出てくるのは時間の問題かと思われるので、これを著作権で縛るのは難しいかとも思う。

技術の発展を妨げぬよう、慎重な法整備が必要だと考える。

個性の無いイラストレーター等は職を失う可能性は否定できないが、技術発展の歴史は様々な職を置き換えてきた。仕方が無い事だと思う。

AI を規制するのではなく、AI を使いこなす方法を議論するべきではなかろうか。

●受付番号 185001345000005177

不当に著作物無断利用され寄生されてるだけなのに、勝手に同業扱いされ擦り寄られる恐怖

「努力して無いのではと疑われ冷評される」と被害者面して来る不快感
現行法で著作権が無いんだから、客観的に見ても同業では無いし作品と表現すべきでない
なのに客観性を考慮せず検討する日本政府
なぜ客観性を考慮せず検討するのでしょうか
やめてください
極めて不快です

●受付番号 185001345000005178

現行の生成 AI に強く強く反対します。

また、法改正を求めます

生成 AI イラストは同一性保持権の侵害です。

AI ではありませんが、同一性保持権の侵害で原作者が自死を選ぶという事件が起きました。

生成 AI での未来に絶望して自死を考える美大生もいます。

<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00537/112200046/>

こういった事案はどう受け止めるのでしょうか？

「AI 政策のためには著作者は死んでも仕方ない」と切って捨てるのでしょうか？

勝手に生成 AI に合成素材にされ、利用されるという事に私も耐えられそうにありません。

絵描きにとって作風・絵柄というのはアイデンティティのようなもので、自分自身を表わすものです。

自身の作品は子供のような存在でもあります。

そのような人権を法律によって無理やり制限して搾取する未来のどこが「人間主体の AI」なのでしょうか？

「搾取したい人間主体の AI」になっているのではないのでしょうか？

正規の手続きを以て、正規の対価を支払い、データセットとして蓄積していくという地道な努力が必要ではないのでしょうか。

その努力をしたくないがために、すべてのしわ寄せを著作者に押し付けるのは到底納得できません。

また無断学習を肯定してしまうと既存の業務委託契約書にも不具合が出ます。

例えば著作権譲渡の契約書では、譲渡先が買い取った作品を自由に再利用、再生成できてしまいます。

享受目的の学習であっても著作権を譲渡先が持っているのだからそうなってしまいますね。

生成 AI に食わせることを前提とした契約書ではないため著作者と合意がとれていませんが、法律上は問題がないという事になります。

社会に大きな混乱を生み出しますがそのあたりはどうお考えですか？

依拠性だ類似性だのとなのような古臭い議論は生成 AI にはそぐわないです。

機械的に学習して、一瞬で生成できるものを人間と同じ扱いにするのはナンセンスです。

30 条の 4 を残し、AI のみに権利制限規定が特別に認められるのであれば、AI のみにかかる法律で規制するのが筋でしょう。

無断学習の時点で AI に 100 有利であり、ここからどう著作者を保護しようとも AI 有利でしかありません。

AI のみを規制する法の立法を求めます。

1. 30 条の 4 の撤廃。

2. AI のみを規制する法の立法。

どちらかしかないです。

無断学習 AI の搾取構造を推進した政府と議員は一生をかけて批判し続けるでしょう。

こちらも人生をかけています。

他人の人権を蔑ろにするような AI 政策に関わった議員にも人生をかける覚悟をしてもらわないと困ります。

●受付番号 185001345000005179

0 から 1 を作った創作者の作品を、AI が学習して勝手にやったんですで盗んだ相手が無罪では作る側がいずれ消える。

●受付番号 185001345000005180

AI によって人間が持つ絵柄を模倣する事は許可されるべきことではありません。芸術業界に大きな衰退をもたらす事になります、何故なら AI によって誰にでも数秒で人の絵を真似し、AI 使用者側に著作権が認められ、技術だけ盗用され無断で他人に使われる事が分かってきているのにどうして芸術分野に進もうと思うのでしょうか。AI に使われている学習データの著作権違反がクリアでないのならば尚更です。今後 10 年 20 年経ち AI が存在する時代に生まれてきた子供達が大人になる頃にはより明確に芸術分野の停滞が顕著になると思います。上記の理由により、AI によるイラストの無断利用の禁止を支持します。

●受付番号 185001345000005181

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

なお、生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。"とあるが、そのような事例があるものは"著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうもの"に該当するため、権利者の利益を通常害しないと評価できる行為類型（第 1 層）ではなく"権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（第 2 層）"又は"公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型（第 3 層）"として扱うことが適切である。"

●受付番号 185001345000005182

5.各論点について

(1)学習・開発段階

(2)生成・利用段階

辺りの意見を、趣味で絵を描いたりゲームを作ったりする
身体障害者の1人として話します。

個人的にですが、インターネットを利用して

絵を不特定多数に発信している人が

生成AI(便宜上そう呼びます)に無断に学習されるのを

怒ったり嫌がったりするのは違うかな、と思っています。

今まで何も疑問も持たずに絵をインターネット上にUPしておいて、

そんな風に使われるとは思わなかった、

だから学習に使うのは止める、というのは無理があります。

そういうことをネット上で言うともた火種の元になるので

こういう場でしか言いたくありませんが。

なので、私自身は生成AI賛成派です。

既に世に撒かれた技術を今更なかった事にはできないでしょう。

ですが、使用する人間には何かしら

規制を設けるべきなのかもしれません。

他人の描いた絵を生成AIで乗っ取った挙げ句、

当の本人の絵柄で残虐な表現をしておきながら

乗っ取り側がイラストレーターを悪し様に罵るのは

あまりにも人道、倫理に悖りすぎます。

こういった前例を失くすには

生成AIを使えるのは免許制にするか

人道、倫理から外れる人をどうにか罰する

位しか思いつきませんが…。

生成AIが人の絵柄を模倣できてしまうのが

性質上どうにもならないのであれば

真っ当な人(それは誰なのかという問題になりますが

少なくとも人道、倫理に反する人ではない人)

にしか使えなくするしかないのかな、と。

もしくは、模倣された側のイラストレーターに

模倣代としてイラストを頼んだ位の金銭を払うべきでしょうね。

そんなんで乗っ取られた側の気持ちは収まらないでしょうし、

模倣した、と模倣した側が主張してる今は良いですが
主張せずに使い始めたら、イラストレーター側が
これは自分の絵の模倣だ！と言い出す未来も見えますから
解決はしなさそうですが。

個人的には生成 AI を絵を描く際の助成ツールとして
活用したい思いがあります。

私には両手指に障害があるので、絵を描くのに生成 AI で
下描きの狂ったデッサンを直したり、色塗りを短縮させたりできたら
指への負担も減って助かるのになーという思いです。

ただ厚塗り作家の方だと、
その描き方と生成 AI は性質が合わない感じがするので
あまり恩恵はないのかもしれないですね。

とりあえず言いたいことは

「生成 AI を人道、倫理に反する人に使わせたくないので
何かしら対策をお願い申し上げたい」ということ と

「生成 AI の利便性の恩恵を受けたら
非人道的行為と見做される風潮がなくなって
楽しく活用できるようになってほしい」ということです。
よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000005183

個人

意見項目

> 4.関係者からの様々な懸念の声について

・現時点で多くのクリエイターらが AI 利用者等に対し「作品を無断で AI 学習に利用しないでほしい」と発言しているにも関わらず、その声が無視され続けている事でクリエイターらがインターネット上で作品を発表することを躊躇するようになってしまっています。

生成 AI による横行がこのまま続くようでは、多くのクリエイターが仕事を奪われる上に新たなクリエイターの誕生も阻害するなどして創作活動文化が萎縮・崩壊するのでは無いかという不安を感じます。

・著作権法上の権利の対象になっていない「声」を生業にしている声優が AI 生成による音声の普及により失業に追い込まれるのではないかという懸念があります。

・現状の生成 AI には著作権にまつわるトラブルだけでなく、実在人物の声や顔が学習されていることによる事件が多発する危険性があり、既にディープフェイクボイスを含む実在人物の尊厳を損なう AI 生成物の拡散・デマやフェイクニュースの助長などの被害が散見されています。

著名人・一般人を問わず特定の人物と見紛うような生成物が当人の預かり知らぬ所で発表される、そういった事案を未然に防ぐ手立てや適切なガイドラインが無い限り、生成 AI を誰もが自由に使える状況は危険だと感じます。

・許諾を得たものだけで構成された適法なデータセットを作成し、AI 生成物には AI 生成物であることの明記を義務化する、といった整備が、権利者・AI 利用者双方に留まらず国民全員にとって必須であると考えます。

<AI 利用者の懸念>の欄に「3、努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評」とありますが、AI 利用者からクリエイターらへの悪質な誹謗中傷、迷惑行為の事例が多数あることも報告したいです。

勝手に著作物を学習に利用され著作物や作風と酷似した生成物が発表され活動に支障が出るという実害がある他、AI 生成に対する懸念や学習禁止(AI 反対)の意思を表明しただけ SNS 上で袋叩きにされているクリエイターがいます。個人から名前を出してよいのか判断出来ないで当該クリエイターの名前は書きませんが、SNS 上に記載している依頼受付用のメールアドレスを通して脅迫や殺害予告をされているといったケースも目にしました。クリエイターら権利者や、創作活動や創作文化を愛する人間たちの AI 生成に対する嫌悪感は、そういった現在の AI 利用者のモラルの無い行動が原因でもあります。

> 5.各論点について

> (1) 学習・開発段階& (2) 生成・利用段階

・他者の著作物や実在人物の写真・動画・音声等が無断で学習させられている現在のあらゆるデータセットを全て違法とし、新しくクリアなデータセットを作成して頂きたいです。どのような目的であろうと、他者の著作物を学習に利用する際は権利者に許諾を得なければならない（学習利用を拒否する権利が有る）という法整備が必要だと考えます。

著作権侵害かどうかという法律の話以前に「自分の作品を勝手に使わないで欲しい」「著作物とその作者に敬意を払って欲しい」といった声を軽んじる AI 開発者や AI 利用者のモラルの無さが大問題であり、そういった状況から権利者とその著作物を守って頂きたいと強く願います。

>（３）生成物の著作物性について> イ生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

・他者の著作物を無断で利用している限り、如何なる要素を含んでいようと AI 生成物に著作物性がある、という主張は受け入れられるものではありません。

現在の生成 AI には他者の著作物の他に実在人物の写真、音声も学習データとして含まれており、素案にある通り「１、指示・入力（プロンプト等）の分量・内容」「２、生成の試行回数」「３、複数の生成物からの選択」といった要素を満たしたり、「人間が AI 生成物に創造的表現といえる加筆・修正を加えれば著作性が認められる」という状況を認めてしまうのは、クリエイターら権利者への冒涇であると同時に犯罪行為の助長に繋がります。

AI 生成という技術が問題なのではなく、その学習に権利者が拒否しているにも関わらず無断で使われているデータがあるという事が問題なのです。この問題を解決しないままに AI 生成に著作物性があると認めるのは、日本の文芸、学術、美術又は音楽といった文化の崩壊と、AI 生成物に対する嫌悪感がより強い欧米諸国からの信頼の失墜を招くと思います。

●受付番号 185001345000005184

絵師さんやクリエイターさんが時間をかけて習得して
一つ一つ愛をこめてうんでいる作品たちが
勝手に学習されて
それと似たようなものを生み出されて
絵師さん、クリエイターさんのかけた時間と労力を否定しているのと同じです
著作権というものがありながら
AI 学習が許されてるのは不思議だし理不尽です
アニメなどを制作する際の活用などはいいいと思いますが
個人の方が勝手に誰かの絵を学習させそれを販売したりするのは賛成しません
AI 学習を禁止していても勝手に行っている方はいるし法律がないから裁けません
クリエイターさんを否定し蔑む行為はあってはいけません
それで生きている方が生活している方がどれだけ苦しいか私には計り知れないですがそれ
を考えない方がいる現状なので罪にとえるようにしてほしいです

●受付番号 185001345000005185

AI で雇用や経済活動の可能性を奪うのはおかしいのでは？

●受付番号 185001345000005186

- ・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
- ・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
- ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号 185001345000005187

- ・生成量、手軽さという物量
- ・権利侵害者に対する権利者の対抗措置の少なさ、
そして数少ない対策に労力がかかること
- ・現状利用者の倫理観の無さ
- ・技術的な措置の具体的な例、ある場合にそれが確実に動作している
証明方法について説明すべき
- ・技術的な措置を考慮するのであれば生成 AI を作成する側には
一定の要件での実装を義務化すべき
- ・海賊版に限らず、インターネット上にあるすべてのイラスト、
音声が学習元のデータセットとして現状使用されており、
著作者の望まぬ形での運用がされている。いわば生成 AI 自体が海賊版と
捉えることが出来る。
(権利者の絵柄や実際の人物を模した児童ポルノの作成に使用されている現状がある)
- ・文化的な活用方法を考える前に、他人の声を学習した AI が犯罪などに使われる
可能性についても議論すべき
- ・模倣のみならず特定個人に取って代わることが出来ることに対する懸念
- ・学習に使われる、データセットは国内の著作物だけでなく
海外の著作物も用いられている
- ・学習（解析行為）自体が、人間が試験的に行う模倣とは異なり、
「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為」を行う道具を作成
するととらえる事が出来るため
学習行為を形の存在しないアイデアとして定義することは不自然。
それをするなら AI に人権を与えるべき。

●受付番号 185001345000005188

私は趣味の範囲で絵をかいたり文章を書いたり、写真を撮ったりしています。だからこそ自分の子どものような創作を誰がどう使うともしれぬ AI 技術に盗用されることに怒りを感じます。

プロでお金を稼ぐ人は収入に関わることで、すでにお仕事に悪い影響が出ている人もいます。

AI 技術は規制すべきです。プロでもアマチュアでもクリエイターの利益・やる気を奪い、傷つけ新たな創作を産み出すことをやめる原因にすでになっています。

●受付番号 185001345000005189

“2. 検討の前提として

ウ. 権利制限規定の考え方

こうした権利制限規定としては、A I と著作権の関係においてその適用があり得る、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第 30 条の4）や電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微 利用等（法第 47 条の5）のほか、私的使用のための複製（法第 30 条）、引用（法第 32 条第1項）、学校その他の教育機関における複製等（法第 35 条）、営利を目的としない上演等（法第 38 条）といったものなどがあり、これらの権利制限規定の要件を満たす場合は、権利者の許諾を得ることなく著作物等を利 用することができる。

”

現在T w i t t e r (X) などのSNS、A p p l e s t o r eや商品広告などで上記に反する行為が散見されています

「享受を目的にする」のであればA I のデータ元となった著作権者の明記・許可が最低でも必要だと思います

享受目的のある複製行為は著作権法30条の4の適用を受けず、無許諾である以上、違法な複製権侵害です

また、A I 画像・音声・動画では誰もが自由に使えるため、悪質なポルノ画像やテロを助長する政治家や大統領のフェイクニュースが作られるなど社会的な問題に発展しています

著作権所有者の許可なくA I に学習させ、A I によって作られたデータを販売し、本来著作権者に還元されるべき利益は全く還元されないこと、またA I はいくらでも瞬時に作風を似せることができるので著作権所有者の意図しないところで誤解を生み、地位や信頼などを貶める行為につながる恐れがあります

創作活動を仕事としている著作権所有者の利益を著しく侵害、また消費者目線でもフェイク情報による混乱、A I ではないか？と純粋に作品や情報が楽しめなくなり、イラストレーター・声優・政治家などに本人に無許可で作成したA I の作品をSNSに投稿するなど悪質な嫌がらせをする行為が散見され、A I に対して良い印象を持てず、全く支持できません。こうしたA I による被害を抑える為に、A I 利用における最低限の法規定の作成（著作権者の明記・許可制）を求めます。

3.(1)について

素案では、

「生成 AI では、(中略) 通常、学習データの切り貼りではない(後略)」という記載があったが、認識が甘く、生成 AI で作成したものは著作権侵害物と区別がつかないため、画像加工アプリや音声加工アプリなど、ブラッシュアップなどの用途以外は全て著作権違反として利用禁止を検討するべきだと考える。

生成 AI の作成プロセスはいくつもあるものの、主流の方式は学習元データと AI が生成したデータを見分ける「検査官役」の AI と学習データに近い画像を出力する「偽造役」の AI を協調学習させ、生成 AI を作成する方式が多い。(GAN など)

この方式であれば、生成したい情報(プロンプト)やシード値を元にランダムに新たなデータを生成することが可能になるように思われる。

しかし、この方式には欠点があり、最終的に「学習データの切り貼り」と同様の動作を行うことになる。

欠点1 学習の際に検査官役 AI の精度の高くなり方が学習元データと同じかどうかの判定を行うだけで、学習元データ群に潜んでいる「人間が学習させたい特徴量」が含まれているかどうかを判断しない AI なってしまいやすい

この欠点は、人間が特徴量を満たしているかどうかを検査官役 AI の学習時の制約条件として織り込むことができれば解決可能だが、その特徴がわかっていればわざわざ検査官役 AI を作成するというアプローチを取る必要はなく、これらの複雑な「創造性」というべきものを AI に学習させるためには、結局学習元データ群と等しいかどうかを判定させるような検査官役 AI を作成するのが現状必要なアプローチである。

欠点2 上記欠点1で検査官役 AI が人間作成のデータとして判断するのが、「学習元データ群のデータと等しい割合かどうか」になっていけば行くほど、偽造役 AI が作成するデータも学習元データ群と等しいデータを含んだデータに偏っていくことになる。これは偽造役 AI は検査官役 AI を騙し、自身の生成したデータを人間が作成したデータであると判断させることで報酬を得て、それができる方向に学習をしていくためである。学習元データ群と同じデータが含まれていなければ騙せないのであれば、学習元データ群と同じデータに含まれるデータを作成するのが最も簡単な解決策であるためである。

このような欠点2は学習バッチのデータとの一致箇所が低いこと、という外的な誓約を加えてやることで一定の軽減は可能であるが、学習に必要なデータ数は膨大であり、「各学習ステップ」において「学習元データ群の全データセット」に対して、一致率を計算するなどの処理を行わなければ解決できない。(学習バッチサイズを大きく取るという方法もあるが、ランダムに今まで OK となったデータをコピーするような形の AI になってしまうことを「確実に防ぐ」には全データセットに対する一致率計算が確実だが、対象となるデータによ

ってはこの計算が膨大になり、学習計算が実用的にならなくなる可能性があり、実用的な生成 AI は逆説的に「学習元データの切り貼り装置」にしかならない可能性が高いということである)

この傾向は学習率に依存して増加していくことが容易に予想されるが、実用的なデータを生成したい場合、学習率は高い状態の生成 AI を利用せざるを得ない。生成 AI が高性能かすればするほど、この特性は高くなっていくため、現状の生成 AI はほぼ確実と言っていいほど著作権の侵害を発生しうる（コピーを行いうる）ものと考えられる。

また、早い段階で学習を停止したとしてもこのような状態になる極所解の収束を抑えることが難しい学習システムとなっていることも、著作権を侵害するコピー機とそうでない生成 AI を作り分けることが難しい要因の一つである。

素案で過学習の懸念について触れていることから、上記擬似的な過学習や極所解への落ち込みなどは、素案作成者も理解しているはずである。それにもかかわらず前述の「切り貼りではないとされる」などと欺瞞としか考えられない内容を織り込んでいることは問題である。

ぜひ一から利用方法、規制方法について再検討されることをお願いする。

●受付番号 185001345000005191

以下箇所についての意見です。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

クリエイターや実演家等の権利者の懸念

AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ること、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながる事

上記の懸念に対して

- ・ 作風が類似している生成物の利用と著作権の発生
- ・ 侵害物でない AI 生成物が市場に出回ることによるクリエイター等の創作活動への経済的な不利益

という2点の項目を挙げられていますが、これらは商業イラストレーター目線での意見だと感じました。「新規の創作の幅」「創作活動の萎縮」という点に於いてアマチュア、いわゆる個人の趣味で創作活動を行っている立場から以下内容の意見を挙げさせていただきます。

1.AI生成物が市場に出回る事による影響

創作力の根本は「実際の物を良く観察する力」だと考えています。どのような形状なのか、構造なのか、質感はどうか、光の反射はどのようになっているか等です。

これらを「実際に見る」という行為が創作力を鍛える上非常に重要な要素であり、当然観察されるべきものは「実在する物」が好ましいです。

ここで生成AIを利用した人物画やイラストを参考にしてしまうと「間違ったまま理解をしてしまう」という事になり、結果として創作力の減衰になると考えます。

実際、私自身参考資料集めとして利用している「pinterest」というサイトはここ1年の間に大量に生成AI画像で埋め尽くされ、利用し辛い状況になってしまいました。

生成AIによる画像生成は「短時間で」「大量に」作成できてしまう為、あまりにも供給があり過ぎるのです。タグによる検索外しも可能ですが、実際の所タグ付けは投稿者にゆだねられている部分があり、AI生成ではなく手描き・写真だと偽って投稿するユーザーが多数いるのも事実です。

また、そういった大量投稿をしているユーザーの多くはマネタイムズ目的のユーザーが多く、クリエイティブな活動を目的としたユーザーではない様に感じます。あくまで一時的に稼ぎ逃げしてしまえば創作界隈がどうなろうと知った事ではないという空気感を感じます。しかしながら法的な形で生成AIの規制をする事は困難だと感じており、今後も生成AIが完全に禁止となる事はないと思います。私含め多くのユーザーが法的な知識がある訳ではなく感情論的な部分に頼らざる負えないのが正直な所です。

日本の漫画・アニメ文化は決して絶やしてはならない文化だと思います。

以上

●受付番号 185001345000005192

すみません、読んでてくっそ難しい言い回しとか鬱陶しいので……

色々みていて AI ってヤバいもんだと思いませんか？

作品パクられて生成されて、さも自分が作りましたとか。

人間の思考をバカにするものだと気付きませんか？

便利は不便ですよ。

低レベルな人間ばかり生まれますよ。

著作権なんて、AI 使ったらなくなると思いますよ。

しっかりしてくれよ、まともな考えしようよ。

●受付番号 185001345000005193

＞どのような場合に AI 生成物の生成又は利用が著作権侵害となるのか。類似性、依拠性をどのように考えるのか。(⇒ (2) イ・ウ・ケ)

【類似性と依拠性について】

類似性と依拠性については、数学のモデルにおけるオーバーフィッティング（過学習）という概念を踏まえて数理的に考察することで、どの程度学習した画像と類似したかを客観的に数学的に示すことができます。

しかし、現状は日本語の言語に基づく、法律学的な解釈のみが支持され、数学的な空間における類似度という評価が全くなされていないように見受けられます。

工学系の大学のディープラーニングの専門家のみならず、数学系の数値解析、数理モデル研究に秀でた研究者への意見も求める必要があるのではないのでしょうか？

※自分は大学院で数理モデル研究をしておりました。

私は画像生成 AI を利用した作品への著作権の付与に反対します。

また、他人の著作物を無断で AI 学習に利用することを禁止するべきだと考えます。

まず、クリエイターが作成した作品と画像生成 AI が作成した作品は全く別の物であると考えられる必要があると思います。最終的に出来上がる物はどちらも 1 枚のイラストであるため混同されやすいですが、クリエイター自身が手を動かして作品を作成することの有無による違いがあります。近年はペイントソフトの普及により、アナログ作画よりもデジタル作画が主流となっていますが、どちらもクリエイターがペンを握って絵を描いていることに変わりはありません。ですが、画像生成 AI はペンを握って絵を描く必要がありません。この実際に自分の手を使って作品の作成を行うことの有無は大きな違いだと私は思います。そのため、クリエイターと AI 利用者を「同業」と表現するのには違和感を覚えました。

また、近年はデジタル作画が主流となり、ペイントソフトにある素材を利用するクリエイターも数多くいます。この素材と生成 AI も混同されてしまうことが多いのですが、これらも全く別の物であることを知っていただきたいです。素材には 3D モデルやトレース素材といったものがあります。これらの 3D モデルやトレース素材は、人の手で作られた物であり、作成者本人が素材として使用してもよいと認めたものとなります。生成 AI は現在、他人の著作物を無断で学習に使用したものが多く、素材とは違って学習元のデータを作成した本人からの許可は得ていないものがほとんどです。そのため「クリエイターがペイントソフトの素材を利用している＝クリエイターも AI を使用している」といった考えは誤りであることを知っていただきたいです。

次に、他人の著作物を無断で AI 学習に利用することへの懸念について。

現段階では無断で AI 学習しても法律上問題はないため、AI 学習に自分の作品を利用しないでほしいと主張するクリエイターの声を無視して画像生成 AI を利用する方がいます。

画像生成 AI から話がずれてしまいましたが、同じく AI を使用した製品として「VOCALOID6」「CeVIO AI」といった音声合成ソフトがあります。これらの AI を使用した音声合成ソフトは、学習元となる声優や歌手と正式な契約を交わし、本人からの許可を得て制作されています。そのことからソフトを使用するユーザー、ソフトを使用した作品を閲覧するユーザー共に安心して作品を楽しめるようになっています。AI を使用した音声合成ソフトと比較し、画像生成 AI では無断での AI 学習が当たり前となっていること、それを止める法律がないことから、安心して画像生成 AI を利用できる状況ではないといえます。

直近では、自分の作品を AI 学習に利用しないでほしいと主張したクリエイターが殺害予告を受けるといったこともありました。SNS では生成 AI の利用者が学習元となっているクリエイターの主張を無視するだけでなく、煽るような書き込みも多く見られます。この状況は著作者人格権の侵害にならないのでしょうか。このままでは、AI 学習や誹謗中傷などを恐れたり、実際に誹謗中傷などの被害を受けて仕事を辞めてしまう人も出てくると考えま

す。クリエイターが少なくなると AI に学習させるデータも少なくなり、最終的にイラストの文化全体が縮小されてしまうのではないのでしょうか。

他にも、AI 学習には様々な作品のキャラクターイラストも使われており、既存キャラクターのイラストが生成されてしまうこともあります。例として、「マリオ」を知らない人が画像生成 AI を利用した際に「マリオ」のイラストが生成され、著作権を侵害していることに気付かずに公開してしまうといったことが起こる恐れがあります。画像生成 AI で画像を生成する際に「マリオ」というワードを入れていなくても、「赤い帽子を被った男性」といったワードで「マリオ」が生成されてしまう可能性は十分あります。つまり、無断での AI 学習では画像生成 AI を利用するユーザーが知らない間に著作権を侵害してしまうことがありますということなのです。

これらのことから、画像生成 AI を利用する側、画像生成 AI を利用した作品を見る側、AI 学習として自分の作品を利用される側、全ての人々が安心して利用するためには、無断での AI 学習を禁止して AI 学習の許可が下りた作品のみを使用するのがよいと私は考えます。

また、画像生成 AI にどのような学習データが含まれているか分からない以上、たとえ加筆したとしても、画像生成 AI を利用した作品への著作権の付与も避けるべきであると考えます。

感情論的な部分もある稚拙な文章で申し訳ありませんが、生成 AI の扱いについてご一考いただければ幸いです。

●受付番号 185001345000005195

5.各論点について

(1) 学習・開発段階

無断で学習された著作物を再度学習されることを防ぐために、無断で学習された著作物と酷似する著作物を含め、データベースから削除できるようにする。

●受付番号 185001345000005196

現在 AI 学習には、児童ポルノや無断転載画像、著名人の写真や音声などが使われています。

この状態の生成 AI を使い続けるのは危険では無いでしょうか？

先日、海外の有名人の裸の AI コラ画像が出回り、かなりの問題になった事件もあります。

また、日本でも首相の音声の無断学習による悪質な動画も出回りました。

そのため、学習元のクリーンな AI(金銭を支払い許諾を得た画像や音声)のみを使用できる
よう法規制をすべきだと思います。

現状法規制が無いため、合法的に悪質な行為がされ続けています。

それにより、被害を受けるクリエイターも数多くおり、国として創作者の権利の保護をして
頂きたいです。

●受付番号 185001345000005197

4.関係者からの様々な懸念の声についてに主に感じた不安としての項目についてですが

生成 AI が一般でも扱えるようになった為、
既存クリエイターの作風の画の類似画像がすでに出回っており、
その生成をもってあたかも元の作者
二次創作規約を破る画像の生成をしたかのような
嫌がらせの発生が既に起こっている。
従来の依拠性において製作したものが人間であれば
制作数、可能な人間にも限りがあるが
生成 AI を介した大量生成において著作権侵害者が複数現れた場合、
権利者が個々に裁判を行うのは現実的でなく
結果として権利が守られない状況になるのではないか。
また、特定の人物の写真を学習させた生成画像による
個人・企業への嫌がらせ、デマの拡散行為による混乱から
社会損失も今後発生するのではないか。
立場の弱いフリーランスイラストレーターにラフの提出の段階で
一方的に打ち切り企業側が後は生成 AI に作らせるといった
事例等の発生。

といった点を懸念しております。

AI 学習のデータ収集においては

インターネットの文章、画像、音声、動画などのコンテンツを無断利用
技術開発までは素案の通り法第 30 条の 4 各号にいて

「表現された思想又は感情を自ら享受し又

は他人に享受させることを目的としない」に該当すると考えていますが
その段階を超えた商用利用、一般ユーザーの生成に関しては

フリー素材や権利者の許可を経たデータセットで

なければ著作権市場、著作権者の利益への影響は大きいと考えます。

個人・企業側に置いても権利関係の不透明な生成物を意図せず

使う可能性があるため、

現状のデータセットによる生成 AI の普及は潜在的な訴訟のリスクを
広げるのではないか

といった点を懸念しております。

技術開発から離れた段階で原則として

許可を前提とするデータ収集、許可を経ないデータ収集行為への対策を講じた上でデータ提供をしてくれた者に正当な報酬を払う土台がなければ文化・経済の発展が阻害されてしまうのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000005198

生成 AI についての意見です。

SNS 上でも賛否両論ありますが、生成 AI は技術としては可能性のある物だとは思っています。

しかし、生成 AI は簡単に一度に大量のコンテンツを生み出すものであり、そのコンテンツの多くは著作権で保護されたものを無断利用して生成されています。現在、無断利用されている著作権物（イラスト、音楽など）を保護することは難しく、また利用者も無断利用している自覚がない人も数多くいると思います。

そして、生成 AI の一番の問題は、利用者にあると思います。SNS 上でも散見されていますが、彼らの中には非常に悪意を持って AI を利用している人たちがいます。著作権侵害は勿論、相手を誹謗中傷するために利用していたり、フェイク動画像を作成して世間を混乱させる人たちもいます。これがもし政治利用されて世界中を混乱に陥れる事件が起きてしまったら、それが日本から生まれてしまったら、日本の立場はどうになってしまうのか分かりません。

こういった利用者にいくら自制を呼びかけても通じることはないと思います。言い方は悪いですがいつ罪を犯してもおかしくは無いとすら思っています。

私としては、生成 AI は企業・利用者共には厳しい制限をかけるべきだと思います。AI は我々の打ち込んだプログラム通りには必ず動くでしょう、しかし我々の考えた、思った通りに動くとは限らないと思います。それは、いくら技術が進歩しても簡単に解決する問題ではないと思っています。

既存のクリエイターの方々の立場が守られるような、納得のいく措置を取るべきだと私は思います

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

柔軟性のある権利制限規定の主旨とかけ離れた法解釈がなされている。

生成 AI は第 2 層に該当すべきであり、さらに権利制限の対象から外すべきである。

「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」にて、柔軟性のある権利制限規定は「文化審議会著作権分科会報告書(平成 29 年 4 月)」を踏まえたものであると書かれていたため、その報告書を引用する。

報告書 p.41 に第 1 層の考え方が示されている。

まず、ここで使われている「通常」という語句の意味について言及させていただく。

1 著作物の表現の知覚を伴わない利用行為(例:(略))や 2 著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らして当該著作物の表現の享受に向けられたものと評価できない行為(例:(略))は、通常、著作物の享受に先立つ利用行為ではなく、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。また、3 著作物の知覚を伴うが、情報処理や情報通信の円滑化・効率化等のために行われる利用行為であって独立した経済的な重要性を有さないもの(例:(略))については、当該情報処理や情報通信の過程において主たる著作物の利用行為が行われる際に権利者には対価回収の機会が用意されており、上記利用行為は主たる利用行為の補助的な行為に過ぎず、主たる利用行為とは別に著作物の新たな享受の機会を提供するものではないと評価できることから、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられる。

これらのように通常権利者の対価回収の機会を損なわない著作物の利用行為は、著作権法の目的に照らせば権利者の利益を通常害さないもの(4.において示した第 1 層に属する行為類型)と評価できる。"ここでいう「通常」とは、「大抵の場合」を意味するのではなく「一般的に考えて」を意味すると思われる。もし「大抵の場合」と解釈すると、権利者の利益を例外的に害する可能性がある行為も第 1 層に含まれ、「第 1 層且つ第 2 層の行為類型(著作権者の利益を確率的に軽微に害する)」が存在しうることになる。これでは層に分けた意味がない。よって、第 1 層と第 2 層の境界は、「例外が確認できるかどうか」であると言える。確率的に享受する可能性のある生成 AI や、著作権法 47 条の 5 の軽微利用を適用する生成 AI は第 2 層に該当するのが適切である。

次に、生成 AI を権利制限の対象から外すべきだとする根拠を示す。第 2 層に関して、報告書 p.4748 に権利者の本来的市場への影響について書かれている。所在検索サービス、情報分析サービスの定義に該当するサービスの中には、形式的には所在検索や情報分析の結果とともに著作物が表示等されるものであっても、実質的には著作物そのものを享受させることを目的とした、いわばコンテンツ提供サービスと評価すべきものも存在し得るものと考えられる。そのようなサービスは、権利制限を正当化するために求められる、所在検索や

情報分析の結果を提供するという目的の正当性を失うものであり、かつ権利者の本来的市場に影響を与えないという要請に反するものとなることから、制度設計及びその運用に当たり、こうしたサービスが権利制限の対象とならないようにすることが求められる。実際の結果としてもこれらのサービスにおいて行われる著作物の表示等が権利者の本来的市場と競合しないものに限って権利制限の対象とされるべきである。柔軟な権利制限規定は、生成・利用段階において権利者の本来的市場に影響を与えるもしくは権利者の本来的市場と競合する場合は権利制限の対象としないことを要していた。その要求に応じて立法されたのが現在の著作権法 30 条の 4 及び 47 条の 5 である。条文の解釈によって生成・利用段階を分けて考え、柔軟な権利制限規定の元々の主旨を立法後に書き消すのは、立法までに行った国民への説明や関係者へのヒアリング等を見捨てた行為であり、法の濫用と言えるであろう。生成 AI は「コンテンツ提供サービスと評価でき」、「権利者の本来的市場に影響を与えないという要請に反」し、「結果としての表示等が権利者の本来的市場と競合する」ものであるから、生成 AI を権利制限の対象から外すべきであることは明らかである。"

●受付番号 185001345000005200

AI によって、他人に自分の描いた絵を奪われ、販売などに使われるのは嫌です。

また下記ご意見のように絵の依頼でも AI は悪用されてイラストレーターなどのやる気や職
諸々奪うひどい有様です。

旧 Twitter の URL

[REDACTED]

AI 出力した絵も大元を探すと絵を描いた本人がいるはずです。

その人の頑張りを奪わないでください。

●受付番号 185001345000005201

自分の作品が無断で学習されてしまわないか不安で、発表し辛くなってしまっています。創作活動にも支障が出ていて困っています。

学習を防ぐための措置を考えて欲しいです。

- ・全ての創作物で学習を防ぐためのアプリケーションの開発をして欲しいです。
- ・学習禁止と明言しているものを学習した際、そのデータを破棄できるようにして欲しいです。

また、生成 AI によりディープフェイクが誰でも簡単に作れてしまうので、資格を持っている人にしか使えない、等規則を作って欲しいです。

よろしくお願いいたします。

5 各論点について

(2) 生成・利用段階のエについて

生成A Iをゆるく通すことで単純な転載よりもわかりづらくする、A I利用者がそれとは知らずに似た作品を出力してばらまきなど、これまでの海賊版よりも発見しづらく、判断も難しい著作権侵害例がこれまで以上にたくさん出てくる、出ているはず。

これに従来のやりかたで訴えを起こすのは、クリエイター側にも負担が大きすぎる。著作権法だけとらえるのは荷が重いので、A I生成物じたいに規制をかけるべき。

(3) 生成物の著作物性についてのイについて

その使いかた、成り立ちからして、AI は直接絵を描く道具ではなく、指示、検索ができる機能であり、行っていることは創作ではなくディレクションではないか。実際の作画をしている(してきた)のは学習元のクリエイターたちで、AI 利用者はそれをディレクションしている。

作品にアートディレクターの名だけがクレジットされるのはおかしい話だと思う。

また、この議論は「現行法でAI はどう捉えられるか」という議論だと思うが、別の観点として、AI 生成物が人力の著作物と同等の権利を持つとすれば、AI 生成物のほうが圧倒的な速度でかつ大量に生産されうる。人間の描いた作品は大量の生成物の中に埋もれ探すのも困難になる。

作家は見てもらいたいから表現する。それが生成物に埋もれてしまうなら、人力の著作物を作る意義や動機は失われるのではないか。それは文化の荒廃と表現するしかない。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

開発者、利用者ともに「著作権侵害になるのでは」と思いながらも開発、利用しているということは、そもそもの成り立ちがおかしい、誰かの権利を侵していることをなんとなく感じているのではと思う。

その権利が従来の著作権の枠組み内にあるかはわからないが、少なくとも「著作権法上は大丈夫である」と言いたいのは、ひとつ言い訳がほしいためではないか。

<AI 利用者の懸念> 3について

私はクリエイターの立場であるが、AI 利用者は同業のクリエイターだとはそもそも思っていない。

この項目でもクリエイター、AI 事業者、AI 利用者と分けられている通り、別の立場だと思う。

●受付番号 185001345000005203

文化庁生成 AI 画像システムパブコメ提出文章 1/3

前提として

【生成 AI 画像は現行システムはいずれも限りなく犯罪性が高い】

【30 条の 4 強行法規性に抵触する】

主要な AI 製品で使用されている LAION-5B 機械学習データセットは、スタンフォード大学の調査により、児童性的虐待の疑いのある 3,226 件の事例が含まれていることが判明している

<https://www.404media.co/laion-datasets-removed-stanford-csam-child-abuse/>

また日本含め世界中のイラストレーターや絵師作家さんを故意に集めたと思わしき事前学習用データセットが作家の許諾なしに流出している

例：Midjourney(被害者 4700 人リスト)Novel AI(被害者 9000 人リスト)

以下のリンクは「NAIv3 に集中学習された作家 7000 人分の検証データ」一覧

これらのように「著作者人格権」という著作権のうち最も基本で不変の権利すら脅かされているのが現実であり

生成 AI 画像を「利用」などという「考え方そのもの」が現在機能できない状態だということ

またすでにそれらを扱ったアプリが世界中に拡散されているため

生成 AI 画像で「何かしらの益を個人法人、商用個人仕様問わず得ることは不可能」と言える

コンテンツ制作側（絵を描く、写真を撮る、文章を書く、楽曲や音声の制作）にとっては「知らず知らずのうちに勝手に作品を盗まれて勝手に改変されている一方的被害者」であり

生成 AI 画像を開発した人物、団体、組織、それを使うユーザーは「犯罪者同然」である

最近「漫画家さんが原作改変により自死した事例」にもあるように「著作者人格権」が機能していないことが最も事態を深刻化させており

著作権を扱う文化庁の「認識が甘い」としか言いようがない

改めて

【生成 AI 画像は現行システムはいずれも限りなく犯罪性が高い】

【30 条の 4 強行法規性に抵触する】

何度も申し上げることとする

○ 権利制限規定の考え方より

生成 AI ではプロンプト（入力時の呪文）の段階で使用者の願望が入ることから享受目的としか言いようがない

データセットの時点で「前提」による【生成 AI 画像は現行システムはいずれも限りなく犯罪性が高い】であるため完全に違法である

違法を容認することになるため許されない

子どもの創造性を阻害する危険性があるため生成 AI の教育期間での使用は特に義務教育期間では使用禁止にすべき、世界中の既に過去のものとなったデータからしか機械は膨大なデータを処理しない、教育に必要なのは将来への創造力である、また犯罪性の塊である仕組みを教育させることは将来の犯罪者を育てるも同義である

○ 生成 AI による生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる～完全に間違い、画像ロンダリングによる窃盗と改変と盗用である

○ 生成 AI と著作権の関係について

大前提であるが【著作権により作家を守るはずの省庁が作家よりも作家を搾取する生成 AI を「利用することを前提にしている」】姿勢や概念そのものが搾取的である

作家は源泉である、我が国のコンテンツ産業は作家により成り立ちそのすそ野の広さから現在のレベルにまで発展した、「生成 AI の生成・利用段階において～」などという文章の書き方自体に「作家の保護よりも作家の作品をいかに搾取するか」といった趣旨や目線でしか語られていないこと自体に納得がいかない

目線と保護の対象を「生成 AI を利用する前提」から「作家をいかに生成 AI の利用から保護する」かに切り替えよ

提出文章 2/3 へ

●受付番号 185001345000005204

文化庁生成 AI 画像システムパブコメ提出文章 2/3

○ AI としての該当する行為や産物と生成 AI によるものと誤解されないように区分すべき

ゲームプログラムやシステムのものと作家性のあるイラスト、写真や絵画、楽曲や音声は別物である

曖昧な表記により生成 AI 使用者がやってもよいなどと判断されてはいけない、生成 AI システム自体に犯罪性があるのは明白なので使用させてはいけない

○ 生成 AI にも享受目的ではない項目があるが【生成 AI 画像は現行システムはいずれも限りなく犯罪性が高い】という前提によりどんな行為も基本的に「享受目的」となってしまう

たとえ研究目的であったとしても事前学習で世界中の著作物を無断で抜き取り学習（この学習は膨大なデータを単に保存させているだけであり、人間が学習するものとは全く別の行為である）その時点で盗難であり窃盗罪である

使用者がそのつもりはなかったとしてもシステムとして犯罪行為である作家側から見て享受ではないなどとは考えられない

○ どの場合が享受かそうではないかではなく作家を保護せよ利用することではなく利用されることから作家を保護せよ

○関係者からの懸念の声より

利用者が悪意をもって生成 AI を利用した場合～とあるが、悪意を持ってやるのは犯罪であるが、そのつもりでなくても生成 AI というシステムを行使した段階で【生成 AI 画像は現行システムはいずれも限りなく犯罪性が高い】前提に抵触するため昨夏から見れば完全に犯罪行為である（窃盗罪、著作者人格権）

開発側には Midjourney 開発者のように「絵描きは道具なのだ」などと著作者人格権を脅かす発言をしており、その思想の元開発されているので著作権や著作物を考慮し作家の権利を視野に入れていないことがわかる

そのため

AI 事業者が著作権侵害の責任を負わないためには、どのような対策が考えられるか～などと書かれているがありえない文章である

最初から著作権の侵害しかしていない

既に被害者は世界中で発生しておりそれらの責任をとる段階にある

○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物～著作権侵害とはならないについて

著作権侵害である、アイデアに著作性はないが生成 AI 画像自体に発想力はなくあるのは犯罪性である生成物は「くじ引き結果の切り貼り」「ガチャガチャ」そしてどこの作家群から

持ってきたのかを隠す「画像ロンダリング」であり、作風も画風も己の完成ではなく機会が機械的にはじき出した結果にすぎず、その本質は「盗難」「無断使用」「無断改竄」であり「著作者人格権」の「強行性規定」そのものである

○ 特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。について

はっきり言って考えが甘すぎる、既に児童向けイラストで商業活動している作家が生成 AI 画像を使われることでその作家の著作物が成人向けに無断で改竄されネットに流出し営業妨害、イメージの阻害、精神的苦痛を受けている

創作的表現と共通していない部分にも十分に危険性がある、生成 AI 画像が利用できそうな部分を探るよりも作家を守れ

提出文章 3/3 へ

●受付番号 185001345000005205

文化庁生成 AI 画像システムパブコメ提出文章 3/3

○ 文化的所産の公正な利用に配慮とあるが、現時点で「著作者人格権」を著しく無視したシステムによって世界規模で有名無名問わず著作物が盗まれているので公正な利用以前の問題である

現在使われている生成 AI である限り「犯罪ツールを使つての公正な利用」というまったく公正ではない行為を公正に行うことになる

よって

○ 著作者が反対の意思を示していることそれ自体を持って～困難であるという解釈は文化庁自らが著作権の基本である「著作者人格権」を破棄している

○ AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置について

当たり前である、著作者人格権が脅かされているのに現状泣き寝入りしかない事態である、本来著作物は著作者がすべてである、著作者が拒否するのを強行して著作物を盗る行為は犯罪である

なお、コピーガードをはぎ取る行為はゲームコンテンツでもあるように違法である

○ 生成 AI 画像防止の技術的措置を取り上げる行為は「強制」である

我が国は民主主義国家である、権力を有する者や機関が国民を強制的に縛ることは基本的人権を放棄しているとみなす

○ 学習済みモデルについて

既にモデルとして世界規模で流布されており、作家側から見て脅威である、著作物として実体化していなくても「侵害の行為を組成した物」「侵害行為によって作成された物」である、学習済みモデルも破棄対象である

○ 生成 AI による生成物は自覚あるなしに係わらず必ず誰かの著作物の結果であり、それを公開することそのものの時点で著作権法違反である

○ 人間が生成 AI 生成物に加筆・修正を加えた部分について、著作権があるなしにかかわらず「パクリ」「AI トレス」である

現在すでに作家の著作物を生成 AI で演算をし、その生成物に手を加えて自作発言をしたり、生成物を下絵としてさらに線画だけを抽出する生成 AI を手掛ける「トレス行為」が行われている

これらは完全に著作物の盗難である

○ 今回の素案に「児童保護法に抵触せしめる実写写真とほぼ変わらないクオリティによる生成 AI による生成物への危険性」「実在の人物が生成物となる場合の肖像権などの違法性」について全く触れていないのはなぜか

こちらはより直接的に対象となった人物や人物像に該当する人物に危険が及ぶ可能性がある

障害、性犯罪、ストーカーやプライバシー保護関連など今回の著作権関係以外でも生成 AI による犯罪行為は行われており国際的にも問題となっている

各種刑法なども生成 AI による被害について検討が必要である

●受付番号 185001345000005206

結論から言えば生成 ai の存在自体に反対だ。

まず、絵師さんの新規参入ができなくなる恐れ。

数多くの絵師には数多くの癖があり、同じキャラを描いても各々で違う結果になる。

特定の人の絵柄を好む理由は絵柄に出る癖が好きだから、である。

個性そのものとも言える。

その役割を ai にとってかわれたら、新たな絵柄を世に送り出すことが精神的に厳しくなりかねない。

その結果、絵師の人口が減るのみになり、

アニメ、漫画、ポスターなどのイラストに顧客が求めている絵柄は期待できなくなる。

即ち売上減少、文化衰退、という危機がある。

次に、絵師さんの労力が無視される点。

10～20 年かけて絵師をやられてる人のイラストデータを学習させ、すぐに完成するような環境では絵師さんの苦労は報われず、諦めを誘発する。

絵の対価としてお金を支払うのが、本来想定される構造だ。絵師さんに入る収益が期待できなくなる面もある。

●受付番号 185001345000005207

第一に現行法で生成 AI から絵や音楽を自作しているクリエイターを守れていない点で、著作権に何の意味もないことが誰にでもわかる。

クリエイターを政治家、政策を作品とそれぞれ当てはめて考えてみて欲しい。

「政治家は全員いない。AI が今の日本に合った政策を自動で作ってくれるから。だから政治家は全員辞職しろ。退職金も無し。今後の生活を保護する補償も無し。財産は AI を運営するために必要だから全て没収。」

こんなことを言われて納得できるのか？

戦争に化学兵器や細菌兵器が禁止されている理由を知っていますか？どれだけ強力でも理由があって禁止されていることを知っていますか？生成 AI とはそういうものです。

生成 AI にどこまで任せるのか？任せる必要は無い。少なくとも生成 AI が何かを作り出すことは完全に禁止にしなければならない。AI 犯罪も防げない我が国に生成 AI を使いこなすことができるとは思えない。

現に著作権は守られていない。生成 AI 制作の実写にしか見えない子供の猥褻画像は作られ放題。芸能人や政治家の顔や声を使った人権侵害創作物。他人の作品を無断で生成 AI に組み込み量産。どれも止めることはできていない。著作権どころか人権すら守れていないではないか。

著作権、著作者人格権、憲法 29 条とは何なのか？便利を引き換えに人権を捨ててどうする？

先人が試行錯誤して作り守ってきた人権をもう一度考えてほしい。

世界中で生成 AI を禁止する動きがある意味を、日本の中心にいるあなた達が理解できないでどうする

●受付番号 185001345000005208

どのような形であれ、AI により金銭を得ることが可能になる状況にしまうと、日本のイラストレーター界隈は進化が止まるどころか、衰退してしまう可能性が大です。現在日本のアニメ、イラスト文化などのサブカルチャーは日本の発展や成長には必要不可欠です。これを通してしまえば、国内外のアニメ、イラストなどに関心を抱く人々に猛批判され、世界における日本の文化庁の信用を大きく落としてしまう可能性がかなりあります。世界からのバッシングや日本の発展成長のためにも、今一度考え直して頂くことをお願いいたします。

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に関する意見

素案 21 頁、22 頁（ウ）の 4 つ目の○の文章と素案 22 頁、23 頁（エ）の 3 つ目の○から 5 つめの○までの文章は削除してもらいたい。

1. 世の中に著作権者が認めていない「二次創作」と呼ばれる著作権違反の可能性のある作品が蔓延して、それが放置されているにも関わらず、AI を利用して制作した作品のみ、それが著作権違反であると確定している訳でもないのに強く批判され、AI 作品の制作者（人間）が酷い誹謗中傷を受けているアンバランスな状況を改善してもらいたい。

→AI 作品制作者に対する誹謗中傷の禁止、人間の創作でも AI の創作でもルールは同じであることの確認、著作権違反を主張できるのは著作権者だけであることの確認、二次創作の著作権違反作品の取り締まり強化

2. たとえ、故意に著作物に類似した作品を AI で生成したとしても、それを公表しなければ違法ではないこと、それを公表するかどうかは利用者の判断であり、AI の開発者に責任はないことを明らかにしてもらいたい。これが責任があると言うのであれば、コピー機の開発者にも責任があるということになる。

3. 素案 21 頁、22 頁（ウ）の 4 つ目の○「これを踏まえると、～同条による権利制限の対象とはならない場合があり得ると考えられる。」を削除してもらいたい。

→クローリングで、公開された記事をすべて除外することは現実的ではなく、現在、一般的に使用されているトレーニング用データにもこれらの記事が含まれている可能性があり、こうしたデータ又はそのデータを利用したオープンソースの LLM が使えなくなる可能性がある。違法の可能性が残れば、AI の開発事業者が委縮し、日本の AI 開発が遅れることとなりかねない。委縮効果を考えれば、「権利制限の対象とはならない場合」＝「違法の可能性がある場合」の例示は確定的なものだけに留め、慎重に扱うべきである。

4. 素案 22 頁、23 頁（エ）の 3 つ目の○から 5 つめの○まで「他方で、AI 学習のための～権利制限の対象とはならない場合があり得ると考えられる。」を削除してもらいたい。

→一応の技術的措置が取られていても、故意でなくクローリングでウェブサイト内の著作物にアクセスしてしまうこともあるため、現在、一般的に使用されているトレーニング用データにもこれらの著作物が含まれている可能性があり、こうしたデータ又はそのデータを利用したオープンソースの LLM が使えなくなる可能性がある。違法の可能性が残れば、AI の開発事業者が委縮し、日本の AI 開発が遅れることとなりかねない。委縮効果を考えれば、「権利制限の対象とはならない場合」＝「違法の可能性がある場合」の例示は確定的なものだけに留め、慎重に扱うべきである。

●受付番号 185001345000005210

AI 生成などは強固に規制すべきでしょう。AI チャットをギリギリ OK とするぐらいの心づもりで。

あまりにも人々は稚拙にふざけすぎてしまった。私は、人々がこれほど愚かだとは思っていませんでした…人間の側が、進歩していなかったのですよ。AI がどれだけのグレードになろうともです。

乱痴気騒ぎのパーティーはもう終わりです。

AI については、各種研究機関での限定的使用や、最先端テクノロジー開発においての補助、そして足が無い人などの医療福祉の分野でわれわれ人間は努力すべきであり、

AI は飽くまで真っ当に日用品に少しずつ浸透していくような進み方がよいのです。

AI に人間がやられちゃってる現状を変えていきましょうね。

人間が、局地的に利用でき、それによって便利さを享受する事が出来る…それが AI だと思います。法整備を急ぐべきです！

●受付番号 185001345000005211

画像生成 AI は徹底的に規制すべきです。

著作権法第 30 条の 4 の改正、ローカルでばら撒かれている画像生成 AI の単純所持違法、まだ徹底的に規制すべき。

データセットを許諾をとった画像のみ使用、元の著作権者にお金を支払うことをすべき。

クリエイターにとって作品は自分の子供のように愛しているもの、それを他人が機械で歪めて加工するなんてありえないし気持ち悪い。

強めの厳罰を作って、取り締まるべき。

もっと個人のクリエイターを守るべきだと思います。

●受付番号 185001345000005212

5-4 その他の論点（倫理的論点）

芸術活動・創作活動は、人間の文化的な生活における主要な喜びの源泉であり、AI をそうした分野へ進出させて、人間の創造した作品を無限に複製可能・翻案可能なものにしてしまうことは、国民の精神的な充実度を著しく損なうことに繋がりがねない。AI 開発は、難病や貧困問題といった喫緊の課題、人間生活を豊かさにするために是が非でも乗り越えねばならない課題に対してのみ推進されるべきであり、人間の生きる喜びを奪うような仕方で推進されるべきものではない。もちろん日本国が単独で禁止したところで意味はないため、先進諸外国と協同して、芸術・創作分野における AI 開発の禁止を推し進めるべきである。そして、倫理的・実存的・福祉的な観点から、創作 AI の開発は禁止されるべきであるという命題をグローバルスタンダードとして確立させるための一歩を踏み出さなければならない。

●受付番号 185001345000005213

AI は学習元に他者の作品が使われているので、著作権的には完全に違反しています。なので、これからの日本のアーティストを守るのであれば、AI を規制すべきです。今の AI はイラストレーターの名前を入れるとそのイラストレーターの作風で生成されたり、キャラクターの名前を入れるとそのキャラが生成されたりします。この二つの事実からも現在の AI は学習元がクリーンではないことがわかんと思います。そんな中で AI を推進されると、どんどん他人の作品、財産を奪われるのではないかと不安です。クリエイターをもっとしっかり守るベースができてから AI を考えて欲しいです。まずは人間の制作を邪魔しないようにして欲しいです。

●受付番号 185001345000005214

4. 関係者からの様々な懸念の声について

既に AI を使用し、著作者へ成りすます行為を行う者が現れています。

(被害者：[REDACTED])

(加害者：[REDACTED] URL [REDACTED])

参照：[REDACTED]

この加害者の方は、被害者の[REDACTED]さんの名前を名乗り始めました。

現在このように AI によって著作者、この場合はイラストレーターのブランドの一部であるイラストタッチや今までに制作された商品を『学習は違法ではない』として AI を通す事による著作者の著作物の窃盗が行われています。

そして被害者のイラストレーターであるように偽り、金銭を騙し取る、意図的にブランドを傷つける（イラストレーター個人の意図に沿わない発言、思想等の拡散）を行う等の悪質な倫理的問題が既に事例として起こっています。

上記の現状を鑑みて「起こるかもしれない」という懸念ではなく、

既に現実的な被害として「起きている」と考えていただきたい。

また、極端に言うと、写真等も著作者・被写体の合意意志を無視された場合、SNS に上げていた家族の写真を学習され自身の子供がアダルト製品にされるという自体が起きかねない。現在は著名な芸能人等で行われているが、これが一般人への被害（主にストーカーや写真等の偽装による証拠捏造）に繋がる可能性を危惧している。

また、無断で行われる『AI 学習』は学習ではなく、著作者の知的財産の横奪に近く、こちらの点でも検討いただきたい。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

問題は AI の開発や学習が著作者達に対して合意無く無断で行われ対価を払わず行われている事に問題が有ると思う。著作者の販売物を AI という複製が可能な出力ができるものを生成するための学習目的であることを明かし、合意を得て購入した上で開発に使用するべきであり、また合意を得て購入した証明を提示した上での AI サービス等を行うべきである。

現在は「著作者の合意無き盗品」でサービスを行っている状態であることを軽視されている。

(2) 生成・利用段階

使用した場合、AI の学習元となる著作者への対価を払うべきだと思う。

現在著作者への意図無くして、著作者と紛う生成を行い金銭的利益を得ている状態であり、学習元の意志等を無視した行いが横行している。少なからずとも学習元である人間が居る事を意識し悪意的に使用する事が起きないように考慮した生成利用が行われる状態にあるべきである。

（３）生成物の著作物性について

文字を入力し、生成された画像自体への著作性は著しく低いものであると思う。

何故ならば、絵画・イラスト・マンガ・アニメ等のイラストにおいて、画面の構成や全体の構図においてどのように描くべきか等は著作者本人が思考し持ちうる知識という財産をもって行っているが、AI による画像生成はそういった学習元による知識的財産を機械的に算出し、出力したものであり、AI 利用者の知識的財産によって文字入力されたものではないからである。

●受付番号 185001345000005215

現在イラストレーターとして活動しています。

私は周知や啓発と並行して、規制や事前対策などへの取り組みも望みます。

私の周りでは AI 出力画像によって既に以下のような被害が出ています。

- ・イラストコンテストなど才能発掘の場やイベントの中止。
- ・コスプレなどの実写作品（未成年が発信しているものも含む）と類似した AI 出力画像を使用してアダルト作品を作成・販売する行為。
- ・同じ作者が作成したと誤認するほど作風が類似した AI 出力画像を使用しての脅迫、嫌がらせ、なりすまし、自殺教唆。
- ・同じ作者が作成したと誤認するほど作風が類似した AI 出力画像を使用してのアダルト作品の制作・販売。

⇒ゾーニングとして、アダルト作品に参加をしている作家を採用しないようにしているタイトルも多く、悪意ある印象操作による営業妨害リスクが高まっている。

等々。

上記のような事例は起こってからでは取り返しのつかないものばかりです。

これ以上の被害を事前に防止するためにも、私は AI 画像出力へのより強力な規制・対策を望みます。

●受付番号 185001345000005216

AI の本質は人の生活をより良くするアシスタント的な立ち位置としてあるべきではないか
と思っております。

しかし、昨今の生成 AI により著作を侵害し、また絵柄の元になっている人たちに不利益が
発生している現在が散見されており、利用者のモラルハザードにしか見えない中で AI を推
進したいかといえはまず難しいと思います。

●受付番号 185001345000005217

僅かながらイラストレーターとして金銭を得ている者です。

今回生成 AI に関して広く意見を募られているとのこと筆を執らせていただきました。

現状一番の問題として AI 生成に使われている画像・音声・動画などの素材のデータが、著作権や肖像権を持つ方に許可もなく収集・生成・公開されていることが挙げられます。

更にその無許可に収集された大量のデータセットの中には、本来世に出回るはずのない医療用に提供された写真や児童ポルノなどが含まれていることを把握しておられますでしょうか。

児童ポルノの所持が犯罪となる国で、そのデータが入った生成 AI をダウンロードすることは犯罪足りえないのでしょうか。

ディープフェイクに関しても懸念しています。

実際の写真と見分けのつかない画像が大量に出回り、能登震災などの災害時に無用な混乱を引き起こす、岸田総理のように発言を捏造される。

考えられるもっと身近な被害としては、友人たちと遊びに行き撮った写真や動画が悪意を持って改変されいじめに利用されたり、自分の子供が裸にされて世界中にばら撒かれたりすることもあり得ます。

イラストでもアイドルでも意に沿わない猥褻な生成 AI 画像が投稿され、作者さんやご本人の名誉を棄損しているのではないかと言う事例も X (旧 Twitter) などで散見されました。自分がやってもいけないことを捏造されることは恐ろしく、一切の制限なく誰もがもっともらしい嘘を安易に生成することができてしまう状況は、個人の尊厳を守るためにも一刻も早く規制するべきだと考えます。

また、画像生成 AI に絞ってイラストレーターとしての私見を申し上げますと、生成 AI は膨大な違法画像のコラージュ機です。

生成された画像は誰かの作品で、企業が権利を持つイラストで、もしかしたら貴方の知合いが何気なく SNS に上げたかもしれない写真の組み合わせです。

実際にマリオ・ソニックなど学習先として著作権元が許可を出すとは思えない有名キャラクターが出力されています。

自分の作品として生成 AI の画像を公開したら、著作権キャラクターだったので著作権者から訴えられました、などという事も考えられ、商用ベースの作品には使えません。

明らかに特定の作家が描いたと誤認させるようなイラストを生成できてしまうことも問題だと考えます。

その方のネームバリューに乗っかって利益を得ることは海賊版とどう違うのでしょうか。

海外では生成 AI への規制の動きが強まり複数の訴訟が持ち上がる中、アニメ、ゲームで巨大な IP を持っている日本が生成 AI を利用した製品を推進することは訴訟のリスクや海賊版が作られることによる利益の損失だと思います。

上記の観点から、現状の生成 AI に関しては問題点ばかりが目につき、とても建設的な使い方ができる技術ではないと考えます。

疑問に思った点も含め、細かなところまで早急に議論いただき、現在の社会に合ったルールを制定していただければと存じます。

最後までお読みいただきありがとうございました。

●受付番号 185001345000005218

AI をすべて排除しろとは思いませんが、懸念事項が多数考えられるため、導入には非常に不安感・危機感を覚えます。

例えば、AI を用いて声優そっくりの音声データが無断で作成され、それが流布した場合、データ元となる声優本人の諸権利がなくなる(正当な報酬を受けることができなくなる、本人に無断で反社会的なメッセージに使用される等)事態が考えられます。これは生身の人間(法で守られるべき日本国民)の経済的損失・人権侵害につながると考えられます。

同じことは他の分野(イラストレーション、絵画、文章表現、映像、音楽等のクリエイティブ諸分野)でも言えます。こうした事態を防ぐためには、AI 導入に慎重になるべきではないかと考えます。行政主導で AI 導入を行うと、民間企業や国民個人の危機意識も薄れることが多いからです。

●受付番号 185001345000005219

現状では既存の創作物の複製、後追いをするだけで、有益な発展をしないようにも思える。
ただ創作の価値を下げる方向に進化していて、フェイクや贋作ばかりに使われている。
メリットよりデメリットがあまりに大きすぎるように感じる。

●受付番号 185001345000005220

イラスト生成 AI については直ちに法整備を行い、一旦は厳しく取り締まる必要があると考えます。

法整備が十分になされないままに生成 AI が使用できるようになってしまいましたから、後追いでもやるべきです。

その後、審議を重ねて OK-NG のラインを明確にできたところから、徐々に使用できる範囲を拡大していけばよいのではないのでしょうか。

2024 年現在のイラスト生成 AI は著作物の機械学習を行わないとクオリティを保てないと言わざるを得ません。

「現状の生成 AI は、0 からオリジナリティのある絵柄を出せる機構ではない」ということです。

そうなれば、生成 AI で利益を得たい人間は、当然ネット上にアップされているイラストを取り込んで使用するでしょう。

法的にブラックではなく、あくまでグレーだからです。

もっとも、これが著作権保護の観点から見てもまずい状態にあるのは、文化庁の皆さまもご認識されているかと存じます。

ブロックチェーンや NFT の技術を用いて作品の唯一性を保証する、というような取り組みすらされている現代において、著作物の無断商用利用がまかり通る現状はまさに 20 年ほど時代が巻き戻ってしまったようにも感じます。

そもそも生成 AI の利用者にモラルがあれば生じなかったトラブルだろうと思われませんが、生成 AI の利用者の多くはイラストレーターではないでしょうから、それも意識に大きな溝がある要因と考えます。

知人のイラストレーター達やネット上でお見かけする方々を見ると、今回の生成 AI と著作物無断使用の問題は「一刻も早く規制すべき」という温度感であり、私も全く同感です。

文化庁の皆さまには、刻一刻を争う事態になってしまっているということをご認識いただけますと幸いです。

私もクリエイターの末席に連なる者として、此度の諸問題が早期解決されることを願っております。

●受付番号 185001345000005221

現状の AI についての問題点は世界各国の著作物を無断に使用しているところだと思います。それには家族の写真であったり、被写体としてお金をもらっているモデル、或いは違法に撮られた児童などがあります。

セクシーモデルの顔を知人に変え嫌がらせができてしまう、そんな被害が簡単にできてしまいます。

中には本物と見間違ふほどのクオリティで違う動植物の写真などがあり、AI の出現によってフェイク画像が以前よりも驚異的なスピードで溢れています。

それをまだ未熟な子供たちが勘違いしたまま学習し、正しい知識を学ぶ機会を奪ってしまうのではないかという懸念があります。

イラストにおいても同じです。

自分が勝手知らぬところで悪用されればその矛先がこちらへ向かうかもしれません。

海賊版が横行してしまうかもしれない、成りすましが出てくるかもしれない。

そんな不安の中、描いてもデータだけ取られていく現状ではやるせなく、これから活躍するであろうクリエイター達は委縮してしまうかもしれない。

そうなれば結果、AI が AI を認識してどんどん低クオリティのものが増えるだけです。

他人を慮れない人たちを作れば品質も下がっていきます。

それは国としての品質も落とす行為だと思います。

まずは生み出すクリエイター達を守るべきだと思います。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

これはこれまでの議論の根底にあった二つの仮説を否定するものである。

まず、文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会 平成 28 年度「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(第 6 回)において、第 1 層及び第 2 層の説明にある「本来の利用」は「著作物の本来の市場と競合する利用行為」と定義されている。

デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係)より、

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられる"という仮説が立てられている。

非享受目的の利用が「本来の利用」に当たらないとしているのは仮説にすぎず、反例があれば覆るものである。アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるとあるが、これは「非享受目的の利用の中には本来の利用に当たるものがある」と言っているのと同義であり、仮説が間違っていたことを示している。

「本来の利用」に該当する生成 AI は第 3 層として扱うべきであり、第 1 層や第 2 層のものとして扱うのは、定義をねじ曲げ、矛盾する仮説を採用することに他ならない。

次に、平成 27 年の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(第 3 回)においては、"CPS に著作物が取り込まれる段階では、非享受型の利用であるので著作物の正規ビジネスとは衝突しないということでございました。また、出力する段階では享受型のものもあるということですが、著作物の利用が軽微で著作権者等の利益を不当に害するものとは言えない場合もあるのではないか"という話が上がっている。「著作物の利用が軽微であれば著作権者等の利益を不当に害するものとは言えない場合もある」という仮説のもと、学習開発段階と生成利用段階を分ける考えを肯定するものである。アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるとあるが、これは「著作物の利用が軽微であっても著作物の本来の市場と競合する場合がある」と言っているのと同義であり、仮説に反例が存在することを示している。すなわち、著作権者の利益を不当に害す

るか否かについて、学習開発段階と生成利用段階に分ける必要性は否定され、逆に学習開発段階と生成利用段階を分けずに考える必要があるという結論に至る。"

●受付番号 185001345000005223

生成 AI 表記が義務付けされてないせいで手描きと生成 AI 画像が混ざってしまって結果イラスト自体の信用や価値が下がってしまう。

権利制限規定は文化の発展の為に規定されたのなら、生成 AI は文化の発展の阻害しかならず、このままでは文化は先細りしていくことが懸念されると考える。

現在無断で学習したもので、自分で作ったかのようにして利益を得ている人もいる。

また、学習を行うことによって創作者を攻撃している人もいる。

こういった状況であるため、生成 AI を活用したと言われているものに強く反発を覚えてしまい、使いたい気持ちはあっても難しい。

オリジナルを生み出せる人たちを守る、その人たちに納得してもらえる状態にならない限り、それを使ったものに好意的にはならないし価値を感じられない。

無断で盗ってきた、勝手に学習させたものではないのか？という疑念を晴らせないからだ。写真などでも、勝手に学習されたもので卑猥なものやフェイクニュースなどが作られている事例もある。

高い技術のものだからこそ、厳しく規制するべきである。

●受付番号 185001345000005224

AI と著作権に関する考え方について（素案） に書かれているように、

「自然言語を用い、応答が返ってくる対話型の AI サービス」であれば問題ないと思いますが、著作権、イラスト制作物について考えると生成 AI は規制した方が良いでしょう。

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」にあるように、実際に中国のイラストレーターが生成 AI イラストのせいで仕事を取られ生計が成り立たなくなっている事案があります。他の国で起こり得ることは日本でも起こる可能性があります。

最新の生成 AI はキャラクター名（例：マリオ）を入れるだけであたかも公式が用意したようなキャラクターを生成している事案があります。

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折りかねない状況です。実際に作家さんが「AI 学習しないでください」と声を挙げているにも関わらず学習されています。明らかに生成 AI は他人のイラストを無断使用して学習し、なおかつイラスト販売までしているのを見かけます。

「AI で生成された画像と既存の著作物との類似性や依拠性が認められた場合、著作権者は著作権侵害として損害賠償請求や差止請求が可能であり、刑事罰の対象」と文化庁でも警告を出していますよね。

以上の理由から生成 AI については規制していただきたいと思い、意見を申し上げました。

●受付番号 185001345000005225

現在の生成 AI は無断でデータを学習利用し、データ元と競合するようなデータを出力したりして、元の権利者の権利を侵害することを行なっている。また、無断でクリエイターのイラストなどのデータを生成 AI に学習させ、生成 AI 使用者がクリエイターの絵の特徴を模倣した生成 AI による出力データを利用して、自殺を示唆するようなイラストをクリエイターが描いたかのようにしてインターネット上で公開する事例も発生している。いちクリエイターとして作品の公開をただで、自分の創作物を勝手に利用される可能性があるという今の状況は作品の公開に対して強い不安を感じる。実際に生成 AI に創作物を無断で生成 AI にデータ学習され、悪用されることを懸念して、作品を公の場で公開していないと発言しているクリエイターもいる。また、生成 AI によって、クリエイターが培ってきた絵の特徴などが生成 AI によって無断で利用されるようになれば、クリエイターのアイデンティティの喪失にも繋がり、創作活動をやめることにも繋がると感じている。実際に自分自身も、生成 AI によって、他者に自分の創作物を利用され、トラブルなどに繋がったり、自分の創作物に似せた AI 絵が大量に出され続けるようになることを考えると不安である。好きなクリエイターが生成 AI によって創作活動を辞めてしまうことになると考えるととても悲しい気持ちになる。

また、それと同時に強い不快感を感じる。

生成 AI による AI 絵は学習データの切り貼りであり、権利を侵害している。AI 絵のデータ出力者に著作権があるとはいえないと考える。

生成 AI による AI 絵は、学習データの中から出力された結果であり、他人の著作物を改変して生成されたものといえるのではないだろうか。その AI 絵に一部描き込みなどを追加したり、色の変更などを行なって最初の AI 絵から少し変更を加えた場合もその変更のみで著作権が生じるとはいえないと考える。

生成 AI を発展させるのであれば、まず、学習データは生成 AI に利用していいと許可が出たものしか利用しないようにすることが最低条件であると考え。つまり、今まで作ってきた生成 AI ではなく、新たに許可されたデータのみを利用した生成 AI である必要があるということである。また、自動車のように免許制にし、生成 AI の利用に責任をもち、他者の権利を意図的に侵害した場合に責任をとることに繋がることを生成 AI 利用者に自覚させるような仕組みが必要だと考える。

●受付番号 185001345000005226

4. 関係者からの様々な懸念の声についてになります。

私が最も重視していることは元となる著作者の意思を尊重している現状であるかということで現在の素案では不十分に感じます。

著作者の意思を尊重するためにも、

- ・著作者が学習される際に拒否することやデータへの対価を交渉できる権利を有して AI 開発企業と対等な関係であるか

- ・元の著作者のものと混同しないための AI 表記義務（ディープフェイクの防止としても必要）

- ・元の著作者が許諾していたとしても、開発者と認識に食い違いがあり後からデータセットを確認しモデルから学習された著作物を指定し削除できる仕組み。

この三つは最低限必要であると考えます。

その理由としましては、

■著作権者の許諾が必要な理由

まず似ているかどうかに限らず法律の解釈に関わらず、自らの資産を勝手に利用される形態に変わりはないです。

この状態では著作者の意思が反映されることはなく、『隷属』の状態ではないでしょうか。この状態で人権が守られているとは到底思えません。

そのうえで使われたものが自分たちに作者名の出典もなく、金銭の需給もなく、自らの市場を圧迫しその商品価値や技術的価値を貶めるために用いられている現状は『隷属』ですらない『搾取』でしょう。

その状況であるにもかかわらず、いまだに著作者に不利益がないとしようとする様子が見られるのは強い憤りを感じます。

このような AI 開発企業の著作者に対する一方的な関係は文化の発展だけでなく、技術の発展としても望ましくないと思います。

なぜなら、このまま著作者の意思が蔑ろにされたまま進むと、著作者側からの心証は悪くなりますし、その周囲にいる人間も快く思わないでしょう。こういった心理面を軽視し続けると、どんな技術やであっても使用しないことや不買が起こるはずです。

そして、その状況で開発に好意的に参加してくれる方は、そういった人間の人格を理解する者から遠ざかってしまい、人類の発展の為の技術ではなくなってしまう恐れがあります。

本当に技術の発展を考えるのであれば、著作者の意思を尊重したうえで、開発企業と『協力』していく関係の方が望ましいはずです。それは文化の発展にも繋がるのではないかと考えます。

その協力関係に必要なものとして、私としては学習に際し著作者側が交渉し、金額を提示したり場合によっては拒否できる権利が必要であると考えます。

そもそも著作権者人格権は尊重されてますでしょうか？

■AI 表記が必要な理由

これは上記の許諾性と合わせて最大限効果を発揮すると思います。

ここに関しては、既存の技術の価値を落とさない為、市場を分け多様な土壌を増やす為、僭称行為を無くしそれぞれが正当な評価を受けるために必要になります。

また、生成 AI を加工したとして用いた以上 AI 製品としての区分でいいと思います。

そもそもの問題として生成 AI を用いての制作は、他人の手を借りて制作していることと何ら変わりがないため、自ら思考し本人の力を後押しして拡張するものではなく、置き換えることになっているため技術が失われる可能性があります。

他人に依頼した絵を自分の著作物として公開できるでしょうか？他人の絵を加工して自らの著作物として公表することが本当に正しいのでしょうか？私はそうは思いません。

また実際にディープフェイクによる被害もありますし、イラストにおいても著作権本人のアイデンティティに紐づいているものを僭称するためディープフェイクであると思うので、それを防ぐためにも必要であると考えます。

■データの確認とオプトアウトの仕組み

この仕組みは単独で成立するものではなく、上記二つの仕組みが完成して初めて機能すると思います。

許諾を取ったとしても、元の著作権者が自ら判断できる年齢でない可能性や利用用途を把握できていない時に、後から確認し変更できる権利も必要になるはずです。

また、自らの著作物が勝手に使われているか疑惑がある時に、データセットを確認することで判断出来たり、確認することで著作権 A さんに意図的に似せたりトレースした作品を著作権 B さんが許諾を出し学習していた場合、開発者を挟まずに著作権 A さんと著作権 B さんの間で元データを用いて著作権侵害の裁判がしやすくなるはずです。

以上全てが現状の状況から著作権者を守るために必要なものです。

どれか一つでも欠ける事あらば対等な協力関係を築くことなど到底あり得ません。あるのは一方的な『隷属』だけであると考えます。

人格を軽んじることは命に係わります。防げたはずのものを犠牲として切り捨てるのあれば人災です。

どうか人間の心に寄り添った対応をしてくださることを期待します。

●受付番号 185001345000005227

以下の理由から、生成 AI の規制を強く希望します。

- ・クリエイターの作品を無断でデータとして取り込むことは著作権を侵害している。学習データは許可の取れた作品のみで行うべきであり、学習のデータは全て開示するよう義務化すべきだが現在はそうっていない。

- ・生成 AI は特定のクリエイターの作品を無断で集中学習させてヘイト画像を作り出したり偽造商品を作ることができてしまう。特定のクリエイターの名誉毀損や本来得られる筈だった利益の損害が既に起きている。

- ・海外ではクリエイターはもちろん消費者の間でも生成 AI で強烈な反発が起きている。もし日本がこのまま生成 AI を肯定するのなら日本人の作品は無断学習データで作られた生成 AI ありきだという誤解が生まれ、文化として評価されなくなるだろう。日本では無断学習が現在違法では無いため、海外のクリエイターは日本人に作品のデータを奪われない為に(著作権を守る為に)サイトやアプリで日本からのアクセスを遮断する可能性もある。

- ・生成 AI は学習元のデータを復元することが可能であり、本来は有料である作品の無断配布が秘密裏にできてしまう。これはクリエイターの本来得ることができた利益を奪うことができてしまう。

どうかクリエイターの権利を守ってください。お願い致します。

●受付番号 185001345000005228

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

著作権者の利益を不当に害することとなる場合を考えるに当たり、学習・開発段階と生成・利用段階を分けて考えるべきではない。

「令和5年度 著作権セミナー AIと著作権」にあるように、段階ごとに分ける考えに至ったのは「学習・開発段階のみにとどまる場合は著作権者の利益を不当に害さない

」ことと「生成・利用段階において著作権者の利益を不当に害さない場合がある」という議論に起因するものである。

「利用段階において著作権者の利益を不当に害する場合」について段階ごとに分けることを肯定する論拠は見当たらない。

段階が別れているから段階ごとに検討すべきというトートロジーが示されている程度であり、正当性に欠けるものである。

●受付番号 185001345000005229

AI による画像生成は大本として、いわゆる学習と称される行為を通してから出力され、画像が出来上がります。その過程ではイラストレーターや漫画家、アーティストとして活動している方々の作品が無断で読み込まれ、利用されています。

個人で楽しむために利用することは問題とはならないと感じますが、学習させたツールを販売したり、ツールを利用（アーティストの絵を利用した）したモノを販売し、営利活動を行ったり、インターネット上で知名度向上のツールとして利用することは無許可利用の範囲だと考えます。

また、個人的な感想ですが、創作の段階にまで AI など機械的にしてしまうとこれからの人間的活動は失われ、文化の形成と成長を放棄するようなことになると感じます。

●受付番号 185001345000005230

はじめに

私は、無断学習生成 AI の使用と出力されたデータへの著作権付与に反対です。

2. 検討の前提として

(1)

(2)

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 無断学習に反対です。

(2)

(3)

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 音楽 絵 小説 などなど クリエーターが作品を発表する場合、作品を知ってくれた人が、そこから学ぶことを受け入れています。ですが、生成 AI が学習（人間の学習とは違います）することは、受け入れてないと考えます。

(2) 作品を無断で学習してクリエイターたちに還元せず大量に出力して市場を壊すのは、ただの搾取です。

(3) 現状の無断学習 AI で出力されたものに著作物性を認めるべきではないと思います。

(4) その他の論点について

6. 最後に

生成 AI はクリエイターのアイデアや手助けになると言う人をよく見ますが、今の無法状態では全て逆効果だと思います。新しい道具として共存していくには、しっかりとした規制や法律が必要だと考えています。

●受付番号 185001345000005231

今回主題は AI と著作権についてであります、些か専門的であるため各有識者に譲ります
私からはその他の懸念を述べたいと思います

まず私が目にするものとして一番見かけるのは画像生成 AI ですがそれについて私は懸念があります

画像生成 ai は手軽に誰でも高品質の画像を生成出来る反面、各方面にて誤情報の源として問題となっています

が生成 ai には他の側面での問題があると私は思います

それは画像作成に関わる人間の雇用の縮小・低賃金化ないし先鋭化です

単純な話しで賃金を払わず機械に任せられるならそれに任せた方が良くと社会は判断するだろうと言うはなしです

一見、会社にかかる負担が減るので良策に聞こえてしまいますが、そうした泡沫の存在も力弱く有りながらも、それで生活を支えてる人間はいます

弱者を切り捨てるのを正義感から批判すると言う気は今回ありません

これで問題になるのはそうした末端が失業すると言う理由からです

社会を保証しなければ成らない側からしたら、そのような零細業からは手を引き他の真っ当な職に転職すべきだと思うかもしれませんが

そういった弱小な職業を選ぶ人は往々にしてそれ以外の職に就けず、又は適応できず、それでもなお職を探して手に入れた人が多いです

または何かしら他の職に就いていてもなお金銭的に不安があり尚働こうとする、謂わば自ら困窮を脱する努力をしている人です

それらの人等が職を失い、最悪、失業者として保証しなくては成らない、国の負担に成りかねません

働けるなら貧しいなりに働らいて貰った方が良くと、私は思います

こういった人達が、では ai を利用していけば良いのでは？逆に ai を使える人が増えれば雇用は改善するのでは？と思うかもしれませんが私は疑問を呈します

何故なら ai は誰にでも高品質の作品を提供するからです

私は ai を扱えますと言った所で「貴方でなくても ai は扱えるので雇用する必要はありません」となるのです

となると最終的には作家には ai を越えるより高度なセンスを求められ、市場が激化

小さな仕事を取っていた絵師は仕事を奪われ、ai を使う者もそれ「だけ」で職を得られる筈もなくより一握りの人間によってデザイン業界が回される懸念もあります

これは最終的に豊富なサブカルチャーを培う日本の土壌を破綻させる遠因にも成りかねません

また、一部の ai 支持者からは「ai に作業の補助をして貰う事でより高価値の作品を提供できる環境をつくり彼らの労働と賃金にも還元される」とする提言を見ますがそれは、労働者の労働賃金を保証する施策を平行して行った場合であり場合によっては「ai によって労力が減ったのであるなら、その分賃金の低下、労働の上乗せ」

最悪の場合は「ai 以下の労働しか為せないのであれば解雇」という未来もあり得ます

この機械以下の労働者を雇わないと言う問題はアメリカで表面化しています

高度なオートメーション化が進み労働力の低い人間が雇用されず溢れる

会社には社の効率を追及できる有用な手段ですが、同時に溢れた人間が生きる術を失い路頭に迷い、場合によっては社会問題になる可能性も大きく孕んでいます

会社は会社を守らないといけないのは事実ですが、同時に社会を支える一部として機能しなければ、そも人間が住むに健全な社会が崩壊する可能性が有ります

ai はその崩壊を招く可能性を孕んでいると私は思います

ai を頭から否定する気は有りませんが、ai を活用するには高度な社会的なコントロールが必要だと私は考えます

今ある生成 ai 郡はそれらの考慮を全く考えず先走り過ぎているのが有り有りと現れています

もっと理性的に ai 達が世に出れば違ったのかも知れませんが、今はもう大きな禍根を産みながらばら蒔かれた状態です

これらの、最早、無秩序とも取れる状態を、一度収束させるためにも強い規制が今は必要だと私は思います

今後、ai を健全に発展させていく上でも

私からは以上です

●受付番号 185001345000005232

今の生成 AI は人権を度外視しすぎています。

法第 30 条の 4 は明らかに著作物へのフリーライドであり既存の著作物への権利侵害などを全く考慮していないように思います。

資料の侵害行為の責任主体について（32 頁～33 頁）の項には

当該生成 AI が、侵害物が高頻度で生成されるようなものでない場合においては、事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる。

との記載がございますが世の中に何十億もある画像 1 枚 1 枚を把握できてる人など存在しないと思っております。

つまりそれは無断学習によって意図せず生成物が既存の著作物と類似されたものが生成されるリスクを全く考慮していないように見受けられます。

それはなぜ起きるかという無断で学習に利用したデータばかり使い許諾されたデータを使用していないから起きているのです。

学習素材への責任がどこにもないのです

これに加えて生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性の関係について（35 頁～36 頁）の項目にも人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

とありますがこれが許されたら誰かの作ったキャラを生成 AI に無断学習させて一部だけを加筆したものを自分のキャラクターとして公表できてしまいます。

昔ピカチュウなどのキャラクターを海外が真似して勝手にグッズ化していたことが問題になっておりましたがそれと同様、もしくはもっと最悪なことが起きると思います。

起こりうる問題の懸念点としては

ピカチュウを学習→ピカチュウのような何かが生成される→加筆したら自分の著作物になる→任天堂が訴えても「生成 AI なら合法」と反論され版元が不利に

という状況が簡単に作れてしまうことです。

それに類似する問題として海賊版への懸念点もございます。

漫画を生成 AI に学習させる→ほぼそのまま出力される→これに手を加えたら著作物となるこれが許されると本などからも簡単に海賊版が作れるうえに中身のコピーが合法ということになりませんか？

海賊版漫画サイト漫画村などは取り締まられてこれが許されるのが理解できません。

またなりすまし等の被害も懸念点となります。

生成 AI を通すだけでなりすましが簡単に行えるということは総理の顔と声を AI に学ばせて中国に批判的な動画を作成するだけで最悪戦争に発展できてしまうと思います。

悪意をもってこの手の行為が簡単に出来てしまうということは生成 AI を作った当人には何のリスクもなく人を陥れることが出来てしまうということです。

嫌がらせをする人にとっても有利に働いてしまうのです。

国際問題に発展すると思いませんか？

実際海外ではこの手のリスクに気付かれ始めており、法律などを見直しているにも関わらず日本はこのリスクを一切考えず生成 AI に助成金まで払っているので「法治国家」「日本にいたら人権をはく奪される」と思われていても仕方ないと思います。

このまま無断での学習を許容したままだと人類を衰退させていくと思います。

生成 AI により人権を踏みにじることが許されたら倫理観というものが消えていく世の中に変貌していき、だれもが法律や人の感情などは無視して人を踏み台にして自分のやりたいことだけをしていき自殺者も増え反出生論も増強していく結果となると思います。

権利が守られない世界に生きていても無意味なので私自身生成 AI で著作権が破壊されることになったらその旨を発信媒体すべてに記載し命を放棄する気でいます。

最低限の人権すら守れない世界に生きていても無意味です。

写真をネットにアップしていた人や物作りをしてオリジナルを生み出す人たちがもともと持っていた肖像権や著作権、著作人格権を放棄させてまで機械一強にしたい理由がよくわかりません。

ベーシックインカムなど社会制度が整わないうちに機械学習を推進しても人口が減っていき消費が少なくなり経済が回らなくなります。

それに機械はあくまで補助までに留めておかないと人間はどんどん衰えていき正常な判断もできなくなり機械によって支配されていくとは考えられないのでしょうか？

今でも電力不足がよくささやかれているにもかかわらず電力が使えなくなったらその先は滅亡ですよ。

もちろん Google の検索などの役に立つ AI も存在しております。

しかしそれはあくまで便利になるための補助であり、生成 AI のようにオリジナルを生み出した人を乗っ取るようなものではなく著作権リスクをはらんだ盗作推進ツールではありません。

生成 AI は人の助けではなく足を引っ張るツールです。

●受付番号 185001345000005233

AI 画像生成は膨大なネットの画像や写真等を盗んで切り刻みコラージュしているモノです。実際に海外では日本より深刻な問題になっており製作者や権利者に多大なる害が及んでいます。

特定個人の画像を学習し作者になりすまし成人向けイラスト等を投稿している嫌がらせ行為等ネットを見ればすぐに出てきます。

また児童ポルノ等も問題になっていると思います。顔写真一つあれば覚えのない卑猥な画像が作れてしまいます。コレを問題と思っていない層がいる事が驚きです。

AI 画像生成は素晴らしい技術ですがコレを正しく使うには『画像生成に使う事を許可されたデータから生成する』しかあり得ません。

プロも使っていると言われますが今現在の AI 生成の風当たりや問題を軽視して安易に使用するようなクリエイターはプロ意識に欠けていると言わざるを得ません。実際に黙って作品に使っているケースがバレた場合は炎上する場合は殆どです。

クリエイターや日本のコンテンツ産業を守ろうとする意志があるなら到底軽視できない問題が AI にはあると思っています。

●受付番号 185001345000005234

・個人

1. はじめに

著作権を侵害してしまうのではないかという懸念についてです。

既に既存の有名なキャラクター（例：任天堂株式会社のマリオ等）がほとんどそのまま出力されています。

また、判例及び裁判例に乏しいのは生成 AI が出てきて以降の決まり事が整備されておらず、関わる人間もそれに基づいた判断ができないからだと思います。メリットだけでなくデメリット（学習データまたは出力結果によるトラブルが起きないかなど）は簡単に調べただけでも目につく場所にあると思われますので、文化庁様でもぜひ情報収集を行っていただきたいです。

3. 生成 AI の技術的な背景について

（1）ー ウ

現状の生成 AI の技術は切り貼りです。

もしそうでなければ取り込んだデータ…たとえばイラストですが、正面と横のものを取り込んだ際に、中間の状態が出力可能であり、学習に使ったイラストの 1 部や全体をほぼそのまま出力しているような現状の問題はずっと少ないはずです。

許可なくイラストを使用しないでほしいと提言した方に注目し、その方が直近でアップロードしたイラストを学習データとして取り込み、出力したものを本人にわかるような場所に暴言とともに投稿する事案がすでに起こっています。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

仕事としてコンテンツを作成している人はまず依頼元との信頼関係を第一にしていると思います。要望を満たせるか、納期を守れるか、報奨を出せるのか、その会社から出したものとして守ってもらえるのか。

そしてほかにも、そこにいない著作者の権利を侵害していないか必要です。

依頼を行い納品されたものを公開した場合に、様々な方面からそれについての問題の指摘がされた場合、作業者本人はもちろん、依頼者の責任も問われます。

私は趣味の範囲では作業者にあたりますが、基本的にはそのコンテンツを対価を支払い消費する側です。いい作品だと思ったものがそのようなリスクに対する低い意識で台無しになることは望んでいません。

自分が楽しければ、その踏み台にされたどこかの誰かが悲しんでいようがどうでもいいとは思えません。

責任をもってコンテンツを生み出す方々が、その責任を全うできるようにもっと声を聞いてほしいです。

<AI 利用者の懸念>

丸3について

努力という過程を無視し、その努力を積み重ねてできたコンテンツを搾取しているのが現状の生成 AI です。努力できない、またはそれに失敗したのであれば黙って奪っていいというのがこの国のモラルなのでしょうか。

【「非享受目的」に該当する場合について】

個人の作風の模倣について

模倣対象のクリエイターが、好みや信念、国単位ではアウトな表現などによって表現していないものを、生成 AI によって出力してしまう事案が既に起こっています。

例えば成人向けの表現を一切行わないイラストレーターやボイスアクターの方の作品を許可なく使用し、成人向けの作品を作り公開するなどです。

当人のイメージの毀損や、ファンアートであればガイドライン違反を引き起こす場合があります。学習データの元になるクリエイターと、生成 AI 利用者だけの問題にとどまるものではありません。

●受付番号 185001345000005235

5(1)(2)について

イラストレーターの■■■■(X アカウント名:■■■■)さんと■■■■さん(現在■■■■(■■■■と読む)という X アカウント名を利用)の AI 生成物問題が現在 X 上で話題に上がっています。

簡単に言えば、[redacted]さんが[redacted]さんのイラストを生成 AI に読み込ませ、そっくりの AI イラストを生成している、というものです。さらに、現在、[redacted]さんは[redacted]という名前で、本物の[redacted]さんのアイコン・ヘッダーにそっくりな AI 生成イラストをアイコン及びヘッダーとしています。明らかに嫌がらせでしょう。他の言動も嫌がらせめいています。

このような嫌がらせ・脅迫を繰り返さないためにも、学習・生成に何かしらの制限をつけるべきです。インターネット上にある全てのイラストを読み込ませることができる状況はおかしいです。生成する際に、不適切なイラストとして生成される可能性もあります。いつ自分のイラストに似た、不適切なイラストが生成されてしまうのかと、一創作者からすると怖くて仕方ありません。

また、一人のイラストを集中して読み込ませ、細部が変更されたよく似たイラストを生成できるようにする、というのは同一性保持権に関わってくるのではないのでしょうか。個人で自分の絵を読み込ませ、AI に参考になるようなイラストを生成してもらう、という場合であれば問題ないと思いますが、それを赤の他人ができてしまう状況は、悪意ある AI イラスト生成につながると考えます。

研究目的以外で、他人の著作物をむやみやたらと読み込ませるようなことは禁止していただきます。

●受付番号 185001345000005237

現在の AI による他の人が描いた物を勝手に使ったの著作物の制作というシステムはどちらかというと海賊版製作（違法コピー品）という状態なのでかなり問題が有り、そもそも人の助けになるべきものが製作者への嫌がらせや攻撃に使ってるモラルの無い人たちにより使われてる時点で相当まずい状態と言えます。というか絵を自分で描いてる人達こそ守られるべき権利であり、違法コピーを作ってる側が何やってもいい状態になってる事自体、大問題です。一刻も早く AI による違法コピーという脱法ドラッグは違法ではないという同じ扱いの現在、早く法で取り締まるべき事であり罰するべきです。そもそも作り手に対して守るつもりがゼロな時点でおかしいと理解しない時点で文化庁の考え方が危険過ぎます。目先の海外利益のためか何か知りませんが現場が困ってる事も何が問題か理解せず AI 大国日本とか頭おかしい事を言ってる時点で足元が全然見えておらず、トンチンカンな事を言ってる事に正直ウンザリしてます。

●受付番号 185001345000005238

- ・個人
- ・各項目に関する具体的な御意見

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」

イラストレーターの仕事をしています。

AI のネガティブな話題を見かけない日はないというぐらい SNS で見かけます。

悪質なものになれば、特定のイラストレーターの絵をインターネット各所から勝手に収集・学習させ、その人の絵柄そっくりのデータを作りあげることも可能です。

これらを悪用し、そのイラストレーター本人に嫌がらせをしている様子も見かけられました。

(AI を擁護する人の中には、被害を訴えるクリエイターに対して殺害予告を行うような輩もいて、悪質さに拍車がかかっています。)

また、7000 人ほどのイラストレーターの絵柄を AI に再現させる検証データも存在し、私の名前もそこに明記されていました。

私ではない誰かが私の絵柄を勝手に作り上げようとした形跡に恐怖を覚えました。

イラストレーターにとって絵柄はその人にとってのアイデンティティであり、なりすまし等が現実味を帯びてきたからです。

しかも AI でするので生産速度が桁違いに速い。

そのような技術が横行すれば、クリエイター業は駆逐されます。

AI の学習元も著作権的に疑わしいものが多く、仕事等には全く使えません。

プロンプトで生成されたものが他人の著作物をほぼそのままとなりうることもあり、それを知らずに使うと(悪意がなくとも)盗作になります。

著作権の意識の低い企業や個人は AI 生成物をそのまま使っていることもあり、インターネットの画像検索や素材サイトなどが、AI 生成物で汚染され続けていることもとても危機感を覚えます。

画像に限らず、記事の文章や音楽音声、動画などあらゆる分野で被害が拡大され続けています。

AI 技術はありふれたものではなく、クローン技術のように厳正に対処・規制を施すべきだと考えます。

学習元となった人間の尊厳をまずは考えてほしい。

現状、ごく一部の利益のために百害が野放しの状態のように思えますので、一刻も早い法的規制を望むばかりです。

2.

「人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある」と記述されているが、

生成 AI は学習元に他人のコンテンツを材料とし、その結果生成した生成物には著作権が無いなど、

従来の創作活動とは全く異なる特殊性があるのでやはり分けて考えるべきではないか

5.

(1) イ (イ)

生成 AI が創作的表現が学習元コンテンツと共通した侵害物を出力したが享受目的を否定される事例というのは現実性に欠けた意見ではないか

また、このような意見を記載することは生成 AI 事業者へ「侵害物を出してもよい」というメッセージになるのではないか

(1) イ (イ) 16

・生成 AI が侵害物を頻発して生成するが、それは利用者の指示のせいであるから享受目的にならず、事業者は責任を負わないという記載であるが、

それは対策を講じていなかったのだから、黙認的な享受の目的があるのではないか。

また、このような意見を記載することは生成 AI 事業者へ「事業者は罪に問われないので侵害物を出してもよい」というメッセージになるのではないか

・もしこの法解釈が肯定されるのであれば、「侵害物を頻発している生成 AI があるがその生成 AI 事業者は享受目的では無いので罪に問えず廃棄請求も出来ない。」という事態になると思われる。

このような事態は正常とは言えないため、権利者救済のためにも生成 AI 事業者も責任を負うような法改正をすべきである。

(1) エ (イ)

・有名なイラストレーターなどの絵柄は個人を特定しうるほどの特徴として認識されていることから、

作風や画風をアイデアに過ぎないとするのは軽率である。

・また、人の創作活動では作風、画風を模倣したとしても創作市場にもたらすインパクトは微々たるものであるが、

生成 AI ではそのインパクトは絶大である。

生成 AI という特殊性を考慮し、アイデアレベルであっても保護可能な新法が必要である。

(1) エ (エ)

・権利制限は規定は法第 1 条の文化的所産の公正な利用から正当化されるとされるが、

自らが市場の崩壊や価値の低下などの懸念からの意思表示である「著作権者の反対」を無視するのが

文化的所産の公正な利用とは思えない。

著作権者の反対の表明ができるような法改正が必要である。

(1) エ (オ)

・海賊サイトによって受ける被害は現在進行形で続いており、生成 AI の登場によって海賊サイトの需要がさらに増えてしまっている。この様な事態にあって「海賊サイトからの学習は厳に慎むべき」では認識が甘すぎると言わざるを得ない。

・学習データの収集は本来オプトインで行うの筋であって、「海賊版かどうか見分けるのは難しいから海賊コンテンツを学習にしても仕方がない」という姿勢は看過できない。

(1) カ (イ)

学習済モデルは「侵害の行為を組成した物」とはいえないと記載されているが、特定の処理を行う事で著作物の複製物を復元することができるという点では「著作物を Zip ファイルで圧縮」することと変わらない。

よって廃棄請求は認められるのではないか

(2) キ 3

プロンプトにキャラクター名などを含めることを禁止などをして迂回し生成できる。

このような処置のみをもって評価を低くすることはできない。

(3) イ

その生成 AI が他人の著作物を学習元に使用している限り、出力したに過ぎない者に著作権を認めるべきではない。

(4)

・法 30 条の 4 制定当時の資料にもある通り、我が国では訴訟を行うコストが高く費用倒れになることが多い

さらに権利者であるイラストレーターなどは個人である事が多くさらに訴訟のハードルが高いことが推察される。

そうした時にこうした識者の中でも判断が分かれるような判決予測可能性が低い法は泣き寝入りする者を増やす事になるため、

明確に線引きをした法改正が必要である。

参考：文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）

32P「我が国においては、懲罰賠償制度～」

・ベルヌ条約第 9 条の 2 では「複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作物の正当な利益を不当に害しない」と記述されており、法第 30 条の 4 のただし書のように「～当該利用の態様に照らし」と要件を限定していない。

ベルヌ条約条文以上の権利制限をしていないか、条約遵守の観点から再考慮すべきである。

・イラスト生成 AI や音楽生成 AI など学習元と同じ形態の物を生成する生成 AI については、それは学習元の著作権者の市場に影響を与えるのだから、著作権者の許可を取ることを法律で義務化すべきだ。

●受付番号 185001345000005240

声、顔、広義でのアートなどすべてにおいて
誰かの財産、また商売道具とも言える作品を無断で複製、デッドコピーして出力され続けている現状には到底納得できない。
素材の販売サイトなどで購入したのも生成 AI のデータセットに入れられてしまえばそのまま出力で商用利用の範疇を超え無限に利用されてしまう。
は有料だったものを無関係の人間がタダで使うということは
かつて漫画村やマジコン等ファイル共有ソフト等で横行した違法行為と
なんら変わらない。
そもそも、最低限インセンティブを発生させるなど
コンテンツホルダー元への還元整備もされていない状況が長く続きすぎている。
なぜ盗まれている我々コンテンツホルダーが盗まれることを我慢し、
虐げられなくてはいけないのか？
使用そのものを厳格に禁じ、罰則を設けなくてはならないと考える。

●受付番号 185001345000005241

AI は 1 を 100 にするが 0 を 1 にするのは人だけと言われるがアーティストに限らず人だって 100 を作っている

この 100 を 1 にし出すのはちょっと冒頭に感じる

●受付番号 185001345000005242

生成 AI の法律での考案は他の人がしてくれていますので端的に言います。

著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられていないのが生成 AI です。尽くが悪用されています。悪用出来ない為には追加させない、追加したら法律で裁けるというように、著作権、版權、肖像権を所有している者に絶対の権利を与えるべきです。

既存の生成 AI にデータとして入っている画像は著作権を全てクリアしている物でなければなりません。

柔軟で誰もが自由に思想を表現出来るのはとても良いことですが、生成 AI は現在無法地帯なので絵柄や声、文字でさえ盗作が行われいますが罪には問われません。なので著作者は金、時間、労力を削り疲弊し明確に不利益を起こされています。

そうならない為にも他人の物を取るというのなら対価を渡すという行為をつけてください。お店でお金を払うように。

生成 AI を利用し事業を展開している企業には絶対的な責任を求めます。

それを知らずに使って使った人間が責任を取る事は無知を利用した悪質な行為です。必ず著作物が入っていないと豪語し、責任を取れる企業者だけが生成 AI の企業を立ち上げれば問題も起こりません。

「生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には～判断されるものと考えられる。」

とありますがされないと考えたほうが良いです。そんな物は金を持っている人間の匙加減で決まります。生成 AI を作り上げた(使われた)全ての人間に対価を支払いそれこそリスク、労力を考えて発言してください。

「また、人間が～と考えられる。」

と書いてありますが考えられません。

日進のカップヌードルを勝手に改造して店で販売、版權を得れると思ってるんですか？考え直してください。

●受付番号 185001345000005243

生成 AI とは 50 億を超えるインターネット上の画像を無断で取り込み、それらをバラバラに混ぜた画像を出しているだけのツールである

AI と名前が付いているが、人工知能では無い。もし人工知能なら既にノーベル賞を貰っている筈なので、そうじゃない時点で人工知能でも何でもない

バラバラに混ぜているという事はそれだけの数の著作権を無視しているという事で、そこに何かを書き足したりしようが著作権を無視している事には変わらない

つまりは使うな、クリエイター本人に依頼し対価を払えという事だ

海外ではハリウッド俳優やそこに携わるクリエイター達が反対の声を上げるおり、良くないものとしての認識が広がっている。

日本が使えばそれだけでイメージダウンになる。

結局どれだけあんたらが使いたいとほざいていようが、防護ツールの開発によって今の無断学習による生成 AI は減ぶので好きなだけ言っていればいい、痛い目に遭うのはお前達の方だ

●受付番号 185001345000005244

AI そのままの著作権を認めてしまうと、イラストレーター等のなりすまし犯罪が増えそうで怖いです。

AI 作品に著作権を持たせるのならば、ゲーム制作などで有料素材集があるように、AI 画像 & 動画も使用した AI と学習先を明記した上で、更に学習元の素材も制作者の許可がおりている状態であって欲しいです。

●受付番号 185001345000005245

AI 自体は新しい技術としてまだまだどんな運用をしていくか模索していく必要があると思っています。どんな価値を産み出していくの楽しみなので、AI の分野はどんどん発展させていって欲しいと思います。しかし一方で AI を使う人間のモラルが良くないと感じています。イラストを自動学習して、さも自分が作ったかのように言うのは良くないと思っています。AI による出力されたものはイラストに限らず「作:AI」などの表示を自動で行うや表示の義務化はあってもいいと思います。

●受付番号 185001345000005246

実際に起こった件にて、

制作者へ依頼をする→制作者が下書（アイデア）のみを提出して依頼者とすりあわせを行う→いくつか下書きができた段階で依頼をとりやめる→制作者には無償で働かせ、その下書きを AI に読みこませて自作として発表する事案がありました。

AI は著作権ではなくあくまでもオペレーターとして取り扱って欲しいと思います。

●受付番号 185001345000005247

【5. (1) エ (オ) 海賊版…】について

少数ですが、著作権者に許可を取ったうえで学習・開発を進めている学習モデルもあります。そういった、権利侵害への対策を行っている学習モデルを選択することにメリットを用意すれば良いのではと思います。

●受付番号 185001345000005248

- ・ ai の学習元を開示する義務化
(学習元の損害被害が大きいため)
- ・ ai で生成したものの著作権無効
(著作権が認められた場合、学習元への著作権が失われるため)
- ・ ai 生成と明記する義務化

イラスト関係の仕事に携わっていますが、現在 ai の法律が設備されていないせいか
仕事への悪影響を多々感じます(絵柄を学習されコピーとして出されるなど)

特に ai 生成であるという記載を義務化していただきたいです(記載がなければ罰則される
など)

厳しい罰則がないと今後のアート関係の職種が衰退されると考えられます。

●受付番号 185001345000005249

今のまま生成 AI の技術を推進していくことはダメだと思います。

今の生成 AI はたくさんの人のが努力を積み重ねて表現したものを盗んでいます。

このままではたくさんのクリエイターの心が死にます。

それを国が「合法である」と言っではいけないと思います。

この方の被害が一番「このまま生成 AI を利用してはいけない」というのを表していると思います。

この方の絵を勝手に学習させ、首つりなどの悪質な絵も生成し、自分のものであると主張し、やめてくださいとお願いした作者を批難し、殺害予告までしています。

どうして作った人がこんなにも苦しい思いをしなければいけないのでしょうか？

彼らの主張は「勝手に読み込ませるのは合法！だから作ったものは自分のもの！」だそうです。

この行為を国が容認してはいけないと思います。

「学習段階で著作物のあるものを勝手に学習させてはいけない」

この条件は絶対必須だと思います。

これがクリアになれば、多くの人が安全に使える技術になると思います。

時間もお金もかかるでしょうが、だからと言って人のものを盗んではいけないと思います。

クリエイターの技術をちゃんと守ってください。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

以上三項目に渡って非常に合理的とも言える判断や見解が述べられており安心した。

しかし同時に他者の利益を損ない、他者が長期的な注力の末に築き上げた榮譽にただ乗りするかもしれないといった、生成 AI の一面を無視したある種の悪意のある生成 AI の開発・利用に対する対応や対策の具体性が皆無であり懸念を表明せざるを得ない。

高度に技術が発展し AI 関連のテクノロジーが今後、社会的発展の大きなファクターになるであろうと考えるにあたって生成 AI やその関連物の使用者は企業や一部の人物に留まらないありふれたものになる。あるいはそうなる必要があると考えると、上記したようなある種の悪意を帯びたいわゆるフリーライド・チェリーピッキングへの対策は難易度の高いものになるだろうと考えられるため

(1) 学習・開発段階

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

に述べられているような深度の浅い罰則や規制、その考え方では不十分と考える。

交通ルールに例えれば（黄色信号ならば進んでもよい）といった錯誤した考えの集団・人物は世に溢れる程に存在しており、そういった多数の集団・人物が生成 AI やその関連物を利用することは今後さらにインターネットとの接続が加速した情報化社会では避けられず、現時点でも法整備が進んでいないことに付け込んだ生成 AI やその関連物の軽率な利用が目につく程である。

したがって、生成 AI とその関連物の普及に伴う混乱・紛糾を避ける為には国主導での学習データに非承認の創作物や海賊版を伴わない完全にクリーンな生成 AI 開発なども視野に入れた抜本的対策が必要であり、民間レベルでの生成 AI の開発・利用には相応の重い規定や十分な啓発活動が必要であると考ええる。

生成 AI とその関連物が高度情報化社会において加速的に世間一般に影響を与えるであろう、昨今の状況と今後の技術発展を慮れば生成 AI とその関連物が人・社会の混乱や破壊すら招く恐れも十二分にある。

そういった技術の利用はその利用目的によっては、あるいは車や銃砲のような免許制も一考の余地がある程重大な懸念点であると言わざるを得ない。

以上のことから罰則や規制について、啓発活動に至るまで将来性を意識した拡張性の高い制定をお願いしたいと思う。

以上

●受付番号 185001345000005251

自分が一生懸命をかけてつくりあげたものを、見も知らぬ赤の他人に搾取されるなんて耐えられない。創る側としても他人様の作品を楽しむ側としても、これまで通り楽しんで創作をしたい。自分のも他人様の作品も、無断転載や金儲けの道具として扱われたくはない。規制強化を望む。また、権利侵害をしたものへの処罰を徹底的に行うべき。

●受付番号 185001345000005252

AI の学習自体が元の情報を復号化して作っており、そのデーターがブラックボックスとかしているため、著作権者の追求が現在は難しくなっています。

そのため権利関係の追求が難しく、営利の場合データーを復号化して使っているため、著作権侵害が複数に渡って行われることが多数発生すると思われます。

また、集中学習によって AI をある特定個人の癖を模倣したコピーとして生成されることもあります。

そのため、特に後者においては海賊版と言っても差し支えないと思いますので何らかの規制が必要だと考えています。

●受付番号 185001345000005253

5.各論点について

(2)生成利用段階

侵害行為の主体责任について

他人の著作物を無許可でデータセットに入れているのが明白であるのに、そのデータセットを用いたサービスを提供した企業(又は個人)が許されては困る。

生成 AI を事業に組み込んだ時点で、その生成 AI を利用する企業にデータセットの開示義務や賠償責任を負わせるべきだ。

ここを厳しく罰しなければ、日本の企業はいくらでも海外の生成 AI を用いて著作権侵害を繰り返すだろう。もしかすると著作権侵害による利益を目的とした海外企業の誘致にも繋がるのではないか。

また、生成 AI を用いたサービスの規約に、生成物への責任を負わない等の文言を盛り込むことで責任逃れが出来ないように厳しく規制するべきである。

●受付番号 185001345000005254

生成 AI について、「柔軟な権利制限規定」というアバウトな規定を設けるのは時期尚早と考えられます。

第一に、「生成 AI」は道具であり、それを活用するのは人間です。

そして私が知る限りにおいて、生成 AI を使用する側のモラル欠如(そもそも無いものに対して欠如という表現が適当ではないようにも思われますが)が著しいという現実があります。

素案、資料でも触れられているように著作権侵害のリスクがある以上、

まずは『銃砲、刀剣類、薬物、自動車などと同等かそれ以上に厳格な法規則』のもとで管理し、長期段階的な規制解除を行うなどデリケートな対応が求められる必要があると考えられます。

『著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため』

果たしてそう言えるのでしょうか？

去る 2024 年 1 月 29 日、漫画家の■■■■■さんが自死されました。

様々な報道では■■■■■さんの作品を原作としたドラマの脚本を巡ってのトラブルが原因とされていますが、これは生成 AI においても起こり得るリスクの一つです。

創作者の意図しない作品の改竄は「魂の殺人」にほかなりません。

よく「筆を折る」などという表現が用いられますが、折る程度ならまだ軽症のうちに済むかもしれません。

しかし現に一人の人間が命を絶っています。このパブリックコメントを送るに至ったのもこの悲しい事件が原因であります。

改めてとなりますが、今日を生きる人々の大多数にとって生成 AI は『過ぎた道具』ではありません。

そしてそれは人を簡単に傷つけることができます。

既に多くのクリエイターや俳優が生成 AI を用いた悪事に晒されています。

まずは彼らの権利を守ることこそが重要です。

この負の側面と言える部分に目を瞑れば確かに理想的で、輝かしい将来に導いてくれるきっかけになるでしょう。

しかし、主体はあくまでも「人間」です。「人間」が道具を手にする以上、必ず事故は起こり、それをきっかけに不幸になる人は必ず生じます。

『銃が人を殺すのではない、人が人を殺すのだ』これは全米ライフル協会の有名な言葉です。映画「ターミネーター」のように AI が人を殺す日がもしかしたら来るかもしれないでしょうが、少なくとも近い内に生成 AI は「道具」なので人を殺すどころか傷つけることはできないでしょう。

しかし人間は別です。故に、「道具を扱う人間」側を法規則で縛り付ける必要があるのです。

●受付番号 185001345000005255

AI 生成された創作物について、学習したデータがなければそもそも成り立たない。学習したデータの著作権、権利は守られるべきである。AI 生成されたデータは著作権を認めるべきではない。

そのため、AI 生成データは区別化できるように印の義務化が必要がある。加えて、著作権侵害が疑われる場合に備え、文献の引用と同じように学習したデータを可視化できる方が良い。

著作権が守られない場合は、創作者の意欲低下に繋がるとともに、AI への依存に繋がる。昨今はサイバー攻撃が増加しており、AI に過度に依存するべきではない。規制しながら創作物を守っていく必要がある。

●受付番号 185001345000005256

AI そのものとしては使いどころを弁えれば画期的であるが、意見者の周囲では作者本人が自分の絵を学習させ時短にする、という使い方より、他者の権利を故意に侵害し人格を傷つけるために使用する、著作権を侵害するために使う、など、使用者のモラルに欠ける行為が横行しており、いずれこれはデジタルイラストだけでなく、すべてのメディアや芸術、権利への利権侵害が行われるであることは明白であると考えられます。現に海外では規制されている行為をクールジャパンを掲げている日本がクリエイターを殺すような行為を野放しにしているのが信じられないです。表現者は年月と才能をかけ日々創造性のある創作を行っているのに、現在横行しているモラルのない利用者は時間もかけずそれらを取り上げ、本来クリエイターが得られるはずの権利を奪っている、AI を使って嫌がらせをして人権を侵しているにもかかわらず、違法でないというのはおかしいです。使用者は作者本人に限る、利用には登録制である必要がある（マイナンバーなどが活用できますし、若年層にもマイナンバー登録者を増やすきっかけにもなるのではないのでしょうか、また違反者の追跡が容易です）など整備をする必要があると感じます。私自身はクリエイターではありませんが、便利である反面、モラルのない利用者があまりに逸脱しているため、個人的にはこんなものはすべて禁じてもいいと考えています。

●受付番号 185001345000005257

既に起こってしまっている状況なのですが、それまで健全な商業で活躍をしたい絵師の方が絵柄を LoRa で模倣され、性的なイラスト、自殺教唆を思わせるイラストを SNS にて放流されて風評被害に遭い、あまつさえその RoLa でマネタイズに使用する旨の発言や、DMCA の虚偽申告をして本物がアカウントロックをかけられる、なりすましをやられるといった被害が既に発生しており、被害に遭われた絵師さんは既に 2 人が自殺、もう一人も自殺未遂まで追い詰められている様子を SNS で見てきました。いくら通報してもその悪質な AI 絵師は凍結されず、ますます調子に乗り挑発行為を繰り返し、取巻きとはしゃぐといった醜悪な様子も目にしています。被害を訴えようにも VPN でアドレスを誤魔化され、本人に追いつけないので泣き寝入りするしかない、黙って耐え続けるしかないのが現状です。現在の生成 AI を容認することはこのような横暴がまかり通っても被害を訴える事すら叶わなくなる、イラストを描く人間にとってのディストピアが出来上がることを指しています。そしてそのような環境になれば誰も絵を描こうとはしなくなり、文化は滅びます。絶対に、現状の搾取構造を作り出している生成 AI を容認してはならないと強く思った次第です。今も現在進行形で被害に遭われている方がいらっしゃり、見ていてとても痛々しい思いでいっぱいです。また、生成 AI の中身のデータセットに児童ポルノが含まれており、児童ポルノを尋常ではない速さで大量に生産してしまうこともできます。既に匿名掲示板などでは「少女が妊娠するイラストを誰も描かないから自分で出力した、少女がだるまにされて弄ばれる絵も誰も描かないから自分で出力した」と宣言する人間が出てきています。データセット内に含まれている児童ポルノは実際に被害に遭った実在する人間です。児童虐待の発見を防げるばかりか守られるべき子供の人権をないがしろにしてやりたいという思想の持ち主がこぞって生成 AI に手を出し、そういったイラストを大量に出力しています。実際に pixiv という国内大手のイラスト SNS ではそういった児童ポルノで溢れかえってしまい、もう本来の機能を果たせていない状態にまで陥っています。また、そうした児童ポルノの画像で外部サイトへ誘導し、本物の児童ポルノ販売サイトへ誘導する動きも常駐化しており、CNN より「児童ポルノの温床」と名指しされ、クレジットカードが使えなくなるなどの被害が既に出ています。

それだけではなく、AI 出力は人間が描くよりも非常に速い速度で出力できてしまう為、同人誌販売サイトなどでは生成 AI 作品で埋め尽くされており、一部では反社会勢力のマネーロンダリングに用いられているという見方、指摘がされています。

また、現状の生成 AI はディープフェイクが一般人に容易に作れてしまうことも大問題です。老若男女問わず、倫理観が伴っていない人間でも国際問題になりかねない悪質な動画、画像を生成出来てしまいます。クオリティもお粗末なものではなく、どう見てもどう聴いても本物と見間違えるような声、音、見た目の動画や画像が生成出来てしまうんです。それも短期間で大量に生産が可能です。そんなことになったら、裁判などで使用される画像や動画など

の状況証拠としての信頼は失墜し、公に詐欺がまかり通る事態を招いてしまうのではないのでしょうか。また圧迫されかねない程の物量を生産され、それが万が一国際問題にでもなったら、ただでさえ輸入大国の日本が世界から孤立してしまったら、そう考えると非常に不安です。

更に生成 AI は動作の際に大量の電気と水を消費します。化石燃料の高騰で電気代が値上がりする中、そうした生成 AI ユーザーの身勝手な行いでただでさえ不足しがちな電気が大量に消費され、本来行き届けなければならない人々の元に電気が行き渡らなくなることは想定できないでしょうか。

今のところ生成 AI が人の役に立ったという情報はありません。どこを見回しても生成 AI ユーザーが個人の欲望を満たすために、他人の知財を無断で利用し、知財の本来の持ち主は一銭の特にもならないのに、法律が穴だらけなせいで被害に遭っても訴える事すらままならない。泣き寝入りするしかないというのが現状なのです。このことから、生成 AI は一般人の手に渡って良いものではありません。早急に生成 AI の規制を望みます。

自分の写真がいつの間にかセクストーションや冤罪に使われているかもしれない、そんな不安を感じずに安心して暮らせる日本をどうか作り出してください。

・「3.生成 AI の技術的な背景について (3) の (エ)」について

→技術的な複製防止の措置が取られている場合、同時にデータベースの著作物の販売予定がなければ、権利制限の対象になるというふうに読める。現在 OpenAI が記事の複製に当るとして NY タイムズに訴訟されていることや、LAION5B というデータセットに CSAM (児 童 の 性 的 虐 待 画 像) が含まれていたり (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN20F220Q3A221C2000000/>)、それにより Stable Diffusion 1.5 のモデルの破棄が求められたり (https://forbesjapan.com/articles/detail/68355?read_more=1)、直近では [REDACTED] のディープフェイクポルノがマイクロソフトデザイナーという生成 AI により作成されたりといったことから (https://news.infoseek.co.jp/article/eigacom_20240201018/)、生成 AI に自分の著作物が不当な形で複製される恐れや、ローカルで構築された違法な生成 AI にデータを学習されるかもしれないという危険性を想起し、「データベースとしての販売予定はない著作物 (広告・宣材のためのものや、または趣味の共有のため一部のコミュニティに対してのみ公開しているものなど) が学習されたくない」という意見が出るのは自然なことである。しかし「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である」とあるが、生成 AI によってディープフェイクが作られることが容易なことへの懸念であったり、生成 AI による環境負荷の懸念であったり (<https://www.gizmodo.jp/2023/10/ai-energy-consumption-google-artificial-intelligence.html>)、アルゴリズムの訓練のために発展途上国の若者が性暴力など不適切な表現にさらされながら安い時給で働くことへの反対意思であったり (<https://www.businessinsider.com/chatgpt-moderators-kenya-say-they-were-traumatized-by-graphic-content-2023-8>)、そういった理由から著作物を学習されたくないとする権利者がいることを考慮せず、ただ「データベースの販売予定があるかどうか」により権利制限の判断を行うことは不当ではないか。

・「4. 関係者からの様々な懸念の声について」について

→現在、先に述べた通り環境負荷も大きく、データが無断で学習されることによるディープフェイク作成が容易であることなどから、生成 AI を推進することには慎重になる必要があると思われる。また、声・文章・写真・イラストレーションなどのインプットを大規模に行い、生成も大量にできることから、情報の信頼性が揺らぐことや、大量に生成物が公開されることによる (人間のみの手による) 市場が圧迫されることも考えられる。ほか、「イラストレーション」を学習して「イラストレーション」を生成するなどの行為は、明らかに市場において競合することになると考えられ (本来クリエイターに依頼するはずだったものを、生成 AI により生成するという行為が可能になる。特定のクリエイターに限った話ではなく、クリエイター全体に影響が及ぶ)、その場合内容の類似性に関わらず、享受目的の生成 AI 使

用となるため不適切な行為となる。内容が類似していようがいまいが、「イラストレーション」を出力するためには膨大な数の「イラストレーション」を学習する必要があり、つまり A（イラストレーション・文章・声など特定のコンテンツ）という生成物を生成するためには A を学習する必要があるものであり、その場合、「A を専門としたクリエイターの著作物に依存しつつも、A を専門としたクリエイターに依頼しなくとも良くなる」という事態が発生する。その際クリエイターの仕事の機会が損失しており、市場の競合が発生していると考えてよいのではないか。クリエイターの著作物に依存しつつ、クリエイターの仕事の機会が損失されるのは看過されたことではない。また、そのような専門の技術を仕事にしておらず、趣味で行っているクリエイターの作品のみを学習する、などとしても、仕事にしているクリエイターの仕事の機会損失に繋がるため、「A を学習して A を生成する」という行為は不当である。人間と機械の「インプット」「アウトプット」は異なるため（機械は大量のインプット・アウトプットを人間に不可能な規模・速さで行う）、また新たな規制を行う必要がある。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について全ての AI 開発事業者・AI サービス提供者に対し、「この作品は AI 生成されたものである」ということを「AI に生成を命じた人間」に妨害できない形で閲覧者に伝える機能を実装しなければならない、もしその努力を怠った、または意図的に実装しなかった場合、禁固刑や罰金刑に処すると法律を改正する、または新しい法律を制定するべきであると断言する。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

日本のクリエイターからは懸念の声が上がっている。特に、仕事、趣味を問わず「絵」を描く人から懸念の声が上がっている。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

そもそも生成 AI が著作物の作者の許可なく著作物を学習に使用している、という点も問題である。

少なくとも、著作物を AI 学習に使いたい場合、「作者に許可をもらう」ということを徹底するべきである。

また、「AI 学習を拒否する意思表示を行う」権利を認めるべきである。例として、AI 学習から自身のイラストを守る「Mist」や「glaze」というソフトがあるが、「私の絵を AI 学習に使用されたくない」という意思のもとにそれを使用することを合法にするべきである。

(2) 生成・利用段階

この点に関して、私は2つの改善点を主張する。

ア) 生成 AI を悪用するユーザーに対する厳しい罰則を設ける

現在、「生成 AI を使用するユーザーの中に、想定される用途で使用せず、生成 AI を悪用する人々が一定数存在する」ということが問題になっている。

最近 SNS などで、AI 至上主義的な考えを持つユーザーが、他のクリエイターの絵を無断で AI 学習し、「その特定のクリエイターの作風に似せた絵」(性的な表現のある絵も含まれる)を SNS でばらまき、学習されたクリエイターに対して誹謗中傷を行うなど、クリエイターに精神的苦痛を与える行為を自身の SNS で堂々と公開しているのを見た。

こういった行為は無断で学習された挙句、侮辱されたクリエイターに非常に精神的苦痛を与える行為である。最悪の場合、該当のクリエイターはもう作品製作ができなくなってしまうかもしれない。こういった行為を野放しにしていると、既存のクリエイターが作品の公開をしなくなる、新しいクリエイターが誕生しなくなるなど、日本のクリエイター業界は衰退してしまう。

そのような未来を防ぐためにも、私は「生成 AI を悪用するユーザーに対する罰則を設ける」ことが最重要であると主張する。

具体的には、「ある特定のクリエイターの絵を無断で AI 学習し、『その特定のクリエイターの作風に酷似している、またはクリエイターに対する悪意を持って意図的に似せたと明確に分かる絵』を SNS など不特定多数が見る環境で公開する」行為、および「被害を受けたクリエイターからの削除依頼に従わない」「謝罪しない、誹謗中傷を行う」という行為に対し、「偽の著作物の作成、既存の著作物の悪用、および個人に対する誹謗中傷」で逮捕や禁固刑などの厳しい罰則を与えることができるようにすべきである。

生成 AI との共存は性善説では成り立たない、むしろ法律で罰則を定めてこそ生成 AI との共存が可能になる。また、AI の悪用＝重罪というイメージを「AI を使用する人々」に与えることで、上記のようなクリエイターに対する精神的苦痛を与える行為が抑制できる。

イ) 生成 AI の使用に対する倫理観、モラル向上の機会を学校などで作る

上記の問題の根幹は、「生成 AI を悪用する人々は AI を過度に賛美し、AI の学習元となったクリエイターに誹謗中傷するなど、倫理観やモラルが欠如している」ことにある。

これを防ぐために、子どもや大人を問わずすべての年代の人たちに学校やイベントなどで生成 AI を使う際のルールを教えるなど、生成 AI の使用に対するモラル向上の機会を積極的に作るべきである。

(4) その他の論点について

「AI を使用したなりすまし行為」も法律で罰することができるようにすべきである。

6. 最後に

今の日本に求められていることは、「生成 AI を悪用する人への厳罰」と「生成 AI を使用するためのモラル向上」である。

私はただただ今のクリエイター業界を脅かす問題を解決したいという一心でこのパブリックコメントを書いた。日本が少しでも生成 AI とクリエイターの共存ができる環境になってほしいと願う。

●受付番号 185001345000005260

自分の絵柄で学習された AI 画風にて生成されたイラストが悪用された場合、それが AI 生成イラストではなく人間が描いたものと他者に認識されたら学習元絵師へ被害がいきます。現に今現在この AI 学習から逃れる方法がほぼない状態で筆を折る絵師様もおられます。

これはイラスト業界だけではなく様々な業界で問題になることではないでしょうか。

何故なら一度学習されてしまえば学習元が不要になり業界発展が難しくなるからです。

著作権は作成者の作品と権利を守るためにあるのではないのですか？

現状では作成者(学習元)の権利はないに等しいです。

こんなことが増え続けては困ります。

決して許されることではないです。

●受付番号 185001345000005261

生成 AI は全部禁止で良いと思います

理由はこちらが全てです

頑張ってるクリエイターだけがバカを見るのは不合理

一旦で良いから利用を禁止にして法案が定まってから開放すれば良いと思います

AI 生成作品に著作権は与えないで下さい

●受付番号 185001345000005262

好きな絵師が絵柄を模倣されて筆を折られたら悲しいから嫌。

手描きと AI 絵の区別がつかなくてトラベルになるのが不安。

生成 AI を使って事実と異なる画像が作られている。事実と異なる情報が広がると不安。

●受付番号 185001345000005263

・ 著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている
現状これが為されていません。多くの人がインターネット上に作品を公開できる世界でデータの学習に著作権者の権利制限をかけ、商用利用出来ては著作権など無いも同然です。

・ 著作物は思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

との事です、ならば人間の作品はほぼ全て著作物です。財産権、著作者人格権などから学習、改変されない権利を持つのが当然です。国民は、アートは国の我儘の駒ではありません。

・ 既に画像生成 AI のデータセットには児童性加害記録物が含まれているとの報道があり、紛れもない事実なのですが、これまでの有識者会議やパブコメではそれが無いかの様に話が進んでいます。

不利な事を「要約・整理」という便利な言い訳に置き換えずにきちんと明らかにして下さい。

・ これまで従来のクリエイターが AI 使用者による誹謗中傷、絵柄の模倣によって苦しむ姿を多数見てきました。

今後、同様の人を見たくない、私達が応援しているクリエイターが嫌になって創作をやめる未来が無いよう、生成 AI には法的拘束力のある罰則が必要です。

・ いくら著作権法を政府の我儘で生成 AI に都合よく解釈しようとしても実態は盗用です。盗まれる事が当たり前の世界で新しい芽は出ず、アートは発展どころか萎縮します。

あなた達が「AI を利用したクリエイター」と認識したがつているのは単なるフリーライド目当ての搾取者であり、政府もこれを容認したいとは思えません。

・ 海外の規制ありきの動向を見て目を覚ましてください。「貧すれば鈍する」を体現しているのが生成 AI を無秩序に容認しようとする全ての方々です。

●受付番号 185001345000005264

4. 関係者からの様々な懸念の声について

3 に関して、実際に発生してしまっており、既にイラストレーターの独自性を希薄にし、画風の価値を著しく落とし、仕事を奪い、また筆を折る事案が多発している。

AI により本来得るはずの利益をかすめ取るだけではなく精神的苦痛を与え度し難い。

<AI 利用者の懸念>

3 に関して、現状実際権利がクリアではない物を学習に使用していることが散見され、盗作にあたるのではないかというほど類似性が見られるケースが多いので冷評に関しては擁護できない事例が多い。

(4) その他の論点について

- ・イラストを SNS などにアップロードする際、生成 AI に学習されないよう Glaze など対策用のプロテクトツールを使用し自身の作品が使用されないように対策を講じないといけない状況にあり、手間が増えまたこれを講じることでイラスト本来の色見や見え方を損なう。

- ・また、この対策を行わないことにより AI の学習に承諾したと認識している層が一定数いること、その可能性があること。

- ・イラストは対策手段が存在しているが文章の学習に関しては現状対策手段が存在しない。

- ・生成 AI による実在人物の写真、肉声等の取り込みをし9割の人が学習元の実在人物を認識してしまう非実在人物を生成しなりすましを行うことができてしまい、実在の人物に対し精神的苦痛を与える恐れがある。

それに伴う信憑性に欠ける、虚偽のニュースの乱立による検索欄の汚染。名誉棄損等の問題を引き起こす可能性がある。

●受付番号 185001345000005265

イラストレーターの作品を無断で AI に学習させ、そこから生成した物で収益を得ようとしている人がすでに存在しています。

イラストレーターの技術は、イラストレーターの方が何年も努力して手に入れたものです。イラストレーターは自分の努力によって仕事を貰って収入を得ているにもかかわらず、他人が勝手にそのイラストを使用して収入を得るのはおかしいと考えます。

イラストレーターの作品を AI に学習させるのであればその旨をイラストレーターに伝え、許可を得る必要があると考えます。AI を使用するのであれば、学習元を明記すべきです。絵柄に著作権はないと言えども、作品を無断で使用し、利益を得るというのは明らかに不当です。

●受付番号 185001345000005266

今後の AI 作品について、特に既存の作品を学習するという行為については学習される作品の作者の同意を必須にする必要があります。

同意を得ずに学習し作品を生成した結果、元となった作者の活動に悪影響を及ぼすことが少なくありません。

また、これらの技術は新たな創作者の誕生を妨げることとなり、将来的に AI 作品にも悪影響を与えます。

技術の全面禁止をするわけにはいきませんが、せめて他作者への直接的な悪影響が発生する学習行為は制限すべきです。

●受付番号 185001345000005267

生成 AI に対し、規制が必要だと考えます。

現在、生成 A I はインターネット上で公開されている作品を学習し、出力しています。しかし、インターネットには違法アップロードなどの著作権侵害の情報も多数含まれています。生成 A I はそういった違法な情報も学習している可能性があります。学習元が不明な生成 A I を合法と認めた場合、著作権法が有名無実化する恐れもあるのではないかと危惧しております。

対策として、2つの案をご提案します。

「学習元の作品の公開義務の設定」「学習元のデータベースを公的機関が管理」です。

学習元の作品の公開を義務付けることで、著作権侵害をしていない証明が可能になると思っています。

また、学習元のデータベースを公的機関が管理することで、学習を拒否している作品を秘密裏に取り込ませる行為を防ぐことが可能になるのではないかと考えています。

●受付番号 185001345000005268

アナログや原画販売の絵であっても、宣伝のため SNS を利用し画像を載せることがあり、その画像を無断でデジタルとして販売・利用される可能性があるためデジタル作品でなくとも AI 生成に対して懸念しています。

簡単に高度なものが作れるため、クリエイター等の価値が下がってしまうことも考えています。

●受付番号 185001345000005269

:画像の無断使用による著作権者人格権及び人権侵害が深刻化している

:写真、立体物、映像、からのデザインや構図の無断盗用

:AI には違法アップロードされている画像や映像を区別できない

:現状の不法地帯に等しい AI は気に入らないイラストレーターを攻撃する目的で悪用されていて実際に自殺未遂をした被害者が存在する

:ウイルスが仕込んである画像の改変とリークに繋がる危険性

:人間の仕事の搾取と AI を使用して居る側のモラルの低さ

:ディープフェイクとしての悪用

:AI 利用者が無差別に学習させた画像群は利用者自体が何を学習させたか把握できていない危険性

:安易な海賊版の生成に繋がる

:現状の具体的な著作権侵害の事例には目視で容易に判断可能な個人特有の絵柄が含まれておらず認識が不完全であり生成 AI を扱う上で一般的な著作権侵害とは異なる特例措置を儲ける必要性を感じる

:ネットワーク上に在るデータの中には二次創作と呼ばれる当該作品のファンによる著作が存在し条件が満たされる物は海賊版に相当する、大量に在るデータの中からそれらを逐一確認するのは不可能でありネットワーク上からデータを収集する行為事態が非常に危うい行為である

:特定の人物の写真を生成 AI に学習させ人権を無視したポルノ画像の生成を行う危険行為が散見される点

:現状の生成 AI ではディープフェイクが容易に作成出来証拠の捏造や逆に生成 AI の出力画像ではないかと疑うことで言い逃れが容易になっていて犯罪の場面で悪用され始めている

上記理由から著作権の侵害より著作権者人格権の侵害を注視して欲しい、生成 AI に尊厳を破壊され活動を停止してしまった作家が多く居る、最悪の場合自死を選び心身共に壊してしまった方も居る、軽く考えて推進するべきではない

絵を描き創作する一個人として現状の生成 AI には問題があり過ぎる、とても使用するに値する物ではない

学習画像の引用元を明確にし画像の著作権者と正式な利用契約を結び許可を得て使用した画像のみで機能が構成されていて他者を攻撃する道具として使用できない仕様になっている開発物でない限り生成 AI は危険であり何時如何なる理由でトラブルの元になってもおかしくはなく現状の生成 AI では使用する価値が一切ない

また作者が作品に込めた意思や思想が生成 AI には存在せず無差別に既存の画像を流用した安易な量産型のキメラコピーが横行すれば創作その物に意欲的になる意味を見い出せなくなり創作文化その物の衰退に繋がり兼ねない

つい最近漫画の原作者が脚本家やテレビ局のドラマ制作に携わるものに創作物を無下に扱われ結果的に自殺した事件が起きたばかりです

本件は创作者の権限と人権に関わる重要な事柄であり一歩間違えば人の命が失われ兼ねません、今一度良く良く考えて生成 AI の実用化に取り組んで欲しい

●受付番号 185001345000005270

大前提としてクリエイターの著作権は守られるべきです。

現在の AI 技術の進歩は目を見張るものがあり、今後の将来においても素晴らしい技術ではあるとは思いますが、しかし、そのためならクリエイター達の作品を犠牲にして良いとは決して思いません。はっきり言います、『犠牲』です。

私もクリエイターの端くれであるため、著名なクリエイターの方々の作品が知らぬ間に AI 学習に使われ悲しんでいる姿に心を痛めております。

昨今では特にイラストレーターの方々が被害にあっています。イラストレーターを始めとするクリエイターの方々は身を削って作品を生み出しています。作品を見た方々に様々な想いを伝えたいと日々研鑽し、数多の時間を費やしています。勝手に第三者によって AI 学習の材料に使われるために生み出しているのではありません。

現段階での AI 学習はあまりにも卑劣で残酷な行為だと思います。クリエイターの方々に対する敬意の欠片も感じられません。早急な法整備及び規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000005271

主にイラストなどの生成 AI については学習の段階で、著作権で守られているはずの画像等が製作者・権利者に無断で使用されており、明らかな著作権の侵害である。開発・学習の段階で、権利者に無断で著作物を使用することには厳罰化を求める。生成・利用に関しては、公表の時点で「AI 使用」の表記が必要である。生成物については著作物性はないと考えている。

●受付番号 185001345000005272

生成 AI はデータセットに児童性的虐待のコンテンツを含み、存在しない猥褻画像での恐喝により米国では自殺者も出ています。

NY タイムズの記事がそのまま出力されています。何億もの肖像、創作、文章、機密パスワードまでも許可なくコピーし、切り貼りし出すことしかなく、著作権物のキャラクターが出力されています。

二次創作と同じだと言う人がいますがまったく違います。権利者が宣伝になるから見逃していることと、権利者になりすまし利益を丸ごと奪える道具と一緒にしないでください。

私も生成 AI 利用者からなりすましの被害にあいました、私は生成 AI を利用したことが無いのに生成 AI 利用者なのだとの誤解も招く恐れがあり、クリエイターにとって害でしかありません。

生成 AI 利用者から殺害予告を受けているクリエイターを 4 名程見ました。法の整備が為されていないせいで無法地帯になり、利用者の犯罪行為を加速させている可能性もあります。

文化庁審議会にて生成 AI 推進派以外のクリエイターにも意見の機会を与えてください。

生成 AI に創作性を認めないでください。類似画像を公開していた生成 AI 利用者に著作権侵害で元の権利者が脅されることもありえそうです。

法整備の遅れによって犯罪では無いとされているだけです。

全面禁止されるべきです。

商用で利用をするのなら利益を還元し、拒否権を設け、EU の規制や罰則に足並みを揃えてください。

日本の知財を、大切に築いてきた文化を守ってください。

●受付番号 185001345000005273

生成 AI の国内での使用を禁ずるべきです。

利用者には 2 つの性質があり、1 つは「承認欲求」「自己顕示欲」を満たしたいパターン、もう 1 つは「利益」を得たいパターンです。

前者は精神年齢が幼い、もしくは上達しなかった人間が多く、精神的な問題を抱える人間が多いと同時にモラルが欠如している点が共通して挙げられます。

後者はネットで他人に迷惑をかけても何とも思わない、昨今ネットで話題の「転売ヤー」「インプレゾンビ」と同じく、他人に迷惑をかける事を厭わない犯罪者と同じ傾向があります。この手の人間は「二次創作だって公式の許可無しでやっている」「法律では問題ない」と弁明しますが、許可を得ない中で暗黙のルールを守る事で開催が保たれている「コミックマーケット」が在ります。

勿論、クリエイターの中にもルールを守らない者も存在しますが、基本的には「二次創作禁止」と言われた作品がコミックマーケットでほぼ存在しない事から、与えられたルールを遵守して活動している人間が大半を占めている事が判ります。

しかし、AI 生成利用者が絵柄を学習という名目で他者の作品を盗用し屁理屈をこねても、現状の法律では抑止力にならないので、「国内の生成 AI の利用を一切禁止する」必要があります。

これは日本が世界に誇るコミックマーケットを始めとしたサブカルチャー文化を守るためなので、早急にご対応お願い致します。

●受付番号 185001345000005274

AI によって人が時間をかけて習得した技術や知識などが簡単に再現できたりすることに少し怖さを感じる。

単純に「効率」と言う部分だけでなく、AI を使えばみんなが同じようなことをできるようになると言う部分もあると理解できるが、より短時間でたくさんの「良いところ取り」された創作物がたくさん生まれること。それによって埋もれてしまう何かもある気がする。

私自身は創作をする側の人間ではなく、消費者側の立場からの目線でしか語れないことではあるが、著作権という部分を考えてある創作物を丸々コピーするとかそういう訳でもなさそうなのでむずかしいところだと感じる。人が何年もかけて勉強・習得した技術をコマンドのコピペの様な形でいくらでも再現できてしまうことを考えるとなんてことをしてくれるんだという気持ちが湧くのもわからなくはない。

インターネットで誰でも見られてしまう情報は、素材なのか参考物なのか…曖昧な価値観の中で非常に難しい問題だと感じる。

AI に感情はないけれど、人間にはある。

「AI 学習が許可されたものだけを学習して新しいモノを作る」くらいの配慮がないと、AI を実用化するのはまだ早すぎるんじゃないかなと感じる。

誰もが気持ちよく自分の表現を続けることができる世界であって欲しいと心から思う。

●受付番号 185001345000005275

(1) 享受目的について

非営利だとしても特定かつ既存のクリエイターの画風を学習し、モデルとして使用、作成、公開することは承認欲求や名誉欲を満たしたり、特定個人への嫌がらせという目的が大部分なので、学習としての享受とは別にすべきだと思う。そもそも、特定のクリエイターの画風を過学習させる行為そのものは、著作者の同意がなければ著作者人格権に抵触するのではないか。

(2) AI に学習されたくないクリエイターの意思表示や権利を確立してほしい。学習する権利との兼ね合いがあまりにも不均衡。

(3) 現状の生成 AI モデルの多くは児童ポルノやスナッフ映像もまた学習に使われているとすでに海外で明らかにされているが、日本ではそこに目をつむっているように見えるがその理由は何か。

(4) (3) の理由により、本来は著作権かつ合法的なデータセットが望まれ、独自に作ることが健全であるはずで、その合法的なデータセットを前提として著作者への利益還元があるべきではないか。

1.はじめに 生成 AI 利用活動者のことをクリエイターと呼ぶのは不適切ではないか。

2.(1)ア AI 生成は創作的ではないのではないか。利用者の思考、表現部分は指示入力という動作と指示内容のアイデア、生成物の取捨選択再試行の部分のみであり著作権性は認められないように思う。

(1)ウ 私的利用のための複製等を問題に問う事ができないことには理解を示すが、既に私的利用を大幅に超えた利用者が存在する。生成 AI で生成した画像は複製ではないというがクリエイターの個人名などを打ち込んだ依拠性の相当に高い生成物は複製の概念と隣り合わせではないだろうか。AI 技術に関しては複製の解釈を広げる必要性があるように感じる。そもそもクリエイターに無許可の作品利用（学習までは私的利用として認められるとしても画像を生成し公衆通信に載せること）は AI でなくとも問題視されている。そういったものは送信に制限がかかる等の技術的規制を開発企業に求めていくべきではないか。

4.懸念の声について 現状、AI による生成画像の氾濫により、正しい情報へ辿り着くことへの阻害が大変気にかかっている。災害や戦争等におけるフェイク画像の流出や、生物画像を検索した際に不正確かつ本物と誤認するような画像が混ざってくるというのは全ての情報の信頼が揺らぐ一大事であり、なんらかの対策が必要だと思われる。（生物画像の問題の一例としては一時話題にあがったトコジラミの画像についてが分かりやすい。）

5.エ.(イ) 特定のクリエイター又は著作物に対する需要が AI 生成物によって代替される事態を想定、としているが既にそういった事例は起こっており AI 生成画像との混同で「AI っぽい絵柄」と判を押され価値が下がったと捉えられる作風は確認されていると認識している。

エ.(エ) 著作権者が生成 AI 利用拒否の意思を既に示している状態でその著作権者の作品等を利用した”依拠性の高い”AI 生成物をインターネット等に送信した場合に、著作権または著作者人格権における同一性保持権を侵害する可能性があるという解釈をすることはできないだろうか。既にクリエイター本人ならば絶対しないと公言している表現を、依拠性の高い AI 生成物によってそのクリエイターによく似た作風で行っているという事例は目にしている。これはそのクリエイターへの印象操作であり営業妨害に値する可能性がある行為であるだろうし、クリエイター自身の精神にも影響があり、ひいては日本の創作文化への妨害という見方も可能ではないだろうか。著作権者の拒否というものを無視し続けてよいとは思えない。

5.(4)【その他の論点】(3)生成物の著作物性について イ.2 創作的寄与がある指示かつ修正等の試行を繰り返すことに著作物性が認められる可能性について 作風等が著作物性のないアイデアという枠に留まるという解釈をする以上、特定のクリエイター等への依拠性が高い生成内容であっても試行作業によって著作物性が認められうるというのは受け入れがたい。現状著作権侵害に問えない部分でクリエイターが極端な模倣被害に遭っているよう

な状況においてA Iで画像を生成する際の試行作業の点に著作物性の有無を考慮に入れるべきではないと思う。

●受付番号 185001345000005277

AI は便利ですが、一人一人が培った技術で作成したものを少しずつ継ぎはぎして作成した AI 作成物は、その人だけの成果として認められるとは思いません。

他人が作った作成物をそのまま無断で使用し、類似物を作成する行為は著作権に反するのではないのでしょうか。

また、SNS 上ではクリエイターの作品を無断使用し AI で出力し、無断販売したり犯罪示唆などの嫌がらせ行為に使用したり、クリエイターになりすましを行い人を騙すようなトラブルが既に発生しています。

そのため、クリエイター達は AI 学習されないよう自分の作品を自分で守っている状態であり、ネットに作品を公開しないようにするクリエイターも増えました。

AI を悪用する人が増えている状況でクリエイターばかり損をするのであれば、いつか日本のアートや COOLJAPAN に挙げられるような作品は衰退の一途をたどるでしょう。

以前岸田総理の AI 動画も出てきましたが、これらがさらに頻発する可能性があり、大勢の国民が混乱します。

作家やクリエイターにとっては自身の顔より作品の方が顔になりえるので、顔や声などだけ規制するのは駄目だと思います。

その事を踏まえて AI についての法律を定め、使用や AI 作品の著作物の扱いを線引きすればいいと考えます。

海外でも AI は多く利用されていると意見もありますが、海外では AI についての法整備や使用について既に設定されており、アートに対する AI 利用に関しては批判的な意見も多く見受けられます。

よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005278

私は AI の利用、著作物の無断学習を断固拒否します。

私は稚拙でも絵を描きますが、私にとっては自分の絵はアイデンティティと同等の著作物です。それを無断で収集蓄積されて AI 出力物の一部にされるなんて、単刀直入にグロテスクで気持ちが悪い。何故アイデンティティを勝手に搾取されないといけないのですか？絶対に肯定しませんし例え法律が良しとしても否定し続けます。

声高に AI を否定するとネットリンチされることがあり、イラストレーターの方で AI に否定的な意見をされた方が、AI を推進する過激な人物に嫌がらせで勝手に Lora を作られて配布、使用して似通った絵柄のイラストを量産されました。そしてその Lora を他の人が利用しその絵柄で女の子が首を吊っているイラストまで作られ、果ては殺人予告までされて苦しんでおります。

どうして搾取されているイラストレーター側が、勝手に我々の絵を使わないで！って意見を言ったら搾取している推進している側からいじめを受けなくてはいけないのでしょうか？AI はこうした先人の人々の著作物データありきで作られているのに、どうして敬意を持って接してもらうどころか虐げられなくてはいけないのですか？

現状明確な法律が確立していないため合法であると言って生成 AI は止まらなくなっています。我々否定・慎重な意見も受け止めていただき、AI について明確な法律を作成してください。

AI による音声の偽装、フェイク画像や映像を使ったフェイクニュース、無許可で収集した画像の海賊版データベース利用(今の AI はほぼすべて無許可のデータです)など問題が山積されているのに、国益のためとか言って目先の利益や自己満足で、ネガティブな部分を無視をして無理に導入などしないでください。

AI には必ず AI であることの表記義務、データをどこから収集したかなど著作についての透明性を求めます。

AI 技術の発展がさまざまな分野で利益をもたらすことは論を俟たないが、それは法律という名のルールに基づいた技術の行使が前提であり、各々が自らの利益のため又は他者への攻撃手段として AI 技術を行使すれば利益以上の危害損害をもたらすこととなる。そうなれば技術は規制という方向に進み、さらなる発展は望むべくもない。そうなる前に、適切な法の整備が急務となる。

残念ながら近年の AI 技術の急速な発展に反し法整備は全く追いついておらず、既に関係者の懸念が国内外で現実となっている。特に画像や映像の生成 AI について、学習・開発段階、生成・利用段階のどちらにおいても著作権者の利益を不当に害する利用方法がなされている（著作権とは直接的な関係はないが、災害に関するディープフェイク映像が流布されるなどの一般社会に対する実害も出ている）。

しかし著作権者は現状 AI による権利侵害に対し有効な対応がなく、泣き寝入りとなってしまっている。AI の不正利用者が跋扈する中、不正に対抗する手段をもつことはクリエイターにとって何よりも大きな支えとなり、創作の萎縮などの懸念点のある程度払拭できると考える。

5.各論点について

(1)学習・開発段階 【侵害に対する措置について】

(2)生成・利用段階 【侵害に対する措置について】

上記の項目において、侵害の確認や措置に煩雑な手続きや膨大な時間がかかったのでは対抗手段としての意味が大きく削がれることになるため、可能な限り簡素でありながら措置濫用を防止できる枠組みを作られたい。また、侵害者に対する罰則についても明記いただきたい。

5.各論点について

(2)生成・利用段階【著作権侵害の有無の考え方について】

(ア)類似性の考え方について

(イ)依拠性の考え方について

上記の項目において、現在 SNS では明確に特定の個人への攻撃を目的とした生成 AI の利用が散見され、誹謗中傷と相まってクリエイターに甚大な影響を与えている。被疑侵害者の既存著作物へのアクセスや生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証する手段として、学習データを確認することは最も確実な手段である。しかしながら著作権者がこのデータを確認することは困難であることから、学習データを非公開にすることで容易に立証を免れることができってしまう。AI モデルの公開・利用に際し、学習データの公表は必須とすることが望ましい。

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について

AI がさまざまな学習データを元にした生成物が、AI 利用者にとっての著作物に当たるかどうかは疑問が残る。生成物を AI に命じる過程で AI 利用者が多大な労力を割いたとしても、学習データに用いた作品全ての労力とは比べるべくもない。また、生成の前提に学習データがあるのであれば仮に生成物に著作物性が認められるとしても学習データのそれと比して優位であるとは考えづらい。創作的加筆部分には著作物性が認められるという点に関しては異議はないが、どの程度が創作的加筆とされるかどうかは類似性・依拠性と合わせて慎重に判断されたい。

●受付番号 185001345000005280

2 (1) ア

現行の生成 AI は「すべての著作物」を利用し複製することで成り立っています。無断スクレイピングを行わず許諾を得たデータのみで学習を行う AI 以外は全て著作物を無断で利用し、その成果のみを搾取します。クリエイターにはこれを拒否する権利があるはずです。

2 (1) イ

現行生成 AI は生成物を保存し、SNS などに掲載することで収益を得ることができています。これは完全なる享受目的でありみとめられるものではありません。AI 生成物は保存を不可とするか、それと分かる印をつけることが最低限、享受目的を防ぐことができる対策でしょう。

2 (1) エ (ア)

現行の生成 AI はインターネットを通じて無差別に著作物を収集します。日本だけ OK は通りません。最悪日本のネットワークが海外から遮断されることもあり得ます。

また、海賊版のみを対象に懸念があるようですが無断スクレイピングは海賊版のみならず公式からも著作物を無断で収集することも念頭に入れてください。

<AI 利用者の懸念> 3

生成 AI も用いた生成物を公開している人はクリエイターの同業ではありません。

努力の有無ではなく、無断で無数の人から著作物を奪い利用していることを批判されています。

また、現在著作物と誤認するような形で存在しない商品の画像を使い、購入可能のように見せかけているサイトなども見られます。詐欺の温床であり、ネット上に掲載されている商品が本当に実在し購入可能なものなのかどうか疑い続けねばならない現状は健全ではありません。

●受付番号 185001345000005281

4. 関係者からの様々な懸念の声について

〈AI 利用者の懸念〉

“努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評”

という箇所についてですが、私一個人としては“努力をせずに作品を作る”こと自体は悪い考えでは無いと思っております。

自身もイラストを制作する際はデジタルソフト（Clip studio）の便利機能（生成 AI は使用していません）を使い、他の方が作った背景素材やキャラクターのポーズ素材等をダウンロードし活用して制作しております。

イラスト等の制作において、「楽をすること」「作品を短期間で制作すること」「努力をしないこと」は決して咎められるような思想では無いと私は思っております。

問題は、生成 AI の「学習元データ」です。

上記の Clip studio のダウンロード素材などは製作した方の「許可を得て」、使用できることになっています。

しかし、現在の生成 AI の「学習元データ」は、決して全てのデータが許諾を得ているものではありません。（著作権物のキャラクターの名前を入れると、そのままそのキャラクターの画像が生成されてしまう現状です。）（5. の（1）学習・開発段階にもありますが、深層学習とは言え、AI は人間の学習とは違い、「画像のありかたそのまま」を取り込んでいることに関して多くの方が疑問を抱き、不安視していると思います。）

案として上記のダウンロード素材のような「許可を得たデータのみを学習した AI」の開発と、「学習の許可をしていないデータを、無差別な学習から守る法案」を制定することが必要になってくると思います。

今後の創作業界がより楽しく、よりクリーンで違法性の無いツールを使用することで、どんな人でも参入できるようになってほしいと心から願っております。

●受付番号 185001345000005282

私は AI イラストの普及には賛同できない

そもそも既存の AI イラストはイラスト・絵画の復元ソフトから派生したものであり必ずイラストのもとになった絵が存在する

単一のイラストをトレース・複製したものが著作権侵害に当たるのに対し複数のイラストを切り貼りしたイラストは侵害に当たらないのは意味が分からない

●受付番号 185001345000005283

個人の意見です。

利用段階について、「生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証すれば、依拠性があるとの推認が得られる」とありますが、どのように立証するのでしょうか。複数の絵を見て似ている・似ていないを考慮するとき、その判断に個人差があるのは明白です。仮にその判断に AI を利用した場合でも、人が描いた絵を判断材料にするのですから、精度を完璧にすることは難しく、相応しくないと考えます。

また、人間が自分の手で描いた絵をインターネット上にあげることは、絵を見てほしい、喜んでほしい、共通の趣味を持つ人からの反応が欲しいなど様々です。絵を描いている方の中には、個人利用であって、それが一切世の中に出ないとしても AI 学習に利用されるのが嫌だという人がいます。私もその一人です。私が自分の絵を AI 学習に使われたくない理由は、私が 0 から構図はどうしようか、どのペンを使おうか、どの色を使おうか、全てのこだわりを AI という機械に一瞬でコピーされてしまうからです。かけた時間や心、身体、削ったものを無碍にされるからです。他人にそのこだわりをコピーされ、勝手に利用されるからです。

いま、Instagram や X 等の SNS では、インターネット上に投稿された絵を無断で AI 学習に利用し、「AI 絵師」を名乗り絵を生成して投稿したり、その絵がプリントされた商品を作ったりしている人がいます。その事実を知り、絵を投稿するのが怖くなってしまった、絵を描けなくなってしまったという人がいます。この著作権者の権利や心が守られていない状況でさらに生成 AI を推進するのは、この被害を助長することになると考えます。

生成 AI を誰もが手にできる時代になっている以上、その学習や利用に対する規制を強めていく必要があります。絵を描く人を守る必要があります。

●受付番号 185001345000005284

全体を通して現状の生成 AI を使用するという前提で書かれており強い違和感を覚えた。まずは著作物、肖像が無許諾学習されている、海賊版や無断転載から学習されている、学習に対しての拒否権・オプトアウトは生成 AI 開発側の判断次第であり現状ほぼ認められていないといった問題点について考えてから使用の議論に入ってほしい。

2 検討の前提

生成 AI は性能が学習データの質・量に依存しており、また短時間、ほぼリソースなしで大量生成できるため、従来の著作権法の考え方に当てはめるのは文化の発展の観点で適切ではないと考える。

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用とあるがその利用について不明瞭。生成 AI においては生成を目的としているため享受を目的としないとは言えないのではないか。

3 生成 AI の技術的な背景

学習データの切り貼りではないとされるところとしているが学習・生成時のモデルの詳細な動作はブラックボックス化しており実際にどのようなルールに基づき生成しているか正確に把握されていないのではないか。現状、生成時に切り貼りのような出力は多く見られるため切り貼りではないとされるところとして議論が進むのはおかしい。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置

著作権侵害の防止に資する技術的な措置を導入している事業者もいるとあるが、現在広く認知・使用されている生成 AI はほぼ侵害の防止がされておらず、その生成 AI の規制なしではクリーンな生成 AI の発展は不可能。

4 関係者からの様々な懸念の声

A 創作者として

- ・生成 AI はその大量生産可能な性質上、絵柄・作風・表現の飽和を引き起こし、それらの陳腐化が起こる、またその陳腐化によって人間の表現したいものが伝わらなくなってしまうといった問題点がある。創作文化の継続性の観点で受け入れることはできない。

- ・創作の初学者として、自らの手で築き上げていく絵柄や作風が生成 AI によって無断で学習され、改変され、大量生産され消費されていくことを思うと創作を続けていくことに不安を感じる。

- ・生成 AI に取り込まれることに拒否権がないままではデータとして残る形で作品を発表することに抵抗がある。

- ・生成 AI に著作物を使用されることに対する拒否権がないのはおかしい、また現状の生成 AI では自らの著作物が使用されたということを利用者側に認識されないので一切のリター

ンが存在しない。フリーライドであるにもかかわらず生成 AI 開発側と利用者のみが得をしている。

- ・ AI 学習禁止と掲げているクリエイターは増えているが無断で学習に使用される、さらには嫌がらせのために LoRA を作成されるといったことが複数発生している。現状では判例もなく、また生成 AI の大量生産性の性質上、個人がすべての著作権侵害、嫌がらせに訴訟を起こすのは現実的ではない。

- ・ 創作物を無断で取り込み、その絵柄・作風をポルノ化する行為が横行している。この状況に出力時のみで対応しようというのは出力時に起こる被害者の心の傷を無視している。

- ・ 依拠性・類似性の判断について生成 AI 開発側を信用しすぎている。生成 AI の学習データは公開しない方向に進んでいるように見えるし学習・生成部分をブラックボックス化することで依拠性の判断をしづらくすることが可能になってしまっている。あまりに生成 AI 開発側に有利すぎると感じる。

イ消費者として

- ・ AI 生成されたコンテンツが氾濫し、また人間自らの手で作成したものとして偽装しているものも多く、AI 生成のものかどうか見分けがつきづらくなっている。私は人間が作成したコンテンツを応援したいと考えているが、現状はすべてのコンテンツに対して生成 AI が使われているのではないかと疑いを持たざるを得ない状況で非常に苦しい。

大量生産による絵柄・作風・表現の陳腐化の問題も現在進行しており、生成 AI によって創作文化が破壊されていると感じる。

5 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ(イ)アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されること

著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられるとあるが、そうであるならば現在の著作権法での対処は難しいのではないか。どのように考えても利益を不当に害していると感じる。

カ(イ)学習済みモデルの廃棄請求

著作権侵害が生じているにもかかわらず破棄が認められないというのは納得ができない。一方的に学習側が有利ではないか。

(2) 生成・利用段階

ア 依拠性を著作権侵害の判断に用いるのであれば学習段階での学習データの透明化は必須であると考ええる。

(4) その他の論点

学習済みモデルから学習に用いられたデータを取り除くことが可能でないのであれば、その生成 AI は提供されるべきではない。

●受付番号 185001345000005285

人が努力して獲得した、いわば職人技のようなものを AI は無断・無償で使用できてしまう技術であり、その絵を描いた人の利益を奪い精神的に傷つけることが可能となってしまいます。不利益が生じることが容易に想像できる以上、早急に法整備および違法行為に対する罰則が必要です。

●受付番号 185001345000005286

私は、イラストを描いているものです。

生成 AI について、自分は利用していません。また、第三者によって何か被害を受けたこともありません。

現在の生成 AI については否定的な意見をもっています。

法整備がされていない＝何をしても許される、という認識をもった人が利用、イラストを勝手に学習させ、販売し金稼ぎにしている、というイメージがあるからです。

どのような整備がよいのか、というのはわかりませんが、AI 利用に関して何かしらのアクション（AI を使用しているのに”AI は利用していない”と嘘をつく人に対しての何かしらの処罰等も含めて）は必要だと強く思います。

勝手に学習されてしまった人が、泣き寝入りにならないよう現在のクリエイター、そして将来のクリエイターを守ってほしいです。

●受付番号 185001345000005287

生成 AI 自体の不透明な学習データによる被害

悪意を持って使用する人間がいる場合の被害

大きく分けて二つの懸念を持っています。

この二つが誰かの権利を積極的に侵害しているため、

有用なツールである可能性があっても使用することができません。

1、学習データの不透明性、不特定多数からの画像の不正利用

(肖像権著作権に関しての配慮がされておらず、

使用した際の権利問題について対応できる自信がない。)

2、海外での生成 AI の規制、モラル

各国がすでに問題意識を持って動いています。

使用した際に多くのバッシングを受ける可能性があり、

それは信用問題に関わります。

すでに生成 AI を使用したクリエイターに対して法的に怪しいことが平気でできる人いうレッテルが貼られ始めています。

3、事実の伝達

画像に信憑性がなくなる

(地震の際の被災画像、戦争の被害写真、ハザードマップ等の書き換えなど悪意を持ってやる人間が出そうでこわいです。)

ディープフェイクボロノ

(ネットに顔を載せることが若者の間では当たり前になってきました。だれが被害者になってもおかしくない。第三者によって許可なく上げられていた画像も対象になってしまいます。)

4、無断利用

NoRA のモデル

(嫌がらせや経済活動の妨害などに現在すでに繋がっています。また、悪意ある人によってクリエイター本人が違法な画像を作ったように見せかけられるパターンもあり非常に悪質だと思っています。同じような絵柄、同じようなロゴを安易に利用されるとその人のイメージやブランドイメージまで傷がつきます。)

5、クリエイターの搾取

クリエイターは生成 AI のために制作しているわけではなく、自己表現、自分の利益のために制作をしています。

これまで企業はその能力を使用するためにお金を払ってきました。生成 AI の学習も例外ではないはずです。

今後この分野で経済活動を行おうとしていた美大生の自殺なども記憶に新しいです。

良識を持ち、技術を発展させるためにも

生成 AI の使用を免許制にして頂きたいです。

絵というのは簡単にセンシティブになれる表現手段だと思います。視覚情報なので伝達も早く、見たくない人まで見てしまうリスクがあります。これまでもそういった問題は起こり議論がなされてきました。

生成 AI はその学びよりも遥かに速いスピードで生成をしてしまいますし、その手軽さゆえ悪意を持った人々にも使用されてしまっています。

権利などを勉強する機会と、時代に合わせ著作物の扱いを適切にする整備が必要だと思います。

最後に、企業に勤めるデザインに携わる人間として、他人の表現物を尊重できない生成 AI を使いたくありません。非常に素晴らしい技術だと思いますがきちんと生成 AI が整備されて、悪意のない使用ができるようにしてください。

これまでに書いた事柄や他の方が懸念されているような不安のない状態で技術を発展させていただき、よりより世の中を目指して欲しいです。

●受付番号 185001345000005288

趣味でイラストレーションを作成しており、ゆくゆくはそのイラストレーションをもって仕事を始めようと思っていましたが、生成 AI にすぐイラストレーションが模倣され奪われてしまう世の中になってしまったので創作活動全般に対してやる気がなくなりました。実際に絵柄を奪われて、SNS 上ではなりすましの被害に遭っている人たちがいます。創作活動を守ってください。お願いします。

●受付番号 185001345000005289

現在、AI に利用者による著作権を保持する側の主張や人権を無視した誹謗中傷が多く、AI がいかに優れた技術であっても人間側がまだそれに対応するモラルやルールがないままの混沌の状況である。

米国の銃規制とは言わないがなんらかの規制や免許取得制度にするか、子供に刃物を持たせるまでに手で紙をちぎり、ハサミを使わせ、カッターを渡し、包丁で調理するような人間側の育成が必要だと思われる。

また、AI に学習させる開発元なども著作権侵害したままリリースしている現状、今一度権利保有者の保護を優先して頂きたい。

●受付番号 185001345000005290

現状生成 AI はネット上の全ての写真、絵などを無許可で学習に使用されている。

学習に使って良いかどうかは原作者が選択できるようにしてほしい。

また、イラストにおいて 1 人の作者の絵を学習させ、あたかも作者が新たに描いたかのようになり、トラブルとなる事例も出ている。生成 AI を扱う者は免許制にし、生成し、公開したものへの責任を負わせてほしい。

生成 AI 自体は上手く使えば大変便利なものではあるが、便利であるが故に原作者を蔑ろにするものであってはならない。

2. (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

生成 AI による生成物及び創作過程において如何なる形で生成 AI を使用している創作物については、既存の著作権法とは異なる規律を持つ新法を制定し、従来の人が生成 AI を使わずに行う創作活動を害することのないように十全の規制を敷く必要がある。

「AI についての議論が…矛盾しないように留意する」とは、一見すれば耳障りの良い公平な議論のように感じさせるが、以降の素案の内容を踏まえるとその実、従来の著作権法の規律を生成 AI についてもそのまま適用するに等しい主張である。

しかしこれは全く以て受け容れられない。従来の、則ち人間による創作を対象とする著作権法の考え方を、製造能力や製造速度、模造精度などあらゆる能力が人間より隔絶して高いコンピュータを用いた生成 AI について適用すれば、当然の如く歪みやしわ寄せが生じることになるが、これらの大半が競争力に劣る人間の創作者に押し付けられるのは自明である。

人間の行い得る侵害行為には高からぬ限度がある。これは、著作権法の認める権利制限の多くやアイデア表現二分論などにおいても言外に、しかし通底して表れている感覚であると思われる。対して、侵害能力の上限が事実上天井知らずである生成 AI は、人間であれば一生掛かってでも使い尽くせない特定のアイデアから生じ得る表現の幅でさえ、短時間の内に使い尽くして、人間の創作活動における表現の幅を酷く狭めてしまうことが可能である。

例えば、生成 AI を既存の著作権法の規律に任せて野放しにした場合、生成物の奔流に曝される創作市場はいずれ無限に増殖する生成物によってあらゆる表現を消費し尽くされ、人が選択し得る表現は殆ど残らない可能性すらある。そしてこれは決して極端な例ではない。現に、画像生成 AI は 1 年間に 150 億枚もの画像を生成したと報告され、これは人類が 150 年かけて撮影した写真の数に匹敵する（参照：<https://tabi-labo.com/307507/wt-produce-images-ai-1year-human-150years>）。「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」著作権法の趣旨に鑑みれば、多くの表現を蕩尽し文化の衰退を招く危険性すら有する生成 AI には、従来の著作権法とは異なる規律が必要であることは自明といえる。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

著作権法 30 条の 4 制定時には、現行のような生成 AI は想定されておらず、従って生成 AI に同条が適用されることの是非は議論が尽くされていなかったものといえる。また当時の解釈指針に従えば、現行の生成 AI は同条の適用が否定されるべきものである。そのため、同条の解釈を恣意的に歪めて現行の生成 AI に適用する本素案の解釈は、著作権者に対する不意打ちの財産権侵害であり、憲法 29 条 1 項に違反するため許されないものといえる。

5. (3) 生成物の著作物性について

生成物に著作物性を認めることは断じて受け容れられない。現時点で既に生成物を「自身の手で制作した創作物である」と偽って活動する者が存在しており、このような僭称による詐欺や営業妨害といった違法行為を助長する虞が高い。

実例を引用すると、SNS 上であるイラストレーターに対して LoRA を用いた成り済ましを行っていたストーカーが、米国のデジタルミレニアム著作権法を悪用して当該 SNS に対して被害者による著作権侵害を申告し、あろうことか被害者が BAN 処分を受けるという事態が発生している（参照：）。本件は LoRA による海賊版被害を受けた被害者が、海賊版被害発生の実態と当該海賊版が自己の著作物ではない旨を告知し、名誉の回復と新たな被害の防止を訴えた際に生成物のスクリーンショットを添付していたことに付け入られたものである。生成物を著作物と認めることは、このような言い掛かり的な著作権侵害の主張に一応の法的根拠を提供することになり、僭称被害を助長することで、創作者に不要の被害回復コストを負担させるものといえる。

なお、同人は被害報告をきっかけに生成 AI 利用者から悪質なストーカー被害や海賊版 LoRA 等の頒布による営業妨害を受けており、最終的に殺害予告を受けるまでに深刻化している。生成 AI の悪用可能性の高さを示すものである。

従って、生成物に著作物性を認めることは、創作者に対する嫌がらせ行為や生成物を人の手による著作物と偽って売る詐欺などの被害を助長し、創作者の疲弊や創作市場への信頼の低下を招き、延いては創作文化の衰退に繋がるため、絶対に許されないものといえる。

●受付番号 185001345000005292

現状の生成 AI は活用される場面よりも悪用の方が目立ち、現状の素案と法解釈では不十分であると考えております。

現状の生成 AI が抱えている様々な問題を無視して本職の人々と並び立つものではないと考えておりますし、AI で生成したものに少し手を加えれば著作権が付与される、またプロンプトを工夫しただけで著作物と見なされる、という法案は納得ができません。

■現状の無断学習によって作られた生成 AI は違法化、オプトインデータで構成された生成 AI を主流化する

■免許制にする

■AI 生成物を見分けるため生成されたことを表示する義務付ける

■AI 生成に使用されたデータを必ず開示するよう AI 企業に義務付けるなど、最低限このような対策は絶対に必要かと思います。

そして画像データは保護されなくてもよい、個人の声は個人情報と密接に関わるのだから保護されなければならないなどのデータによって差を設けることもおかしいことだと思います。

文章、音声、画像、個人の肖像、ありとあらゆるデータを AI の無断学習から守る必要があります。

日本国外では既にディープフェイクポルノが作られた少女が自ら命を絶つ事件もありました。()選挙でも悪質なフェイク

を生成するために AI が使用されました。

(<https://jp.reuters.com/world/us/A6RZCA5ZYRIWHCWJUZAJGAE5M-2024-01-22/>) 生成

AI に自分の職が奪われることに怯え、命を絶とうとする人もいました。

(<https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00537/112200046/>)

現状手軽に使えるが故に悪用されることの方が圧倒的に多く、危機に晒される人達を保護する法案もなく AI 開発を推し進める現状が正しいとは思えません。

また、現在イラストレーターの職務に就いていますが現状生成 AI を仕事に活用することはできません。

現在出回っている画像生成 AI のデータには児童ポルノが含まれており、日本国外の法律に抵触する可能性が高いです。

そのようなツールで生成されたものを仕事で使うことはできません。

【意見 1】 いかなる場合でも、生成 AI により作成されたコンテンツに対して著作物性を認めるべきではない。

〔理由 1〕 いわゆるプロンプトと呼ばれる命令文は、あくまで言語が異なるだけの指示書（もしくは発注書）であり、それを受けて生成された成果物に対する創作的寄与はない。例えば、クライアントが具体的な指示を細かく丁寧に記した指示書をイラストレーターに発注し、意図にそぐわない個所を指摘したりリメイクを繰り返し、イラストレーターが成果物を完成させた場合、その成果物はクライアントの著作物であるといえるのか。

〔理由 2〕 プロンプトの内容、分量、生成の試行回数による生成物の成果に創作的寄与は無い。理由 1 に記したように、プロンプトはあくまで指示であり、実際に成果物に対し、どこに何を配置するかを判断し実行する工程は、何度繰り返したとしても全て生成 AI により行われるため、そこに自然人の創作性が関与する余地がない。

〔理由 3〕 生成物に対する複数の成果物からの選択に創作的寄与はない。通常の自然人による創作は、何をどこに配置するか、どのような工程を挟めばよいか等、あらゆる選択を行い 1 つの成果物を作り上げる。しかし生成物から選択する行為は、すでに完成し提示されている成果物から選択しているだけであり、その行為自体に創作性はなく、例えばフリー素材を検索し、複数提示された画像から気に入ったものを選ぶ行為と変わらないと考えられる。

【意見 2】 学習済みデータ、学習モデル及び追加学習データに依存し、学習元となったデータに類似した成果物を生成する生成 AI を規制すべきである。

〔理由 1〕 現状の画像生成 AI（主に GAN）は、生成物と元データを比較し、どのような生成物であれば元データと比較し遜色ない物になるかを繰り返す物であり、成果物は必ず学習元となった画像データに必ず依存する。それらの学習元となったデータは、本来著作権で保護されるべきであり、それにより生成、利用ができる AI を使用したサービスを早急に中止し、規制すべきである。

〔理由 2〕 著作権で保護された学習モデルを使用した画像データを出力し、不特定多数の人物に共有できる状態にする行為は、著作物に表現された思想又は感情を享受する目的に該当するのではないか。学習及び開発段階における著作物の使用、試験的に出力する行為は、機能及び性能、成果等を確認することを専らの目的としており、享受を目的としない行為として考えられる。しかし、現状はそれにより出力された成果物を第三者へ共有することが主目的とされており、享受を目的とした生成 AI の開発を行っていることは明白である。

【所感】 技術は日々進歩しており、コンピュータの処理速度が向上するにつれ目まぐるしいスピードで新たな仕組みが生まれている。その中でも生成 AI は最も注目されている技術ではあるが、現状の生成 AI の利用方法は、人工知能という耳障りの良い言葉で覆い隠された、学習元となったデータに依存するただの窃盗ツールにすぎない。

近年、所謂イラスト業界において、アニメ・漫画調イラストは一般社会での盛り上がりに伴い表現技術も日に日に進化し、業界全体の繁栄を感じている。

しかし、画像生成 AI により自身の作品を勝手に第三者が商売や宣伝活動のために使用されている現状は、クリエイターの創作意欲を損ない、著作権法に反するとともに、業界を支えている人々をあまりにないがしろにしている。

本来は著作者に正当な対価を支払い制作させるべきであり、この不健全な状態は公正な市場を破壊し、業界全体の衰退を招きかねない。

他人の著作物を自由に使用し、対価をクリエイターに支払わずに商売できる環境は絶好のビジネスチャンスであり、必ず合法にさせたいといった意思を感じるが、

これにより恩恵を受ける人々は、創作活動をしていない人や作品制作において精進する意思のない人、反社会的勢力等の著作者以外であり、

創作意欲を削ぎ著作権の存在意義を根本から揺るがす現状は、ゲームにおけるマジコンや海賊版のダウンロード、海賊版を掲載するサイトを規制する現代においてあまりに相容れないのではないかな。

また、SNS では技術の発展を建前に、こうした意見を述べるクリエイターを侮辱、SNS のシステムを悪用した嫌がらせ（通報等）、殺害予告等を繰り返し、発言させないようにする傾向が見受けられる。

生成 AI により直接被害を受けているクリエイターの意見を弾圧する動きは見るに堪えない。

以上の問題点をふまえ、生成 AI による生成物は、許可のない著作物が使用されている限り研究や教育目的での使用に限るべきであり、

学習元となるデータ及び追加学習データに依存し、学習元となったデータに類似した成果物を生成する生成 AI を早急に規制すべきであると考えている。

●受付番号 185001345000005294

3. 生成 AI の技術的な背景について (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

本来、学習データとして使用したいなら先に著作権者に許諾を求めるのが筋ではないでしょうか

しかし実情としては著作権者が自分で調べ必要に応じて削除を求めたりしなければなりません

事業者の良心に任せるだけでは全く不十分だと思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

2 自らが時間をかけて創作した著作物等が、生成 AI により学習され、侵害物が大量に生成され得ること

現在海外では特に AI による一方的な搾取に反対するクリエイターは多いです。

国内においてはひどい嫌がらせや脅迫などで声が上げにくい状況があり、元来これらの搾取的 AI は

クリエイターにとって得がないはずで、節操のない利用者と無責任な企業による盗品の無料配布に歯止めをかけてください

3 生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること

現在懸念を抱いているのはイラストレーターや写真家だけではなく声優や俳優も声をあげています

この問題の行き着く先は企業による独占だと思います。すでにソシャゲの一部に明らかに使用されているだろうものがあります。今現在国が労働搾取を後押ししている状況です対象は日本人だけではなく世界中のクリエイターやアクターからアイデンティティと生活を奪うことになります。学習元のすべての権利者に彼らが望むだけの対価が支払われるよう望みます

●受付番号 185001345000005295

2. (1)

今の画像生成 AI は著作権者の断りもなく学習に用いられているので、その生成物は無断転載と同等であり、絵柄の無断盗用そして元絵の著作権は生きていて、不当に利用されていると感じています。

なので今の AI で生成された画像に著作権はあり得ないし、無断で使うことを禁止して欲しいです。

今の画像生成 AI は「著作権を限りなく薄めて著作権を無いように見せている」だけで、著作権のある絵を複数混ぜても複数の著作権の無断使用でしかなく、著作権が薄まって消失することはないと考えます。

また、学習元にされている人間には害でしかなく、嫌がらせツールとして AI を利用され、営業妨害、無断盗用等メリットは皆無どころか無断学習されると損をするので無断学習を禁止して下さい。

無断学習防止のサポートをして下さい。

現在の無断学習で成り立っている画像生成 AI は捨て、著作権の切れた物のみを学習した画像生成 AI を新たに作ってください。

そこで初めて AI の著作権について議論出来ると思います。

「著作権が活着ているものを無断学習した AI」と「人」とでは「創作活動についての考え方と矛盾しないように留意」するのは無理があります。

人間と AI では創作に関する規制の考え方を分けるべきです。

特に「著作権が活着ているものを無断学習した AI」に関しては禁止要項を厳しくして下さい。

今後 AI 生成イラストは「絵柄の模倣」や「作風の模倣」が作者本人と誤認されるレベルになると考え、先んじて AI を規制する必要があると思います。

現在の AI の利用では著作権侵害と思える行為に対しての予防措置がない状態です。

そもそもイラストは「思想又は感情の享受を目的」として描いていますが、そういう目的で描かれたイラストを無数に学習したため、画像生成の利用者が意図せずとも「思想又は感情の享受を目的」としたイラストが生成できてしまうのが今の画像生成 AI です。

その場合、利用者が意図しなかったから無罪でしょうか？それはあまりにも無断学習された人の立場が損でしかありません。

「思想又は感情の享受を目的」で利用するのを禁止しているにも関わらず、「思想又は感情の享受を目的」としたイラストが意図しなくても生成されるのは、画像生成 AI の存在自体が違法だと言えませせん。

利用者にゆだねるのではなく最初から制限を設けた AI を作るべきです。

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない画像しか利用することができない AI」であるならば問題が生じないのではないのでしょうか。

現状の「無断学習された画像生成 AI」で問題に感じる事は「絵柄の模倣」「作風の模倣」をした上で、AI 生成画像を「自分の絵」として公開する行為です。

イラストレーターは「独自の絵柄」「独自の作風」を長年かけて自分の物にし、それらがあからこそ仕事として成り立ちます。

しかし、AI 生成では「絵柄の模倣」や「作風の模倣」が罪もなく横行しており、精度も高く、イラストレーターと見分けがつかないものがあります。

イラストレーターにとって、絵柄は商売道具なので絵柄を AI で模倣されては困ります。

「無断学習した画像生成 AI」に関して著作権者本人以外の「絵柄の模倣」や「作風の模倣」を禁止するようお願いいたします。

著作権者本人以外の「絵柄の模倣」や「作風の模倣」を商売に利用する AI の利用者に罰則を作ってください。

AI の「絵柄の模倣」や「作風の模倣」は人間の模倣とは同じとは言えないと思います。

人間は模倣すればするほど自分本来の絵柄が出てしましますが、AI の場合、模倣に関しては学習すればするほどコピーの解像度の精度が上がり、学習元の絵に近づくだけです。

人の模倣と AI の模倣では全く違うものと考え、AI の「絵柄の模倣」は規制して下さい。

絵柄を模倣され、職を失うイラストレーターが出ることを考えて下さい。

特に「絵柄の模倣」の温床の Lora の著作権者本人以外の使用の禁止を強く望みます。

著作権の切れている画像学習での著作権の切れている絵の絵柄の模倣に関しては問題にしません。

3. (3)

画像の作者氏名等を指定したプロンプト等による生成指示を禁止にするべき。

『Lora』による特定の絵柄の学習を禁止して下さい。

23 ページの (オ) について

海賊版の収集を禁止するべき。

5. (4)

AI 画像生成指示のためにプロンプト入力が増加して大変苦勞しても、

著作権のある画像を利用している限り著作権が発生することはありません。

一部を改変し自分の作品として「発表」することは許されないと考えます。

一部を改変しただけで AI 生成物を「作品」や「商品」としては扱っては駄目だと考えます。

AI に有利な措置ばかりで、AI に利用されたくない人の措置が全くないのを改善して下さい。

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について イについて、

特にイラスト生成 AI について、指示・入力 of 修正をし試行を繰り返したとしても、その生成物に著作物性を認めることは適切ではないと考える。イラストクリエイターが行っている修正・試行は思考に基づき描画し表現するといった出力行為だが、生成 AI の利用者が行っている修正・試行はあくまで指示という入力行為であり、表現そのものは行っていない。著作物は法第 2 条第 1 項第 1 号では「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されており、表現そのものを生成 AI 利用者が行なっていない生成物の著作物性を認めることはできない。

また、指示内容に創作的表現があるかどうかで著作物性を認めることも適切ではないと考える。自身の認識では、イラスト生成の際言葉での指示を入力するものに用いられるのは文章ではなく単語であり、指示内容も創作性に富んだものではないことから、これらを表現として認めるのは非常に困難である。

生成物は著作物の定義を満たしておらず、生成 AI 利用者が行う指示には創作性を認められない。このような状態でイラストクリエイターの作品と同じ著作物性を認めることは断じてできない。

●受付番号 185001345000005297

児童性虐待犯罪画像や医療関連画像など本来なら学習元にしてはならないものすら勝手に学習している現行の「生成 AI」はあまりにも危険です。また、有名無名問わず知財財産が勝手に、使用料すら支払わずに学習され使われる現状は、漫画やイラストや写真、歌や音楽など様々な著作物を制作する人の権利をおおいに損ね、筆を折らせる事態に進展しています。現行している知財泥棒の「生成 AI」は一旦全て違反するものとして停止し、無断学習しない、使用許可済みのもののみにきちんと使用料は支払って学習、児童性虐待犯罪画像や医療関連画像、プライベートな写真、使用禁止のあらゆる知的財産などを勝手に学習したら犯罪として罰金や禁固刑に処せる法整備を整えなければ、日本は知財財産を守らない信用ならない国だと喧伝するようなものとなり、恥知らず国家となってしまいます。

●受付番号 185001345000005298

自由に AI 学習できる状態では

他人の作品をタダで使うことができる状況にあり、

かつ、クオリティの面で評価されている作品に人気が集中する傾向もあり、
優れたアーティストたちに対する一方的に搾取あたるのではないだろうか
と考えています。

また、未成年が閲覧してはいけない画像、遺体の画像、児童ポルノなど、本来存在しては
いけない画像データを

現実で新たに作成する理由付けにもなってしまうかと思います。

さらに、生成 AI を使用する物は、

生成する上で素材となるそれらの写真を所持している状態と変わらないと思われます。

そのような他人の成果物や不適切な画像を使用して出力される

見た目が美しいイラストや、汎用性の高いイメージは

人間としての倫理観の欠如を助長するのではないかと危惧します。

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

法第 30 条の 4 には思想、感情の享受を目的としない場合には権利制限の対象とするとあるが、NijiJourney v6 では、誰が見ても任天堂やディズニーなどの著作権キャラクターだと理解できるものが生成できるようになっている。これは十分に享受目的だと言えるのではないか。そのほかにも音楽生成 AI の SunoAI では、音楽そのものが出力されていてこれに関しては享受目的以外の何物でもないと考えられる。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

AI 生成の速さは、クリエイターのコンテンツ制作よりもはるかに速いスピードで行うことができ、同人販売サイトではすでに大量の AI 生成物で埋め尽くされる事態になっている。サイト側で規制や AI 生成物を表示しないようにできるオプションなども作られてはいるが、判断のしづらいものが大量に並べられているのはクリエイターによる制作物の販売機会の損失であると考えられる。

(イ)

「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合」とあるが、クリエイターが長い時間をかけて作り上げた作風が素晴らしいものであるが故、学習され大量に生成されることによって、いわゆる「マスビ顔」として陳腐化するということがすでに起きている。

そうしたクリエイターは作品を発表しても AI 生成物か疑いをかけられ、作風を変えることを余儀なくされる。これは「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると考える。

こういった問題が起きている現状でも学習が正当化されるのであれば、法第 30 条の 4 は形骸化していると言わざるを得ず、今一度適用範囲を見直す必要があると考える。

【侵害に対する措置について】

カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について

(ア)

「当該 AI 学習に用いられる学習用データセットからの当該著作物の除去」とあるが、学習データセットは公開されておらずブラックボックス化しており、実際に除去されたのか、そして除去されたデータセットで実際に生成 AI は動いているのか、といった透明性が確保されていないものが予防措置とされているのは危険であると考ええる。

(2) 生成・利用段階

【侵害に対する措置について】

(カ)

上記同様データセットの透明性が確保されていない状態での、侵害の行為に係る著作物等の廃棄を信頼することが難しく危険であると考える。

(3) 生成物の著作物性について

(ア)

ここに書かれている内容と相反するものにはなるが、やはりクリエイターが不利益を被っている現状、AI 生成物に著作権を認めるのはさらなるフリーライドを加速させることになりうると考える。

生成 AI によって行われているものは、市場の開拓や拡大ではなく、単に現存する創作の市場のパイを奪うものでありただのフリーライドでしかない。

もっとクリエイターのことを考えて整備して欲しい。

●受付番号 185001345000005300

明らかに依拠性のある画像群が AI によって出力されている現状があるにも関わらず、出力結果の著作権性を認めるのであれば、学習元の画像を制作した人間が一方的不利益を被ります。

現代社会において搾取は許されることはありませんし、画像に限らず学習元の素材を公開する人材が減っていくのは長期的な AI 研究の面においても望ましくないと思われます。以下、私事にはなりますが、

所謂クリエイターと呼ばれる仕事をしていた身としては、こちらの AI に対する現状認識に失望しています。社会復帰の意欲は無くしましたし、就職活動も途中でやめました。そういった人間もいることを知っていただきたいです。

●受付番号 185001345000005301

- ・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
- ・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
- ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
- ・ネット上に絵を投稿すると簡単に機械学習の素材として扱われてしまう現状は既に恐ろしい環境であると言える。規制の必要性を感じる。

【（１）学習開発段階（２）生成利用段階についての指摘】

学習開発段階と生成利用段階を分けること自体が問題を不明瞭にし、生成 AI 利用による違法行為の責任の所在を隠してしまう原因になると考えられます。

「何を学習し」「何が出力されるか」は生成 AI を利用する上で一体となった手段と目的です(技術理解のある方なら分かると思いますが、切り離して整理することは不自然です)。

目的(出力結果)に応じて手段(学習方法)が変わり、どのようなデータセットを利用しどのような学習をしたかは、必然的に一対一の関係となるため、モデルを製作しておいて出力結果に責任は持ちませんということは責任逃れである以上に、この事実を分離してしまうことで今後法律上の誤解釈や重大な瑕疵が発生する懸念があります。

30 条の 4 等の権利制限規定を根拠に「学習は合法」「出力は従来の著作権法準拠」というダブルスタンダードな解釈をされるのであれば、同法を含めた関連法令の見直しが必要だと思われる。

これは生成 AI に人間の学習や人間に対する著作権法に適用させようと両者を混同した結果発生した誤謬のようにも見受けられます。

あくまで生成 AI はプログラムであり、それ自体は人間ではありませんし、人権も著作権も発生しません。

利用する人間にすべて責任があるわけですから「どのようなデータセットを利用しどのような学習を行ったか」は公正に公開されることは妥当性があり、生成 AI の利用によって被害が発生した場合はモデル制作者も同様に責任を取るべきです。

これは該当生成 AI 関連著作権法まわりの行為者責任のすり替え、その不誠実さと、恐らく必ず発生する将来的な法的瑕疵を指摘するものです。

【（３）生成物の著作物性】

生成 AI による画像の大量生成に対して個別にしても全体にしても著作権(著作物性)を付与することは難しいと思います。

創作的寄与がどれほどあるかという問題以前に、このような仕方で生成されたデータに対して著作物性を認めた場合、生成 AI を利用して大量に様々なパターンの著作物データを先んじて生成しその著作権を独占する者が出てくることは容易に想像できます。

そのような複製物が大量に市場に氾濫した場合、司法の場で個別ケースに対し侵害を判定することは当然追いつかなくなるでしょう。

そうした場合、生成 AI 出力物に著作物性を認めた結果、生成 AI 出力物の著作物性が形骸化し、著作権法が機能不全に陥る可能性があります。

作品を製作しても保護されない、著作物性という名ばかりの机上の概念があるだけで、市場には手軽に転用でき収益の見込める他者作品の類似複製物があふれるということになれば、

コンテンツ市場が急速に消耗するだけでなく、創作自体の価値が低下し本来育つはずだった将来の文化的土壌が破壊される危険も十分考えられます。

そのような国の市場に参入して活動しようとするクリエイターは減るでしょうし、他にクリエイターの作品の権利を守る国があるのであれば多くの人はそちらに活動拠点(プラットフォーム)を移すことは想像に難くありません。

よって、生成 AI 出力物に著作物性を認めることは難しいですし、長期的に見れば様々な点で不利益のほうが大きくなると予想されます。

【(4) そのほかの論点：データセット問題】

現状出回っている画像生成 AI のデータセット内に違法な画像が多く含まれている点(児童ポルノ・個人のプライバシーのある写真・医療記録・著作権の存在する作品の無断利用等)について、すでにニュースでも取り上げられ多くの人の知るところとなっています。

これは法解釈上学習が合法であるから許されるという問題ではなく、現実には倫理的に大きな問題(虐待・違法ポルノ・作品盗用・ディープフェイクなどへの悪用)があり、技術の実態を知れば安易な考えで手を出すべきではありません。

現状、何も知らない人に生成 AI を利用させる行為が、危険性を知らせず犯罪行為の片棒を担がせているような状態になっています。

既知の様々な問題のあることを伏せたまま活用推進だけを謳うことは不誠実ですし、技術理解の根幹をなす部分でもあるので実態を曖昧にしましては問題を検討することもままなりません。

知らないうちに被害者が増えていってしまう前に「生成 AI という技術にはこのような問題がある」ということを整理し、公に周知することのほうが有益に感じます。

●受付番号 185001345000005303

・意見対象箇所

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」＜AI 利用者の懸念＞

「5. 各論点について」(2) 生成・利用段階

・意見概要

現在、AI 生成物を利用したことを知らせずに表現活動や広報を行うことで他社への信頼を失ったり、広報が騙されたと攻撃に遭う被害が発生しております。最初から AI 生成を行った作品に関しては大きく開示を行うべきです。

・意見及び理由

一部の AI 生成物・AI 学習の素体が「著作権侵害」「盗作」という言葉でひとくくりにし AI の発展性を妨げていることが現状あり、さらに人の学習の手によって作られた作品と AI 作品の線引きがあいまいな状態です。まずは「これは AI 作品、そうではない」の開示をきちんと行うことが大事と思われます。

●受付番号 185001345000005304

自分勝手な都合で他人の成果を利用してはなりません。

著作物は金銭に変えられる大切な財産です。

AI だけが勝手に人の財産を盗んでよいというのは差別です。

それならば、誰が何を盗んでも良いとするのが平等です。

現状の AI はただの泥棒です。

私も創作活動をしており、私のようなクリエイター側の成果だけが盗まれるのは不条理です。

私も他人の金銭や命を自由に盗んだり殺したりできれば少なくとも平等だと思います。

●受付番号 185001345000005305

もっと気軽に生成 AI を使用して自分の作品としたいし、もっと既存の作品を学習して精度を上げてほしいので国がそれを主導してほしい。

●受付番号 185001345000005306

AI の自動学習は実質法でコントロールできないこと、自動学習元の著作物がデータとして保護されないものに勝手に変換されることに強い危機感を覚えます。

著作物を発表した時点で自動的に著作権に保護されなくなる可能性があるようでは文化の発展は望めないのではと懸念しています。

●受付番号 185001345000005307

生成 AI の規制・ルールの整備を求めます。下記に具体案の例を記載します。

1. 著作者、製作者の許可なく作品を AI に学習させることを禁止する
2. 企業が生成 AI を使用した作品を営利目的で利用することを禁止もしくは課税する
3. 個人が生成 AI を使用した作品を営利目的で利用することを禁止する

●受付番号 185001345000005308

お願いですから規制してください。

今野放しになっている生成 AI で悪事を働いている人が沢山います。

でもその悪事をきちんと捌けるのですか？

絵は描くものであり生成するものではありません。

ましてや他人の絵で。

AI が 1 から絵を作るのであればなんとも言いませんが、人の絵を合成しただけで著作権が発生するのは無理がありませんか？

この先著作権は意味をなすのですか？

著作人格権は無断で作品を切り貼りしたり、悪意ある改変をするのを禁止したりするものです。もう無視されてますよねこれ。

よく考えませんか？

小学生でも分かることです。人の物を盗ってはいけません。

それを自分のものだと言い張ってはいけません。

簡単なことですよ。

こんな事がまかりとおるのであれば、もう日本はアニメや漫画を誇れる国ではなくなります。著作権も意味ないですし。

漫画家やアニメーターも規制がちゃんとした国に移住するしかないですね。

本当によく考えてください。多くの人の声を聞いてください。

SNS を見ればどれだけの人が反対しているか分かります。

賛成する人はほとんど絵を描かない人です。

だって絵が描ける人は使いませんからね。

日本のクリエイターを守ってください。本当に。

●受付番号 185001345000005309

4. 関係者からの様々な懸念の声について

現在ネットでは、イラストレーターに対する画像生成 AI を用いた嫌がらせやなりすまし等が行われています。加害者側は「法律上問題ない。日本政府も生成 AI を推進している」という言い分をもとに、その行為を今日も続けている状態です。

自分は今回のパブコメで、この生成 AI を用いる人物によって現在も行われている嫌がらせ問題の特に悪質な一例として、[REDACTED]氏(ツイッターID:[REDACTED])が数年前よりイラストレーターの[REDACTED]氏([REDACTED])に対して行っている嫌がらせを挙げさせていただきます。

直近のものでは2024年2月1日、[REDACTED]氏はツイッター上で[REDACTED]氏の名を騙り、ツイッターアイコンとヘッダー画像を[REDACTED]氏が使用している物を生成 AI で加工して使う、といった、なりすましに限りなく近い行為を行っています。これも[REDACTED]氏は「生成 AI を通しているから著作権上問題ない。そもそも[REDACTED]氏の画像を学習に使った証拠がない。よく似たアイコンとヘッダーを使っているが、たまたま似た画像が生成 AI から出てそれを使っているだけ。名前も[REDACTED]と読むから自分はなりすましはしていない」など、現状の画像生成 AI が抱える法律上の曖昧さを利用し行っています。

[REDACTED]氏は、[REDACTED]氏と[REDACTED]氏に同調するユーザーによる嫌がらせを日常的に受けており、先日は何者かから殺害予告まで受けるなど、心身共に追い詰められる状況にあり、現在では心のケアのため通院を余儀なくされているとの事です。

生成 AI は、その如何様にも解釈できる現在の法律が原因で、イラストレーターへのこうした(嫌な言い方になりますが)非常に効率的な嫌がらせが可能な状況にあります。

今後も画像や写真を権利者の許可なく学習できる状況が続けば、問題はイラストレーターのみならず、一般人の顔写真などを用いたフェイク画像による嫌がらせなども「手軽に」「誰にでも」可能になっていってしまいます。実際には嫌がらせを超え、1月の能登半島の地震では被災地を騙るフェイク動画がネット上に氾濫し、被災者を危険に陥れる危険まで生じました。

生成 AI は技術として優れているかもしれませんが、現行法で扱われる「生成 AI」は他の「AI」に比べあまりにデメリットが多く、他の「AI」と同列に考えて推進するのは危険だと言わざるを得ません。

自分はこれらの事から今後の生成 AI は「画像や写真を学習させる際には著作権者や権利者の許可を必須とすべき」「生成 AI で出力された画像データには生成 AI 製であることを証明するマークの印字を義務付けるべき」「生成 AI を使用するには自動車等と同じく免許等の資格を必須とするべき」と考えています。

最後に。先日実施された「新たなクールジャパン戦略の策定に向けた意見募集」のパブコメでも言及させていただきましたが、日本は漫画アニメゲームで世界的な注目を集め愛されている、創作文化を育むことに成功した素晴らしい国です。そしてその創作文化は今現在日本

で生きる日本のクリエイターによって十年後の、二十年後の、百年後の姿が作られていきます。

その日本の政府が、クリエイターを苦しめ続ける生成 AI を他の AI と同じように扱い推進するなど、あってはならない事ではありませんか。

自分は創作を愛する一人の日本人として、今も被害を受け続けるイラストレーターの■■■氏の一ファンとして、現状の生成 AI のありようとそれを推進する日本政府の考えには賛同致し兼ねます。

●受付番号 185001345000005310

AIでのトラブルが多いことをご存知でしょうか？

まず前提としてAIは誰かの絵をインプットさせなければ何も出力できません。

そのため、インターネットに上がっている絵を無断でインプットさせ、出力させている物が大多数あります。

その仕組みが広まり、このままでは自分たちの作品も危ないと考えた作者達は自分たちの身を守るために行動します。

まずインプットさせないで、勝手に覚えさせて出力しないでと注意いたしました。しかし、現在AIを使っている大多数の方はそれを無視し勝手に覚えさせ、出力します。

もちろん作者側も対抗すべく作品の画像に文字を入れたり、透かしを入れたりなどインプット対策を講じて来ました。しかし、そのどれもが突破され、愚弄するようなコメントもされて来ました。

大前提として、作者が何年も努力し、何時間もかけて一つずつ作品を作り上げています。その上、作者がわざわざインプット出来ないように時間をかけて透かしなどを入れて対抗しています。

それを「透かしなんて意味がない」「対策するだけ無駄」と馬鹿にされて来ました。

正直はらわたが煮え繰り返っています。

極論ではございますが、AIを合法と認めるということはこういった「作品の盗難」をよしとするということです。

作品を守るために行動して来た作者達のためにもう一度様々な意見を聞き、考え直していただきたいです。

●受付番号 185001345000005311

AI で創作した場合は、必ず提供元のデータを公開してほしい。好きな元がはっきりしていれば作る側として安心できます。

●受付番号 185001345000005312

当方ゲーム会社でイラストレーター・デザイナーをしている者です
学生時代に美術教員免許を取得しています
業界の未来のためにも、この先美術で生計を立てていきたい若い層の為に
AIの使用は自分の作品だけを使用して出力させるか、
著作権の講習などを必須にした免許制にすべきです
SNS上では第三者が勝手にAIに特定の作家の絵柄を学習させ
それが創作の妨害や、嫌がらせに利用されています
AIで絵を出力するを免許制にすればAIを使用した嫌がらせが起きた際に
特定がしやすくなり抑止力になると思います
誰かが筆を折る前に早急に法整備が必要だと考えます
未来の若い作家のため、日本のアニメイラスト文化を守るため
どうかお願い致します

●受付番号 185001345000005313

生成 AI は多くのクリエイターの権利を侵害しており、特に未熟なクリエイターの成長する土台を奪っています。そのため、将来的にサブカルチャー文化が衰退する恐れがあるので生成 AI に強い規制を求めます。

●受付番号 185001345000005314

画像生成 AI で作風を模倣され、なりすましなどの被害を受けている人達があります。そういった方達は相手に立ち向かえるほどの気力や体力、時間がないことがほとんどです。このまま生成 AI が野放しにされれば、多くのクリエイターが筆を折る事態になりかねません。生成 AI が元になっている画像は元々クリエイターが作ったものです。クリエイターがいなければ成立しないものなのです。そのクリエイターを守る方向にいかなければ、日本の創作文化は失われていくでしょう。どうかクリエイターの権利を守る法体制の整備をお願いします。

●受付番号 185001345000005315

イラストレーターとして活動しているものです。

A I 画像生成による学習には、作者の許可があるもののみを使用する、という一点を強くお伝えしたく存じます。

現在も活動するさまざまなクリエイターにとって、

自分達の制作物と明らかに酷似したA I 生成物が販売され、

不当に利益を得られたうえに、被害を訴え、

意義を唱えるクリエイターを罵倒する利用者がX(旧 Twitter)で散見され

すでに創作者たちが疲弊している現状です。

中には不当な利用を指摘したクリエイターが、AI 生成利用者によって殺害予告されたこともあり、クリエイターも表だって意見を言うのが怖いという意識もあります。

下記は該当ツイートです。

殺害予告の証拠品

AI 画像生成の技術自体は、面白いものだと思いますし、

新たな表現も広がると思います。

しかし、フリマアプリに関しても初期に規制を設けなかった為に、

現状も当時は想定されなかったチケットやグッズの高額転売が問題になっています。

またこういった不当な理由で金銭を得る者達の中には、反社会的組織や犯罪組織なども含まれ、そういった産業として目をつけられてしまうと、

一般人であるクリエイターは正当に訴えることも出来ず廃業します。

そうなると0から1を産む人が減少し、少子化だけでなく、

少文化化してクールジャパンは衰退すると思われれます。

世界に誇るマンガ文化や、イラスト、サブカルチャーを守るためにも

はじめてこのような意見書を書かせていただきました。

不当な利用を禁じ、犯罪に利用されない正しいAI生成のためにも

早急なご対応をお願いします。

不当なAI画像生成によって、著作権侵害のや中傷のトラブルを多数起こし、

未来のクリエイターたちの芽がつまれてしまう現状に危機感を感じています。

日本のクリエイター、そして文化を守るためにどうか、

作者の許可が必要という、至極当然のことを守った規制にして頂きますようお願いいたします。

●受付番号 185001345000005316

画像生成 AI について

・多くのイラストレーターが著作物を無断で AI の学習に使用され、依頼や利益を得る機会を失っている

・「無断で学習したモデルをイラストレーターの許可なく販売、配布して不当に利益を得る」「AI 生成画像を用いてイラストレーター本人になりすます」「画像生成 AI に否定的なイラストレーターに対して攻撃的な発言を繰り返す」など、悪質な利用者が後を絶たず、イラストレーターの活動に支障をきたしている

・イラストを見る、イラストが使用されたゲームを購入する際に「イラストが AI を使用したものかどうか」を疑うようになってしまい、純粋にイラストを楽しむことができない

・現状、悪質な AI 利用者を全て取り締まることが可能とは到底思えない

以上のことから、「画像生成 AI の使用に当たって個人を特定できるよう免許制を導入する」「AI の学習元となった著作物を全て明示するように義務づける」など、クリエイターの活動や著作物を守るための対策を強く望みます。

●受付番号 185001345000005317

AI 学習で出力した画像で実在するイラストレーターになりすまし、本人に嫌がらせや殺害予告を行う犯罪行為が SNS(X/Twitter)上で見られました。

ネット上に上げた肖像写真が AI 加工されポルノ写真にされたり、虚構のニュースが作られたりされています。

これは特定の職業の人に限らず、広く一般の人にも被害が及ぶことであり
すでに犯罪に使われた事例がある為、規制が必要だと強く思います。

●受付番号 185001345000005318

概要をまとめてくれた方々のおかげでこの素案が文化の未来を潰しかねない事に気づけた。
その方々に感謝しつつ素案に反対を票します。この票が届きますように。

●受付番号 185001345000005319

安直に AI 生成によるものを作品として扱うことには反対です。

AI の学習元が当人自身が制作したものか、

作者が認めたものなのか、

違法なものではないかの判断が曖昧だからです。

正直今の AI 生成の技術は他人の作品を使ったコラージュと変わらないと思います。

技術が必要なものが手軽に作れたらそれは便利なんだろうと思います、ですが努力して培った技術を踏み台にして足蹴にした技術なぞ創作者への冒涇に他ならないと思います。

他人の作品を学習元にして成りすますなんて例が SNS で見受けられました。

どうすれば AI 技術をポジティブな方向に使えるか、

自分の意見としてはまず

- ・ AI 生成されたものは確実に明記されること。
- ・ データの学習元が食品の成分表みたいに全て開示されること。
- ・ 違法なデータ、学習元の作成者が拒否した場合訴えることができること。
- ・ 成りすましやディープフェイクなどに使用した場合の厳罰化

が最低でも必要だと思います。

それが出来ないのならそもそも発展するべきでない技術だと思います。

●受付番号 185001345000005320

当方イラスト作成を趣味にしており、生成 AI（AI イラスト）反対の立場から意見を提出させていただきます。

5. 各論点について

（2）生成・利用段階

生成 AI を使用した生成物（イラスト）をあたかも自らの手で描いたもの、もしくは曖昧な表記で手描きと錯誤させる形で公開する生成 AI 利用者が後を絶たず、あまつさえ手描きで創作している作家の作風を取り込んだ生成物も存在し、その対処にクリエイター側は疲弊しており、生成 AI 利用に法的な制限を設けなくては無法地帯と化し、日本が誇る文化となるまで発展してきた漫画、アニメ、イラスト等の文化が消滅、衰退する事が懸念されます。文化の保護の為に無制限な生成 AI 利用に歯止めを掛けて、何らかの規制、制約を与えるような法的整備が必要と考えます。

（3）生成物の著作物性について

生成 AI 利用者の生成 AI が世の中の役に立つ、という言い分は、例えば漫画村の様な違法サイトの運営者が、原作者の権利（著作権）を無視してこれは無料で漫画が読めて素晴らしい、皆が楽しめる便利なものだと言主張するようなもので、生成 AI も漫画の様に人の手で生み出した作品無しでは成り立たない技術ですので、その著作権性を無視して得られた生成物で利益を享受する事は許されない事と考えます。

取り急ぎ以上となりますが、よろしくご査収ください。

●受付番号 185001345000005321

AI そのものは人間を補助するものとして使われることが望ましいとします。人間が生み出したのではなく、AI の生み出したものは、日本の文化と言っていいものか、知的財産と言えないと思います。

AI からクリエイターを守るだけでなく、たくさんのクリエイターにより生み出されてきた文化も今後守ってほしい。

●受付番号 185001345000005322

世界各国と比べ日本の生成 AI 規制は緩すぎるので、世界と足並みをそろえた規制を行ってほしい。

現行のままでは、規制の緩い日本国内の著作物やクリエイターは各国市場から排除されかねないほどに嫌われる懸念がある。

生成 AI への規制は「他者の権利を侵害しない学習データを使用する」がまず第一だと考えて欲しい。

●受付番号 185001345000005323

画像生成 AI が生成した絵は、長年技術を積み上げて丁寧に描かれているイラストレーターの方々の絵を無断で取り込み、それで資金を得ている者もいるという犯罪行為の上に出来た産物だと思っています。

私もイラストを仕事にしたいと真剣に考えていましたが、画像生成 AI の件で法律が定められていない無法地帯になっていることを知り、実際にプロのイラストレーターの方々が被害に遭っているのを見ると、夢を諦めざるを得ないと感じるようになりました。実際に別の職業を選びました。

人間が著作物を改変して描くのは法律違反なのに、画像生成 AI が絵を取り込んで生成した絵は法律違反ではないのは可笑しいと思われませんか？

「似ている程度なら」罰則されないのでは無く、無断で著作物を AI に取り込ませる行為自体、そういった根本的な所から徹底的に罰則規定に定めて頂きたいです。

イラストレーターからしたら、自分の作品は、子供のような、それほど大切なものです。子供を無断で「機械」に掛けられて「エセクローン」を作られ、それが販売されていたらどう思われますか。その「エセクローン」が大量に市場に出回り、「親」である私たちが何も出来無いのが現状です。

今後の優れた才能を持ったイラストレーターの卵達のためにも、また、イラストを何者にも邪魔されることなくもう一度思い切り楽しく描けるような世の中になるためにも、画像生成 AI には然るべき法律や罰則規定を定めて頂きたいと思います。

画像生成 AI でイラストレーターという夢を諦める方々がこれ以上増えませんように。

しがないイラスト好きの意見でした。ここまで目を通して下さり誠にありがとうございました。

●受付番号 185001345000005325

人手不足などで AI への期待が高まっているかと思いますが、
生成 AI については規制、悪用者への刑罰もしっかりと話し合っていないと
現在の「グレーなので使い放題」という無法地帯では困ります。
生成 AI は現状クリーンなものが存在しておらず、全て権利者の許諾を得ない
無許可な学習が元になっています。
日本は漫画やアニメ、ゲーム等のキャラクターIP が強みの国ですので
これらを軽視するのは非常に危険であると思います。

●受付番号 185001345000005326

現在の生成 AI の使われ方については、クリエイターの権利を貶め、また、悪質なデマの温床になるなど、多くの問題を持っており、とても不安になっています。

データを利用されたくない人が利用されないように、また、勝手に利用されたり著作物を元にした生成ができないようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000005327

資料を読ませていただき、考え方についてとても納得し、安心感をもちました。

現状、AI で生成したイラストや音楽、文章などが会社の広告や学校の宿題にも利用されていたりしますが、他者の成果の盗用で成り立っているものを利用することは許さないという姿勢を強く押し出してもらいたいと思っております。

●受付番号 185001345000005328

自分の意思関係なく第三者が自分のデータを元に AI で作成された作品を表に出し消費されるのは、自身の表現を否定するのと同様な扱いであると思う。

そもそも、自身の作品を勝手に加筆や改変すると著作権侵害になるはずなのに AI を通せば良いになるのはおかしい。著作者の人権を第一に考えてください。

●受付番号 185001345000005329

生成 AI 学習が現在の搾取構造のままでは焼け畑農業と同じ状態になり、1 から創作する方の減少に繋がると思います。学習元となる人達の保護がない場合、将来的に技術の空洞化が顕著になり、創作文化の衰退が懸念されます。

●受付番号 185001345000005330

フリーランスのイラストレーターをしています。

著作権の問題も含め、生成 AI は人々が個人の感性や感情、創造性を一律に標準化しこれから産み出されるアートの創造表現が狭小化する可能性があります。

それらを含め以下の懸念点を提唱します。

また、AI で生み出された作品に加筆した場合や繰り返しプロンプトを打ち込み生成した場合、創作性が発生するため著作権が発生する可能性があるとして政府発信の資料にありましたが誰がどう判断するのか、「加筆しました」「繰り返し創意工夫してプロンプトを打ち込みました」と言われてしまえば検証する手段が無いので全ての生成 AI 作品に著作権が認められてしまいます。

加筆しようが繰り返しプロンプトを打ち込もうがそれはインターネット上から収集した従来のアーティストの作品の贋作にすぎず著作権を認めるべきではないし、そのようなものに著作権を認める行為は従来のアーティストの権利や経済活動を保護できないと考えます。

1、創造性の機械化への懸念： 生成 AI がアートや創造性の分野で活躍すると、人間の創造的なプロセスが機械に取って代われ、結果としてアートが標準化され、予測可能になる可能性があります。これにより、独自性や突破力に欠けた作品が増え、アートの多様性が減少する懸念があります。

2、アーティストの不安定な収入と雇用： AI がアート生成に関与することで、一部のアーティストは新たな収入源を見つける難しさや、AI によるアートが市場で主流となることでアーティストの雇用が減少する可能性があります。これはすでに大手企業伊藤園やアサヒなどが生成 AI によるパッケージデザインや CM を発信しはじめていることによりすでに明らかになっています。これにより、アートコミュニティ全体の経済的な不安定性が生じるおそれがあります。

3、創造性と感性の喪失： 本来、人間が抱えるエモーションや経験・研鑽がアートの根底にあります。AI はそれらを見做し、無差別に収集した情報から一般化された作品を生成してしまいます。AI がアートを生成する際、感性や情熱といった要素が不足し、世の中に発信される創作の陳腐化やアート活動自体の価値の低下が招かれます。

4、アートの社会的な役割への影響： アートはしばしば社会的なメッセージや意味を伝える手段とされています。AI によるアートが社会的な問題や人間の経験に対する深い理解を欠き、アートが持つ社会的な役割が失われる可能性があると考えます。

5、アート制作の過程の喪失： アーティストの制作過程や物語の裏にある背景など、作品に対する理解が深まる要素が AI によって生成された場合、これが喪失されることへの懸念があります。受け手が作品に対して共感しにくくなり、アートの本質的な価値が減少する可能性があります。

●受付番号 185001345000005331

5. 各論点について

●一人の制作者としての、AI 利用に対する要望としては大まかにまず 2 点

『AI の学習データ、中身の開示』

・どこから持ってきたものかを明記を義務化。

『「事前に権利者、作者の許可・合意」の元で AI 学習に使われること。』

・また元画像を元に不当な使われ方をした場合、AI 利用者等が何かしらの責任を負うことです。

●悪意ある利用方法で使われた場合

→それに対して、使用された側は、例え利用されたことが明らかでも「権利を主張することができない」現状があります。

(実際、なりすまし、商業利用・合成画像などが作られる・ポルノ画像制作に使われる、等がおきています。)

現段階では利用された側には、トラブルのリスクだけでメリットがありません。

使用料の支払いもされず、無断で魔改造して使われるだけです。

●絵、音楽、文章、その他制作物は、第一に作者のことが「尊重」されるべきだと考えます。

・無断使用・盗作・海賊版等が問題になるように、AI も問題とされるべきです。

●また、制作側と、そうでない側とでは著作物に対する権利や認識に対しズレがある可能性があります。

この点でも、利用者の善性に 100%委ねることには無理があると思われます。

●受付番号 185001345000005332

AI に漫画やアニメ等元個人の画像を学習させてそれを元としたオリジナル画像を生成することは限りなく著作権侵害に当たると思います。

1 個人の絵を書いている身としては、自分の絵柄、つまり個性を他人に使われるのは嫌悪感しかありません。

絵師は自分の絵を自分で書くことに人権を感じています。個性を奪われるということは絵師としての人権を奪われるという事なのです。

近年は AI イラストが普及し、AI 生成画像のトレースや AI 生成画像をあたかも自分の描いた物であるかのように振る舞う方もいらっしゃいます。

特に前者は AI 生成画像特有の指の本数のミスや髪と肌が融合してしまうような特徴を誤魔化す事で自身が書いた物と偽ることが容易くなります。

その場合、AI に絵を学習された元の絵師様はどうなるのでしょうか。

これは絵だけではなく小説や音楽にも言えます。

自身の創った物の特徴を、個性を学習され、勝手に使われる。

これが許されていていいことなのでしょうか。

努力の結晶を AI と罵られ、筆を折る方も多いと思います。

それを起こさない為にも AI 生成者に著作権侵害を訴えることが出来てもいいと考えています。

AI は個性ではなく悪質な盗用と等しいと捉えています。

日本の創作、漫画、小説、音楽は素晴らしいです、その素晴らしい文化を無くさないためにも AI 生成画像には著作権を設けた方がいいと思います。

●受付番号 185001345000005333

著作者に無断で学習して出力した物に著作権を認めるのは悪用の危険性が非常に高く、到底認められるものではありません。

クリエイターに対する敬意を持ってください。

他の著作者が創作した物を元にしないと作品を生み出せない者はクリエイターとは呼べません。

●受付番号 185001345000005334

私は生成 AI に反対です。

今の生成 AI は今まで作り上げてきた技術を技術者の許諾なく使用しているという認識ですが、これらは技術者の仕事を無闇に奪い、また、生成 AI を認可した社会になれば、絵を描く、写真を撮る人たちが減っていく事が容易に想像できるので、業界が先細りしてしまうことを懸念してしまいます。

生成 AI は過去の画像の組み合わせによる物で、今までの流行りの絵しか再現されないと思います。ここから未来、ずっと同じような絵や写真を使い倒すより、私はみんなが作り上げる新しいものが見たいです。

3. (1) ウ 生成 AI が生成物を生成する機序

「生成については、通常、学習データの切り貼りではない」とあるが、誤りである可能性が高い。このような誤った前提に基づく議論は著作権者に対し不当に不利な方向にバイアスがかかると考えられるため、認識を改めて再検証・再検討がされるべきである。

およそ大半の工業技術というものは厳密に原理を把握した上で生み出されるのではなく、「このように作れば、このように動く」といった経験則に則って成立するものである。

(例えば飛行機は航空力学の発達以前に飛ぶことができた)

生成 AI も同様で、すなわち「元著作物の切り貼りではない」は開発者の自己申告かつ願望に過ぎず、実態を反映しているとは限らない。

実際には、最新の midjourney v6 等の画像生成 AI では、学習元になったと思われる画像がほぼそのまま出力されるケースが相次いで報告されている。

このような動作は「パターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成」といった説明では到底理解できない。常識的には、学習データ（それ自体が数値で表現されたデジタル画像データである）に何らかの数値的な変換を施して保存・合成しているだけと推定せざるを得ない。

また LLM においては、特定のプロンプトで学習データそのものが出力される誤動作"を起こすことが報告されている。

<https://gigazine.net/news/20231130-extracting-training-data-from-chatgpt/>

これもやはりモデル内に学習元となった文字情報（数値で表現されたテキストデータ）が一定程度そのまま保存されていなければ有り得ない動作である。結局、生成 AI とは、本質的には従来の非可逆圧縮技術の延長線上にある技術で、学習済モデルとはいわば「圧縮データのデータベース」である可能性が高い。その中には元になったデータの相当量がそのまま含まれており、出力（展開）時にデータを「切り貼り」することで、表面上は元のデータが推測しにくくなり「生成」が発生してるように見えるだけと考えられる。現在出回っている生成 AI の動作を率直に、現実的に解釈するならば、そうなる。著作権法における利用行為も、AI 開発者の自己申告や願望ではなく、こういった現実を踏まえて検討されるべきである。

5. (1) イ (イ) 享受目的の評価

5. (1) エ (イ) 著作権者の利益を不当に害することになる場合の評価

こういった議論において、殊更に追加学習のみを対象とすべきでない。なぜなら複数の作家の画風をプロンプトレベルで切り替えられるよう最初からモデルを構築することは可能だからだ（最近の具体的な事例としては NovelAI v3 など）上に述べた通り、生成 AI の実態は「圧縮データのデータベース」に近い。分野を限定して（例えば人物のイラストに特化）、

十分に広いスペース（パラメータ）を用意すれば、特定の著作物群の影響を強く受けた生成物を生成するのに追加学習は不要である。

5. (1) エ（エ）学習を防止する技術的措置として、画像自体に加工を行う glaze や mist、nightshade といったツールが既に利用されている。これらは著作物に施される一種のコピーガードと解釈可能で、従来の「技術的保護手段」に性質に近いはずである。こうした措置を施すことの法的な意味、特に回避して学習に用いることが違法となる可能性の検討を早急に進めてほしい。

5 (1) エ（オ） 海賊版データを AI 学習に用いることは「著作権者の権利を不当に害することとなる場合」に該当すると見なし厳密に違法とすべきである。海賊版の利用を許容している限り、同項での robots.txt に関する議論や「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物」の議論は丸ごと無駄である。そういった”面倒ごと”を避けたい AI 開発者たちは海賊版を使うだけであり、現にそうしている。大げさでなく、何十億という商業コンテンツを集積した海賊版サイトが AI 学習に利用され、それを抽出したものが「AI 学習用データセット」と称して配布され、それらを用いて開発された生成 AI が商業利用されている（The Pile Books3 や Danbooru 等の事例を参照のこと）。

いったい、著作権法の権利制限規定とは何のためのものか。IT 企業が海賊版サイトを通じて無数の著作権者から搾取し、莫大な利益をあげるのを合法化するためか。抽象的な議論ではなく、現実を見た議論をしてもらいたい。”

●受付番号 185001345000005336

現状、インターネットで出回っている画像生成 AI による商業利用については問題があると思われる。

その理由は画像生成 AI とは素材ありき、という点に尽きます。

例えば、A という作品を別人がそのまま素材として無許可で利用し、作品を売りに出す……これが問題だということは分かるかと思います。

ところが、これを A 以外にも B、C、D……etc と多大な作品を素材として利用し、どの作品を無断利用したのか分からないレベルで誤魔化しているというのが生成 AI の現状です。依拠性については、そもそもそれら多大な画像が無ければ AI は画像を生成できないという時点で十分にあると言えます。

また、今の生成 AI の中には児童ポルノを学習させたものがある恐れも多分にあり、そういった点からも民業、官業問わずに利用自体に慎重になるべきかと思います。

現状の法律では学習させること自体に違反はない、と認知しておりますが、上記を踏まえると商業利用に関してはまた別の話として考えるべきではないでしょうか。

もしこれらを完璧にクリアするのであれば、無学習の AI に著作物を素材として提供して貰える企業と契約を結ぶなどし、AI の学習元を明確にする必要があるかと思われます。

実写ポルノや海賊版サイトによる画像学習がされている、などと疑いが上がってしまった場合、潔白が証明できなければ、どれだけ無実であろうと疑いは事実として認知されてしまうことは政治に関わる皆様であればよくご理解しているかと思われます。

利用者、および生成 AI 開発元を保護するという点でもご一考して頂ければと思います。

AI は新たな表現の方法として今後も広がっていくことでしょう。しかし現状はまだ危うく、ともすれば創作者の成果の上澄みを掠め取るだけのものになってしまいかねません。

現状は画像生成 AI が主な話題になっていますが、声、動画、音楽、小説、映画……その他様々な物が AI によって誰でも作れる未来があるかもしれません。

そうなった時、画像生成 AI による剽窃・権利侵害等が見過ごされてしまえば、それら様々な AI の悪用がまかり通る前例を生み出してしまいかねません。

どうか慎重なご検討をお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005337

4. 関係者からの様々な懸念の声について

「作風」をあえて似せた生成物を大量に生成し、企業が偶発性を装ってその生成物を利用することで、該当しうるクリエイターへの依頼を不要とし不当な利益を得ることができてしまう。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

学習データが膨大すぎるという理由で学習履歴等の紐づけが行われず、それを企業側もあえて認知せずに利用することで用意に権利侵害をさせる温床となっている。

生成されたデータ、その際に利用された学習データもすべて記録できるようにしたほうがいい。

(2) 生成・利用段階

SNS などを通じて生成 AI による生成物を公開した時点で非享受目的とはいえず、生成物を通して思想や感情を拡散させている。利用した時点でその生成物の責任を負うべき。

(3) 生成物の著作物性について

現状の AI 生成物において権利者に不利益とみなせる生成物を出力・公開するものが後をたたず、それはルール規定を逸脱するものが今後も一定数必ず存在してしまうため著作物として認める訳にはいかない。

(4) その他の論点について

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

そのような不当に出力された生成物を偶然性を装い利用する個人・企業が出てくる可能性を考えると、AI 生成物のすべてが著作権者の利益を以降ずっと害することになると思われます。

●受付番号 185001345000005338

生成 AI の技術的背景についての意見です。クリエイターのなかには生成 AI によって自身の作品を模倣され、さらにその生成 AI 利用者に誹謗中傷されるといった事案が起きています。ですので、生成 AI による情報解析は許可制にすることを求めます。

●受付番号 185001345000005339

(1)学習・開発段階

違法にアップロードされたデータ、海賊版データ、児童ポルノなどの違法画像を学習段階に取り込んでいるという問題がある。また、既存の著作物（キャラクター）にそっくりなものが生成されてしまうことがある。そもそも、自分の絵のみを学習させることを謳っている AI であっても、全ての生成 AI は何万枚ものイラストや画像を製作者の許可なく学習しないことには成り立たず、著作権的に大きな問題がある。最近では、モリサワフォントなどのデザインフォントに酷似した文字を生成する AI も出てきており、AI さえ通せば海賊版を作っても良いかのような空気が醸成されつつあり非常に危険だと感じる。

(2)生成・利用段階

有名なものだと■■■■（Twitter：■■■■）氏への AI ユーザーによる無断学習や粘着嫌がらせなど、AI ユーザーの無法行為によるクリエイターへの権利侵害がとどまるところを知らず、活動休止に追い込まれた人も多数いる。法規制がされていないためにこのような行為が横行しており、AI ユーザーの行動が日々エスカレートしている。現時点でクリエイター側が自分を守りつつ作品発表する方法、および AI ユーザーを制限する手段が整備されておらず、クリエイターばかりが不利益を被る状況となっている。

●受付番号 185001345000005340

AI 生成画像によって、真偽のわからない画像や似たような構図ばかりの画像が検索結果に出て困っています。

また、現在作家として活動をされている人の権利侵害が多く見受けられ道を閉ざしていく人がいるのが辛いです。

AI 生成画像により手描きかどうかわかなくなるために自分の「好き」を疑うようになってしまい、とても残念です。

クリエイターの権利を守るために、画像生成について厳しく制限をかけてほしいです。

●受付番号 185001345000005341

生成 AI の利用は著作権者の権利を侵害し、絵や音楽などの文化を先細りさせるものだと考えています。絵や音楽だけではなく、文章やゲーム、映像など、全ての所謂クリエイティブな作品において、良いことはありません。

●受付番号 185001345000005342

素案の内容は生成 AI 登場以前の著作権の考え方と一致しており、一切の変更は不要である
と考える。

これ以上に何か規制を強くした場合、AI 技術の発展や活用を阻害する可能性が高く、国益
に反することになると考える。

規制派の意見も出ると思われるが、これ以上の規制をしてはならない。

●受付番号 185001345000005343

問答無用で学習はさせるべきではない。

自己申告自体が他者の申請である可能性もあるし、通常クリエイターは自分の仕事が奪われることを危惧しているはずであり、生成 AI による学習等が行われた時点でクリエイティブなモチベーションは失われる。一生を保証するレベルの何らかの報酬があるなら別だがそうはならないはずなので。

●受付番号 185001345000005344

私は絵描きとして、生成 AI には規制や厳重なルールを設けるべきだと考えます。
過去多くのプロ絵師の描いた大量の作品を模倣し、似たようなイラストを無限に放出し続ける生成 AI は、これからの人間の創作環境に悪影響をもたらす絵の文化としての発展に歯止めをかけるものなると思います。

表現とはそもそも、世に何か伝えたいものがあるという目的で行われるものです。しかし、描いた絵が人間が描いたものか AI が描いたものか分からなくなるというのは「その表現が、作者が伝えたいものなのか、AI が偶然どこかから持ってきたものなのかが分からない」という、人の表現が世に伝わりづらくなる状態を作り出す事につながります。

以上の事から AI 表現の飽和とは、人の表現の自由を阻害し、創作活動において悪影響を及ぼすものであると私は考えます。

●受付番号 185001345000005345

著作権保有者が、生成 AI への学習を禁止する権利が認められるべきだと思います。

生成 AI への学習は、著作権保有者が認めた場合のみとします。

また、インターネット上に公開された AI 生成物を、常に検査・監視し、学習が禁止されているものが使用されていた場合は、個人が特定され、罰則が課されるべきだと思います。

AI 生成者が、AI 生成物を公開する場合は、生成に使用したオリジナルを調べることができる状態で公開するように規制し、調べられない状態に不正処理をした場合は、罰則を科すようにするべきだと思います。

●受付番号 185001345000005346

4.関係者からの様々な懸念の声について

私自身は創作を行っている訳ではありませんが、SNS 上で応援しているクリエイターの方々がいます。そのクリエイターの方々が、今でさえ AI の学習元とされて辟易し創作物の公開をやめていたり、創作自体をやめてしまった方もいる中、今回の素案に更に不安を覚えていらっしゃると思います。

現在の創作物はクリエイターの方がインプットしてきた様々な物事に影響を受けており、完全なオリジナルと言うものはほぼないと思います。しかし、その中で試行錯誤し、培ってきたセンスや技術で創作活動をされています。

現在問題となっている生成 AI の絵は、1 人のクリエイターの絵を学習させ、正に上記のクリエイター独自に培ったセンスや技術を横取りしているに過ぎません。

そんな状況では創作活動を続けてくれるクリエイターは減る一方だと思います。

クリエイターの方々が尊重される選択をして頂きますよう、お願いします。

●受付番号 185001345000005347

自分と同じ絵、自分の写真が学習元となり、生成されて自分の目の届かない所に、『これは自分のもの』と言い張る人が出るのは凄く怖いです。また、AI を用いた作品により傷ついた方や創作活動を出来なくなった方も沢山みました。著作権はクリエイターの元にあるべきで、許可なく AI 学習をさせ生成したものにあってはならないと思います。

●受付番号 185001345000005348

日本人女性です。経歴としては、高校生の頃ネット上のお絵かき掲示板に触れ始めてから約15年間ネット上で、自身で描いた絵を発表しています。たった十数年前の学生の頃は本当に楽しかったです。お絵かき掲示板でみんなで切磋琢磨し交流もあって口喧嘩があっても和気あいあい、楽しさのあまり夜更かししたり早起きしたり。イラスト投稿雑誌の存在を始めてからはペイントソフトと容量の足りないパソコンで四苦八苦しながら頑張っただけで応募したりしてました。イラストコンテストも参加し、イラストレーターという夢も、指で数えられる程度ですが叶えることが出来、商業界に自分の絵が旅立った時は大変嬉しく光栄でした。アニメで自分でデザインしたキャラクターが動くのを見るのが、当時1番の希望でした。

数年前にAIが登場した時、率直に直感的に感じたことは「仕事を奪われる」でした。以前からレジや介護や工場や様々な職種がAIに奪われる将来が来ると懸念されてましたが、イラスト界にも来るのかと。そして最近になって蓋を開けてみればわかったこと。え？『イラストAI生成』は、他の人が頑張っただけから最後まで描いたイラストと、また別の誰かが頑張っただけで描いたイラストを勝手に無断で混ぜ合わせて1枚のイラストにしているのか！？著作権どこ行ってしまったのかな？実在するモデルさんや俳優さんのお写真も勝手に使っている？複製じゃん。万が一何かのコンテストでAI生成画像が賞金貰ったら、いいの？それ。この着物の柄、人間の技では到底出来っこないね、この人の絵と、この市販されてる着物の柄写真に撮って混ぜてAIさんに作ってもらおうね。このイラストレーターさんの絵でゲームパッケージ作りたいけど、依頼メールやそもそももうお金払うのめんどくさいから、既存のこの絵と他の人の混ぜればバレないだろ。あ、そうだ主題歌も付けたいけど依頼料ばかり高いし知識無いからあの地下活動者や路上ライブやってるやつの歌録音して使ったれ。

素人の一般人でもなんでも思いついてしまうし、著作権とか完全無法地帯の映画一本とか作れちゃいそうですね誰でも。もうすでに守ってもらえる人はピラミッドの頂点にいる握れるだけの人間。他の下で支えてる大勢の人たちが崩れたら終わりですよ。

●受付番号 185001345000005349

現在の生成 AI での環境上、非営利目的でもネットに開示されている情報を際限なく学習でき、無断使用で学習などで販売、著作権法を完全に無視している状態です。使用する場合一切のネットや非営利目的か営利目的の公式としてデータの学習か、何処まで AI が発達するかの研究用としてのクローズドなものかで活用のみにとどめ。小説・イラスト生成については、会社で営利的か研究なら許諾した作家の一部作品かの限定的なパック、個人の自作作品（イラストの贈与や学習パック購入すら禁止）しか学習を認めないという厳しい政策を打ち出すべきです。創作者が共存できるようにしないと、すべての文化が死に文芸面芸術面で訴えるという創作を殺すことになります。なので、一度全体的に禁止がいいと思っております。

●受付番号 185001345000005350

1. はじめに

生成 AI 利用者からも著作権に関する不安の声が上がっているならば
何より先に生成 AI がクリエイターに無断で創作物の学習ができてしまうこと自体を
見直すべきではないでしょうか？

本人の許可を得ず登録可能な現状で起きていることとしては

- ・創作したイラストを AI に登録されて作品を作り出されて

自殺教唆サイトへの誘導に使用されてしまったケース。

- ・企業からの指定を受け、何度も作り直して数十枚と生み出したラフ

(創作物の素になる下書き)を

すべて生成 AI に取り込んだので不要だと切り捨てられたケース。

- ・何日もかけて作ったイラストを生成 AI に取り込まれ、

一日で生成 AI の画像にされて販売されてしまったケース。

これらは氷山の一角にすぎません。

生成 AI 作品の素になってしまったイラストは人間の手で描かれたものです。

ショックでひどく傷つき、筆を折ってしまった、

作品を世に発信できなくなってしまったクリエイターも数多くいます

5. 各論点について

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ (ア)

クリエイターの創作物や、実在する人物の写真を生成 AI が無断で学習できることにより、
それらを使いクリエイター自身の名誉を傷をつける事例や、
他人に享受させるべく作品をつくることで利益を得ている件も多数目に入ります。

なぜクリエイターに無断で学習をさせ続けているのか疑問です。

また、このまま技術が進むにつれてクリエイターに成りすますことも
容易にできるようになると思います。

(イ)

生成 AI によりクリエイターの絵柄に似た、

模倣とは少し離れた合法な作品を大量に生成できることで

クリエイター本人の営業利益を害するので

余地なく「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に
該当すると思います。

【侵害に対する措置について】

カ (イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

クリエイターの創作物の著作権だけにあらず、人権をあまりに蔑視しているのではないで
しょうか。

創作物（学習済モデル）として使われた作品には児童虐待、ポルノ画像生成など
プライバシー侵害のために使われた作品も多数あります。

生成 AI 作品の素になった創作物は人間の手でつくられたものです。

中には自身の写真で猥褻な画像を生成 AI に作られ自殺してしまった女の子もいます。

廃棄請求が認められない限り、似たようなことが繰り返されると思います。

現状では生成 AI を使い、自身に不都合が生じた際にはすぐに隠れることが可能なので、

生成 AI を悪意のある商売に使用しやすい道具、人を傷つけるおもちゃとしか

捉えていない人々も多く見えます。

生成 AI の無法地帯状態が続くかぎり、数多くの人々が傷つけられていくことは容易に想像
できます。

「持続可能な社会」とは AI の持続のことでしょうか？

このままでは「多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会」を実現できるとも思
えません。

「人間の尊厳が尊重される社会」を目指しているのであれば

見直して規制をかけるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005351

文化の発展が、必ずしも必要だとは思えません。

AI の技術が必要なシーンは沢山あると思いますが、AI 生成をしてまで創作活動をする利点とはなんのでしょうか？

著作権を侵害してしまわないかなどの懸念はそもそも不毛と言えます。

また、発展することによって、それを使うことで犯罪なども増えるケースがあります。

懸念するならまだいいでしょう。

それすらもなく、「法のもとで自分の行動は罰せられない」などと都合よく知的財産を取り込んで奪い、創作者本人を攻撃する人が存在する現状を、知ってください。

AI 生成"は、本当に必要でしょうか？未然に防ぐためにも規制すべきです。

それらを見做して押し通した先の日本に、明るい未来があるとは思えません。皆が思い思いに個性を発揮し、それらに見る側が価値を見出し購入していく。日本を元に戻してください。

"

●受付番号 185001345000005352

素案を拝読させていただきましたが、順序が逆なのではと思います。

確かに海賊版を含む生成物などは規制され売るべきだと思いますが、それは生成物に海賊版の要素が含まれているからである。

まずは、違法アップロードや海賊版などを規制し、そのデータを収集できないようにした上で、悪意ある者が違法に利用した場合のみに罰するべきであると考えます。

●受付番号 185001345000005353

特にサブカルチャー分野に顕著ですが、クリエイティブ業界への政府の積極的な介入は悪手と思われます。

既に創作文化は多くのコンテンツやアイデア、技術やノウハウといった文化的資源を蓄積しており、最も不足しているのはクリエイターと、それを支える周辺業種の人員であると考えられます。政府による文化振興のための介入は徒にクリエイティブ産業を混乱させ、不足している人手をさらに不足させる結果になりかねません。

政府に期待するのは、特にクリエイターへの金銭的支援であり、最も好ましいのはクリエイティブ産業とその従事者に対する税制上の優遇措置であると考えます。特にインボイス制度の存在は、クリエイターに対して制度実施以前と比べて 10%もの税負担を課すとともに、過剰な事務負担を課すことで業務効率をも著しく低下させ、クリエイティブ産業の体力を大きく削ぐものと言えます。クリエイターに対するインボイス制度の適用除外等の措置の速やかな実施を期待いたします。

クールジャパン戦略における生成 AI の利活用の促進策は絶対に廃止すべきものと思われます。なぜなら、以下に述べる通り、生成 AI は必然的に市場規模を縮小させる結果を生むと考えられるためです。

生成 AI は、「AI 時代の知的財産権検討会」の資料にもある通り、著作物を含むデータを高速かつ大量に収集し、複製、改変を経て元となった著作物と類似する用途での利用に堪える程度の精度を持つ生成物を、人間と比べて遥かに短時間で大量に出力するソフトです。これは、著作権法 30 条の 4 による複製権制限を捨象して客観的に観察すれば、「創作市場における商品である著作物」を無許諾で、かつ対価を支払うことなく根こそぎ複製し、元となった著作物と創作市場において競合する商品を廉価で、かつ大量に供給するものであり、平たく言えば「著作物窃盗」と「ダンピング」の複合形態です。

人の手による創作文化において形成されて来た創作市場において、他人の著作物を利用するためには当然ライセンス料を支払う必要があります。これは不要なコストなどではなく、著作権者に認められる正当な費用回収の機会です。生成 AI の利活用を促進することは、この著作権者の正当な費用回収の機会を奪うことに外ならず、費用回収の機会を失った著作者は新たな創作のための資金と意欲を失うことになり、創作文化の衰退と創作市場の縮小に繋がります。

●受付番号 185001345000005354

AI 画像が学習元データの無許諾利用を前提としており、許諾された画像のみとしても非著作権者が勝手に許諾することを防ぐ方法はありません。またネット上にあるあらゆる画像、犯罪行為から作られたものなども吸収します。これらからも AI 創作物はすなわち著作権法違反であり、窃盗や犯罪から作られたものものです。

これらの画像が堂々と使われることは、いわば人間が行えば犯罪である行為を AI を免罪符に量産する犯罪ロンダリングです。これは国内だけでなく、海外でハリウッドなどの巨大資本が本気で訴訟した場合巨額の賠償を支払うリスクも存在します。

学習研究分野のみならず商用利用するものは厳密な資格制限の上著作権団体の下で管理する必要があります。

また AI 創作物の著作権に関して、人間が不可能な量を短時間で量産できる AI は現在存在するものの著作権違反だけでなく、将来の創作やアイデアを焼き畑農業的な根絶やしにすることも可能で、世界でコンテンツでリードする日本にとって非常に不利な方向になります。現に欧米や中国は日本の膨大なコンテンツを剽窃することで AI 画像を開発・利用することは明らかです。AI はまさに日本の宝の山を不法占拠する技術であることを政府は認識すべきです。

●受付番号 185001345000005355

生成 AI が生まれてから、勝手に既存の絵柄を取り込んで、投稿をする人がいてとても嫌です。私が X のアイコン用に描いてもらったイラストを勝手に AI に通してそれを X のアイコンにしているアカウントがあります。そのアカウントが私に関係するアカウントだと思われるのも嫌ですし、お金を払って描いてもらったのに勝手に AI に通されて無料で自分のアイコンにしていることも嫌です。

●受付番号 185001345000005356

生成 AI は法律で規制・禁止すべきであると考えます。

理由は以下の通りです。

- ・日本の誇るべき文化を衰退させるものであるから

日本のイラストを始めとする創作物は、世界に誇れる数少ない技術です。

その技術が OpenAI や Microsoft という外国資本の会社に学習され、盗用されるとなると、日本の誇ってきた技術の一つが失われます。

現状、他の国に唯一勝る技術を捨ててまで、生成 AI を利用するメリットはないと考えます。

- ・日本の技術が外国へ流出する

クリエイターはモチベーションを重視します。

国に守ってもらえないと感じたクリエイターは創作活動を辞めるか、もっと利益の見込める外国へと出ていきます。

日本のクリエイターが外国へ流出すると、日本での技術向上が見込めず、外国で発達した技術に飲み込まれ日本の価値が下がります。

クリエイターの多くは、生成 AI による己の技術の模倣を嫌い、敵視しています。

その状況で生成 AI を法が推進、ないし放置しているとみなしたクリエイターはモチベーションを著しく下げ、この国よりも著作権を保護してくれる外国へ流出していくことが考えられます。

まず第一にクリエイターの権利の保護、またクリエイターの技術の向上を第一に考えた施策をしてください。

●受付番号 185001345000005357

AI での出力には他者の創作物の情報を学習させなければならない、というのが前提である。
これを踏まえた上で AI での制作物に著作権を持たせるという事は合法的な盗作と言えるだろう。

日本の未来と人間の未来を奪うようなことはするべきではない。

●受付番号 185001345000005358

クリエイターの方々が実害を受け、実際に筆を折ってしまった状況が散見されています。生成 AI による有料作品も出回っており、実際に絵を描く人の価値をないがしろにしています。このままでは日本という国の絵画技術は廃れていきます。

生成 AI による利益は大きいと思われませんが、残念ながら扱うほうが成熟していない現状があり、あまつさえ学習元となる人物になりすましたり、罵詈雑言を投げかけてその名誉を傷つけてしまっています。

生成 AI そのものを禁止する、厳しい罰則を課す、免許制にするなどの対策を講じなければ、文化的な成長は止まってしまうと考えます。

●受付番号 185001345000005359

イラストレーターの方が AI 生成する人にイラスト、絵柄を「学習」された上 SNS のアイコンを AI で再出力して誰が見てもほぼ同様な絵で同じ名前にした上でその方の絵柄で絵を出力し続ける嫌がらせを受けた結果、傷ついて SNS 休止に追い込まれていました。

イラストレーターに成りすました方は「元のイラストレーターの絵を(ほぼ同じにもかかわらず)AI 通したからパクリではない」と主張している他、そのイラストレーターの絵柄で絵を出力して稼ぐ方法を不特定多数に共有していました。

絵描きが何年もかけて培った技術で何十時間もかけて描いた絵を一瞬で量産されるストレスは作品に向き合ってきた人でないと分かりにくい領分だと思いますが、

AI はその人に成り代わるという悪意をお手軽に振りまけます。

これからも AI で同様なことをする人間が何人も現れてもおかしくなく、好きな作家さんが攻撃されないかと本当に怖いです。

悪意ある AI の使い方からクリエイターを守る方法をどうかご一考ください。

●受付番号 185001345000005360

AI 著作物に無条件に著作権を与えることに反対します。

100人いたときに、99人が正しい使い方をしたとしたとしても、
悪意のある、あるいは悪意がなくとも逸脱した人が

著作権が当人になく素材を取り込めば、苦しむ人が出てくるわけです。

現実には、例えば、Xで実際の児童の写真を組み込んでつくった絵といえば絵ですが、明らかにリアリティのある児童ポルノにあたるであろう絵（パンツを見せる構図にしたり、あきらかに性的差を思わせる絵の様相だったり）を

投稿するアカウントもあるわけです

（Xは通報しても機能しません。）

AIを進めるにしても、一切対策を取らずに進めることは、
見切り発車もいいところだと思います。

●受付番号 185001345000005361

単刀直入に言えば、AI に著作権を持たせることはあってはならないと感じます。

理由としては、AI 生成物自体が 10 ページのウにある生成 AI が生成物を生成する機序の概略にて、入力された指示自体が著作権を無視した場合でも上記の考えが適用されるなら、学習データの切り貼りではないという抜け道が確保されるも同然になるからです。

36 ページの (4) その他の議論についてでもあるように、確かに著作権法において補償金制度を導入することは理論的な説明は困難です。

現状として AI 技術はインターネットに溢れる情報を切り貼りして作られている面が、極めて大きいと言わざるを得ません。端的に言えば誰が発した情報を元に AI 作成したかも分からないうえに、著作権者への対価を払わなくても作れるのです。

理由としてはクリエイターの創作物に多少 AI で手を加えただけでも著作権が保証され、逆に元々作ったクリエイターが訴えられる可能性すら出てくるとなれば、日本のクリエイター産業は委縮し日本の重要な産業が崩壊する可能性が高まるでしょう。更に反社会勢力の収入源となる可能性も多いに考えられます。

最近でもアメリカのバイデン大統領の声が音声生成 AI により作られ、なりすまし電話に使われたりするなど、社会的な問題に発展する技術もあります。これは極端な例だとしても、現在は私用公用問わずインターネットに自分や家族、友人等といった人物写真を上げることが多いですがこれらの画像も全て AI の学習材料にされ、更にこれらを学習して作られたものに著作権がある。他にもボルノ画像等に活用されインターネットに公開される可能性や裁判が起きた場合 AI を用いて証拠を捏造する可能性も出てきます。それらにも権利があるとなれば社会は大きく混乱するのは明らかです。

本来あり得ないものを生み出してしまい、ありもしない AI 生成物に振り回されるのは本末転倒でしかありません。

●受付番号 185001345000005362

AI 自体は良い技術だと思いますが、悪用する人が出た場合に対応しやすいようなものが欲しいです。特に学習元に使用されるデータについて、他者の著作物を使用した場合に著作権者が守られるようにしてほしいです。可能であれば著作権を侵害したとして AI 悪用者に対して何かしらの罰則が欲しいです。著作権は著作権者の物であり、学習データに使われるとしても保護されるべきだと思います。

●受付番号 185001345000005363

ai が出力したものに著作物を与えてはいけない。

ai が出力する際に使用した元データを明示化できるようにすること。

ai が出力する際に使用した元データを作成した人間に対して報酬を受け取れる仕組みを作ること。

私はこれらの条件が整うまで ai の推進はむやみに勧めてはいけないと考えます。

現在の ai の状態はクリエイターが作った物を無断で盗んでいるのと同義であり、創作者が泣き寝入りをしている状態である。

日本が世界に誇るコンテンツや IP を保護するために新たな法案を作ることを含めた法的整備や規制を作るようお願いします。

●受付番号 185001345000005364

5-(1)学習について

趣味でイラストを制作し、ネットに公開しています。

本素案では著作物の価値は込められた思想にのみ存在しているとしている。

この前提とそれにより展開される理論におかしなところはないと思う。

しかし私たちはAIに学習させるために作品を作っているわけではない。

AIを作る目的で集められたクリエイターたちがそのために作品を作りAIを育てるならわかるが、AIの出力先に思想が関係なくとも、ネット上のデータを許可なく集めてAIの成長を手助けしていることに嫌悪感を感じる。

よく「クラスで育てた豚を食べられるか」という話がある。

初めから家畜として育てた豚なら食べることはできても、あとから家畜にすると言われても戸惑う。

私は自分の作った作品に我が子同然の愛情を持っているし、AIの食料になるようにイラストを制作しているわけではない。

前提と理論におかしなところがなくとも、倫理的に違和感を感じます。

●受付番号 185001345000005365

3.生成 AI の技術的な背景について の「ウ」についてです。

現在、生成 AI のせいでクリエイターの作品を勝手に取り込み、追い込み、成り代わり、弁護士沙汰に発展したり、引退、酷ければ自殺をするクリエイターも多くありません。

それなのに「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」というのは違うのでら無いでしょうか。

生成 AI は悪い文化ではありません。

上手く使えば日本が誇るアニメや漫画作品において発展してくださることでしょう。

【例:作画においてアニメや漫画の背景を代わりに生成し、大幅な時間短縮など】

ですが、それをクリエイターへ悪意を持つ方々に使わせた場合、クリエイターはどんどん減っていくと思われます。

日本において誇れる文化の一つである、アニメ・漫画文化は今後衰えていくと思います。

声優文化に起きましても AI は仕事を奪い始めています。

アニメやゲームに出てくるキャラクターのボイスを抜き出し、AI に学ばせることで本人さながらの歌声で歌わせたり、演じさせたりするそうです。

ですがこれも、文化の衰退に手助けしているように思います。

それであれば、人間が演じる必要はなく、全て AI で事足りてしまう未来がありましょう。

それは、現在まで築いてきた文化を棄てるというものです。

写真もそうです。今の AI は優秀で、写真を取り込むことでその人と変わらない顔を作り上げることが出来ます。映像も、リアルさながらのものが作り出せます。

ですが、そのおかげでとあるイラストサイトには「SNS で投稿されている子供の写真を学ばせ、その子の顔を無断で使用した児童ポルノ写真」のようなものが蔓延っている次第です。その子供本人では無いものの、本人にそっくりな顔をした児童ポルノ写真です。

ここまで来たら気味が悪いまであります。

私はクリエイターではありません。

クリエイターになりたかった端くれの存在です。

ですが、このままではクリエイターやその端くれが曲がりなりにも守りたかった文化を皆さんが壊します。よりもよって、日本を進展させたいと、日々頑張っているはずの皆様が、です。

端くれから願うのは生成 AI を上手く縛って欲しいということ。

制約を厳しくし、丁寧に法律を定め、法律と共にクリエイターを守ってくれる正規の業者にのみ使用を許可してほしい。

日本で走り続けているクリエイターの首を絞めるようなことをする人達には、しっかりと罪を突きつけて欲しい。

人が死んでからでは遅いのです。

皆様は人が死ななければ動かないかもしれませんがこれ以上、どの分野のクリエイターからも死ぬ人が増えないことを祈ります。

文化を守りたいのなら、文化を作りあげているクリエイター達を正しくお守りください。でなければ、そもそもの使用を全て禁じてください。

全てのクリエイターやその卵、端くれ達が納得のいく判断が出来るよう、願っています。

●受付番号 185001345000005366

現状として生成 AI そのもの又は生成 AI の学習には何らかの規制が必要だと思います。

生成 AI と人間との学習の明確な違いとして、人間の学習は個人と切り離せず、また各個人での学習成果にはバラつきが生まれるのに対し、生成 AI は一度学習してしまえば学習データを容易にコピーし、その学習成果を配布や譲渡を出来てしまうという点があると思います。

実際に現状の環境では生成 AI のリークモデルを使用した人々が多く存在します。

彼らは学習に何らコストを支払っていないフリーライダーと言えるのではないのでしょうか？

そういったフリーライダーの存在は人間のクリエイターが一方的に不利益を被る状態を産みだし、クリエイティブ界隈全体に悪影響を及ぼすと思います。

また、そういった人々によってクリエイターに対する嫌がらせが横行している状態です。生成 AI の是非とは別に彼らに何らかの処罰を与える、または生成 AI を嫌がらせに使用できないようにする制度の制定を求めます。

現状では人間のクリエイターと AI 使用者間のトラブルが目立っていますが、これは AI 使用者同士でも起こりえる問題だと思います。

また、生成 AI で一番利益を得るのは人件費をカットできる企業であり、上記の人間のクリエイターへのフリーライドが容易な現状では、企業によるクリエイターの搾取が行われるのではないかという懸念もあります。

生成 AI の適切な運用を願います。

●受付番号 185001345000005367

イラストレーターです。

AI イラストを商用利用、および AI 学習用のための無断使用を反対します。

理由

現在絵を AI に読み込まれ、AI イラストを生成される絵師さんたくさん見ました。大部分の方は自分のイラストを AI 学習されることに対して反感を持ちます。AI 絵を生成した方に話しても、やめてもらえません。

無断使用された絵師さんは、こういう悪意を向けられたら、このまま創作するモチベーションが下がる一方で、日本で創作活動をする人が減ることになります。

絵柄は AI に読み込まれても残ったまま、絵師さん本人が描いたイラストだと誤解されることもあって、トラブルになる事例もあります。AI 使用者がとある絵師のイラストを使い、規則違反のイラストを生成しました。結果、AI 学習された絵師さんの方が多くな方の罵声を浴びました。

AI イラストを商用利用している方が多くいます。他人のイラストを無許可で使用し、商品を生み出して売る、という行為は決して許されないと思います。そのせいで創作活動をしている絵師さんの仕事が減り、生活が厳しくなります。

●受付番号 185001345000005368

既に問題として起きている模倣や盗作が悪化しないか不安。

AI そのものよりも使用方法の問題が多いので

規制よりも免許制度を活用してほしい。

●受付番号 185001345000005369

創造文化が AI によりここ数年で荒らされており、

発展はおろかこのままでは人間の創作意欲が無くなり衰退する一方です。

現在の法では、複数コンテンツを無断利用した AI 生成物を使用することが許可されていますが、被害者が増えているだけです。

また、学習元がある程度はつきり分かる AI 生成物であっても、

「なんとなくたまに似てしまっただけ」と逃げられ、確固たる証拠が無いと訴える事もできません。

このような現状で、AI にとっては著作権などあって無いようなものです。

「著作権者の利益を通常害するものではない」としているが、AI 学習されている時点で既に害されていると同等です。

そもそもイラストを描くにあって、AI を使用する必要性が無いです。

AI の学習元である著作者が努力し頭を悩ませ作成してきた価値が無くなってしまい、

今後 AI で作成するのであれば人間の想像性というものがそもそも価値のないものになってしまうのではないのでしょうか。

創造文化が AI に奪われる事態になって良いのでしょうか。

また、AI イラストを推進している者の中には特定のイラストレーターに嫌がらせや侮辱をしているものが見られる事も危惧すべき点です。

創造をしない者は創造者の努力や苦労を知らないためだと思われませんが、モラルが欠如しているものが使用する怖さがあると思います。

このままでは、学習元である著作者達を餌にして喰い潰す一方的な搾取を受けることになります。

人間の尊厳が尊重されない世の中になって良いわけがないと思います。

例えば、

- ・ AI 作成するにあたって申請が通った企業のみ使用を許可する。

- ・ AI 作成を免許制にして、その者が特定の人物に対しての嫌がらせや社会的問題を起こした場合には免許を剥奪する。

など、せめて使用する団体や人数を減らして、一般人は触れないようにするようにはいかのでしょうか。

現状のままだでは、法を犯しかねない者が多すぎます。

(イラストだけではなく、児童ポルノ画像を AI 生成するものや声優や歌手を勝手に歌わせるなど)

AI で人類の創造文化が失われないためにも、ご検討よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000005370

失礼ながら、こんなものがまかり通るなら創作をやめようと、そう思う人は少なくないかと思われます。

そもそも、今跋扈している生成 AI というものは殆ど全てが著作権法に違反して勝手に、作者の許可もなく学習を繰り返しているものです。

中にはイラストレーター、クリエイターへの嫌がらせとして生成 AI を使用し、なりすましや仕事の妨害を行っている非人道的な人間もいます。

この素案を読んだ感想としては、クリエイターに嫌がらせをしている人間を支援します！と高らかに宣言しているようにしか見えません。著作権法は、著作物を守る ものでは無いのですか？

海賊版の存在を許可してクリエイターの首を絞めて、生成 AI でさらに首を絞めて、潰す気としか思えません……

私自身、イラスト等の創作を好き好んでしていますが、このような法案が通ればもう日本で創作をする気にはならないです。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、～

○ 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、～

前者では「これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」

後者では「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、～

著作権法上の『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』には該当しないと考えられる。」とされています。

しかし、AI 生成物が大量に生成されることで、特定のクリエイターが制作したものと誤認される恐れがあると思います。

ネームバリューのあるクリエイター（ や など）であれば、判別はある程度容易です。

しかし、そうではないクリエイターの場合には、自身と似た作風・画風で過激な内容（暴力的な政治主張や過度なポルノ描写など）の AI 生成物が出てきた際に、自身によるものではないことを主張する必要が出てきます。

また、その過激な作品をクリエイターのものと誤認し依頼を取りやめる依頼者が出てくる等も考えられます。

単にイラストを学習されるだけではなく、その作風・画風のクリエイターが、自分が過激な作品等を制作していないことを主張する必要がある不利益が生じるのではないのでしょうか。個人的には「ウォーターマークの義務化」「ウォーターマークの改変、削除、意図的に見えないように修正する行為の禁止」等を法律で制定するべきだと考えています。

AI 生成、AI 利用ともに、国主導で適切な範囲内で利用できるようなルール作りを早期に行って欲しいです。

●受付番号 185001345000005372

AI は素晴らしい技術ですが、法で何らかの取り締まりをしないと

日本が築き上げてきた文化が壊れてしまいます。

悪質な使い手によるなりすまし、検索汚染、更にはクリエイターへの脅迫や誹謗中傷など起こっています。

生成 AI の法的取り締まりとクリエイターの作品への著作権保護強化をお願いします。

●受付番号 185001345000005373

画像、文章、音声などの生成 AI について、規制をもっと強めて欲しい。

「だれでも」「かんたんに」使えてしまうのがそもそもの間違いだと思う。

フェイクニュースや児童ポルノ、イラストレーターの狙い撃ち学習や声優の声など、今 AI 推進派を名乗る人のほとんどが「金銭目的」や「性的充足」「個人的な承認欲求」などの享受目的のために社会やクリエイターたちの土壌を踏み荒らしている。それも、極めて悪意的にだ。

生成 AI が学習目的ならデータ収集が可能という前提からしてもう良くない。

著作権や肖像権の侵害が親告罪である以上、データを収集される側の立場があまりにも弱すぎる。リスクを負うのは生成 AI を使う側ではなく、クリエイターや一般市民側であるにも関わらず、だ。

生成 AI がネット上のデータをかき集めて様々な出力を行っている以上、いつ著作権や肖像権が侵害されるかわからない。生成 AI が組み合わせて出力したデータが、自分や家族に酷似したフェイクポルノであったり、好きなクリエイターの絵柄や声優の声で作られた侮蔑的なコンテンツになる可能性は、恣意的にしる偶然にしる当たり前に存在する。

しかも、それらのコンテンツをネットにばら撒かれても知らなければなにもできない上に、知ったところで一度ネット上にさらされたデータはほぼ永遠に残り続ける。現状そういったコンテンツが生成 AI によって作られたものだと判断するのは人の目しかなく、人の目であってももはや見分けがつかないものがすでに出てきているのだから状況としてはなお悪い。

これらの生成物によって職を失う人も、死を選ぶ人もでてくるだろう。著作権も肖像権も生成 AI によって踏み躪られてからでは遅い。侵害される前に、規制によってその可能性を潰す必要がある。

生成 AI を享受目的で使用する悪意の人間が多数を占める以上、個人や法人が気軽に使えるようすべきではない。

生成 AI が作り出した偽物たちはそのまま「社会不信」「社会不安」につながる。

まずは生成 AI の使用を許可制にし、生成 AI の生成物については「生成を行った AI」と「AI によって生成されたものであることを明記」すべきだ。生成 AI の作成においては不特定多数からデータを集めるのではなく、「許可が取れたデータセットから構築」を行って欲しい。

早急な法規制を望む。

●受付番号 185001345000005374

AI 自体の発展は望みますが、それを使用する人の質が問われます。

私はイラストを仕事にしていますがラフを提出したらそこから音信不通になり、提出したラフを学習したと思われる絵を使われていた話も同業者から上がっています。

またモデル、コスプレイヤー、同級生や親戚の写真を学習させて服を脱がせたものを生成したり、支援サイトに出してお金を稼ぐなどの話も上がっています。

誰かがパッと思いついて実行しなかったとしても、それを聞いて実際にやってしまう人がいるのが大問題です。

今の状況はクリエイターが疲弊しますし、表現の自由を履き違えています。

人のものを盗んで金を稼げないようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000005375

データの不正取得と権利侵害

AI が学習に使用するデータが不正に取得され、それが著作権侵害につながる可能性があります。権利者、著作者の許可なくデータが使用されることは、法的な問題を引き起こします。

権利者、著作者に報酬なしでの利用

著作物を AI 学習と生成のために無断で利用し、著作者に対して何の対価も支払っていない現状に問題があります。

生成 AI を正しく利用するには、学習に利用された多くの著作物の出所を把握し、利用する度に生成に利用された著作物の権利者、著作者に対して正当な対価、お金を支払う仕組みを導入する必要があります。

でなければ作り手となる人間が大いに減少し、著作権法の適用外である生成 AI での生成物が蔓延り、日本の漫画やアニメ、イラストなどの文化衰退に大きな打撃を与えざるを得ません。

著作者が法律で守りきれっていない現状、生きるために、金を得るために作品を生み出し続ける者たちが精神的に追い詰められ、自ら命を断つ決断に迫られてしまうこの現状を変えるには先ず、正当な対価を支払う必要があります。

学習データに利用された著作者たちに、何の対価も支払われていないことが問題なのです。対価は誠意であり、礼節であり、文化継承を成功させてきた唯一の道です。

どうか、一生を賭して作品を作り上げる者たちが報われる法をもう一度、作り直していただきたいです。

●受付番号 185001345000005376

生成 AI による下記の被害・人権侵害等が実際に発生していると考えするため、厳しい規制を設定していただきたいです。

- ・実在する人の偽造ポルノ画像の生成・拡散
- ・児童ポルノなどの著しく人権を侵害したデータをもとに学習し、画像が生成される
- ・イラストなどのクリエイターの成果が盗まれ、金銭的・精神的な実害を受けている

●受付番号 185001345000005377

生成 AI は直ちに禁止すべきだと思います。

生成 AI で作ったイラストを動画や広告で利用している人がたくさんいます。

お金のない人が無料でクオリティの高いイラストを利用できることは駆け出しのクリエイターにとっては活動の足掛かりになると思います。

しかし、本来であればプロになる前のアマチュアのクリエイターが対価をもらわない代わりに、宣伝効果や新たなファンの獲得を対価として受け取っている状態で成り立っていました。

生成 AI が登場したせいで、その機会が奪われていると思います。

このままではイラストを描く人が減り、日本の文化であるアニメ、コミックイラストが衰退することにつながります。

もし自分が一生懸命考えたイラストを簡単に学習されて、大量に無料で使用されたら絵を描き続けることは難しいと思います。

2. (1)

人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。"とありますが AI についての議論 (AI による創作) と "人間の創作" を同じ俎上に上げるべきではないと考えます。生成 AI は人間と違い、高い演算能力を駆使し人間とは比べ物にならない程の製造能力を有します。大量の生成物を使った市場のダンピングや創作者の作風を過度に模倣した粗製乱造などおおよそ人間には不可能な方法で著作権者の権利を害することが容易に可能であるためです。(1) で述べられていることは、あたかも著作権者が生成 AI に一方的に食いつくされることを是認しているように読めてなりません。生成 AI の驚異的な製造能力などを考慮し既存の法理とは分けて新たに生成 AI に関する法整備や規制を作るべきと考えます。

(2) → 一見すると現在の生成 AI による無断学習の大半が違法性が無いと言いたいように見えますが、現在、世間に溢れている画像生成 AI (NovelAI Stable Diffusion Niji Journey 等) については人の目に見える形で画像を生成し知的・精神的欲求を満たすことを目的に開発された生成 AI であり明確に享受目的が併存するものであり、法第 30 条の 4 の適用はないと考えます。また、30 条の 4 の権利制限には著作者人格権を含まない為、学習段階における改変行為についても権利を制限されないと考えます。

5. (1) エ (オ) → この項目を読むと、「ネット上にあるデータが海賊版、違法な複製かどうかは権利者でなければ判断できないため、学習データに海賊版データを使用してしまうことは仕方がない」と読めるが、著作権者の権利を軽視している態度と言わざるを得ない。そもそも海賊版かどうかの判別がつかないのであれば、著作権者の権利を守るためにオプトイン方式 (契約を結んだ提供者のデータのみを学習に使う方式) のみに一本化し著作権者を保護するのが本来の在り方だと考えます。現在の生成 AI のデータセットは無断転載サイトや海賊版サイトのデータを学習させて作ったものです。しかも開発者はそのことを認識しているという趣旨の発言をしています。余談ですが現在の生成 AI の学習において児童性的虐待画像が大量に使用されていたことも発覚しています。このような成り立ちの画像生成 AI は創作者の立場から見て絶対に許容できるものではありません。

カ → 著作権問題が生じた際には権利者が裁判を起こして対応しないといけないという形では、権利者の負担が大きすぎるように思う。手続き負担による泣き寝入りが発見することが容易に想像できるが、政府はこの点についての認識が甘すぎるのではないかと。妨害排除請求を行う際の手続きのハードルを下げなるべく権利者の負担を減らすような措置が必要だと考えます。権利者に断りなく学習をしておきながら、それが気に入らないなら全ての手続き負担は権利者が背負うという姿勢は到底受け入れられない。

(2) → 2. (1) で述べたように "AI についての議論 (AI による創作) " と "人間の創作" を同じ俎上に上げるべきではないと考えます。

コ →データセットの開示について、文書開示命令によって行える可能性があるとのことですが著作権者の負担が大きくなってしまうと考えます。また無断で学習しておきながらデータセットの中身は文書開示命令を経なければ開示しないという姿勢は極めて不公平であり法第 30 条の 4 が適切に運用されていることを確認できるように、データセットの明示を義務化するように法整備を強く求めます。また、米国では AI によって生成されたコンテンツを明確に識別するために、目立つように表示することを義務付ける「AI ラベリング法」が提出され生成 AI に対する規制が進められています。日本もこのように著作権者を守るよう AI 関連の新法を作るなど法整備を望みます。

(3) →「AI 生成物に著作物性が認められる可能性がある」としてしまうと、生成 AI の特性上インターネット上に「著作物かもしれない生成物」が氾濫し、生成物ではない従来の創作物の市場価値を著しく毀損することにつながります。また 2. (1)で述べたように生成 AI は人間とは比べ物にならないほどの生産能力を有します。そんな生成 AI に著作物性を認めてしまうと、人間の使える表現を根こそぎ消費してしまう可能性があり、生成 AI によって既に使われている表現をそのままでは使えない(著作権の侵害に該当する可能性)ので、人間の創作の幅が狭められて、創作文化が急速に先細る危険性を懸念しています。"

●受付番号 185001345000005379

資料を読むと、現状の AI への考え方はどんどん使ってどんどん作ろう！ということが全面に押し出されすぎているように思います。

AI は 1 を 100 にも 10000 にもできるかもしれませんが、0 は 0 のままです。

0 から 1 を生み出すクリエイターたちが安心して創作できる状態になれば AI の発展にも間違いなく限界が来ます。

すでに動き出しているものを完璧に立ち止まらせることが難しいのであれば、せめて著作権者にお金が支払われ、権利が尊重される仕組みづくりは必須だと思います。

クリエイターはそれでご飯食べてる人たちです。霞を食べているわけではありません。

作品を生み出すために心と体を限界まで削っているのです。

AI を使って何かを生み出すことにはもっと慎重になるべきだと思います。

先日の漫画家さんの事件のように、自分たちもつくる側なのに著作物への権利を認識していないような人たちが多数いる状態でこの計画内容には賛同できません。

今一度再考していただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005380

全文拝読しました。

現在生成 AI で苦しめられているアーティストが周りにたくさんいます。もちろん生成 AI が悪いのではなく、使う側の著作権やプライバシーに関しての認識が甘く、管理がなっていないこと、AI 生成ソフトの学習元が不適当なことが原因でこんな現状なのではと感じております。

AI で素晴らしい作品を作るクリエイターもありますが、彼は日本人ではありませんし、学習も自身で撮った写真や、著作権フリーのものしか使っておりません。そういったように自分自身の作品を生み出すこと、医療技術の発展などに AI を使うことは素晴らしいのでしょう。問題は、生成 AI で作品制作を行なっている側の個人(法人)が学習元のアーティストに敬意を持って今日もまた 1 人、AI の嫌がらせを受け、仕事をもらえなくなり、誹謗中傷を原因に sns から去った人を見かけました。私たちを助けてください

●受付番号 185001345000005381

絵を描いたり写真を撮ったりするクリエイターは、その技術を何年何十年と練習を重ねて得た力を武器に活動しているのにも関わらず、その技術を第三者が盗用しお金を得ることが何故許されるのか。先人が培ってきた技術が軽視されている。またクリエイターに関わらず、自分の姿が知らない間に悪質な生成 AI 使用者に利用されている可能性が常に付きまとうのは如何なものか。現に悪質な生成物が要因で創作活動を引退するクリエイターも多く、文化は確実に衰退している。よって AI による生成物には加筆修正を加えたものであっても一切著作権を付与してはならない。

●受付番号 185001345000005382

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について

あるイラストを AI に取り込ませ、新たなイラストを生み出すことは元のイラストを描いた方の著作権を侵害していると考えます。もしこれが著作権の侵害とならない場合、既存のイラストを AI に取り込ませ、新たなイラストを生み出せばイラストレーターに依頼する必要が無くなり、今後、イラストレーターの方々がいる必要性が無くなってしまい、イラスト業界に多大な影響を与えてしまうことになると考えました。

●受付番号 185001345000005383

著作者が AI 学習への利用不可と表明している場合において、
その著作物の AI 学習利用が発覚した場合、利用者が処罰されるよう法整備をお願いいたします。

●受付番号 185001345000005384

私は生成 AI の利用について利用そのものを規制するべきだと考えています。理由としては現行の生成 AI は情報ソースが不明瞭であり、原本の作者の許諾が得られていないからです。実際、世界中のコンテンツ産業業界では権利の侵害であると生成 AI に対する批判が高まっています。この状況で生成 AI の利用について黙認する事はあまりにもコンテンツ産業に対して不誠実であると考えられます。

その為、私は生成 AI そのものの利用を規制し、AI 技術の成熟と法整備を待つべきであると考えました。

●受付番号 185001345000005385

私は趣味として創作活動を行っている者です。

正直、生成 AI を使用したイラストや文章の出力には大変興味を惹かれます。

しかし私は自らの手で創作活動を行っているので、活動において必要な努力を知っています。

生成 AI は先人の著作物を使用することで成り立っているため、著作物を作り出すにあたって必要とされた創意工夫や努力、技術の全てに依存しています。

学習元であったならもちろんですが、そうでなかったとしても、今までそして今後も自らの手で創作活動を行うクリエイターの方々を蔑ろにすることは毛頭許されることではないと考えています。

現に SNS 上では、生成 AI によってクリエイターの立場が脅かされる可能性について議論されています。一方でこの話題について全く無関心な方もいますが、素案を見た限り、クリエイターに限らず芸術を享受している全ての人に関係がある問題であると感じました。

国の意向をしっかりと国民全員に向けて発表し、国民の意見を広く深く聞いていただきたいと思っています。

生成 AI やその使用を否定するつもりは全くありませんが、生成 AI によって出力されたものが人の手で創り出された著作物と同等に扱われること、またそれにより生成 AI の使用者が利益を得ることに関しては強く否定します。

1 人の創作活動者として、日本が世界に誇る芸術文化をお守り頂きたく存じます。

どうかよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005386

生成 AI で取り込まれた画像を元に画像を生成するのは著作権違反にあたると思います。

●受付番号 185001345000005387

クリエイター活動を主にしている家族を手伝っている者ですが、最近の AI 推進について、過去、現在、未来(これからクリエイター作家を目指す者)のクリエイター側の権利が脅かされている状況に危機感を感じます。著作権がある作品に対して無断で学習に素材を使われている現状は、著作権者への還元もなく、また、著作権侵害にもなり得ると思うのでやめて欲しいです。現在、家族が AI イラストの学習素材として使われていて、調べる限りの AI イラストの素材リストに名前がありました。使われた事に対して事前の報告も何もありませんでした。全てにおいて著作権料も発生しておりません。クリエイター側を利用するだけして儲けようとしている海外、国内 AI 企業等に強い憤りを感じますし、無断使用されたクリエイター側にも生活がある事を理解して欲しいです。その上で AI と著作権についてはしっかりとした対応をお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005388

AI 生成物への著作権付与を認めることが出来ません。

既に起きている事象だけでも、特定の個人の作風のみを学習させた AI の生成物を私物のように扱い個人への嫌がらせ・誹謗中傷に利用しているもの。特定の個人の作風に非常によく似せた生成物を性的なものに変更し元となった個人のブランドイメージに被害を与えたもの。制作途中の作品を AI に読み込ませ先に完成させたのだから自分に著作権があると主張したもの。また個人の作風を学習させその学習元の著作権者の利益を脅かすことが想定出来る AI を販売している業者もいます。

AI の生成速度が人間に再現できるものではない以上、人と同じ立場に立たせるべきではありません。既に AI の生成物がアーティストとして活動している国民に損害をもたらしている例が一つの SNS 上でも日常的に散見されます。

”生成 AI の「学習」には著作物に表現された思想・表現を享受する目的が認められる可能性があり、また著作権者の利益を不当に害する可能性があるため、著作権法 30 条の 4 が適用されない可能性があること”とありますが、そもそも AI の学習過程において画像に含まれる情報のタグ付け等、AI 利用者の”思想・表現を享受する目的”を補助するかのような内容も含まれています。

既に AI の生成物は創作市場において学習元となった個人と競合し、著作権者の利益に不当な損害を与えています。

●受付番号 185001345000005389

人が一から努力して頑張って作り出したものを簡単に汚さないで頂きたい。AI に学習させて書かれた絵はそれはもはや絵ではない。「ただ色が載ってるなにか」ふざけるのも大概にしてほしい。

5. 各論点について (1) イ

・私は趣味で絵を描いてインターネット上で公開をしています、それには自分の思う「綺麗・可愛い・これが好き」というこだわりを詰めています。無の感情で自分の作品を見て欲しいクリエイターなど居るでしょうか。投稿した時点で、誰かにそのこだわりを「良い」と思って欲しいのです。これも「著作物に表現された思想又は感情」に入ると私は思っています。全ての人が高尚な思想を絵で表現したい訳では無いでしょう。

AI 生成イラストもまた投稿した時、誰かにいいなと思って貰えるでしょう。誰かが作ったこだわりたちを無断で使って作ったデータセットから作られた寄せ集めのこだわりに対して感情を持つ人が居る時点で、それは享受目的になるのではないのでしょうか。そもそも生成したものを発表して享受目的ではないと言えるのは AI の作者であり、それ以外の利用者はあくまでも享受目的であると考えるのが妥当ではないのでしょうか？

【著作権侵害の有無の考え方について】 ウ

・研究のために学習するのは構いません。ですが現状の生成 AI は誰でも利用でき、無断転載の作品を大量にクリエイターの許諾なしに学習したデータセットを使って、生成物を販売したり特定のクリエイターの絵柄を模倣したものを生成したりしています。一体何の研究のために使われているのか何もわかりません。

明らかに享受を目的とした生成 AI のために私は絵を学習されたいと思いませんし、そのために描いた訳ではありません。自他の絵が無許可で使われているのは良い気持ちではありません。それはクリエイターへの搾取です。

せめて、学習したデータ内容は全て公開するべきでは無いのでしょうか。生成 AI としての利用を許可する作者だけが、それを許可すればいいと思います。そうすれば新米クリエイターはそれを利用でき、AI 生成物に著作権を付け、販売をしても問題はないでしょう。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】 エ (イ)

・生成 AI によるイラストが多く世に出回る事で、ある特定の描き方自体の価値が下がったり、生成 AI によるものではないかと疑われている時点で迷惑であり、手法や文化が廃れる原因になっています。

【侵害に対する措置について】 カ (ア)

・特定の作者の絵を集中的に学習させ、それに良く似た絵柄を生成出来るようにするのはその作者の成り代わりに等しく、嘘で評判を落とすのも作者の作品と騙って販売するのも思いのままでしょう。

それが可能な時点で、生成 AI には強い規制を求めます。

・既に実在の女性写真から性的な生成イラスト・リアルな写真風の画像を生成するアプリや、生成画像が出回っています。ディープフェイクやそれによる脅迫などは容易に想像できますし、そもそも普通に生きているだけでその被害に遭う可能性があるのは異常です。これ

は先の岸田総理の件で知られる通り、政治家の方にも関係があるでしょう。もし選挙を前に、自身にそっくりに生成された嘘の画像や動画が出されたらどうなるでしょう？ また能登半島地震の際には関連したデマ画像が複数見られました。これは災害時の情報収集には大きな問題になりかねません。特にリアリティのある画像の生成や研究に関しては、免許などが必要ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005391

毎日のように AI を利用した被害を目にします。

金銭の発生する物、いたずらや一方的な感情による嫌がらせなど、創作の場が日に日に荒れていくのを感じます

特定の創作物を故意に真似て売買し被害者の財産や信用を損なったり利益を略奪したりする行為、これは現状でも違法行為にあたると思うのですが、取り締まる側が事情をわかっていないのか対処されずに放置、被害者が泣き寝入りというのが横行しているように感じます

法が整備されないまま野放しになっている間にも著名な作家から廃業、文化の衰退が進んでいます。日本の漫画やアニメは海外からの評価も高いと言いますが、国の内側から潰れていくのは悪手ではないでしょうか

現状で対応できない不利益が発生しているという事実だけでも対策の必要があるかと思えます

金銭が発生しないにしても、著作物に表現された思想または感情の享受を著作者ではない人間や著作物ではないデータが取って代わろうとしているのに対しても抑止が必要です。表現者と視聴者の間の関係を第三者がいたずらに破壊しようとして健全な表現の場がつかれません

また、AI を活用したいと考えても現状のそれは他者の著作物を無断で切り貼りする物なので、利用するということ自体が著作権を侵害する行為に加担していると考えます

技術は素晴らしいものだと思うので、盗品の上に成り立っている物でなく安心して使える物が開発されれば表現の幅を広げることも可能だと考えます

技術の発達は人間の生活を豊かにしてくれますが、それを使うのは人間です

現状、新しいおもちゃを手に入れた不良グループの間で万引きが流行っているような状態です。大手の店から順に潰れ、自分の番が回ってくるのも時間の問題かなと

手遅れになる程荒らされる前にどうか法の整備をお願いします

●受付番号 185001345000005392

- ・個人
- ・素案項目 5 (3) 生成物の著作物性について

生成 AI の問題点は、明確な許諾を得た画像のみを学習し出力できる Adobe Photoshop 内の生成 AI 機能など一部を除き

- ・学習に使用されたイラストが誰の著作物であるか不明瞭である
 - ・使用されたイラストの数は膨大で、学習段階および生成段階において著作権を保有するクリエイター全員を把握することが困難である
- ことが挙げられます。

学習元となるイラストの著作物性が保証されているのか(クリエイターから明確な許諾を得ているのか)定かでない事から、生成 AI 利用者の著作権、及び生成された AI イラストへ著作物性は与えるべきではないと考えます。

ただし、以下の条件を満たす場合は著作物性を得る権利があると考えます。

- ・生成 AI を使用し出力したイラスト(あるいはそれに加筆したイラスト)であると明言する
- ・学習元のデータを例外なく全て開示可能である
- ・学習元のイラストや画像の著作権保有者から、AI 開発事業者あるいは生成イラスト使用者本人が許諾を得ている証明ができる
- ・上記 3 点を満たした上で、生成物を悪意ある目的で使用しない

上記 4 点を満たしていない AI イラスト及び生成 AI 利用者には著作権による保護を認めず、著作権で保護されていない AI イラスト(以降、未保護イラスト)を公共の場(SNS などインターネット上も含む)で公開または使用した場合は罰則(国に対する罰金等)を与えるべきだと考えます。

また、クリエイター側が生成 AI を使用しているという懸念もあります(なりすまし等を含む)。イラストの著作物性をより明確に判断する為、クリエイター側にも必要に応じて以下の点を確認すべきと考えます。

- ・イラストを制作する際使用している機材、画材、ソフト等制作環境の提示
- ・制作したイラストの PDF データや制作過程を記録した動画など、学習元が明確でない生成 AI 機能を用いていない明確な証拠の提示

上記 2 点を保証できれば、AI イラストとの差別化も可能であると考えます。

意見は以上です。何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005393

AI を推進するなら、元となった画像を明らかにし、使用料を還元するシステムにすべきです。幾億万の画像から学習するのでは不透明すぎます。

●受付番号 185001345000005394

AI 技術における問題点は様々ですが、一番な問題として学習先のデータに児童ポルノなどの犯罪に関するデータが含まれていることが分かっていることです。AI の学習にネットなどのデータを収集することは違法ではありませんが、もし企業や個人が知らず知らずのうちに AI を使った技術を利益目的で使用的した場合、その使用者の責任を追求されるため注意が必要です。

また、SNS や画像投稿サイトでは、イラストレーターの画風を真似た AI イラスト(センシティブであったり、イラストレーターの品格を下げるもの)を投稿し、イラストレーターに物理的、心理的な負担となっています。個人的にイラストレーターがそれにショックを受け、筆を折る事になるのは非常に残念です。

法案を制定する際には、AI 技術の営利目的での利用の制限および、AI 技術による侵害に対して迅速に対応出来る内容をのぞみます。

●受付番号 185001345000005395

イラストレーターとしての意見を述べさせていただきます。

◆学習・開発段階の著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

(イ) の

”○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

○ 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。”

は、既存の著作物との類似性の判断基準が曖昧なため著作権者にとって非常に不利な条文であると思います。

例) 別の作家の作風を一部混ぜることで類似性を下げてごまかされてしまう等
裁判等で類似性を立証することは個人作家にとって負担が大きく、実質泣き寝入りのようになってしまう可能性が考えられます。

また、既に特定のクリエイターへの需要が AI 生成物によって代替されてしまった事例が多数発生しております。

(特定ジャンルの web 広告用画像の多くが AI 生成物に置き換わっている等)

素案のように出力物の類似性のみで著作権侵害を判断してしまうと、よりその流れが加速される懸念があります。

著作権侵害の有無を出力物の類似性で判断するのではなく、多くの著作権者が自著作物の AI 学習に拒否感を示していることを鑑みて「人間が鑑賞可能な状態で出力を行う AI へ許諾のない著作物を学習させることは著作権侵害である」とするのが妥当であると考えます。

※データ利用など作品として鑑賞できない形での利用は問題ないと考えます。

AI 利用者が気づかないうちに既存著作物に類似した作品を生成してしまいトラブルになった例も既に多発しておりますので、学習段階でのより厳しい規制は必須です。

利用者側が全ての学習元を把握することは不可能であり、無自覚に他者の権利を侵害する可能性がある道具を安心して利用することはできません。

安心して AI を利用するためにも許諾のない著作物の学習を排除して、クリーンな AI の発展を促進する環境づくりを切にお願いしたいです。

●受付番号 185001345000005396

他人の絵柄を模した AI 生成物を使用して本人に嫌がらせ、ストーカー行為、殺害予告をしている実例がある。

X にアカウントを持っているイラストレーターの被害者の■■■■さんは本日その件が原因で X の運用を無期限で停止すると発言した。

加害者の方は A I 生成物は著作権を侵害していない等と発言し、ついには SNS のアイコンと名前までイラストレーターの方と同じものに変更した。

こういった人がいる以上、A I 生成物とそれを元に加筆したものに著作権を与えるのは大変危険であると言えるだろう。

A I 生成物に著作権を与えることは、日本の大きな文化と言えるアニメや漫画やゲームやラノベといった文化を創造する人たちを攻撃する行為であり、それらの文化自体を破壊する行為であると感じる。

アニメ漫画文化を世界に発信している国として、それらの権利を侵害する可能性が大きいある AI への規制は積極的に実施していくべきである。

規制の例のひとつとして、AI 生成物・AI 生成物を元に作った作品（AI 生成物に加筆したもの）には、その作品の一目でわかる場所に AI 生成物関連であると記載することを義務付けるなど規制として有効であると考えてる。

1 人の商業でも活動しているイラストレーターとして、A I 生成物が人間が自ら描いたイラストと同等の価値・著作権を付与されるということも非常に遺憾だ。

食品や家具などでも手作りと機械製品が同じ価値にはならないだろう。

一つの文化を壊す可能性のある案件であるため、政治家ではなくその文化を今まで作ってきた創作者たちの意見を第一に検討していただきたい。

●受付番号 185001345000005397

現在世の中に出回っている生成 AI および生成 AI による製作物にはいくつか問題点がある
と考える。

- ・生成 AI の学習に使用される文章や画像のほとんどが作者に無許可で用いられたものであり、盗作であると考えられること。
- ・(特に画像生成系 AI に対し)使用された学習データの中に不法なポルノ画像や暴力的画像が含まれる可能性があること。これは学習の際に収集されるデータが人力ではなくスクリプトなどによって収集されることにより起こりうるため、現段階の生成 AI では不可避な問題であるかもしれない。また、生成 AI による製作物の出力時にプロンプトを工夫することにより、特定の学習元に類似した製作物を出力することが可能であると複数のユーザーによって示されている。これにより、不法な学習元の画像が生成 AI によって出力される可能性が示唆される。
- ・学習元データの情報にデマや間違っただけの情報などが含まれていた場合、出力時にも間違っただけの情報が出力されることがあること。これは学習元データに偏りがあつた場合さらに出力しやすくなると考えられる。

生成 AI の製作や利用にあたり、これらの問題の解決が望まれる。

●受付番号 185001345000005398

趣味でイラストを制作しています。

イラスト内容は、俗にいう 2 次元美少女のアニメ風イラストで、オンラインゲーム等の個人キャラクター（ユーザーがゲーム内で作成したオリジナルのキャラクター）をモデルとし、イラストを各種 SNS サイト、ブログ等で公開しています。

権利表記としては SNS サイトの自己紹介文の中に『(イラスト無断転載・AI 含む使用禁止)』という文言を入れております。

以前、自身が作成したイラストを無断で AI イラスト出力アプリ（NovelAI）を用いてベースとしてイラストを出力された経験があります。権利表記、AI 使用の拒否は名言しているにも関わらず、安易に AI イラストの素体として使われてしまう危機感を感じています。

現行では各種 SNS サイト、イラスト投稿サイトでも AI イラストの使用に関してはルールがまちまちであり、ビジネス目的として使われている状態も散見されます。

AI イラスト等には厳格な法規制ないしルール化を求めます。

●受付番号 185001345000005399

まず、生成 AI を使って画像を出力している人間を創作者として扱わないで頂きたい。人が何百、何千と時間をかけて創り上げてきたものを無断で使用するの盗と盗と同じです。絵を描いている人にはそれぞれの作風があり、絵 1 枚だけでも作者の込めた思い、努力の過程などが詰まっています。それを作者の同意も得ずに勝手に使い、それにより生成されたものやそれを生成 AI にさせた人間に著作物、創作者を名乗る資格はありません。それらに著作権を与えるなんて侮辱していると思いませんか。現にこのような生成 AI によって傷ついた方、創作活動自体をやめてしまわれた方もいます。事の重大さをいい加減認識してください。「許可を得ずに学習に使用して良い」なんてありません。「許可を得られた場合のみ学習に使用して良い」ならまだ議論の余地はあると思いましたがそれすら考えていらっしゃらないのですか？創作者からしたら自身のつくりあげた作品は、世の中の子を持つ親から見たわが子と同じです。自分の子供が誰かも知らない輩に使われ、世界に勝手に放出されるなんて耐えられますか？たかが絵、小説、と思ってこのような法を考えていらっしゃるので無いですよね？

●受付番号 185001345000005400

現在の生成 AI は、著作権のあるイラストを無断で利用、改変し、著作者人格権に違反しています。無法地帯であり、イラストを描いている側の立場からは、断じて許せない悪行です。生成 AI が原因で筆を折ってしまったイラストレーターさんが何人もいます。何年も何十年もかけて技術を磨き、何時間、何十時間とかけて作り上げた作品が赤の他人に勝手に利用され、あまつさえ他のイラストと混ぜ合わされキメラ化して、元の制作者には一銭たりとも支払われなくなれば、精神を病んでしまうのは人間として自然です。法で規制しなければ、世界に誇る日本のアニメ、漫画、イラストなどのサブカルチャーが壊滅します。作り手がいなくなってしまうえば発展が見込めなくなり、廃れていくのは自明の理です。

一刻も早く、創作者を保護してください。助けてください。イラストを描いてお金をいただき生活している人はたくさんいます。私もその一人です。日本経済をさらに負の方向へと導いてしまうのは、日本に住む人たち全員が望んでいないはずです。

この声が届くことを祈っています。よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005401

素案について、絵を描かれる方の権利が軽視されていると考えます。AI に関する決まりを整えるのは賛成ですが、どうか今一度練り直していただきたいです。

●受付番号 185001345000005402

何度も言われている事だと思いますが、生成 AI は数多のデータを学習してできています。そしてそのデータのほとんどに著作権者がおり、著作権、著作親権があります。出力の仕方によっては誰かが権利を持っている著作権とほとんど一致するようなものも出てきてしまいます。

私はそれは著作権侵害のひとつだと考えております。

その人が頑張って作った著作物がこんな簡単に誰かに真似されて使われてしまうのは、その人の活動を邪魔してしまうことになりかねないと思います。

そして、生成 AI により創作というものが急に身近になったせいで、創作者が大事にしていた創作に対する権利や倫理観が備わっていない人が増え、既に創作活動をしていた人の足を引っ張る現状になっております。

生成 AI による悪用をする人が今も尚増えております。それを機に創作活動を辞める人も少なくありません。あの規約では緩すぎるくらいです。既にいる創作者、これから生まれる才能ある創作者を守るためにも、彼らの目線に立った規約がもっと必要です。このままでは日本の強みであるサブカル文化の衰退へ導いてしまうと思います。

私は生成 AI による生成物に対する著作権よりも、人間の手によって生み出された創作物に対する著作権を守るべきだと思います。考え直してください。

●受付番号 185001345000005403

生成 AI について、当パブコメに置いては絵師を中心とした批判派からの意見が多いかと存じますが、一クリエイターの私としてはそれに真っ向から反対する立場を取りたいと思います。

まず、AI ベースによる制作についてですが、音楽分野や執筆分野では画像生成分野以上に既に AI を用いた制作が十分に浸透しています。

音楽分野では例えば iZotope 社の提供する様々なソフトウェアによりかなり高いクオリティでの MIX(ドラム、ベース、ギター等の音量やその他パラメータを調整すること)がワンボタンで出来るようになっており、プロ、アマ問わずかなり好感をもって積極的に取り入れられています。

執筆分野では、ChatGPT のような昨今の革新的な AI の他にも、古くから Word その他の文書作成ソフト上には誤字脱字訂正機能が取り入れられており、人間の力を使わずにソフトウェアでクリエイターの活動をサポートする機能が広く実装されており、多くの人がその恩恵に与っていると思いますし、文字を打つ段階での IME にすら、機械学習や AI によって素早く予測変換が可能になっていると思います。

それぞれの分野について、本来は「MIX 技能者」や「校正者」といった、技能を持つ人間が果たしていた役割を簡易的に AI や機械学習によるコンピュータが代役している例であり、画像生成分野において既存の「絵師」なる者の技能が潰されてしまうので AI に規制を設けるべきだ、といった指摘は皆目見当違いであると考えます。

次に、AI 使用者側の権利について、もっと検討されるべきであると考えます。

今まで絵が上手くなかった人間からすれば、画像生成 AI の素材が多く出回ったり、自分でも簡単に作成できるようになった現状というのは、例えば TRPG のプレイのような個人的な娯楽の場でも、Youtube 等のサイトに自分の作った動画や音楽をアップロードするときの手助けとしても、とてもいい状況だと思っています。

我々には公開された画像生成 AI を使用する権利があり、それを悪とし画像生成 AI を批判するような動きは権利侵害に当たると考えています。

また、「作風」をも容易に模倣できる点が問題に上がっていますが、私としてはその点について、AI にも人間にも共通して論ぜられるべきだと思います。

人間が「作風」を模倣した場合、ネット等での世論では「バクリ」に相当するとしてある程度の批判的意見が起こると考えられます。が、その模倣の具合によって、または別の強烈なメッセージ性を含んでいる場合には「インスピレーション」や「オマージュ」としての捉え方をされ、多少印象の良い世論が形成されるのではないかと考えています。

これは画像生成 AI についても同じで、overfitting によって単に作風のみを過剰に模倣した場合、それについての批判はあって然るべきだと思います。が、それはあくまでも個別具体

的な事案に応じた司法判断によって制限する物であり、現時点で論ずるべきでは無いと考えています。

まとめとして、現行の生成 AI は著作権法に関連して一切問題ないと考えており、委員会によって解釈についての考えをまとめられ批判的に受け取られるようなものではなく、あくまでも個別的な司法判断の元でのみ規制されるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005404

現在世に出ている生成 AI システムでは、既にたくさんの絵を作者の意思を無視して学習しており、作者がそれまでに積み重ねた努力に何の敬意も払わないものに成り下がっています。それらを使うことを「創作活動」とは言えないと思います。

生成 AI をゼロから開発し学習させるものは作者の許諾を得たものに限ることが徹底される、そのような法規制ができるのであれば、未来のあるシステムだと思いますが、現状は学習される側が全然守られておりません。

ある有名で素晴らしい創作活動をされているイラストレーターさんの絵を生成 AI に学習させ出力したものを SNS に投稿し、その方の名を名乗り活動している人を見かけました。それについて元々のイラストレーターさんが命を絶とうと思うほどに悩み、筆を折ろうとしていることを、たった今知ったためにこれを書いています。

学習させられるのは作者の許諾を必ず得ている作品であること、生成 AI 作品は必ずその旨を添えて発表すること、違反者は罰せられること、創作者は守られること、これらは徹底していただくことを強く望みます。

●受付番号 185001345000005405

著作権について

- ・「絵柄」は著作権として保護しない
- ・自動生成しただけの絵にも著作権を認める

というように読み取れたのですが、AI は誰かが描いたものを勝手に学習させ使用する泥棒行為です。

自ら生み出した作品に著作権が無く、他人のものを掠め取って作り出した画像に著作権が発生するのはありません。

自動生成の仕方によっては無断で学習させた元の作品と同じ様なものができあがり、クリエイターの個性や尊厳を踏みにじます。

努力や経験を経て身につけた絵柄を横取りして権利を主張するのはおかしいです。

こういう時、海外での AI の取り扱いをよく見てみてください、こんな馬鹿みたいな法を通す国は無いです。

●受付番号 185001345000005406

AI で生成したものに加筆修正を加えるだけで著作権が与えられるという文言がおかしい
利便性が高いために家族や友達の写真、その他作成した作品が悪用される可能性が極めて
高いのになぜこのような意見が出たのか疑問である
日本が誇れる文化をどれだけ潰せば気が済むのか

●受付番号 185001345000005407

AI によるイラスト生成は免許制ないしそれに準ずる資格、技能講習を設けたほうがより軋轢を最小限に抑え文化の発展になりうるかと思います。

理由といたしましては現状ではイラスト生成 AI によって収入を大きく絶たれる人や不当な利益を被る者が後をたたず、このままでは司法による対処が膨大になったり司法に助けってもらえないと悟った文化人による永久的損失は免れないからです。

ですがイラスト生成 AI による学習力は並大抵のものではないのもまた事実です。生成する速さやアバウトさは描けない、若しくはそのレベルに至ってない者からするとこれほどのものを一律に禁止し発展の機会の永久的損失も起こってはならないと聞いているからです。ですので、両者の言い分を汲み取り資格として取り扱えばと考えつきました。重機の作業資格証のように携帯の義務を紐づけ、国や第三者機関に身分を届け出、イラスト生成 AI を悪用しないと宣言させるこのやり方であれば清き発展になると思います。

●受付番号 185001345000005408

私や家族、知人の画像が知らぬ間に勝手に利用され著作権を得られては困ります。

●受付番号 185001345000005409

画像や文章生成 AI がその元となる文章や絵、イラスト、画像を学習して出力した場合、学習に使用した大元のデータを全て記録する事を生成 AI に義務化することが出来れば、作品の盗作が防げるかと考えます

●受付番号 185001345000005410

正規の作家さんの作品は、それを構成する全ての要素を含めて守られるべきだと思います。絵柄、作品に対する考え方、積み上げてきた思い、そのどれか一つでも欠けていれば、それは贋作です。

絵柄しか真似られない、雰囲気しか真似られない贋作作りの AI に、著作権はありません。その活動は認められません。

生成 Ai は一度使用を制限し、作家を守るシステムを構築するべきだと思います。

「作家本人より AIの方が上手くね?」といった、作家を笑い者にする投稿。

「作家 A の画風を使って、たった数分で金儲け!」といった、作家を侮辱する投稿。

本人を騙った自殺教唆。

AI は最早「便利ツール」などではありません。

作家が人生をかけて作り上げた世界を、自分の欲のためだけに食い潰す「倫理観の無い人が悪事を働くツール」です。

そういった心無い人々の暴走のせいで、多くの作家さんが創作活動を停止してきました。

私の好きな作家さんも、被害を受けて活動を停止し、精神病を患いました。

実際に創作に AI を活用する人は、それほど多くありません。現状創作において生成 AI とは、犯罪者が扱う劇物兵器と変わらないのです。

このまま生成 AI を放置していれば、やがてほとんどの作家は食い潰され、日本の一大産業は廃れてしまいます。

だからどうか、努力する作家を認める法律を。心無き人々に苦しむ作家を守る法律を。

もうこれ以上、ふざけた悪意のせいで身を引く作家を見たくありません。

このようなコメントは初めてで、見当違いな意見かもしれません。ですが、多くの人が、様々な人が AI の暴走によって苦しんでいる事実を忘れないで下さい。

作家の作る世界を、守って下さい。

●受付番号 185001345000005411

AI という技術については歓迎するが

・学習内容について慎重に吟味する

この一点に対しては問題があるとおもう

その入手方法についてはグレー、むしろブラックな現状であると考えている

著作者の許可を得ることなく勝手に学習してその結果を集合させ

人間の速度では到底追いつけないような速さで作成して

ましてやその出来上がった内容が著作物扱いというのは納得できない

それとは別に現在学習している内容自体が児童の性的画像が混じっている

<https://news.yahoo.co.jp/articles/fc829d58b1a1110cea6312a7f72ec3cddd928207>

こういったブラックな内容まで学習させているのにもかかわらず

それらを含む出力が取り除かれない状態で AI の文化を歓迎するのはどうだろうか？

絶対に使うのをやめたほうがいいと思う

しかも他の国では歓迎されてないのに日本だけ推進していく

もっとクリエイターに寄り添うような形で法整備を

改正したほうがいいのではないか？？

このままでは日本のクリエイターが減少してしまう

●受付番号 185001345000005412

英国貴族院の生成 AI に関する報告書を提出しました。

著作権は他人の作品を許可なく使用することを禁止する

現状の法律がこれを保証できないのであれば、法律を更新する必要がある

権利者は自分の作品が許可なくトレーニングされていないかどうかを確認できる必要がある

許可のないトレーニングは公正であるという AI 企業の主張に正当性はない

貴族院は裁判所に投げるのではなく政府が行動しなければならないと言っている

大規模で高品質な学習が完全に許可性のデータセットへの投資を奨励する

●受付番号 185001345000005413

一クリエイターとして、

自分が何時間もかけて描いた絵を勝手に利用され、できた生成絵に価値をつけられ販売されることがまかり通るというのはとても悔しいです。

すごく嫌です。

もっとクリエイターの気持ちを理解してほしいと切に願います。

●受付番号 185001345000005414

現行の画像生成 AI に強く反対します。

学習元のイラストレーターや、出版社、アニメ会社などの商業作品の著作権を著しく侵害しており、長期的に芸術文化の衰退を招く恐れがあるからです。

また、著作権を侵害された被害者であるクリエイターを保護する仕組みが何も無く、政府は AI 学習から著作物を保護するシステム開発に注力するべきです。

●受付番号 185001345000005415

AI 生成物を使って学習元クリエイター個人への集団嫌がらせを行うような真似が横行する昨今、生成物にそのまま著作権を認めます！というのは、文化庁さんは悪い人間による誹謗中傷のみならず暴力や刃傷沙汰、はたまた自殺の幫助でもする気なのかという認識が正直なところです。

従来の著作物と AI による生成物の権利を混ぜこぜに考えながら推進するなら、絶対にこういったトラブルが技術以上に加速すると考えます。

この手のあまりにも簡単に予測できる問題への対策としては、AI 生成物の権利は通常の著作権とは別個の種類の種類として管理するのがスマートではないでしょうか。

さもなくば AI 生成物・加工物はウォーターマーク等 AI 生成であることの明示の義務化、学習元の著作者らへの何らかの金銭的利益還元等が必須ではないかと思います。

●受付番号 185001345000005416

AI と著作権について、資料「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の

3. 生成 AI の技術的な背景について

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

内に記述されている「生成物が著作権侵害になる場合があるというリスク」ですが

- ・著作権者の二次創作ガイドラインに沿って製作されたデータを学習して著作権者のガイドラインを逸脱した作品を生成し、元データ作者がガイドライン違反を犯しているかのよ

うに錯覚させる

- ・LoRA で特定の創作者の絵柄を学習し、創作者から抗議を受けると苛烈な個人攻撃を繰り返

し制作中止に追い込むユーザー（ ）及び現在法整備がな

されていないことを盾に著作権を主張する創作者を中傷する意見が見られる（創作者複数

が既に活動休止に追い込まれています）

これらは実際本日（2024/02/02）までに起きたことであり、「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり」著作権侵害とはならない、という以上に著作者に対して AI 生成が利益を不当に害するケースであると言えます。

項目内 1～3 のようにアーティスト使命を指定したプロンプトの生成指示拒否、生成 AI 学習目的のクローラーでのアクセス拒否、権利者等からの削除要請を受け付け削除する措置が速やかに行われるようであれば、日本において創作者を育む環境は失われ、文化の衰退を招きかねません。

また、創作だけでなく生成 AI においては実在の人物の画像データを取り込むことによって被害も懸念されます。

- ・AI グラビア写真集発売と謳われていたものがグラビア撮影から引退したタレントの学習データを主にして生成されたものではないかと物議を醸した結果発売中止（<https://www.grajapa.shueisha.co.jp/post/202306/>、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230619/k10014101781000.html>）

このような例のみならず、SNS 等にアップロードされたスナップ写真や盗撮された画像データによりディープフェイクとなりうる生成が可能な技術を不特定多数が利用できることになった場合、無実の罪や醜聞の証拠として生成データを公表されてしていないことを証明しなくてはならないことが起き得ます。著名人でも公人でもない、全国民にそのリスクが降りかかってきます。

画像 AI 生成については LoRA で行われているような「特定の創作者のデータを学習させる」ものはパブリックドメインに限定する、データ生成の際に AI 生成データであることが判別できるデータを埋め込む（埋め込み解除すると画像として読み込めないようなデータになるなど）といった対策を取るなど、著作権者を守るような整備がなされることを望みます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

まず第一に、イラスト生成 AI や音声、楽曲生成の AI に素材を取り込んで学習するということは、「イラスト生成や音声や楽曲の生成を行うため」に学習しているとしか言えないのではないかと考えています。

そのため、そもそも著作権の侵害をしないよう許諾を取って行うべきです。

また、著作物であるイラストを学習し、一定以上のクオリティのイラストを大量に出力する（音声や楽曲でも同様）し、それらを商用に利用できるのであれば、著作者の機会損失であったり、大量のイラストに紛れることで価値が下げられてしまうなど、著作権者の利益を不当に害すると言えるのではないのでしょうか？

これについて学習と生成は分けて考えるべきという政治家の方が多いように見受けられますが、イラスト（等）を出力するためのツールにイラスト（等）を学習させておいて学習と生成を分けるというのは、詭弁というかアホらしい意見だと思います。

(2) 生成・利用段階

多くのユーザが生成 AI を利用すれば、それに対する訴訟の機会(訴訟をしたいと思う機会)が多く発生すると思われます。

侵害が発生した時に対処がしやすいよう、生成 AI から出力する際、どういう学習を行なったモデルなのか、どういう出力方法を行ったか等、判断を行うためのデータの出力を義務付けることは、利用者・著作権者共に有意義かと思います。

また、著作権者の利益を不当に害することがないように生成 AI 側に一定以上の制限をかけるべきだと思います。

- ・単純出力したものを商用利用することの禁止

- ・簡単には消せないウォーターマーク（一目で AI が生成したものとわかるもの）を付与することを義務付ける

などを行い、著作権者の利益を害さないような共存の仕方を図るべきです。

以上、拙い文章で申し訳ありませんが意見として提出させていただきます。

●受付番号 185001345000005418

私たちは、画像生成 AI の技術が急速に進化し、新たな創造的可能性を開く一方で、著作権侵害という重要な問題に直面していることを認識しています。特に、AI が学習するためのデータ元となる著作物が、著作権者の許可なく使用されることは深刻な問題です。

著作権の尊重：AI の学習データは、著作権法を遵守する形で収集されるべきです。著作権者から明示的な許可を得るか、公共領域の作品を使用することが必要です。

透明性の確保：AI がどのようなデータを学習に使用したのかを明らかにすることで、著作権侵害のリスクを減らすことができます。

フェアユースの検討：教育や研究など、公益を目的とした場合の「フェアユース」の範囲を明確にすることも重要です。

技術的対策：AI が著作権を侵害しないようにするための技術的な解決策を開発することも求められます。

私たちは、AI の開発者、利用者、そして著作権者が共に、この問題を解決するための対話と協力を進めることを強く推奨します。AI の可能性を最大限に引き出すためには、技術的な進歩だけでなく、法的・倫理的な課題にも取り組むことが不可欠です。

●受付番号 185001345000005419

AI により特定個人の作風の模倣を行うことで当該個人の権利を著しく阻害する例が多く見受けられるため、厳しい規制が必要だと考えられる。

主題とは逸れるが、AI による模倣作品を誹謗中傷の道具にさえ利用するようなケースが見られ、著作権侵害の範囲に限らず使用者のモラルを問う必要性を感じる。

このような危険性を持つツールを万人が利用出来る状態に留めおくことは、更なる問題を引き起こすと考えられるため、一定範囲内での規制が必要であると感じる。

●受付番号 185001345000005420

以下は、素案の「3. 生成 AI の技術的な背景について」への意見である。

端的に、現在の生成 AI は様々な権利、個々のモラルで一定に守られてきた情報を、非合法に搾取し、詐欺等の犯罪を悪質に助長する犯罪ツールでしかない。

これは文章、音楽、画像とどの生成 AI ツールもこの悪質な開発背景をひた隠しに開発されているため全うなものはゼロの技術である。

これによる繁栄や経済の回復は、国民の尊厳を常に踏みにじる行為を暗黙の了解とすることと同意であり、犯罪大国になることを海外へ宣言したと言っても過言でない。

従来の AI とは全く異なるものだと認識していただきたい。

現に起こっていない天災を起きたかのように流布するディープフェイク生成による詐欺行為、安倍元首相

(XXXXXXXXXX) や、
岸現首相

(<https://m.youtube.com/watch?v=0jP2oLiUIw>) の容姿を生成 AI に取り入れた死者から現在生きる人への冒涇的ディープフェイクが、愉快犯的なあってはならない遊び"の思想で web 上で蔓延っている。

また児童ポルノに匹敵する画像や、児童に問わず老若男女の著作を侵害したデータの頒布または販売も著しく、日に日に悪質なものと変わっている。

これらは、ただツールにおけるプロンプトというキーワードを入力したために、たまたま出力されたものではなく、意図的に生成 AI 利用者の性的欲求、自己顕示欲、承認欲求の解消、他者への脅迫に生成されていることがほとんどであり、生成 AI のデータセットと呼ばれる基本的なデータベースにこれらの画像の元となった人物の情報が無断に収集され消費されていることを示している。

例 Google 検 索 ロ リ 生 成
AIhttps://www.google.com/search?sca_esv=e71176eaa949f85f&q=%E3%83%AD%E3%83%AA+%E7%94%9F%E6%88%90AI&tbm=isch&source=lnms&prmd=ivsnbmtz&sa=X&ved=2ahUKEwivwovzk4yEAXXla8BHUVZDk0Q0pQJegQIDBAB&biw=424&bih=578&dpr=2.55

上記のことを踏まえ、個人的に最もこの生成 AI がもたらす恐ろしい現象は、生成 AI から作られた情報や結果を努力や研鑽もなく自分の能力と捉える錯覚と強い依存性、これに比類し建前や節制が崩れ、倫理観や深い思考を捨て、名誉や成功、金銭的価値としか出力されたものを捉えず、人を虐げる行為に走る人物が、恐ろしい速度で日々増加していることだ。前述どおり全うなものはゼロの技術と謳った犯罪情報ツールである。許可を得て収集した情報は一切なく、一部は違法サイト (<http://t.co/i0dAOVj4Gm>) から常時情報を収集している。

また主に SNS 上では、このバックグラウンドが理解されておらず、2023 年から大手企業や起業家がビジネスの一端として取り入れ始めたため、流行りのものだからと、娯楽、画像加工アプリのツールと同等と認識し、着手していることもまた恐ろしい事態である。

例 AI が生成した「クラスメイトの女子高生の偽ヌード写真」を男子高生がグループチャットで共有したとして警察が捜査を開始

https://news.livedoor.com/lite/article_detail/25302505/

音楽家、画家、イラストレーター、俳優、小説家、デザイナーといったクリエイターからの搾取も著しい。データセットのデータのみからも、簡単に一定のテイストに類似したクオリティの高い作品を出力してしまうため、承認欲求の捌け口のために、現存活躍するクリエイターが無法に搾取、一個人として脅迫をされることは日々多発し、クリエイター側にもクオリティが高ければと、現存裁かれる法がないからと生成 AI を利用するという人格の露呈もまた問題である。勘違いしてはいけないのは、このクオリティの高い…というものが出力されることは、元のデータセットもしくは追加で学習と呼ばれている行為で搾取をされた元の作品の研鑽や努力、人生をかけた素晴らしい作品であるだけであり、出力者のセンスや努力とは一切イコールしない。ここからも、生成 AI が他者の権利を情報から搾取続けなければ何もできない、非生産的で墮落的なツールであるのは明らかだ。

日本は今、倫理と節制もなく、情報の不透明さを良しに犯罪大国になることへ直進していると過言ではない。一刻も早く、海外にならい現存の生成 AI を一切使わない、使用した場合の厳罰な法を作ることへの方針を固めていただきたい。"

●受付番号 185001345000005421

私見ですが、現状のA Iが著作権侵害にあたるか否かという点についての議論は難しくてわかりません。

ですが、今後の良くない状況をとどめるためにも、何らかの枠組みでA Iによる学習は制限すべきだと考えます。

良くない状況というのは、現状のA I学習に対する忌避感が広がっていることです。

イラストなどの分野に顕著ですが、現在A Iによる学習を忌避するイラストレーターは多いです。これは、自身の表現をかすめ取られ、乱雑に扱われているという気持ちによるものなのだと思います。またそういった忌避感のある環境にも関わらず、いまだにA I学習を続ける人たちの民度も悪く（全体を見ることはできていませんが、そういった行為が目につきます）現状がよいと思えません。

著作者が認めない学習をさせない（著作者の表現に関する精神性を損なわない）状態は最低限、整備する必要があると思います。（刑罰など）

そもそも今自分が挙げた行為や状態が正しいのか、既存の法的に間違っていないのかといった議論はわかりませんし、考える気もありません。

法に求められるのは、既存の枠に当てはめるのではなく、現在の社会をうまく回していくために整備されていくことです。

そして今回の場合、AI 学習に対して最も保護されるべきは、著作者であるべきです。なぜなら学習させるためのものにもっとも苦勞を払っているのが彼らであるからです。彼らは勞力を払い、著作物たる制作物を作り出しています。

ですがAI 学習というものは、理論上模倣を超えるものを作り出せません。そこになにか手を加えたとしてもそれは、新しい作品ではなく、盗作に点を一つ足してオリジナルと主張するようなものです。そしてその線引きは誰でもない、著作者自身がすべきものです。

以上から自分は、今後自分がそういった表現をしていくことを考えても、著作者の権利を最大限守ることができる法規制であるべきだと意見します。

そういった法整備がされ、著作者もA I学習について認め、健全なA I学習の分化が形成されることを自分は願っています。

●受付番号 185001345000005422

生成 AI について。

生成 AI は本来クリエイターが自身の作業の効率化を図るために使用することが望ましいですが

現状はあらゆるクリエイターの技術、成果物を無断で収集、使用する事がほとんどであり重大な著作権の侵害が起こっています。

また AI によってあたかも本物であるかのような虚偽の情報（例：災害などの被害）も溢れておりインターネットでの一次資料も汚染されることが少なくありません。

よって生成 AI は学習元を権利クリーンな状態でなければ使用不可にするのが望ましいと考えます。

全てのクリエイターにとって生成 AI が脅威ではなくなるようにクリエイターの権利が守られる事を望みます。

●受付番号 185001345000005423

1. 著作権保有者が他者による自身の著作物の生成 AI への読み込みを禁止する権利が認められるべきである。生成 AI への学習は著作権保有者が認めた場合のみとし、SNS 上に公開された生成物に学習を禁止しているものが使用されていないか、常に検査、監視がなされ、違反した場合は個人が特定され、罰則が課されるべきである。
2. AI 生成者は生成に使用したオリジナルを調べることができる状態で公開しなければならない。調べられない状態に不正処理をした場合は罰則が課されるべきである。
3. 生成 AI への読み込みを許可しない著作権保有者は自分の著作物に対し、SNS 公開時に公的に認められた生成 AI への読み込みを禁止するマークを付け、禁止マーク付きの著作物を AI 学習に読み込んだ者は罰則を受けるべきである。

●受付番号 185001345000005424

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について

私は今、高校生として勉強しながら、将来はイラストやデザイン関係の職業に就きたいと考えています。将来就職活動をするため、あるいはフリーでデザインの仕事を受けるために、SNS や創作物を投稿する web サイトに作品をアップする、ポートフォリオとしてまとめる、などのことを勉強と並行して行なっています。しかし、イラスト生成 AI を用いた作品、既存のイラストや誰かの作品を無断で AI に学習させ、生成した画像を自身の「著作物」としてネットに投稿したり、そういった法的にグレーな画像を商材として販売する人や企業が目立つようになってから、今の AI や著作権に対する考え方では自身が将来クリエイターとして活動することは難しいと思うようになりました。インターネットに自分の作品をアップしたとき、それを誰かが無断で生成 AI に取り込んで、元の絵と類似しているにも関わらず自身の著作物を名乗って商用利用される、というリスクを抱えなければならないのです。それでは自分自身のアイデアを生成 AI 利用者に奪われるから、という理由でイラストやデザインの業界を目指す人々が消えていく未来に繋がります。クリエイターの著作権の権利が保障され、これからの未来も自由に、安心して活動できる環境が作られてほしいと願っています。

●受付番号 185001345000005425

今回目を通させていただいた資料上、著作権上の生成 AI に関する判断、論点などに的外れな部分は無かったと受け取っています。

ただ、こういった基準で、生成 AI による生成物の著作権が認められるかについては、「加筆・修正」の部分は「生成物をラフ画等として利用し、より明確に描き込んでいく」ことを指しているのか、認識のズレが無いかが気になります。

個人的に、これまでに聞きし生成 AI に関する問題について

1. クリエイター・A を詐称する B（脅迫などを受けている A の自作自演であると主張する目的）
2. クリエイター・A の画風等（文章・声帯含む）を AI で学習させ、不健全な内容の生成物を量産し、A のキャリアに傷を付ける
3. A の写真画像を学習させ、不健全な（もしくは A が非行に走っているかのような内容の）写真風画像を B が生成し、脅迫材料にする

などがあり、著作権的な問題を含むものはあるものの、詐欺・名誉毀損・肖像権問題などが付いてくるのではないかとされる事例があります。

特に3は、アメリカにて、A（女子学生）の写真を利用し、B らによって生成 AI で不健全な画像を量産された A が自殺に追い込まれた例があります。

また、A に対し「A が気に食わないので、自分（B）の言う事を聞かなければ A の作品を AI に学習させる」と脅す者も居るようです。こういったものが脅迫罪にあたるのかなども気になります。

その他、生成 AI の使用に関して個人的に思うところですが、まだ一般的に「著作権」に関する認識が広まっていないと感じています。生成 AI が広まる以上、義務教育に含める（既に含まれているのであれば、もう少し詳細を加える）必要があると思います。

それと、ネットモラルの低い人物によるトラブルも多く感じます。

例えば、あえて A の著作物を学習させ、「A の作品を指示に使って、A より質のいい作品が出来た」と A に言うまたは公表する B。B にとっては遊び、からかい（嫌がらせ）程度の認識の様子。

「生成 AI の生成物で依頼を請け負ってはならない」と明示されている依頼マッチングサービスで、あえて AI 生成物で仕事を請け負う方法（バグ）を見つけ広め、推奨する者なども。これに関してはバグの報告義務が必要なのではと思います。

著作権に限らず、何に対して違法であるかなどの例が、生成 AI が広まる中で周知されていく必要があると思います。

また、解っている上で上げていった例を行う悪質な者をどうやって取り締まるのか、こういった法によって行うのか、警察の調査等ではどうすれば調査可能か（悪質な者は、匿名性を維持する方法をよく知っている場合が多い）これを追求していただきたいです。

他のインターネットを介した犯罪の取り締まりにも役立つと思います。

●受付番号 185001345000005426

私はイラストを見る側で少し絵を書きますが好きなイラストレーターを学習した AI イラストを見ると悲しくなります。イラストは時間をかけて私も書いているので他人のイラストを学習させますそれを制作したと言ってる人や商売をしている人は許せない気持ちになります。

もちろん、企業は安く済むと言う利点もありますが仕事を奪いすぎるとイラストレーターという仕事はなくなっていってしまうのではないかと思います。

学習したイラストにもその人の著作権は存在していると思います。

AI イラストを自由に使えることがないようなものにして下さい。

●受付番号 185001345000005427

趣味で絵を描き、絵を見て人生を楽しんでいる者です。

あらゆる生成 AI には、他人の絵、画像、動画、音声、文章、フォント、その他著作権の認められるものを許可なしでは学習させられなくなる規制が必要です。

私や私の大好きなイラストレーターの方の描いた絵を誰かに勝手に使って欲しくありません。好きな歌手、好きな漫画家、好きな配信者、たくさんの人間が努力し作り出したものを、赤の他人が AI を触っただけで生成できるようになってしまう未来が許せません。

AI を推進している人から嫌がらせを受けたという話もあります。それで筆を折った方もたくさんいますし、何より新しく絵を描くのが怖くなってしまっています。

自分で作ったものは自分だけのものにさせてください。どうかクリエイターの皆さんを守ってあげてください。

●受付番号 185001345000005428

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI の普及は個人クリエイターへの大幅な負担増加になるのではないかと懸念しています。

現在の生成 AI の事情を追っている限りでは「誰でも」「いくらでも」個人クリエイターを模倣できる状況にあります。

それらを個人クリエイター側が対処し続けることが法的に可能だとしても、それに追われ続けるような状況になれば本末転倒ではないでしょうか。

当然ながら裁判を起こせば費用も時間もかかります。

クリエイターは個人でも、生成 AI の場合、模倣する側は圧倒的な不特定多数です。

人間の場合は、模倣するとは言っても一定水準以上の技術が必要になるため、かなり限られた話でしたが、生成 AI の場合は「誰でも」「いくらでも」でできます。

特定個人クリエイターをターゲットにした執拗な組織的嫌がらせも容易です。

これまでの人間対人間を想定した状況ではあまりに粗末ではないでしょうか。

現状のような研究目的での著作物の無断での使用が OK という部分を、まるで拡大解釈して生成 AI サービスの配信・提供を良しとして進めようとする考えには反対です。

大学機関などにおける生成 AI 研究において、著作物が自由に使われることに関しては問題ないと考えています。

しかし、その学習データベースそのままに広くサービスとして提供していいとする考え方は間違っていると思います。

サービスとして提供するのであれば、使用された著作物のクリエイター全てに許諾を得るのは至極当然だと思います。

「膨大な許諾が必要で現実的ではない」との考えによるものかもしれませんが、許諾が得られたクリエイターのデータを集約する機関・サービスから始め、それを使用した生成 AI を考えるべきではないでしょうか。

そうすれば、著作物を無断で利用されていると訴えるクリエイター・利用にリスクがあると考える企業の懸念はなくなるはずです。

なぜ法解釈・法整備で膨大な許諾を取らない方向で考えるのか疑問でなりません。

著作物の学習を拒否する権利が著作者であるクリエイターにあって然るべきで、かつ担保されるべきです。

そして、それを無視した使用に対しクリエイター側が必要な措置が講じれる手法が確立されるべきです。

そのために、無断使用の隠ぺいが合法とならないように何らかの義務付けが必要ではないかと思っています。

サービス提供に係る膨大な許諾確認の問題は、先ほど述べたような手段を講じ、法整備以外の方法で解決すべきです。

生成 AI の商業利用を進めるとしても、学習に利用した著作物のクリエイターに対する利益還元は正しくされるべきです。

現在の議論ではそれがなされないような方向に進んでいないかと不安です。

そもそもの問題として生成 AI 作品が市場に入り込むことは、学習元としているクリエイターと競合しており明らかに衝突しています。

仮に生成 AI を超える魅力を生み出せたとして、それらは生成 AI によって簡単に模倣していきます。

そのような状況において、現在のクリエイターは「学習素材提供者」となっていきます。

「作風」に厳密には著作権はないですが、ゲームや漫画の世界においてクリエイターが生み出す「作風」も商売の要素の 1 つになっているはずです。

その「作風」を模倣できる AI が用意できれば、その「作風」を作れるクリエイターは AI で代替できるとされるでしょう。

そのクリエイターが継続的に作ることによって本来得られた利益を得られなくなるのは明らかです。

そのような事を考えれば、あるクリエイターの「作風」をメインとした生成 AI を利用したい企業側と当該クリエイター間で使用料などの交渉が行われることで、

企業側は依頼料を適宜払った場合よりも費用が抑えられ、一方でクリエイターは使用料を得られつつ他の依頼を受けられる。

このような WIN-WIN の関係が望ましいと考えます。

法整備としては、上記のような双方 WIN-WIN の関係を促進し、利益還元が正しく行われる事に重点を置いた整備がなされるべきだと思います。

「クリエイターへの利益還元を重点に置いて考えると、AI 使用側が一方的に損をする」などといったことはあり得ないと考えています。

著作者の意思を軽視してサービス提供に踏み切った海外企業のやり方は重大な過ちだと思います。

先に述べたように「許諾を得た問題がないデータベース」をまず構築するのが生成 AI の発展において急務でしょう。

構築に時間がかかるとしても、このような合意形成の段階を踏まずに、著作者の意思を踏みにじるような方法を行えば問題が噴出するのは当たり前です。

生成 AI が市場に与える影響は非常に大きく、現在の議論は今後数年の日本のクリエイティブ業界を左右する非常に重大な議論です。

どちらかが一方的に損をするような結論に至らないよう、祈っております。

●受付番号 185001345000005429

1. はじめに

＞生成 AI と著作権の関係に関する懸念を解消するためには、判例及び裁判例の蓄積をただ待つのみでなく、解釈に当たっての一定の考え方を示すことも有益

著作権侵害を訴える原告がクリエイター、訴えられる被告が AI 生成ソフトの作成事業者またはその利用者であることが想定される。一個人としてのクリエイターが企業相手に裁判を起こすのは金銭的・労力的に大変難しいため、判例の蓄積を待たずに、日本政府がカルチャー先進国としての考え方を示していくことが非常に重要だと考える。

5. 各論点について

(4) その他の論点について

＞他方、コンテンツ創作の好循環の実現を考えた場合に、著作権法の枠内にとどまらない議論として、技術面や考え方の整理等を通じて、市場における対価還元を促進することについても検討が必要であると考えられる。

AI による生成を行うためには学習元データ（一次材料）が必要であるが、その「一次材料」を創作するのは人間である。よって AI 技術の発展にも人間の創作が欠かせないといえる。しかし現在、SNS 等では「これからは生成 AI の時代だ」「クリエイターは感情論で反対している」といった発言が多くみられる。このような発言を耳にした 10 代以下、またはこれから生まれてくる「クリエイターの卵たち」が、自らの手で創作活動をする前に生成 AI に触ってしまったり、生成 AI を用いない創作活動を「古いものだ」と認識してしまった場合、将来的にクリエイターの裾野が狭まり、「一次材料」が減少し、文化や技術の継承にも支障をきたすことが懸念される。

現状の資本主義においては、生成 AI を用いることで競争に勝つ圧力がかかっている。そのため、AI 技術とカルチャーがともに発展するためには、何らかの仕組みを用いて生成 AI を用いないクリエイターへの対価還元を行うべきだと考える。

●受付番号 185001345000005430

何故生成 AI は既存のクリエイターの害になっているのにも関わらず一年以上の間なんのルール作りもされる放置されているのでしょうか？

何故多くのイラストレーター、小説家、写真家、音楽家等が「AI 学習禁止」と宣言するかといわれたら、「無断で自らの成果物にフリーライドしてほしくない」からに他なりません、イラストの無断 AI 学習防止加工等も勝手に自分の成果物を使ってほしくないからわざわざ掛けています、何故この現実を無視するのでしょうか？

「学習禁止」と言った上でわざわざノイズの発生する AI 学習防止加工をしてまで拒否したい人が大勢居ます、ならば拒否権を法として整備するのが筋ではないのでしょうか？

現在の生成 AI は元のデータセットに依存している以上、他人の禪で相撲を取っている状態です、そのデータセット元を保護しなければ自らの成果物をアップロードすることを控える人もいます、私もそうです、

特にプロのイラストレーターは生活が掛かっているので「なんの対価も同意も無しに」盗用されることを前提に公開しなければならぬ状態であり、健全とは言い難い状態です。

したがって、「現状の法律では合法だから」等と言って成果物の著作者本人の同意や対価無く一方的に搾取可能な現在は、法整備が不足していると言わざるをえません。

i2i や LoRA でその作家の絵を盗用しても、「学習・複製元として使われた証拠」が表示されないため、「依拠性」の証明が困難です。

わざわざクリエイターの絵を盗用源に使ったことを嫌がらせ・営業妨害目的作家に向かって言う人間も居ますが、「言わなければバレない」という学習源がブラックボックス化している状況をいいことに、人の絵を盗用してオリジナル作品として発表、最悪成りすましする例は星の数ほどあります、「描いた瞬間から盗用される」のに、品質の高い絵や写真をアップロードしようと研鑽する人間は減るに決まっていますよね、そうすれば困るのはデータセットが減る生成 AI 利用者ではありませんか？

また、生成 AI によって LoRA を作成され、コピーに等しい絵を生成され続ける、自分そっくりの絵で猥褻なイラストの生産で営業妨害や自殺教唆をする等の被害を受けた方々には弁護士に相談された方も居ますが、実際に著作権侵害としては現行法で対処されています、これは先程述べた「依拠性」の証明が困難なことが大きな比重を締めています。

生成 AI による著作権侵害を裁くためにも、「依拠性」を証明できる仕組みを設けるべきです。

岸田首相に卑猥なことを言わせる動画がニュースになったのは記憶に新しいと思います、あれを見てもまだ危険性が分からないというのでしょうか？国を担う代表者が他国を挑発したり自国民を害するような動画を誰でも無制限に作れる世の中になれば政治的不安及び社会的混乱は避けられません。

司法に至っては高い精度の偽音声や偽映像や画像によって誤認逮捕や捏造が氾濫するでしょう。

更に先の能登半島震災ではデマ画像が生成 AI によって生成され混乱を招きました。

韓国や米国では既に生成 AI によって猥褻な画像を作られて脅迫や自殺が発生しています。日本の男性コスプレイヤーが生成 AI で裸にされて、それを DM で送られるセクシャルハラスメントも起きました。

某有名人の LoRA が作成され、これら人物の暴力、不倫、いじめ等をしている（されている）画像が素人でも生成し放題の無法状態です。

本人そっくりの音声、ディープフェイクボイスができる生成 AI で親子の娘の声をコピーしての身代金事件まで起きています。

以上の観点から、これら社会的混乱、人権侵害等を避けるために最低でも以下のことを義務付けるべきです。

- ・生成 AI を提供する企業・利用する個人に対して、ソフトウェアで出力した瞬間消去困難な生成 AI 製だとわかる透かしを入れることを義務化し、透かしを削除・改変することは重罪とすること。

透かしを義務化するため、ローカルで出力できる生成 AI を単純所持禁止とし、政府の承認を得た企業のクラウドサービス経由限定とし、統制すること。

- ・責任の所在を明らかにし、生成 AI 利用者が社会的責任を持って運用するため、試験の合格を前提にした免許製にすること。犯罪等に利用されることを避けるために前科のある者、暴力団関係者等には免許を発行しないこと。

以上が満たされなければ社会的混乱は避けられません。

説明した通り、イラスト以外でもディープフェイクボイスや偽画像によって、数多くの人権侵害や社会的混乱を招いていますが、まだ大規模な運動には至っていません。

しかし、いざ社会が生成 AI によって大規模な混乱状態に陥った時、生成 AI を無規制で推進した「有識者」を世間がどういった目で見えるかをよく考えてみたほうがいいと思います。

●受付番号 185001345000005431

今回 AI 悪用が多発しており私の好きだった絵描きさんが
加害者によって AI 学習された後嫌がらせを受けて誹謗中傷され警察が対応しない事が起
きました。それにより被害者のメンタルケアや誹謗中傷を受けた絵師さんに損害賠償あるいは
刑務所にぶち込む法律作ってください。

殺害予告受けた方もいます。人の作品悪用する方有利なの辞めて欲しいです。

これじゃイラスト出しても AI がいいや誹謗中傷受けてたりポルノ悪用が増えて自分の想像力
生きる権利失いかねない事態だと思います。

AI 悪用し誹謗中傷した人は懲役刑にしてください。こんな方世に放たれると気分悪くなる
いい人の命が失われて犯罪者有利になります。

お願いします

AI 悪用した方無期懲役にして欲しいですクリエイターの精神破壊や生きる権利を失います。
お願いします。AI 悪用した方の法整備 AI 悪用した方が誹謗中傷した人即警察に通報できる
ツールもあったらいいと思います

まずは AI 悪用する方この世から減って欲しいので法整備や通報ツール警察で著作権 AI 被
害対策できる方増やす必要があります

●受付番号 185001345000005432

AI の画像生成によって困っているイラストレーターさんが沢山います。最近では文字のデザイナーさんにも影響があるとされています。AI の画像学習はいわば窃盗であると考えます。イラストレーターさんたちの努力や時間を無下にしないで、AI を良しのする必要はありません。単純作業の仕事を人間から機械に移行していくのとは訳が違います。AI による画像学習、画像生成を規制すべきだと思います。

【1.はじめに】

AI はそもそも人間よりも処理能力に優れており、人間が創作活動にかかる時間と比べると無論速いかつ、参考とする資料やデータ量も多くすることが可能。その時点で人間と同列に扱うのは不適切。

【5.各論点について (2)生成・利用段階】より、【エ】

生成 AI 利用者が「知らなかった」で罰則を回避できる仕様でしかない。

とるべき措置は、何らかの形で生成物か AI 自体を世に出す生成 AI に、学習させる著作物を「著作者またはその代理の者などから適切に許可を得たもの(許可や使用条件等の情報が出されていないものを含まない)」のみに限定することを法律に組み込むことである。

生成 AI への作品の利用をやめてほしいと声を上げていても聞かれないクリエイターに全く目を向けていない。その上、AI 学習に利用されるものの殆どはインターネット上にあげられているもので、画像生成に絞っても、中には性被害にあった方、虐待や暴力にあっている方、実在する子供などの画像などがあり、使用方法を間違えれば(間違えなくとも AI が独自の判断でそうすれば)性被害の画像、児童ポルノにあたる画像、児童虐待を行う場面のような画像の生成も可能。既に画像投稿を行えるサイト「pixiv」でもそれに該当する画像が確認できる。そのときに実在する人物の顔が勝手にありもしない場面の画像に組み込まれて生成されることも考えられる(生成 AI を利用した生成画像に、既存画像とほぼ同一ととれるものがあると報告されているため)。倫理的に問題のあるデータを含む場所から自由に情報収集をさせることは、同じく倫理的に問題のある「作品」の生成の助長につながる。AI には倫理判断の能力はなく、利用者の思慮が常に完全であるとも言えない。つまり学習するデータを制限しないことは、インターネットを利用する人々(本人は利用しておらずとも間接的にインターネット上で利用されている人含め)の大多数を脅かすことにつながる。これは決して日本だけに留まらない、世界全体への不利益になりうる。

ただでさえ停滞もしていない創作活動という分野において兵器にも等しい AI を投下しようというのだから、そのくらいの対応はして当然のことと考える。

まず見るべきは「利益」でなく対応できていない「被害」である。

【5.各論点について (3)生成物の著作物性について】より【イ】

特定の条件を設けたとしても、AI 生成物を人間の著作物と同等に扱うということは、人間にも AI と同じ能力を求めることに他ならない。

もしプロンプトの分量で著作物性を認めるならば、大量の創作的表現のあるプロンプトを書いてそれを少し変えたものを一つ一つ入力するだけで著作物が一気にいくつも作成できる。あるいは、条件の丸 1 と丸 2 をある程度繰り返したものを、一つ繰り返すごとに世に出せば同じく大量に著作物の生成と公開ができる。

すると市場に生成 AI で高速かつ幅広い分野に渡って生成された「作品」が出回り、それに競争するためには生成 AI と同じか、それ以上のスパンでの作品作成と公開、加えて下がらないクオリティが求められる。それらを達成できなければ市場から消えざるを得ないが、現実として達成は不可能。

例えば一枚の絵にしても、人間では数時間かけて描くようなイラストを、生成 AI はものの数秒で生成する。人が一枚描く間に生成 AI は何千枚も何万枚も生成しかねない。

このように、多数の「作品」群の中で生き残ることのできるクリエイターは本来志していた人のうちほんのひと握りになりうる。また、その上でその人気クリエイターの作品をデータとして生成 AI に取り込めば、人気クリエイターの作風を取り入れた「作品」も増えていき、最終的に人気クリエイターはそのクリエイターとしての個性を消失する場合がある。同じクオリティと仮定したとき、供給が速い生成 AI よりも比べて供給の遅い人間のクリエイターを支持する理由は殆どない。

となれば、最後に残るのはこれまで存在した幾人ものクリエイター達のデータを取り込んだ AI のみであり、これは人間の創作文化を退化どころかストップまでさせているといえる。生成 AI が猛威を振るっており、仮に世間に評価されるようになっても直に生成 AI にその評価すら奪われるとわかっている世界に態々飛び込むものも早々いない。

●受付番号 185001345000005434

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」について、クリエイターが危惧していることと概ねズレがないと思います。

現在の素案ではイラスト、音楽、小説、動画作品など具体的な創作ジャンル別に「著作権侵害に当たる例」「当たらない例」等については言及できておらずやや理解しにくい状態のため、より明確化いただけますと幸いです。

●受付番号 185001345000005435

AI 悪用する方が不利になる法律作ってください

あんな方が生きて正しくイラスト描く方が嫌がらせ誹謗中傷精神的苦痛受けるの見て辛くなりました。

著作権おかしいです。

悪用した方罰金で世にバイバイしないでもらえる法律整備してください

●受付番号 185001345000005436

人が作った作品を勝手に生成 AI に取り込むようなことがないように、厳しい罰則や規制をするようにしていただきたい。モノ作りとは人の情熱を込めることだから

●受付番号 185001345000005437

自分の顔がいつのまにか他人のイラストに使われてるっ！？という事態が起こりかねないので反対です。

●受付番号 185001345000005438

現状の AI 生成について、規制がなければ著作権、肖像権などの権利、利益などを侵害される恐れがあると考えます。

AI を利用して作られた生成物かそうでないかが明確に判断できない限り、AI 生成物に関しては規制、もしくは免許制を行う必要があると思います。

●受付番号 185001345000005439

素案について明確に反対します。

自国や他国の例を見れば一目瞭然ですが、現在の生成 AI はクリエイター(イラストレーター、俳優など)の作品を勝手に読み込んで作成されたものとなっております。クリエイターが何年も掛けて得た技能をわずかな時間で吸収されてしまう中で誰が生業とするでしょうか。学習内容が明確でない以上、著作権法の侵害を恐れてクリエイター側は AI を使用できない例も散見されています。クリエイターに如何なるメリットも存在し得ません。また、AI で元のクリエイターに成り代わろうとする動きも起きている等、現状は単なる害悪なシステムに過ぎません。

一部改訂すれば著作権法を侵害しないとの見解も示されていましたが、上記のような動きが見られる中では多少の手間隙を掛けて第三者が報酬を得るため『だけに』使用されることは明白です。規制に舵を切るべき時です。

繰り返しますが、AI は悪意ある者が知的財産を侵害するだけの害悪なシステムであり、活用には強く、強く反対致します

●受付番号 185001345000005440

まず、AI生成は、技術として素晴らしいものではありません。

素晴らしいものではありませんが、あくまで主軸ではなく補助道具としてです。

アニメ会社が自社で制作している作品のキャラクターイラストを学習させ、制作のリファレンスとしているような使い方はまさに理想的だと思います。

しかし、現状SNSを見る限り、AIを主体とした生成物利用は第三者によって単一の人物の作品を学習、出力されたものが多く、制作や関連した仕事、精神面への負担を増長させるような利用が散見されます。

成人向けの作品を制作する意図のない方、成人向けを禁止している著作権作品でもAI生成を用いて成人向けコンテンツが短時間に大量に投稿されていることもあります。

AIによって多数の許諾のない作品のコピー品や模造品が短時間で作成されてしまうことは海賊版の助長であり、著作者がやめてほしいと言っているにも関わらず、生成をやめない行為は明らかな嫌がらせではないでしょうか。

昨今過度ないじりはいじめであり、いじめは犯罪行為と言われ始めているように、やめてほしいと声を上げている人間の作品をAIに学習させ大量に分布するのも同じことなのではないでしょうか。

著作権、人権、双方を害する行為なのではないでしょうか。

他者の作品を踏襲し研磨してきた理屈自体は人間がやるのも機械がやるのも変わらないことではあるでしょう。

しかし、AI生成と人間が憧れによって模倣する行為は使われ方や意図からしても明確に違うものであり、方や楽をして他人の作品で金を荒稼ぎしたい愚鈍な行為で使われることが多いのに対し、憧れをもつての模倣品は読んで字のごとく憧れであり、少しでも憧れに近い作品が作れるようになりたいという感情からのことが多いかと思います。

そんな現状で言われた通りのものをただ作だけのAI生成を手放しに肯定することは間違いだと思いますし、人間が頭をひねりながら作った作品は著作物として保護されるべきものなのではないかと思っています。

●受付番号 185001345000005441

作者が許可していないデータを学習した AI は全て権利を侵害しているものとして厳しく取り締まるべきだと考えます。

オプトイン方式でしか認めるべきではないです。

AI の学習速度は人間では到底太刀打ちできないものですので、生成 AI を推し進めたいのであれば、オプトイン方式でクリーンな AI を新たに作るしかないと考えます。

このままでは、生成 AI は日本が発祥となったいわゆるアニメ調のカジュアルキャラクター等、クールジャパンの文化が継承されていかなくなると考えます（新規性のある創作物が生まれなくなるのと同時に文化・技術を継承していく専門家がいなくなります）。

●受付番号 185001345000005442

【項目名】

3. 生成 AI の技術的な背景について

の頁 10～11 に書かれている事に対しての意見となっております

このページに書かれている 以下引用させていただきます

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成

8 「生成 AI」には明確な定義がなく、本文書では本文記述の機能を有する AI を生成 AI と呼ぶことにす

る。

については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。

これについてなんですが現状の生成 AI を見て

「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」と言える根拠はどこにあるのか私は懐疑的です

LLM か画像生成 AI かで少し話は変わっては来ますが

LLM であればニューヨーク・タイムズがマイクロソフトを提訴しています

かなり複製性の高い文章が証拠として突きつけられている状態です

また RAG と言われるような物でなくとも ChatGPT などに欺くような指示を出せば学習に使われたデータをそのまま吐き出してしまうような事も事例としては起きています

画像生成 AI に関しては著名人の方のディープフェイクが問題として注目されていますよね
著作物ではなく肖像権の話にはなりますが肖像であれイラストであれ同じ画像媒体であるため画像生成 AI で行う処理は同一ですから区別する必要はないでしょう

「学習データの切り貼りではない」と言えるのはあくまでも学術的に言えばそうであるというだけであって

パターン 傾向

要は特徴量と呼ばれるベクトルなどと呼ばれるものであったり

アルゴリズムであったとして

結果複製的な生成物を伴うような情報解析を行っていますから

「学習データの切り貼りではない」という記述で締めることは今世に出ている生成 AI を鑑みた時

適した言葉ではないと思っています

「通常」とは書かれていますので例外は認めているのだと思いますが

生成 AI のための情報解析は学習データの入力であり

それに依存した出力を行う物なのですから

そこを否定する必要があるのか？とても疑問です

これに関してはイの項目にて

生成 AI を含む AI においては、その目的に応じて言語、画像等のデータを学習に用いる必要があり、これらの学習に用いるデータの質及び量が、その性能の決定に大きな影響を与えているとされている。

と書かれているように

学習データの質及び量が明確に生成物に反映されますから

複製的なデータを内在的に扱っていることは認める必要があると思っています

技術的な話をさせてください

LLM ではなく画像生成 AI の例題を出しますが

GAN であれ拡散モデルであれ 教師データと呼ばれるものを伴う生成 AI です

これは学習データを名前の通り教師として これが正解であると教え

それに近づけることを目的とした生成 AI です

これによって伴う生成物は享受目的以外になり得ますでしょうか？

この画像に近づけてくださいと訓練をします

その結果生成されるものは学習データの近似値の複製データです

劣化を伴う複製であったり 似ているが少し違う物であったりしますね

この作業を見たとき 一つの作品であれば明確に享受する目的があると火を見るよりも明らかだと思いますよね

昨今の画像生成 AI はこれをラベル付けと言う作業で分類分けをしながら

膨大な数の画像媒体を情報解析にかけたものです

ラベル付けを行う事で膨大な数のデータから目的の条件に則したデータを検索し

上に書いたような「劣化を伴う複製であったり 似ているが少し違う物」を生成します

実際には一つのデータではなく混ざったデータになりますが

これは非享受目的ですか？

著作権法で言えば類似性依拠性を判断し著作権侵害であるかどうかを導きますが

学習データが膨大なため元のデータがわかりづらくなっているだけで

どの生成物も明確に類似性も依拠性もあるはずで

人の場合の創作物と電子機器を介した複製的アルゴリズムを用いたものを同じ方法で導くことはナンセンスだと考えます

人は何百万 何千 何億枚の画像データを記憶できません

画像生成 AI は電子機器であるがゆえその膨大な数の画像を

「劣化を伴う複製であったり 似ているが少し違う物」をアルゴリズムとして記録していて明確に依拠性があります

これを人の創作と同じ解釈で著作権侵害でなければ享受目的でもなく著作権者の利益を不当に害しないと評価する事はあまりにも不可解です

画像生成 AI は人ではないため HDD のような大規模な電子機器記憶媒体物に対する複製に近い考え方をすべきだと思います
複製の範囲内の処理だと考えています。

●受付番号 185001345000005443

3-1 について

生成 AI の、現在の規制のない使用に反対である。

政府及び関係省庁は、現状の生成 AI は「新しいデジタル技術」ではなく、「他人の作品・財産を盗み、権利侵害することを前提にしたツール」であると認識すべきである。

現存するクリエイターの作品、俳優の演技、歌手や声優の声、有名人/一般人を問わず人物写真など、あらゆるものが「窃盗の対象」になってしまっている。

今、政府が生成 AI の振興を進めようとしているのは「泥棒が堂々と盗品を使うことに油墨付きを与えること」以外の何物でもない。

海外では生成 AI を使用したディープフェイク、虚偽のポルノ動画などが問題になり生成 AI に対する規制が進んでいく中で、日本だけが「国を挙げて盗作活動を推奨します、海外では違法でも日本を通せば合法にできます」と公表するのは、犯罪者の助長、国の信用の低下以外の何物でもない。

現実ではすでに、クリエイターの作品が盗用されるだけでなく、生成 AI に反対し自作品の保護を求めるクリエイターに対する嫌がらせ、なりすまし、加害行為、殺害予告事件まで見受けられる。

また、現在する児童ポルノを使用した生成 AI もある（簡単に作成できてしまう）とわかっている状況で、「盗品でも性犯罪でも日本で加工すれば問題ない」と国が推し進めるのは犯罪の助長でしかない。

従来のクリエイターの人権、著作権を守ることと 及び 生成 AI を安易に使用すること（＝無断学習、著作権無視）が違法となり被害者が守られるよう、これ以上の被害者を生み出さないよう、生成 AI には厳しい規制を求める。

いずれにせよ

- ・生成 AI 作品については、その学習元について明記すること（著作権や肖像権の遵守）
- ・生成 AI による学習を許可（正式な契約）をしたデータのみを使用する
- ・学習元となるクリエイターの権利が守られ正当な報酬が支払われること
- ・違反したものには相応の刑罰があること

が最低限必要ではないか。

技術大国であったはずの日本を「泥棒推奨国家」「違法行為の抜け道国家」に貶めることは避けるべきである。

政府が、まっとうなクリエイターが育つ土壌を守ることを望む。

●受付番号 185001345000005444

私の見た限りでは現状生成 AI はイラストレーターへの嫌がらせツールとしてかなり有効な方法として活用されており、また生成されたイラストをまとめたイラスト集を大量生産してダウンロード販売サイトに出品し良貨が悪貨が駆逐するような汚染とも呼べる状態を引き起こすなどマイナスイメージが強く厳しく規制すべき技術であるようにしか思えません。前者のイラストレーターへの嫌がらせ行為では自殺者がでてもおかしくない状態ですし、後者については反社会的勢力の資金源になりうるというか現状はなっているのではと思います。

AI 学習に利用された著作物の作者はその A I から生成される作品すべてに対して著作権行使可能にするか最低でも著作者は A I 学習に利用することを法的に禁止できるようにすべきだと思います。

●受付番号 185001345000005445

まず AI の被害として

AI を理由にしたクリエイターさんへの誹謗中傷や、成りすまし、自作発言

A で作成したイラストを自分で 1 から描いたと嘘をつき、依頼を受け付けお金を貰って逃走…という流れも見たことがあります。

イラスト以外でも生成 AI を使い、実在する人間の写真を読み込み

センシティブ画像を作り脅したり公開したり等の被害があると聞きました。

私自身創作活動をしているのですが AI の考え方が定まってない今自分の作品を投稿するのがとても怖いです。

普通に絵を描いている方も AI イラストを疑われたり、生成 AI に無断で学習されそっくりなイラストを作成される、創作活動を狭める大きな原因になると考えています

AI 自体は面白いのですが現状はルールがないことによって人を傷つける道具になっていると思います、

AI を通したらバクリじゃない、著作権侵害ではないという意見には納得できません

「5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について」

そもそもとして利用者が出力結果を自由に外部に持ち出せること及びそのが可能な生成 AI の存在自体が情報解析の用に供する場合に該当せずまた享受目的に該当するのではないかと考えている。

よって AI 開発においてその AI が画像や文章、映像等を出力し利用者がそれらを自由に外部に持ち出せる状態で提供することを目的となる場合、法第 30 条の 4 は適応されないように改正すべきだと考えている。

加えて研究目的や出力物を直接利用者が外部に持ち出せない生成 AI の開発であったとしても、途中から目的を変更となった場合は著作権者に許可を取った著作物を用いて学習データの作り直しを義務付けるようにもすべきと考えている。

「5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について」

これに関して私はこれまで人間が主体となって（紙での手描きやキーボードやペンタブレット等によりソフトウェアを操作して作品を作ること）作品を作ることと、生成 AI によるプロンプト入力を通じた画像生成を同列に扱うこと自体が間違いであると考えている。

これまでも「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるもの」が公開されることは多々あったわけだが、これまで人間が主体となって制作された作品であることがほとんどであったため問題とならなかった。

しかし、生成 AI による「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるもの」が大量に出回る昨今の状況は、明らかに現行の著作権法では想定されていないと考えている。

よって現行の著作権法による対応ではなく、著作物は人間が工程的にも時間的にも「主体」となって制作された作品を対象とすることを明記した改正は必要ではないかと考えている。

「5. 各論点について

(4) その他の論点について

○ 学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極

める必要がある。」

これに関しては先に上げたように、その AI が「画像や文章、映像等を出力し利用者がそれらを自由に外部に持ち出せる状態で提供することを目的」としている場合は事前の学習において著作権者による許可の義務付け、学習防止加工や学習禁止の名言しているデータを未然にブロックできるように開発者に義務付けるべきである。

●受付番号 185001345000005447

イラストレーター個人の持つ著作権侵害のためこの素案に反対です。棄却を求めます

●受付番号 185001345000005448

イラストに限らず、ネットに公開された著作物を生成 AI によって模倣し、さらにはそのクリエイターになりすますという事態が頻発している。

特に悪質な例として、イラストを模倣した側が DMCA を行使することで、AI イラストの素材に使われた原作者のアカウントを凍結させるという事態まで発生している。

このように著作権どころかクリエイターの人格すら侵害する道具として AI は悪用されており、それへの対抗策がない現状において、生成 AI に著作権を認めるような今回の提案には厳しく反対せざるを得ない。

むしろ生成 AI 側には、素材として使用された作品を表記するなどの厳格な義務を設け、また、上記のような「原作者」と「著作権侵害者」の立場が逆転するような DMCA 通報の現状を改善するなど、無分別な使用を諫める環境整備こそが急務である。

●受付番号 185001345000005449

AI イラストは確実に1つの大事な「絵師」という仕事を潰しています。AI イラストの著作権は生成者に認められて良いものではありません。現に、絵師様がAI イラスト関連の誹謗中傷により、活動中止などを余儀なくされています。

「AI 絵師」などという言葉もありますが、彼ら、彼女らがその絵を完成させるために何か努力をしましたか？果たしてあの人たちは、何年、何十年と自らの腕を磨いてきて、その自分の努力の結晶を表現する仕事である「絵師」と呼べるのでしょうか。数え切れないほどの作品を生み出し、自分の世界を自分の手で表現した作品と、なんの努力もせず、キーボードで文字を打ってわずか数分で完成した作品が肩を並べて良いはずがありません。ましてや、「私の方が上手い」などと努力をしてきた絵師様に言って良いはずがありません。

昨今生み出されているAI イラストは、元の作品がないと完成しません。AI は人工知能なので、どうしても人間が材料を与えないと何も作れないのです。ですが、AI イラストの完成度は日に日に進化しています。その分誰かの作品の著作権が侵害されているということです。

私はまだ学生です。AI に読み込ませるような絵も描いていませんが、どれだけ行こうと私は絵描きです。私たちの未来を潰さないでください。文化庁にどんな人が務めているかわかりません。そもそもこの意見を見ているのかもわかりません。でも、それでも私はAI イラストの生成者に著作権があるのはおかしいと言いたいです。誰にも届かなくても、この意見は決して揺るぎません。AI イラストに、勝手に自分の作品を読み込まれている絵師様を守ってください。

長文駄文ですが、この文に含まれている意思が文化庁の方々に上手く届くことを願っています。

●受付番号 185001345000005450

生成 AI は大嫌いです。まじめに絵を描いている人を傷つけ、あんぽんたんが得をするという事例が何回もあったからです。早く生成 A I の法律を作ってほしい

生成 A I を作成したら罰する法律を作ってほしい このまま野放しにすると日本の漫画やイラストアニメなど他国に負けてしまいます。

●受付番号 185001345000005451

5 (3)について

まず第一に、クリエイター、アーティスト、その他いかなる活動を行う人が不利益を被らないような生成系 AI の在り方を希望します。

昨今の AI の使われ方として、不必要な労力の代替として、また、他者の創作物を模倣して利益を生み出すなどがあります。

後者の使われ方は今後の経済において、大きな損失につながります。

創作物というのは本来その人のみが作り出せるものであり、その希少価値から金銭の取引、雇用など、様々な経済への影響が考えられます。

しかし、その人にしか生み出せないもの、技術をそのまま AI によって使用することで、希少価値が下がります。そればかりか、自分にしか作れないという価値が小さくなることで新規参入もなくなり、その業界全体が衰退します。

ただ、ここで注意したいのは AI を使って利益を生み出すことを非難しているわけではない、ということです。

AI にしか出せない、できないものもあるでしょうし、その AI を使っている人だけが作り出せるものとすれば、それは立派な創作物といえるのではないのでしょうか。

つまり、AI を使用して不当に他者の利益を脅かす行為（誰も見間違えるような模倣行為、またそれを用いたなりすまし、名誉棄損など）が、業界全体の、ひいては我が国の経済に思った以上の悪影響を及ぼすと考えています。

AI の存在自体は非常に良いものだと考えております。それを使用して悪いことをする人は厳しく取り締まっていただきたいと思います。

ものづくりによるさらなる日本の発展を切に願っています。

●受付番号 185001345000005452

3、(1)および

3、(3)について

生成 AI について、「使用の規制」、「使用した、していない旨の証明」、「使用したことの表示義務化」は必要と考えます。

まず「使用の規制」については、現在他人の著作物を使用している AI がある以上、権利侵害等の被害がすでに発生しているため必要である。

次に、「使用した、していない旨の証明」これについては国内で使用する製品には義務化が必要と考えます。

最後に、「使用したことの表示義務化」は消費者が選んで購入できるようにすべきと考えるからである。

●受付番号 185001345000005453

「1. はじめに」に対する意見：

- ・自分が心を込めて作られた作品の絵柄が無断で学習に利用されている事自体に強い抵抗を持つ人がものすごく多い

- ・絵柄の学習が進んで、AI 製のイラストはどれも絵柄が同じになっているので、芸術的な価値が無い

- ・上の発展で、AI を一切使わずに自分の力でイラストを描いたのに、心無い人から「AI を使っている」と疑がわれてしまう

人が出てきている

- ・仮に人間のクリエイターの多くが AI に置き換えられてしまったら、日本製の作品全てに魅力がなくなってしまう

- ・上 4 つの文章とは別の問題で、特定の人物の絵柄を意図的に真似した作品を生成 AI で作り、

「有名なクリエイターがこんなイラストを描いていた」とクリエイターの社会的地位を落とそうとする

行為を行う悪質な利用者も出ている

など今起こっている問題により、「AI 画像は無料では利用できず、一ヶ月あたりの生成数制限なしなら月 10 万円、月 10 枚だけでも月 5000 円」（極端な例だが、有料化することで悪質な利用者の数を減らす）+「意図的に真似している作品や、公式の二次創作ガイドラインに違反している AI 製の二次創作作品は全て公開禁止にする」、「AI 製のイラストの商業利用（お金を稼ぐこと）は禁止」、「AI 製の画像/イラストには必ずウォーターマーク（AI 製である事を示す記号）を出すことの義務付け（誰でも AI 製のイラストだと分かるようにしてほしい）」などの厳しい規制をして、クリエイターを守ってほしい

●受付番号 185001345000005454

現時点で多くのイラストレーターや漫画家さんたちが AI 学習による著作権侵害の被害を受けていると感じます。

イラストのタッチの模倣がより巧妙になり、一見しただけでは見分けがつかないものも多いです。

現在の生成 AI には無断で学習に使用された画像が含まれ、それを作者に 1 円も還元されないまま商用利用されていると考えると、真摯に作品を創り上げてきたクリエイターの皆さんに大きな落胆を与えることになると思います。

日本のポップカルチャーを守るためにも、今は AI をイラストなどに活用していくという方向より、何年も腕を磨いて研鑽してきたクリエイターの著作権を守る方向の活動を行ってほしいです。

●受付番号 185001345000005455

現在 SNS やインターネット上で見られる AI による出力品のほとんどは、人が多くの時間と経験を費やして作り上げたその人自体の持つ財産である作品を元に作られています。

ビッグデータから出力した汎用性の高いものだけでなく、特定のクリエイターの作品を重点的に学習させ、あたかもその人の作品であるように偽装し、クリエイターご本人への攻撃手段としてさえ使われている例も少なくないです。

所詮は道具なので使う人次第ではあると思いますが、インターネット上の悪意を持つ人間にとってはこれ以上ない武器であり、悲しいことです。現在の日本では間接的に犯罪の片棒を担いでいる状況になっているように感じます。

守るべきはクリエイターの存在と作品であり、犯罪の上に成り立つ便利さではありません。一種の人権侵害ともいえる AI は法律的に規制されるべきだと考えています。

●受付番号 185001345000005456

5.(2)について

生成したものの責任を問える法を明確にしてほしいです。

生成 AI と著作権の関係がまだ曖昧であることを取って、悪意を持って利用している方もいます。

著作権侵害の被害にあった方が訴えを起こすことができるようお願いします。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

生成 AI は、そもそも元の無断で転載されているデータセットがなければ何も出来ないで、クリエイターや俳優、声優、その他一般市民など、著作権や肖像権を持っている人達から提供を受けなければ成り立ち得ない技術です。クリエイターや俳優、声優などもう無断で生成 AI に学習され悪用されている方達は勿論、一般市民にすら酷似している画像も作られているために、彼らが使用許可を出すはずがなく、データセットは集まらないため今後の生成 AI の技術的な進歩は望めないでしょう。その事を書くべきです。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

私は AI 絵に反対しています。私自身の懸念の声を書きます。

そもそも著作権があるのに、それが蔑ろにされて絵師様が描いている大切なイラストを無断で使用していることが許せません。私も絵描きなのでとても悔しい気持ちになります。

AI イラストだけでなく、AI で出力されている肖像画や人間の画像なども、肖像権があるのに勝手に写真を取り込んでいるのも駄目だと思います。

それに、児童ポルノなども使われています。それを国が容認していることが許せないです。

AI を使って犯罪を犯したり、他人に嫌がらせをしたり、不正にお金を儲けたりする人達が沢山います。そういう悪い人達が早く逮捕されるようになって欲しいです。

確かに政府にクリエイターさんや児童ポルノの被害者は居なくて、こちら側の気持ちは分からないかもしれませんが、一刻も早く AI の全てを禁止して欲しいです。

仮に AI がとても素晴らしい技術だったとしても、AI に素材を提供したいと思っている絵師は全然居ないですし、まともにイラストが出力できるくらいの素材は集まらないと思いますので今後の発展は望めないと思います。

本当に早く禁止して欲しいです。

●受付番号 185001345000005458

1. はじめに

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) にもあるように、A I はその制作過程上に大量の著作物を必要とし、またそれら膨大なデータが存在しなければ意味を成しません。

今後も新しいデータを入れ続けなければあっという間に古い A I になってしまうことでしょう。

生成 A I は画像を無から生成しているのではないという原罪から逃れられない限り、A I 開発業者やサービス提供者がどれほど対策を講じようとも、下敷きとなった著作物が出てきてしまう事態は避けられません。

常にリスクを気にし続けなければならないのは精神衛生上よくありません。

完全オプトインにし、無許可での追加学習を禁じるなど、リスクを低減することを望みます。

(1) 生成 AI について

生成 A I による生成については真の意味で学習データの切り貼りではないのかもしれませんが、やっていることは実質同じことだと思われます。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

世界中全てのアーティスト、人名などを拒否すれば理論上リスクの低減はできるでしょうが、無理な話です。

著作権侵害に無名も有名もありません。無名、あるいは駆け出しアーティストや、ただ写真を撮られネットにアップロードされてしまった一般人は守られないというのは酷な話に感じます。

学習データセットはすでにネット上にばらまかれ、どれだけオプトアウトを申請しても追いつかないのが現状です。

個人がデータセットをダウンロードし、一台の PC のみで完結させ生成を行う場合はオプトアウトの要請をしたところで逃げられるだけでしょう。

そもそも「生成」として画像なりイラストなりを出力することが目的である以上、既存の著作物をデータセットに使用する行為は間違いなく享受にあたります。

「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得る」以外に生成AIを利用する理由があるとは到底思えません。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

生成、利用段階において似た作風の作品が出力された、という事実だけで享受目的の推認が出来ないのは、データセットが外部から確認できないブラックボックスであるからです。

著しく頻発とまで言えるほどの間、静観しか出来ないのはとても歯がゆいです。

データセットの透明性を確保し、何を学習して何を学習していないか、はっきりと周囲にも判断できる状態にする必要があります。

作風や画風が類似したものを生成・利用した段階で侵害と言えるのではないのでしょうか。

学習元となった著作物がなければ生成できないので、その著作物が得るはずだった利益を横取りしています。

学習に対して反対の意思を示しただけでは30条の4の対象から除外されないというのであれば、一体どうすれば拒否することが出来るのでしょうか。

拒絶している者からも、合法の名のもとに好き勝手に著作物を収集していいというのはあまりにも身勝手ではないのでしょうか。

学習済モデルを作るためにはデータが必要です。

類似性がなくともデータの上に成り立っているため、権利者からモデルへの廃棄請求は認められてしかるべきです。

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

指示や入力にいくら工夫を凝らしたところで、やっていることは検索ワードの選定と何ら変わりません。

生成結果のクオリティはプロンプトそのものや試行回数によるものではなく、学習データに依存します。

ただワードを探しデータにただ乗りしただけでは、著作物性があるようには思えません。

(4) その他の論点について

学習データに用いられた著作物の権利者には、データの削除を求める権利が存在するべきです。

技術的な面で課題があったとしても、仕方ないで済ませるのではなく、実現に向けて最大限の努力をするのが事業者やサービス提供者が持つべき理念であり倫理ではないでしょうか。

また著作者の利益はすでに侵害されています。

生成 A I の登場により陳腐化してしまった表現があり、それらはもはや値札をつけることが出来ないほど世の中に溢れかえっています。

学習元となった権利者の利益を不当に奪い去り、ばらまき、価値のない物に貶めてしまった一つの例です。

6. 最後に

●受付番号 185001345000005459

・データ学習元に無断転載サイトや児童ポルノなどが含まれた生成 AI が何ら規制もなく、あまつさえ学習にとどまらずただの利用者に過ぎない人物までが私利私欲を満たすために使われていること

・学習利用を禁止とクリエイターが明記していても配慮なく使用していること

・それらにより本来学習には対価を支払うべき作品やそもそも使うべきでない作品からクリエイター個人の積み上げた作品を対価なく成果のみをかすめ取ることでクリエイターの生活が成り立たなくなり、クールジャパンを称するために守るべきものの作り手が失われていくこと

・特定クリエイターの絵柄や、実在の人物と見まごうものまでが誰でも生成可能であるのに対し、規制が及んでいないためフェイクやなりすましが発生し画像といものの信憑性が失われること

・フェイクの実例では先日ニュースにも取り上げられていた岸田総理に淫語をしゃべらせる動画の生成が実際に行われている

・クリエイターの絵柄模倣の実例として 2/2 にはイラストレーターの■■■■氏も AI 推進者による嫌がらせにより活動停止に追い込まれており、現状の生成 AI はモラルなき人物がクリエイターを傷つけるための大きな武器にもなっている。

・生成に費やす時間は人と比べ遥かにはやいため、画像投稿を個人で膨大な量を行えてしまい、投稿サイトや検索などに高度な質で AI で誤ったまま学習した情報を誤った情報のまま大量に放ち汚染を進めてしまうこと

これらから私は学習段階で規制を設け、利用者にも悪意を持って利用できないように制限を設けて欲しいと願っています

●受付番号 185001345000005460

まず AI の技術は素晴らしいものであり然るべき機関できちんと精査したデータを使用し、使用許可を出した企業や個人が納得のいく報酬が支払われたのであれば問題無く、成長させていくべき技術であると思います。

ただ、現状の AI 技術はその殆どがインターネット上に存在する企業や個人の持つ著作権物を無断で使用したものであり当然著作権者へは何も還元されていないものです。これを規制しないというのは本や文章のコピーやファスト映画のような海賊版のものを容認することと同じようなことであると考えます。

書くまでもないことかもしれませんが、これを容認するということは企業、個人事業主の収益低下に繋がります。企業と個人事業主の収益低下の意味するところは国の損失です。市場規模は文章やイラスト、だけであれば小さいものかもしれませんがそこを皮切りに他の市場にも拡大するものと考えます。(映画や音楽等)

そういったこととは別の側面として、AI 技術の拡大により人間の技術低下が考えられます。この意見を読んでいる方には理解が難しいことかもしれませんが...

わかりやすく言うと「AI で何かを作れば良い」となる人間が増えると「創作物」を作る人間が減るので、競争率が落ちるためです。技術の継承も厳しいものがあると思います。

●受付番号 185001345000005461

現段階における生成 AI とは、あくまで入力された既存の文章、画像データを組み合わせて新たな文、イラストを生成するものであり、人間のように完全に新規の物を作り出している訳ではない。また現在利用されている生成 AI は、学習元のデータとして、AI 利用者とは異なる者が制作した作品を無許可で取り込み、利用しているものが多いため、これによる生成物に著作権を認めることは極めて歪んだ事態を引き起こすと思われる。ついては、AI を利用した制作物、およびそれを制作した者に一切の著作権を認めるべきではないと考え、この意見を提出する。

●受付番号 185001345000005462

生成 AI と共存は絶対に出来ない。

まず生成 AI の生成スピードには絶対追いつかない。個人個人個性がある絵は集中的に学習されて仕事は無くなる。なのに質は良くなならない結局はコピーどまり。

そのまま止まり続けるならすぐさま日本特有のゲームアニメ漫画は中国や韓国の覇権になると思う。そうなれば韓国語覚えて韓国でお仕事を貰えたら 1 番なのかもなと思ったりする。

生成 AI が寄生した業界は品質不良の量産品で蔓延ってその業界自体の価値が落ちると思う。結局は飽きが来る。新しい世代も生まれづらく、未来が見える気がしない。

生成 AI の上手い利用の仕方なんてあるのか？逆に聞きたい。

生成 AI で量産したものを手直しすればいいなんて論外。今まで以上に絵が上手い人以外直せない。結局時間もかかる、直せる人が限られる。今までより技術的に難しいのに直したもののだから給料は減る。メリットが個人的には無いように見える。

生成 AI が学習していると言う話を聞くがそうは思えない。学習しているのであれば 1 枚絵を出力してその絵を上下左右、色々な方向から見たものを作れると思うのだがなぜそれが出来ない？造形を理解できていないのでは？機械に疎いから絶対に学習できていないなんて事は言えはしないがだからといって学習しているという話に全く納得もいかない。

人間の生成物(絵、物品等々)に著作権が発生するのは理解出来るが機械が出力したものに著作権が発生するのはよく分からない。版權物を出力した場合はどうするのか。

そもそもとしてなぜ勝手にデータを奪われて生成 AI なんてものが作られたのか、それに対して問題が無いなんてことにしてしまえば舐められるだろうし、国民の利が他国の機械に奪われているのにそこは守れないのか。生成 AI を利用すればするほど生成 AI を作ったものだけが利益を得られるだけでは？

それと集中的に学習されて、嫌がらせや人格否定、殺害予告まで出されているイラストレーターさんが居るのについて不安がすぎる。なんとかならないんですか。こういうのって法で守れないんですか？こんな理不尽が通るなら法が足りないのではないですか？

●受付番号 185001345000005463

AI による、著作権侵害と関係者への被害について

実際問題 AI による被害が後を絶ちません。

個人の性質による問題もありますが、他人の絵を読み込み金銭を稼ぎ、それに異を唱えた元絵の作家さんを脅迫するそういう事態にも陥っています。

コスプレの界限でも、自分の顔を読み込まれた覚えのないコスプレをさせられて名前をつけられ SNS 上にあげられています。これを人権侵害と言わずなんだというのでしょうか
少なくとも絵を描く人々、コスプレをする人々には AI は必要な技術ではありません
細かく言うなら、他人が勝手に学習をし、他人を害することができるような技術は必要ないんです。

絵を描くことも、コスプレをすることも、自己の表現です。

それを侵害される苦痛。守られない苦痛。放置され、口から見放される苦痛は想像を絶するものがあります。

生成 AI は表現の自由を侵害していると思います。

その人の意思ではないものが、生み出されている。許しがたい行為です
厳粛な制度を求めます。

●受付番号 185001345000005464

AI における学習という行為は、人間におけるそれと同じようにその成果物、あるいは出力物において大きな影響を及ぼすものと考えられる。

特に、AI に置いては学習を過度に偏らせることが人間の学習より簡易に可能であり、よりその生成物等への影響は人間における学習より大きいといえる。

その為、AI の建設的かつ健全な利用を目指すなら、学習した内容について広範に分かる形で学習内容（データセットの取得元、スクレイピングの範囲、あるいはその意図も含める）を公開することは著作権関係だけでなく、あらゆる産業において消費者が意図せぬ不利益を被らないためにも必要であると考ええる。

生成物の安全性のためにも、少なくとも学習範囲の公開は推奨あるいは義務付ける必要があると考ええる。

また、学習において会員制サイトなど著作権者、あるいはその信任を受けた著作物の公開者が閲覧者を制限している場合、当然この処置を無効化して学習することは事実上その制限を無効化することになるため、禁止すべきと考える。

●受付番号 185001345000005465

生成 AI を現状のまま放置すればオリジナルの創作物が消えてしまうと思う。

- ・自分の絵に対して生成 AI を疑われるかもしれないという不安
- ・イラストの保護システム等対策出てきてますが、それも絶対安心とは思えない、知らぬところで違法アップロードされた自分の 100%オリジナルの創作物は守れない
- ・気軽にイラストを投稿できるからこそ創作界限が盛り上がって優秀な人材が育まれていると思う、絵を描く人達が絵を投稿しなくなったり描くのを辞めれば、その数だけ創作界限から人が消え、優秀な人材はどんどんいなくなる

結果模範物ばかりが増え新しい創作物は生まれない、生むことが出来なくなる

- ・自分では無い他の誰かが生み出したもので不当にお金を稼ぐということが起こりうる
- ・著作権がハッキリと創作者のみにあり、生成 AI には存在しないようにならなければ、どちらが著作権を主張したとして正しく判断できるのか

イラスト以外でも生成 AI によって酷い被害を受けているのも数多く目にしました。

どんな人間でも、誰もが簡単に他人や他者の創作物を自由に改変、改造し、人権さえ犯してもいても正しく裁かれない、対処しない現状には違和感しかありません。

生成 AI が発端となり、創作者が声を上げたら嫌がらせを受けたり、存在しない写真を作り出してはずかしめたり、そういった行動によりネットから姿を消すクリエイターや、自殺未遂をした方もたくさん目にしました。著作権がどうのこうの話ではもうないと思います。人として守られるべき尊厳やアイデンティティが失われているのでは無いか。

今いる多くの作品やクリエイター、アーティスト、そしてこれから生まれるであろう可能性を守るためにも生成 AI は厳しく規制し、慎重な取り扱いをして頂きたいです。

●受付番号 185001345000005466

画像に関する AI の使用の禁止と、使用者への罰則の制定を求めます。

今日に至るまでクリエイターの皆様が苦心し人生を捧げてきた結果、素晴らしいアーティストや作品が日本の誇る文化と産業になっています。

AI はそういった先駆者たちの成果を無断で使用し、尊厳を傷つける暴力的なツールです。現在、数々の偉大なクリエイターや、モリサワなどの有料フォントですら、無断で AI 出力されています。

使用権利を持たない人が他人の権利物を扱うことは問題적입니다。

そうして無断で使われた人々の心が砕かれているにもかかわらず、責任を負おうとしない人間が AI を乱用しています。

この世にいるのは権利を守り、正しく使える人だけではありません。無法の人々からクリエイターを守ってください。

クリエイターたちの熱意と心と尊厳を守ることが、日本の成長につながると思います。

AI によって権利侵害、侮辱、模倣、フェイクニュースなどを取り扱った人間に対する抑止力も必要です。

そのため、AI の使用に罰則の制定を求めます。

私たちに安心して作品を作れるよう、力を貸してください。

よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005467

現在生成 AI により漫画アニメ絵描き等が踏み躪られていることに不安を感じている。生成 AI 使用者による非常に悪質な犯罪行為により引退を決断する方や活動休止をする方、自殺未遂者も出ている。これだけの被害を受けながら現行法では対応できない点もおかしい。最近イラストの生成 AI だけでなく声や音楽の生成 AI も出ている、政府には迅速かつ犯罪行為に悪用されないよう適切な対応をしてほしい。各国で生成 AI に対する対応がとられている、デマや虚偽情報も出続けているのに推進やら無条件で受け入れるような今の対応を変えて欲しい。日本でも規制案をはやく出して欲しい。現状のまま作品を発信しても生成 AI に盗用され続けるなら新しいクリエイターは育たない、安心して新しい作家が活躍できる日本にしてほしい。

●受付番号 185001345000005468

ここで説明するだけでなく、テレビなどできちんとした情報を時間をとって説明出来たらいいなと思う。

生成 AI は規制して、使いたい人には、悪用されないためにも、目的をあらかじめ送ってもらうのがいいと思う(許可制にする。)

生成 AI は良くも悪くも使い方次第だと思っているので世に簡単に提供するとなると、不安。

●受付番号 185001345000005469

AI なら海賊版利用は合法という理論にしか見えなくて、どう考えてもおかしいと思います。

●受付番号 185001345000005470

海賊版や違法アップロードの著作物を学習することは著作権侵害をお助長すると思います。
何故なら著作権者が権利を放棄したわけではなく違法に盗まれたものであるからです
A I 学習は例外なく「著作権者に了承し正当な契約をもってデータ提供されたもののみに
するべきと考えます

●受付番号 185001345000005471

はじめに

小委員会の構成について、AI サービスの普及に利益もしくは損失が左右される立場の人間が偏っていないか非常に興味関心がある。

30 条の 4 の適用範囲を恣意的に狭く解釈を行おうとしている向きはないか検討されているのか。

学習済みモデルの廃棄請求について

「AI 学習により作成された学習済みモデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ」とあるが、現在市場に提供されている AI サービスのほとんどが学習データである著作物と類似したものを出力している以上、この考え方には疑問を抱く。

上記にあわせて現在提供されている生成 AI サービスのほぼ全てが、既存著作物に酷似したものを出力できるモデルを基盤にしていることから、それらがサービスとしてユーザーに享受を目的として提供されている以上、この素案で想定されているような権利侵害のない生成 AI モデルは現状存在していないということを明記すべきである。

その他の論点 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

生成指示の分量や内容・選択によっては生成物に著作物性を持たせるとあるが、現行の扱いに沿って対応するという方針ならば、指示を入力し選択をする人間が行っているのは単なる発注であり、著作権を保持する対象がいいためこの案で述べられている認められる可能性については疑問が残る。

その他の論点について

「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについて」著作権侵害を受けた場合通常差し止めが可能である。今素案にあるように情報解析を超えてサービスを提供しようとしている生成 AI モデルについては 30 条の 4 の適用はなく、著作権侵害を行っていると考えられることから、その実現に課題があるならばそもそも学習に用いること自体が望ましくないとすべきである。

著作権者等への対価還元という観点についても、開発に向けた著作物の利用までは 30 条の 4 の範囲だが、開発された生成 AI によってサービスを提供し対価を得るならばその限りではなく、保証金制度導入の説明が理論的に困難であるとは考えられない。

●受付番号 185001345000005472

日本のクリエイティブ文化が壊れてしまうと思うので反対です。

絶対にあってはならないと思います。これまで多くのクリエイターが築いてきたものを悪意ある人に搾取させてしまうようなルールを作るのはあまりにも恐ろしいことだと思いました。

●受付番号 185001345000005473

AI を用いたイラスト、音声の生成に反対です。

全面禁止を求めたいです。

2024/02/02 現在ですら、活躍中の作家さんの著作物を AI で盗用、挙げ句誹謗中傷に AI が使われております。

参考 URL

[REDACTED]

AI とは、生成が容易であるがゆえに使用者にモラルが無ければこのような暴力的な使われ方をします。

絶対に AI 使用を容易に許してはいけません。

●受付番号 185001345000005474

現状の画像生成 AI は学習元データが同意なく使用されたものであり、また児童ポルノなどの違法な画像が含まれてるという話も出てきています。

画像生成 AI に使う学習元データは権利者の許可を得た物だけを使うのが道理ではないのでしょうか？

SNS などを見ていればわかることですが、生成 AI による被害で心を病んでしまったり、筆を折らざる負えないような人も出てきています。

このような状態で AI を推進していこうというのは正気とは思えません。

文化庁には社会的、人道的な配慮のある判断をしてくれることを望みます。

●受付番号 185001345000005475

AI 生成物を利用した人間による絵描きへの被害が後を立ちません。

X(旧 Twitter)では■■■■さんという絵描きがAIを活用している人たちから執拗な嫌がらせを受けています。

AI 生成が法律によるルールを敷かれていないせいで、その状況を悪用している人間が多すぎます。

法律に違反していないからイラストや絵柄を勝手に機械学習させて自分のものだと言い張り、他人の努力を平気な顔で踏みつけにすることが許されているのでしょうか。

私自身作家として活動していますが、つい最近漫画の無断転載をされているのが発覚し苦しんでいます。

自分の成果物を自分のものだと言い張る人間に、法律が味方している以上何もできない悔しさは計り知れません。

素晴らしいものを生み出す人が、他人を傷つけることでしか物を作れない人間に壊されていくのが我慢なりません。

どうか創作という文化を破壊しないよう法規制をお願いします。

●受付番号 185001345000005476

-AI 生成物の著作権侵害について

著作権侵害となるケースについて、データセットを見ることで判断すべきであると考え
る。原則として、AI 生成物を生成し、公開する際には、データセットと使用手法について
も同時に公開することを義務付ける。生成されたものよりも、データセットの内容に他者の
著作物が含まれていないかを判断することとするべき。

また、AI で生成したことを秘匿して生成物を公開する者も現れるだろうが、嫌疑をかけら
れた者は、

1.AI を使用しておらず、自身が作成したことを証明する

2.AI を使用した場合であれば、データセットの内容について検証させ、著作権侵害でない
ことを証明する

このいずれかの義務を負うようにするといいいのではないか。

いずれにせよ、AI 生成物が著作権侵害になるかどうかは、生成物よりむしろ学習に使用し
たデータセットを論点とするべきであると考え。

-事業者責任について

事業者等により提供されたソフトウェアまたは手法による AI 生成物の生成が、著作権侵害
となる場合には、利用者の責任とするといいいと思う。しかし、その手法が利用者の意図と関
係なく学習過程で著作権侵害をするものである場合においては、開発側の責任としてよい
と考える。(例として、学習時に自動でインターネットを通じて画像を取得する等して、利
用者が意図しないデータセットの生成を行うケースなど)

-最後に

これから AI の技術の進歩により、画像や文章以外の生成物も出てくるだろう（音源、3D モ
デルなど）。それらの生成物についても先んじて考慮した法整備が必要であると考え。

●受付番号 185001345000005477

AI の画像生成に反対します。

11 ページ頭に記載されている

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載されており、切り貼りに該当します。

人の描いたイラストを無断で AI 学習に使用されている事例が多く、AI で生成された画像の多くは著作権を侵害していると思います。

●受付番号 185001345000005478

生成 AI に使われるデータは著作権によって保護されるべきである。書いた本人がデータ活用の許可の可否を選択できるようにしなければ、あらゆる電子データに関する取引の価値が損なわれると考えれる。特に多くのクリエイターは不当に利益を搾取される懸念があり、すでに海外では俳優のストライキ活動が行われている現状ではしっかりとクリエイターたちの利益を守る必要があると考える。

●受付番号 185001345000005479

今回、X (旧 teitter)にて、画像生成 AI を用いてイラストを描いていた人間へのいやがらせ等があり、現在活動を停する旨を書いていたりました。

画像生成 AI、文章作成 AI に今後望むのは

- ・学習元の記載、及び学習元割合の表記。
- ・画像生成 AI、文章作成 AI の出力であると明記の義務付け、あるいは一見して AI 出力であるとわかる表記。
- ・AI ソフトやアプリケーションを作成した方々が非難を浴びないような法整備
- ・学習させるにあたって、学習元へ許諾を必ず取る

初めに書いたイラストレーターへの被害は画像生成 AI が悪いとは思っておらず、学習させ、悪意をもって生成した人間に非があると思っています。

しかし、人間の悪意には限りはなく、また想定するものをはるかに超えて他者を害そうとする。本件に関して法整備などがもっと事細かにきちんとなされるまでは、生成 AI の使用を一時凍結かそれに準ずるものにしてほしい。

5. (3) 生成物の著作物性について

生成物の一切について、著作物性を認めるべきではないと考える。

生成物に著作物性が認められていない現時点においてすらも、X (旧 Twitter) において AI 生成物を活用したなりすまし行為、および当該行為を行ったユーザー (ユーザーA) による、生成物を根拠とした虚偽の DMCA 侵害申し立てによって被害を受けているユーザー (ユーザーB) が存在している ()。仮に今後の法整備によって生成物への著作物性が認められた場合、こうした嫌がらせや恫喝、創作行為への妨害はさらに増加すると予測される。

また、AI が画像、文章、その他の現在クリエイターによって創作がなされる対象となる文化物を生成する速度は、人間のそれをはるかに上回っている。したがって生成物の著作物性が認められた場合、現在および未来において創作活動を試みるクリエイターは将来的に文化産業市場から完全に駆逐されることが予想される。

上記の理由より、生成物への著作権付与は、日本の文化産業全体においてクリエイターの創作意欲の低下および市場の将来的な縮小を引き起こすものであり、これは著作権法の目的とする「著作者の権利の保護、及び文化の発展への寄与」の対極に位置する事態である。

また、5 (3) イについて、pixiv などの創作物投稿サイトにおいては、「AI 生成物に加筆・修正を行った」の一文のみを記載し、生成物を投稿するユーザーが氾濫している。これらの生成物への実際の加筆・修正の有無の確認は困難であり、今回の素案に基づく法律が制定された場合、加筆・修正を行った体で実際には生成物に一切の加工を施さずに著作権を主張するユーザーが多数現れることが予想される。こうした事態は、その加筆・修正の有無の確認のために個々の事例に対して司法判断が必要となる事態につながり、実質的な例外規定の形骸化をもたらすと考えられる。よって、全く不合理な考え方である。

したがって、人間の手による生成後の加筆・修正の有無を問わず、生成物への著作権付与は一切行うべきではない。

●受付番号 185001345000005481

私は絵を描いている者です。

生成 AI による創作物に関してですが、AI 利用については技術の進歩として素晴らしいものであると考えています。

しかしその AI にある元の学習データの著作権が確実に守られるべきだと考えています。

根拠としては2つあります。

1つ目は学習元のデータに、児童への性的虐待画像が含まれている可能性についてです。

これは海外であった Lion-5B と言われる生成 AI のデータセットにて、児童への性的虐待行為が含まれている事がスタンフォード大学の報告により発覚しました。

生成 AI に児童ポルノ画像が扱われているという事を知りながら使用を許可してしまうのは、本来所持する禁止であるものを生成 AI による創作物であるからと許してしまう事になると思います。

2つ目はデータセット問題についてです。

データセット問題とは、生成 AI のデータは Web 上にある様々なコンテンツのスクレイピングデータから成り立っているもので、海賊版による著作権侵害や営業妨害行為の事です。

これは海外ではもう既に訴訟が起こっているような問題で、中にはニューヨーク・タイムズから Microsoft に対して営業妨害をしているという主張から提訴を起こしているものもありました。

生成 AI は基本的に画集元に対しての著作権を無視している上、それによって起こる問題(前述にある著作権侵害や営業妨害行為)を引き起こす恐れがあります。

これまでの事を踏まえて、現段階の法律状況や世論を踏まえても、生成 AI に著作権等を与えてしまう事によって悪用されるケースが更に増えてしまうと考えています。

私は 1 クリエイターとして著作権が軽んじられ、無視されるような物は許されざる事だと思います。

他国ですらこんなにも問題や悪用が増えているというのに、それを無視したまま生成 AI を推進してしまうような事を許してしまうというのは、創作文化の衰退や大きな混乱を招く可能性が非常に高いです。

創作文化だけでなく、通常に暮らしている人間ですら言ってもいいことを勝手に言ったことにされてしまう可能性があります。

誰にでも関係する重要な問題であり、そのような問題に対してなんの対策も無いまま推進を行ってしまうてはならないと思います。

●受付番号 185001345000005482

人は参考書を買うなど勉強するためにお金を払うのに、AI 学習なら無料で情報を使って良いになるのは変だと思います。勝手に使われないなど情報を作った人が尊重してほしいです

●受付番号 185001345000005483

絵を描く者です。

他のプロアマ問わずイラストを見るのも好きな人間です。

本人の承諾もなく自身のイラストが AI に取り込まれ学習され、
使用されるのは描き手として許し難いです。

絵を描くことは技術です。

長い時間勉強し、練習し、得たものです。

それをボタンひとつ、pc の操作ひとつでコピーされ、あたかも似たようなナニカを
作り出し利用することは、

絵を描く創作者を踏み躪ることと同意だと思っています。

生成 AI に対して慎重な措置、

そして早急な法律の作成をお願いします。

日本の漫画界、イラストレーション界が先細ったものになってしまいます。

どうか未来を見据えた選択をしてください。

●受付番号 185001345000005484

・生成 AI に絵柄を学習された事に拒否感を示した作家さんが、殺害予告や誹謗中傷を受けて活動停止せざるを得ない状況まで追い込まれてしまった。

・自分の手で考えたデザインを生成 A I に学習させられてまったくの別物にされる事が辛い。

上記の事から著作権者の利益を不当に害する行為が既に行われてしまっている。

よって、生成 AI への規制を強く希望します

“作品”とは、基本的な言い方をすれば人が自分の力により産み出したものだと思います。では機械にその“作品”の様々を機械に通し、その機械に対して人が即物的に一つ趣旨を唱え、機械から産み出されてたものは“作品”なのか。非常に難しいと思います。その人が作品として出したいときに作品は誕生するかもしれません。仮に人が自分の力により創るものが作品だとするならば、この趣旨だけをもって作品となす場合、力と言えるのかちょっと私には分かりません。ただその発動元となる作品達は、個々人が力により発現させたものです。仮に法的に機械的に考えた場合、aiの造ったものと、aiの所有者に著作権がいくのならばある意味それは今の時代仕方ないのかもしれませんが。ただ今の創作界限では、aiの利用者により人の手で作っている人達が嫌がらせを受けている構図です。感情論ですが、それはとても見てて苦しいものです。人ではない機械により人の力で創り上げしものが吸収される今。創作“者”としての証としての著作権利は、やはり機械を媒介している人間に与えては酷だと思います。

国としては難しいと思います。仮に法の論理にのっとって ai の生成に著作権を与えるのが妥当であるならば、それが優先されると思います。法の論理や、数として多くの物が生産できるほうが大切かもしれませんが、今一度国の幸にも目をくれて下さるとありがたいです。やまと歌は、人の心を種として、よろづの言の葉とぞなれりける。世の中にある人、事業、繁きものなれば、心に思ふことを、見るもの聞くものにつけて、言ひ出せるなり。花に鳴く鶯、水にすむ蛙の声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌を詠まざりける。力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の仲をも和らげ、猛き武士の心をも慰むるは、歌なり。

(中略)

人の世となりて、素盞鳴尊よりぞ、三十文字あまり一文字は詠みける。かくてぞ花をめで、鳥をうらやみ、霞をあはれび、露を悲しぶ心・言葉多く、さまざまになりける。遠き所も、出で立つ足下より始まりて年月を渡り、高き山も、麓の塵泥よりなりて天雲棚引くまで生ひ上れるごとくに、この歌もかくのごとくなるべし。

古今和歌集の序文です。文化に奉ずる方々にわざわざお書き上げ致すのは無粋かもしれませんが、今一度国の創作精神とも言えるものについて考えて頂きたいです。御役人の方々も、民間で実際に創作に興ずる人々も、共にこの国の幸を賑わせ、また日本人が、己の表現の道を極めていくためにも、どうか実際の声を聞いて判断して頂きたいです。その上で御聖断をなされるかと思います。私はそれを受け止め、私も今後人々のために何かを創る人、それを受け止め心を描く人の関係を大切に、またこれからもそれに協力していきたく思います。様々な声が挙げられていると思います。お疲れかと思いますが、一つ一つ読んで国民のために常に働いて下さってる方々への感謝を申し上げ結びとさせていただきます。ありがとうございました。

●受付番号 185001345000005486

4-1

著作物の無断利用されてもかまわないと、ネット上へ作品を UP している
クリエイターや実演家等の権利者は非常に少数派だと思います。
著作権者側の立場に寄り添う形でのルールや法の整備をお願いいたします。

●受付番号 185001345000005487

AI による学習は人間が一人一人コツコツと学習するのとは量が違う。

人は学習する中で権利や寄せることによるリスクなどを考えバランスをとりますが AI 学習にはその学習元に対するリスペクトがありません、それを扱う者も敬意が無い方が多いように見受けられます。

AI 画像生成が誰でも簡単に出来るようになってから人の悪意に触れる事が増えました。とても怖いです。人は規制が無ければこんなにも無秩序で無責任なのだと絶望すらしています。このままで良いわけがありません。

●受付番号 185001345000005488

生成 AI 技術を利用して、作品の模倣・盗用をしている人間が殺害予告や誹謗中傷をすることでクリエイターを疲弊させている。創作文化並びに日本の技術進化の妨げになる事が懸念されるため、クリエイターの手で作られた著作物と生成 AI の区別は必要になる。
また、AI 技術を悪用する者に対する法規制も必要だと考えている。

●受付番号 185001345000005489

現在、生成 AI ができたことにより、クリエイターが増え、活動の幅が広がっています。けれども、その生成 AI の元になっているのは何時間以上もの時間をかけて腕を磨いてきた先人たちの努力があってこそです。

その先人たちの努力を食い物にするかのように無断でその制作者の知的財産を学習させて自作といって作品をあげたり、時には金銭の生じる取引を行っていたり、嫌がらせのようにクリエイターの作品を学習させて性的イラストを描いたりと良くない使われ方をしているのが現状です。

例えば、被害にあったのが健全な話を描いている漫画家でアニメ化もしている作品が、一度も性的なことを描写していないのに性的な絵を生成 AI で抽出させられた場合、その作品そしてその作者ははそういう性的なコンテンツという間違ったイメージが勝手に植え付けられ、元々ファンだった人たちが離れていき、アニメ会社やスタッフ関係者にも多大なる損害がいつてしまい、結果的に市場価値が大きく下がる事態になってしまいます。

また、生成 AI は自身が絵が描けずとも自分で絵を描くことができってしまうため、歪んだ性癖のイラストを抽出できてしまうのも大きな問題点であると思います。

そして、それに嫌気がさして筆を折るクリエイターもいます。

もし、これが横行すればクリエイターの数が減り、中身のない作品ばかりが増え、我が国が誇る文化であるすばらしい漫画やアニメ、ドラマ、映画、イラスト、本…などが衰退し、みるみるうちに海外に追い越され、我が国の文化を一つ潰すことになる可能性が非常に高くなると思います。

以上を踏まえた上で、生成 AI については反対いたします。そして、もっと慎重になるべきだと思います。使用される側の制作者があまりにも軽く扱われすぎだと思います。

使用する側があまりにもノーリスクのため、規制するか免許制にするか、それぐらいにするべきであると思います。

●受付番号 185001345000005490

4. 関係者からの様々な懸念の声について

X(旧 Twitter)で私のフォロワーの方が好きなイラストレーターのアカウント名「■■■■」(■■■■)さんが AI 画像を使った嫌がらせ等により精神的に追い詰められてしまったそうです。

他にも児童書の挿絵の仕事をしているイラストレーターが自身の絵柄と酷似したアダルト画像を生成されるという嫌がらせもあるそうです。

規制がほとんど無い現状では人を傷つける道具として AI が使われる場面を X(旧 Twitter)上では見かけます。私自身は絵画やイラストが好きなので生成 AI や関係する法律についてはあまり詳しくないのですが、生成 AI は使用できる人間の制限等の規制は絶対必要だと感じます。

2.検討の前提として ア

AI で生成した画像（いわゆる AI イラスト）は、AI に学習させたり AI 自体が収集したデータにより生成したものであることから単なるデータであるとも言えると同時に、生成画像には思想や感情は入っていないので著作権の保護対象に含まれない、と考える。AI 生成画像に思想又は感情を感じるという意見もあるだろうが、それは画像を見た人が勝手に感じとったものであり、画像自体に思想や感情は入っていないことは変わらない。

5、各論点について （1）ア（ア）（イ）

AI 開発には大量のデータが必要であるから、学習を含む情報解析のための著作物の利用は権利制限規定が設けられている。という部分で、2.（1）ウにある「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」ということが権利制限に必要な条件になると考える。

しかし昨今見られる、AI に実在のイラストレーターの絵柄を学習させて、その絵柄とそっくりな画像を生成させる事例においては、著作物の思想や感情の享受を目的としていることでもあるから、権利制限の対象とはならないはずである。さらには、その絵柄の生成物によってイラストレーターの権利を侵害したり、その絵柄の生成物を自作品として金品を得るような行為の可能性もある、と考える。

「生成 AI 以外の AI 開発等の利用も権利制限の対象となる」といった権利制限の拡張事例を自分の欲求の実現に都合よく結びつけた、著作物を好き勝手に学習させることを肯定する考えや意見が良くみられる。

AI 開発に必要な学習と、個人の利益や興味による学習は区別されるべきと考える。

（イ）の注釈 13 における「AI 学習を行う者が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等の目的」の部分においては慎重に考えて頂きたい。今の状況は、自身で鑑賞する段階から容易に不特定多数に向けて発信する行為に発展することが可能であり、それによる著作権侵害が発生する可能性もあると考える。AI に学習させる行為において、生成物を楽しむ目的を有することはあってはならないと考える。

注釈 15 における「生成 AI の利用者が既存の著作物の類似物の生成を意図して生成 AI に入力・指示を与えたこと等に起因するものである場合」の部分であるが、利用者が意図して入力・指示を与えることを想定して AI に学習させ開発する行為は、事業者の享受目的の存在に十分当てはまると考える。学習された著作物と創作的表現が共通したものが頻発するならば、そこに事業者の享受目的が存在しないというのは無理があり、これを推認する要素とならないと考えるならば、著作権侵害の重大な抜け道とされてしまうかもしれない、と考える。

エ （エ） の注釈 25 について「本ただし書に該当すると解することは適切でないといった意見もあった」の部分は曖昧であり、何らかのすり抜けやごまかしのための意見なのかも

しれないという印象がある。データベース販売のための AI 学習防止の措置を回避して、データ収集することが問題とはならないという意見は、理屈が通らないと考えるが。

(2) 生成・利用段階 イ (イ) 2

注釈 37 については、AI に学習させているのだから、「既に存在している著作物を視聴等し、それに基づいて創作する」といった場合に該当すると考える。よって、依拠性はあるとするのが妥当だと考える。

(3) 生成物の著作物性について

ア

「2.検討の前提として ア 」により生成物は、AI 学習させたデータが出力された生成物であるから、著作物性はないと考えることが正しいのではないか。

イ

指示・入力（プロンプト等）も、AI の能力に頼るためのものであり、工夫された文章などの入力であってもそれを形作るのは学習させたデータであり、データの寄せ集めに著作物性はないと考える。利用者自身が創作している気分になっているだけであり、生成されたものには思想も感情も存在しない。

●受付番号 185001345000005492

5. (1) エ（オ）について

海賊版は断じて認められるべきではない。

区別が困難としているが、インターネット上での無差別スクレイピングをやめ、出版社等を通じて学習データの確保をすれば解決する問題である。

また、出典を明記すれば商業コンテンツであれば海賊版との区別が可能となる。学習データの目録作成を義務化すべきである。

5. (4) について

a.現時点で再現度の高い生成 AI が確認されており、これに関連するかは定かではないが生成物であるにもかかわらず自身の著作物であることを騙る人間も現れている。

これは生成 AI の共食いリスクとなるため、明確に禁止すべきである。

b.過学習を行った生成 AI 利用者が過学習の元になった著作権者に対して虚偽の DMCA 侵害の申請を行う事例が確認された。

許諾・認可によるものであれば、このような悪意ある生成 AI の利用が行われなかったことは明確である。学習データには許諾を取るべきである。

●受付番号 185001345000005493

何十何百時間とかけて身に着けた技術と作品を横取りし、文字を入力するだけでたった数分、数時間で作品を作るのが生成 AI。

SNS で生成 AI 利用者による、イラスト製作者への攻撃的な投稿、殺害予告もありました。クリエイターさん達の人権と技術、日本の漫画やアニメの文化を守ってください。

ポルノ画像や、ニュースにもなっていたフェイク動画などの問題もあると思います。画像や映像、音声さえあれば、どんな人間の複製物も作れてしまうものを放っておいてもいいのでしょうか。

ちゃんとした法整備をお願い致します。

●受付番号 185001345000005494

生成 AI イラストの規制と法整備をお願いします。

また AI で作られたモノは AI で作ったと明示されるようにしてください。

先日 [REDACTED] が自殺しました。

その漫画をドラマ化にあたり改変しないことが条件だったそうです。

しかし無許可で毎話改変されてしまったそうです。

イラスト生成 AI は無許可で無断で勝手に他者のイラスト作品を利用しています。

無断でイラストを利用されたあるイラストレーターさんは、無断でイラストを AI 学習させていた AI 利用者から、DMCA 著作権法違反として X(旧ツイッター)で訴えられていました。

模倣者が元祖を訴えたのです。

あまりにもひどいです。

簡単に AI で人の絵を無断で学習させて、生み出す苦労もなくできてしまったものだからできたものに矜持もなく悪用してしかも他者を苦しめています。これは一例ではありません。この模倣者に群がって元祖を叩いてる AI 利用者がたくさんいます。

[REDACTED] さんでも世の中で大成している漫画家さんでもはじめは小さな芽です。駆け出しです。

今のその駆け出しの方々を目先の欲で潰さないでください。

無断の AI 利用を規制してください。

お願いします。

AI 生成ツールに関しては、

- 1 ラーニングの為に使われた画像データの元データを確認できること
- 2 ツールを用いて画像を出力した人間がどこの誰であることを同定できること
- 3 AI で出力された画像であると第三者から証明できること

以上の3点を法整備によって開発の際かならず把握できるように義務付け、それができないときはそのAIを作成していることがそもそも違法となるような法体制を作るべきであると考えます。

1点目、ラーニングの為に使われた画像データの元データを確認できること。これは読み込んだ画像を元にAIが解釈して画像を生成したり、全体的な補正を行う画像生成ツールに対して、自身の著作物が改変されたかどうかを確認できるようにするために必須であると考えます。それを確認するすべがない場合、もし自身の著作物が改変されていたとして裁判を起こしたとしてもAIの出力元が自分であることを証明できずに不利益を被ることなどが考えられます。

2点目、ツールを用いて画像を出力した人間がどこの誰であることを同定できること。先だっても岸田総理大臣の画像を元にした生成AIの事件があったり、トランプ大統領が逮捕されるような画像を生成した一件があったりと、そもそも生成AIを用いて人権侵害や猥褻物陳列、場合によってはAIを用いた児童ポルノなどの生成も可能であるというのがAIの危険な一面です。ただしそれは包丁を用いて人を殺したからと言って包丁が悪いわけではなくそれを用いて殺人を行ったものが悪いように、AIそのものとそれを使用した犯罪は分けて考えるべきであると思料します。AIの場合はそれを生成するためには人間が指示を出す必要がありますので、指示をして生成した人間が特定できるようになっていれば、人権侵害が拡大する前に犯人の確保につなげることができるのではないかと考えます。また、そうした法整備が進むことによってAIを用いて犯罪を行うことへの抑止力にもなると思料します。

3点目、AIで出力された画像であると第三者から証明できること。生成AIは成長スピードが速く、それがAIであるかどうかの同定が日ごとに難解になっているのが現状です。人間の目では判別がつかずそれを判定するAIが登場し、そのAIの弱点を見つけ出し対策をして、と鼯ごっこがおきているのは確実性に欠けますし、そのコストを全て被害者が払うことを考えると泣き寝入りが起きやすくなると思料します。そのため、その画像がどこの生成AIで生成されたものかが判別できたり、生成AI画像には必ず特定のマークを入れなければならないなどAIであることが判別可能なシステムを義務付ける必要があると考えます。

AIは夢の技術であると同時にどうしても犯罪の温床にもなりうる新技術です。AIを安心して使うためにも、AIにもし権利侵害をされた際に被害者が泣き寝入りしなくて済むためにも、生成AI周りの迅速な法整備を期待しています。

●受付番号 185001345000005496

4.

生成 AI の悪用によって、有名人のポルノ画像や政治家のデマ映像などが生成できてしまうことは問題になりましたが、一般人を元にしたポルノやデマに関して規制されていないように思います。悪質なものを生成することや、されたものを所持すること自体を厳罰化すべきです。

イラストレーターの作品を過学習させた生成 AI を利用して SNS 等でなりすましをしたり、反社会的な活動をしたりと、特定のクリエイターを狙って匿名で容易に嫌がらせをすることができてしまっています。嫌がらせにより活動を続けられなくなった作家が複数います。著作者人格権の強化により、嫌がらせで失職する作家がいなくなることを願います。

●受付番号 185001345000005497

現日本での画像生成 AI の使用は、画像生成 AI 台頭当時の使用者層とは一変しており、その殆ど（この場合の殆どは SNS などの広い範囲の人物に画像・映像を共有できる場所で活動する画像生成 AI 出力の画像を投稿している人物達を指す）が「画像生成 AI の学習に使用されたイラストを制作したイラストレーター」に対する意識、敬意が欠如した人物達です。SNS 上で声明を出しているイラストレーターの大半は自身のイラストが画像生成 AI の学習元に使用されることを拒み、現在でも多数のアマチュア、プロ問わずのイラストレーターがプロフィール欄などに「掲載イラストの無断転載、AI 学習禁止」を明記しています。にも関わらず、一般向けに公開されている画像生成 AI の学習データに彼らイラストレーターのイラストを使用し、場合によってはイラストレーター本人を騙りイラスト販売を行なっている人物もいるのが現状です。

AI に限らず、他者が出している声明を無視し自身の利益の為にグレーな商売を行える人物が推進している生成 AI に対し、個人的に強い不信感と嫌悪を抱きます。

素晴らしい技術でも使用者に、学習元への悪意や敵意、加害心理がある現状での生成 AI 推進は、とてもじゃないですが日本のみならず各国のクリエイターと呼ばれる人物達の活動を阻むことになり、ひいては失速、減退に繋がります。

先日も SNS 上で画像生成 AI の使用者にしつこくネット上で付き纏われ、仕事用のメールアドレスへ大量の殺害予告を受け活動を休止したイラストレーターがいます。イラストレーターのイラストを無断で生成 AI の学習に使用し、その生成 AI を「イラストレーター本人への嫌がらせ」で公開していた人物もいます。

このような事例、事件が相次ぐ中での生成 AI 推進は同じような事件を多発させるきっかけになるでしょうし、プロアマ問わず多数のクリエイターは SNS 上での活動を断念せざるを得なくなります。

そうなれば、「クールジャパン」と言われポップカルチャーの先頭に立っていた日本としてあるまじき姿になることは明白です。

現行クリエイターの命、作品を守る為にも、生成 AI の使用方法、著作権に関する考え方を、今一度再考していただきたく思います。

●受付番号 185001345000005498

他人のイラストを利用して商売している人が出ていることが一番許せません。
そういう悪意を持った人が利用するせいで今までイラストを描いてきた人達、
これからイラストを勉強、練習していこうとしている人達が筆を折ってしまってもおかしくない状況になっています。

AI イラスト制作ツールの使用を禁止するか、学習に使ったイラストの明記を義務付け、制作されたイラストには必ず AI イラストだということがわかる表記を付けるべきだと思う。

●受付番号 185001345000005499

・性的虐待や犯罪行為のデータを用いた生成データが販売されている可能性があるため、性的虐待や犯罪行為のデータを用いた生成を禁止する条文が必要になる。

・熊本地震が発生した際に動物園からライオンが脱走したとされるデマが発生したが、生成 AI を用いた画像と文章の投稿によって事件発生・災害時に真偽不明な情報が拡散される可能性がある。

よって、生成 AI の規制を強く希望します。

●受付番号 185001345000005500

同一 IP から 3 通目

・ 30 条の 4 は 50 条の規定で著作人格権を守る義務がある

傍受がない限り学習の自由を与えるはずの条項は

「著作人格権を無視して学習され、そのデータをパッチワークで作成されている」

その事実を明確に議論する必要があります。

私的な見解ですが、現状の生成 AI システムを許してしまうとネットワークだけで国隔てなく素材にされてしまいます。これは由々しきことです。

我が国も加入しているベルヌ条約も関わり、極めて慎重に議論をお願い申し上げます。

・ 成りすまし、嫌がらせ行為の悪化続報

生成 AI 利用者により X (旧 Twitter) による悪質な DMCA 申請が行われました

該当クリエイターのは生成 AI の被害を訴えており、その被害のサンプルで申請者が作成したであろう生成物をスクリーンショットで紹介した事が原因ではないかと思われます。該当クリエイターのアカウントは一時的にロックがかかりましたが復帰。

該当生成 AI 利用者は自身のアカウントを、被害クリエイターそっくりに装飾するなど、なりすましの悪質さが日に日にましています。

以上の事件を目の当たりにして、大変な危機感を覚えました。

このままではネット上の公共からのお知らせも気づけばなりかわられているなど、日常生活に支障と混乱が来てしまいます。先の災害で、インプ稼ぎ、悪意のあるデマ、虚偽など大変溢れて混乱したと聞きます。

どうかそれらを抑制する為に生成 AI は一般所持を禁止し、研究目的運用に戻っていただけたらと思います。データセット LAION-5B も元は非営利研究用のものだったはずで、それらの中には多くの人権と人格権が含まれています。

現状の生成 AI は研究のみ使われるツールに戻るべきではありませんか？

どうぞ宜しくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005501

3.(1)

AI イラストについての意見です。他人の絵を勝手に使用、素材として使用することに強く嫌悪感を抱きます。創作文化は日本を代表する文化の 1 つです。もっと丁重に扱うべきと考えます。

●受付番号 185001345000005502

生成 AI によるデープフェイクがニュースになった。

デープフェイクの生成抑止のため、生成 AI 利用者が生成物を公開する際は生成物であることを明確にすべき。

●受付番号 185001345000005503

AI で制作した作品は元データの著作権はないかもしれませんが元データの方は確実に著作権があります。絵だけでなく映像、音声全てです。

草案にも書かれていましたが許諾のないデータをもとに AI を展開させるのは非常にクリエイターの創造性を侵害する行為です。

引用するレベルではなく同じ画力の少しだけ違う絵が出力できることを考えると従来の著作権法より厳しく判定する必要があります。

また、現在ある AI の学習データにはダークウェブからのデータを元にした性犯罪画像なども含まれている、そして活用次第ではその画像を再現できると見かけ、安易な AI 促進は危険であると考えます。

クリエイター侵害と不健全な学習データの制御をどうすればいいか、それは金銭に関わるからです。

AI の出力・活用には金銭を対価にしてはいけない。これを提案致します。

そうすれば反社にも悪用されませんしクリエイターは営利と非営利で分けることが出来ます。

勿論元データの情報を明らかにしデータの精査をするのは重要ですが趣味の範囲で AI を楽しむ分には権利の侵害には当たらないかと存じます。

●受付番号 185001345000005504

スクレイピングで取得した既存作品の学習を行う生成 AI 利用ユーザーに対し、作品を手掛ける著作権者との意識の差については既知のものである。クールジャパンを謳うのであれば、著作権者に今より一層の配慮が可能になるセーフゾーンが必要であると考ええる。

オプトアウトも、諸外国でも問題となっているが、著作権者本人のみで完結するものではない。作品をアップロードするプラットフォームやその運営企業が仕組みを作らなければ恩恵を受けられないものであるから、文化庁主体で当該事業への連携をはかっていただき、学習をさせたくない/させてもいいを著作権者が選ぶことができる事業を育てていただきたいと思う。

諸外国にもオプトアウトによる恩恵を受けられないクリエイターが多数いらっしゃる。そういった方へも効果的な AI との共存方法を、AI 先進国として打ち出すべきである。

●受付番号 185001345000005505

不特定多数の著作物を吸収し、本来すべきであるはずの制作努力をせず物を作り出し公開する者を肯定できない。クリエイティブ業界において、他人の著作物を AI に利用できる現環境は最悪。

●受付番号 185001345000005506

趣味でインターネット上に自作（生成 AI 未使用）した絵を投稿している者の意見です。

「AI と著作権に関する考え方について（素案）」内で指摘が必要と感じた項目に、私自身の時間の許す範囲でコメントを残します。

---以下、素案より引用---

1. はじめに

>生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。

---以上---

生成 AI の利用を中心に据えたクリエイターというのは

まず根本的に既存のクリエイターと異なる価値観を有した存在であるということをどうかご留意いただきたいと思います。

彼らの中には、それまで創作活動に携わった経験を持たず、

生成 AI という突如降って湧いた技術を用いて活動を行うようになった人物も数多く存在します。

こうした人々には、元来クリエイターと呼ばれる人々であれば活動を行う過程で自発的に、あるいは長い時間をかけ自然と身に付くような「創作者としての権利意識」というものが備わっておりません。それまでともに創作活動を行ってこなかったのであれば当然です。だからこそ彼らは生成 AI という技術を用いて「学習」という名目で他人の創作物を盗み取ることに罪悪感を抱くことが無いのです。

生成 AI の問題点はそこにあります。

要するに本来クリエイターと呼ばれる人々であれば当然備わっている能力を持たず、それゆえ権利関係への意識が非常に薄弱な自称"クリエイター"とでも呼ぶべき存在を大量に世に解き放ってしまうことこそが問題なのです。

現行の生成 AI およびそれを取り巻く法の在り方では、彼らのような存在の横行を際限なく許してしまい、いずれは日本国における創作活動そのものを衰退させる要因へと変りかねません。

百歩譲って、生成 AI の利用を中心に据えて創作活動を行う人々を法的に認めるのであれば、既存のクリエイターと呼ばれる人々とは明確に区別を行うべきです。

それが最大限の譲歩です。

絵を描くことを生業としない、一介の趣味で絵を描く人間ですらこうした思考に至っているのですから、

生成 AI を用いずに対価を得て何らかの創作活動を行っている既存のクリエイターの方々がどう思われるかは火を見るよりも明らかなと考えます。

失礼ですが政府関係者の中にはこうした問題を書類の上でしか認識できていない方も少なくないと私は考えております。

今一度、生成 AI がもたらす将来的な危険性についてどうか想像力を働かせていただきたい。

---以下、素案より引用---

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(オ) 海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

>このため、AI 学習のため、(中略) 場合もあり得る。

>AI 開発事業者や AI サービス提供事業者においては(中略) 十分配慮した上でこれを行うことが求められる。

---以上---

生成 AI は本来、オプトイン方式によって正当な契約手続きを踏んだ者から提供されたデータを学習することによって成立しなければならないものです。

海賊版のデータが含まれている時点で、そのデータセットを学習している生成 AI の使用そのものを断じて使用すべきでないとするべきです。

生成 AI の学習に海賊版のデータが使用されているかどうかの判別が難しいからある程度は仕方ない、などという論調は断じて許されません。

今すぐに認識を改めていただきたい。

なお生成 AI に使用されているデータセットの実態はこれよりもはるかに酷く醜いものであり、2024 年 1 月 6 日の時点でスタンフォード大学の研究により既存の生成 AI に用いられていた学習データセット「LAION-5B」には児童ポルノに該当する画像が多数含まれていることが判明したというニュースが報じられています。

以下 URL からご確認いただけます。

<https://forbesjapan.com/articles/detail/68355>

もはや海賊版という生易しい言葉で片付けられない、醜い出来事が横行しています。

これが今まさに意見を募っておられる生成 AI の実態です。

■その他

文化庁が具体的に考える「生成 AI の技術的发展によってもたらされる、社会的恩恵」といったものについて、公式での見解の表明をお願いします。

生成 AI は私が確認できる範囲だけでもクリエイターにとって恩恵と呼ぶべきものは何一つ見つからず、

逆に既存のクリエイターが被害を被るようなニュースばかりを目にします。

クリエイターの犠牲に目をつぶった果てに実現するものが、果たしてその犠牲に見合うものであるのか見通しは立っておられるのでしょうか。

なお、上記のパブリックコメントの内容はすべてこちら側で控えをとっておりますことをご留意ください。"

●受付番号 185001345000005507

パブリックコメントの募集、ありがとうございます。

難しい所はよく分からないのですが...

AI による盗作や盗用が、SNS の見える所でも沢山起こっています。

AI をルールによって縛るのは今後の成長を見る上で慎重な声も多いかと思います

しかしそれ以上に、今起こっているイラストレーター様達への

盗作や盗用に多く使われているように見受けられます。

つきましては

AI によって出力された絵や音楽、データなどを著作物として認めない

或いは認められるには「自作である」という証明が必要であるような

そんな法律、考え方をして頂けると大変助かります。

何卒よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005508

生成 AI には二つの問題点があると思います。

一つは著作権の侵害です。

SNS 上ではイラストレーターの絵柄のコピーについての議論がなされることが多いですが、映画やテレビドラマ、電子書籍などのメディアの一部分を学習させることによって、学習元のメディアと肉眼では同一のものとは見えない画像が出力されたことについての話題もありました。

前述のメディアなどは限られた一部分のみであればキャプチャー画像を共有することを許容される場合もあります。(参考;集英社が運営している電子書籍サイト『ジャンプ+』など)しかし多くの場面をキャプチャーしてインターネット上に共有することは違法アップロードであると認識しております。

しかし現状画像生成 AI を通して出力したものは著作権フリーであるとされており、本来であれば違法性のあるものを合法的なものへと変換するロンドリングツールとして活用される恐れがあると考えます。

またこれは画像生成 AI だけに言えるものではありません。

昨今では文章メディアも電子書籍に限らず、新聞や個人のブログ、小説などの多くもインターネット上で公開されており、その中には有料コンテンツも存在します。

それらを学習した AI が特定の内容を出力するような命令を受けた場合、そして出力が可能であった場合、それはコンテンツの窃盗であり著作権の侵害とも言えると思われます。

二つ目は画像生成 AI についての問題点になりますが、学習元のデータに違法性がないと言い切れない点です。

インターネット上で画像生成 AI について調べていたところ、モザイク処理はなされていましたが修正前は無修正の児童ポルノとしか思えない画像を見てしまいました。

画像の色の質感や陰影などから写真ではなくイラストであることはわかりましたが、この学習元は違法性の高いものが混ざっている可能性が否定できません。

上記の児童ポルノを疑うようなもの以外でも、現状画像生成 AI の学習元とされているものは違法アップロードされたメディアであることが明らかにされており、これを容認することは著作権侵害にあたるものであると認識しております。

AI が発展することにより技術の革新や利便性への期待が高まる一方で、現状は様々な権利の侵害や違法性が疑われている状態であり、ある程度の容認はあったとしても何かしらの法規制や制限があってしかるべきものであると考えます。

●受付番号 185001345000005509

まず、生成 AI 問題は人権問題であり、国際問題である

リスクを未然に防ぐことが重要

日本は文化を守ろうとする姿勢が感じられない

どうしたら生成 AI を活用出来るかばかりを考え、著作権を蔑ろにし利潤ばかり追い求めているように思う

2019 年 1 月 10 日に開かれたシンポジウムでは「議論を阻む一番の障害が、著作権に非常にうるさい著作権厨で、彼らをなんとかしたい」という話があり、そのメンバーが法制度小委員会の委員にいる

著作権を含む知的財産権の保護等のテーマを含めた生成 AI に関する議論が適切に行われているとは思えない

著作権以外にも様々な問題を抱える生成 AI を無理矢理推進しようとする姿勢に心底辟易する

1. 生成 AI の享受目的について

著作物等の無断学習が法第 30 条の 4 の権利制限の対象に該当するのは「情報解析目的」とされているからだが、生成 AI の目的は、その情報解析を目的として作られた学習データを元に生成物を生成することであり、無断学習には享受目的が併存していると言えるのではないか

著作物を学習データとする際にアノテーションし、プロンプトによって特定のアイデアや表現を引き出せるよう情報解析している以上、その生成物にはアイデアのみに留まらず著作物の創作的表現も享受していると考えるのが自然だ

事実、学習元となったイラストレーターを特定出来てしまう生成物や版權物などが生成されている。これは現在現存するアーティスト名やキャラクター名を指定しなくても、LoRA でなくても生成可能で、著作物の創作的表現も生成されている。デザイン性のある日本語フォントも出るようになった。また、ネガティブプロンプトを入れないとウォーターマークやサインが現れることが多い。この事実は一見類似性依拠性のない生成物においても創作的表現を享受していると考えられるのではないか。以上のことから無断学習には享受目的が併存しており、生成物にも享受されている。これが著作物の無断利用とならないのはおかしいし、生成物に著作権を与えようとする考えもおかしい

海外では一切認められていない

2. 著作権者の利益を不当に害しているか

信用で成り立っていたところが、生成 AI の登場によって壊されつつある。絵の依頼では、依頼者に最初に提出するのが完成をイメージさせる目的であるカラーラフだが、ラフを入手した時点で依頼を断り、入手したラフを元に生成 AI に生成させるという手口が何件も報告されている

無断学習されるリスクのため、安心して絵をネット上に載せることが出来なくなり、機会損失にも繋がっている

生成 AI は模倣する機械であり、0 から 1 を創造することは出来ず、人の生み出す創作物を学習しなければ成り立たず、その上で市場競合し労働の代替が起こる。データを学習され続ける人々は仕事や収入が減り、インセンティブも奪われるため土壌も育ちにくくなり、結果技術や文化の衰退が起こる

米国の研究では、ChatGPT が登場して数ヶ月で主要なオンラインフリーランスやデザイナーの仕事数が大幅に減少し、収入も急激に減ったと報じている。生成 AI は仕事を奪うだけでなく、奪った仕事の価値も下げているとのこと

以上のことから明確に「著作権者の利益を不当に害している」と言える。また、利益を求めず創作活動を楽しんでいる人も多くいるわけだが、その人たちの保護はどうするのか
知財を消費するだけの技術である生成 AI が芸術分野に必要であるとは思えないし、文化の発展に寄与するとも到底思えない

生成 AI は基本的人権である財産権を無視しているとも言える

また、著作者人格権について議論されていないのはなぜか

数多くのクリエイターや社団法人、団体が声明を出し、生成 AI による搾取構造に反対の姿勢を示しているのは、著作権という人権が蔑ろにされているからに他ならない

加えて生成 AI は恐ろしい程にディープフェイクと相性が良い。データセットには盗撮や性的虐待といった犯罪によるデータが大量に存在する。生成 AI によって詐欺やいじめ、偽情報が増加し被害者や犠牲者が増える可能性が非常に高い

現に広告は詐欺や虚偽のあるものが非常に増えている

手描きと偽り、生成物を納品されるケースも起きている

少なくとも AI 生成物が生成される時点で「AI 生成物」と分かるよう表記がされるような仕組みが必要であり、誰が見ても区別できるようにしなければ消費者が誤認する可能性が極めて高い

この点についても一切触れられていない

様々なリスクを踏まえた上でオプトイン方式にする、又は学習元と競合せずインセンティブを阻害しないような活用に留める、又は出力段階において享受目的が併存し、法第 30 条の 4 の権利規定に該当しないとされない限り、現行法で対応出来るとは思えない

●受付番号 185001345000005510

まず前置きを書かせて頂きます。前提として、各立法・行政による様々な検討の段階で実際の創作者・著作者たちの声をすくいあげていないという致命的な問題があります。若干数のヒアリングや、協議等を行っていることは見えますが、参加者は一部のクリエイターを除いては業界団体を名乗る立場の方々ばかりで、実際の創作活動を行う人でない場合が殆どです。

これに関しては日本のアーティスト・クリエイター達自身が現在までに声をあげ切れていなかったことも大いに反省すべき点ですが、それ以上に日本のコンテンツ・エンタテインメント業界の構造が原因です。クリエイターの権利に関する様々なルール作りが、クリエイター不在で行われています。

1月末の漫画家の自殺などもこういった構造の表れですが、他にもジャニーズ問題、宝塚問題などなど、日本の産業界が実際の表現・創作活動を行う者たちの権利を軽んじているのは明白です。その結果、30条の4などのおかげで日本は諸外国からAI天国と揶揄される始末で、非常に残念に思います。

とはいえ時代も進み、現在ではやたらと「クリエイターファースト」という言葉も聞かれるようになりました。最も重んじられるべきはクリエイターだ、という時代によく入ろうとしています。ですから昨今のAI関連の様々な検討は、「他人の著作物などでビジネスをする創作者ではない人々」ではなく、本来は創作者たちを中心に行うべきです。文化庁には是非ともその点をご理解いただきたいです。以上が前置きです。

さて、素案を読ませて頂きました。概ね賛同できることが書いてありましたが、いくつか指摘させてください。P30の2に「依拠性がないと判断される場合はあり得ると考えられる」とありますが、それは技術的な措置が講じられることで見えなくなっているだけで、依拠性は存在すると思います。

また「作風」や「画風」を、単なるアイデアと記述している点は看過できないと思いました（P13など）。作風や画風は間違いなく「思想又は感情を創作的に表現したもの」に該当します。思想又は感情を創作的に表現したものこそが作風や画風になっているのです。

きっとAIと共存していくであろう現代のクリエイターとしての望みは非常に単純です。

- ・AIによる学習は避けられないでしょう。それならばオプトアウトと対価の還元は必ず行われるべきです。技術的に不可能である場合は、可能になるまで実用を停めるべきです。

- ・AI作品を人間の作品であると偽る行為や、AIによる権利侵害に対して罰則規定を設けるべきです。

- ・クリエイター不在で物事を決めすぎてきました。これからの時代はクリエイターを中心にルール作りをしてください。

- ・産業よりも文化保護を優先した決断をすべきです。

以上よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000005511

好きな作品が守られないだけでなく、応援している作家の方々が職を失うことや、そもそも創作文化がなくなってしまうことに繋がる可能性があるため、生成 AI の規制を望みます。

●受付番号 185001345000005512

世の中では AI「絵師」といったさも絵を描いているかのような表現をしている者共がおりますが、AI による絵生成は本当にワンクリックで終わるようなものです。それが果たして著作物なのでしょうか。著作物とは人が手間暇かけて出来上がるものであるから権利というものが付随すべきものであるのではないのでしょうか。

他人の絵を学習という食べ物にし、それをパソコンがただ出力したようなものが著作物であり、著作権法違反ではないと思いますか？

著作権は親告罪であります。しかし著作者はどのようにして AI に自分の絵が学習されたことを知るのでしょうか。知ることができないのに親告罪というのは矛盾が生じませんか。

●受付番号 185001345000005513

・関係者からの様々な懸念の声について

現状既に様々なクリエイターから無許可での AI 学習被害を受けているという声が上がっているだけでなく、それに伴っての人格攻撃や成果物に対する虚偽の製造主張などが発生している。生成 AI の技術はすごいが、残念ながらそれを扱う人間のモラルは著しく低いというのが現状であり、実際に生成 AI 利用者の中には「法律で規制されていないため問題ない」と言ってあらゆる反対意見を無視し、学習元となっている作品の著作者の意向や権利を非常に軽視する姿勢が多く見られる。既に利用者個々人のモラルに期待できる状態ではないため、強く法規制が必要であると考える。

●受付番号 185001345000005514

素案について

内容について概ね同意しますが、いくつか懸念のある部分がございます。

5.各論点について

の(2)のケ(34 ページ 9 行目)

「既存の著作物を利用することがあり得る」

つまり生成指示(プロンプト入力)のために既存の著作物をそのまま使用する場合に

権利制限規定が適用されるという点に疑問があります。

おそらくこの場合「著作物の思想・感情を享受する目的に当たらない情報収集のため」に権利制限規定が適用されるという意味なのだと解釈しましたが、

実際に AI 利用者が生成指示を出す際に「既存の著作物を使用する」状況を想像した場合 AI 利用者が生成物に期待するものは

「既存の著作物と同等以上のクオリティを持つ、既存の著作物と性質を近しくする生成物」になると考えられます。

そこには当然、生成指示をする際に使用した既存の著作物に含まれている「感情・思想」に可能な限り近いものを、生成物から享受したいという狙いが含まれていると考えられます。

既存の著作物を生成指示としてそのまま使用するという行為について「単なる情報収集」としてしまうと

大量の生成物によって同質の「感情・思想」の享受が行われ、著作権者の権利が侵害される可能性が高まるのではと思います。

●受付番号 185001345000005515

私は現行の画像生成系 AI は存在自体が、クリエイターやタレント他様々な視覚的情報を経済活動に利用している職業の人の人権を損なうと考える。

デジタル広告の代理店に勤務しているため、画像生成系 AI がもつ技術革新の側面や経済的拡張性は日々感じており、クライアントビジネスの成長や広告の可能性にとっても重要な技術であると考えている。

しかし現在リリースされている画像生成 AI サービス・アプリ・ツールはいずれも、学習元データの権利者に対してはデータ使用の許諾を得ておらず、また入力するプロンプトによっては学習元データとそっくりそのままの画像が再生成されることもままある。首相のディープフェイク動画や有名歌手の猥褻画像の捏造、世界的有名イラストレーターの作風をほぼ完全に再現し金銭の授受に使用するなど、現行の画像生成 AI ソフトは生成者が意図して誰かに不利益を被らせない限り問題ない、という生成者の善性のみに頼って成立しようとしている非常に不安定なツールである。

現行の画像生成 AI に限って言えば、

生成 AI 使用者が、やろうと思えば「視覚的情報を経済活動に利用している」人々にクリエイティブな不利益を生じさせることができる現状自体が、漫画村の存在で日本中の漫画家が不利益を被った時のように、無断でデータを使用されている学習元データの権利者の著作権をはじめ・肖像権・知的財産権その他経済活動に関わる権利を阻害していると言える。

(Adobe やスクエアエニックスなど)国内外の大手企業がプロモーションや作品内に AI で生成された画像を使用し、国内外問わず反発の声が上がっていることから、現状の画像生成 AI のままでは一般ユーザからの反発を避けることはできず、あえて AI 活用しようという企業が出づらい状況を作り、AI 技術の発展そのものに悪影響を及ぼす可能性もある。

今後の画像生成 AI 技術の発展のためにも、画像生成 AI 技術開発元とデータセットの学習元の権利者双方が共に利益を得るようなビジネス業態を確立していく必要がある。

学習元の著作権者の人権を損なわねば成立しない技術であるならば、「搾取される」側であるゼロから 1 を生み出す創作者は AI 技術と対立し、新たな学習データの提供を拒み、AI 技術は古いデータセットのみに依拠した古いアウトプットを繰り返すことになり共倒れとなるのは必至である。

画像生成 AI を「活用できる便利なツール」たらしめ、日本が AI 技術の生み出す利益を活用していくためにも、AI 技術と学習元の著作権者の利益双方を両立していくことが不可欠であり、その取り組みを漫画アニメはじめ、データの無断使用をされているクリエイターを多く抱える日本で行なっていくことが重要であると考えます。

●受付番号 185001345000005516

【生成・利用段階についての考え方】

「生成物に既存著作物との高度な類似性があること等を立証」とあるが、著作権を侵害された側が被害を訴える労力、負担が大きすぎる。

「AI 利用者が既存の著作物(その表現内容)を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になり得る。」

AI 学習が収集した作品は無許可のものが多数であり、著作権に厳しいディズニーの作品すら AI ツールで出力されていることが発覚している。

また、無許可の個人の写真を AI でポルノ画像に生成し本物と見間違ふほどであり、実在する人間の名誉と自尊心を破壊し自殺に追い込んでいる。海外は AI 規制の流れであり、日本がその流れに背を向けるのならば、著作権問題を超えて、世界から日本は犯罪を行う道具規制しない国として信頼を失い、犯罪者の温床となるだろう。

「生成 AI による生成・利用段階において著作権侵害があった場合、侵害の行為に係る著作物等の権利者は、生成 AI を利用し著作権侵害をした者に対して、新たな侵害物の生成及び、すでに生成された侵害物の利用行為に対する差止請求が可能と考えられる。この他、侵害行為による生成物の廃棄の請求は可能と考えられる。」

「また、生成 AI の開発事業者に対しては、著作権侵害の予防に必要な措置として、侵害物を生成した生成 AI の開発に用いられたデータセットが、その後も AI 開発に用いられる蓋然性が高い場合には、当該データセットから、当該侵害の行為に係る著作物等の廃棄を請求することは可能と考えられる。」

請求することは可能とあるが、その根拠はどこにあるのか。法で厳しく罰するようにしたとしても、一度ネットにばらまかれたものは完全に廃棄することはできない。

AI ツールの大半は不法に作品を収集しており、この「AI と著作権に関する考え方について」は現成を把握していないただの理想論であり、労力もなく無料で作品を作り出せる利益に目がくらんだ愚策である。

愚策であると断言するのは、AI が学習した作品は人間の叡智の技術と精神の結晶という創作物であり、AI はただ模倣するだけで、新たな創作物を学習できない限り、自らが作り出した創作物の劣化版を再度学習し、さらなる劣化を経ていく。それは例えると、近親交配で遺伝子が劣化していくように作品は先細りしていくだろう。

AI を普及するために、実在の人間のクリエイターを蔑ろにすれば、新たな創作物が生み出されることもなくなっていくだろう。クールジャパンを掲げながら、結局クリエイターの地

位は低いままで、創作物を安く買ったがる企業の味方をしている。この大企業を優遇し続けている政府の方針を改めない限り、日本は再起不能になり、海外に飲まれてしまうだろう。

●受付番号 185001345000005517

イラストレーターとして活動している者です。

現在、SNS にて活動しているクリエイターに対し作品の無断学習を行い、DMCA を侵害されたと虚偽の申告をして成り代わったり個人攻撃をする事案まで発生しています。

現行の生成 AI は根本的にはモラルのない人々により他人の作品やアイデンティティを剽窃するものでしかないので、クリエイターの減少、クールジャパン文化の衰退に繋がります。

●受付番号 185001345000005518

類似性の如何に関わらず、AI による著作物の無断学習は著作権の侵害とされるべきである。人による学習と AI による学習は根本的に違うものであり、AI による学習は金と時間、労力をほぼ必要としないものであるため、著作者の著作物を AI に学習させるということは著作物を盗むということである。これを許すとなると著作物が法律によって保護されず、豊かな創作文化は途絶えていく。

創作物とは唐突にあらゆる所に勝手に生まれるわけではなく、創作者が金と時間と労力をかけて生まれるものであり、盗まれては、金と時間と労力が無為になる。すると創作者の意欲が無くなり、社会に創作は生まれなくなる。創作者も人であるため。

生成 AI の利用者とそこから生成されるものの消費者が安心して利用、消費、購入するには、（著作者の認可を得た）学習元を公開すること。

何らかの形で著作権違反をしていない認可を示すこと。

が必要であるを考える。

また、著作権者は生成 AI に学習を認可する際に料金をとることは妥当である。

読んでくださりありがとうございました。創作文化がこれからも続き、発展していくことを願っています。

●受付番号 185001345000005519

1. はじめに
2. 検討の前提として
 - (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
 - (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理
3. 生成 AI の技術的な背景について
 - (1) 生成 AI について
 - (2) 生成 AI に関する新たな技術
 - (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4. 関係者からの様々な懸念の声について
5. 各論点について
 - (1) 学習・開発段階
 - (2) 生成・利用段階

現在の生成 AI はインターネット上のデータベースを無断で使用したものが多数存在し、明らかに学習・開発の用途を超えて利用されている。

- (3) 生成物の著作物性について
- (4) その他の論点について

特定のクリエイターの著作物を集中的に学習させた生成 AI を悪用して収益を得たり、特定人物になりすましを行うなど目に余る悪質な行為を行うユーザが多数存在している。悪意を持った人間が容易に扱うことができる生成 AI 技術の危険性が考えられる。

6. 最後に

現段階の AI 技術は、フェイクニュースの作成や特定クリエイターのなりすまし等、悪用する手段が多数存在する為、早急に規制が必要と考える

●受付番号 185001345000005520

AI という技術そのものに関してではなく、現状「他者の絵を無断利用して学習したデータをもとに作成されたもの」が画像生成 AI と呼称されていることとその画像生成 AI が金儲けのために利用されているという点に関しては規制するべきなのではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005521

よく見ていた作家さんが AI に模倣され筆を折ろうとしたり、AI に反対したからと推進派の人たちにひどい言葉や命を脅かす言葉をぶつけられて命を断とうとしそうになるのを見ています。絵を描く人間は絵を楽に生み出そうとはしません。自分の力でうまくなりたいと思って時間と技術を磨いています。絵を描くためにサポートとして使うのは 3D や実際の写真であり、AI は使いません。技術として誰かの模倣の集合体であり続ける AI を使うことは自身の作品として主張できない、誰かの権利を侵害してるという気持ちがありますし、そもそも AI を現状使うことはないです。文化としての創作活動を保護したいのであれば、AI を使う対象を誰かの権利を侵害しないものにする、もしくは使える人間を制限する等しないと、絵に限らず写真や映像でフェイクが出回り、日本からうまれるものは信用されなくなってしまいかもしれません。誰かの権利を侵害する使い方しかされない現状では仮に有用な使い方があったとしても AI そのものが全て憎まれている現状では、決して使いたいと思いません。規制もないまま権利を侵害する人達が技術をそのまま放置しないでほしいです。

●受付番号 185001345000005522

既存の著作物は生成 AI から厳格に権利を守られるべきであり、また、生成 AI で生成された作品に安易に著作権を付与するべきではない。

●受付番号 185001345000005523

創作において、AI 学習に使うとして使用する時点で著作権法に侵害すると考えられる。著作物とは、製作者本人がその物を制作し、公開した時点で著作権が付与されるので、本人らが否定する場合は勿論、許可を個人から明確に誇示されなければ AI の学習に使い、それを使用しても良いというのは些か筋違いなのではないだろうか。政府には寧ろ、AI に食い荒らされる作品たちを保護する動きを見せて頂かなければならない。

●受付番号 185001345000005524

絵柄に著作権が無いことは存じておりますが生成 AI についてはご一考頂きたいです。
生成 AI を利用して有名イラストレーター様の絵柄を完璧に模倣し、ひどい場合は
「絵柄に著作権はないから」と当のイラストレーター様ご本人に漫然と言いつち活動して
いる輩が多数存在します。
挙げ句の果てに SNS のアイコンや名前をイラストレーター様に酷似させ、成り代わろうと
している者まで出てきました。
手で描くのと違い、生成 AI を使えば絵柄の模倣はほんの短い時間でできます。
この違いをご考慮のうえご検討頂きたく存じます。
絵柄の模倣＝直ちに侵害である必要は無いと思います。
明確な意図と悪意を持って模倣している輩について著作権侵害と判断できる状況を作っ
て頂きたいです。
何より模倣されて苦しんでいるイラストレーター様を救って頂きたいです。
一例として X (旧 Twitter) で「」というお名前のイラストレーター様を見ていただ
ければ一端を見て頂けるかと思います。
よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005525

1 学習開発段階

著作物の無許可での学習を法的に禁止してほしい。

特定のイラストレーターの著作物を無許可で学習し、その絵柄を模倣して出力したいいわゆる AI イラストを販売したり、学習モデルを販売したりして利益を得ても法的に触れない現状は絶対におかしい。

著作者が許可しない限り、絵柄模倣や学習モデルの販売を法律で禁止すべき。

4 関係者からの様々な懸念の声について

SNS では特定のイラストレーターのイラストを模倣、模倣した AI イラストを悪用した自殺教唆、学習モデルの販売、なりすましで精神的に追い詰められたイラストレーターが活動休止にまで追い込まれている現状がある。

AI 推進派から AI 規制派に対する誹謗中傷も問題視されており、中には生成 AI 規制について発信したイラストレーターに対して殺害予告が届いたケースもあるため、早期の規制が必要。

また生成 AI 自体、学習元に CSAM や倫理的に問題のある画像を含んでいるため使用することを許すべきでは無い。

SNS などで問題になっているディープフェイク問題もある。

実在する人物の自撮りや子供の写真などを使って無修正の性的なイラストを出力している層もいる。このような悪意ある生成 AI の使用に関しては法律で規制してほしい。

●受付番号 185001345000005526

生成 AI に対し著作権を与えることに反対です。元になった創作者のなぞりでしかなく、そのようなものに著作権を与えることはおかしいと思います。現状 AI を取り締まるものがないため、創作者の著作権を無視し、あたかも自分が創作したかのような主張を行っている方もいます。もし AI に著作権が与えられれば、元になった創作者の著作権が著しく侵害されてしまいます。創作者が一所懸命考え作り出したからこそ価値が生まれ、需要が生まれると考えます。もし AI を活用するなら、元になった創作者の著作権が一切侵害されない、絶対的に保証される制度を作ること。さらに AI を不当に使用し著作権を侵害したならば、相応の処罰が課せられる仕組みが絶対必要です

●受付番号 185001345000005527

(3)生成物の著作物性について

生成 AI の生成物に著作物性を認める可能性があるというようですが、断固反対です。AI の生成物と人間の創作物は同じではありません。同じ絵や文章だとしても、中身が同じなんてことはありません。そこに掛ける時間や思いが違うからです。

人間の創作物というものは創る人の人生経験が反映されます。そしてその経験を自身の手で表現することができ、相手に感じ取らせることができる。閲覧者に伝える為に、今まで培ってきた自身の感情と技術を最大限に使って作品を創ります。

それに比べて、AI の生成物には何かこだわりがあるのでしょうか？閲覧者に伝えたい想いを生成物に込められるのでしょうか？

そんなこと出来るわけないですよ。機械ですし、感情なんて無い。命だって、歩んできた人生すらない。

そんな機械の、人間の人生の成果を踏みにじって、一瞬で纏めた生成物に何の価値があると言うんですか。そんなものに、人間と同じ法律を適用して何になるというんですか。

機械と人間と一緒にしないで頂きたい。私たち、創作をする人間は、1 度しかない人生を、命を懸けて作品を作っているんです。

人生を懸けて創作出来るのは人間しかいないんです、そうやって生きている人たちを妨害しないでください。

●受付番号 185001345000005528

以前投稿させていただきましたがあれから意見が大きく変わったので再度投稿させていただきます。

AI イラストは全面禁止にするべきです。条件次第だとか言っている場合ではなくなりました。AI で剽窃した側が本業のイラストレーターを脅迫し精神的にダウンさせて活動休止に追い込む事案が発生しています。

少なくとも今の人間社会や倫理観で範囲で制御しきれるような代物ではないとこの一件で痛感しました。

AI イラストは全面停止。既存の作品も削除、取り下げをさせ、違反者には厳しい罰則を与えなければ止まりません。表現の自由を本当の意味で守るために今は厳格な対応に出るべきです。

●受付番号 185001345000005529

私はインターネット上でハンドルネームを使い、副業・趣味としてイラストや漫画を描いている者です。

最近の生成 AI イラストについて、■■■■さんという方の例を見て非常に恐ろしくなった為、パブリックコメントを送らせていただきます。

■さんは、ゲーム等のイラストレーターとして活躍しておられ、Twitter に 63000 人以上のフォロワーがいます。

とあるユーザーが Twitter 上で、**黒丸**さんのイラストを集中的に学習させた Lora というモデルを勝手に使用した上で、i2i を含む生成 AI イラストで**黒丸**さんに対するなりすまし・脅迫をしている事件が発生しています。

画風には著作権はないかもしれませんが、人が絵柄を学んで学習することと、AI にただ沢山の画像をインプットさせることでは訳が違うとおもいます。

実際に、[redacted]さんの画風に寄せたイラストを大量に生成して「[redacted]」と名乗る加害者ユーザーは、いじめや嫌がらせのために生成 AI を利用しています。

さらに、Aさんの絵柄を真似た生成 AI イラストで依頼を受注して、加害者側に利益も発生しています。

何年もイラストを勉強し、独自の技術・表現技法を磨き、企業様やファンの方々からの信頼・実績をひとつずつ積み重ねてきた方が、悪意ある生成 AI ユーザーと現法の抜け穴によって殺されようとしています。（実際に、包丁の写真とともに殺害予告も加害者から届いているようです）

生成 AI イラストは 絵が上手い人に対して、このようにお金儲けや 筆を折らせるための嫌がらせの道具として利用されているだけでなく、下手(未熟)な人の作品に対しては、一生懸命作り上げた絵や写真を「bad quality」というタグをつけられ インプットされています。学習だけなら合法かもしれませんが、それを免許も倫理観も関係なく、誰もが使えてしまう現状には大きな問題があると考えます。

先日も、XXXXXXXXXX様が、ドラマ化にあたって望まない改変を受けた件で自殺されてしまいました。

創作や作品作りに関わらない方々には理解し難い感覚なのかもしれませんが、作者にとって、作品は本当に大切なものです。

日本というアニメ・漫画カルチャーを世界に発信している国として、生成 AI が野放しの状態で、むしろ企業が積極的に活用しているような状態は 明らかにおかしいと思います。

海外の基準になんでも右へ倣え をしろとは思いませんが、生成 AI に対しては、岸田総理のディープフェイクのようにまだまだ問題点が山積みです。

法整備が間に合わないのであれば、一度すべて禁止にしてから少しずつ解禁でもいいのではないのでしょうか。

少なくとも、今日本が生成 AI で利益を得ているようには見えず、寧ろ海賊版のように著作物が無償でタダ乗り・ポイ捨てされて 損を被っているようにしか思えません。

私自身も、生成 AI イラストで i2i の被害に遭い、イラストをインターネットに投稿することを一時的に辞めております。

クールジャパンの一員として これからも胸を張って漫画アニメ文化を世界に届けられる日本人でいたいです。 どうかよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005530

語彙が無く、簡潔な文章となってしまいますが、現在の生成 AI による被害等に、ひとりの創作を楽しむ者として意見させていただきます。

まず、現状の生成 AI による数多のクリエイターの方々への被害は、人権侵害ととれる程のものだと思います。理由としては、イラストレーターさんや絵師さんであれば、個々のアイデンティティでもある絵柄やイラストを無断無許可で学習・使用している時点で、窃盗と変わりないと思うからです。さらにそれで金銭を稼ぐ、学習・使用元の方に害を与えるなどの行為をしていけば、その悪質さは明白でしょう。

現状の生成 AI への法(案)でどれほどの効果をもたらせるか私の知識・想像力では及ばない部分のほうが多いと思いますが、まずは一般の方々が容易に生成 AI を使用出来ない状況を作ることが必要だと思います。操作が簡単であればあるほど、それを悪用する人間は増えます。なので、まずは使用の段階で規制を設け、悪用・使用される母数を減らすことが重要だと考えます。

すでに、そうした心無い自分勝手な人々のせいで、筆を折られる方がいます。使い方さえ間違えなければ、創作者にとってもとても活用したいものだとも思うので、せめて、簡単に悪用・使用されてしまう状況を許すような法にはしてほしくないです。

日本独特の文化も持っているクリエイターを守るものを作ってください。

文章がシツチャカメツチャカで纏まりのないものになってしまいましたが、「クリエイターはじめ著作物を守り、悪用や無断・無許可の使用をする者を規制し裁くことのできる法」を私は求めています。

便利ではありますが、著作権だけでなく肖像権の侵害も容易に行えてしまう諸刃の剣であることを忘れないでいただきたいです。人は簡単に死ねてしまいます。多くの人を守る法にしてください。

●受付番号 185001345000005531

・著作物性がないものを著作物であると称して流通させる行為について
→既にクリエイターが画像生成 AI による作家性の模倣によって僭称、嫌がらせ等の被害を受けている。活動休止にまで追い込まれた例もある。

著作物性がないものを著作物であると称して流通させる行為だけでなく、画像をはじめとした生成 AI に関しては元となる著作物を十分保護できるだけの規制が必要である。

11

5

●受付番号 185001345000005532

プライバシーの保護とフェアユース観点から学習データは許可をとり、それに加え生成 AI は原則学習元を公開すべきである。

無許諾生成 AI のような労働の代替をする AI は人間中心の AI 社会原則に反している為、そのような AI 開発は行うべきでないと考える。

●受付番号 185001345000005533

4 関係者からの様々な懸念の声について 2、3

への意見になります。

私は現在 23 歳の無職（女性）です。

芸術大学へ入学後、大学 4 年目の終わりでうつ病を発症し大学を退学しました。

発症から 1 年以上が経ちましたが未だ寛解まで至らず希死念慮の波に苦しんでいます。人間関係に疲弊し人と関わるのが怖く、これから先どうやって生きていけばいいのか毎日が不安な日々を送っています。

残された道として絵の世界で生きて行こうと考えていた矢先、AI 生成の技術の登場、それに対する日本政府の対応についてとても非常にショックを受けました。

私は学がないので難しいことはよく分かりません。ですが今の緩い規定では（作風が似ていれば OUT のような）心ない人達がいずれその隙間を掻い潜って食いつぶしにくるのだらうと容易に想像できました。

他にもインボイス制度、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX先生の死去の件しかり、国や社会全体が創作者への敬意と理解が不十分なことを痛感しました。

芸術に理解のない人を説得するのは非常に困難だと思います。だからこそ国が厳しく取り締まり創作者を守っていただきたいのです。

このまま社会が変わっていかなければ

正直もう私は生きていなくてもいいとも考えています。

どうか我々に希望をくださいませんか。

●受付番号 185001345000005534

AI が他人の絵を学習して生成したイラストに手を加えたり、プロンプトを工夫したりする過程で著作権が生じるかどうかは、明確に判断するのが難しい問題です。

手を一切加えていなくても、プロンプトを工夫したり生成の試行回数を増やしたり複数の生成物から選択したり、

という課程に創作的寄与があれば著作権が付くなら、人間の表現の範囲が制約される可能性が大いにあります。

日本のコンテンツが世界でも注目される中で、人間の表現を制約するのは本来の目的から外れていると思います。

また、生成 AI にはディープフェイクも含まれ、家族や恋人の不正行為を想像させる偽画像が生成されることもあります。

しかし、これに対する法的な対応は難しく、現状では訴訟が難しい状況です。

また、著作権そもそも認めないことにしないと、「セクシー田中さん」の事件のように作者が冷遇され、

学習元の作家が苦悩し自殺する可能性も考えられます。

希望として、生成 AI による著作権の認定を避けてほしいです。

●受付番号 185001345000005535

著作者人格権の侵害、児童ポルノを学習データとした AI、AI 規制法が制定される可能性もある。

このような問題がある状況の中で生成 AI の産業化を目指すことは些か急ではないかと思われます。

生成 AI を使う人達の中で通常の絵師に対して誹謗中傷、絵を LoNA に食わせる等活動困難な状況に陥らせる事象が散見されます。

このままでは死者も出るのではないのでしょうか(生成 AI 側、絵師側双方
厳しい法整備が必要であると考えています。

●受付番号 185001345000005536

著作者が AI 学習に使用してよいと公式に許可を出した作品以外は AI 学習に使用してはならないという決まりを作った方がよい。許可なく人の作品を AI 学習に使用するの著作権違反となるべき。現在他人の著作物を勝手に読み込ませたイラストを SNS に掲載していたり広告のイラストに使用していたり更にはそのイラスト(または特定のイラストレーターの絵柄を出力できる AI)で金を稼いでいる人もいます。それに反発したクリエイターが誹謗中傷や脅迫被害にあう事件も複数確認されています。早急に法整備を整えるべきです。

●受付番号 185001345000005537

現状の AI 生成物は、web のデータに基づき生成されている。

既存の著作物や web にアップされた個人の写真などを組み合わせ、コラージュしたものが現状の AI 生成物である。

これは人間の表現者が、先人の創作物から学び、現実の事象や事物から学び、創出する作品や表現とは全く違うものである。人間の表現者が己の学習から生み出したものには、その表現者由来の個性があり、著作物性がある。対し、生成 AI が生成するものは既存データのトレースであり、コラージュである。生成の過程でいかなる生成指示が行われ、何度生成が試行されようと、AI 生成物に著作物性は発生しないと考える。なぜならば、生成指示とはトレース、コラージュする既存データを選ぶ行為にほかならず、生成の試行は既存データのトレース、コラージュの繰り返しと同義だからである。

また、これらの AI 生成物を悪意をもって利用する事を防ぐため、AI 生成物の譲渡、複製、金銭的なやり取りは全て法律で禁止すべきである。既存データによって作られた AI 生成物が利益を生み出さなければ悪意ある利用は大いに減少するはずである。

他者に被害を与える目的で AI 生成物を生成した場合、被害者の訴えによって生成物の公開、拡散が停止する仕組みを作り上げるべきである。現状の AI 生成物は剽窃物であり、これによる新たな価値の創出を模索する前に、まず法整備を急ぎ、悪意ある生成 AI 利用を一刻も早く減少させるべきである。

●受付番号 185001345000005538

・生成 AI によって今まで学習された写真や絵、イラスト、他様々の著作物に対して対価が支払われていないのに学習だけしていくことは学習させた人間による窃盗行為だ。

人間の教材は使用料を払う。そもそも学習素材として提供していないものを学習しているというのも問題としてあげられるべきだ。

許諾をとらずに著作物を学習させて作られた生成 AI は取り締まらなければ、利用する側も安心して利用できない。

この問題を見てみぬふりをし、最初からやり直さないままでいれば、結局他の国から遅れをとることは明白だ。

また成果が出るまで時間がかかるとしても、そういうシステムを最初からやり直していくことはこの国に必要なことなのではないか？

AI 学習に使用料が発生すれば、利用に納得する著作者も多いはずだ。

・生成 AI で抽出したものが氾濫しすぎると人による活動に支障が出る。(ex.商品価格の低下、モチベーションの低下)

また、AI で活動する人間によるイラストレーターへの攻撃（侮蔑行為・なりすまし・嫌がらせ）があとを絶たない。

許諾なく、学習元である著作者に i2i や Lora 等の技術で金銭を稼ぐ行為は法として禁止にしなければ、著作者の人権は守られていないのではないか？

規制がなければ守らない、という人間がいる以上人権・文化の守られる規制を作らなければいけない。

・AI の技術自体は素晴らしい為、著作物への使用料及び著作者への人権の保護を法で整備する必要がある。守らないと攻撃する人間がいるというのが現状である。

●受付番号 185001345000005539

AI で生成されるには元になる創作物があります。

その元になる創作物や創作者を守るためにも生成物に著作権を認めることはいかなる場合であってもあってはならないことです。

生成物はゼロから作られたものではありません。必ず元になるものがあります。

いくら生成物に加筆を加えたところでそれは創作物とは言えません。

名画をコラージュして加筆してそれか新しい創作物として認められるでしょうか？

また生成物に著作物性を認めることで、なりすましやなりすましの被害者による名誉回復のための引用行為を DMCA を悪用して妨害することが可能となってしまいます。

文化を守るため、創作者を守る為にも AI 生成物に著作権を与えることは断じてあってはならない事だと思います。

●受付番号 185001345000005540

生成 AI は作成ツールではなく、コラージュツールです。

現行のままでは多重な問題を抱えており、普通に生活する上ですら安心できません。

現在イラスト・音楽・文章等の著作権の問題も指摘されていますが、現在犯罪者予備軍が犯罪を成す為の手段を与えてしまっていると言っても過言でなく、既に海外では自殺者を出しています。

日本でも思い詰めていたり、既に精神を病んでしまった方もいます。

この災害大国である日本で、手軽にフェイクを作成する事も出来るようになってしまいました。

通販サイトには現存しない品物を生成 AI で作成し、詐欺に利用する事例が出ていたり、インターネット検索の画像は実在しない生物・植物等の画像で溢れかえっています。

今や人の命を直結して脅かすツールになりつつあります。

是非とも海外の動き、問題とされる箇所を調べてほしいと思います。

私は絵描きですが、自分の絵を利用される事、知らない間に自分の肖像が利用される事、どちらも非常に恐ろしいです。

安心して暮らせるように、是非とも宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000005541

著作権(著作人格権)で保護された画像を無断で学習した画像生成 AI は規制されるべきであると思います。

写真そっくりの画像が簡単に生成できるのは魅力的に感じる人もいるかもしれませんが、このままではディープフェイクポルノや誰かの写真(イラスト)を裸に書き換えた画像、悪質なデマの画像映像などが増えていくだけで、利点がないと感じます。

このままいくらかでも悪用できる AI がすぐ手に入り、好きなアイドルや検索して見つけた好きな子供の画像を使って簡単に数秒でディープフェイクポルノが作れるなんてことは絶対にあるべきでは無いと思います。

●受付番号 185001345000005542

他人の著作物を勝手に読み込ませイラストを出力、それを商業利用、ましてやそれで金稼ぎというのは著作権違反にするべきです。

また、AI 学習にはイラストのみでなく児童ポルノ画像が使用されています。児童保護の観点からも AI 生成を誰でも自由にできるという環境は見直さなければなりません。著作者から許可された作品のみを学習させた AI の使用以外は一切禁止するべきです。

クリエイターや児童を守るためにこれらのルールは必要であると考えられます。

また、AI 批判をしたクリエイターに誹謗中傷や殺害予告が届く等の事件も起こっています。これらの対応もしていくべきです。

●受付番号 185001345000005543

5. 各論点について

(4) その他の論点について

画像生成 AI ツールの種類によっては、クリエイターのタグを入力すれば、そのクリエイターの作品の作風や画風（タッチ）に極めて類似した生成物が出力されます。

昨今のインターネットによる SNS の普及により、クリエイターにとってその画風やタッチは、その人を表す「顔」とも呼べる重大な要素であるといえるでしょう。

よって、それを AI に学習させ極めて類似したものを複製し公開する行為は半ば人権侵害にも等しく、悪意を持ってその本人に成りすまし、精神的苦痛を与える行為すら横行しています。

上記のことを踏まえて、半ば凶器ともなりうる生成 AI ツールの使用・開発にあたり、人格や使用目的など、資格や第三者による監査等の必要性があると思います。

またその学習内容を透明化し、生成物が AI 生成であると明記すると共に、その生成に要した学習内容も全て明記すべきであり、それが今後発生するであろう犯罪を抑止しうると考えます。

●受付番号 185001345000005544

まず初めに人の上にある技術はないということを確認していただきたい。

2(1)従来の著作権法の考え方との整合性

著作権法、著作者人格権等により長年にわたり著作者と著作物は守られてきましたが生成 AI 登場により保護が取り払われた状態です。

さらに著作権自体を軽んじる風潮が生まれ、邪魔ものだ、著作者が感情的になっているだけという言葉が耳にします。

最近あった漫画家の自死からもわかるように著作物は著作者にとっては自分の分身のようなものです。自分の文章を意に反して生成 AI に使われたり、改変されたり売られ収益化されたり。自分の絵にそっくりな生成画像が売買されたり、自分の描いた絵がポルノ絵に変換されれば心が削られるような痛みです。

トリックを使い、著作権で守られているはずのキャラクターを生成したり、追加学習によって個人の絵柄を盗みネット上にアップロードする者も多く苦しんでいるクリエイターは多いです。

元々、労力と創造性などに報いるため、文化の発展のための著作権法が機能していません。クリエイターが権利を行使することを 30 条の 4 が阻害している。

30 条 4 の但し書き「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」

と言うが、無断で学習した元の権利者たちと同じ市場を生成 AI が埋め尽くしています。

たまたまこの時期に活動するクリエイターだけ

突然著作権にかかわる保護を剥奪されるという整合性の合わない状態です。

10 年前も 10 年後も同じようにクリエイターたちが安心して活動できるようにすべき。

文化省と政府が率先してクリエイターたちを保護しなければ

長期的には日本の文化は衰退していくと思います。

3(3)生成 AI 開発業者、サービス提供者による技術的な措置

ヨーロッパでは

-すでにトレーニングデータの透明性を確保する AI act が採決されようとしています。

-オプトアウトする権利があります。

アメリカでは

- AI モデルのトレーニングデータを開示することを義務付ける法案

- 声と肖像の不正流用を防止する AI 詐欺防止法案が提出されています。

英国では

-AI のトレーニングのための著作権例外を今のところ認めていません。

日本でもトレーニングデータの透明性、

見えやすい位置に生成 AI ラベルつけるなど制度化していかなければ

海外からは日本はディープフェイクの国、著作権侵害が疑われるコンテンツを垂れ流す国という観られ方をし今までのような尊敬は得られなくなると思います。

営利を追求する生成 AI 企業に自主的に行動を求めることはできませんのでヨーロッパやアメリカに遅れることなく文化省と政府にはやって欲しいです。

また文化省は現在の著作権法が著作権者に十分な保護を与えているかどうかを判断しこの問題に関して法的な不確実性があると考えるのであれば、ルール作りや規制をするべきである。

学習元に海外の作家のものが入っているため日本が生成したものにヨーロッパや英国のクリエイターの著作権侵害が起こる可能性があります。

生成 AI という表記のない画像や音声で日本で作られ

他国の選挙に悪い影響を及ぼしたり、海外子供のポルノが作られ拡散した場合どうするか？

欧米では規制されているのに日本では何も手を打っていないのか？とならないように早急な対策が必要です。

5(2)生成・利用段階

生成 AI が 1 年間で作成した画像は 150 億枚。これは、人類が 150 年かけてようやく到達した枚数だそうで

そのほとんどが享受目的と思われる。

それらに一つ一つ裁判を起こすのは

クリエイターにとっては人生を楽しむ時間もない、

制作時間もない、お金は全部訴訟に回せということになる。

もし問題あるまま生成 AI を推進するならば

必ず文化省に相談窓口、サポートを作って運営していただきたいです。

そうでなければ無責任すぎると思います。

オプトアウト申請方法。

ディープフェイク・著作権侵害生成画像防止のために

誰が生成した生成 AI 画像かを追跡できるのか？

違法なディープフェイクポルノや違法なディープフェイク広告はどこに報告すれば然るべき対応をしてもらえるのか？罰則はあるのか？

Q&A やガイドブックが必要です。

5(3)著作物性

生成 AI に首の「短い」キリンと入力しても首の長い麒麟しか出せないです。

人間の子供なら各々個性豊かな首の短いキリンを描くでしょう。

しかし生成 AI は想像力がないのです。応用力もない。

明らかに人間とは違います。

そこに著作権性を認めるべきではないと思います。

それが人間のクリエイターの保護にもつながると思います。また手直しなどした場合も順
著作性などとし人間のものと区別する必要があります。

●受付番号 185001345000005545

項目名 5 (1) (2) (3)

現行の AI 画像は、AI 学習に許可を出していない技術者の作品やアイデンティティを剽窃し、望まれていない技術の行使によって生まれている。

学習元がクリーンでない AI 生成ツールの存在が適当な自己顕示欲を掲げたいだけの有象無象が跋扈するインターネットに流布されることで、生成画像のために剽窃された技術者たちの連綿としたノウハウや血の滲むような苦勞の表面だけを掠め取り、あわよくば技術者に成り代わろうとする害悪な存在の誕生に繋がる。

技術者が法に求めることは『許可無く AI に取り込まれた己の権利を守る』ことである。

また生成 AI の開発には無断転載を一切禁止すること、そして生成 AI に触れるためには『同意書』のように何かしらの契約を挟むことを求めている。

ただでさえインボイスが横行するようなクリエイターが脅かされる社会であるというのに、苦しみを全て飛び越え心の無い AI 利用者によって技術者の立場はより小さくなり存在価値を失くしていく。

こうして意見を連ねる私も一人の技術者であるが故に AI による技術の剽窃は酷く傷つき憤慨せざるを得ない問題である。目の敵である。

AI で何か新しいものを作ること自体は否定しないが、問題はそれを作り使う人間にある。

機械に法を求めるのもあるが、それより先に技術者に強く寄り添うことができる法整備が必要であると考える。

●受付番号 185001345000005546

現在 SNS を中心に生成 AI に関する苦言やトラブルが多発しています。

特にクリエイターにとっては研鑽を重ねてきた技術の上辺だけを掠め取られる恐れのある技術です。クリエイター自身が自分で使ったり、各個人で楽しむ分には興味深い技術ですが、実際に使っているのは「楽しんで稼ぎたい」「楽に（いいね）をたくさんもらいたい」という動機で始めた非クリエイターです。

しかも彼らはクリエイターの尊厳を無視した振る舞いを繰り返しており、その溝は開く一方です。

また、そんなクリエイターの作品を楽しむ人にとっても AI 生成物はノイズになっています。作品を通してクリエイターが練り上げてこつこつと作った過程や軌跡を感じ取ることも鑑賞の醍醐味です。シェフが長い年月をかけて作ったスペシャリテと、その辺の素人が雰囲気だけ真似してチンして作ったレトルト、どちらが本物なのでしょうか？

AI は素晴らしい技術かもしれませんが、一般人が使うにはあまりにも使用者側のモラルや人間性に丸投げされすぎているように思います。

公的機関や企業がイラスト広告を出す際、AI 生成物を使用するのももっての外です。

クリエイターの尊厳が軽んじられ続けている今、無計画に AI 技術を浸透させると将来的に文化が衰退することに繋がりがねません。人の心を打つものは人にしか作れません。AI 生成物と人の手で作られたものが住み分けできるような環境および法整備を希望します。

●受付番号 185001345000005547

生成 AI については規制すべきとの考えから稚拙・短文ではあるが意見する。

既に著作物が侵害されている現状があり、場合によっては特定の作者のものと誤認されかねない生成物が頒布され嘘・誤情報が拡散される危険性があり、それと同時に著作者人格権も侵害されると思われるので規制すべきと考えます。

●受付番号 185001345000005548

生成 AI に対する考え方

- ・生成 AI の使用者は学習元の許可なしに学習元の著作物を利用することは禁じてほしい
- ・生成 AI を使用した際学習元の開示の義務化
- ・生成 AI を使用する際学習元の著作物を学習させる場合は利用料金を支払う必要がある
- ・生成 AI で出力した作品は学習元の許可無しに公示してはならない
- ・生成 AI で出力した作品は生成 AI を使用したことはわかる文言を作品内に人間が読めるフォントサイズで記述しなければならない

現状生成 AI はクリエイターを侮辱する目的で使用されているものがかなり目に付きます。
クリエイターの創作意欲を奪わないよう法的整備を厳しくして頂きたい

●受付番号 185001345000005549

生成A Iが著作権法上の

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」

には該当する理由

■学習データの持ち主の生成AIとは競合するし

著作権者の利益を不当に害します

理由生成A Iの構造上の理由

1>画像生成AIは

ネット上から他者の画像データを

収集しデータセットを作り

そのデータセット+過学習で

画像生成AIに仕立てている

出力物は画像データ

【他者の画像を使って画像を出すので

ジャンルとして同一である】

2>今の画像生成AIは

「データセット内の作品データの表現と数が

生成A Iの「出力できる可能性と表現の幅」です

今の生成A Iは「未熟」なため

A Iの思考による表現はほぼ無く

データセット内の大勢の作家の思想や作品の

表現に「強く依存する」

【それらの機械学習元データが

対象にしていた市場が

そのまま画像生成AIの市場になります】

つまり

今の生成A Iは

学習元データ（著作権者）と同じ市場への

アプローチしかできないので

【学習元とされた作家とそのデータ群は

生成AIと「必然的に市場で競合します】

3>A I特有の

「他者の知財に依存することを前提とした装置」

である事によって

「著作権者が育ててきた技術や思想や表現」が

著作権者に還元されず

第三者に無断無償で利用されている

4>生成 AI の大量生産により

学習元（権利者）の利益を侵害し続け

それだけではなくその作品価値を

模造の氾濫により

異常な速度で低価値化させている

これらの理由から、他人データ由来のデータセットと生成 AI は

競合しかしないし、学習元権利者の利益を侵害していると考えられます

■また競合しない市場を今 生成 AI が作る事は

下記理由から現実的ではないと考えられる

●今の生成 AI の AI 能力の低さ 未熟さ

多量の機械学習とデータセットの強依存

●元データのコピー合成以上になりえない

画像生成 AI メーカーは、元データが簡単に再現されている

検証が数多く SNS で発信と拡散された結果

MJV6 NJ v 6 では「元データの再現性の高さ」を

隠すことすらしない

※当初は機械学習元データの再現性は天文学的低さと

していましたし、それが権利侵害しない理由だったと

記憶しています

■権利者の利益を侵害の事例

依頼者は学生と身分を偽り

原稿料後払いでラフ絵を要求

作家がラフ絵を 30 枚程度送ると

「後はこのラフを生成 AI に食わせるからもういいです」

とコメントの後 SNS アカウントを削除し持ち逃げした

本来であれば、ラフは完成品のアタリであり

構図やラフすらも描けない依頼者

にとっては基本無価値ですが

生成 AI がある事で

作家の作った構図や画面構成の意図から

画像を出力できてしまい

本来作家が受け取る原稿料が

失われてしまった事例です

またこの事件は金銭のみではなく

作る側が依頼者への強い不信感を生み
それらの負の感情は直接製作への意欲を
大きく削ります

■生成A I 利用者の立ち位置

S N S 上での生成A I 利用者のポスト

「目当ての絵師を学習させれば
自分で無料量産.販売ができる
A I に反対する既得権益者を
干上がらせないと

A I 活用は進みません」

と

A I 利用者が積極的に特定の絵描きを
狙い撃ちにし、その表現や思想を
機械学習と生成A I によって
奪い取っている

また当然、奪い取った絵描きと

同じ市場へ、人では無理な大量生産で
供給するため

結果 思想や表現が早く飽きられ

著作権者の利益は大きく損なう事になります

今は「人間中心の AI 利活用」の枠の中には
入れてもらっていない

データセットにされた権利者を

人間のなかにいれてください

私は当たり前の事

自分の作った絵を勝手に学習しないでくださいと

言っているだけです

その当たり前の事を取り戻すために

パブリックコメントをお送りします

●受付番号 185001345000005550

電子計算機損壊等業務妨害罪によって、AI 学習を拒否するノイズ処理ツールが学習妨害になり得るとされていますが、ノイズ処理ツールを使うのはこれ以上仕事を奪われない為なので改めて欲しいですし、イラスト専用海賊版サイトを使用して学習しているので、そもそも大部分の AI 画像生成ツールは日本の法的にアウトだと思っています。

正月に起きた災害によって AI 画像によるフェイクも拡散され、更には嫌がらせもされて筆をおられた方もいるので、一刻も早く規制すべきだと思っています。

自分自身描いており、AI によって載せていいのかと不安になっていて被害も多数あるため、AI 生成ツールを守りながらクリエイターを守るという中立的対応はやめてほしいです。

●受付番号 185001345000005551

4. 関係者からの様々な懸念の声について

AI 利用者の懸念の 3 について、AI 利用者とそうでない人ではやっていることの違いが大きい、同業とは呼べないと思う。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ（イ）「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為」について、この行為は学習対象とされたクリエイターの利益を害する可能性があり、享受目的の存在の推認が難しいのであれば、無許可でのこの行為はすべて規制するべきだと思う。また、(1) エ（イ）に関しても、特定のクリエイターまたは著作物に対する需要が AI 生成物によって代替されてしまうような事態は、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると思う。

エ（エ）AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられている場合、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があるかに関わらず、措置を回避してそのウェブサイト内のデータを収集し AI 学習のためのデータベースを作成する行為は禁止されるべきだと思う。

カ（イ）海賊版のデータを利用して作成された学習済みモデルについても、学習データと類似性のある生成物を高確率で生成する状態にない場合「侵害の行為によつて作成された物」にあたらないのはおかしいのではないか。また、侵害物が高頻度で生成される場合、AI 利用者が既存の著作物を認識していない状態で無意識に著作権侵害をしてしまうことを防ぐためにも、その学習済みモデルは廃棄できるようにするべきだと思う。

私は以前から自身で描いたイラストを SNS などに投稿していましたが、生成 AI が登場してからは、学習に利用されることを不安に感じて投稿をためらうようになりました。生成 AI によって自身の作風が模倣されたことで活動をやめてしまうクリエイターもいるかもしれません。新しく活動を始めようとしている人も、AI に学習されることを警戒してしまうかもしれません。これでは文化は発展しないでしょう。AI はそれ自体は悪ではなく、使い次第だと思っています。AI と良い関係を築けることを願っています。

●受付番号 185001345000005552

まず生成 AI に関しては否定派です。使いたくありません。

その目線から素案のほう見ての感想は「ふざけてるのか？やる気があるのか？」そんな気しかありません。というか著作人格権について真剣に話し合ったのですか？過去作り上げていったクリエイターの心を折りたいのですか？

それに生成 AI は既存の完成品のものを練り合わせて作っただけのものでゼロから構想を練ってペンを走らせ完成させていくクリエイターと同業扱いしないでください。（「AI と著作権に関する考え方について（素案）」/14P/AI 利用者の懸念/3）なぜ同じ土俵にいるのか全く理解できません。

生成 AI で今日本は無法地帯の泥棒天国状態です。その素案見ると商用製品も生成 AI 絡めば無料状態です。今そのせいでクリエイターが苦しめられ、今はその苦しんでるクリエイターに成りすまして生成 AI を作り上げるという無茶苦茶なことまで起きています。なぜイラストを描いてる人がここまで追いつめられるような状態を放置しているのかわかりません。また、「AI と著作権に関する考え方について（素案）」/20P/（イ）/11~15 行目の特定のクリエイター又は（中略）該当しないと考えられるの部分ですが、まったくもって理解不能です。勝手に生成に使われた時点で害してます。というかそれ以前に AI に人の著作権あてはめないでください。さっきも言ったように同業ではありません。全くの別物です。

そして願望のような書き方をしている「AI と著作権に関する考え方について（素案）」/10・11P/（1）生成 AI について/ウ」の部分。呆れてしまいます。学習データに至っては切り貼りどころかそのまんま利用されてます。

こんな状態でこのままいくと盗品だらけの既製品のを練り合わせたイラスト・漫画・アニメだらけになりその価値がゼロに等しくなります。というかマイナスです。海外では今規制の記事もよく見られ国によっては AI 禁止のイベントも出されています。海外はいかに危険か理解してるのに日本は全く理解してない状況です。

最初にも話しましたが著作人格権については深く議論したのですか？

著作権も重要ですがそれ以上に人格権も重要なファクターです。著作人格権はいわば心を保護するようなものです。この素案にはそれを重要視してるところがありません。著作人格権を無視して通そうとしてるところが見え見えです。

今まで過去のクリエイターたちが積み上げていった文化を破壊したがつているような感じにしか見えません。そこまで AI ファーストにしたいのですか？あまりにもひどすぎます。日本在住の素人に拳銃乱用乱射許可してるようなものです。

加えて先ほども言いましたようになりすましも起きており、生成 AI を使わないクリエイターに誹謗中傷を繰り返す生成 AI 利用者が出てきており、怯えながらものづくりをするような状況です。なぜ誹謗中傷におびえ苦しい思いをしながらイラストや漫画を描かなければいけないのでしょうか。今は耐生成 AI ソフトを利用して対抗するものもありますが時間は

かかるしソフト利用のせいで画質にも影響でるし、そもそも生成 AI 対策のために何故クリエイターがここまで不要なことをしなければいけないのか心底理解できません。それとも「好きなことやってるんだから別にいいだろ」と文化庁は考えてるのですか？

悲しいことに企業もどういう考えでやってるか知りませんが AI で作った絵をゲームに入れたり CM を作ったりアニメを作ったりしています。何かあった時の責任問題も深く考えていないはずですよこの素案では（というか既に過去に起きていますが）。生成 AI できれいな絵ができて望んだものができて結局は盗品です。そんなものが蔓延したシーフジャパンなんてものは私は欲しくありません来てほしくありません拒絶します。

生成 AI なんてものは存在してはいけません。その力を得た人が上から目線でものを言ったりして誹謗中傷を浴びせたり追い詰める状況が日に日に増えていってます。

力は使う人次第とか言いそうですがその力はあってはならない存在です。時短とか言う人もいますが盗品で時短したくありません。時間かけての苦勞を美德とは言いませんが泥棒してまでやりたいとは思いません。即刻封印してください。

著作者人格権を無視し、生成 AI ファーストを推し進めるような国にいたくありません。これ以上人の心を折らないでください。そしてクリエイターの人権が守られるような環境（もしくは法律）作りをしてください。

何度も言います。生成 AI 否定派で生成 AI は存在してほしくありません！いらないです！私からは以上です。

●受付番号 185001345000005553

「(2) 生成・利用段階

【その他の論点】

ク 生成指示のための生成 AI への著作物の入力について

○ ただし、生成 AI に対する入力に用いた既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的で当該著作物を入力する行為は、生成 AI による情報解析に用いる目的の他、入力した著作物に表現された思想又は感情を享受する目的も併存すると考えられるため、法第 30 条の 4 は適用されないと考えられる。」

この部分について

現在、特定個人のイラストレーターの絵柄を模倣することを目的とした AI の学習をさせ、そのイラストレーターのなりすましを図る、生成 AI の悪用がインターネット上で横行している。そのような目的で特定個人の著作物が集中的に AI に学習される場合は著作権の侵害も認められるべきでは無いかと考える。

現在の生成 AI の技術の進歩は目覚ましいが、法整備が追い付いていないように感じる。

生成 AI を利用しない、学習元として利用されることを避けたいクリエイターの著作権の保護を優先的に考えていただきたい

●受付番号 185001345000005554

著作者のあらゆる権利と利益は守られるべきです。現状では、生成 AI 利用者はこれらを侵害しています。私は創作を行う立場ではありませんが、最近の生成 AI による著作者の被害に心を痛めています。

生成 AI のための情報解析には多くの人の著作物が無断で利用されている、あるいはその疑いがあり、出力したものをを用いて金銭を享受していないとしても本来の著作者の権利を損なっています。また、特定の人物のイラストを学習させて、SNS 上でなりすまし行為を行っている生成 AI 利用者がいます。この人物とこの人物を擁護する者たちによる心労で、なりすまし被害を受けた著作者は創作活動を断念しました。生成 AI の学習の規制ができておらず、生成 AI を利用して不当に利益を得ている人が多くいるため、著作者が一方的に被害を受けているのが現状です。

生成 AI の学習に使う情報は、著作者の許諾を得た場合のみ利用できるよう限定し、学習に用いた情報は公開して誰もが閲覧できるようにすべきです。それがなされない場合は、著作物を不当に取り込み、不当に利益を享受しようとしたとみなすことができます。

●受付番号 185001345000005555

現段階での生成 AI の学習は、著作権者や肖像権を持つ人たちへの権利侵害で成り立っています。人の権利を守るためにも、権利を侵害する AI の学習や生成は規制すべきだと思います。学習は合法と言われて、どんどん、著作物や、人の写真などが取り込まれ悪用されています。不備まみれな AI の学習に関する法律によって、人権が侵害されています。法律の改正をした方がいいと思います。

●受付番号 185001345000005556

(3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

AI 開発事業者、AI サービス提供者らが利用者へ向けて特定のクリエイターの作風を模倣させる事で金を儲ける事を推奨している事例がある。これはクリエイターの著作権侵害である。また、生成した AI 画像を使った特定のクリエイターへのなりすまし、誹謗中傷等は目に余るものであり規制を強化すべきである。AI 学習サイトを規制し国が認めたサイト以外での AI 生成を許可しない、または AI に学習させるイラストは自身のイラストを提供しても良いと許可したものに限らせる、AI イラストに学習させたくない意思表示ができるような制度を作る、AI が学習できないようなノイズを配布し任意でそれを使用させる等の強制力のある制度を国が設けるべきである。既に誹謗中傷により筆を折るクリエイターも多い中で真に守るべきは画像生成 AI なのだろうか。ルールや規制を明確に設け国が規制しない限り AI 学習により日本の漫画やアニメ等のカルチャーは廃れていくだろう。クリエイターが自身の権利を守られず命を絶っていくのをこれ以上見たくはない。明確な規制があれば AI サービス提供者や利用者は法の揚げ足を取り、取ってつけたような正当性を振りかざしてくる。

4 関係者からの様々な懸念の声について

Twitter(現 X)においてクリエイター達は日々AI 生成物や AI 学習の危険に晒されている。よく AI に学習されるのが嫌ならば自身の創作物をインターネット上に上げなければいいと言う AI サービス提供者が存在するが、なぜ創作活動をしているだけの人間が自身の創作を発表する場を奪われなければならないのだろうか。インターネット上に投稿されている創作物は AI 学習の食べ物にされて金儲けに使われるためのものではない。

●受付番号 185001345000005557

AI 生成技術自体は素晴らしいものですが現状建設的な使い方をされているものは皆無で既存のクリエイター、政治家や著名人等の名誉毀損にあたるような行為が横行しています。既に海外では規制の動きが強まっていますが日本だけが推進しているような状況です。AI 生成物ではないのに疑惑をかけられ、コロナ禍でのマスク警察のような私刑にも似たものも二次的な被害として数多く見受けられます。詐欺行為にしか使用されない技術は規制は絶対に必要です。

●受付番号 185001345000005558

AI 生成でも、人が人の手で作った模倣品でも、著作権侵害が認められる物の責任は、その物を作成した人間が負うべきである。

当然、AI 学習に罪はなく、それを用いて他者の権利を侵害する活動を行う人間こそ罪に問われるべきである。

そのためにも、生成 AI の利用の有無が情報としてシステム上で紐づく事が義務化されるべきと考える。

生成 AI を利用した作品は、例え部分的に後から人の手を加えているとしても、情報として、生成 AI の利用を明確に記載すべきと考える。

このパブリックコメントを送信する際に「私はロボットではありません」とチェックマークを入れるのも同じ事である。

例として、イラストや小説などの作品を投稿するコミュニケーションサービス「pixiv」では、作品投稿時に生成 AI の利用の有無を義務付けている。

これは投稿者自身に利用の有無を宣言させるとともに、受け手側もサイトのシステムとして投稿作品一つ一つが AI 生成物か否かを選別する根拠となり、表面上の情報を整理する上で非常に有効であるように思う。

責任の所在を質せる、創作活動が一方的に搾取されない法整備を期待している。

●受付番号 185001345000005559

生身へのクリエイターへの冒涇だと思う。

AI で生成されるものが、これまで生身のクリエイター方が作成してきた作品のデータを蓄積させたものであるならば、

それは人の完成品を掠め取っている行為に他ならない。

それを泥棒と言わずしてなんと言おうか。

●受付番号 185001345000005560

5. 各論についての（5）著作物について

著作物の生成したものに手を加えるものは著作物として認められるとあるが、この手を加えるの範囲が狭ければA I生成された物と大差が無く、A I生成物そのものと言える可能性があり、手を加える、といっても少しの改変では無く全てを改変した状態である、もしくは生成A Iで作成された絵やモデルを参考にする程度でなければならぬと感じた。生成A Iに絵柄を学習されているのはもちろんのことだが、同じように背景、姿、ポーズ、体格なども学習されており、その一部を変えた程度では生成A I物もとい著作物をそのまま利用していることとなり著作権侵害をしていると思われる。

●受付番号 185001345000005561

現状 AI 学習はおおよそにおいて著作権を侵害するものでありそれらを直接利用することは違反行為と考えています。

学習を容認されている AdobeStock 等の環境でも実際には学習を許可されていない素材なども学習元として引用されていますし、現実的に許可済み画像のみでのクリーンな AI 画像生成は存在していないと考えた方がいいと思っています。

個別の作家の作風を機械学習するといった手口もありますね。作家のそれまでの経験や学習をただ乗り得るようなものであり極めて悪質だと感じています。

またおおよその構成は AI に頼り一部に手を加えることでこれはあたかも自分一人で作り上げたかのようなものもまた浅ましい行為だと感じています。

AI 利用は参考画像を引用することが難しいのが難点です。厳密にどういった学習が行われているかを明らかにする必要があると思いますし、機械的学習によって生成された画像の利用には引用元を明記する必要があると考えています。

最低限、どのような制作過程がおこなわれたかについては記す必要があるでしょう。

論文なども著作権に触れないよう引用元の明記が必要です。AI 学習の画像についてもそれと似た参考画像の引用元の明記、最低限でもソフト等の利用を明記する必要があると思っています。AI の画像生成についてはソフト上の詳細な引用、また画像生成者による製作方法の明記が必要だと感じています。これはソフト上でどのような画像生成が行われているかを明らかにする必要があると思いますし、それができないならば著作権の侵害行為だと思います。

●受付番号 185001345000005562

現在、AI で生成したイラストで事実を誤認させ、他者（特に絵柄の学習元の作家）への嫌がらせが行われているという事例を複数件確認している。

作品の絵柄の模倣という現行法ではカバーしきれていない部分を悪用し、特定の作家の絵柄を集中的に学習し生成した AI 生成画像を、AI を利用した者の「オリジナルの作品」と称して発表し続けるというものだ。

生成された画像は作者が描いたものではないため、現状では発表の取り下げを求める手段が存在しない。だが現行の AI 生成作品は、第三者が見ればその（学習元になった）作者が描いたものと十分に事実誤認できてしまうだけの模倣ができるようになってしまっている。このことはクリエイターの自由な創作活動に対して重大な悪影響を及ぼしており、長期にわたって絵柄の複製を他者に続けられた結果、創作活動を休止してしまった作家も存在する。

クリエイターが健全に創作活動を継続し、文化の振興につなげていくためにも、作家が自らの作品を AI 学習の対象とするかについての可否を決定でき、過度な模倣品に対しては適切な機関での審議ができるよう、早急に法の再整備が必要である。

●受付番号 185001345000005563

専門家ではありませんが、危機感を感じていることだけでもお伝えしたく意見を書かせていただきます。

AI 生成物における制作物の著作権はいかなる場合も認められるべきでないとかんがえています。

AI におけるデータセットの不透明性もありますし、生成物をみるとデータセットに使ったイラストのほぼそのままのイラストや文章生成されていることも少なくありません。

novelAiに会社の機密を入力したものがほかの物でそのまま抽出されて機密情報漏洩に繋がった事例もあるときいています。

また創作者と Ai が競合することだけが問題というわけではありません。

文章もイラストもその人の努力でつくられているものです。Ai はそのような創作者の気力を奪うものでもあり、筆を折る原因となるものです。

このままでは我が国の文化が衰退してしまいます。

あまり有益な意見はかけていないかとおもいますが、このように危機感を感じているものが多くいることをしっていただきたいです。

きっとそのなかにはこの問題について詳しく、有益な意見を出す人もいるでしょう。

どうかその人の意見を詳しく聞いてください。お願いいたします。

今の草案では守りきることができません。

憂うことなく創作者が自分を表現できる世界になることを願っています。

●受付番号 185001345000005564

特定のイラストレーターの絵柄を学習させ、なりすましや誹謗中傷を行う AI 事業者がいます。

AI は本来（この場合イラストレーターなど絵にまつわる事業）創作者の助けになるものであるべきで、創作者を侵害するものであってはならないはずです。

AI 絵の出現によって、イラストレーターに高額の依頼料を払わなくてもある程度理想的なイラストを手に入れることができるというのは一見低所得者を救い上げる良いツールにも思えます。

しかしイラストの価格は描いた人やかかった時間ブランドによって価格が変わります。

AI の出現はその価格市場を破壊しかねない危険な側面があります。

学習元にきちんと還元される仕組みや、学習元が無差別な AI を取り締まるなど法的な縛りが必要です。

現状は好き放題、イラストレーターの著作権や人格を侵害するツールとなっています。

●受付番号 185001345000005565

現在進行形で Twitter で発生している、■■■■ (■■■■) 先生の絵柄を AI でばら撒き、挙句の果てには権利元である先生のアカウントに DMCA を送り凍結させようとする等、人の創作物を盗みアカウントに成り代わろうとするようなことが起きていいとは思えない。他人の絵柄を利用して AI で生成したようなモノに著作権などなくていい。

●受付番号 185001345000005566

5.各論点について (1),エ,(ア)について

SNSなどに投稿された生成された画像1つに対して、学習されたであろうイラストが1:1で類似している場合のみならず、著作者が生成AIの学習データとして、自身の著作物を使用することを禁止しているのにも拘らず、AIの学習データとして使用することについても著作権侵害を適用していただきたい。

またその場合は、著作者が自身の著作物を生成AIの学習データとして使用することを許可する、または禁止することをどのような手段を用いて提示すべきかを定めていただきたい。1つの意見として、学習データへの使用を禁止する著作者に、現段階ではよく見られるXなどのSNSで「AI学習禁止」などの文言を提示させるよりかは、使用を許可する人に「AI学習許可」などと提示させ、その他の著作者のイラストはAI学習を禁止とする方が賢明であると考えます。

ひとつはSNSを始めたばかりの人、特に若い人たちを守るためである。学習データに使われたくないと考えていても、文言を提示することを知らずにSNSにイラストを投稿し、知らぬところでAI学習に使われるという問題が発生するのは想像に難くない。

もうひとつはイラストレーターに悪用されてしまう可能性がある点である。「AI学習禁止」の文言を目立たないところに書き、見落としてしまったAI利用者を著作権侵害であるとして攻撃するという事象が発生するということも考えられる。

●受付番号 185001345000005567

現在、インターネットで発信されている AI の生成物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」という著作物の条件を満たしていないと考えます。

現在の AI 生成物は学習元が存在し、その学習元の著作権を侵害している状態と考えます。この AI による学習が個人利用の範囲に留まらず、AI 使用者が自身の創作物として発信しそれを商品として販売していることは大きな問題かと思えます。

この状況は国内の創作活動を行うクリエイターにはデメリットが大きく、自身の著作物が無断で利用され市場を侵蝕されている状況となります。

また AI による創作は二次創作とは異なり、原作へのリスペクトは感じられず看過できるものではありません。

「当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者がこの事情を主張・立証することで、依拠性がないと判断される場合はあり得る。」上記の記述に対して AI に著作物がデータして学習されている時点で著作権の侵害と考えます。

現在、問題となっているのはイラスト等の創作物ですが

今後、文学や音楽のジャンルに対しても大きな影響を及ぼすと考えられますので早めの規制やルール制定を要望いたします。

私自身も音楽を志す者として現在の状況は憂慮する所となります。

●受付番号 185001345000005568

【項目名】

- 1.はじめに
- 2.検討の前提として
 - (1)従来の著作権法の考え方との整合性について
 - (2)AI と著作権の関係に関する従来の整理
- 3.生成 AI の技術的な背景について
 - (1)生成 AI について
 - (2)生成 AI に関する新たな技術
 - (3)AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
- 4.関係者からの様々な懸念の声について
- 5.各論点について
 - (1)学習・開発段階
 - (2)生成・利用段階

「学習・開発段階での著作物のデータ収集について、データの個人利用、あるいは情報解析のために用いられる場合（いわゆる享受目的ではない場合）においては、著作権法第30条の4が適応される」という見解は理解ができますが、この認識のもとで学習・開発された生成 AI を生成・利用段階で利用者がパブリックな創作活動に用いる行為は、同法の適応外ではないかと思います。

段階ごとに検討をする逐次的な視点だけでなく、同時的な視点での検討も思索してほしいです。

- (3)生成物の著作物性について
 - (4)その他の論点について

6.最後に

非享受目的ではないケースでの法第30条の4の適応にまつわる素案の解釈は、研究者目線では納得できる範囲の主張だと頷ける反面、自身の作品を守りたい多くのクリエイターが「納得できない」という主張を掲げていることもまた、当然の感情として頷けると思います。

両者間に見解の相違が起こっている原因として、生成 AI 技術の発展による副次的な被害が挙げられます。すべての懸念事項の抜本的な解決は起こりえないのかもしれませんが、生成 AI の利用を免許制、あるいは国からの認可性にする事で、享受目的の意識を持った利用者をわずかでも減少させることは可能ではないでしょうか。

収集データに含まれたクリエイターの著作物を保護する検討は、転じて AI 技術を用いて生成した著作物を保護するための理屈にもなりえます。

AI 技術の将来のためにも、再三のご検討をよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005569

他人のイラストを AI に学習させて生成したイラストに著作権がつくこと、これはあまりにおかしいと私は考える。たしかに、このようなことができるようになるならば、創作の発展につながるかもしれない。だが、これは「描く」とは言えないのではないか。学習元になるイラストを描いている人も、最初は誰かの創作物から学んでいくものではある。しかし、そこから日々工夫し、自らのオリジナリティをだすための努力をしている。当然全てがそうだとは思わないが、そういった努力があることで、人々が心打たれるような作品になるのではないか。才能があっても然り。こうして作られた作品を AI を使って学習し、いとも簡単にイラストを生成する、そしてそれに著作権がつく、これらは学習元の絵師に対してあまりに侮辱的ではないか。以上の理由により、私は今回の素案には断固として反対する。

●受付番号 185001345000005570

創作者に無許可、あるいは創作者が AI への利用を禁止の意思表示をしてもそれを無視しての AI 利用は数え切れないのが現状だと思う。

さらには悪意をもった作品の利用を行い元の創作者を活動休止に追い込んだ多数見受けられる。

作品におけるアイデアや表現や個性などは明確化できないものであり著作権法の対象にはならないことも拍車をかけていると言える。

それらを防ぐために早急に AI 利用に関する規制を設けるべきである。

●受付番号 185001345000005571

生成系 AI の取り扱いをもう一度考えていただきたいです。

現在、イラストなどを生成する AI を使うユーザーのモラルが著しく低下しており、イラストレーターや芸術家の絵の学習を著作権保有者が禁止表明したにも関わらず、学習させ卑猥な画像を生成させ著作権保有者への営業妨害を繰り返し、更に著作権保有者がやめてくれと抗議すると「いつでもお前を殺せる」や「生きたまま手足を切断してやるからな」などの強烈な殺害予告を行い、著作権保有者がこの生成 AI を使うユーザーに殺害されずとも自殺を図ってしまいかねないほどの脅迫が数え切れない程行われています。このまま芸術家やイラストレーター、漫画家、小説家などの人権及び著作権侵害を許すのは文化の損失に繋がります。

また、生成 AI 事態は非常に優秀でこの技術を失うのも人類の損失に繋がります。AI を使うためにモラルを守れる、人に危害を加えないユーザーを選別させる様な非常に厳しい免許などを導入すべきだと思います。人が死ぬ前に、何卒お願いします。

●受付番号 185001345000005572

「5. 各論点について」

(2) のなかの、「AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合」についてですが、昨今利用されている生成 AI については、既存の著作物をデータセット (AI 学習用データ) として組み込んだ上で処理しているものであり、「たまたまその中の一つの著作物を認識していなかった」というのは特に考慮すべき点・重要な点等ではないと思います。意見募集要項の中では「侵害になりうる」と記載があるため、上記の通り生成 AI 利用者の著作物への認識がないことを理由に著作権侵害には当たらないという判断には直結しないと読み取りましたが、生成 AI 利用者の認識有無や違反性を問う以前に、著作者の使用の許可を得ているのか否かも不透明なデータセットを用いる生成 AI の開発等をまず厳しく取り締まる・規制を設ける必要があると考えます。現実には国内でも問題は発生しており、反対の声も少なくなく、諸外国では訴訟や企業間での契約取り消しも発生しているため、法規制などを国内で設けない・検討の期間が延びれば延びるほど、単なる一利用者、著作者と生成 AI 利用者の個人間に閉じた話などではなくなってしまおうと思います。

●受付番号 185001345000005573

研究として AI の分野を成長・発展させていくことはこれからの時代に必要なことであると感じますが、だからといって人間の著作権を蔑ろにしていいたとは考えられません。

現状の素案では、あまりにも「人間の創作物」に対する著作権が蔑ろにされ、AI に一方的に都合のいいルールが出来上がっているように感じます。

創作をする者として、人間の創作を楽しむ者として、現状の素案では絶対に納得できません。

- ・ AI がなにかを生成する際、他者の著作権を侵害していないこと。
- ・ AI 生成物によって、人間の創作者が金銭的な不利益を被らず、創作・仕事の間を奪われることのないルールであること。
- ・ AI が悪意を持って使用されている際(例えば、とある画家 A さんの絵を元に生成した AI 生成物を、A さん以外の他者が A さんの名を騙って公表・販売する行為など)に、その行為を取り締まることができるルールであること。
- ・ 他者の権利を侵害することなく、AI を使用すること。
- ・ どのようなプロンプトによって AI 生成された生成物なのか、全て開示されること。

最低でも以上の要素が盛り込まれたルールでなければ、人間の著作権は蔑ろにされ続け、AI 生成への偏見적인見方は改善されず、人間と AI 双方の文化が廃れていってしまうと考えます。

文化を守るための文化庁からこんな素案が提案されたことが信じられません。

どうか改善して頂くようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005574

文化庁殿、パブリックコメントの機会をいただきありがとうございます。

まずテクノロジーの発展は目覚ましく、インターネット等コンピュータ分野は今後も間違いなく社会のインフラの一部として利用されていくと思います。だからこそそれらがアングラでイリーガルな物であることは社会全体に悪影響を与えると考えこれを前提とし、AIと著作権に関する考え方についての意見とさせていただきます。

●生成AIの本質は『ディープフェイク』だと考えます。DF自体も悪意をもって利用されやすい側面がありますが、AIによるものはそれらをより簡単かつ大量に生み出すことができ、人間が視覚情報に支配されているため社会的問題を孕みやすいです。生成AIの存在自体を否定する物ではないにしろ、その開発の経緯や利用のされ方には常に他者の権利に留意する必要があります。

●生成AIによる昨今の状況は、テクノロジー分野によるクリエイターやアーティスト等に対する深刻な人権侵害であると考えます。ネット上で生成AIに懸念を示した人に対して、本人に危害を加える旨を示唆する等嫌がらせが何度も発生しており、単に著作物をめぐる問題のみではない点も異常です。

●支分権における『著作物等を閲覧・鑑賞する行為や、その内容を記憶する行為等』については、著作権法上、著作者等の権利が及ばず、このような行為については、これを独占する利益は著作権法上保護されていない』とあるが、人間が表現を享受、記憶することと、コンピューターが内容を文字通り記憶し『学習』することは全く異なる性質を持つことに注意が必要です。

よって人間の学習と生成AIの『学習』は同一とは言えず、生成AIによる『学習』が著作物等を利用する行為であり、著作権法第一条に規定する、文化的所産の公正な利用や支分権が及ぶ法定利用行為に該当しない行為にはあたらないと考えます。

●(2) AIと著作権の関係に関する従来の整理のイ、『著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる』とあるが、著作権のうち財産権は個別の事案によるものとしても、少なくとも人格権は著しく傷つけられている可能性があることに注意が必要です。

従来からこの点は軽視されがちですが、この場合例えるなら一人に殴られるか、数億人に殴られるかの違いです。

<<<個人的に国に求める事>>>

・生成 AI に関する法整備をする。そもそもライセンスの含まれた著作物等を許可なく自由に『学習』する事自体、解決することが困難な問題を社会に生み出す元凶であり、所謂『学習』は相当に制限されるべきだと思います。

・データセットに何が含まれているかブラックボックス化することを禁止すべきです。技術的措置として不当な行為を抑制、禁止できないならポジティブリストを作り、許されたこと以外違法にする等が必要だと感じます。

・個人的には『特定分野における集中的機械学習プログラム』たる生成 AI に AI という文言を使うこと自体、優良誤認の様なミスリードを誘う要素であり、AGI 以外に AI を名乗る事を禁止してほしいくらいです。

・取り締まりが実現可能かは別としても罰則を設ける。これにより少なくとも法治国家において堂々と不当な行為は出来なくなると思います。

以上、専門家ではないので間違いもあるかもしれませんが、文化庁殿の素案に対して率直に思った事を描きました。

素案の内容に対してもっと細かく意見したいのですが、2,000 字では全く足りないので簡潔で限定的な意見になっています。

私はどちらかといえば著作者側ですので多少バイアスもあるかもしれませんが、客観的に見ても現状は異常だと思いますので、一日も早くなんらかの取り決めがなされ、クリエイターやアーティストが不当に権利を侵害されたり攻撃されないようにしていただきたいです。

●受付番号 185001345000005575

「学習データは切り貼りではないとされる」事について、無断転載してるし、切り貼りです。
努力してきた絵描きさんの技術を盗むことは泥棒と
何が違うのでしょうか？犯罪だと思います。
著作権を厳しく正しく扱ってください。
クリエイターの尊厳を守ってください。
AIには、まったく新しいものを1から作る力はありません。
このままでは、日本からは何も生まれなくなります。

●受付番号 185001345000005576

「仕事で 30 枚近くラフの提出を求められたら、もう充分画像が集まったから後は画像生成 AI に取り込むと返信が来て、音信不通になった」事例などが既にある、問題が起きています。そもそも画像生成 AI の参考画像自体が無許可で集められたデータです。画像生成 AI の学習データセットに児童ポルノが 1000 枚以上含まれていたケースもあります（現在は削除されています）。今生成 AI 関連は黎明期の為、無法状態になっています。日本は只でさえ石油や石炭等の財産が殆ど取れない土地ですから、知的財産・技術を重宝しなければなりません。漫画・イラスト・ゲーム等サブカルチャーがメインカルチャーとなった日本だからこそ、生成 AI のある形を指し示すべきです。現在・未来の産業を守るという観点からも、生成 AI に関する法律整備、許可制にしなければならないと思います。

●受付番号 185001345000005577

データセットの作成において、既存の創作物から特徴点を抽出する際には、その創作物には著作権と同等の権利が存在します。

この権利を無視すると、モリサワフォント AI 盗作のような権利侵害が増加し、位置からものを作る創作の基盤が崩れる可能性があります。

AI が既存の創作物を組み合わせ、手軽に結果を得ることができることから、一般の人々も手軽に利用可能となり、既存作品の権利侵害が急増しています。

例として、声優の合成音声での無断公開やイラストレータの絵を読み込んでの望まない二次創作が挙げられます。

これらの強力な技術に対応するためには、新たな著作権の枠組みが必要です。

例えば、ユーチューブなどではアップロードされた音源が AI によって解析され、著作権者に利益が還元されます。

生成 AI を利用する際のデータセットからの利益還元など、罰則以外にも広範なアプローチが検討されるべきです。単に国内で禁止するだけでは、中国のような無法地帯で盗作が横行する可能性があります、

国内だけでなく国際的な枠組みの構築が不可欠と考えます。

提案

生成 AI の流れは大きく、止めることが難しいかもしれませんが、AI による創作は大きい意味で一時創作、二次創作をもとにした創作、三次創作といえるのではないのでしょうか。三次創作をするにあたって、一次二次の権利者に配慮するのは当然です。データセットはそれをもとに学習しているのだから。利益還元や著作権法の考え方を特徴点にまで拡大する事、今までのように目視による判断ではなく、それを判別するために AI を使うこと、データセットから創作者が望めばそれを排除できることなどもあわせて提案します。

私は漫画家と illustrator を職業にしていますが

AI に無断転載サイトのデータをもとにデータセットを作られました

創作される気が失せます。

絵描きの絵を勝手に読み込んで本人に送りつける

デマ画像を作る

悪意を持って使う一般人が多すぎる

AI は技術や才能の一般化です。誰もが努力なしにそれを使えるようになった時愚者でもそれを使えるようになるのです。

結果倫理観が欠如した輩、悪事に使うような輩、

(こういう人らは今アマゾンで画像生成した本をうって物珍しさに荒稼ぎしています人のふんどしで)

そういった膨大にはきだされるめちゃくちゃなジャンクデータと混乱が生み出されるでしょう。そういったものをどういう風に方向づけるのか、しっかり考えないといけないと思います。

AIによって新しい創作法が生まれるというのは確かにあるでしょう

しかしそれはすでにあるものをミキサーで粉にした後にそれで作った電子的なコラージュです。単純なコラージュではないが構造を一時創作から引っ張っています
なので一次創作とは区別されるものです。

一次創作者をないがしろにするような AI 利用は防がなくては

●受付番号 185001345000005578

AI の生成に関する技術を全面的に法律にて禁止にすべきです。今現在、AI の学習機能をクリエイターに対しての犯罪予告や精神的攻撃に使われているのがほとんどの様に思います。そういった事が出来ない様にできるまでは禁止にしなければ、これまでの革新的な技術、核兵器や生物兵器と変わらず、道徳の介入の余地なく、他者への攻撃方法として使われるでしょう。道徳心無きものが新しい技術を使えば、ただただ悲しみの時代を繰り返すのみです。また何もかもを自動化した世の中で人間はついていけるのでしょうか。ただでさえ情報が過多の時代、AI によりただいたずらに加速した世の中にして、本当に豊かさを得る事ができるのでしょうか。技術技能は人の手にあるべきです。努力すべき。大衆に流されるべきでない。

●受付番号 185001345000005579

生成 AI によるイラストなどの創作物について問題、課題と感じていること二点

●通常の商習慣に照らし合わせると、「生成 AI を開発する企業」にとって、生成 AI に学習素材となる創作物を読み込ませることは利益をもたらすと考えられますが、現状の著作権法を確認する限り、「生成 AI を開発する企業」は、思想又は感情を他人に享受させることを目的として創作された絵画やイラストを含め、広くネット上のデータを無料で「読み込む」ことが可能だと解釈出来てしまうおそれがあります。（実際、そうなのでしょうか？）思想又は感情を他人に享受させることを目的として創作された創作物が、無料で利活用され、特定の企業に利益をもたらす状況は、著作権法の存在意義（著作権者の利益を保護すること）そのものを脅かします。また「生成 AI の技術を利用する個人」が生成 AI に学習素材となる創作物をその作者に無断で読み込ませ、生成されたイラストを販売し、利益を得ている事例があります。こういった場合についても同様に著作権者の利益は保護されなくてはなりませんが、現状の社会の整備状態や著作権法などでは、著作権者の利益が守れているとは言いきれません。「生成 AI の技術を利用する個人」が著作権者の利益を侵すことのないよう、何らかの対策が必要だと考えます。

●ネット上では、「AI 絵師」という言葉が散見されますが、生成 AI が出力したイラストは果たして「絵」に分類できるかどうかという懸念を抱いています。例えば、空や景色などをスマートフォンで撮影した写真を、スマートフォンのフィルター機能で水彩風に加工したものは一般的に「絵」とは呼ばれません。「スマホにより加工された写真」です。写真をもとに、スマートフォンが出力した「画像」です。「絵」に分類される集合は全て、主語に作者本人を置いたとき、「描く」という述語が使用できます。（イラストや漫画など）「スマホにより加工された写真」は「画像」ですから「描く」という述語は使用できません。「生成 AI によるイラスト」にこれを当てはめると、「生成 AI によるイラスト」も「描く」という述語が使用できません。「生成 AI によるイラスト」は AI によって出力された「画像」です。ただし「AI が生成したイラスト」は「画像」でありながら、一般の消費者にとって「絵」と区別が付きづらい状況が常態化しています。「絵」と言われれば通常、一般の消費者は「描かれた」ものを想像して金銭を支払います。「生成 AI によるイラスト画像」を「絵」として広告し販売することは、優良誤認に繋がり、問題があると考えます。「生成 AI によるイラスト画像」の販売やその広告を行う際には、一般の消費者に「作者によって描かれた絵」ではないことを誤解なく伝えるための「表示の規則」が必要だと考えます。"

●受付番号 185001345000005580

生成 AI は今すぐにでも規制すべきである。

今、あなた方は AI で日本の文化が発展するとか思っているかもしれないが現実には真逆だ。生成 AI は日本が戦後築き上げたアニメマンガ文化だけではなくイラスト、音楽の文化すら破壊し尽くしてしまう。

今のまま規制しなければ日本の文化は衰退するどころか盗人、犯罪者の文化に成り下がってしまう。

なので私は生成 AI を即刻規制、又は違法化すべきだと思う。

何が大丈夫か今一度思い返して欲しい。

さもないと日本文化は衰退し、真の優秀なクリエイターは日本を見捨てることになるだろう。

●受付番号 185001345000005581

生成 AI は今すぐにでも規制すべきである。今、あなた方は AI で日本の文化が発展すると思っているかもしれないが現実には 真逆だ。生成 AI は日本が戦後築き上げたアニメマンガ文化だけではなくイラスト、音楽の文化すら破壊し尽くしてしまう。今のまま規制しなければ日本の文化は衰退するどころか盗人、犯罪者の文化に成り下がってしまう。なので私は生成 AI を即刻規制、又は違法化すべきだと思う。何が大丈夫か今一度思い返して欲しい。さもないと日本文化は衰退し、真の優秀なクリエイターは日本を見捨てることになるだろう

●受付番号 185001345000005582

創作物は人に認識されることで初めて価値を持ちます。そのため、AI を使った創作においては、作品が作られる時よりも使われる時に制限を設けるべきです。

この意見の結論は、どんな制限を設けるにしても、後の議論や裁判をスムーズに進めるために AI 生成時のトレーサビリティを保証する必要があるというものです。AI 生成時のトレーサビリティとは生成物が再現可能な「使用した AI と学習データ」「プロンプト」「シード値」を記録し、いつでも提出できる状態に保つことです。

ここでは特に、イラスト作成における AI の使用に焦点を当てていますが、以下の意見はイラストに限らず一般化可能できるよう留意しました。

・なぜ AI の利用に制限が必要か

1. [伝統的な絵の描き方]と[AI を使ったイラスト生成]では別種の創作能力が発揮されている。
2. AI が他の創作物を参照している限り、伝統的な創作が主であり、AI による創作は従という関係が存在する。
3. 現在、AI による創作の使用が伝統的な創作活動を妨げる場合があります。

このため、主となる伝統的なクリエイターの創作活動、創作能力の発揮を保護することが、全ての創作活動、生成 AI の利用時の創作能力の発揮をも促進する。

生成 AI 利用時の創作能力が主となるクリエイターの創作活動を妨げていると主張されたときのため、生成 AI の利用方法を追跡できなければいけない。

・ [伝統的な絵の描き方]と[AI によるイラスト生成]の違い

[AI によるイラスト生成]の手順を以下の段階に分けて考えます：

1. AI の選択：使用者がどの AI を使うか（及びその AI の学習内容も含む）を決める段階
2. プロンプトの入力：使用者が指示を AI に与える段階
3. イラストの生成：AI がシード値（乱数）を使ってイラストを生成する段階

このうち、1 と 2 の段階は伝統的な「絵画行為」ではなく、「AI の選定と方針を与える行為」と言えます。

3 の段階では「絵画行為」と見なすこともできますが、その主体は AI であり、結果はシード値によって大きく異なります。

従って、AI を使ったイラスト生成では、使用者の創作能力は伝統的な「絵画行為」としては発揮されていないと言えます。一方、伝統的な描き方では創作者自身がその能力を認められてきました。この能力の認識の差が、両者を異なる行為と見なす根拠です。

・ AI 利用における創作能力の発揮

AI によるイラスト生成では、使用者は「AI の選定と方針を与える行為」として創作能力を発揮します。

作品を公表する際には「AI 生成物の中から満足するものを選ぶ行為」も行いますが、これを創作能力と見なすかは議論が分かれるところです。AI 生成物をトレースしたり、一部を改変した場合の扱いも、この議論によって決まります。

特定のクリエイターの権利を侵害しないようにするためには、この「AI の選定と方針を与える行為」と「AI 生成物の中から満足するものを選ぶ行為」が特定のクリエイターを意図していたかどうか 중요합니다。

特に、「AI の選定と方針を与える行為」において使用した AI とプロンプトを検証することで、意図的な指定があったかどうかを明らかにすることができます。さらにシード値まで確認できれば、生成プロセスを完全に再現することが可能です。

少なくとも「AI の選定と方針を与える行為」において特定のクリエイターを指定していて、その生成物の公表がクリエイターにとって不利益な場合はその AI 生成を制限すべきではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005583

「生成 AI は便利であるが危険物であり、利用する人間を制御できるよう法や免許などで規制すべきである。」

と考えております。

AI がこれからの世界になくてはならない便利な道具であると言うのは事実です。

しかし、現状の他者の著作物を無断でデータベースとして利用すると言うモラルに欠けた学習プロセスには非常に憤りを覚えます。

いくらこれは便利だ、皆の利益になる、技術の発展だと言っても個人が権利を持つ著作物を無断で利用する理由にはなりません。

他人の名前、電話番号、住所、経歴を勝手に利用し犯罪行為を行うのと変わらないと思います。

そしてそのプロセスを考え、AI に実行させているのは著作権意識に欠けたモラルのない人間です。

なくてはならない便利な道具ではあるが使う人間によっては悪質な犯罪行為に使用されることもある。

AI は現在の自動車、銃、ガソリン等と同じ危険物なのではないでしょうか。

同じ危険物である以上法によって取り扱える状況や人間を搾り、また資格や免許によって把握できるようにすべきだと考えます。

現在の生成 AI は無免許の人間が運転する歩道を走る車のようです。

少なくとも現在のように誰でも使える、ネットにある情報であれば何でも好き勝手に無断で利用できる状況は看過するべきではないと思います。

最初から他者の著作権を侵害するつもりで AI を利用するモラルなき人間を排除できるよう
・生成 AI によって作られた物で金銭を得るためには国によって与えられた免許を必須とする

・生成 AI を利用して作られた物にはその旨を明記する

・許諾のない著作物や個人のプライバシーを利用した AI 生成物は違法とする

と言った取り締まりを設けるべきだと思います。

今でさえ 2023 年 11 月に起こった AI により生成されたフェイク動画によって岸田首相と日本テレビの名誉が傷つけられた事件のように、

他人の著作物や個人の肖像の無断利用を罰しないことによって、それを元に生成されたもので個人や企業の名誉を簡単に傷つけることができるのです。

そして技術はこれからも発展していきます。より簡単に、より巧妙に。

法による厳しい縛りがない限り、私はこれからの AI がもたらす世の中は善良な市民が AI を利用し幸福になれる世の中よりも、

モラルのない人間が著作物はもちろん自由に他者の権利、財産、名誉を奪うことができる世の中になるのではないかと危惧しております。

技術の発展は望ましいことですが、だからと言って他者の権利や名誉が踏みにじられることは決して許されるべきではありません。

個人や企業の著作権はもちろんのこと、プライバシーや名誉を守るためどうか生成 AI には厳しい法規制をご検討いただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005584

5(1)アについて:

近年、絵を描くことが一切無いのにも関わらず、生成 AI を使用した画像生成技術を使用して、生成 AI を使っていないクリエイターの作風を模倣し、自分の作品だと自称する行為が問題になっています。

クリエイターの作風というのは、そのクリエイターが独自に研究したどり着いたものであり、そこにはクリエイターのたくさんの努力が積み重なっています。そんな大切なものを、努力もしていないような生成 AI のユーザに簡単に模倣されてしまうようでは、クリエイターの努力が踏みにじられてしまいます。そうなれば、クリエイターとしての活動を辞めてしまうような人も出てきてしまい、日本の大切な文化が失われてしまいます。

このように、研究のためではなく、クリエイターの作風等を模倣することで地位や名声を得て、生成 AI を使っていないクリエイターを踏み台にするような行為は、著作物を情報解析の用に供しているとは断じて言えないと考えます。

以上のことから、生成 AI の推進には多大なリスクが伴うことは自明です。著作者の承諾を得ていない著作物を含む生成 AI を明らかに研究目的でないような用途に使用することは刑罰を規定し、厳しく規制すべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005585

生成 AI よる画像生成について、現在の日本においてはとくに「特定の著作者」のイラスト等を学習源とし、あたかも「特定の著作者」自身が作成したように誤認できる状態が問題であると考えられます。これによりその著作者自身の得られる可能性のあった報酬(金銭あるいは名誉)が得られないだけでなく、市場において著作者自身に依頼する必要がなくなり第三者が不当に報酬を得るばかりではなく著作者の価値が下がることが懸念されるのではないのでしょうか。

そのような状況を著作物や著作者を保護すべき文化庁が認めることは、日本でのアニメーション、イラストレーション文化に対して危機感や不安をもつ著作者が増えることでしょう。

クールジャパン戦略においても、特定の作品や著作者の作風に酷似した、あるいは誤認される AI 生成物が認められる状況では、作品や著作者そのものが軽んじられるばかりでなく、【日本が誇る作品】というものの価値が非常に下がることが懸念されます。生成 AI による生成画像に著作権を認めることには反対です。

●受付番号 185001345000005586

まだまだ未熟ですが1人のクリエイターとして意見を残しておこうと思い、こちらに記載させていただきます。

配布PDF10～11ページ、「生成AIでは、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成AIが学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」という部分が特に気になりました。

現状の生成AIはまだ未熟で、大量のデータを学習という形で記憶し、それらを再現することによって画像を生成しています。学習元の画像の再現性が高く、ある特定のプロンプトによって生み出されたイラスト風の画像には、プロンプトでは指定していない特定の作家のサインが再現された事例もあり、画像の切り貼りをしている例としてあげられると考えています。著作権では再現性が重要視されると聞いた事があるので、現状の生成AIでは著作権を侵害していることが多いのでは無いでしょうか。

●受付番号 185001345000005587

他人が作ったモノを学習させ、創作物とする行為は盗作とほぼ同義であると思われます。例えば、2023年1月29日に漫画家の[REDACTED]さんが自死を選ばれた件。これは、約束破りもそうですが、自身の作品を勝手に改ざんされ続けることへの疲労もあったかと思います。また、ドラマなどで多くの人の目に着く場合、あたかもその創作物がドラマの通りであると思われることも多々あります。

また、この問題に対して声を挙げた漫画家の方々は、やはり自分の作品が踏みにじられることへの疲労、憤り、嘆きを覚えている人も多くおりました。

それに対し、脚本家たちが対談で出したのは『オリジナルが通れば自分たちがオリジナルをやっている』というような発言。

創作者は、そのオリジナルを苦心して作り出し、世に出している人はその狭き関門をクリアして出しているのです。

それを、他人の糧を使って、あたかも自分の作品にしていた。そして傲慢さでもって仲間を作り、他人の作品に対してリスペクトも無く約束を踏みにじった。そして一人の命が奪われた。

似たようなことが、もっと手軽に起きてしまうのが生成AIだと思います。

他人の絵で、誰かが苦心して身に着けた技法で、研鑽を続けた文章で。それを奪い、AIに作らせ、自分の作品だと名乗りを上げる。あまつさえ、学習元の人が抗議しても下に見る。作ったのは自分だと、自分の力なのだと言い張る。

そう言うことが横行する可能性も非常に高いと思います。

また、この問題は絵や小説などに限りません。

生成AIが大きな市民権を得る。そうなれば、当然、AVの方に持っていく人も増えるでしょう。ハードルが一つ減ることで、好きな顔を当てはめ、体を持ってきて、作られることもあるでしょう。

AV新法だなんて寄り添った風な法律を作っているのなら、その問題がどれだけ重大なことか分かっているはずです。リベンジポルノに偽装画像が使われる可能性も十分にあるとわかるはずです。

もちろん、これは今回の件に大きくは関係ないでしょう。

しかし、多くの創作者が嫌がり、危惧し、恐れていることを政府が認めてしまう。そうすれば他のAI技術の乱用へのハードルも下がることを意味しております。

しかも、クールジャパン戦略などと言っておりますが、AIは最初に学習させる必要があるもの。その後もAIが学び続けることはあるでしょうが、それは本当に日本が誇り日本だけができることなのですか？日本の絵を政府が許しているからと他国が勝手に使用し、文章を勝手に拝借し、AIが学習し、学習を続けさせれば誰だってできることです。

競争力を上げたいのなら、1を、いやもっと大きな数字を学び、作り続けるAIよりも0から1を生み出す人を育て上げるべきだと思います。

国際社会は生成AIの規制に舵を取りつつあるのです。

その中で日本は他人の物を奪い続け、AIによる自称クリエイトを繰り返す。

歴史的文化財を盗まれることとほとんど同じではありませんか？勝手に起源を主張されることが似ておりませんか？それをやられて嫌な思いをしている国民の声は届いておりませんか？

日本は、規制の流れに出遅れております。

その中で現在の政府のような考えを続ければ、盗人猛々しい国だと見なされ、国際的な信用も失っていくことでしょう。

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正によって苦しんでいる創作者はたくさんいます。日本は、はっきり言って斬り捨てているのです。

小さな額の出入りを記録することが面倒くさい政治家の方には、それが伝わりませんか？常識から離れていく一方なのですか？高給取りの官僚の方々は、庶民のことを無視し、楽に金を稼ぎたいのですか？

違うはずです。

古来、王が民よりも贅沢ができたのは『贅』の要素があったから。

国を良くするためにやっているのだと私は信じたいのです。

アニメ文化などのいわゆるサブカルチャーは日本の強みだと言うことは大分浸透してきました。しかし、未だに扱いは弱者のまま。どこか見下した態度をとる人も、集団で生活すれば見かけます。アニメ好きな人を碌に風呂にも入っていない人だと思っている人だって、少なくはなりませんがおります。

クールジャパン戦略として打ち出していくなら、その人たちを守るべきではありませんか？

正直言って、逆風しか吹かせず、このまま更なる逆風を吹かせてしまえば、日本の強みの一つをまた失うことになりかねません。

生成AIは規制すべきです。

生成AIで出たモノは、オリジナルではありません。

よしんば使うとしても、生成AIの出力速度によって創作者が負け、新しいモノが生まれないうことは避けなければならないのです。

生成AIは規制すべきです。

最低でも、お金儲けに使うことは絶対に反対です。

寄り添う決断を願います。

●受付番号 185001345000005588

(1)従来の著作権法の考え方との整合性についてのウ「権利制限規定の考え方」について違和感を感じました。

文化的所産の公平な利用ということですが、クリエイターに無断で作品を AI 学習のデータにしている AI 生成サービスが散見されている今の現状では、明らかにクリエイターの著作権者人格権を侵害しているように見えてしまいます。私たちは生成 AI に作品を知らぬうちに盗まれ、アイデンティティを奪われるのではないかという恐怖と共に創作活動にあたっています。この状態は私たちの健康的な文化活動を阻害するもので、法の前に日本国憲法の基本的人権の尊重を既に侵しているのではないかと強く思います。

法律とは人を守るためにあるものだと思います。AI が素晴らしい技術であることは誰もが理解しておりますが、その前に私たちという人民が納得できる、人のための法整備を行うことが何よりも優先されるべきです。「権利制限規定の考え方」について今一度「本当に人の基本的な権利を尊重できているか」を考えていただきたいと願います。

具体的には、生成 AI を作るために学習モデルを作ったり実際に生成 AI サービスを使ったりする側が著作権侵害をした場合の罰則の幅を広げることを検討して欲しいです。生成 AI は作るスピードが早く量産しやすいので、摘発する側の処理能力を凌駕する勢いで著作権を侵害して逃げ切ろうとする考えの人が多いです。表沙汰になっていないだけで、水面下で苦しんでいる人は多く存在します。近日、AI 生成を使って嫌がらせを受け続けた結果無期限の活動休止を発表されたイラストレーターさんもいらっしゃいます。「人の著作物を蹂躪しても咎められない」という浅はかな認識があまりにも多い印象です。人の権利を迫害したら罰されるのだという、ごく当たり前のことをもっと浸透させるために、ぜひ政府に動いて欲しいです。

日本におけるクリエイターのコミュニティは、世界に誇れる才能の宝庫と言えます。そのアイデンティティや創作活動を潰してしまわぬよう、クリエイターの著作権を第一に考えていただけるようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005589

実演家として個人で活動している者です。

将来的にイラストレーションや作曲を含む創作活動も行う予定であり、AI と著作権に関して多大な関心があるため、この度意見を提出させていただきます。

以下、意見のある項目部分について述べます。

2. 検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階 エ

↓

・法第 30 条の 4 の対象となる、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合、という具体例に挙げられた行為はかなり限定的に感じます。実際には対象となる行為の中には、既存の著作物との類似性が認められるとまでは行かないものの、作風や雰囲気はかなり近いものが含まれることになると思います。ただし書部分を鑑みても、著作権者の利益を不当に害するか否かの判断が難しく、「享受目的」とは何なのか、線引きが可能なのか不安です。

・エの（エ）に「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である」とありますが、生成 AI の現状に見合っていないと考えます。著作権者には、反対の意志を示すに至るまでの生成 AI 特有の事情があり、その意思は尊重されるべきと考えるからです。

もし困難であるならば、かわりに、技術的保護を施した著作物を無断で利用した場合には権利制限規定の対象から除外するとするか、または、他の法や権利の観点から、利用に反対したクリエイターを守る仕組みが必ず必要になると考えます。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

創作活動により権利者になる立場から、以下の通り生成 AI に対して強い不安を抱いています。

・生成 AI に対する懸念や反対の意思を示したクリエイターが、それを快く思わない第三者に SNS 上で嫌がらせ（自らの作品や本人の肖像を利用され、生成 AI によって不当に侵害された結果できた生成物を、送りつけられるまたは公衆に送信される行為を含む）や脅迫を受けている事例を目にすることが多くなったため、自分や尊敬するクリエイターも被害を受けるのではないかという不安

・自らの著作物に対する著作権侵害が認められるまで、さらにその後実際に侵害に対する措置が完了するまでに一体どれだけの時間と費用と労力が必要になるのか不安

・AI 生成物が著作物となった場合、自らの作品が逆に著作権侵害とされてしまうのではないかという不安

- ・ AI 生成物かどうかを判別することはもはや不可能なのではないか、判別できないことにより著作権者が不利益を被る事例が増えてしまうのではないかという不安

- ・ 学習に反対する人の著作物を全く利用しない生成 AI は実現不可能なのか

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階 オ、カ

- ・ 権利侵害が認められた場合、学習用データセットからの削除が認められるのであれば、学習済みモデルの廃棄請求も同時に認められるべきと考えます。

技術的に難しいのは理解しましたが、根本的な解決にはならず、侵害された著作物による膨大な量の学習がなされたあとでは同じことの繰り返しになると考えます。

モデルを廃棄せずに侵害された著作物による学習内容だけ取り除いて更新する、もしくは新しいモデルの作成にかかる労力や費用が軽減することができるようになる等、技術の発展を望みます。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階 コ

- ・ 学習に用いた著作物等の開示は、いかなる場合においても求められるべきと考えます。利用するすべての人が求めれば閲覧できるのが理想です。

AI の開発・学習段階で利用したすべての著作物を記録し、求められた場合にはいつでも虚偽なく開示することができないのなら、ここまでの議論が根底から崩れると思います。

6. 最後に

- ・ 実演家として、演奏や演技、声など著作権でカバーできない権利の保護に関して頭を悩ませています。実際の不利益を被る例は知る限りではまだ少ないですが、今後の技術の発展に伴い、他の権利や法においても必ず検討が必要になると思いますので、活発な議論を期待します。

- ・ 創作活動を行う者としても、著作権法だけでは生成 AI にまつわる問題のすべてを解決できないと考えます。

「本考え方に示された AI と著作権に関する考え方については、著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要」

↓

- ・ 学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くことと、データセットから、当該侵害の行為に係る著作物等を廃棄することが同じではないと理解するのに時間がかかりました。

不勉強で恐縮ですが、生成 AI の基本的な仕組みについても、広く知る機会を提供することは今後の議論においても有用と考えます。

●受付番号 185001345000005590

AI による明らかな絵の盗作を罰することができない状態で進めるべきではない。絵を描く人の権利を守らなければクールジャパン(笑)どころではないです。絵の描けない人間に勝手に絵を使われてそれが正しいなんて主張がまかり通るようになったら誰も絵を描きません。他国にあつという間に抜かされて終わりです。

AI とか言う絵の切り張りに著作権を奪われないよう法整備してからにすべき。出来なければ悪用されるだけなのだから使うな。イラストだけでなく実在の人間に対しても AI のディープフェイク画像や映像が問題になっています。たまたまクソ総理動画は問題になりましたが泣き寝入りで消費されている人が沢山います。今回の素案に関しては問題点を全く解決できない状態で進ませようとしているように感じます。断固反対します。

●受付番号 185001345000005591

現在のように、学習元の許可を得ていない状況は極めて危険だと思います。

クリエイトできない自分にはありがたいツールですが、学習元のクリエイター様にご迷惑をかけることになると思うと絶対に使えません。

今後は、許可を得た AI ツールには画像にツール名が表記されるなど、「この作品は AI 作品ですが学習元の許可は得ています」とわかるようにしてほしいです。

著作権の C マークのようなものが出来ると嬉しいです。

無表記のものは厳罰対象にしてほしいです。ツールを使った疑いといった冤罪は起こるかもしれませんが、まずは現行の AI 生成は罪であることを周知願います。

●受付番号 185001345000005592

(5)1 について

学習元に児童ポルノが含まれる懸念がございます。

(2)1 について

もともと著作権は学習元の作者にあるのに、AI に学習・生成されることにより AI 製作者に著作権が移ってしまう可能性があるのは学習元の作者にあまりに酷です。

また、AI 模倣されたことにより学習元の作者がショックを受けて筆を折ってしまう可能性がございます。悲しいです。

よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号 185001345000005593

5（1）について

著作権所有者本人による学習以外の禁止、またそのための本人確認を必要とさせることを法によって定めることが重要だと考える。（この時の本人確認は極めて確実な方法で行われることが重要。）著作権者以外のものが学習させたことが発覚した場合の措置の必要性もあると考えている。具体的には、学習内容の削除はもちろんそれによって生成されたと考えられる生成物の削除、学習させた人に対する罰が必要と考える。

5（2）について

AI 生成物に対して、AI によって生成されたものと確認できる印を、生成段階でつけることを義務とし、その印がなく AI 生成物と認められた場合に罰を与えることが必要だと考える。

5（3）について

AI 生成物に対する著作権はいかなるものであっても認めてはならないと考えている。

AI による生成には著作物としての定義、特に「創作的に、表現したもの」の部分を満たしていないと考える。

5（4）について

人の手によって作られた著作物と、AI 生成物や AI に対する学習においての著作権侵害などによる裁判等の場面において、著作権所有者（非 AI 側）に一定の優位性を常に持たせるべきだと考えている。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

上記2点についてですが、現状では法律による罰則やそれを求めるための労力、体制が追いついていないので企業の営利目的、または個人の生成、発表（個人 SNS や Web 媒体含む）も許可するべきではないと思います。

また AI 生成したものについて AI 生成物の生成者の著作物とするべきではないと思います。理由としては、X などの SNS を見ていると、イラストレータへの嫌がらせ目的で悪意を持ってその方の絵柄を学習させた上で、その方の別アカウントだという名目で虚偽のアカウントを立ち上げてその方のイラストに極めて近い AI 生成画像を載せたりしている人が見受けられます。（その上で「AI の方が上手い」「AI で作れるからあいつもういらんじゃないか」と言うような生成 AI 利用者同士での嘲笑も行っている）

また、学習元としたイラストレータの方が訴えづらい（訴えるには時間もお金も労力もかかるし、現状の法整備状況では相手を確実に罰に問えない可能性が高すぎるため）状況を悪用し、無断使用を学習元から注意されても平然と掲載を続ける人もいます

このような状況が X など SNS を眺めていると簡単に散見できる状況では、個人利用はもちろん企業利用も許可すべきではないと思われます。

技術発展を急務とおっしゃられるのであればそれ以上に法整備を早急に進めて、学習元の方が泣きを見ず、正当な報酬が得れて、場合によれば利用者に厳しい罰が求められるような体制が整ってから改めて議論すべきだと思います。

また法整備は性善説ではなく性悪説に基づいて決めるべきだと思います。

こと生成 AI 関連においてはもう個人の善性に期待しても無駄なレベルにあると思います。その上で大変申し訳ないのですが文化庁で行われた議論において専門家？の方の仰ることはどなたも生成物の元となった方の事をほぼ考えておらず、どちらかと言えばそれらの方を軽視どころか無視しているようにさえ感じられるので全く賛成できません。

文化庁として何かを決めるのであれば専門家ではなく、実際にその文化を作り上げるための作品を作っている方の話をよく聞いてあげて欲しいと思いますし、文化を作っているのは専門家ではなく日々作品を作り上げられている作家さん達であることを忘れて欲しくないです。

●受付番号 185001345000005595

【その他の論点について】

著作物の類似性について、意図せず既存の作品に類似してしまう場合だけでなく、意図的に悪意を持って類似させるような使い方をする AI 利用者についても考慮する必要があると考えます。

元の制作者を貶すことや脅迫すること、また第三者を扇動することを目的に AI を利用する者がすでに存在しており、これらを取り締まることができていない現状を鑑みると、AI の積極的な活用には大きな危険が伴うと考えます。

他者の音声、容姿、作品を用意に模倣することを可能にしまうと、上記のようなものやそれ以外にも多大なリスクが伴います。

著作物や容姿を精密に再現し、悪用できてしまう AI に対し、著作物であれば著作権等によって、今までより強固に守ることが必要であると考えます。

●受付番号 185001345000005596

生成 AI に関する評判は最悪です。

国内海外問わず、声優・俳優・イラストレーターから批判の声が殺到しています。

人から技術を盗んで模倣つぎはぎしてるだけなのだから当然です。

そもそも学習すればするほど学習元に似てしまうって、ただ無断転載を許してしまうための中継役にしかなくなってません。

AI 生成物での利益行為の禁止を求めます。ネットでの公表も含めて。

そもそも学習しか許されていないのだから当然だと思います。

このまま考え無しに生成 AI を推進していけば、学習元である人物らが活動を停止（既に起きてる状況）それによる AI の学習不足による停滞、サブカルチャーの崩壊。

生成 AI を強く推進する人達はそもそもその業界に興味がありません。簡単格安で技術にあやかり、利益を得ようとしてるだけです。

そんな輩に誰もお金は払いたくありません。

企業としては、生成 AI でコンテンツを大量生産することが客にとっても嬉しいことだと思うでしょうが、違います。

人は、人のファンにしかありません。

好きな人が出てるからその映画を見る。アニメを見る。好きな絵師が描いてるから、それを出してる企業にお金を払う。これが全てです。

側だけ模倣したものに興味を持てるのは、今生きてる芸能人やクリエイター、ファン達が全員亡くなった後です。

そもそも、流行りと勘違いしたのか生成 AI を使った企業が売上、株価ともに下落してる時点で、ほとんどの客は AI を認めてないこと、推進派はお金を落としてくれないことがわかります。

こんなんじゃ共倒れするだけです。

なので私が求めるのは

- 1.生成 AI での利益行為の禁止。(公表のみも含まれる)
 - 2.生成 AI 技術を一般人でも利用できる現状を辞めさせる。
 - 3.AI 利用の申告義務化。違反した場合は企業もしくは使用者の罰則。
- この三つ。

最低でも 3 番目は施行されて欲しいです。

サブカルチャーに生成 AI は必要ないと証明できると思うので。

人が生成 AI の補助ツールになってる現状が変わることを願っています。

●受付番号 185001345000005597

【個人】

2. 検討の前提として

(2)AI と著作権に関する従来の整理

項目イ について

ここでは、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」について、権利制限の対象とできるとなっています。

しかしイラスト等芸術表現はただの感情表現の「手段」ではなく、そのもの自体に審美的な価値が認められます。従来は作風を完全にコピーすることが不可能だったために、この考え方が成立したのかもしれませんが、これを AI に適用した場合、原作者のオリジナリティに伴う価値を大きく損ない、著作権を侵害するものと思われます。

また、AI 学習の土台となる様々な創作物のデータを利用しておきながら、少し改変を加えただけで「オリジナリティ」と認められるような文言も見受けられました。これも大きな問題点と思われます。

●受付番号 185001345000005598

著作者には著作物を作成した時点で著作人格権を有しており、著作物を改変されない権利があるはずですが、生成 AI が登場してからあらゆる著作者の権利が軽視されていると感じます。

自分の作品を強化学習した生成 AI モデルを作らないでほしいと声を上げた作家に対して執拗に嫌がらせをし、筆を折らせる人も多々見かけるようになりました。生成 AI の技術自体は素晴らしいものですが、現状のままでは学習元である作品を作る人たちが減っていくばかりです。本当にこれが文化の発展につながるのでしょうか。

また、大学の研究により生成 AI のデータセットの中に児童ポルノが含まれていることが示されています。子供の権利を侵害した AI で利益を求めることはあってはならないことです。早急な生成 AI の適正な規制を望みます。

●受付番号 185001345000005599

アマチュアのイラストレーターです。6年ほど描き続けています。普段はx(twitter)とpixivに好きなコンテンツのファンアートを投稿しており、時折skebという依頼仲介サービスで有償のイラストを描いています。

「手が上手く描けていない」という理由で画像生成AI利用者と断定され、屈辱だった経験があります。

現状の二次元イラストを模倣した画像生成モデルは海賊版サイトに大きく頼っていることを懸念していることをお伝えします。

文化庁さまの方でもご存知かと思いますが、waifu diffusion および novelAI リークモデル/その派生モデルはすべて danbooru という無断転載サイトからクロールしたデータで訓練されています。(私の絵も当該サイトに転載されています。白昼堂々と。)

つまり、現状のアニメイラスト生成系のモデルは海賊版サイトから利益を得ています。ですので

【結論】

草案にある海賊版サイトへの言及にすべて賛成いたします。

以上です。日々自分の絵が外部サイトに無断転載され放題、AIの訓練に無断で使われ放題で中国人だかアメリカ人だかの小銭稼ぎに使われているという事実を憂えています。日本のアニメ文化を支えるイラストレーターをどうか保護してください。労働者として毎月高い高い税金を払っていますので、文化庁さまのご活躍を期待しております。

3.生成 AI の技術的な背景について(1)ウにて通常、生成について学習データの切り貼りではないとされる。とあるが読み取った情報に基づいて生成する行為は復元と呼ばれ、それに素材を用いる場合はコラージュや合成と言われるのが一般的である。何に基づいて通常と記したのか出典が欲しい。

5.各論点についての(1)学習・開発段階のイ(イ)―注釈 13 について「当該著作物」と規定されている事から生成 AI による生成物は「当該著作物」そのものではないので法 30 条の 4 が適用されると解釈しているが、画像生成 AI の場合精度の向上により意図的な過学習を行わずとも学習用データとほぼ一致するような画像を生成するようになってきている。そのような場合は「当該著作物」の規定に該当し法 30 条の 4 の適用外となるのではないか。また、他の画像生成 AI についても精度が低いだけで目的や基本的機能は同じであるため同じく法 30 条の 4 の適用外と考えるのが自然ではないか。創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発する事を享受目的の一要素としているが、生成 AI の生成速度を鑑みて個別に司法判断を仰ぐのは非現実的であるため生成機能が備わった時点で享受目的が併存していると考えべきである。

5.(1)エについて、(イ)で画像生成 AI による類似性について作風や画風をアイデアとして括っているが通常アイデアとは言語化を伴うものである。生成 AI の著作物の学習過程は概念を理解するような物ではないため言語化を伴っていない。言語化という過程を経ずに画像の特徴を写すような行為はアイデアの類似ではなく表現の複製と考えるのが妥当である。

また、(エ)において著作権法上の権利制限規定は、文化的所産の公正な利用に配慮してと記されている。生成 AI の学習への著作物の利用が対価回収の機会を損なわない公正な物であるとするならば、AI 開発事業者のほとんどが提供コンテンツの学習への利用を規約で禁止している事と辻褄が合わない。AI 開発事業者が禁止するような行為を無許諾で一方的にされている状態は不公正で利益を不当に害されていると判断するのが妥当ではないか。

そして、作品を無断で改変される事は著作者にとって大変な苦痛となるため、学習データとして形を変えて利用される事は著作者の尊厳を損なう行為と考えらる。著作者人格権の観点からも議論が必要ではないだろうか。

(オ)で海賊版の権利侵害複製物の AI 開発への利用について論じられているが、インターネット上には権利侵害複製物が多数存在しているのは周知の事実であるため無差別に学習利用のための収集を行う行為は未必の故意として扱われるべきである。

カの(イ)の学習済みモデルの廃棄請求について、「侵害行為が認められた場合」について論じているにも関わらず「侵害の行為によって作成された物には該当しない」というのは違和感がある。廃棄されなければ侵害行為が続く事となるため、廃棄請求は認められるべきである。

5.(2)カで侵害の予防措置としてプロンプトの制限が例示されているが生成段階での制限は簡単に突破できてしまうため効果がない。侵害に利用された学習モデルの廃棄が義務付けられるべきである。

5.(3)イではAI生成物の著作物性との関係について論ぜられている。そこで著作物性を判断する例として三つ示されているが、どれも生成物の表現に具体的に繋がるものでなく行為としては表現ではなく選択である。例示されている行為を違う学習データの異なるモデルで行った際得られる結果は全く違ってくる事から生成物の著作物性に指示者の創作的寄与は全く関係していない事は明らかである。

加筆・修正を加えた部分についてもそういった行為は修復作業と呼ばれており、元の著作物を想起させないような修正を加えなければ創作性は認められない。

よって原則生成AIに対する指示者に創作的寄与は認められないと考えられる。

5.(4)について、学習済みモデルから、著作者から要求されたデータのみを技術的に取り除けない場合、責任は不当に著作物を学習に用いたAI開発事業者側にあるため当該モデルの廃棄が義務付けられるべきである。また、対価還元という観点から論じている項で著作者等の利益が通常害されるものではないと書いてあるが生成AIへの著作物の学習データとしての利用はAI開発事業者が提供コンテンツのAI学習へ利用を禁止している事から著作者等の利益を通常害する行為である事が推認できる。本当に保護されないアイデアのみの類似に留まっているのか判例もない中でなぜ通常害しないと断言できるのかにもっと具体的な根拠を示すべき。そして、将来的に害していると判断された場合には収益が減少した著作者に対して補償金制度を設ける事が望ましい。

●受付番号 185001345000005601

個人による意見提出です、氏名等は匿名とさせていただきます。

「5. 各論点について」の「(2) 生成・利用段階」に対する意見としてが近い内容となります。

まず、既存の法律でのみ生成 AI を定義付けするには無理があります。

情報社会においての非常に強力な武器となり得るものです、銃器や刃物も誰もが正しく使用するのが前提であれば所持を制限する法律は必要ないはずです。

軽々に生成 AI を利用できる現状は問題があると判断せざるを得ません。

生成 AI の未来について考えることも大事ですが、同様にいかに悪用できるかについてももっと考えるべきです。

フェイク動画や音声を生成して特定の個人を攻撃することも可能でしょう。

高度、巧妙なフェイク動画等を 100%フェイクと判別できるものは現状ありません。

実在の人物の動画や音声でさえフェイクか否か判別がつかないものを創作の世界で使った場合どうなるのでしょうか。

この動画は〇〇監督が学生時代撮ったショートフィルムです、本物でしょうか。

この音楽はアーティストの××さんの未発表楽曲です、本物でしょうか。

残念ながらこれらに騙される人は多くいるでしょう。

生成物はフェイクか否か本人以外に判別がつかないのだから。

ニューヨーク・タイムズがオープン AI に対して訴訟を起こしていますが、結局自社で AI を利用する方向性のチームを立ち上げました。

生成 AI が強力で自分たちだけ使わないでいることへの危機感からでしょう。

日本にも同じことは言えます、AI に対して否定的な考え方、法案が通った場合、情報社会において大きく遅れてしまう可能性はあります。

ですが、そも生成 AI が参照するデータ群の中に不正に利用しているもの、違法なものが含まれている可能性が高い、もしくは含まれていたことも同時に明らかになってきています。こういったものを無制限に利用できる環境を肯定してしまってもまた、日本が情報社会において後進国であるを自ら謳ってしまっているのと同じことと言えます。

どちらのスタンスでいてもリスクが付きまといますが、無制限に使える状態が長ければ長いほど取返しがつかないでしょう。

扱いには慎重になるべきです、誰にでも銃器を配り、後から規制が入ったので各自処分してくださいと通達するより、初めから持たせないようにしていた方が圧倒的に安全なのは火を見るより明らかです。

生成 AI を取り巻くこの世界的な問題が落ち着いてから制限を緩和すればいいのです、それまでは個人での利用に制限をかけたり等規制が必要かと思われます。

AI は創造性を持ちません、何かのコラージュでしかありません。

それに創造性を見出すのは人間の問題です。

法を使う場であれば人間の感情や主観のみを頼らず法に則るべきで、対応する法が無いのならば作るしかありません。

データ群が膨大でそれらをすべて調べるのは現実的ではないとしても、何かの拍子に問題が見つかることもあるでしょう、見つかった場合のみ違法、見つけられなかったら合法などというバレなきゃ犯罪は犯罪じゃないという理論を使わないで済むような法を考えるべきです。

賢明な判断を期待しています。

●受付番号 185001345000005602

まず、現行のほとんどの画像生成 AI は無断利用も含む 50 億枚以上の画像や 2000 枚以上の児童への性的虐待画像（CSAM）のデータセット LAION-5B を利用して作られています更に海賊版サイトから収集した画像も学習に使われており現状の生成 AI は海賊版とほぼ等しいと思われます

これは非常に国際的にも問題のある成果物です、とても政府が推進するに値しない代物だと思います。

学習に関しても悪意ある一般人が簡単に他人の写真やイラストを用いて追加学習でき、なりすましや精神的な嫌がらせが簡単にでき、X でも実際に被害者が増えている状況です、あってはならないことです。

著作物の学習も人間とは別枠で「コンピューターによる無断学習だけ」ピンポイントで違法化すべきだと思います。

現状、無断学習を妨害する手段は一応ありますが、画像に明らかにノイズが付与されて見た目が非常に悪いうえに時間もかかりほぼ使い物になりません、早急にコンピューターによる無断学習は違法化すべきだと思います。

「AI と著作権に関する考え方について(素案)」の「3. 生成 AI の技術的な背景について」で「については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とありますが、最近はどうも学習元に近いデータが出力されるようになってる傾向で生成 AI の本質は切り貼りといっている状態です、実際にノベル AI の最新版だと特定イラストレーターのウォーターマークがはっきりと生成されてしまいます。

上記ノベル AI は 7000 人のイラストレーターを狙い撃ちされているとされており、作家の名前を入力すると簡単にその人の絵柄で出力されてしまいます。

作家だけでなくゲームのロゴや著作権マークも生成でき、AI への学習違法化は早急にすべきだと思います。

私はフリーのイラストレーターですが使用料は欲しくないのも、画像にノイズ加工する等無駄なことをせずに AI 学習を拒否したいです。

許可していない作者の画像・写真・音声・音楽・文章・フォント等を無断で AI 学習に用いた場合は厳しく罰せられるように違法化してほしいです。

ただし人が自力で行う学習はこれまで通りとするべきです、AI の学習とそれによっておこる大量の放流が流行りの高度な絵柄や塗りの急速な消費を加速させるだけで文化の発展には寄与しないと思います、実際 AI が急速に発展する前の 1 年半前は、高度な塗りが現在では生成 AI で消費された結果飽きられそれだけではなく手書きにもかかわらず AI で生成したのでは？と疑われるようになってしまってます。これは文化的にもかなりの損失です。文化の発展の為にも海賊版よりも酷い状況になっている現状の画像生成 AI の学習や利用への早急な規制を求めます。

●受付番号 185001345000005603

悪意を持った者による生成 AI での個人のイラストレーターへの嫌がらせなどが相次いでおり、中には本人が描いていないイラストを生成 AI で作成し「あのイラストレーターはこのようなイラストを描いている」と嘘の評判を流す事例もあり、生成 AI に規制などを設けずにこのまま放置することは将来的にも本邦における健全な創作文化を貶める可能性が高く、現在の生成 AI の無法ともいえる利用に対しての規制を望みます。

●受付番号 185001345000005604

AI 生成に著作人格権の問題が無視されていることに問題を感じています。一部の方々の利益の為にいまたくさんの方が精神的に被害を訴えています。

- ・絵柄を丸ごとデータセットに利用され、なりすまし被害にあい、かつ法規制がないという点でなりすまし班からインターネット上で人格攻撃を受けている方。

- ・写真から AI ポルノを作られて自殺した方。

- ・声をサンプリングされてどこの誰とも知らない人間に利用されている声優の方。

どれも一例ですが本来イラストも声も写真も本人に了承を得て、また対価を払い利用出来るものです。AI 生成の倫理観に問題を感じず利益だけ優先されている方々がどれだけ声を大にしようとも、海外ではオープン AI はすでに多数の国々の機関から訴訟もされています。日本はクールジャパン戦略も行っていますが芸能分野にリスペクトもせず AI 分野を勧めようとしている方々は被害に遭う立場にない方々ばかり。クリエイターはみな疲弊しています。こうした現状を看過されるのであれば、AI ポルノで被害に遭う人々、長年の練習で培ったイラスト、文章、写真撮影の技術を持つ人々の活動は縮小していき、文化発展もおなじ道をたどります。

まず利益を追求する前に著作人格権の問題を論議してください。

AI が駄目ではなく、使う人間と推進する人間の倫理観に問題があり、実際に被害があるから世界的に否定の方向に走っているのです。世界事情を把握した討論をお願いします。

●受付番号 185001345000005605

もう著作権を見捨てないでください。

■■■さんにしろ■■■さんにしろとんでもない篡奪行為が行われすぎです。

見ている辛いしこれが波及して界限全体に蔓延してしまうと考えると辛いです。

やっている側の AI 絵師だの術師の意識がどんどん鈍化しています。

故に最初は絵を盗むことに対して忌避感を持っていた人たちも辞めたり周囲の悪行に揉まることで抵抗感が無くなっていくことで「AI で盗んで当然」となっていくのが目に見えて分かります。

どうか政府は努力の賜物である手書きの著作権の味方であってください。

●受付番号 185001345000005606

AI 生成物は著作権に適するものではないと思うのできちんとした法整備を望みます。法整備が全くされず、それを進めたり議論する法的な動きもないまま AI 生成物が放置されている状態はひどい無秩序状態を招いていると思います。私は著作物に仕事として関わっていない一般人ですが、X などの SNS を見ているだけでも、イラストレーターなどのクリエイターの方々が AI 生成物の使用者に AI 生成物を使ったりしたひどい嫌がらせを受けているのを度々目にします。なぜイラストを描いているというだけでその作品を勝手に素材にされたりそれに抗議したら誹謗中傷や人格否定をされなければならないのでしょうか。しかもそれは私が目にしただけでも一人二人ではありません。そんな状況を招いているのは AI 生成物がきちんと法によって検討整備されないからだと思います。クリエイターの方たちに嫌がらせをする悪意の強い人は AI 生成物を使うことは違法ではないと主張して自分達のことを自己正当化しています。AI 生成物そのものに関する問題は一端置いておくにしてもこの状況だけでも AI 生成物をただ推進していく政府の行動には疑問しかありません。このままでは大袈裟ではなく文化そのものが衰退すると思います。もっと AI 生成物がもたらしめている問題と被害を受けている方々の声を聞いてほしいです

●受付番号 185001345000005607

AI による他者の絵柄、絵の学習によって無断でその人の絵、絵柄が描いた本人の意志にそぐわない形で利用される、被害にあっている人を X(旧 Twitter)でよく見かけるようになりました。更にその事を止めるように声をかけても逆ギレされ、殺害予告をされて精神を病む状態まで追い込まれるという事件も発生しています。何故、このような事が許されているのでしょうか？

日本のゲーム、アニメコンテンツは世界に引けを取らない宝物です。その宝物が人の心を持たない人達に無断で利用されているこの状況が本当に納得いきません。

AI は確かにお手軽で役に立つ物でしょうが、それによって違反したもの、培ってきた技術を盗まれるなら AI による絵の創作の全面禁止を求めます。日本は他者の技術、そして人命を守れないような国ではないはずです。御検討よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005608

生成 AI は全て他者の創作物等を n 次的に出力しているに過ぎない。生成物は基本的に他者の権利をしている侵害しているということは前提にすべきだ。生成 AI で創作行為を行えるという認識自体が間違っている。官公庁でさえイラストの無断使用で訴訟を起こされることも多い本邦において、他者の創作物から掠め取ったものの煮凝りである生成 AI の活用が大っぴらに認められればどうなるかは想像に難くない。自己の権利が侵害されていると知っても、大量に学習させられた中から自己の創作物が使われていると証明するのは困難を極める。

特定個人の創作物を大量に学習させ、特定個人の名を冠した生成 AI もあると聞く。これについては明確に権利侵害であると記載があった。このような行為は、学習させられた著作物だけでなく、将来的な仕事等の可能性を篡奪し、当該特定個人の名誉すら毀損するものである。もちろん、特定個人だけでなく似た作風の複数人の生成物を学習させることも、同系統の創作を行う著作者の名誉を毀損するものである。実際、私自身も生成 AI で出力されることの多い絵柄に対し忌避感を持っている。生成 AI を見抜く生成 AI 等も登場しているが精度は信用できない。

生成 AI は基本的に大量に学習をする必要があるが、大量に学習したからといって完全にオリジナル作品が作れる訳ではない。全て剽窃の継ぎ接ぎである。そしてそれがどこから盗まれたものなのか、生成者は知ることができない。質問回答用チャットボット等とは根本的な異なる。大手企業の CM 等でも生成 AI が使用されるようになっており、本来ならそれを受注されたであろうクリエイターの仕事の機会を奪っていると言えよう。個人的には生成 AI を使ったプロモーションを打ち出す企業へはマイナスのイメージを持つ。本邦において立場の弱いクリエイターを守るためにも、個人使用目的以外の生成 AI の使用を公的に認める訳にはいかないと考える。

●受付番号 185001345000005609

生成 AI を使用して特に個人のイラストを模倣した、というより当人の作品と見分けがつかないような海賊版同然の画像をアップロードする人もいる。パクリと同じような著作権侵害としてしまってほしい。クオリティこそ高かれど（もとの作者の技術に対する賞賛となるべきだが）似たものを量産しただけで見どころは著しく低く、邪魔ですらある。

●受付番号 185001345000005610

自分自身の作品でAI読み込みやそれを使って素案としたり技術の一部として使用するのはいいと思います。

しかし他人の作品から取り込んであたかも自分が作成したものと称したりそれによって利益が発生することは、法律的にも倫理的にも罰せられるべきだと思います。

AI生成は決して創作活動ではありません。

なんでも使いようですが、創作活動を妨げるような使い方は禁止となるようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000005611

生成 AI に関する懸念として、下記項目の意見を陳述させていただきます。

【項目名】

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

ア) この 2 項に関して、現行の stable diffusion 等の生成 AI 技術(以下 AI)は第三者個人ないしは複数者の著作をデータベースとして出力をしています。この観点より、著作権法において定義されている著作者の要件を満たす人物は存在せず、AI によって生成した著作物に著作権は発生しないのではないかと考えます。

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

イ) ア)にて上述したように、現行の AI では完全な独自性を持った著作物を生成することは不可能であり、そのデータベースとして多数のクリエイターの著作物をインプットする必要があります。このベースとして利用されているクリエイターの中には AI 技術への利用の拒否を表明している方もおられますが、そういったクリエイター個人の意見は現在は反映されておりません。この点で現行 AI は著作権侵害を前提とした技術であると言えるかと思えます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ウ) これまで述べてきたように、現行 AI では学習(インプット)段階で多数のクリエイターの著作権を侵害して成り立っています。また、個人の著作物を学習させることで、その個人の著作物と近似したものを生成することも可能であり、これを第三者が無断で行い、剽窃することも可能となってしまっています。

(2) 生成・利用段階

エ) AI 生成物の出力速度はクリエイターが行うものとは比較にならないほど速く、また大量に行うことが可能です。これにより、著作物市場へ大量に出品されることで新しいクリエイターの成長の機会をつぶしているほか、反社会的組織のマネーロンダリングなどに利用される可能性もあるのではないかと考えます。また、クリエイター個人のデータを多く学習して近似した作品を出力するようになったものは、対象となったクリエイター自身の著作権を侵害し、無関係のところで生成された AI 生成物により風評被害を受ける可能性があります。

6. 最後に

オ) 生成 AI は現在、特にイラスト方面で大きな問題となっていますが、現行の生成 AI 技術の土台は大きくは変わりません。世界的には写実的な AI 生成物は架空の人物画を生成す

ることで警察関係者の操作に支障をきたした事例もあります。また、AI を利用して岸田総理があらぬ発言をしている動画が話題となったことも記憶に新しいかと思います。

現在の日本は生成 AI 分野について、世界的に大きく後れを取っていると言えます。裏を返せば、日本は AI に頼らずとも、数多くのクリエイターが生まれ、成長していける土壤ができていた稀有な国です。優先すべきは、日本の大きな強みであるクリエイターを保護することであり、生成 AI に関してより慎重な方針を取るべきではないかと思い、意見を書かせていただきました。

●受付番号 185001345000005612

AI の技術の進歩は素晴らしい事であるはと思いますが、AI によって既存のクリエイターの権利を侵害する、または AI で生成された学習元と酷似した画風の児童ポルノ絵によって学習元とされたクリエイターを貶めるような行為が見られています。他にもゲーム分野では企業が無断でクリエイターの作品を学習させて出力した画像を使用するなど、いろいろと問題が起こっており収拾のつかない事態となっているのは事実です。

私はイラストに関しての部分しか分らないですが、AI に学習させて画像を出力した際は、発表する際に学習元のクリエイターのコピーライト的なものを記載するなどしてクリエイターの権利を守ることを義務付けることが重要であると思います。

また、そういった学習をさせ出力した画像などで金銭を稼ぐにあたっては学習元となったクリエイターにもその収益の分配を必須とするよう金付けなければ、クリエイターの界限は AI による制作物で溢れかえる無法地帯になり、人の手による作品技術の進歩が阻害され日本の文化としても定着しつつあるアニメや漫画といった制作物の質の低下が懸念されます。

また、そういったクリエイターの作品を侵害する者たちは軽い気持ちでやるものが多いのも事実であると思いますので、クリエイターの作品を無断で利用し発表などした場合に関しては、努力義務などではなく厳罰を与えることでその抑制を図ることが重要であると考えます。

●受付番号 185001345000005613

このコメントを書くために、現在の AI 使用の現状を少しインターネットで調べました。イラストレーターが受ける嫌がらせや犯罪行為などのマイナス要素を多く見ました。自身も絵を描く人間で、AI はあくまでも足りない技術や補佐をするためのツールとして使用しています。しかし、現在のままだと生成 AI という技術は巧妙に法律や規則をかいくぐり、イラストや文字だけでなく写真や動画、音声などクリエイティブに関わる全てのクリエイターの技術をただ盗用し、場合によっては盗用されたものを使って金銭を稼いだり、気に入らない人に対して「成りすまし」や「盗んだ創作物を再生成しての誹謗中傷」など犯罪まがいの嫌がらせを繰り返す、許しがたいツールと化している状況です。AI は、無から何かを作り出すツールではありません。ビッグデータ、つまり生身の人間が無から作り出した創作物を読み込むことで初めて生成が出来るのです。無から作り出せる生身の人間が苦しむようなツールにしてはなりません。「創作が出来る唯一の人間」を蔑ろにしてほしくありません。生成 AI のみを使用し生成する人々は「クリエイター」ではなく、あくまでも「二次的なツール使用者」に過ぎないという事を改めて全ての使用者に認識していただきたい。生成 AI の技術そのものは素晴らしいもので、その部分については否定することはまったくありません。これからも技術の発展を願っております。拙い文章ではありますが、AI についてのコメントは以上となります。

●受付番号 185001345000005614

●生成 AI の私的現状認識

現在の生成 AI を取り巻く現状は、無法地帯であり、著作権者が悪意ある生成 AI 使用者に対して全くの無力である現状があります。速やかな規制とクリエイターを保護する法整備を求めます。

日本のアニメやゲームは、国産ソフトパワーの核の一つとなっています。それを支える漫画、小説、イラストを作り出すクリエイターが、海外製の生成 AI によって、今後の職の安定に脅威を感じています。現在、最も影響を受けているのが「イラストレーター」です。

イラストレーターは自身が創作した作品を SNS や投稿サイトに作品を掲載しなければ、自分の仕事の幅を広げられません。しかし、そこに投稿した作品を著作権者に断りなく AI の機械学習に使われ、同じ絵柄の模造品を大量に作られるという悪循環が出来上がってきています。これは著作権の侵害や著作者が有する同一性保持権の侵害に当たるのではないのでしょうか。

●生成物の著作物性についての考え方

「AI 生成物に加筆修正したら、著作物性が認められる」とは本末転倒な考えだと感じます。もともとの AI 生成物が著作権者の権利を侵害しているのだから、そこを見逃したら何でもありになってしまいます。著作者の著作権等を侵害して生み出された AI 生成物は、一律に規制されるべきであると考えます。

●法第 30 条の 4 に対する見解「画風」

AI 生成物の作風や画風が類似するだけでは著作権者の権利侵害にならないという見解は、イラストレーターの存在意義を全面的に否定するような見解であり、まったく受け入れられません。

イラストレーターは、その制作方法や描き方の手順でもって社会的に評価を受けているものではなく、その人の持つ個性である「画風」でもって評価されているのです。イラストレーターの唯一の商売物であり、命である「個性のある画風をもったイラスト」を著作権者に断りなく機械学習させ、全く同じ「画風」を生成できる AI 生成物は、著作権者の権利を十分に侵害しているものと考えます。

現に SNS 上で生成 AI 使用者が著作者を誹謗中傷し、画風を模した AI イラストを使って著作者を精神的に追い込み、活動を休止させ、生成 AI 使用者が著作者を名乗るという乗っ取りにも似たやりたい放題が見過ごされています（「」という著作権者のイラストレーターと AI 使用者の対立）。

このような現状を容認するなら、日本のクリエイターは常に自身の影というべき AI 生成物に利益を吸い取られ続け、悪意に晒され、とても食べていけなくなります。このような日本のソフトパワーという国力を削がれる可能性のある解釈は改めるべきだと考えます。

●法第 30 条の 4 に対する見解「機械学習の拒否」

著作権者による機械学習の拒絶は、その意思を示しても拒否の権利は認められないとの見解ですが、なぜ認められないのか理解ができません。著作権者が自身の画風の AI 生成を抑制できる最後の意思表示の場すら権利によって保護されないのであれば、AI 生成物を野放しにするのと同じ状況に落とされます。だれも著作権者の意思など気にせず、利益になる AI 生成を止めないでしょう。ソフトパワーの源であるクリエイターを保護するために、クリエイターの意思はしっかりと権利として守られると解釈を改めていただきたいと思います。

●著作権者への対価の還元

著作権者に知らされず AI 機械学習に使用されている現状は、著作権者であっても気づかないもしくは、機械学習に利用されている決定的な証拠を掴めずに権利を侵害されていると告発しにくい現状があります。AI 開発者に対して、学習ソースの開示を義務づける必要があると考えます。

著作権者に知られることなく AI 出力されたイラストが、画像販売サイト等で売買されたり、ゲームに使用されたりしています。実例として、一般社団法人群馬県指定自動車教習所協会が AI イラストと明示されている画像を画像販売サイト (pixta.jp) で購入し、ポスターに使用していること推察できる事例があります。

これは、AI 学習に用いられた著作権者の利益を AI 生成物の製作者が、不当に掠めとったとも考えられます。AI 学習で用いられた著作権者の記載はなく、著作権者に対する対価の還元は全く考慮に入れられていません。このような市場に AI 生成物が氾濫する現状は、何十年と長い目で見れば日本のクリエイターのパイを自然と萎ませると考えます。できる対策がございましたら、対応して頂きたいと存じます。

●終わりに

著作権を無視した生成 AI の使用を完全に規制できないのであれば、AI 生成物を使用・販売する場合は、それが AI 生成物である旨の記載の義務、機械学習先の著作権者の氏名掲載の義務など、クリエイターの権利と創作物の保護と健全な AI 利用の枠組みを作って頂きたいと存じます。

●受付番号 185001345000005615

著作者の作品を無断で学習させた生成 AI を使い、贋作を世に出すこと自体が倫理的におかしいと思います。今では特定のイラストレーターの絵柄を重点的に学習させたものまで出てきています。被害に遭ってるの方はとても多く、対応の仕様が無いので泣き寝入りするしかないという状態です。このままでは日本の芸術の文化は衰退すると思います。

具体的な案は、無断で作品を学習させている生成 AI のサイトに規制を入れて欲しいです。

●受付番号 185001345000005616

4.関係者からの様々な懸念の声について

広告制作会社に勤めております。近年生成 AI によるデータに触れる機会が増えていますが、様々なニュースで目にする通り著作権や人権などを侵したデータが学習に使われていると聞き、自身の作成した広告にも使われてしまったのではないかと不安になっています。また、こういった生成物が溢れることにより自分の業界やそれ以外の表現物でも、長年努力して培ってきたクリエイターとしての技術が軽んじられ、次第にモチベーションが低下してしまい、世界の表現物そのものの質も低下するのではないかという点にも懸念を感じます。生成 AI を用いるのであれば、法令を遵守したフローによる生成物と証明できるもののみを支持します。

●受付番号 185001345000005617

この度はご意見を募って下さり誠にありがとうございます。

AI 生成に関する技術は全面的に規制すべきです。

理由は「日本の文化を支える多方面のクリエイターに金銭的・社会的な実害をもたらしている」「AI は既に犯罪に利用されていて悪影響を及ぼしている」「利用者のモラルが総じて低い」の三つです。

日本の強みは数多くのクリエイター達の精力的な創作による多方面に優れた文化です。

生成 AI は日本の強みを破壊し利権の独占に利用される未来しかありません。

そして数々のイラストレーターの絵が AI による盗作の被害が散見されています。

どんなに AI 生成技術が素晴らしくても、それを作る人間が優れていても、AI を利用する人間の大半が考えの足りない人間か犯罪者であり、優れた人間が利用するとは限りません。

AI 生成技術は犯罪の温床であり日本の実害に結びついているので速やかな規制を何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005618

一創作者として、今の案はまだ考えが欠けていると思います。もう少し考え直してください。

●受付番号 185001345000005619

現状著作者への許可なく著作物を画像生成 AI に学習物として取り込まれる行為が SNS で横行し作品をネット上に載せる事を控える・活動自体を休止に追い込まれる等、作者の創作活動の幅が狭められていると感じる。早急な規制が必要だと思う。

●受付番号 185001345000005620

AI生成を使った嫌がらせにより、好きなイラストレーター（ さん
 ）が筆を折るという事態がありました。

このイラストレーターさんは絵柄を無断で大量に AI 学習され、果てにはその絵柄で自殺を教唆する悪質なイラストを AI 生成・投稿させられていたことも筆を折るに至った原因の一つです。

現在このような AI 生成を利用した悪質な嫌がらせが後を絶ちません。

もちろん使う側に責任がありますが、現状では何の罰則也没有せん。

イラストレーターやイラストを守るためにも AI 生成の規制は必要だと考えます。

●受付番号 185001345000005621

特定の個人を攻撃するために特定の個人のイラストを学習させた AI パターンを作成し、なりすまし行為(個人を攻撃する目的や金銭を得るため、活動をやめさせ自らがその人物であると名乗るため)や二次創作ガイドラインに違反したイラストを生成し、あたかもその特定の個人が描いたものとして通報や炎上させる目的で利用されることが目立つようになってきている。

このような行為は著作権の私的使用での複製の範囲を逸脱しているように思えるし、著作者人格権も侵害しているのではないか。

現在の日本では画像生成 AI に対して著作者がイラストを AI 学習に利用しないように求めているにもかかわらずその声を無視して利用されているのが現状である。

●受付番号 185001345000005622

絵描きです。疑問について。

・AI コンテンツの「誰がどのように生成したのか」の著作権の根拠をプロンプト（命令）に置いています、AI に同じ命令を入れても同じものが出来る訳じゃないので、著作権の根拠になる、と言いますが「ほんとにこのプロンプトでできたの？」をどうやって証明するんでしょうか。

…人間の場合は同じものを作ることができますが、他人の著作を利用して「なんかできちゃった」を使ってお金を稼いでいる人たちが野放しになっている状況をこの感覚だと「取り締まる気がない」と感じて不安になりました。

・「ルールがないから」と平気で特定の作家の絵を模倣させた学習をし、似たような名前ネットで投稿して作家を殺しにかかる人が現にいます。なりすましに近いですが、邪魔をしているわけではないので取り締まれません。■■■さんという方の周囲で起きている状況を理解して欲しいし、有識者として実際被害に遭われているクリエイターの意見を聞いて欲しいです。表現ではなく嫌がらせのために AI を使用している人もいます。

・自分が望むのは、公開しなくてもよいので「その作品の由来を開示することができる、特定の作家の作品を学習させていないことを証明する必要がある」という風にして欲しいということです。人間の場合、価値ある創作物はその製作者ならば再現することができますが、AI 作者は「こういう命令でできたのでそれ以上わかりません」で権利を持つのはちょっとナメてるように感じます。

また、係争が起こすのにも、現状のバカみたいに手間や金がかかる裁判所ではなく、新たに AI コンテンツの調査をできるシステムを作って欲しいです。

AI の生産スピードは異常で、人間が一つ一つ調査したのではキリがないと思うので、そういった審査に特化した AI を開発している企業に委託をお願いしたいです。

全体的に、悪意ある者を含む AI 生成者を委縮させるより、人間のクリエイターには死んでもらおうと言ってるように感じます。

●受付番号 185001345000005623

私は現在、漫画家・イラストレーターを目指している身であるため、同業者系への安全にバイアスがかかった内容になります。

「1. はじめに」

この項目の後半にも記述されていたように、生成 AI 関連での法令が乏しいのは事実であるため、私は生成 AI に関しての法案はかなり厳しめに設定しても良いと考えます。理由は二つあり、一つ目は目立つタイプの生成 AI 利用者による利用停止が不可能であること。二つ目が判例を作る裁判所が著作物に関して無関心であった場合、クリエイター側が成すすべ無く終わってしまうためである。

一つ目の理由についてだが、最近の生成 AI(イラストを投稿しているのでイラストの生成 AI に限定します)利用者がオリジナルのイラストをアップロードしているイラストレーターに心無い言動や行動をしている疑いがあると X(旧: Twitter)上のトレンドに浮上する、または二次創作で成人向けのコンテンツを出してはいけないと公式がガイドラインを発表している中、生成 AI で成人向けの二次創作をアップロードしているなど、卑劣極まりないトラブルが発生している。このようなルール違反が目立つ中、仮に生成 AI に対して優しめな法令になってしまうと、トラブルが発生し裁判になっても判決・判例が出るまでの間は確実に生成 AI 利用者は止めることなく、AI を利用し続けるだろう。ルール違反を平然と行うような人は関係ないと思うであろうと考えるためである。そうすると、裁判中であるにも関わらず第二第三のトラブルが発生してしまう可能性が高まる。

二つ目の理由だが、裁判官がクリエイター側の事情に疎い場合、クリエイター側にとってとんでもなく不利な判例が出来上がってしまう可能性がある。もちろん、弁護士や検察など考える材料を与えてくれる存在がいるはずだが、可能性はゼロではない。クリエイター側が泣寝入りする可能性を未然に防ぐためにも、法令作成の段階で厳しめに設定しておくのは当然であると考えます。

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」

クリエイターや実演家等の権利者の懸念の 3 の「クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること」について私は大いに同意する所である。理由としてはイラスト方面以外には実情を知らないためイラストに限定させて頂くが、現在イラストレーターは売れるようになるためには「ブランド」が必須であると考えるためである。ブランドとはその人またはその人が生み出した作品に対する信頼や価値などであると定義する。このブランドは一朝一夕では身につかない非常に長いスパンを経て得られるかもしれない不確実で貴重な存在である。そしてブランドは人気の獲得だけでなくトラブルへの自衛・未然への対策にもつながる。例を挙げると、大人気イラストレーターが新作のイラストを描いている画面を配信していると、生成 AI 利用者がその配信画面をキャプチャし AI へ投入、生成 AI 利用者がイラストレーターよりも先にアップロードして「この配信者は私の絵をパクっている！」と言われてし

まう可能性がある。しかし、仮にこのイラストレーターが人気であり、ブランドを持っていた場合にはファンの方が味方に付いてもらい、この惨劇を SNS 上に拡散してもらいトラブルのダメージを軽減することが可能であろう。

だが、仮にまだ無名のイラストレーターが同じ状況になってしまった場合はどうなるであろう。味方がいない状態で不正を働いている AI 利用者と闘わなければならないので、イラストの練習に時間も割けず効率も落ち、場合によっては AI 利用者のほうが味方が多いという可能性もある。

この様に生成 AI トラブルから未然に防ぐ・軽減するには「ブランド」が必須級であり、この存在はすぐには身につかないこと・生成 AI が台頭してきた場合はブランドを獲得するまでの間にイラストの練習以外で多くの労力が発生してしまう可能性がある事を踏まえても、生成 AI を厳しく制限し、イラストレーターを守り、食いぶちを守る事が必要であると考え

●受付番号 185001345000005624

現行の生成 AI は規制すべきものである。

著作権上の問い正すべき問題に向き合うための法、規則が設けられていない中で「誰でも使用できるツール」になっていることがそもそもの問題点であって、

使用するならライセンス制度を設けたり、「この人間は生成 AI を利用させても問題ない人物である」という承認を受けた人間にしか利用できないツールにする等、

制度を設けるべきである。

●受付番号 185001345000005625

他者が制作したイラストを利用し生成された AI 画像・AI 作品について、著作権付与することを反対します。

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

AI 作品というものは、学習させるための『元データ』が必要である。

学習させ、何らかの形で出力した時点で『オリジナル』では無いと考える。

オリジナルを名乗りたいのならば、『A I を利用する』などと考えず、一から自らの手で作品を作るべきだ。

『元データ』を生成した人間は使用許可を出していないのに、

AI 画像生成ソフトに読み込むこと自体が問題である。それこそ著作権侵害だろう。

他者の制作物を読み込んだものに著作権を付与する、という思考はあってはならない。

これは身近にある制作物(画像出力等)の話だけではない。

大小関わらず、この世界すべての制作物に関わってくるだろう。

これを許可してしまうと、世の中全ての作品・クリエイターを守るための『著作権』の存在意義が問われる。

制作者泣き寝入りの、『なんでもあり』な世界になってしまう。

何のために AI 学習・生成機能が作られたのか、使われるべきなのか、を考えなくてはならない。

現時点、様々な『自称 AI クリエイター・AI 絵師』を見てきたが、承認欲求を満たすために AI 生成を利用している人間しか見たことが無い。

- ・様々な元データを読み込んでいるから、著作権侵害ではない
- ・その為、元データを作成したクリエイターにも関係がない
- ・自分は関係ない、悪いことはしていない

という意見。

オリジナル作品を制作したクリエイターを尊敬しているならば、AI 生成で利用するなんて微塵も考えるはずは無い。

自分がどう『他人の作品を利用して』『楽に』成り上がるか、しか考えていない。

勝手に自分の作品を読み込まれ、利用されているクリエイターは現時点で沢山いる。

クリエイターは今までの知識を全て詰め込み、自らの手で一からオリジナル作品を作り上げているのに、なぜ AI 生成者に追い詰められ、『二度と作品を作らない』という思いをしなくてはならないのか、全く理解できない。

この現状に危機感を抱かないクリエイターはいないだろう。

クリエイターでなくとも、様々な方面から自分の生活にも関わってくることが想像できるはず。

嫌でもこの問題に向き合い、考えるべきだ。

(4) その他の論点について

- 1, 制作者の許可がないまま『オリジナルデータ』をA Iソフトに読み込んではいならない。
- 2, オリジナルデータの制作者が不明瞭なものを、A Iソフトの読み込みに使用してはいならない。

- 3, A I生成で作り出された作品に著作権は認められない。

上記の条件は、この世のクリエイターを守るために必須である。

A I生成された作品に著作権が付与された時点で、

自ら命を絶つクリエイターが増えることは容易に理解できる。

●受付番号 185001345000005626

イラストレーターの■■■■さん（以下■■■■さん）がA Iモデルを無断で作成され、甚大な嫌がらせを受けております。

（ア）自身のイラスト、絵柄で無断に生成されたA Iモデルを使用され、アカウントの乗っ取り、なりすまし、殺害予告などの被害に遭われております。アイコン、ヘッダーでさえもA Iで上書きされたものであり、名前も被害者と同じものにされております。

パッと見では違いがわかりません。

（イ）■■■■さんのツイートより、加害者は海外の実在する住所からDMCAを受けたことを話しております。

A I画像に著作権がないものの、注意喚起として投稿された■■■■さんのツイートに「自作のイラスト」として申請しています。

（ウ）■■■■さんは児童書の挿絵の仕事をされていたことがありましたが、A Iモデルが作られてから肌色の多いイラストや成人向けイラストも無断で生成、投稿されていました。子どもが見る児童書の絵柄で成人向けイラストを生成することは業務妨害になり得ると感じます。

「絵柄」とはイラストレーターにとって商売道具です。

それらを簡単に模倣し、盗作出来てしまうA Iは、乗っ取りなどの被害を産み、業務妨害にもなり得ます。

A Iに関しましての法的整備、規制をしていただきたいと思います。

2. (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について。

文化の発展に寄与している、とされるが、生成 AI が産業革命時代の工業化や省力化と異なるのは、手間の省略ではなく陳腐化を重点的に引き起こしている点である。

現状の生成 AI、特に音声や画像の生成 AI は被写体やクリエイターの容姿、絵柄に依存しているものであり、大半は無許可で利用されているものである。特に画像、イラストについては、大手生成 AI たる stable diffusion の学習元に利用されている大規模データセットである LAION-5B には、無断転載サイト（有料コンテンツを含む）由来の物が多数含まれているとされる。この時点で著作権侵害を助長するものであると考える。

その上で、特定のクリエイターの音声や絵柄を再現する集中学習モデルは、規制無く存在しているだけで、現状の、そして将来現れるであろうクリエイター独自の生成物の陳腐化と表現の抑制を促進させる。それは文化の発展とは真逆の消耗志向である。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

特に権利者の懸念 2 について、現状、絵柄に著作権が認められた例が無く、類似性の客観的立証が個人では困難であるために、法的には野放しになっている。そのため、被害の訴えや、または悪質な利用者による誤認を意図的に誘発する実害が発生している。

また、こうした誤認を引き起こされ、印象を害され風評被害が発生したクリエイターの作品には、生成 AI による著作者人格権の侵害が発生しているのではないか。更に、生成 AI による学習を恐れて、著作者がコンテンツの発表を萎縮する、という状態は、素案 2. (2) イの法第 30 条の 4 における、「表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なう」という事例に当に該当するのではないか。

・5 (1) 学習・開発段階 について。

そもそも、AI 開発にあたり、対象となる各種業務データなどはデータ収集元からの同意や承認があって当然である。実際に水産分野ではこうしたトラブルを回避するためのガイドラインが制定されている。<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/> 生成 AI にこうしたガイドラインが存在せず、先に製品が登場してしまったため、被害者が守られずにいるのが現状である。また、法第 30 条の 4 の 3 にて、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」については権利制限規定が成されている。しかし、個々人の著作物を元にコンテンツを生成して人の知覚による認識を伴った時点で、上記の制限規定には当てはまらないのではないだろうか。生成 AI としての時点で、正当な対価を学習元に支払うべきと考える。正直者が馬鹿を見る場合、そこに健全な競争は存在しなくなり、一方的な搾取関係が生まれかねないと考える。

・5.エ (ア) について。

電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等、私的使用のための複製などが著作権権利制限規定にある。しかし、生成 AI の学習には、集中学習に数十枚、モデル作成に数百～千枚単位の利用が必要であることは様々な媒体で記載されており、当初想定された軽微利用の域を越えているのではないか。

また、特定のクリエイターに対し、公の場で、名指しで模倣された場合、明確な侵害の意図があると考えるのが当然である。また、コンテンツが生成されずとも、その結果をもたらす集中学習モデルが広く公開された場合も同様である。【「非享受目的」に該当する場合について】の項目にあるような享受を目的としなくとも、侵害を目的とした生成 AI の悪用は想定されるべきである。生成 AI の性質上、そして絵柄に著作権が認められていない現状、明確な侵害意図を証明するには集中学習に必要な画像や紐づける単語などが必要で、これらを強制的に開示させられる必要があり、非公開にした場合の罰則が必要と考える。

4 の懸念の項目にも記載したが、悪質な利用者による誤認を意図的に誘発する実害が発生している他、絵柄を生成 AI に多用された結果、AI による作画であると誤認された例も存在する。こうした誤認を引き起こされ、印象を害されたクリエイターや、その作品には、生成 AI による風評被害と対価回収の機会の損失が発生していると考ええる。

電子データは一度頒布されてしまった場合、取り消すのが非常に困難である。一度でも模倣されたモデルが公開された場合、当人が受ける被害の算定は将来に渡って続く物であると考えられるべきである。これに対し、明確な凡例、罰則が存在しないのが最も問題である。

●受付番号 185001345000005628

生成 AI を用いて、特定の絵柄を模倣した作品を生成し、クリエイターを冒涇するような行為をする方がいます。

冒涇的な行為は以下の通りです。

- ・素になったクリエイターが本来作成しないであろうキャラクターが暴力表現（自殺・流血の表現）をしている絵
- ・クリエイターのなりすまし

この件は現状を放置すれば、同様のいやがらせ行為を行うものが増え、ものを作ることを続けることができなくなるクリエイターが増えることが予想されます。

また、どれだけ AI が作品を生み出しても、AI へ作品を（許可なく）提供する（されている）クリエイターへ何もリターンが無い現状の構造に対して甚だしく憤りを感じています。

無断転載による生成 AI への資料提供行為に対する規制強化を行っていただきたいです。

●受付番号 185001345000005629

まず AI による生成を行うための学習先が無法地帯になっていることが問題だと思っております。現在、AI 学習素材として提供していない、学習素材としての提供を拒否しているにもかかわらず、特定個人の絵柄を学習させ、模倣し、なりすます事態が発生しております。その絵柄を確立した方は精神的に追い詰められ筆を折ろうとしています。現行の法整備が全くと言っていい程なされていない現状では、誰も安心して創作できません。

一人筆を折れば、それは止めなければ何千何万と増えていくでしょう。そうして誰も描かなくなった時に学習先は無くなります。極論ですが。

また、個人や企業が時間をかけて作り上げた物を AI でかすめ取るような事が横行すれば、「この作品は本当に順当な手段で作成されたものなのか?」「認可されていない学習元から認可されていない生成 AI で作成されたものではないのか?」そんな疑心暗鬼が始まり、調査に莫大な本来不要なコストをかけたり、知らず AI 生成物を使用しあまりにも既存の作品と似通っていて損害賠償などと言う自体も起こりうるかもしれません。

読みて側も、ちゃんと描いているのか、書いているのか? 知らず不正な物を享受させられていないかと不安になります。

そもそも、学習させて生成したからと言って、AI 生成物の作品は出力した人の著作物ではないと考えます。AI で学習させた、出力した人ではなく、学習元の作品を作成した方に著作権があって然るべきだと考えます。

では、複数学習させて合成した際の著作権は? となりますが、その前提がおかしいと考えます。学習元の作品を混ぜないべきなのです。

あるいは、混ぜる場合、学習元の作品の出典・著者・学習に同意しているかなどキチンと許諾が取れているかを法整備する必要があると考えます。

フィルター機能のような AI によるエフェクトの追加機能のようなものに関しては、こちらもあり自由に、ではなく審査機関を設けるなどの整備が必要であると考えます。

例になるかわかりませんが、キャラクターコンクールで一切審査せず優勝を決める事はないでしょう。賞金などが絡むなら尚の事だと思います。そんなコンクールに他のコンクールの優勝作品を模倣（パクリと言っても良いでしょう）したものが一位に選ばれていたらどうでしょう? ずるいと思いませんか?

自分のアイデアではなく、ましては下手したら自分で作成したり描いたりもしていない。それでも他の作品と同じように選ばれる。コンクールが機能していない状態だと思います。

現状の生成 AI 周りはこの状態です。

誰も止める人がいません。法整備も殆どできていないため、やりたい放題です。

これでは創作界隈は衰退の一途だと思います。

AI 技術の悪用を極力できない法整備、心血注いで作品を作り上げるクリエイターの方々が安心して創作に望める、筆を折ろうとしなくて良い世界を望みます。

●受付番号 185001345000005630

イラストを描く仕事をおこなっています。

基本的に AI が創造した著作物には、著作元が存在します。

そのうえで、学習を行いプロンプトに合わせて最適化して出力して作品を生み出し
学習元作品との同一性は見いだせないから AI 作品の多くは別物である。

という回答をよく見ます。

ならば学習元が存在しない状態では何も生み出せないのであれば『創作』とは言えず
他者の多くの著作物を保護するためにも、AI 作品の学習元も明示開示はすべて行うべきだ
と考えます。

幸いな事に学習を行ってもよいと言っている絵師さんや、技術者などは今の所居ます
速やかに AI 技術と創作活動の法的な保護をお願いしたいです。

AI 技術は学習元の明示を

技術や絵柄などは過去からみるに模倣されるものですが、現行ではいわゆる学習元への保
護が行われていません

●受付番号 185001345000005631

生成 AI の使用に反対です。

既存のクリエイターの権利が充分に守られない状態では、AI の利用によって得られる利益よりも、損失が上回るのではないのでしょうか。

長期的に見ても、創作文化の多様性は失われ、市場の縮小に繋がるのではないかと考えます。

既存のクリエイターの権利が強固に守られ、生成 AI の悪用がされないよう、厳しく規制すべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005632

現時点で生成 AI は他人の生成物を許可なく学習させ、それで出力したものをあたかも自身が創作したかのように公表する人が多く、多くのクリエイターが頭を悩ませているのが現状です。この行為は盗作とほぼ変わらないのでしょうか。学習された画像の中には児童の性的画像が含まれていることが判明したこともあり、世界的に生成 AI を規制する法律が定められている中、日本だけ遅れをとっているのではないのでしょうか。イラストレーションなどの文化は日本が世界に誇れる文化だと思っているのでこういった問題に対し規制が設けられてないのは非常に残念だと思っています。早めの対処をお願いします。

●受付番号 185001345000005633

・5(1)に関して、現在流通している生成 AI は、基本的に学習段階において著作権者の許可なくデータが収集されている。また 5(2)に関して、生成 AI はその仕組み上学習元データの切り貼り以上のことは不可能であり、所謂海賊版と同等である。そのため、5(3)に関して、著作物の無断利用という点に関して、学習・生成段階共に著作権侵害に該当する行為であると思われる。生成 AI を開発・使用する場合は、著作権との間に使用料等の契約を結び、生成されたイラストに生成 AI を使用したことがわかるようなマークを添付することを義務付けるなど、イラストレーターの権利を不当に害することがない仕組みを作るべきである。

・5(1)に関して、生成 AI の学習段階は著作物に表現されたアイデアや絵柄、作風などを模倣・生成するために用いられており、著作権の享受目的に該当すると考えられる。実際、検証により既存キャラクターやフォントがそのまま生成されることが確認されている。

・5(3)に関して、昨今は生成 AI ユーザーから学習元とされたイラストの著作権者に対し、誹謗中傷や殺害予告、なりすましなどの書き込みが散見される。これは著作権者人格権の侵害であり、生成 AI の著作権問題と同列に取り扱うべきであると考ええる。

・5(3)に関して、先日ヨーロッパ圏において AIAct が全面的に可決されたため、ヨーロッパ圏において生成 AI の利用が規制されることが予測される。しかし、このまま日本国内で生成 AI の使用を無制限に許可した場合、生成 AI 利用と著作権に関してヨーロッパ圏との間にすれ違いが生じることとなる。イラスト及びアニメーションは海外に誇るべき日本の文化・産業であるが、国際社会においてその信頼が薄れると考えられる。

・これは私の持論だが、生成 AI の無秩序な普及によりイラストレーターの市場が圧迫された場合、後発のイラストレーターが需要を獲得することは難しくなる。その場合、イラストレーター市場は完全に崩壊し、学習元となるデータが枯渇するため、生成データ同士の共食いにより学習データが急速に汚染されることが予測される。生成 AI の無秩序な普及は、イラスト市場を破壊するだけでなく、生成 AI 技術自体の将来性を潰すことに他ならないと考えている。

●受付番号 185001345000005634

私の作品を ai 学習され、なりすましや自作発言をされ困っている。著作権をふみじるような行為をされ腸が煮えくりかえっているので、早く規制して欲しい。

●受付番号 185001345000005635

私はイラストを学び始めたばかりの者です。

イラストの作成方法は知名度等と相互関係にあると思いますが、現在の SNS は、誰かの絵を盗んで生成した AI イラストが席卷し、パッと見て綺麗と感じる程度の絵であれば、素人目にはどうでもよいことでたくさんの注目を集めています。

そして、その生成 AI の使用者が幅を利かせていばっています。

人力で時間をかけて描いた絵よりもよほど出来がいいのですが、使い手はセッティングだけを行い、誰かの絵を模倣した絵を濫造して、本物のイラストレーターが苦言を呈すれば、それを歪んだ人間性で誹謗中傷し、自分達が真の合理主義者だと叫んでいるのです。

なんの苦勞もせずに実力以上の AI 絵を濫造できる今の状況は、粗暴で虚栄心に満ちた人達と相性が良いようで、目に余る事態になっているのは文化庁の方々、専門家の方々もご存知かと思います。

前置きが長くなりましたし私は専門家でもないので定義付けの

細部までは見ませんが、これを防がなければ、絵を描いてオリジナリティを生み出す人を守らなければ、イラストの世界は滅びると分かるものと思いますので、利益を得なければいいとか、そういう話ではないということをお伝えします。

人間の芽を摘む行為が行われています。

人の文化の豊かさは、誰かの努力を踏み台にする段階に移ったというのでしょうか。

●受付番号 185001345000005636

生成 AI を流通、および誰でも気軽に利用することに断固「反対」です。

まず、AI そのものは否定しません。

しかし、現在出回っている生成 AI は、インターネットに掲載されている個人の作品を「無断」で「学習」しているものです。

なかには、作品の著作権を有する者の「成りすまし」また「被害者を装う」時間も起こっています。

著作権を有するものを守る法律、および生成 AI 使用厳罰化の法律を求めます。

●受付番号 185001345000005637

私は以下の項目について提案します。

1. AI 技術は、特定の研究開発者のみの手によって、金銭的利益ではなく技術発展のために利用されるべきである。

2. AI の学習に使用される画像、イラストレーション、文書、音声、動画などすべてのものは、そのものの著作権をもつ者・作成者からの許諾を得たうえで、学習元の権利を持つ者への利益がなければならない。

1. の理由としては、現在 AI 推進派と呼ばれる人の中に悪意を持って AI を悪用している人がいるためです。その方々は、AI による画像生成によって金銭を獲得していますが、学習元のイラストレーターになりすましたり、「イラストを使ってやってるから感謝しろ」「早く首をつって死ね」など、誹謗中傷に留まらない悪意を持って使用しているのです。権利侵害にとどまらず、人命を軽視した人が使用することは、あってはならないことです。

1 例として、最近被害に遭われた[REDACTED]さんという方の X のつぶやきを参照させていただきます。

2. の理由としては、学習元となる対象と、それを創作した人間の価値を守るためです。学習元の創作物は、一朝一夕で創られたものではなく、長い時間をかけて技術や知識の積み重ねをし、身に着け作り上げたものばかりです。そこには時間・金銭なども費やされています。故に、権利を守るだけではなく技術発展に貢献したとして、利益を得る必要があると考えます。医学の世界でも「献体」という制度がありますが、それも生前に医学の発展のために献体の意思を示した人のみを研究に使用できるというものです。死んだ方でさえ権利を守られているのですから、生きて、生産活動を行っている人の意思や権利がないがしろにされることがあってはなりません。ましてや、時間や金銭を費やした技術が無償で、理解もなしにとりあえずで使用していれば、本質が分からなくなりいつかその技術も失われてしまうと考えます。

AI は、使う場面を間違えなければ非常に有用なものです。

それを、技術の重みや技術の基盤となった人間をないがしろにする者たちに悪用させることは、AI の価値を落とす行為でしかありません。

世界の諸外国に後れを取ることがないように、正しい管理がされることを望みます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

文化審議会著作権分科会報告書(平成 29 年 4 月)において、「翻訳サービス」については、著作物の本来の利用を伴う場合があることから、公共的政策の実現のため権利者の利益との調整が求められる行為類型(第 3 層)に当たる。”とされている。

本来の利用の意味については、“著作物の本来の利用とは著作物の本来の市場と競合する利用行為を指し、著作物の本来の市場とは、著作物を(その本来の用途に沿って)作品として享受させることを目的として公衆に提供又は提示することに係る市場を言うものとする。このような市場を通じて権利者が得る利益は、著作権法が著作権の付与により保護しようとする中核的利益であると考えられる”と書かれている。

「生成 AI サービス」も第 3 層に当たるものとするべきである。

「生成 AI サービス」に著作物の本来の市場と競合する利用行為を伴う場合があることは“著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうる”という文章から明らかである。

アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることは、以下の理由から、著作者のインセンティブを阻害し尚且つ文化の発展を妨げられると思われる。

- ・学習対象が多いほどより巧妙な代替物が作成可能であり、著作物を多数公表することがデメリットになる
- ・ごく少人数でも大量の代替物が作成可能であり、著作物を不特定多数に対して公表することがデメリットになる
- ・AI 生成物は基本的に非著作物とされる

新たな著作者人格権として、「代替可能性のある非著作物の作成ために著作物を利用されない権利」を創設すべき。

これは文化的多様性に関する世界宣言第 8 条にも合致するため、自然権論としての性格も持つのではないと思われる。”

●受付番号 185001345000005639

現在の段階では、クリエイターや原作の方を守る定義や仕組みが何もありません。AI は 0 から 1 を生み出すものではなく、学習元となるものが必ずあるはずです。AI が悪なのではなく、現状 SNS で多く見られるように、クリエイターの方を軽視する AI 使用者や成りすまし、クリエイターの知名度を利用し収益を得ようとする AI 使用者がいます。クリエイターに収益を還元、もしくは使用されるされないをクリエイターが選択出来るような制度を整えなければ、日本の創作文化は衰退すると思います。

特に、なりすましやクリエイターの絵柄・文体の盗作に近い事象が起こっている現状、海外から見て日本はクリエイターが進出するに相応しい文化圏ではなくなると考えています。

●受付番号 185001345000005640

AI イラストに著作権を与えることに反対します。

理由は、結局 AI イラストを制作するのも人間で、原作者が「AI 学習に使わないで」と言っても、無断で利用して金儲けしたり、勝手に改変して自分があたかもイチから描きましたと嘘をつく人が多いからです。

人の商売道具であるイラストを勝手に使って金儲けをしたとしても、AI イラストを使っている人は、口では「趣味の範囲で」「個人観賞用で」と言って言い逃れが出来てしまい、原作者の時間や心を破壊していきます。

無断利用・無断転売は AI が誕生する前からイラストレーターや漫画家の心と時間を奪っていきました。それなのに、AI イラスト問題が出てきて、被害が増大しています。原作者は怒り心頭になるのは当たり前ですし、未だに原作者の心と時間とお金は奪われたままです。私が X でフォローしているイラストレーターさんは、自分の作品を無断で AI イラストに使用されたので注意をしにいったところ、すぐに謝罪は来たそうですが、AI イラストに使用した人は、コンテストに応募しようと計画していたことが分かったそうです。道具が悪いのではなく、使う人間に勿論非があるのは分かっています。

しかし、要項を読むと「AI イラストにも、見る側に感動を与えられたら（享受出来たら）著作権がある」と記載されています。

しかし、AI イラストに感動を与えられる力があるのは、それは当然だと思います（勿論感動を与えられないのもあります。人間がゼロから描いたイラストに感動を感じないものもあるのと同じで）。

何故なら原作物がステキですから。パクっただけですから。ちょっと（無断で）改変しただけですから、ステキな部分は保たれたままですから。

保たれたステキな部分があるからと、「AI イラストにも法律で守られる権利はある」としてしまうと、後ろ盾が出来たことで AI イラストで悪だくみをする人が気を大きくし、どんどんイラストの無断転売が広まると思います。

原作者に売れたら売れた分だけ、正当な金額が振り込まれないのは、勤労意欲を失わせる大きな原因です。

アーティストのライブチケットが高額転売されるのを問題提起し、転売ヤーが罪に問われるなら、イラストレーターが労力と時間とお金を描けて作った作品が、人の手であれ AI イラストに利用されたであれ、転売ヤーにはきちんと罰を与える、要項より厳しい法律が必要です。

そして、転売ヤーが少しでも原作者界限に近づかせないためにも、AI イラストに著作権や、その他法律の後ろ盾をつけるのは反対です。

また、AI 画像生成技術があれば、自分の顔を出している老若男女問わず、アーティストや声優、コスプレイヤー、いたっては子ども役者までの裸をリアルに作ることも出来ます。

そして「この人、服を脱ぐとこんな感じだね」とネットでばら撒かれます（実際被害を見ました）。性被害は勿論、名誉棄損です。きっと他にも罪状はつくのでは。「あの役者さん、裸写真をネットに流してたよ（ネットリテラシーないんだね、この時代に）」といった風評被害にもなるでしょう。

推しの芸能人の裸を生成したら、誰にもオープンにせず、個人でひっそり楽しむ分にはいいかな、とは思います。しかし、流出させたりお金稼ぎで世に出したりした人への罰が甘いです。

今の要綱は甘すぎます。

●受付番号 185001345000005641

生成・利用段階の部分について

他人が描いたものを勝手に使って再現するのが現行の生成 AI なので、無断使用の時点で侵害は否定できないものだと思う。

絵柄などについても、「AI っぽい」と言われるほど似たような絵柄が再現されている事例が多く報告されているので、既に元となった絵師の市場や権利を侵害している。既に害をもたらしているものを普及させることにも問題がある。

また AI 使用者による非使用者に対するバッシングや殺害予告等も起こっている。法整備するより前にこの状態なのに、整備して改善される様は想像し難い。生成 AI の普及、推進は日本の文化、土壌を汚染する結果にしかならないと思う。

●受付番号 185001345000005642

>生成・利用段階についての考え方

現状、まったくこのとおりにないと思われまふ。悪意がある生成 AI 利用者を止める方法がなく、仕事の単価の値下げや学習元とされてる人々への攻撃、脅迫が散見されます。

>また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

→AI 翻訳後の「手直し」として翻訳の仕事が不当に値下げをされていたり、イラストの特徴的な部分はそのままだに背景等目立たない箇所に手を入れることにより AI 生成者の著作物だと主張されることなど、この考え方を悪意をもって解釈され、不当な利益を得ているケースが多くあります。

この数年で副業や個人間での金銭の絡むやり取りが増え、それらの現場では基本的な規範も無視されがちです。大きな研究機関や企業の開発、学習などを念頭に置かれた過去の「考え方」では間に合わず、おもしろ半分に脅迫にまで及ぶ生成 AI 利用者を止められる形にしてほしいです。早急に対応をしないと創作や仕事を断念する人や、自殺者を止めることができないと思います。

●受付番号 185001345000005643

自分は全ての工程を生成 AI を使用した生成物にはいかなる権利を認めるべきではないと考えている。

ここでいう生成物はイラストだけではなく、音声や動画なども考えている。

理由は規制が無い現状において、それらの技術を悪用している者が目立っているためである。

亡くなった方のイラストや音声を再現したりなどは著作権以外の権利も侵害している可能性もあり、

悪意を持って特定のイラストレーターに特化したモデルを作成して風評をばらまき、あまつさえ無断で収入を得ることをしている。

他にもあるコンテンツ(例：ウマ娘プリティーダービー)が権利者に配慮し、規約にて禁止している性的イラストを作成して金銭を得ているという事例もある。

そして、それらを悪意あるなしに関わらず行った者に対して何かしら報酬があるにもかかわらず、モデルの学習元になった者には一銭も入らない。

転売と同じく取り締まる法も整備されていない今、やった者勝ちである現状である。

そのため現状においては成果物に対して一切の権利を認めず、強固に取り締まるべきだと考える。

だが、例えばモデルの学習元を全て公開するなどしてクリーンであると裏付けが取れたものであるならば権利を認めるなど、徐々に軟化させていくことは一考の余地があると思う。モラルの無い人間も使用できる以上、あくまで現状はであるが、厳しい対応を取るべきである。

5. 各論点について（2）生成・利用段階

現在、生成 AI の利用によって多くのイラストレーターが苦しんでいます。

生成 AI を利用しての創作性のある仕事に対価を支払うことを禁止することが必要です。

現在、イラストレーターは生成 AI 利用者に絵柄を搾取されています。支払われるべきところに対価が支払われていませんし、商用利用目的での無断使用は法でも許されてはいません。

これほど、まん延すると、生成 AI を用いての創作で得た利益から、データセットに使われたイラストレーターに還元することも不可能なので、完全に禁止すべきです。

生成 AI を利用することを推進する方たちは、生成 AI を利用することで何かいいことが起こるのではないかと期待していると思いますが、生成 AI の現状の機能ではその業界に新しい風を吹き込むことはできません。

AI の仕組みは人間の脳を模倣しているわけではありません。神経細胞の極一部の機能をモデル化しただけに過ぎず、学習に係る機能をすべて模倣したものではなく、論理を理解することができていません。

chatGPT からよく分かることですが、そのデータセットに使用されたものの信頼性を人間のように判定することはできないため、現在の AI では論理的な整合性は取れないのです。本当に業界を発達させ続け、その業界をこれからも引っ張るのは、考えてイラストを描いている人たちで、それは既存のイラストレーターです。

生成 AI 利用者は、「関連ワード」を入力するだけで絵を生み出し、「どのように色を組み合わせればどのような効果が生まれるのか」「どのように線を引けば美しく描けるか」「どのように描けばどのような視覚的な効果が現れるか」を考えて描いていません。

生成 AI 利用者が不当に利益を得ることで、このように考えて絵を描く文化活動が阻害されます。

創作物は生まれることが重要なのではなく、生み出される過程が大事なのです。

また、その他技術と違い、絵は再現性や応用が難しかったから、公開していても問題なかっただけで、普通模倣されて自身の利益がなくなるような技術は秘匿するのが社会の常識です。

公開されてる結果物からその技術を再現してしまうことを良しとするなら、既存のイラストレーターは公開すること自体をやめることになり、巷の絵の質が落ちていくことになります。

これは文化の破壊であり、諸外国が生成 AI の利用を禁止する理由でもあるはずです。

●受付番号 185001345000005645

今活躍する人材、これから育つ人材を殺す技術です。この『生成 AI という技術のプロ』は人財には成り得ません。

この技術を利用する方の中にはこれから新しいものを描き生み出す力を持つ人材を生成 AI の餌として人格、著作権などないかのように扱い、AI で生成した『紛い物』を使い攻撃して、筆を折らせ命さえ脅かすような行為を平然と行う層が、残念ですが多いです。

生成 AI に日本人クリエイターの力を吸わせてはいけません。世界の誰でも生成 AI で『日本レベル』の作品が出力できるようになったとき、当の日本にはそれを『描ける』人材がいなくなっている恐れさえあります。

人材を日本の財として守り育てていただきたいです。

●受付番号 185001345000005646

生成 AI が各企業にて用いられ、活用されていると言われていますが、例えば画像生成 AI の元データは製作者に無許可で使用されている物であり、著作権を侵害しているものと思われます。

また、特定のクリエイターのイラストなどを無許可で元データとして取り込み、そのクリエイターが作成するつもりでは無かった不本意なイラストやポルノイラストなどを作成することによるなりすまし、嫌がらせが頻発しております。(イラストレーターの■■■■さん等)本来であれば元データの製作者に許可を取らなければ生成 AI を使用できないように規制すべきであると思うのですが、企業ですでに使われている手法であり、活用していく予定であるということであれば、せめて、生成 AI の使用は法人に限る等規制しない限りこのような嫌がらせは横行し、多くのクリエイターを苦しめ、最悪の場合筆を折る、自殺へ追い込んでしまうことになると思います。

イラストだけでなく、実在する人間の写真でも上記のような嫌がらせをすることが可能である為、規制は必ず必要かと思われます。

なんとかこの状況を改善していただけるようご検討のほど何卒よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000005647

明確な法の規制がない状態での AI 使用により現時点では無法地帯のような印象を受けます。AI を利用した学習元への絵師や批判をした方へと嫌がらせや殺害報告なども多く見かけます。又、無許可での AI 学習は学習元への配慮もなくそれを利用し販売している方もいる為創作者が活動をやめるという事も起こっておりこの事態が続けば創作文化への衰退になるのではないかと懸念もあります。他にディープフェイクを用いて他者の印象を下げるような動画も見られます。悪意のある方によって素晴らしい技術が消えていくのはとても勿体ないと思いますので、厳しい法整備をしたのち AI と共存していけるといいと思います。

●受付番号 185001345000005648

好きな作家の方が AI で絵柄を学習され AI 使用の人に嫌がらせや絵柄を好きなように使われて悲しまれているのを見て AI に危機感を感じています。

手描きと AI 絵の判別がつきにくいのでトラブルを起こすことも考えられます。とても不安です。

●受付番号 185001345000005649

こちら 2 通目となります。付け加えたい内容があったため、下記に失礼いたします。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

こちらに著作者人格権についての検討を加えていただきたいです。

昨今画像生成 AI 自体が、「過学習」を行わずとも明らかに学習元の絵がわかるような生成物を出力する事態が非常に多く起きることがわかっています。

(例:任天堂や MARVEL のキャラクターの既存のイラストなど)

このような出力が起き続けるアプリは現状、商業的に利用するには非常にリスクが高すぎます。

また、現在プロのイラストレーターの方が、その方のイラストデータを過学習済の生成 AI を利用した人物にペンネームごと乗っ取られそうになる事案が現在進行形で発生しております。

このような画像生成 AI およびその利用における変化は「発展」ではなく、むしろ法的に放置した結果起きている明確な「悪化」です。

悪用する人間が 0 になることはまずないこと、生成 AI の出力の速さを考えれば、

このような事案は現状を楽観視し、放置するかぎり鰻登りに増えていくでしょう。

学習元の著作権や著作人格権を厳格に保護していただきたいです。

早急なご対応をよろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005650

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌だ。
実際現状上手い絵を見ても AI 生成なのではないかと疑ってしまう事があり、このままだと作家さんの生活や権利を侵害している様に感じてしまう。

●受付番号 185001345000005651

最近 X だとあるイラストレーター様が自分の絵を他の人に AI で変えられ
AI をおすすめる人達に罵倒され最終的には
活動を辞めるという自体が起きました
このような事件で悲しむイラストレーター様たちがいなくなるように
法律で AI は禁止もしくはその絵を AI に使ったと判断された場合の
対処法を考えて欲しいです
AI を使う絵には著作権があるはずです素敵なイラストレーター様達を
守ってください
よろしくお願いします

●受付番号 185001345000005652

自分の好きなイラストレーター等のクリエイターが、活動を制限されてしまうというのは大変心苦しい。本当に制限されるべきはAI技術の方で、その技術のために、クリエイターが試行錯誤しなければならないというのは勝手に違うのではないか。

AI技術で生成したものを商いとして売りさばく人も出現しているため、技術の方に規制をかける、商用利用したものに何か罰を与える等した方がいいのではないかと考える。

作品を作る側が、ずっと努力して(持ち合わせた才能を遺憾なく発揮して)、作り上げたものが、悪意を持った人に利用されているのが現状です。もう少し政府の皆様には現状を見ていただき、それに見合った政策を考えていただきたい。この国が誇る技術をひとつ、破滅へと導いているのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000005653

すでに業界の第一線で活躍し、日本のクリエイター業界を支えていた素晴らしい作家さんが、悪意ある AI に自身の大切な作品を侵され、とうとう活動をやめてしまわれました。法律が不十分なあまりに訴えることもできず、苦しむ様子だけを、わたしたちは SNS でしか観測することができませんでした。未来ある日本の作家の絶望と秤にかけて、クリエイターの活動と権利を阻害する AI と、現日本の著作権への認識はあまりに甘すぎると思います。素案を見てもその認識は覆りませんでしたし、むしろそんな認識のまま、日本で活躍される素晴らしいクリエイターの権利と活動を本当に守ろうという意識はあるのかさえ不透明に感じます。

私は日本で生まれ、日本の漫画文化が好きで、日本で漫画家になった駆け出しです。一生をかけて日本で漫画を書き続け、原稿用紙の海に骨を埋めたいと思い生きています。人生をかけ、心血を注いで築き上げる作品を、AI の一言に含まれたある種の窃盗集団のような悪意に晒され、侵される可能性を考えるとどうしても活動に不安を覚えます。日本のクリエイターをまずは守ってください。お願いします。

●受付番号 185001345000005654

アニメや漫画は日本の重要な産業のひとつです。資源に乏しい日本が利益を生み出すことのできる貴重な存在であるはずでず。それを目先の利益の為、安易に消費し永遠に失うようなことをしてほしくはないと強く感じます。作家ひとりひとりの力は強くはないです。是非とも国の力で守って頂きたいと願っています。

3. (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

⇒このような自主的な制限を生成 AI 活用における義務とすべきと考えます。各開発者等が考える規制内容は一般利用者の感性に寄り添ったもので、参考になり得るのではないかと思います。

5. (2) 生成・利用段階

⇒学習段階での制限は難しい面がある為、生成・利用段階での規制を厳しくしてほしいと思います。

5. (3) 生成物の著作物性について

⇒生成物に著作権を与えてはいけないと考えます。他者の「作風」の模倣や著作物の複製に近い出力、また実写のようなボルノ画像なども容易に生成できる現状で生成物に著作物性を与えるのは非常に危険性が高いことです。

3.(1).ウ

獲得しているのはデータを生成するための確率分布であり、テキストを入力、画像を出力として得るモデルは、テキストによって分布のサンプリングを決定する仕組みであり、学習データの切り貼りとは性質を異にするものです。生成 AI と呼ばれる仕組みは通常大規模なニューラルネットワークを前提とするもので素案にはそういったモデルに限定するような記述がありませんが、現実的に十分な結果を示すモデルがそういったニューラルネットワーク系モデルに完全に限定される以上は、学習段階で分布の獲得を、推論段階では分布からのサンプリングを行うモデルであると考えられ、「通常、学習データの切り貼りではないとされる」という記述は、より強く「学習データの切り貼りではない」として良いと考えます。ただし、これは全体の画像を生成するモデルに限定する話です。画像の一部から他の部分を補うことも可能であるため、そのケースではモデル全体ではなくシステム全体として「切り貼り」を行うことが考えられますが、それは「生成 AI」ではなくそのようなシステムとしての機能であり、システムの一要素として組み込まれるモデル（生成 AI）そのものは「学習データの切り貼りではない」ことはやはり強く明示すべきと考えます。

5.(1).エ.(イ)

『特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地がある』との記述は不合理であると考えます。

著作権者の利益を不当に害する場合とは、概ね直接著作物を利用しているケースです。間接的な利用に留まる状況で需要の代替が発生した場合を制約するような記述は、法の不当な濫用や解釈を招きます。実質的にはアイデアや作風のような基準を設けることが極めて困難な要素に基づいてデータセットの構築や機械学習の実行を阻むことにつながり、少子化著しい日本社会において効率化を行うための技術発展を大きく阻害し、また工芸品を置き換えた機械生産の品物を前提として生じた新たな美術作品のような、生成 AI の一般化後に登場するであろう将来の文化発展をも阻害すると考えます。

5.(1).イ.(イ)

著作物を利用する学習段階でモデルを作成する段階では一律非享受と整理すべきと考えます。

過学習を意図的に行う場合でも、この過学習の基準は明確ではなく、あくまでも出力された生成物と著作物の類似性の度合からのみ違法性を判断しなければ、制作過程全般を常時記録しなければ違法化に対する反証が困難な、一般に困難とされる「ないことの証明」を要求される状況が生み出されかねません。このような苦労をあらゆるクリエイターに強いるのは不合理です。

さらには、特定職人、労働者の動作を再現するロボットの作成のような、アイデア、作風、挙動などの類を模倣し効率化を行う違法化されかねない危険な記述です。

5.(1).エ.(エ)

「情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合」という記述について、何らかの指針などで統一された「機械可読な方法による技術的な措置」を前提とすべきと考えます。

クローラーが実行している処理において、例えば単に自然言語で「将来データベースとして販売するつもりなのでコピー禁止」と書かれたテキストファイルをサーバー内に設置するような、あまり一般的でない方法で禁止の意図を示されたとして、それを解釈することは極めて困難です。

●受付番号 185001345000005656

私は AI 生成したものを好ましく思っていない。

人間がイラストレーターなどの作品を見て練習するところには必ずその作者へのリスペクトが存在しているが、AI に学習させる場合はそれが欠けてしまっていて、それに嫌悪感を抱くクリエイターが多くいます。なので、AI に読み込ませても良いかというのを新しい権利として、AI に学習させても良いと思っているクリエイターの作品だけ学習させることができるというふうにすれば良いと思います。

AI には踏み込んで良い領域とそう出ない領域があると思います。

●受付番号 185001345000005657

生成 AI の利用を規制してください。

今の『誰でも利用できる』社会的推進の流れを変えてください。

生成 AI を利用した成りすまし・自作発言・ディープフェイク・デマ拡散などの悪質な利用が横行しています。

特にモラルのない利用者は、悪意を持って模倣元のクリエイターに殺害予告を送っています。これは生成 AI が民間に広く行き渡りすぎたせいで発生している人災です。

残念ながら、いつの時代も悪意を持った人間はいます。しかし現状の生成 AI 推進の動きは、悪意ある人間に拳銃を配り背中を押しています。

生成 AI の規制を強く訴えるクリエイターは、次々と標的にされています。

民衆を守ってください。拳銃を所持できるのは警察だけ、生成 AI の利用は法規制を導入し、認可された者ないしは企業だけとしてください。

海外では大規模な訴訟が発生しています。現状の生成 AI に反発する方が大勢います。日本国民として、国内全体の危機感が薄く感じます。現状を放置しては、国際問題にすら発展しかねません。(実際に、一部のデータセットには海外で利用が禁止されているセンシティブなデータが含まれています)

単なるクリエイターの感情問題ではありません。国内全体で危機感を持ち、生成 AI が持つリスクを深く考えながら、真剣に取り組んでいく問題です。

どうかご検討の程、何卒よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005658

・生成 AI に絵柄を無断学習によってデータベースに取り込まれたことで金銭的、精神的な苦痛を負った人が多くいる

・生成 AI は他人の著作物などによって存在しているのにも関わらず、生成された画像が生成 AI 独自の著作物とみなされ、学習元に適切な対価が支払われない

・自分の著作物を AI に学習させることを禁止する立場を示していても無断学習や Lora をつくられる事案が横行している

・絵を見たときに手描きなのか生成 AI によるものか区別がつきにくく、毎回 AI かどうか判断しなければならない

・生成 AI は精巧な映像や画像が誰でも簡単に作れてしまうため、誰でも情報を発信できる SNS 上でデマやディープフェイクなどが非常に広がりやすい

上記の理由から生成 AI によって 1 つの文化が衰退しつつあるのは明確であり、生成 AI によって作られたデマが SNS を通じて社会の混乱を招きかねない

よって、生成 AI への無断学習禁止・生成 AI で出力された画像であるとの表記の義務付け・デマ画像やディープフェイクが簡単に作れる AI の違法化などの生成 AI の規制・生成 AI を利用した嫌がらせの違法化を強く希望します。

●受付番号 185001345000005659

生成 AI は素敵なものです。

なのに、悪いことに際限なく使えてしまうせいで、生成 AI が悪いもの・怖いものにされています。

なんて悲しいことでしょう。

頑張って作品を作った人間を蔑ろにして栄える文化なんてありません。

自分の書いた可愛い女の子が、自殺幫助に使われた例もあります。何という残忍なことでしょう。かわいい、素晴らしいものを作る人が害される日本であってはいけません。

作者を守る規制ができなければ、生成 AI は怖いものとして日本では忌避されるようになるでしょう。そんなのは絶対にいけません。

作者を守り、恣意的に生成 AI の使用することを強く罰すること。

恣意的に使おうとする悪人を規制し、悪いことから利益を出せないようにすること。

これらを強く求めます。

日本は生成 AI をクリーンにうまく使っていける国になれるはずです。

「クリーンに使う」「うまく使う」を両立させ、中国に対抗しなければなりません。あの国はうまく使うでしょう。けれど、クリーンには絶対使えません。

生成 AI が悪いものではありません。

利益を捨ててはいけません。悪人に利益を出させてもいけません。不理解から遠ざけてもいけません。

●受付番号 185001345000005660

著作権の話をして本気で聞く気あるのでしょうか？

疑わしいですね。

これまで、多くのクリエイターやライターの方々が声を上げておられます。

正論だと思うのに、なぜ裁判をしても却下や敗訴ですか！？

それは、あなた方がポージングだけで聞く耳を持っていないからでは？

否定できますか？

まず、聞く耳を持っているのであれば、証拠を見せて下さい。

訴訟された方々の全てを逆転勝訴にし、加害者には精神的苦痛分をプラスして支払わせて下さい。

国として、政府として誠意を見せて下さい。

AI を推進し、クリエイターやライターを餌にすることしか思いつかないあなたたちにとっては、法律改正なんて視野にないかと思います。

AI で著作権侵害が取れないのなら、迷惑行為・侮辱行為として今後は訴訟するよう大きく宣伝して欲しいものです。

これなら海外、国内でも勝訴されている方々いるので、マスコミにもこの件をもっと大きく取り上げるよう政府から強く指示して下さい。

日本のマスコミを見ていると、誰かに黙られているようにしか見えません。

国として、政府として誠意を見せて下さい。

今まで、多くのクリエイター・ライターの方々の主張を誠実に盛り込んだ法改正・立法を心よりお願い申し上げます。

感情論で申し訳ありません。

●受付番号 185001345000005661

イラストレーターの方が生成 AI により絵柄を模倣され、精神的に追い詰められて筆を折ってしまうという事態を SNS 上でいくつも見かけました。

具体例を出すと、■■■■(X:■■■■)さんというイラストレーターの方が被害に遭い、さらには誹謗中傷によって、つい先日休止してしまいました。

このような現状はイラストだけに限らず、漫画、音楽などあらゆる創作活動を衰退させるものだと危惧しております。

生成 AI に関して、おおまかな構造として

- ・データセット（学習元）
- ・モデル（学習器）
- ・生成物（AI イラスト）

という形だと認識していますが、このうち特にデータセットに問題があると考えています。現状のイラスト生成 AI のモデルのデータセットに、いわゆる海賊版の画像や児童ポルノなどが含まれているという話も聞きます。

また、イラストレーターが描いたイラストが勝手にデータセットに入れられ、絵柄を学習したモデルを作成され、成人向けや自殺教唆の画像を生成されることは、権利を侵害されたと言わずなんと言ったらよいのでしょうか。

生成 AI を完全に規制することは難しいとは思いますが、

- ・データセットの公開の義務付け
- ・許可されないデータセットを用いた生成 AI の利用不可

などは（素人考えではあるのですが）必要だと考えております。

私自身は情報工学系の大学院に所属していますので、AI は科学技術の発展に役立つとは考えておりますが、著作権との折り合いについては法整備が追い付いていない印象です。

イラストレーターをはじめ、0 から 1 を生み出す創作者の方々の権利が尊重され、安心した創作活動ができるようになることを願っています。

また、生成 AI も創作者を貶めるようなものではなく、創作活動をサポートするようなものとして、安全に活用できるようにしていただきたいです。

●受付番号 185001345000005662

お疲れ様です。都内で、デザイナーとして働いている者です。

AI と著作権に関する考え方について（素案）を拝見させていただきました。

とても考えられた内容であり、著作権に関する点について私から意見できることは特にありません。

ただ、日本の現状として、mimic やクリスタ等の生成 AI を組み込んだサービスが展開されるたびに炎上し、撤退を余儀なくされている状況があります。そのため、生成 AI を使った創作行為は、海外で作られたサービスに依存する形になっています。特に niji・journey などは、学習もとにおける日本のコンテンツが多い上に、料金も割高で日本のクリエイターを搾取している割合が大きいです。

成果物の品質の差による問題もちろんあるものの(日本製の AI のべりすとより、novelAI が性能面ではるかに優れているなど)クリスタは photoshop に勝てた可能性があったと思います。

これらの状況を打破するために、日本製の生成 AI 開発企業を保護する条項を追加し、AI サービスで他国に後れを取らない状況を作るのが良いのではないかと考えております。

●受付番号 185001345000005663

AI 技術は活用されてゆくべきと思うが利用には多数の改善が必要と感じる

- ・学習元の明瞭化
- ・学習元の利用許可
- ・学習元への利益の還元

上記をクリアした上で

- ・非営利、営利利用、利用範囲基準の明文化
- ・違反者に対する罰則

学習元の不利益とならないよう法整備を期待します

●受付番号 185001345000005664

AI 生成物と著作権はとても難しい問題ですがよく言われている

「模写」や「トレース」と「AI 学習」の学習は一緒という意見は少し違うと思いますね。人間が模写やトレースをして一度に学習し、技術として身につけるのにはある程度時間も量も限りがあります。ですが AI は一瞬でたくさんの画像から学習し出力までしてしまえます。人間が時間をかけて身につけたものを一瞬にしてコピーされてしまう事にはとても抵抗があると思います。

この時間と労力のかからなさは人間がコピーするのとは全く違ってくると思うのでそこを一括りしてはいけないと思います。生成のために使われた方々の職業を蔑ろにしていると思います。

私が想定しているのは画像についてですが、音楽や動画に関しても同じ事が言えると思います。現在音楽や動画に関してはまだあまり議論がされていないと思うのですが、同じようにさまざまな音楽家、動画編集、動画制作、イラストレーター、画家、歌手等にも当てはめられると思います。

また AI を悪用する人がいますが野放しになっている事はよくないと思います。

生成物を本人であるかのように装うような人がいるのも事実であり、なんらかの方対策が急務かと思われます。

最後に、AI というのは人間の補助になる有用な技術であると思っております。決して否定しているわけではありませんが悪用されたり、生成元のデータの制作者の不利益を被る事はあってはならないと思います。ですが、今の案では生成元の方が圧倒的に不利益を被ると思っております。

有用な技術をよりよく使っていけるためにデータ元になっている方(イラストレーター等の職業)からの意見も聞いてあげてもらえると幸いです。

●受付番号 185001345000005665

5.各論点について

(1)学習・開発段階

まず、人の著作物を勝手に AI に学習させること自体がおかしいと感じます。

人間が人の著作物を無断転載や無断で加工や使用することは犯罪なのに、勝手に人の絵や写真を素材として学習し、それを用いた画像生成 AI で出力させることが適法であることが異常。

人の著作物を使うならば許可を取るべき。

(2)生成・利用段階

もはや個人の楽しみではなく、金銭目的やクリエイターを傷つけるものとして利用されている。

クリエイターの役立つ道具の一つではなく、クリエイターを傷つけ、減らす凶器となっていて、本末転倒です。

画像生成 AI の成長には多くの画像や写真が必要なはずなのに、クリエイターを減らす行為をするユーザーが悪目立ちして印象がとても悪く、プロの人もほとんど使用していない、そもそも多くの人に嫌われているので使えない。個人での利用にも商用不可や個人での学習の制限をかけるなり、現状の画像生成 AI にあった法律の改正が必要だと思います。

(3)生成物の著作物性について

今の画像生成 AI での出力されたものにオリジナリティは無いため、著作物と呼べるものではないと思います。

多くが同じような顔、ポーズ、構図、

あとは個人を集中学習させたような『現クリエイター』を模倣してるだけ。

そもそも画像生成によって出力されたものに著作物性があるのであれば、まず学習元にも権利や利益があるべき。

勝手に使われて、使った側にだけ権利が発生するのはおかしい。

(区分がわからないため、その他)

クリエイターの作品を無断で素材にして、クリエイター自身を消そうとしている・消費している時点で今の画像生成 AI は現在の法律と合っていないと思います。

人を貶めるだけのものであるなら、必要ないと考えます。

日本は規制をせず無法なら、間違いなくアニメや漫画、イラスト業界は AI 生成物の同じ顔が並び続けて衰退して行くだけだと思います。

5.1.エ: 「このような権利制限規定一般についての立法趣旨、及び法第 30 条の 4 の立法趣旨からすると、著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。」とありますが著作権者が反対を提示する理由の一つに、昨今発生している生成 AI を用いたユーザとのトラブル(X:旧ツイッターにて著作権者が生成 AI ユーザーによる脅迫行為を受けるなど)からの回避するためと考えられます。実際、しつこい付きまとい及び脅迫行為により著作権者が精神的ダメージを負っているのが現状だと認識しています。著作権法に含まれる著作権人格権の概要である「著作権者の精神的利益を守る」という考えから、例え技術的保護を施してなくても権利制限規定より優先されるべきであると考えます。また著作権人格権の観点からの討論が少ない点も疑問があり、そのことに関しても討論すべきと考えます。

5.1.カ: 対応として甘いと思います。

(イ)の章をよむと、学習モデルからの削除を申請できるのは追加学習を行っていない場合は不可能であるという認識に思えます。midjourney のようにデータセットに大量の著作権者の著作物を学習したモデルにて製作したものが著作権侵害が認められた場合、データセットから例え削除できても再び同様の物を作成可能のように思えます。

5.3.イ: 生成 AI によって作成された物に著作権は等しくないと思います。

本章では、プロンプトの内容によっては創作性があると判断されていますが、どれだけ細かい指示のプロンプトでも文章であるためコピーが簡単に行え、それが本当にその作品を生成した AI ユーザーによる物とどのように判断するのでしょうか？

6

海外では EU での AI.act の合意、ChatGP の訴訟など AI に対する法的措置に対して大きな流れが来ているとおもいます。漫画、アニメといった創作が大きなコンテンツの 1 つである日本が著作権者の権利を第一とした政策を取り、他の国とも協調を取っていくべきだと思います。

●受付番号 185001345000005667

現在の法律は生成物にどの程度まで加筆をすれば AI 利用者の著作物になるかが明確に記されておらず、AI を用いた著作権侵害への抑止力として機能していないと感じております。また、AI の利用を隠し商用利用するケースも見受けられます。

そのため、以下のような対策を行う必要があります。

- ・具体例を用いた AI と著作権にかかわる事項の周知
- ・AI 学習の基となったデータ全ての開示義務
- ・AI 利用の申告を義務化
- ・権利者が不当に AI 学習をされないよう、Mist や Nightshade 等の作品保護ツールの利用推進、もしくは同様の利用目的とする技術開発への援助
- ・AI を用いた著作物が著作権を侵害した場合の著作権法違反への厳罰化

現在の法整備のままでは、クリエイターが一方的に著作物を吸い上げられ、今まで築き上げたコンテンツ事業の破壊、ひいては日本という国の魅力の低下に繋がりがねません。

どうかクリエイター側の声を真摯に受け取り、日本のコンテンツを護ってください。

●受付番号 185001345000005668

現在、SNS やイラスト投稿型コミュニケーションサイトを中心に AI イラストを掲載するアカウントが増えているが、使用しているアプリケーション・ソフトの学習データ内に著作権侵害をしているものや、児童ポルノを多く含むものが野放しになっている

特定のイラストレーター個人の作品を大量に学習させ、その人のタッチや作風を模倣した生成物を作り、果ては SNS のアカウントまでそのイラストレーターそっくりに成り代わろうとする者もあり、安易な推進は避けるべきである

既にイラスト生成 AI は特定の個人への嫌がらせや業務妨害を目的としたツールになっている

法律による規制が必要なものである

●受付番号 185001345000005669

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 (イ)

生成 AI が権利利用制限に適応されることは反対です。

現在、多くのクリエイターの著作物が無断で学習され、かつ商用利用されている事実があります。とあるソーシャルゲームでは実際にそのイラストレーターが絵を提供していないにも関わらず、非常に酷似したイラストを使い広告をしており、消費者側にも誤解を生む事案がありました。

(2) 同上 (ウ)

私的利用に限定した場合も同様に、米国での生成 AI により女子児童が被害に遭い、結果自殺をした事件があります。日本のイラストレーターや一般人も同様の被害にあい、脅迫や自殺教唆の手段として用いられている事件が起きています。現在の法律では加害者を未然に防ぐ手段が不足しており、被害者側が圧倒的に不利となっております。

(1) 生成 AI について (ウ)

生成 AI は画像の切り貼りではない、は誤った認識です。

多くの生成 AI ツールでは「首の短いキリン」を描画できません。

また、最新版の生成 AI では実際の著作物に非常に酷似した画像を、著作権者に許可なく生成し宣伝に使用しておりますが、その事実を認識しているのでしょうか？

誤った認識のまま国民に生成 AI の使用を推進するのはやめてください。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

既に学習されたデータセットを使う前提のような文章ですが、既存のデータセットには CSAM という非常に悪質な犯罪現場のデータが 1000 点以上含まれております。

また、既に生成 AI のツールを一般人が違法な手段でローカル保存してしまっており、それらを取り締まる手段がありません。

海外では既に生成 AI に関する法律が制定されつつある段階であり、今後海外から訴訟された時に誰がその責任を負えるのでしょうか？

日本の措置内容は圧倒的に権利者にとって不利であるため、現在流布されているすべてのデータセットの使用禁止を強く求めます。

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

著作権侵害をした生成物が作られる可能性があるにも関わらず、廃棄請求が認められないのはどういうことなのでしょうか？

これに関しては、そもそも現状のデータセットを全て使用不可にし、信頼できる事業者のみが「学習許可済のデータセット」を開発すれば解決可能です。

現に、生成 AI 事業者の中には個人から許可を得た画像のみを使用して開発しているパターンもあります。その事実があるにも関わらず、廃棄困難と定義するのは怠慢ではないのでしょうか？

ク 法 30 条の 4 以外の権利制限規定の適用について

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内に

において AI 学習のために使用する目的で行う場合とありますが、現状実在の人間の画像が出力可能であり、個人の画像が悪用されうるのは容易に想像できます。

それにより、当人の人権が著しく損害された場合に責任を取ることができるのでしょうか？多くの一般人がインターネット上に個人の画像を気軽に掲載することができる世の中で、未然に防ぐ策を考えずに生成 AI を推進するような行為は、いたずらに被害者を増やす結果に繋がりにかねません。

（３）生成物の著作物性について

前提として、学習に利用された画像の著作権者の許諾も無い技術で生成されたものが何故著作物とみなされる可能性があるのでしょうか？

上記同様加筆修正した場合であっても、著作物性は認められるべきではありません。

6. 最後に

AI と著作権に関する本小委員会に、ぜひともクリエイター側の意見をしっかり聞いてくれる人材を採用していただきたいです。

今回の要項もそうですが、生成 AI が有利になるような内容が散見され、非常に恣意的なものを感じます。

また、文部科学省の方の生成 AI の認識がかなり諸外国とのズレを感じました。

日本国内だけにとどまらず、もう少し海外の生成 AI への問題提起を行っている機関へ打診をしていただきたいです。

生成 AI の影響で日本のクリエイター自体が海外からの信用を失いつつある現状に危機感を持っております。 自国クリエイター産業や、個人の人権や著作権が不当に侵害されないことのない法整備が行われることを強く望みます。

●受付番号 185001345000005670

前提として私もクリエイターとして創作活動を行っている。

30 条の 4 の享受目的の範囲が狭すぎる。現在の生成物は公開された時点で学習元と市場競合をし何百枚もの生成物が一気に公開されれば学習元の将来的な販路である顧客に認識され辛くなり妨害となる。また生成物を公開すること自体が享受目的以外になくそれ以外の用途もない、つまり学習段階から違法となる。これを拡大解釈や範囲を狭めて自分らに都合のいい様にしようとする者が議論の場で大勢おり逆に反対する者、被害者であるクリエイターは非常に少ないまたは全く参加させてもらえていない現状は全くフェアではない為そこを改めて今後の議論を展開する様要請する。

また、30 条の 4 は即時廃止、削除すべきである。

著作権法は、第五款 著作権の制限というグループで第 30 条から第 49 条まで具体的に権利制限を規定しており、第 50 条 この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。とあり、著作者人格権は制限規定で権利制限されないことになっています。つまり 30 条の 4 を離れて、生成 AI の学習という行為が、著作者人格権の侵害にあたると考えている。

生成 AI 利用者からの被害も多数あり、クリエイターの■■■■氏は生成 AI 出力物での盗作被害にあいそれを SNS で報告した所利用者から脅迫、誹謗中傷を受ける結果になり身体に不調を抱え実生活に影響が出るほどになっている。また生成物を使い虚偽の DMCA 申請を行い氏のアカウントをロック、成り替わろうという行為が最近になり行われている。このような被害に目を向けてクリエイターを守るための議論が必要。現状、クリエイターを攻撃する用途でしか使われていないこの技術は本当に必要なものなのかという議論も必要。個人的には即刻規制し排除してほしい。

著作権の目的は、クリエイターの努力に報い、他者が許可なく作品を使用することを防ぎ、イノベーションを奨励することである。生成 AI はクリエイターから搾取しクリエイターの気力を削ぎイノベーションを起きにくい状況にするものである。

●受付番号 185001345000005671

趣味で絵を描き、依頼で少しですがお金を頂いている者です。昨今生成 AI の出現によりさまざまな問題が浮かび上がっていると思います。生成 AI の存在自体が問題であると思っておりますが、ここで敢えて生成 AI を許容する前提でさらに批判を述べるのであれば生成 AI を使用したお金稼ぎを止めて欲しいです。理由としましては、絵を描くのには相当な努力と労力、そして時間がかかるからです。これは人にはよると思いますが、私は一枚の作品を描くために時間をかけて素案をだし、資料を集めながら違和のないよう線画を描いて、色塗りをして……と文にすればさして労力のかかっていなような作業ですが、これには相当な時間と精神を持っていかれます。そうして顧客に満足いただけるよう頑張って作ったものを生成 AI が数秒で生成し、さらにお金にしているのが許せません。そしておかしいと思います。彼らは生成 AI を使うのにもお金がかかるのだからという気持ちなのかもしれませんが、どう考えても絵を人手で描く労力とは釣り合わないと思うのです。

お金を頂けるか否かに関わらず、趣味で描いた絵が生成 AI によって生成された絵が自分の絵より伸びていると悲しくなります。努力も労力もかけず、ただお金だけをかけて他人の努力と労力を吸い取っただけの生成 AI が許せません。本音を言えば生成 AI を禁止、もしくは使用してもネット等人目につく場所にはあげてはいけない(個人で楽しむだけの用途はよし。ドローンみたいなものです)として欲しいです。しかしここには個人的な恨み辛みも含まれますので、せめておかしいと思われる生成 AI によるお金稼ぎだけは禁止して欲しいと思っております。

長々述べた上、生成 AI によって精神的問題が悪化しましたのでしっかりと文章が書けているかは分かりません。言いたいことはまだまだありますが、本質からずれてしまうとしっかりとした意見が届かないと思いますのでここまでに留めておきます。

ここまで読んでくださってありがとうございます。ご検討願います。

●受付番号 185001345000005672

クリエイターと AI 利用者の間でトラブルが発生し、場合によってはクリエイターが長い時間をかけて培ってきた技術と独創性が蔑ろにされる可能性がある。イラストを閲覧する際にはこの絵は AI 生成物ではないかと疑うことが多くなり素直に受け止められなくなる。上記のことから生成 AI への規制を強く希望する。

●受付番号 185001345000005673

4.関係者からの様々な懸念の声について

自身の作品を守るために生成 AI の規制に関して声をあげている人に対し、その方の作品を無断で学習させ、自殺を促すような画像を作り出したり、メールなどで殺害予告をしたり、その方の SNS を乗っ取るなど、見るに耐えない行為をしている生成 AI 使用者がいます。

また、その生成 AI 使用者を支持した取り巻きが、さらに生成 AI の規制について声をあげる人たちに同様の行為やその行為に対して称賛をしている現実があります。

これは一例にすぎず、多くのアーティストが似た攻撃をうけています。

そのような行為を繰り返す生成 AI 使用ユーザーが多く発生している現在ははっきりとした規制をしかなくてはなりません。

作品を盗用された方は精神的にダメージを負い、憔悴しています。

安心してアーティストが作品を出せるような社会でなくては、芸術は廃れていきます。

海外では着々と対処されています。今まで日本の芸術文化を支えていた人を守るためには一体どうしたら良いのか、適切な対応がなされていくべきです。

●受付番号 185001345000005674

AI を用いた学習には長い時間をかけた議論が必要になるかと思います。

今 X (旧 Twitter) にて、「()」というイラストレーターが AI 推進派より執拗な攻撃を受けています。「()」と名乗る人物が()氏のイラストを無断で学習したパターンを生成・公開し、()氏の抗議に対して誹謗中傷をもって攻撃しています。これにより ()氏は活動を休止しましたが、「()」と名乗る人物は「()」の名を名乗り成りすましを図り、更には()氏を成りすましとして X 社に報告し、()氏がアカウントをロックされるなど、AI とクリエイターという点で非常に大きな問題が起きています。

例としてこの問題を出しましたが、無断で学習されたクリエイターは数多くおります。そして、AI クリエイター、AI 技師等を名乗る者たちは無断での学習を当たり前と考え、好きなように公開しています。

また、クリエイターが個々人の絵柄で描く二次創作とも分けて考える必要があります。AI はそのクリエイターの絵柄を人間にはできないレベルで模倣し、人間が見分けの付きづらい絵を作成してしまいます。これはクリエイターの培ってきた信頼やイメージと言ったものを阻害する要因にも繋がりがねず、またそれを扱うのがエモ知らない一般人であることが問題です。

●受付番号 185001345000005675

資料に目を通しましたが、現状の生成 AI を取り巻く環境は、承認欲求まみれの犯罪者を守っている状態で、被害者である作家、画家、漫画家などのクリエイターや声優・俳優、SNS を楽しんでいる普通の一般人ですら守り切れていないです。また、生成 AI を利用している人は自己努力しておらず、創作物をオリジナル性に富んでいないため、クリエイターではなく、生成 Ai エンジニアとして、エンジニア分野にくくるべきです。

X(旧ツイッターで)とあるイラストレーターさんの作品が、アンチファンに作品を盗まれ、生成 AI を使い作品を作り販売しています。「自分は AI 学習のために使っている」「自分が本物だ」と豪語しながらそのイラストレーターさんを脅迫しています。『XXXXXXXXXX』で探せば一連の騒動まとめとか出てきます。しかも、こういった事件は報道されていないだけで SNS 上に被害者が数多くいます。他にも、コスプレイヤーさんの写真を使いフェイクポルノが生成 AI で作成されていたり、声優さんの台詞音声を素材とし、FIRST TAKE で歌手の歌い方データを生成 AI で組み合わせて、あたかも声優さんが歌っているように作った音楽も YouTube で掲載されてきている現状です。外国のとあるスマホゲーム企業では、イラストレーターの代わりに生成 AI をつかってグッズや立ち絵を作成し、クリエイターの大量解雇がありました。その生成物も序盤は勢いがあったものの、次第に売れなくなりました。また、俳優の顔を使い、なりきり加工を作り、フェイクニュースのネタになったりなど…。直近で見たニュースや事件でも生成 AI は多くの事件を引き起こしています。

生成 AI は資料にあるように、著作物からランダムで組み合わせを行い、一つの生成物を作ります。著作物にも限りがあるので、千や万のパターンを元データにしても、それはクリエイターが思考錯誤して作ったものではありません。既存のガンダムプラモデルからオリジナルガンダムを機械が作り、商品にしても買い手がいないのと同様なものです。ネット上によくある、診断メーカーで作成された画像には商用利用は原則禁止されています。そういった、良識を持って使用していない生成 AI 問題(説得しても効果が無く再犯が繰り返されている)を今のうちに抑える為に、以下のようなことを少なくとも実施してほしいです。

・生成 AI による生成物は巧妙に作成されすぎているので、住民票や車検証などのように、画像の生成 AI のものに特殊な加工を自動で入れるようプログラムを組み込む義務を設ける。(現状はクリエイター側が、nightshade や glaze など元々の画像に加工を施し自衛していますが、そのようなこと自体がまずおかしい。Midjourney、LoRa のどの生成 AI の開発者・利用者方が規制を受けるべき。)また、生成物の商用利用を禁止する。

・動画投稿サイトや SNS 運営会社、pixiv 等の作品掲載系会社で生成 AI 作品の違法使用があった場合、該当アカウントの IP アドレスの公開、アカウント再作成不可等の処罰を設置。

・生成 Ai の元データを非著作物に限定する。

・著作物での元データ使用の場合、死後 100 年以上経過していないと使用不可。且つ国・自治体での正式な研究での利用のみとする。(学術的使用のみ。)

・企業による生成 A I の生成物を使つての販売・広報を原則禁止。使用する場合は非著作物で生成されたもので著作権等での審査を通過した場合のみ。掲載時には使用した生成 AI 名、使用元データの名前も記載する。

・元データが海賊版サイト等でダウンロードされている場合もあり得ます。現状海賊版サイトの撲滅は出来てないので、デジタル庁は更なる撲滅活動を実施してほしい。

ただの OL であるこの私ですら、このぐらいの規制を思いつきます。外国では、クリエイターたちを守るためにすでに行動を起こし始めています。普段の政策も外国を倣って始めていることが多い日本も、もっと早くに生成 Ai 問題に取り掛かるべきです。すでに事件は起こっています。目立ったニュースが放送されていないのが富士着なぐらいです。世界でも日本はトップレベルでサブカルチャーが豊かです。それを生み出しているのは生成 AI ではなく、生身の人間(クリエイター)なので、守ってあげてください。

AI 学習という都合の良い言葉で良識の無い人たちによる行動で、クリエイターを迫害しています。長年、金銭と研鑽を積んで得た自分の技術をつかい、作品を作ったり、自分の技術をハウツー本として売ったりしてやっと生計が建てられるようになった人たちを守ってやれない現状を変えるためのパブコメなので、少しでもより良い方向に、普通に返してください。今はスラムのようにモラルが全くありません。よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005676

現状の生成 AI は他人の書いた絵や文章を無断学習し出力しており著作元の方々から仕事を奪っています

絵や文章を書く人が減れば文化的退廃を招きますし生成 AI に使われる電力や水の多さなども見逃せません、地球温暖化も促進していますし SDGs を掲げる政府の方針とも矛盾します

大学などに在籍する研究者や行政や医療の補助、メンタルヘルス分野への活用などの分野に使うのは良いと思います

生成 AI の使い方は公共性が高いものだけに限る、私的な使用は禁止するようお願いします

●受付番号 185001345000005677

純消費者の立場からの意見となります。

近年 AI による生成技術が発達する以前から、主に道德意識の未発達な若年層を中心に、特にイラストの分野で、ネット上に存在する他者の創作物を自己の創作物として詐称し、限定的な集団の中で自己の地位を高めたいといった行為は散見されました。

かつては製作者の技術はその人のものであり、単純な模倣というだけでも相当の修練が必要という点で、創作者の自己防衛が容易なものでした。

ひるがえって、生成技術の発達に伴い、創作者のそういった社会的信頼性が棄損されやすく、また、SNS の発展に伴い誰もが情報を容易に取得できる現状、個人間の争いでさえ、形式上創作者である個人と AI 生成技術を悪用する多数の対立になりがちで、かつ、AI 生成技術の学習モデルとされるような作品の創作者、商業的收入を得ているため、不特定多数の第三者に個人情報と特定されやすい状態という点から、大きな心理的負担を得やすい立場であると懸念します。

また、あくまで学習という点から、表現の幅というものは既にあるものの精巧な模倣にすぎず、新古典派から印象派への変遷など、新しい文化の潮流を生み出す作用はなく、私人が芸術というものの一要素として信じる、自己表現という側面は、大いに棄損されるものと考えます。そうした結果、文化芸術というものは大衆の手の中に納まると同時に、特別性を失い、単なる代替可能な廉価品になるものと予想します。誰もが簡単に手に入るものに、人は価値を見出さないものであると考えます。その先は、誰も新しい芸術を生み出さない社会で、ひいては文化の停滞につながるのではないのでしょうか？

現状そのような状態である点から、行政のお墨付きの下で AI 生成技術によって生み出された創作物に対して一種の権利を付与することに関しては、大いに反対いたします。むしろ、文化庁の皆さまにおきましては、創作者の方々の保護に努めていただくよう、お願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005678

生成 AI は既存の成果物の結果のみを元に行っているため、過程を踏まえた将来性が見込めず、既存のクリエイターの著作物を糧に搾取的に生成し続けていると考えています。

今後どのような形で AI 時術が発展していくのかは分かりませんが、手書きの人間の成果物を元に成り立っている技術である以上、クリエイターの権利が一方的に侵害されることのないよう法整備などをお願いしたいです。

●受付番号 185001345000005679

人間がイラストや文章を練習する際も、他人の作品を手本にして模倣することは多々あります(模写、文章模写など)。マクロ的には生成モデルの学習と人間の学習に違いは無いため、生成モデルの学習データとして用いる際も同様なので、そこに著作権的な問題は無いと思います。

また、特定の作者の作風(絵柄、文体)を模倣する場合でも、既に他人の絵柄を模倣してデビューするイラストレーターが多数いるため(■■■■■■氏が広めた三ヶ月練習法"という方法では他人の絵柄を模倣することを推奨しています)、人間を規制せずに生成モデルのみを規制するのはダブルスタンダードに陥るため、得策ではないと思います。

概して、生成モデルの出力物は人間の作品と同様の扱いをし、既存の著作権の枠組みで対処すべきです。

生成モデルの発展に良質なデータセットは不可欠なので、洗練されたデータセットを国の機関の側で作成することをお願いします。"

●受付番号 185001345000005680

他人の創作物を無断で利用しそれを発表するまたは利益を上げるなど個人で楽しむ以上の行為が法第 30 条の 4 における著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としていないとは到底思えない。

生成 AI によって一人の作風を集中的に学習することは著作権侵害にあたる可能性があるが複数人のデータを使用した場合には被害者が増えているはずなのに著作権の侵害に当たらないのは納得できるはずがない。

クリエイターの人々も AI が登場した当初はこの技術を創作に活かせるのではないかと期待していたが現在の様な無法地帯かつ他人の著作物を無断使用した上で成り立っているツールでは使用したいと思わず。今後許可を得てデータの取集を行うことがあっても協力する事も難しくなっていくと思われる。AI の推進を行いたいのであれば推進したい側がまず厳格なルールを作りそこから違反した人物を罰することができなければ信用を得る事はできないと考える。それができなければ全面的に禁止しても良いくらい現段階では人を混乱させるだけで何の役にも立っていないツールだと考えている。

●受付番号 185001345000005681

もっと著作物を創作者が守れるようなルール法案を作ってほしい

自分の作品をデータ収集と称して勝手に利用され訴えることもできず泣き寝入りや自殺を
考えたり作品の発表の場を奪われたりただただメリットなくデメリットを被る現場しか遭
遇してないので規制をもっと厳しくして欲しい

●受付番号 185001345000005682

>AI と著作権に関する考え方

という割に

一般市民からは気掛かりな運用時の

AI 生成物の著作権法の保護についてが

> (3) 生成物の著作物性について

も含めほぼ書かれていないので

AI 生成物に実際に「著作権を与えた場合」「与えなかった場合」の「メリット」「デメリット」の4つの例の比較が欲しいと考えます。

(> (3) 生成物の著作物性について の ウ

(著作権を与えずとも損害賠償請求が認められ得る) をもっとそれぞれ詳細に与えた場合大量に生成した物でパテントロールのような懸念があるなど)

また試行錯誤次第で保護を与えると仮定しても、

閲覧者は生成物からその試行錯誤の様子をどのように見抜くのか、

発表者からはどのように試行錯誤の様子を発表すれば良いのか、という点や

保護を与えるにしてもそもそも自身の出力した生成物である証明をどのように行うのが問題点としてどうなっているのか知りたいです。

終わりに、作風や絵柄等アイデアの類似物に対する規制を求める声をよく SNS 等で目にするが、著作権法の基本「文化の発展に寄与」に則り著作権保護の範囲をいたずらに広げないよう懸念を表明します。

●受付番号 185001345000005683

(3) 生成物の著作物性について

確かに AI 生成物の著作物性の取り締まり、というより今回の案がしっかりと決まるのならば悪意のある Ai 生成使用者に対するブレーキになります。

実際にこの案を見たのかは知りませんが、

「AI 生成物の問題による判例のケースとして訴えられるのではないか？」

と懸念し、ある程度の SNS から撤退した(X:旧 twitter)

という人間が存在しています。

は約 2 年前に の画風で生成できる LoRa(AI モデル)を作り

「 の画風で絵を 24 秒で描いてスケブ(skeb)でお金儲けしようぜ！！」とポスト。

それを確認した (X 旧 twitter)が

「仕事絵を含む絵を無断で機械学習に使い画像を絵のタグに投稿されたり

言葉による嫌がらせなどを受けております。現在この人には名前や画風を模した

モデルを勝手に配布されています。skeb 等での販売も示唆しており

購入や使用をしないよう通報のご協力をお願いします。」とポストしたところ、

は のイラストを使っていないと反論しますが、

学習内容の開示を行っていなかったので(確認不足かもしれませんが)

こればかりは実際に裁判で情報を開示されるまで分かりません。

その後、 に捨てアカウントから殺害予告や暴言、

果ては (X:旧 twitter)の X アカウントで

(X :旧 twitter)のなりすましを開始、

DMCA を使い さんのアカウントロックまで追い込むなどしています。

現在は上記の通り AI に関する判例のケースとして起訴されるのではないかと懸念し、

情報開示請求が可能な SNS から逃亡するという旨の note を書き残し

未だに X でなりすましを行い、 風の AI 生成物を垂れ流しています。

こういった嫌がらせをする時点で、

そもそもモデルに使った学習内容を開示せず、

悪意ある喧伝を行なっている時点で黒いと思いますが

こういった問題は によるものだけではありませんし、

AI 生成のモデルにされ、嫌がらせを受けて筆を折ってしまう

作家さんがたくさんいます。

それを見た悪意のある AI 生成の使用者などが

「反 AI 活動するくらいなら絵描いて技術向上に努めた方がいいんじゃないのか」

などの意見を見かけますが字面は一部正論に思えます。

ですが、別のポストでは

「また学習用のデータ投稿してくれてありがとうな(笑)」「また餌を投稿したぞ！」
など言い、果てには筆を折った作家に対し

「もう引退か。今まで教師(学習用のデータ元の意)ありがとうございました(笑)」
など法整備が行われていない現状を悪用し、攻撃する人間がいます。

こういった問題はある程度の生成物に著作物性が認められなくとも
もし画風に著作権が機能することになってしまっても残ってしまいますし、
生成物が SNS に跋扈し、一部のタグに投稿されているメディアが面白みのない
生成物だらけになり純粋に作品を楽しめないことも中心的な問題です。

それと、AI 生成の創作的寄与に関する

単なる労力にとどまらず、創作的寄与となり得るものがある場合は、これがどの程度積み重
なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。

と記述されている判断材料が

「呪文を変えたり学習データ内容を変えたりなどをして出力し直しただけ」
でなければ今回の AI と著作権の考え方についてはいい案だと思いました。

●受付番号 185001345000005684

AI によって、岸田総理本人が不適切な発言をしているように見せかけた動画が出回ったことは記憶に新しいと思います。一国の総理の発言として受け取られ、戦争の引き金になるかもしれません。

また、実在する女性の顔をAIで合成し卑猥な動画として流していることも起こっています。被害女性は自殺しました。

最近ではAI絵師なんて意味の分からない人種も出現しています。

著作権とは創作者を守り、他者が許可なく作品を使用することを妨げることによって、創作者のイノベーションを支えるためにあると理解しています。

AI学習なんて言葉で包まないでください。他人様が作ったものをクリック一つで盗作できる人間性しか持たない人にイノベーションは起こせません。

それは盗作に他ならないです。

アニメや漫画は日本の大事なカルチャーです。私はアニメ漫画が好きなので、この日本に生まれてよかったと思っています。大好きな文化です。

お願いですから日本が誇るカルチャーを日本の政治が壊すなんて悲しいことをしないでください。むしろ守っていくべきではありませんか？日本が世界に誇る文化として唯一無二のものです。

本当によろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000005685

現状の法律ではAI生成画像は著作権の侵害に当たらないという意見が一般的になっていますが、私自身はその考えにはNoと言いたいです。

なぜならば画像生成AIのデータセットはインターネット上にある画像を無作為に何十億という枚数を学習させ、その中には著作権のあるものも含まれており、さらには児童ポルノや死体や肉体損壊といったR18-Gにあたるような画像までもが含まれており、とても完全なものとは言えないからです。

さらにはその学習した画像は当然のように無許可であり、画像の持ち主に使用料は支払われていません。

有名会社の著作物に対してもです。

著作物を利用しているのに正当な報酬がないというのはどういう事でしょうか。

つい最近もあるイラストソフトが「イラストを描く際のお手本画像をAIが選出してくれる」という機能を実装しようとしていましたが、全く違う絵を描いているにも関わらず既存の版權キャラクターが出てきてしまうという事態がありました。

またその他の画像生成AIでもディズニーなどの版權キャラが当然のように出力されています。

このようにAIが既存の版權キャラや他人の著作物を出力しても、出力した人間が「これは自分の作品だ」と言えてしまう、

しかもそれを罰する法律もないのはあまりにもおかしい事です。

著作権の保護はどうなっているのでしょうか。

現状の画像生成AIはイラストを新たに作っているのではなく、学習（データに保存）した画像の中からオーダーに近いものを「検索」して「出力」しているだけです。

とても「創作物」とは言えません。

画像生成AIがしている事は創作ではなく「検索」と「出力」です。

それを何千、何百もの年数をかけて人類が創作してきた美術作品と同列に扱う事には疑問しか湧きません。

このように画像生成AIは成り立ちからしてグレーどころかほぼ真っ黒な物であるのに、利用者のほとんどはそれに目をつむり、「自分も創作者になった」と言い、創作を仕事にしている人々に向かって暴言を吐いたり嫌がらせをしたりしています。

つい先日もゲームイラストレーターの■■■■氏がX上での活動を断念せざるを得ない状況に追い込まれました。

■■■■氏は普段から誹謗中傷、さらには殺害予告まで受けていました。

本来著作権や人権というのは、こういった自らの手で作品を生み出しているクリエイターに対して行使されるべき権利ではないのでしょうか。

なぜ「自分たちのエサになってくれてありがとう」とクリエイターに石を投げる画像生成 AI 使用者たちの「作品」や権利の方が守られなくてはならないのでしょうか。

このような状況は今まで日本を支えていたクリエイターを潰すだけではなく、新しくクリエイターを目指そうとする若手の芽まで潰してしまいます。

漫画、アニメ、イラストと言ったサブカルチャーは日本が世界と戦えるコンテンツだと思っています。

ですが画像生成 AI は違います。

海外では規制が進んでおり、画像生成 AI を使うことで海外からの「ジャパンコンテンツ」に対する信頼を大きく損なっており、日本のサブカルチャーにこの先見向きもされなくなる危険性すらあります。

そうなれば国益にも影響します。

ただ技術の進歩を進めようとするあまり、日本のサブカルチャーの愛好家たちの信頼を失い、経済にすら打撃を受ける可能性すらあるのです。

どうか海外からの信頼、そして何より国内のクリエイターたちが安心して創作を続けるためにも、「日本はこんなにも著作権意識が高い国だ」と思えるようなご対応をお願いします。

私も創作をする身ですが、窃盗まがいのツールに素材を提供するために創作をしているわけではありません。

我々の権利をどうか守ってください。

●受付番号 185001345000005686

【立場】

副業イラストレーター

生成 AI 反対派

【主張】

現状の 著作権を無視した、権利的にクリアとはとても言えない AI を使い続けられることに不愉快さを感じる。

また、自分が好きで描いたもの(絵柄含む)が、知らない人間の悪意によって 意図しない表現に使われたり、嫌な表現に用いられる可能性が怖い。依頼者には、公序良俗に反しない活動の中では利用 OK など、契約を結び 自分の絵柄のイメージを守れるように努力しているのに、勝手に他所で 私の絵柄で好き勝手出来る状態を許容したくはない

実際に、作者を指定して似せた絵柄で出力することができている。

それを悪用する人が散見される

私が見る限り、作者が SNS 上で拡散することで炎上→削除に至った例を何度か見ているが、それが法的に OK となってしまうばより悪化し、これからの芸術が育たない。現段階で有名な作家やイラストレーターは、もう立場を確立しているため 危機感は少ないのかも知れないが、それから目指していく立場としては 独自性を盗んで良いとされるのは酷だと感じる。

技術は素晴らしいが、TikTok や Youtube など SNS が大流行し、それで収益を集めることができるようになった現代、正直 それを世間の良識にまかせて規制せずにいるほど、この国の民度は高くないと思う。

「同じ作者から学習させる、作者名を指定するのは、作者の許諾がある場合のみ」「AI 学習を禁止している人の画像から利用してはいけない」「(「お絵かき AI を使用したら明記しなくてははいけない」) くらいは定められないと、もう仕事以外のイラストを SNS に公開する気持ちにはなれない。

●受付番号 185001345000005687

クリエイター様が何ゆえに絵を描いて投稿しただけで、他人に絵柄を奪われ、AI 画像生成で好き勝手された上になりすましの嫌がらせ受けて、抗議した後、更に殺害予告の脅迫までされなければいけないのでしょうか？

この意見を見て、まだ異常事態(または危機的状況)とすることが出来ないのでしたら
認識阻害の影響でも受けていらっしゃるのでしょうか？

とっくに対岸の火事ではなくなっています、1日でも早くご対応
お願い致します。

●受付番号 185001345000005688

AI 学習において、著作者が許可しない無断での学習の一切を禁止するべきだと思います。作風が特定の個人の作品を学習したと明らかである場合など、その学習データを用いて作成された AI 作品によって、学習元著作者と偽って差別的な主張やプロパガンダが行われるケース、あるいは学習元著作者の意図しない性的な作品などに悪用されるケースが懸念されます。

また、この問題は AI 学習の規制が無いためにすでに起きている問題です。

学習元に不明瞭な部分がある場合、それらの学習データは全て規制する必要があるかと思えます。

その反面、生成 AI は既に生活の中に浸透したものであり全てを禁止することは現時点で難しいものがあるかと思っています。

RolA など、明らかに特定の個人のデータを学習対象にするものに関しては学習対象となる著作者の同意がない場合、著作権の侵害であると認める一方で、

特定の SNS などに蓄積された大量データの学習に関しては、既に止められる段階ではないため、国内においては生成 AI による作品であることを明記した上で、その著作権は AI の利用者には帰属しないとする必要があると思います。また、AI の利用によって生じる損害は生成 AI の利用者にあるという考えです。

●受付番号 185001345000005689

AI を用いた攻撃的な使用が多く見受けられます。

名誉毀損や営業妨害など、犯罪的な使い方が目立つのに
対策のない AI 推進は拙速だと思います。

人間の描いた著作や人の肖像権を全面的に保護し、悪質な AI 利用を取り締まる法律が必要です。

●受付番号 185001345000005690

国内において、大規模言語モデルを始めとする生成 AI が盛んに開発されている背景には世界に先駆けて 30 条の 4 を立法したことの影響も多分にあると考える。そのため今回の AI と著作権に関する考え方について（素案）に対して、生成 AI の開発に取り組む人間の一人として懸念を持っている。

現在政府が進めている生成 AI 開発事業者への金銭的な支援や、計算資源等を融通することの支援により活気づいており、2023 年で急速に発展してきている日本の生成 AI 産業に対して冷水を浴びせるような素案"に対しては強く反対する。

また、生成 AI 開発の実情を十分に理解しているとは思えない段階で、従来型の産業である新聞、出版社等の意見が強く反映された"素案"を作成されていることに対して不信感を覚えざるを得ない。"

●受付番号 185001345000005691

個人的にはネット上でのデータを収集し、学習することは、そこまで問題のあることだとは思っていません。同様のことは人間であっても行い、模倣などの試作を重ねたうえで作品をつくるからです。しかし、そのものを自作のように扱うことは当然のように法律、またはモラルの面においてもおおいに忌避されます。

特定の作風を学習させ、模倣させたものを個人的な用向きで非営利として扱うのであればよいという方もおられるでしょうが、作風や画風を模倣することは、影響が大きくもあると思います。

偶然 AI の生み出す画風に似ているからという理由で揶揄されたり、使用を疑われるといった事例もあり、自己同一性の喪失にもつながりかねないからです。

AI は便利な技術であり、これからも躍進していくはずです。便利なものは便利な道具として、環境を整えたうえでうまくつきあっていくことが最善だというのが個人的な考えです。さまざまなアプリで AI 機能の実装を反発を受け開発中止になるなど、楽しみにしていただけに残念だと思うことが昨今では多くあります。心配や懸念を少しずつでも減らししていきたい、共存できることを望んでいます。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

(ア) 類似性の考え方について

二点の理由から、「著作物と非著作物の類似性の判断基準」と「著作物同士の類似性の判断基準」は異なるべきである。

・「著作物同士の類似性の判断基準」では、類似性が否定された場合は著作権の保護対象となるため、両者の人格権が適切に保護されるように調整する必要がある。

「著作物と非著作物の類似性の判断基準」では、その必要性がない。

アイデアや作風が著作権の保護する対象ではないと同時に、非著作物も著作権の保護する対象ではない。

特に非著作物は思想又は感情を表現したものではないため人格の化体とは言えず、自然権論による保護は不適切である。

・著作物同士の類似性の判断は、当該表現行為に関して他者の著作物を利用したといえるかの判断である。

生成 AI は非著作物を生成するのであるから翻案等の表現行為を行うものではない。

もし「著作物同士の類似性の判断基準」を適用した場合、次のような判断になることが考えられる。

『「表現行為ではない行為」に関して「他者の表現の本質的特徴が感得できない」ならば「別の表現といえる」から「その著作物を利用したとはいえない」』

表現行為ではないのに別の表現といえるという矛盾が生まれることになる。

●受付番号 185001345000005693

以下 url は AI 生成に関して現在起っている問題が顕著に出ている例です。
絵柄を剽窃された方が AI 生成を行っている方々に誹謗中傷されています。

[REDACTED]

AI生成は趣味にのみ許可し商業利用は出来ない等の施策が必要と感じます。

●受付番号 185001345000005694

AI に著作権があるものを学習させることを反対します。

●受付番号 185001345000005695

作家が度重なる嫌がらせによって精神を追い詰められ発表の場を一つ失い、その嫌がらせした張本人が作家の作品を AI で改変して成り代わろうとしてるのにそれを裁くこともできず、第三者が被害者は病気だと勝手にデマを撒き追い打ち

こんなものが日本政府の言う勝ち筋、文化庁の考える文化ですか。

この問題のせいですでに何人もの絵を描く方に様々な嫌がらせが行われ、精神を傷つけられた絵師さんは精神的苦痛により日常生活にも支障が出ています。

早急に適正な体制を整えてください。

まるっきり禁止するだけでなく、法的に規制を行ってください。司法で裁けるようにしてください。

●受付番号 185001345000005696

無断で人の絵を学習させ、意図的に個人の作風に寄せてなりすましなどの嫌がらせし活動停止まで追い込むそれが法に触れないというのは甚だ疑問である。

現在話題になっている生成 ai は大抵海外のものであり、日本のイラスト等を勝手に取り込まれ食い物にされている。それを見過ごしていても良いわけがない

このままでは単なる粗悪品が量産されて新たな創作が生まれずに文化が衰退していくだけ

これ以上無断学習による被害を増やさない為にも早急に ai に対する法を

著作物を守る法を

整備してもらいたいものである

●受付番号 185001345000005697

「3.生成 AI の技術的な背景について」の「(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な処置について」は現状対策が不十分であり現在記載されている項目に加えて「学習元を公開すること（学習に使用されたサイトや画像データなど）」を追加すべきです。

「5.各論点について」の「(2) 生成・利用段階」(ア) の考え方であれば現在 SNS で見られる特定のイラストレーターの絵を学習させたモデルを使用しそして SNS 上で当該モデルを用いたイラストを投稿、そしてアカウントのアイコンも当該イラストレーターのアイコンに酷似したイラストを使用する、といった当該イラストレーターに対するなりすましに近い悪質な嫌がらせも著作権侵害となるのではないのでしょうか。

上記のような行為で複数人のイラストレーターが心身ともに疲弊し活動休止や宣伝媒体としての SNS 活動を中止せざるを得ない状況になっています。こういった事態を防げるような規制案を強く希望します。

●受付番号 185001345000005698

博物館に勤務しています。印刷物を業務で作成するにあたり、使用素材に生成 AI で出力されたものが紛れ込む事態を懸念しています。

生成 AI によって出力された画像は、実際の写真や人の手によって描かれたイラストと見分けが困難なものも少なくありません。印刷物の作成にあたっては有料・無料の写真やイラスト、背景パターン等の素材が使用されます。業者に作成を委託する場合や、職員が自力で作成することもあります。いずれの場合でも、生成 AI によって出力された「特定個人の描いたイラスト」または「個人の絵柄そのものが酷似したイラスト」等を、そうとは知らず素材として使用してしまい、その結果印刷物に「けち」が付いてしまい、来館者に受け取ってもらえない、また最悪の場合は印刷物の配布・頒布ができない事態にまでなってしまうのではないのでしょうか。

生成 AI による学習の対象は、国内の個人・企業が権利を持つイラスト・写真に限られません。海外では生成 AI による学習に対し厳しい声明を出す国や企業もあります。そうした情勢の中で生成 AI を利用するということは、生成 AI に対し厳しい姿勢を示す国や企業の著作物に酷似した素材等をそうとは知らず利用してしまうリスクを負うということでもあります。素材頒布サイトに掲載されていた生成物を利用した場合、まず最初に責任を問われるのはその素材を生成した第三者でしょうが、知らずに利用した方も無関係ではられません。その印刷物は「権利者から NO を出された生成物を使用したもの」として扱われてしまうことは想像に難くありません。私が懸念する「けちが付く」とは、このような事態です。

博物館は、博物館法により資料の収集・調査・研究・公開と数々の使命が定められています。教育もまた博物館の使命のひとつです。近年、デジタルアーカイブの作成・公開が推奨され、各館が対応していますが、ただしい資料の姿、文化財のあり方を伝えるのも博物館、そして日本の博物館・美術館を統括する省庁としての文化庁の使命です。人の手で描かれたイラスト、資料と正確な資料として撮影された写真原板ではなく「AI に作らせればいいや」とならないよう、「生成 AI を使用していない表示の保証」や、「権利者から許諾を受けたデータのみを学習に使用した AI による生成である」保証など、食の安全のための成分表示のような、権利の安全保障も考慮していただきたいです。「生成 AI 先進国」になったがために、「著作権後進国」になっては元も子もありません。

生成 AI をめぐる諸外国の動向も取り入れた慎重な議論と検討のもと、著作物の権利者の利益と人格が尊重された結果となることを期待します。

●受付番号 185001345000005699

好きな作家さんが生成 AI のせいで筆を折られるのがすごく悲しく嫌だから反対
生成 AI で政治家の顔や声を勝手に作ってフェイクニュースなどある事ない事喋られるの嫌
でしょ

美術の学校や独学で人生かけて身に付けた努力を、ただの努力もせず何もできない奴が承認欲求の為だけに人生かけてきた人をバカにする行為しか思えず AI 推進は馬鹿がする事と思う

●受付番号 185001345000005700

AI と著作権に関して、まず創作者が作成した作品の著作権が確実に侵害されないことが保障されるよう希望します。

現状、AI 学習を利用して作品を発表する人や団体の中には AI が使用する学習元のデータに作者(一次創作、二次創作等のファンアート)の AI 学習の許可を得ていないものも多いことは作者の人権を侵害しています。

AI 学習のデータ元になることを拒んだり、被害を訴えたことで作者が SNS などでは被害予告や誹謗中傷を受け、製作活動に集中できないことを訴える投稿も確認しています(Twitter アカウント: [REDACTED] 他複数)。

生存権等に比べ、著作権を人権として捉える風土が日本ではまだ未発達な状況で、この素案はまだ改善の余地があると考えます。

●受付番号 185001345000005701

A I は元となる情報が必要なことは理解しています。しかし、現状その元となる情報の保護がされていないと感じます。

特に絵や文章などは個人で製作するものも多くありますが、インターネット上でその著作の権利が守られておりません。

A I 使用での海賊版なども多く作られているようで製品を買う際も確認しなければならず、消費者としても困惑しかありません。

今の状態ではA I が日本のクールジャパンを壊すために使われているとしか考えられません。このままではクールジャパンを支えるべき制作者がA I に淘汰されると感じています。

●受付番号 185001345000005702

■■■さんのように自分が精神的に追い詰められて AI 使って嫌がらせをするだけの愉快犯が蔓延っている中何故 AI を促進するのでしょうか?早急に対処するように願います。どうか愉快犯が消え、昔のように絵描きがのびのびと活動でき、若手も育つことのできるような法律を作ってください。

●受付番号 185001345000005703

AI 制作物に著作権を認めるのを反対します。

AI 制作物や AI 使用したももので金銭を得たい場合は全ての学習元(それが億とか兆、京にも及ぶ数であっても)を提出すること、またその学習元を提供してくれたクリエイターに金銭をしっかりと払うこと。

そして AI を使用するのはいんげん制や許可制にすること。などの厳しすぎると言える規制がある。

また規制を作った上でも AI で作ったものには著作権を認めないことがある。

すでにクリエイターの権利が大きく損なわれている。

AI 制作物に著作権は無い、著作権があることに反対します。

まず著作物を作った人の作品を無断で使っている。

著作物を作った人の権利を侵害している。

自身の作った作品を勝手に学習に使われて、好きな作家さんが筆を折ってしまったら悲しい。

ましては命を絶ってしまうことになったら取り返しがつかない。

クリエイターの権利をしっかりと守る法律、AI の規制をしてほしい。

●受付番号 185001345000005704

- ・個人
- ・氏名：個人のため省略
- ・電話番号：個人のため省略
- ・メールアドレス：個人のため省略
- ・各項目に関する具体的な意見

■5.各論点について(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

4.関係者からのさまざまな懸念の声についての＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞にも記載されております通り、

海賊版等、違法にアップロードされている著作物を学習し、結果既存の著作物と類似した AI 生成物が生成されてしまうケースが SNS 上でも散見されます。

それに加え、インターネット上にアップロードされており、かつ「学習元」になることを同意していないクリエイターの作品まで無断で取り込む事例も確認されている現状は如何なものかと感じます。

AI を使用しないクリエイター側には「自分の著作物が勝手に【学習】に使用されているのではないか」「今この瞬間も、自分の作品をベースにした、自分の作品の類似物を勝手に生成されているのではないか」という不安を、AI 利用者側には「海賊版を【学習】した AI を利用しているのではないか」「既存の著作物に類似した作品を生成したとして、突然著作権侵害で訴えられるのではないか」という不安を抱かせてしまっており、双方に不利益を生み出しています。

せっかく AI 技術自体は素晴らしいものだということに、こうした著作物に関しての不安だけでなく、AI 生成物によって発生したトラブル、およびそれに伴い発生したクリエイターと AI 利用者の軋轢は、結果的に創作活動の萎縮に繋がっているのではないのでしょうか。

AI の学習元について「学習元」となることに同意したクリエイターの作品のみを利用する等、予想されるトラブルを防ぐための対策を講じる必要があると思います。現在の素案のままですと、一応趣味でイラストや文章を作成することがある身としては AI に対して不信感を抱かざるを得ません。加えて、生成 AI に関連したトラブルを何度か目にした身としては、自分が他者の著作権を侵害してしまうのではないかという不安で AI 利用をためらってしまいます。

クリエイター・AI 利用者双方にとって安心できる環境づくりをお願いいたします。

●受付番号 185001345000005705

AI イラストを悪用して相手の有名作家さんのイラストを大量に AI に読み込ませる事でそっくりな作風のイラストを大量生産し、それを相手の有名作家さんになりすまし、ネット上でバラまく嫌がらせをした上でなりすましで嘘の DMCA 申請をして相手の活動の妨害をしたり、暴言や脅迫をして相手の有名作家さんを鬱病に追い込み、自殺未遂させたり作家活動を休止させたりする案件がついに出てきました、一刻も早く AI による作品の無断使用に歯止めをかけないと悪用された作家さんたちに大きな被害を招きます。

以下のページはその AI イラスト模倣、嫌がらせの犯人による自作自演の記述です。

このような実害があちこちで出ている事を知った上で AI イラストについて考えて頂きたいです

●受付番号 185001345000005706

まずはクリエイター視点の AI 画像生成への意見としては「私が持っている所持物を盗まれて勝手に利用されている」という印象です。

私が技術、時間とお金をかけ作り上げたもの。

この場合絵ですが、仮に家に置き換えてみたらどうでしょうか？

自分で家を作ったが、他人が盗んで勝手に使っている状態になります。

実際に、私の絵はAI生成に勝手に使われる被害を受けております。

もちろん許可はしておりません。

AI 促進をしたいのであれば、自ら作り上げてそれをデータにするべきだと思います。(または、作者の許可ありきでデータを取り込む)

常識的に考えて、自分の金で建てた家を他人に勝手に使われることを許容できる人がいますでしょうか？いないですね。

人の顔写真に関してもそうです。勝手に取り込まれ、ポルノ画像に書き換えられることが安易にできてしまうことを規制してください。

昨年、岸田総理のディープフェイクが作られましたね。

日本国中で大問題になりました。肖像権があるためです。

なぜ肖像権という権利のもと人の顔は守られているなかで、著作権で守られるべきイラストは守られないのでしょうか？

使いたいという気持ちはわかりますが、あなたの顔をかけてに使われたら怒るでしょう？
イラストや写真も同じです。勝手に使うことは許されません。

作品は作者にとっての命です。

先日■■■■■が脚本原作の改変をもとに自殺なさいました。それくらい作品とは作者にとって大切なものなのです。

盗まれては困るものなのです。時間をかけて、お金をかけているのです。

であれば、AI 技術の発展にも「お金をかける」べきではないでしょうか？

AI 取り込みを許諾してくれる作家を集め、彼らにお金を支払いデータを作ってください。

人のものを無料で盗むことは許しません。

ましてや、それでお金稼ぎをするなどどうして許せましょうか？

現在の無法地帯・AI 推進者がやっていることは「他人が育てた野菜や鶏を盗み、店で料理を振る舞っている」状態です。

■提案

・イラスト・写真・デザインなど他者の創作物画像は作者の許諾ありきで利用可とする法律
化

- ・ AI データ元の作者へお金の分配

- ・作者の許諾がなされていない著作物の無断取り込みには刑罰化

- ・ AI によるイラストには AI 生成明確にわかる加工を施す義務化
- ・ 生成画像には引用元を必ず表示させる・透かしなどをいれる義務化
- ・ 性的な画像生成の規制
- ・ 権利侵害被害を受けたクリエイターに対する支援制度を設ける

★権利侵害被害を受けたクリエイターに対する支援制度を設ける

こちらに関しては、なりすましの被害を受け自殺未遂・うつ病に追い込まれた方がいたため、すぐに対応していただきたいです。

「■■■■(Twitter id(現 X) : ■■■■)」さんという方が AI 促進派の方に勝手にモデルを作成され・なりすましをされ、自殺しろとまで脅迫されておりました。

自分の絵を使って絵を作られて、なりすましされるのは、先の未来、きっと他人ごとではないはずです。

●受付番号 185001345000005707

文化庁著作権課 ご担当者様

こんにちは。

貴庁の「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の下記項目について意見を述べさせていただきます。

1.関係者からの様々な懸念の声について

クリエイターや実演家等の権利者の懸念

AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の萎縮につながる

上記について、例えば、美術展や展示会、各高等教育機関の卒業制作展等の創作活動の発表の場で、AI 生成物が現状著作物として扱われた場合、以下のような問題が生じる可能性があると考えられます。

1.生成 AI を使用した制作者と、生成 AI を使用せずに類似画像検索機能等を用いて自分の制作物が著作権を侵害していないことを事前に確認した制作者との違いが分からなくなり、制作者と制作物の品評、審査をする者、一般の作品鑑賞者が、作品をどのように評価したらいいのかわからなくなり、3 者の間で混乱やトラブルが生じる

2.生成 AI を使用した制作者と、生成 AI を使用せずに類似画像検索機能等を用いて自分の制作物が著作権を侵害していないことを事前に確認した制作者の作品が同等、または生成 AI を使用した制作者が生成 AI を使用せずに制作した者より優れた評価がされた場合、両者の間で著作権に関するトラブルが発生したり、創作活動意欲が低下、結果的に作品数の減少、クオリティの低下につながる虞れがあると考えられる

3.生成 AI を使用せずに制作した者が他者から、生成 AI を使用して制作したのではないかと疑われたり、冷遇を受けたりして、作品が正当に評価されない、著作物として扱われない可能性がある

しかし、これについては、今後当該制作者が生成 AI を使用せずに制作したことを示すことが求められると思われる

上記の点について、「制作者」、「制作物の品評、審査をする者」、「一般の作品鑑賞者」、「3 者共通」に分けて、以下の対策方法が考えられるのではないかと思います。

・対策方法（制作者）

生成 AI 学習データ検出ツール、または従来の某ウェブブラウザの類似画像検索機能等を使用して、制作物の類似性、依拠性を事前に自ら確認する

これについては、作品制作及びその発表、販売において生成 AI の使用の有無に関わらず、自分の制作物が意図せずに著作権を侵害していないか確認することは、作品発表、販売後に

おけるトラブルを回避する上で重要な過程のひとつであるし、生成 AI のようなハイテクな技術が普及した現在、制作者がこの確認を事前に行うことは必須であると考えられる

・対策方法（制作物の品評、審査をする者）

1.作品審査の際に各作品を写真撮影して、生成 AI 学習データ検出ツール、従来の某ウェブブラウザの類似画像検索機能等を使用して、制作物の類似性、依拠性を確認した上で、作品の評価を行う

2.作品募集要領、制作要領の欄に、生成 AI 学習データ検出ツール、従来の某ウェブブラウザの類似画像検索機能等を使用して、制作物の類似性、依拠性を事前に自ら確認した上で応募、発表を行うことを明記する

3.2の事項を明記した上で、制作物の発表、販売は自己責任であることを記載すること
制作者と制作物の品評、審査をする者、展示会主催者の間での無用なトラブルを最小限に抑える上で必要と考えられる

4.一般鑑賞者の方々を対象に、展示場所の目につく場所に写真、動画撮影ご遠慮の旨を表示する、または係員に一言申し出るように表示する

・対策方法（一般の作品鑑賞者）

作品鑑賞する中で気になる点を見つけた場合、係員、展示会主催者、制作者本人に、作品審査の際に生成 AI 学習データ検出ツール、従来の某ウェブブラウザの類似画像検索機能等を使用して、制作物の類似性、依拠性を確認しているか尋ねる

直感や制作者に対する迷惑行為目的などで批評するのではなく、作品を客観的に評価する

・対策方法（制作者、制作物の品評、審査をする者、一般の作品鑑賞者共通）

生成 AI 学習データ検出ツール、類似画像検索機能等を使用する際は、その時点で国際的、日本国内において安全性・信頼性のある標準推奨されたツールを使用する

生成 AI 学習データ検出ツール、類似画像検索機能も多く種類のものが出回っており、安全性・信頼性において脆弱なものや個人情報抜き取る悪質なものもあるため

・貴庁の方々へのお願い

今後、貴庁におかれましては以上の懸念点も考慮の上、法整備に向けて検討、議論していただきたいと存じます。

また上記のような具体的対策方法を示したガイドラインの作成を行い、各自治体、各団体、企業、教育機関の方々に広く情報発信・啓発を行っていただきたいと思います。

何卒、よろしくお願い致します。

●受付番号 185001345000005708

生成 AI と著作権に関する考え方については、概ね既存法による判断を下すべきと考える一方で、法改正あるいは法整備が必要であると考えます。

はじめに、既存法による判断を下すべきと考える理由は、4. 関係者からの様々な懸念の声についてに記載されている懸念点の大部分は既存法で対処可能であるためである。

既存著作権法の建付けとして、生成物と既存著作物との類似性・依拠性が確認される場合、生成・利用行為は著作権侵害にあたり、また生成時の著作権侵害の蓋然性を放置しながら既存著作物を学習させた場合においても享受目的の併存する複製として著作権侵害となるケースが多いと考えられる。

以上を踏まえ、素案 12～14P の懸念点のうち、既存の著作権法およびその他の法規によって解決のできない懸念を再整理した結果は下記となる。

A. クリエイターらの懸念

A-1. 生成 AI により、侵害物がどの程度、またどのような場合に生成されるのか（侵害物の生成確率・頻度、指示内容の影響の程度等）という点は、法的な議論にどのように影響するのか。

A-2. 生成 AI の普及により、既存の作風や声質等の著作権の保護対象外の要素が容易に模倣可能となることで、クリエイターらの仕事が奪われるのではないかと懸念。

A-3. 生成 AI の出力物が大量に出回ることによって新規の創作活動の幅が狭められるのではないかと懸念。

B. AI 開発者らの懸念

B-1. AI 事業者が著作権侵害の責任を負わないためにはどのような対策が考えられるか。

C. AI 利用者の懸念

C-1. 生成 AI を利用していることにより、法的に著作権侵害とはならない場合についてまで、著作権侵害であるとして非難を受けてしまう炎上リスク。

C-2. AI 生成物が著作物となる要件（創作意図・創作的寄与）をどのように考えるか。

A-1 については、素案 26P(イ)に記載の「当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合」の判断基準となるため、一定の法整備が必要と考える。個人案としては、他生成 AI モデルとプロンプトを一致させた上で出力結果を比較し、既存著作物が出力される確率が優位に高いことをもって基準とするのはどうかと考える。

A-2 については、現状の Lora モデル等の特化モデルでは有意に個人を特定できる出力を得ることが可能であるため、犯罪行為等への悪用を防ぐために特化させる対象のデータの権利者への合意形成、または生成 AI の出力物であることを明らかに表記する、または生成物へウォーターマークを付与することを義務付ける形の法整備が必要と考える。

A-3 については、生成 AI は既存の创作者の創作活動を妨げる作用はないと考えるため、対処は不要と考える。むしろ、生成 AI の普及により、作品のアイデアを持ちながら、技術が

不足しているために創作活動ができなかった者が創作活動を開始可能となるため、促進する作用があると考ええる。

B-1 については、A-2 への回答と同様に合意形成や AI 生成物であることの明示等の形で、データ提供者への損害が発生しないことを担保するような法整備が必要であると考ええる。

C-1 については、政府機関より著作権侵害とならないケースの公表を行うと共に、相談窓口の設置が求められると考ええる。

C-2 については、私自身案を思いついていない所ではあるが、著作物としての認定の基準となるため、新規に基準を設ける法整備が必要と考ええる。

以上の改善策の施行により、専らの課題点の解決が可能であるため、大幅な法改正は行わず、生成 AI に対する著作権の評価は概ね既存著作権法に基づき行うべきであると考ええる。

最後に国際的な生成 AI 技術面での日本の立ち位置について考える。

これまで著作権侵害を恐れて諸企業の開発や大規模なデータセットの構築を敬遠してきた背景もあり、日本は国際的に見て生成 AI 後進国と言わざるを得ない。

また、著作権法は実施地に基づいて各諸国の基準で施行されているものであるため、生成 AI への利用にいたずらに規制を掛けたとしても、サーバーのみを国外へ配置する日本企業や日本の著作物を学習に利用する著作権法の緩い国外企業からの影響を防ぐことはできない。よって、生成 AI の利用には過度な制限を加えずに既存の著作権法に基づき判断を行い、生成 AI 技術の発展を狙うことで国際的なシェアを一部でも奪還する。

その後、獲得したシェアを徐々により公平性の高い技術へ置換することで、最終的には国民が総じて合意できるような状況を作り出すという方針が最善手ではないかと私は考えている。

過度な規制により、日本が更なる生成 AI 後進国となり、他国からデータのみを利用されるような状況とならないことを祈っている。

●受付番号 185001345000005709

現在生成 AI と言われているものを利用しイラストレーターに多大な被害が出ている。集中的に一人のイラストを学習させ出力したものであたかもその人であると誤認させる SNS アカウントを作る「なりすまし」などが起きている。昔からイラストレーターへのアドバイスとして「好きな絵のいい所を真似する」というものがあるが、生成 AI が行っていることは真似ではなく盗んでいると表現した方がいいものばかりではないか。現在ある生成 AI は出力したイラストをビジネスとして使っており享受目的での学習に当たるのではないか。

現在の日本におけるイラスト・アニメなどの文化を守るためには既存の生成 AI への規制をしなければならないと感じる。

このままではイラストレーターを目指す若人がいなくなってしまう可能性もあるだろう。

●受付番号 185001345000005710

「2. 検討の前提として（2）AIと著作権の関係に関する従来の整理」に関して

法制度小委員会での議論では、著作権法第50条の著作人格権について触れておいないなど、AIと著作権の関係について議論が尽くされているとは到底言い難い。

そのような中で、生成AIによる生成物への著作権付与などを検討するのは、明らかに時期尚早である。

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」に関して

既に、「生成AIの学習元に海賊版や無断転載された画像が使用されている」「自身の作品を無断で用いて生み出されたLoRAモデルを配布される」「自身の著作物と瓜二つな作風のイラストが企業広告に使用され、自身が描いたイラストであるとの誤解を受ける」「生成AIによって生成されたイラストを用いたなりすまし行為などのいやがらせをうけ、クリエイターが活動を休止する」など、多数の問題が発生している。

クリエイター等権利者による懸念の声は現実のものとなっており、こういった問題に対処しないまま生成AIを推進し法律で保護するというのは、既存の著作物・知的財産及びその権利者を踏みにじる行為である。

そのため、現在利用されている生成AI及び、今後登場する生成AIについてはその開発や利用にクリエイターの権利を保護するための制約を設けるべきであると考ええる。

具体的には「生成AIによって出力された画像・音声・映像などについて、生成AIを用いたことの明記を義務付ける」「生成AIのいわゆる「無断学習」を規制すると共に、生成AI開発者は学習元となった画像・音声などを公開し、著作権者等からの要請があった場合には速やかに学習元から削除することを義務付ける」などである。

●受付番号 185001345000005711

各国の状況、国内の状況を見ても音声、画像生成 AI の使用を制限し、クリエイターを強く保護すべきだと考えます。

生成 AI はクリエイターの高品質な創作物がなければ生成できませんが一方でクリエイターの商業領域を奪います。

もし AI を推進する場合、一時的には成功に見えるかもしれませんが、長期的に見て文化、商業両方でデメリットでしかないと考えます。

また日本が独自に生成 AI を主導的に開発しておらず、各国でも制限が進んでいる状況で AI に制限がない場合、

各国で規制されている外国産 AI による生成行為を日本で行うという状況になり、国際的にもメリットが無いのではないのでしょうか。

その点を踏まえて生成 AI について規制を前提とした議論をしていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005712

自分は、幼いころからイラストを描くのが好きで、30歳になった現在もこの趣味を続けています。

ここ1年ですらAI技術の発展はめざましく、人間が加筆すれば、AIが生成したものとクリエイターが生成したものの区別はより一層難しくなっていくほどでしょう。

しかし、こうした発展には、無断で収集された著作物が貢献しています。この事実が、まるで無問題で、おおもとの著作者・クリエイターたちへの還元は一切不要という現状に大きな違和感を覚えています。

自分自身のイラストも、SNSなどで大きな反響を得た時には生成AIの学習対象として拾われているのだろうか、と趣味で描いている自分でさえやるせない想いになります。

ある個人のイラストを集中的に学習させ、特定の個人のイラストの絵柄を反映させたものが生成されている事実は、クリエイターの精神を非常に疲弊させる行いであります。

生成AIの技術は素晴らしいものですが、現状手放しで喜べる代物では無いということだけは確かです。今後は、生成AIによる行いがクリエイターに不利益を与えるものとして、法に訴えかけることが可能になればよいと考えます。

5（1）学習・開発段階

イ（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について

クリエイターの作風の模倣のみでは享受目的にあたらないとの見方があるが、実際にはクリエイターの作風は、そのみでその人物の作品であることを感得させ、商業的にもその個人独自の創作的価値を担保するものである。

生成 AI による作風の模倣は本人の作品であるとの誤認を生みやすく、すでに、特定のイラストレーターの画風を模倣した生成画像が広告に使用され誤認を招いている事例等がある。よって作風の模倣のみでも享受目的とみなしてよいと考えられる。

また、生成 AI により作風を模倣されることは、多大な労力をかけて作風を築き上げるクリエイターにとって深刻な心理的負担をもたらす恐れがある。SNS 等で模倣への忌避を訴えるクリエイターの声は大きく、人権侵害の点からこのことは強く留意すべきである。

人の手による作風の模倣などの学習行為は、習熟の困難さやあくまで一個人としての学習にとどまることから、クリエイター間の共生関係として成り立つと考えられる。

しかし、生成 AI による作風の模倣は、万人がそれを可能にすることで元クリエイターの創作的価値を損なう恐れが大きい。生成 AI 固有のこうした非対称な関係について慎重に検討すべきである。

5（1）学習・開発段階

エ（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

「特に、ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである。」との記述があるが、現行の生成 AI の多くがこれに準じているとは言えない。

生成 AI の学習に広く用いられているデータセットに、膨大な量の海賊版書籍が含まれていたという事例がある。また、機械学習研究のコミュニティ間でモデルやデータセットを共有するサイトにおいて、機械学習用の名目で漫画等の著作物がアップロードされている事例もある。

現状、生成 AI の学習には莫大な量のデータが必要とされていることから、まとまったデータの確保先として海賊版サイト等が都合よく利用されていることが類推される。

現行の主流生成 AI がそのような問題を抱えている以上、学習データの開示義務などの措置によって透明性を確保することが求められる。

5（2）生成・利用段階

オ～カ【侵害に対する措置について】

著作権侵害が生じた場合、権利者は個別に侵害の訴えを起こすことになるが、個別では対応が追いつかない問題がある。

生成 AI といわゆる人の手による制作との大きな差異として、生成 AI は誰でも容易かつ高速、大量に画像等を制作可能であるという点があげられる。クリエイター個人の作品を集中学習させた、いわゆる LoRA など Web 上で配布されているのが現状である。

制作物の流布の早さおよび Web に流通したデータは回収不可能であることを考慮すると、個々の侵害を判別し対応していくのではまったく追いつかず、対処は事実上不可能といっている。

よって、生成・利用段階ではなく、学習段階でなんらかの制限をかけることが権利保護のために必要と考えられる。これは、AI 生成による偽情報の拡散や、個人の外見の模倣いわゆるディープフェイクの流布といった、より重篤な被害を防ぐためにも必要である。

—————

・素案の各項目からは外れているが重要と考えられる点について

生成 AI においては、個人情報学習データとして使われるプライバシーの問題、個人の外見や声の模倣が生成されることによる被害、虚偽を拡散するディープフェイクの流布など、極めて重大な問題がすでに発生しており、これらを切り離して生成 AI の問題を考えることはできない。

本パブリックコメントは著作権に関するものではあるが、著作権法に基づいた法規制を検討する場合にも、上記の問題を放置または加担するような規定となる恐れがないか、念頭におくべきである。

今後、生成 AI の普及にともない、自身に関わる学習データがどのように扱われているかを知る権利が必要になると思われる。

5. 各論点について

「非享受目的」に該当する場合について

イ（ア）の非享受目的の根拠である、著作権法第30条の4の「次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」の項目で私が解釈したのが、「研究目的などで使用する場合は無断で著作物の利用が可能」という事になるのですが、生成AIによって作成されたものがインターネット上やSNSで公開され、利益（作成したイラストを使用した物の販売・インプレッションによる収入・感想、いいねなど）を得ている現状、それは研究目的外の利用（享受目的）になり、イラスト生成AI自体が最終的に出力した生成物での享受を目的として存在しているので、その根拠を理由に生成AIが著作物を無断で学習データとして取り込む事を非享受目的と考えるのはまず間違いではないかと思います。

イ（イ）「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為」についてですが、現在すでにこの行為によるクリエイターへの嫌がらせがSNS上で頻発しており、活動への影響が出ているクリエイターもいます。生成AIの悪意のある使用からクリエイターが身を守るすべがないので早急に法整備し規制される事を望みます。

（エ）「AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置を回避しクローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集することにより、AI学習のために当該データベースの著作物の複製等をする行為が法第30条の4による権利制限の対象とはならない。」について、生成AIの中に複製防止措置済みのデータがすり抜けて学習されている可能性が0ではない。はっきりとクリーンなデータしか使っていない事が証明できないのであれば現状、生成AIは権利制限の対象とはっきり言えないので法第30条の4に当てはまらないと考えます。

（2）生成・利用段階

（ア）・（イ）「AI利用者が、自らが知りえない環境で開発された生成AIを創作活動に使っている」という点ですが、まず、生成AIは0から何も生み出すことができないので、著作物に似た画風の物（ファンが原作者の画風に寄っていると判断できるレベル）が出力されているならば奇跡的な偶然で出力されたとは考えられない。無断で学習データとして使用されている可能性が極めて高い。というのは周知の事実であり、原作者の許可なく収集されたデータを使っている事は使用者は確実に認識して使用しているので著作権侵害の刑事罰の対象にあたると考えます。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

(4)「AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ること、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながる事」について

日本は資源の少ない国なのでクリエイティブな部分で世界に売って行こうという姿勢が国の指針として見られますが、生成 AI での文化の発展は見込めない（生成 AI 自体があるものを模倣してでしか何も作成できないため）ので、海賊版に近い技術を保護するよりも、人間のクリエイターを保護すべきだと思います。安価で大量に瞬時に作成できるパッと見て綺麗な生成物が溢れる世の中になってしまうと、今後クリエイターを目指す若者の気力も希望も潰されてしまう事が懸念されます。人間がイラストを作成するには数時間、数日、数か月、数年かかるのですが、時間をかけて自分の描いたものが手軽に生成 AI データに取り込まれ万人受けするイラストとして自分とは別の人間が発表していたとしたら、自分のやっていることは無駄なことなのか？と筆を折る事もあるのではないかと、自らもイラストを描く立場として容易に想像できます。私がもし同じ事をされれば、平常な精神ではいられないと思いますし、現状被害にあって創作活動を休止、SNS での作品の発表等を控えている方が SNS 上にいますので私の感じる限りでは創作活動の委縮はもう始まっています。

<AI 利用者の懸念>

(1) AI 生成物の生成・利用により意図せず著作権を侵害してしまうのではないか
現状、意図していても、意図せず。というワードを使って言い逃れできるので、生成 AI 利用時に利用規則として生成物の享受目的での使用は著作権を侵害する可能性がある、著作権侵害が発生した場合は刑事罰の対象になる事について合意させるべきだと思います。

以上です。拙い文章ですがご参考にして頂ければ幸いです。

よろしくお願い致します。

生成 AI は規制するべきです。

・生成 AI は多量の電力と冷却水を必要としているため、環境負荷を増大させエネルギー問題に拍車をかけている。この問題が生成 AI の発展と共に際限無く悪化し続けるのは想像に難くありません。

・詐欺やディープフェイク、成りすましを容易に行え、あらゆるデータの真偽が不明になり証拠として機能しなくなる。現状でも悪意ある者にとって魔法のツールになっています。

・クリエイターの作風や画風といった技術は個性であり「企業秘密」や「秘伝のレシピ」のような知財でもある。生成 AI はそれを容易に盗み、あまりにも手軽に早く出力できてしまう。クリエイター個人の価値を貶める事にとどまらず、作品の乱造によって多くの市場は飽和し、あらゆる価値が暴落し得る。

・現在進行形で技術を研鑽した人間は問答無用で搾取され、生成 AI を使う側が一方的に利益を掠め取り、法を超越した存在かのように横暴に振舞っています。

・企業はコストカットと安易なマーケティングにかまけるようになり、中身のない誇大広告や詐欺広告を乱発し利益を独占する企業と、生成 AI に取って代わられたクリエイター、プログラマー、デザイナー等々の失業者で溢れる社会になるでしょう。

生成 AI は嫌がらせ利用に特化しています。そして生成 AI 利用者が悪意を以て他者や社会に害を及ぼす事例が増えてきています。

クリエイターの個性をそっくりに模倣し、なりすまし等による営業妨害、収益化や販売を行ったり、「お前の作風は学習したからさっさと廃業しろ」等の暴言を繰り返し、殺害予告を送り付けたりして排除しようとしています。そして排除したクリエイターになりかわり乗っ取ろうとする等の行為が現実として起こっています。

海外では一般人の少女や女優等をヌードにしたコラージュが生成 AI によって作られ、ショックのあまり被害者少女が自ら命を絶った事例もあります。著名人の音声を学習し、あたかも著名人が不適切な言動を行ったかのように捏造し拡散されています。災害や戦争のディープフェイク映像も簡単に製造されています。

インターネット上では存在しない商品やサービスの詐欺広告がかつてない程に増殖しています。乱造された嘘の情報の溢れ、正しい情報は非常に見つけにくい状態になってきています。

これだけでもごく一部の出来事です。現実にはこれだけ生成 AI を用いた悪逆非道が行われているながら、法が追い付いていないことを良いことに生成 AI 利用者達は「合法だ」と好き勝手に振舞っています。これらが「享受目的ではない」なんてことがまかり通っているのは間違っている。被害者は皆泣き寝入り状態です。

素案 5. 各論点について

(1) 学習・開発段階 .

素案 24 頁 6 行目に「海賊版により我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大であり…」とありますが、それを加速させ、過去に類を見ない程に被害を拡大させているのはほかでもない、生成 AI 技術です。

生成 AI は文化と価値と信用を破壊するツールです。各生成 AI 会社の CEO も、「イラストやデザインの仕事は退屈だ。クリエイターは道具だ」「クリエイターに報酬を払わない世の中が理想」「低収入の作家は無料にして社会貢献した方が良い」「人のことなどどうでもいい」と悪意を以て生成 AI を開発しています。必ず取り返しのつかない大きな社会問題に発展し得ます。

一刻も早く規制すべきです。

●受付番号 185001345000005716

意見したい内容は以下の部分です。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

(イ) 議論の背景

著作権法第 30 条の 4 は国内開発における AI 開発を加速推進させるために制定されたものとうかがいます。

ですが現在はどうでしょうか。その条項によって作られた、日本が国外に誇れる AI は果たして作れたのでしょうか？

現状はむしろ逆でこの条項を誤解、曲解して生成 AI という海賊ツールを推進したがる泥棒気質な人間がはびこる多大な要因になっています。

結果論ですが、はっきり言ってそもそもこの条項は大失敗という他ありません。

生成 AI というネット上における、どの核爆弾よりも破壊力を持つイレギュラー的な爆弾が出現した以上、むりやり既存の法で解釈するのではなく新たにこれを規制するよう文化庁は動くべきではないでしょうか。

もちろん生成 AI は【爆弾】である以上、一般人も使えるような規定云々という平和ボケした甘さは必要ありません。

せめて研究機関のみが扱えるよう規制するべきです。

●受付番号 185001345000005717

人間の手で作ったものこそ芸術であり、AI が進出すれば文化は破壊されます

●受付番号 185001345000005718

当人はゲーム系クリエイターでイラスト等も制作しております。

現状、生成 AI 画像は溢れて市場も圧迫している状況であり、判を押したような商品を溢れさせる原因にもなっていますが、そこは大きな問題点とは思ってはいません。

AI の登場によって若いクリエイターたちは自ら制作する意欲を失われて縮小化する部分もあるのですが、それは AI というものができてしまったからにはもう避けることはできない部分でしょう。これからは海外クリエイターもまた AI を利用して市場に進出してくる時代であり、うまく AI と付き合っていく必要を感じます。

守るべきはクリエイターが制作した著作権や生成物であり、個人的にタブーであるのはそれをコピーして販売するような「制作物ロンダリング」のような行為だと考えます。

これまでの著作権法を強化するような、柔軟な判断か法整備が必要になると思います。

先日、とあるクリエイターが脅迫され、生成 AI を使って本人への成り変わり被害があったと聞きました。こういう事態は現行の法律でも取り締まらねばならないと思います。しかし、現状、生成 AI を通すことで曖昧な事件になってしまっています。

自分の考えをまとめますと、

●生成 AI は自由に利用はできるが、その生成した素材には著作権は認められない(たとえツールの企業が認めてもツールそのものの著作物として扱う)

つまり、フリー素材と同等の権利とするわけです。それなら企業も自由に扱えるし、他者のコピーを作っても権利は主張できません。(販売は止められませんが)

●特定個人の絵柄のみを学習させる行為は禁止。

●権利的に怪しい素材が使われている現行の生成 AI はそのことを正式に公表すること。

販売の権利というのはそれぞれの販売業者やサービスが各々判断していけば良いものなので、不利だと思えば分類わけなどをしてクリエイターを守ればよいと信じています。

絵が描けない人も、ボイスコンテンツなどで生成 AI を利用する場面もあり、そういった素材的な利用まで禁止する必要はないのかなと思います。

最近は過激派がいるので名前は控えます

反社が生成 AI をシノギにしているという話もあり、普通に脅迫の危険があるような状況であることを留意してください

●受付番号 185001345000005719

- ・個人
- ・意見内容

4. 関係者からの様々な懸念の声について

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞

3 について、新しい技術によって既得権が新興勢力に分譲されていくことは AI と創作以外の分野でも歴史的に数多く起きてきた。

計算能力は計算機に奪われたし、インターネット、SNS によっても情報の価値は大きく変化したし、古い技術しか持たない人間は職を失うこともあった。

また、クリエイターの価値は必ずしもそのアウトプットそのものだけではない。作風を学習されるような高名なクリエイターであればその人が作成したものということ自体が価値を持ってもいる。

AI による量産品にクリエイターの価値は必ずしも棄損され尽くすようなものではないし、AI によってクリエイターの価値が奪われるようなことがあるとすれば、それはそのような契約に問題があるのではないか。

AI と著作権の枠組みでクリエイターの権利を守るのではなく、契約による不当な搾取からクリエイターを守る枠組みの方が本質的なのではないか。

4 について、新しい技術は新しい価値をこれまでも生んできた。

AI によって既存の技術の一部が省力化されることにより、クリエイターは他の部分に力を入れることも出来るようになる。

AI によって創作の幅が狭くなるという予想はこれまでクリエイターが歩んできた歴史やこれからのクリエイターに対する愚弄のようにすら感じる。

全体的に既存のクリエイターがこれまでと全く同じやり方で上手くやるために未来のクリエイターの権利を搾取するような言説が多く、技術による価値の革新という側面を無視し過ぎていると思われる。

1、5 について、そのような学習の是非以上にそのような学習を実効的に取り締まることが出来るのかという問題が少なくとも素案においては軽視されている。

仮に日本が禁止したとして、他国で作成されたモデルにどのような禁止制限を行うことが出来なければ、みすみす日本が誇る創作物の学習成果を他国に奪われる結果になる。

法整備の結果、日本のクリエイターの権利が日本以外の国家によってのみ奪われるという結果になるのが最悪の結果であり、それを避けるための議論は尽くすべきだと考えられる。

＜AI 利用者の懸念＞

基本的には現行法で著作権法に違反するような生成物であれば違法という方向性は的を射ていると思われる。

一方で、著作権法違反が親告罪であるため、グレーゾーンではあるが訴訟に発展していない文化が AI を介することによる心証の悪さで訴訟に発展することが考えられる。

現在慣習的に認められているグレーゾーンに対してガイドラインを設定、周知するなどの必要性はあるのではないか。

また、3 の話は著作権法としてどう扱うべきかという問題と無関係な懸念だと思われる。ガイドライン、啓蒙の観点で議論の俎上に上げることは重要だと思われるが、著作権に関する話として 1、2、4 と同じ粒度の項目で記載されていることには大きな違和感がある。

●受付番号 185001345000005720

AI Act (AI 規制法)が EU で締結されました。イギリス、アメリカ、韓国も続くようですが日本は遅れをとっていいのでしょうか。

優秀な人材が流出する原因になりかねません。

日本企業がどこかから賠償金などふっかけられたりするかもしれません。

足並み揃えたほうが無難だと思います。

●受付番号 185001345000005721

イラストレーターをしています。

画像生成 AI が出てきてから、絵描きへの嫌がらせでの使用が増えています。

いくつか体感した問題をあげさせていただきます。

- ・その人固有の絵柄で、あえて避けている表現をされる。(R18、暴力、政治的主張)
- ・利益目的ではなく妨害行為のため、同じ絵柄を大量に生産され、絵柄に飽きさせられる。
- ・学習は合法という主張のもと、学習元のイラストレーターは無限にコピー品を出力され続け、それに対し何の対策もしようがない。

現在今まで描き続けてきたイラストレーターは、絵を公開しない以外の対策をなにも打つことができず、生成 AI 利用者から自分の作品を守るすべがありません。

この暗い現状が改善されることを望みます。

●受付番号 185001345000005722

「5.各論点について (1) 学習・開発段階」

26 ページ、カ

私は漫画家・同人作家なのですが、イラスト系の分野での生成 AI 利用に関する意見です。

「著作権の侵害が生じた際に、学習用データセットからの除去の請求ができる」とのことでしたが、法整備ができていない現行の生成 AI は学習元の許諾を得てデータの学習を行なっているとは考えられず、そもそも「すべてが著作権侵害」となると思います。

健全な創作活動や商業活動を行うために、現行の生成 AI の利用は禁止をしてほしいです。AI 利用は学習元となる絵やクリエイターの著作権関連をクリアにしないでからでないと、許可なしに学習元にされるクリエイター側にリスクがあり、イラスト系の業界やアマチュアの創作活動に悪影響しか及ぼさないと思います。

● 現行の AI によって出力されたものはすべて既存イラストの盗用・模倣であり、現行の AI を使用するかぎり著作権の抵触は逃れられず、著作権者の権利を侵害すると考えます。

○XでAIの盗作被害に遭われた方の投稿です。AIでなくとも今までも「トレース」や「パクリ」はありましたが、絵を描く技術がなくても安易に精度の高い模倣ができてしまうため、こういった被害が起こりやすい印象があります。

○商業作品の盗用例です。キャラクター名を入力しただけでこの精度の模倣絵が出るということは、「無断で商用キャラクターを学習元として取り込んでいる」ということを示しています。

以上、現行の生成 AI では学習元との著作権関係の問題をクリアにできるとは思えませんので、一日利用を規制するべきです。

法を整え、一度学習数を 0 にしてからでないと学習元になりうる著作者の利益や精神的安全を守ることができないと考えます。

[illegible]

●)、国を跨いで模倣品が造られたり、最悪自分の全く知らないところで模倣品の創造や「なりすまし」作品が生成されている可能性だってあります。(「なりすまし」をされた「●」氏の例： ●)

氏本人のアカウントリンク： ██████████)

「著作権の侵害が生じた際に、学習用データセットからの除去の請求ができる」としても、「生成 AI に自分の作品などの知的財産が学習元にされているのか、生成 AI 不利益をこうむっているかどうか注意を払う」「もし被害を受けていることが発覚したら、自分の創作活動を継続する傍ら生成 AI での被害を告発しなければいけない」ということ自体がクリエイターの活動にとって負担にしかありません。しかも気が付かなければそのまま、ということにもなります。

「すべてが著作権侵害」の現行の生成 AI は創作活動に対して不利益が大きすぎます。利用は規制すべきだと思います。

●受付番号 185001345000005723

「著作者は自身の著作物を許可しない用途で勝手に利用される事を拒否する権利があり、著作権法はそれを保護する義務がある」というのが私の根本的な考え方です。

商品を販売する者は、その販売する相手を選別する権利がある。それと同様に、作品を公開する者も、作品を閲覧する相手を選別する権利があって当然ではないでしょうか。

であるならば、人間による娯楽目的での閲覧のみを許可し、機械による AI 利用目的での閲覧を不許可とする権利も当然あるはずであり、それは著作権法によって保護されるべきものではないでしょうか。

であれば、他人の画像を無許可で AI に利用する行為は著作権法的に全面 NG であると考えるのが当然だと言えると私は考えます。(完全な個人利用の範囲内であれば話は異なりますが。)

●受付番号 185001345000005724

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

上記項目について意見をさせていただきます。

令和6(2024)年2月の時点で他人の作品をAIに学習させて絵として生成し、かつその他人に成りすまして絵を投稿したり、挙句は自殺するように促す様なポストをする人物をX(旧Twitter)で見ました。

生成過程がどうあれ、他人の作品を学習して出来た生成物が似ている時点で元の製作者にとっては贋作となり、本当の作品を心待ちにしている方に対して詐欺行為でしかありません。

新しい技術なのは私としても認める所ではありますが、贋作を無尽蔵に作られる状況となってしまうのは、創作する人の意思を挫く原因ともなり得、また消費者としても全く望むものではありません。現状の法律が対応しきれていない抜け穴となっているのであれば、今後も同じ問題が発生すると思います。

生成AIに対して技術的な所を深く理解している訳ではありませんが、創作物は出来たものが全てです。それが贋作として精巧であればあるほど元の創作者が不利益を被り、またそのデータベースに元の創作者の作品が土台になっているのであれば贋作製造が目的なのは明確です。

現段階で望むのは、生成AIによる学習を拒否している方の作品がデータに含まれていた場合、法律違反になるような仕組みが必要かと思います。

●受付番号 185001345000005725

4. 関係者からの様々な懸念の声について

＜AI 利用者の懸念＞へのコメント。

問題となっている Stable Diffusion や midjourney や Microsoft の Bing Image Creator 等の生成 AI は、学習元が無断転載サイトや海賊版サイトを含めた各種ウェブサイトからのスクレイピング行為で収集されており、世界中で無断学習問題が取り沙汰されている。

海外では訴訟が勃発しており、コミック作家・イラストレーター・大手フォトストック会社などが生成 AI を開発した企業に対して裁判が起こされている。

また、海外ではスクレイピング行為で収集したデータセットを用いて作られた生成 AI 全般をクリエイター搾取ツールとみなされており、生成 AI によって生成された画像や音楽等をネット上で作品として上げた時点で今までの信用を失ってしまう。

現状では使用を中止する以外に方法は無い。

私も生成 AI を使用した事あるが、倫理上の問題に加え、どんどん画像が出力される生成 AI を使い続けることによる中毒状態で精神がやられそうになったため、昨年 1 月に使用を中止した。

どうしても利用したい場合は、世界中のウェブサイトからスクレイピング行為で収集したデータセットを元にした生成 AI モデルとイラスト作者及び肖像権本人に無断で作られた強化学習 LoRA をを完全に破棄を行い、

作者の同意を得た完全オプトイン方式でなおかつ、学習元が完全に公開されたガラスボックス方式が望ましく、学習元に著作権を含んだ無断転載データやスクレイピング行為で無差別に集めたデータセットを元にした AI 生成データが入り込まないようにしなければいけない。

●受付番号 185001345000005726

《4. 関係者からの様々な懸念の声について》部分について

既にインターネットでは SNS を中心に、生成 AI ユーザーによるクリエイターへの嫌がらせ行為が多数発生しており、それに係る深刻な苦痛から創作活動の休止に追い込まれる例も出てきています。

未来のクリエイターの芽を摘む、我が国の芸術文化衰退を招きかねない事態が既に発生しています。

著作権ならびに著作者人格権の侵害、あるいは誹謗中傷にあたる事例として、柔軟かつ断固とした対応が取れる体制の構築を大至急進めていただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005727

AI 生成については、公共物(インターネット含む不特定多数の目に触れる場所)への提供について仕様生成 AI の指定、および指定生成 AI の素材に対する著作権からの完全許諾化をしない限り、市民からの支持を得るのは難しい状況になりつつあります。現在、インターネット中心に活動するクリエイターを相手に、一部 AI 過激推進派によるアカウント乗っ取りや、絵を AI に利用することに対するクリエイター側の抗議への過剰な侮辱行為など、トラブルは後を経ちません。それに対する一般的 SNS 使用者からの反発が強まりつつあり、その人が SNS を使用していない知り合いに AI の悪質さを解くなど、AI 反対派が(偏った認識を持つ人も含め)かなり増えています。先日も「XXXXXXXXXX」さんという有名クリエイターの方が一部の AI 過激推進派の活動により活動休止に追い込まれたこともあり、これからますます生成 AI に対する反発は強まりつつあると思われます。この状態では、生成 AI の有用さを訴えてもクリエイター潰しなどの生成 AI の負の側面が強く印象づけられてしまう市民側との溝が強まるだけであり、生成 AI の活用どころではありません。そういったものへの対策も含め、早急にクリエイター優位(クリエイターの意見を取り入れた生成 AI への規制法)を成立させるべきと思います。そもそも、インターネットのクリエイターは「絵の無断転載・転用はしないのが常識」となっており、生成 AI 側が(特定の目的ありの場合を含め)著作権側のクリエイターの意思確認をせずに利用を進められてしまう現状とは全く噛み合っていません。その齟齬によりトラブルを引き起こしている面もありますので、生成 AI 使用前に必ず創作物の著作権者の許諾が必要なシステムにするよう生成 AI 側に義務付けるなど、クリエイター側の保護を第一とした制度の整備をお願い致します。日本が以前推し進めていたクールジャパンというのは、岸田総理の肖像などを無断転用した悪質なフェイクニュースと同等のものを許すことではないはずです。ぜひその点について、今一度真剣な取り組みをお願い致します。

●受付番号 185001345000005728

5. 各論点について

の(1)「イ」の項目において、少量の著作物から情報を得て、それに強く影響を受けた生成物を利用するのは享受目的が併存する、という記述がありますが、まさしくそうで、大量のデータを収集して、誰から吸ったものなのかがはっきりとしないようにして、AI がオリジナルで作った作品といえるようなものが作れるようになってから、生成 AI は世の中に出てくるべきであると感じました。

しかし、個人が自由に生成 AI を使えるようになってしまうと、人が描いた作品に対して AI が描いたものだといちゃもんをつけられる、などの問題は消えないままです。

好きな絵師さんがこれのせいで筆を折ってしまったらとても悲しいです。

そこで、生成 AI は、企業の特定の人物しか使えない、などの規制をより強くかけていただきたいです。

●受付番号 185001345000005729

現状として、多くの絵描き達が自分の作品を第三者に勝手に利用され、自分の作品の類似作品を量産され、営利的被害、精神的被害を被っております。

これは、手段の是非はどうあれ、本来著作権が保護すべきものが侵略されている状況そのものではないでしょうか。

この現状を放置し、多くの絵描きを見捨てる事は、一人の人間として看過できませんし、そういう文化と愛するものとしても許す事は出来ません。

現状を放置すれば、確実に日本の創作文化は廃れてしまう事でしょう。

当然です。どれだけ頑張ってもどうせすぐに真似をされてしまう状況で、いったい誰が好き好んで自らの身を削って努力を捧げる事でしょうか。

いま発生しているこの現状は、何としても法規制によって改善しなければならない状況にまで来ています。AI を根絶せよとは言いませんが、少なくとも真に努力した者こそが報われるルール作りをしてください。お願いします。

●受付番号 185001345000005730

私はクリエイターではありませんが、クリエイターが被害を受け続けている今の生成 AI に反対します。

私の友人にはイラストで生計を立てている方が居るのですが、生成 AI の規制がなければ筆を折ってしまう可能性があります。

AI を使った嫌がらせによって色んなクリエイターがとても苦しんでおり、筆を折るだけではなく命を絶つ事までを考えさせてしまう程の事態まで実際に起こっています。

もしもそうってしまったら私は友人の素敵なイラストが見られなくなってしまうので、それは絶対に嫌です。

勿論、友人に限らず好きなクリエイターの作品が見れなくなってしまうのも嫌です。

コンテンツの価値が生成 AI により急激に落ちる事が予想できるので規制をよろしく願います。

お金稼ぎの為に違法なツールで他人の努力を盗み、踏み荒らす様な行為は普通に考えれば良くない事だと誰でも分かるものだと思います。

生成 AI を運用するのであれば今のままでは法律による規制があまりにも不十分だと思うので、現状の生成 AI は一先ず規制して。

他人の著作物を学習させてない完全にクリーンな生成 AI を作ってみるのは如何でしょうか？(現状盗作だらけかつ児童ポルノまで混入されているので)

海外に勝ちたいとか思ってるのかも知れませんが、既に AI の面でも負けているので他の国にならって、生成 AI の規制を進めるのが妥当だと思います。(そもそもベルヌ条約違反では？)

そもそも生成 AI は海外の人からの風当たりがかなり強く、日本が作ったコンテンツに生成 AI が使われていけば海外では批判まみれになり日本のコンテンツ力は失われるでしょう。

さんですら生成 AI を使ったことにより海外では相当炎上していましたし、炎上が起きる少し前にワンピースのアニメを 1 から作り直して放送すると言う発表がありましたが、ワンピース公式 SNS 周りの方が生成 AI を使っていることを受けて新作アニメも生成 AI で作られているんじゃないかと懸念されています。

海外だけに限らず日本人も生成 AI による問題を危惧している方は沢山いるので(世論調査では生成 AI を規制するべきという声が 9 割を占めていました)どこにも売れないような盗作かつ倫理観 0 のコンテンツに勝機を見出そうとするのはやめて頂きたいです。

他にはディープフェイクによる被害などが今後沢山出てくるでしょう。

現状ですら素人では分からないような自分の顔を著名な方の顔にすり替えるフィルターの様な物や、災害時に偽の被災地画像を生成し SNS で救助を求める悪質な利用方法を行い、本来助けられるべき命が後回しにされるなどの被害も既に出ています。

顔だけでなく声も学習できてしまうので、Hugging face というサイトで「声優の声を無断で 449 キャラ、36 万音声ファイル、合計 581 時間、343GB ゲームからぶっこぬき、ばら撒いて声優のコピーを作ろうとしている動きがある」のですが、これはデータ元と競合する生成 AI 開発なので、不当な権利の侵害行為に該当するのではないのでしょうか？（勿論、この問題以外にも同じようなイラストの無断学習の問題もありますが）

音声生成 AI による詐欺行為も間違いなく今後多発すると思うのですが、それに対処する策はあるのでしょうか？

目先の技術に釣られて未来を蔑ろにしているのはどうかと思います。

どこへ行ってもどこを見ても同じような違法ツールで作成されて粗製濫造なコンテンツで溢れていて、人は自分のアイデンティティを失い生きる意味を見失うことになる方もいらっしゃると思います。（僕の友人もそれに該当します）

作曲家、作家、声優、イラストレーター、俳優さんなどの努力を奪うのをやめてください。他人へのリスペクトを持ちましょう。文化を守ってください。あと議論の場に被害を受けられている当事者を呼んでください、あまりにも人選が偏りすぎていて、そもそもこちらの声を聞こうとしているように思えません。

今のところの生成 AI は悪用され放題で良い未来が想像できないので(雇用問題なども含まれる)規制されることを強く望みます。

●受付番号 185001345000005731

個人

技術の進歩には犠牲が付き物であり、総人口の 1%にも満たないクリエイター及び関連職種が淘汰される時代になった。

生成 AI 及び AI が既に大多数の人間の能力を上回る今、感情を無視してでも技術推進をするべきと思う。

勿論この意見を提出している本人及び、意見を受け取る職員も含め、全ての人類の処理能力を遥かに凌駕する AI が現実的に存在している今、悩む事なく AI の推進をして欲しい。

また、日本製の AI を登場させる事は文化維持の観点から必須であると考えている。

現状の生成 AI 及び AI は主に米国の思想、もしくは中国の思想に強く影響を受けている物が多い。

言うなれば、文化侵略の様な戦争は既に始まっている物であり、国産 AI を推進する事は国防にも繋がる大事な戦略であると切に考えている。

●受付番号 185001345000005732

昨今、SNS 等で生成 AI を使用した特定のイラストレーターを攻撃する行為が毎日見られます。

特定のイラストレーターの絵を集中的に学習させて同様の絵柄の絵を際限なく生成させて、イラストレーターの尊厳・利益を不当に侵害する行為が横行していて、イラストレーターが SNS 等で注意すると AI 推進派の第三者や本人から殺害予告や嫌がらせ行為が続き、イラストレーターが SNS 引退に追い込まれる事態が多いです。

つい先日、原作を無視したドラマが放映され[REDACTED]さんが自死された件も、日本でクリエイターの意志・権利が軽んじられる事が増えていると思います。

生成 AI は画像だけでなく声優・俳優さんにも問題が広がっていて、人気声優の声を学習させたモデルが公開されている事もあり様々な協会が声明を出しています。

AI 推進派の言い分は、「人間が絵を見て学ぶ事と変わらない」「インターネットの画像を学習させるのは合法だから問題ない」と自己を正当化する意見が目立ちます。

学習させるのは合法ですが、AI を使って攻撃するのはネット犯罪と同等だと考えています。海外ではハリウッド俳優たちが AI 使用に対してストライキを起こしたり、政府も規制する方針で話が進んでいるのを耳にします。

クリエイター大国の日本でクリエイターを守らないとかなり問題です。

日本も「諸外国と足並みをそろえた」規制が必要だと思います。

●受付番号 185001345000005733

生成 AI の技術自体は素晴らしいものであると思う。一方で、その学習に使われている著作物について制限がないのは改善すべき。具体的には生成 AI の学習元となる著作物の権利を持っている者に対して何かしらの対価が入る仕組みを作る、生成 AI で出力したものにはそれと判断できる印等を付けることを義務化すると良いと思う。まず報酬について。1 つ目の案は、生成 AI に入力する際に著作者の情報も併せて入力しなければならず、またそのタイミングで使用料も払うことでようやく学習できる仕組み。もう 1 つは生成 AI 自体を使用回数あるいは使用期間による有料のものにする。売上はは著作者に渡るような仕組みにする。次に印等の義務について。これは出力されたものにロゴを入れる、データにそうと判断できる文字列等を入れるなどはどうか。

●受付番号 185001345000005734

□生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

・また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる

こちらについて、商用使用する場合はどこを修正したか明記し差分などで証拠を保持して欲しいと思います

●受付番号 185001345000005735

先日、無許可でイラストを学習されたイラストレーターが廃業に追い込まれました。
画風を学んだ AI イラストを利用して成りすまし行為まで行い、その方が積み重ね来た努力や時間を一瞬で奪ったのです。

AI 生成には無限の可能性があることは理解しています。

ですが、現在イラストを描くことを生業にしている方々、また将来そういう道を選ぶ選択肢を奪いかねない現法は認め難いものです。

AI 生成自体が盗作の塊という意見もあります。

そして今回の件のように、AI 生成を利用して悪意ある行いをする事に法的に厳罰を与えべきだと思います。

どうぞご一考ください。

●受付番号 185001345000005736

5. 各論点についてのエ(イ)の「アイデアが類似するにとどまるものが大量に生成されることについて」では、アイデアや作風が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が見られないものについては著作権侵害とはならないと書かれていますが、現在すでに生成 AI で明らかに特定のクリエイターを模倣したとわかるようなものが拡散されたり、有償で扱われたりしているように思われます。またあるクリエイターの絵柄を学習し、その絵柄を模倣して特定のコンテンツの規約に抵触するイラストなど本人の意思に反するものを悪意を持って生成し、拡散することで嫌がらせに用いるなど、現行の著作権法で取り締まれない「絵柄」によって生成 AI に関するトラブルは増え続けており、生成 AI に対する強い取り締まりが必要であると考えます。生成 AI を推進しながら、作者の意向に反して絵柄を学習されたものだけを規制したり、取り締まったりするには、現状そのようにして同意なく学習されてしまった情報はあまりにも多く、対処しきれるものではないと考えます。生成 AI の権利が広く認められてしまうことによって、法律で対処しきれない範囲で被害を被ることになるであろうクリエイターは今後どんどん増え続けていくであろうと思います。どうか生成 AI から日本の素晴らしいクリエイターの権利を守ってくれるようよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005737

(1)『法第 30 条の 4 の対象となる利用行為』について。生成 AI を法第 30 条の 4 の対象に含むのは困難だと思う。著作権者の権利を守ることと、著作物の円滑な利用のバランスが崩壊すると思う。消費者は対価（時間・金銭など）を支払って著作物を享受し、著作権者には正当な報酬を受けるという関係は大事が成り立っている。しかし、生成 AI は著作権者に報酬を払わず、一方的に、無断で、多量の著作物を『学習』の名のもとに取り込んで使用しているように思える。特に、一個人の著作物を集中して学習させれば、学習データとして使用された著作権者にとっては利益を害された状況になると考えられる。このような懸念もあるので、生成 AI の学習は『法第 30 条の 4 の対象となる利用行為』の対象として正当化することに疑問が生じる。

(2)『著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている』という懸念は無下にしてはいけない論点だと思う。生成 AI に無断で使用されたために著作権者に精神的、身体的な被害が生じてしまったら、得られるはずだった利益を奪われてしまったらどのように対応するのか、そもそもそのような被害が生まれないようにするにはどうすれば良いのか、を詳細に決めないといけないと思う。すでに SNS では生成 AI による無断学習のせいで被害を受けたクリエイターの方もいると聞く。

(3)著作権者が自身の著作物を守れるように、生成 AI の悪質な使用による被害を防ぐためにも、生成 AI に応じた新たな論理的で詳細な法整備は必要だと思う。

●受付番号 185001345000005738

生成 AI で自分の生成物を勝手に AI に利用されている方を守る方法をかくりつしていただきたくおもいます。

●受付番号 185001345000005739

・生成 AI 出力物の著作権について

現行の生成 AI は大量の許可の無い著作物を「搾取」した形で成立している。
CSAM が含まれている。

容易に著作物が出力されるが、使用者及び開発側の責任が伴っていない。
全ての知財を把握可能なシステムなど有り得無いので問題解決不能である。
商標登録で発生したような問題のより醜悪な事態が起こると懸念される。
以上の観点から生成 AI に著作権を与えること等あってはならないと考える。

・生成 AI の学習について

既に市場競合しており、本来の知財所有者の権利利益が損なわれている。
無断で学習することを禁止すべきである。
無断学習をした生成 AI は白紙撤回すべきである。

・健全な市場について

生成 AI の使用者と開発側にしか利益が発生せず、本来権利を持っている一次創作者とも言える人たちの利益が不当に「搾取」されており「学習」の回避や拒否権すら無いのは公正とは程遠い。

生成 AI を市場に参入させるべきでは無い。

・学習データがクリーンなものになった際の懸念

出力物の精度が一定レベルを超えた時にデータのクリーンさに関わらず起こる問題は変わらないと予想される。

生成 AI が齎すのは「大量の失業者」と「生成 AI の開発側のみが利益を得る」といった健全な経済とはかけ離れた世界だと思われる。

極めて慎重に使い所を模索すべきである。

・生成 AI の活用について

この技術は「虚偽を見極める為に」も開発自体は進めるべきと考えるが、一般化すべきものでは無い。

国で管理する際にも透明性あるいは不当行為が不可能なシステム下での推進が不可欠である。

各国との技術競争等を考えれば「国の防衛」の観点から税金投入も領けるが、一般に普及し市場に利用可能とすべきものでは無い。

・大量の水と電気が必要なことへの懸念

・真に生成 AI を広く普及活用する為には

現行の搾取的「学習」した生成 AI の白紙化

全ての学習データの開示義務

生成 AI を使用したことを偽れないシステムの構築

現在までの生成 AI による被害状況を鑑みるに使用者の情報登録及び使用履歴の明示
やり逃げのような益を使用者及び開発側に出さないような罰則を設けることが必須である。

・絵や写真、音声動画における真贋不明となることで起きる問題

ディープフェイク、詐欺、真偽不明なことを基にした世論生成。

裁判における証拠能力の低下。

生成 AI を通すことで知財が悪用利用され本来の著作物等の価値の著しい低下。

全体の収益低下と富の一極集中化。

粗製乱造の結果、ネット上にも虚偽の情報が溢れ有益な情報が汚染、埋もれる問題。

虚偽や詐欺、乗っ取り、成りすまし等犯罪へのハードルの著しい低下。

災害時や有事の際のディープフェイクと人的被害の懸念。

イラストの「手描き偽装」を容易にし真贋不明の状況の状態化。

またこのような問題の現行法での救済が不可能な問題の常態化。

・終わりに

生成 AI の推進派多数で議会が進められていることに不安を覚える。

世界的に見ても著作権肖像権の剥奪、ロンダリングシステムであることは明白であり、引いては人権問題であるこの問題に対峙もせず、また、多くのイラストレーター等が被害を訴えている状況を封じ込めようとする議員すら確認できており不安と将来への見通しの暗さを覚える。

多くのクリエイターが訴えているのは「盗むな」ということであり「学習」といった言葉でごまかしているが、生成 AI はつまり学習元となるデータセットが無ければ何も生み出せないものである。

であるのにも関わらず無断学習が可能な状態は、本来の知財の所有者から見れば「搾取」されているに他ならない。

そこに確かに価値を見出し、利益の元としているにも関わらず対価を払わないのは「搾取」であると言えるだろう。

また、絵柄に著作権が無いことは文化発展の為に理解するところだが、生成 AI に絵柄を奪われた人からすれば、長年かけた研鑽を盗まれ乗っ取られる構造となり、これは種子等が第三者に盗まれ生産され続ける問題に近い。

更には、広範に盗むことで元を辿れなければ良しとする「一人を殺したなら殺人犯。大量に殺せば英雄」のような価値観が生成 AI 推進者に見える所も不安であり、許されるべきものではない。

日本は世界的に見ても「勤勉さや誠実さ」が評価されてきたものと誇れる所であるが、ことこの生成 AI においてはこれを推進することで

真面目に努力創造をしてきた者が泣き寝入りせざるを得ない「真面目な者が馬鹿を見る」ような構造を推進していることに不信感がある。

また、この真面目な者が馬鹿を見ることが常態化すれば現在真面目な人もそうではなくなり世の中の不安定さに繋がることも懸念している。

どうか日々たゆまぬ努力を続ける人の成果を奪い利益に繋がるような理不尽な市場理念を是正して下さい。

●受付番号 185001345000005740

五分で素敵な絵を描ける人は、十年かけてその技術を磨いてきたかもしれません。

絵に限らず音楽でも文章でも、作ったり表現したりできるようになるためには、練習したり、どういったものを作りたいのかを知るために自分と向き合ったり、費やしてきた時間や労力があります。

それらの積み重ねが、AI 学習によって盗み取られかねない事態には反対です。

スポーツにおける AI 利用のように「分析して、より良いやり方を示す」ことができるのは AI の強みだと思いますが、

芸術分野においては、たとえばインターネット上にあるイラストを学習するだけでなく、それらの要素を合成・調整して新たなイラストを生み出し、明らかに学習元のイラストが色濃く反映されたそれを自作と言って『AI 絵師』などと名乗る案件が散見されています。

世界に誇るクールジャパンの創作文化は、一人ひとりが積み重ねてきた時間がなければ成立しません。

それを踏みにじることのない法案作成をお願いします。

●受付番号 185001345000005741

生成 AI を使った作品に対し、著作権を与えることに反対します。

また生成 AI 技術は、本来の著作権者から許可を取得し正当な対価を支払ったオプトイン方式のものに限定して発展させるべきだと考えています。

現在日本国内で主に使用されている生成 AI は、著作権者から許可を取らずに無断で学習に使用し、学習元と区別がつかないようなデータを生成できるようになっています。

これによって無断で使用されたクリエイターの方々がなりすましや模倣作品が世に広まって苦しんでいる様子を近年多く見てきました。

海外では、顔写真と他人のヌード画像を組み合わせたディープフェイクによるポルノ画像がばらまかれたことを苦に若い女性が自殺にまで追い込まれています。

このような状況で、さらに追い打ちをかけるように「生成 AI を使った作品へ著作権を与える」ことは、日本という法治国家が国内の文化やクリエイター等をないがしろにする無法な国になったと世界に喧伝するようなものだと思います。

その人の人生における多大な時間と労苦をかけて作り上げた努力の成果（＝著作物）の一部または全てを許可を得ず勝手に使用した挙句、それを他人が自分のものだと主張するのはおかしいと誰もが理解できるはずです。

その他人"の部分"が"AI"になったからといって許されるべきではないのです。

生成 AI とは言っても、現状流通している生成 AI は学習元のデータに依存し、プロンプトにそって切り貼りして出力したコラージュの一つにすぎません。そこに人間が作り出したような創造性や唯一無二性などないのです。

世界では今、オプトイン方式ではない生成 AI を立ち上げた企業に対し、無断でデータを学習された著作権者が訴訟を起こすケースが広がっています。

（米紙ニューヨーク・タイムズがオープン AI とマイクロソフトを提訴した件など）

また生成 AI の一つである「Stable Diffusion」には、膨大な量の違法な児童の性的虐待画像を使って訓練されていたことが判明しています。

こういった現在の生成 AI の問題点の多さを把握した上で、今後の著作権や AI 使用における法整備を進めていただきたいと思います。"

●受付番号 185001345000005742

「5.各論点について（1）学習・開発段階」

19 ページ

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

私は漫画家・同人作家なのですが、イラスト系の分野での生成 AI 利用に関する意見です。文章が長くなったため、2 回に分けてお送りさせていただきます。(1/2)

現行の生成 AI の利用はクリエイターや創作活動、商業活動に対して不利益が大きいです。

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の話や「著作権の侵害が生じた際の措置（学習用データセットからの除去の請求ができる）」など、「生成 AI の利用が可能な範囲・不可能な範囲」を設定するよりも、生成 AI の利用自体を規制・禁止していただきたいです。すでに起こっている著作権侵害やクリエイター側の不利益について、下記に言及させていただきます。

●生成 AI によってクリエイターのブランド力の低下、イメージダウンすることがある。

→すでに AI で出力されやすい絵柄は「マスターピース顔」と呼ばれており、陳腐化して飽きられている/「AI ではないか」と疑念を持たれるようになっていきます。既存のクリエイターが積み重ねてきた絵柄のバターのひとつが（おおかた無断で）AI に模倣され、大量生産されることによって、もともとその絵柄をブランドとしていたクリエイターの希少価値がなくなったり信用性がなくなったり、不利益を被ります。商業的な不利益もあると思います。

また、X（旧 twitter）では、「自分の絵柄が AI に学習され、自分の絵柄でエロ画像を生成されている、それが商用利用されている」と訴えているクリエイターが何人かいました。こちらも許可なく勝手に絵柄やクリエイターのブランドイメージを落とすと感じています。

○Lora モデルにより作風を盗作されているクリエイターの被害

1

2（画像 3 枚目の「Persona」に関しては

の模倣のため、商業上の被害にも関係します。）

○無断で生成 AI に学習元にされ、その作風をばらまかれている氏

○AI 絵によって自身の絵柄で自殺教唆を行われているイラストレーターの被害

○ポルノ画像生成の被害に関しては昔 X（旧 Twitter）で見たもののため今回のコメント用に実例を控えることはできませんでしたが、生成 AI による権利者の許諾なしのポルノ画像生成は、二次元キャラクターに限らず実在する人間をモデルとして生成したものでも問題になっていると思います。実在する人間でもクリエイターの「作風」でも、尊厳を非常に傷つけ、実害ある行為として非常に問題があると思います。

氏の被害 <https://www.cnn.co.jp/tech/35214438.html>

以上のクリエイターの不利益が実際に起こっています。

著作者の著作権を守る法の整備はもちろん非常に大切なことだと思いますが、法を整備したところで生成 AI の使用や利用の仕方は多岐に渡り、上記被害をすべて食い止められるとは思えません。「どういった利用が合法か、違法か」と議論するよりも、「現行の生成 AI の利用は人の創作活動において不利益が大きいため、利用を規制する」というふうにした方がいいと思います。もしくは、「健全な利用ができると考えられる一定の資格を有したものしか生成 AI は利用できない」など、利用者を限定するなどして安全性を図るなどしないと、著作権侵害は安易に起こります。

生成 AI による著作権侵害に対応しなければならない・負担しなければいけないのはクリエイターです。実際漫画家として活動している私も、自分の著作権を守るために創作活動に費やせたはずの時間を何時間もかけてこの「生成 AI はクリエイターにとって不利益が大きい、有害である」という文章を書いています。

生成 AI はクリエイターにとって不利益が大きいため、規制をしていただきたいです。

創作文化に関わる立場として、生成A I そのものが技術面においてどれほどに先進的かつ生産能力を引き上げるものであったとしても、これまで先人によって積み上げられた文化の棄損や市場崩壊を引き起こし、創り手の権利を損害するものである限りにおいて肯定はきわめて困難である。

とりわけ無許諾に膨大なデータを収集していることが発覚した現行モデルについては、生成A I およびその使用者が従来のクリエイターの成果物に依存することで成り立つ歪な関係性であり、産業革命期における技術代替とは全く別質のものである。

生成A I の弊害によってクリエイターの創作活動が委縮すれば、それによって生み出されたデータを使用している生成A I の発展もまた閉ざされてゆくことは想像に難くない。

本稿はクリエイターの創作活動の衰退を防止するために、生成A I によって生じている様々な悪影響や今後の懸念についてのいち当事者の意見の表明および周知の一環として、素案の（５．（１）エ（イ））にある

「著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、A I 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。」

という記述についてふたつの観点から触れてゆく。

1) 現行法をすべてとして権利侵害の範囲を決めることの是非

根本的な話となるが、法律や規制とは合法と違法を振り分けるために作り出されたというよりも、まず人間の尊厳や権利を守ることを第一として作られたものではないだろうか。

現行の法律で違法性が証明できないことは必ずしもその無害性を保証するものではなく、あたかも目下に生じている問題を矮小化するかのように引用することは適切ではない。

殺人事件を契機として制定されたストーカー規制法、議論の活発化によって改定されたあおり運転や脱法ドラッグの取り扱いなど、以前から存在していた事例であっても社会問題として俎上に載れば見直される。そのような時代と共に変化する可塑性を持つのが法である。

まして現在の生成A I は、ほんの数年前には誰も現実的な予測ができなかったであろう新技術である。すなわち、現行法には生成A I に対する想定も対応も全く織り込まれていない。当技術が存在しない時代の法を絶対とすべきではなく、技術の発明とその余波を受けて新たな法や規制、対策を練ることが文化や権利者の保護のために必須ではないだろうか。

2) クリエイター業の諸問題への対処と規制は、人力による限界を前提としている

創作における生成A Iと人間の最大の違いはその驚異的な生成速度である。前述のとおり生成A Iを想定していない著作権法は人の製作速度の限界を前提としたものであり、短時間で膨大な類似物を生成する技術については全く想定していない。

この人間にない性質を軽視したまま、「創作的表現」という明示が困難な基準によって作風が類似する生成物の有害性を左右することはきわめて危険であろう。

そもそも作風や画風の類似が従来の創作文化において一定限度まで問題視されなかったのは、人間が特定個人の技術を身に着けるまでの学習時間が数居となっていたことが大きく、少なくとも大勢の安易な追従者が生じるような事態が起こり得なかったからである。

しかし生成A Iが個人の完成作を学習し模倣するまでの時間は比べようもないほどに早く、加えていち利用者が複数人の作風を自在に切り替えられるという決定的な違いがある。そのうえで大量の複製が可能なことから、生成A Iが行う特定個人の類似品の出力は、人間が特定個人を模倣することよりも遥かに甚大な不利益を及ぼすと想定すべきである。

大勢が低い数居で画風をものにし、標的を自由に切り替えられ、問題を指摘されたとしても容易に手放せる。このような状況で、長年に渡って研鑽を重ねて個人としての作風を確立してきたクリエイターがどのような苦境に立たされるかは自明の理であろう。

以上がいち個人として疑問に感じられた点とそれに対する意見である。

また現時点での生成A Iが海外でしか開発されていないこと、生成元データに海外からの無断収集物が含まれていることから、開発国での訴訟による機能停止や海外クリエイターからの抗議といった懸念も大きく、国をあげて推進すべき技術であるかは甚だ疑問である。

これまで積み上げられた日本の創作文化の価値や信用を守るため、「チャンス」と息巻くだけでなくより慎重な検討を行い、議論や権利の捉え方についても海外に遅れを取らない対応を切実に望む。

●受付番号 185001345000005744

意見の場を設けて頂き感謝致します。

AI 生成については現時点で問題点が多いと思っています。

既存のイラスト・絵画・アニメーション等の画像を利用したコラージュのような
画像を出す点

こちらは今まで画家・イラストレーター・漫画家等の作家方々が培った成果で

これらを無断で学習してパターンとして出し続ける事は作家の意欲や生命を脅かすもので
近い未来人が作るエンターテインメントが壊されて一つの文化が潰されてしまうと思います。
そして写真も学習してモデルの人が見に覚えのない写真を生成される肖像権の侵害も起こ
ります。

許可なく他人の作品を学習しない

写真等も著作権をしっかりと守る等の AI 生成にガイドラインを明確に決めていかないと日本
の芸術面での文化は破壊されると考えます。

考えは以上になります。

貴重な場を感謝致します。

●受付番号 185001345000005745

「5.各論点について (1) 学習・開発段階」

19 ページ

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

私は漫画家・同人作家なのですが、イラスト系の分野での生成 AI 利用に関する意見です。文章が長くなったため、2 回に分けてお送りさせていただきます。(2/2)

現行の生成 AI の利用はクリエイターや創作活動、商業活動に対して不利益が大きいです。

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の話や「著作権の侵害が生じた際の措置 (学習用データセットからの除去の請求ができる)」など、「生成 AI の利用が可能な範囲・不可能な範囲」を設定するよりも、生成 AI の利用自体を規制・禁止していただきたいです。すでに起こっている著作権侵害やクリエイター側の不利益について、下記に言及させていただきます。

●AI 利用により、クリエイターの扱いが酷く軽んじられるようになり、クリエイターの商業活動が成り立たなくなる。

→X (旧 twitter) で見かけた話ですが、「イラストの依頼を受け、ラフ (下書き) を何枚か納品したら、『仕上げは AI に任せるからもう用済み』と言われ、連絡を切られた。報酬もゼロになった」という話がありました。

このようなラフ等のアイデアの不当な横取り、報酬不払いだけでなく、「クリエイターは AI によって出力された絵の、破綻している細部の手直しのための仕事しかこない」など、雇用主の活用方法によっては今後の仕事の幅の縮小やコストカットにつながる危険があります。(実際そのような話を聞いたこともあります。)

これは商業的な創作活動の発展を阻害する可能性があると思います。

○実際に AI 利用の可能性があるため、商業活動でのやり方を変えざるを得なかった人の例
本来ラフはいくつも出した方がクライアントとのアイデアの出しや話し合いがしやすく、ラフを出し渋らなければいけない環境になったこと事態が創造的な活動の阻害に繋がります

1

2

●商業活動だけでなく非商業の創作活動にも悪影響がある

→また、依頼だけでなく非商業の趣味の創作活動でも、絵をアップすれば AI の学習元にされ、アイデアを横取りされる可能性も今まで以上に高くなります。絵をインターネットへアップすること自体に剽窃や許諾なしの使用をされる危険性を孕むため、安全に絵を発表する機会がなくなり、絵の発表を自粛する人も増えます。(実際「AI に勝手に絵柄の学習元にされる」問題が起こった時に、好きなイラストレーターがイラスト投稿サイトの pixiv にアップしていた作品を全部非表示にしたことがありました。)

投稿を自粛すれば絵を描くモチベーションが低下したり、アマチュアの活動が人目につかなければ商業化の誘いなどの機会をは失ったりします。AI に取り込まれないような加工を作品に施すことで無断使用を避けようとするクリエイターもいますが、加工を施すことで元の絵が変わってしまい、作品の価値も変わってしまいます。私も AI 利用防止の加工を使ったことがあります、完成品の見た目が変わって品質が落ちてしまうだけでなく、制作の手間も増えるため、クリエイター側にとっては、質は下がり余計な負担が増えたという感じです。生成 AI 被害によるクリエイターのコスト増です。

以上のクリエイターの不利益が実際に起こっています。

著作者の著作権を守る法の整備はもちろん非常に大切なことだと思いますが、法を整備したところで生成 AI の使用や利用の仕方は多岐に渡り、上記被害をすべて食い止められるとは思えません。「どういった利用が合法か、違法か」と議論するよりも、「現行の生成 AI の利用は人の創作活動において不利益が大きいと、利用を規制する」というふうにした方がいいと思います。現行の生成 AI では著作権侵害は安易に起こります。

生成 AI による著作権侵害に対応しなければならない・負担しなければいけないのはクリエイターです。実際漫画家として活動している私も、自分の著作権を守るために創作活動に費やせたはずの時間を何時間もかけてこの「生成 AI はクリエイターにとって不利益が大きい、有害である」という文章を書いています。生成 AI はクリエイターにとって不利益が大きいと、規制をしていただきたいです。

●受付番号 185001345000005746

AI は AI の学習専用の場所以外で取得したデータを無断使用した生成物を

- ・公の場で公開してはならない
- ・それらを使用して金銭の発生する取引をしてはならない

といった法律を作って欲しい。でなければ全ての創作者は安心して何かを作り出すことは出来ない。また、

- ・一般の創作物と AI による生成物を判別できる技術の開発をして頂きたい。

●受付番号 185001345000005747

(1) 学習・開発段階

【「非享受目的」に該当する場合について】

まず、現在生成 AI と呼ばれているものは「享受目的」に該当すると考えます。

「非享受目的」にあたるものは、例えば「生成 AI の学習に使われた著作物がパブリックドメインか否かを判定する AI」を作るために学習させるような場合ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005748

生成 AI とよばれているものについて。

そもそものシンプルな正義として、「他人の所有物を窃盗することは犯罪である」という概念は、少なくとも一般的な教育を受けた日本人の基本的にもっている倫理観であり常識であるはずです。

生成 AI の元にあるデータは、その「所有している誰かの著作物を無断で盗んできている」ものであり、

これについては「漫画村」をはじめ、盗品を勝手に利用し利益をえていることはそもそも正しくはないことです。

であるならば、どんな理屈を建てようとも、「著作権を有している者からの許諾がない」もので学習している時点で犯罪である、としか考えていません。

技術的には素晴らしいと思います。

ですが、やっていることは漫画村等における、無断掲載よりも遥かに悪質な犯罪です。

数多の作品を切り貼りし、あたかもオリジナルの作品であるように言い張る。

創作者の立場から言えば、バラバラ殺人事件の猟奇殺人者でしかありません。

それを国で認めるとするのは、犯罪をみとめるということです。

著作権に厳しい海外では、AI の締め出しが既に行われています。

仮に AI を日本が公認したところで、海外への輸出は不可能です。

そして、まともな感性をしている日本人も AI を嫌っている現状があり、

AI を勧めている思想を持っている人間は、地球規模でみてもほんの僅かというのが現実です。

この間違った使い方を広めようとしたところで、市場はありません。

手塚治虫 AI プロジェクトでよろこんでいるのは、日本のごく一部の AI 推進派のみです。

ストーリー生成を AI にさせていましたが、あれもおまごとでしかないようにみえます。

そして、その結果は、ChatGTP をはじめ、多少触れたことがある人間にはわかりますが、できるのは草案出し程度のものでしょう。

なぜなら、そこに思想もなにもないからです。

新しいおもちゃとして他者の創作物を愚弄するなど、万死に値する。

そして、生成 AI における弊害としては、やはり「アイデンティティの崩壊」です。

この絵は A さんの作品だ、であるとか、この声は R さんの声だ

という認識があるものに対して、それが全く保証されない恐怖があります。

実際の被害として、AI 出力された有名な作家の作品そっくりな絵が広告が出現し、

騒ぎになり、その対応におわれて本来必要のない訴えるための作業が発生し、

仕事が滞るという「実害が発生している」。

海外ではある女性の写真を卑猥な写真に AI を用いて加工し、自害へ追い詰めるという殺人が行われている。

このような実例があるならば、誰かの孫が、AI を用いた「ほんのいたずら」でどのような被害をうけるか、その可能性を考えれば、

「許可をされていない画像、音声、そのたすべてを AI 学習に用いるのは誰かの傷つける道具にしかなり得ない」のは明らかだと考えます。

この AI 生成を望んでいる大多数は、自分が楽をしたい、食べ物にしたい、金に変えたい、卑猥な妄想に使いたい、利己的な妄想を叶えたい方々の我儘であると断言します。

故に、私は無断で学習されたもので生成された作品、および AI 生成の一切を認めません。技術を正しく運用するためにも、正しく、許可を得た素材を使用するかたちにすべきでしょう。

たとえば、「初音ミク」などのすべてがクリーンな音声ソフトが既にあります。

あのような形であれば、ただしく、あのように誰もが認めるものになるはずです。

●受付番号 185001345000005749

私は生成 AI の使用やそのためのデータの学習に反対であり、その使用に対する厳しい規制を求めます。

第一に、生成 AI はその性質上膨大な数のデータを必要とするものであるため、そのデータの中に特定の著作物が含まれる可能性、つまり生成された物がその著作物に依拠している可能性が高いにもかかわらず、その依拠性の証明が困難であることから、既存の判例における、類似性と依拠性の両方に基づく判断は、権利者の保護として効力が殆ど無いと言わざるを得ません。そのため、生成 AI による生成物が著作権侵害であるかどうかの判断基準を、人に対する判断基準との一致に固執せず、権利者を十分に保護することができるものにする必要があります。

また、権利者だけでなく、消費者や市場の運営者にとっても生成 AI の問題は重大なものであると言えます。生成 AI の出力であると明記する義務や規制がないため、既存のデータ、画像との区別が困難であり、偽装や詐称、僭称が容易にでき、それらの被害に遭う可能性が高くなります。

次に、現在生成 AI が悪意を持った人の手に渡ることによる様々な問題が引き起こされています。多く見受けられるものが、生成 AI の使用者によるイラストレーターへの嫌がらせです。特定の人の絵柄や作風に似せた生成物を大量に SNS にアップロードすることによる業務妨害行為や、その生成物を用いた成りすましなどが散見されます。これらの行為が現行法に抵触しないという主張をもとに、嫌がらせがエスカレートし、誹謗中傷や人格否定、脅迫などに繋がり、イラストレーターの活動休止にまで追い込んでいる事例も存在します。

その他にも人権に関わる問題が発生しています。実際、ディープフェイクポルノを作られたことによる少女の自殺、生成 AI の問題を憂いてのクリエイターの自殺未遂など、生成 AI によって人生が破壊されたという報告は数多く挙げられています。技術の発展のために人権や生命までもが脅かされるようなことは決してあってはならない事であり、そのような事態を防ぐ事こそが最も重要視すべきことではないでしょうか。その点を何よりもまず考えて、この問題を取り扱っていただきたいと願います。

最後に申し上げたいのは、規制を強めることが必ずしも技術の発展の妨げにはならないということです。強い規制をかけることは、開発者や使用者の問題意識に働きかけて倫理観を養い、技術の適切な発展に繋がると考えられます。

自らの手で創作活動を行うクリエイターの権利を、利益を、精神を、そして日本の文化を強く強く保護できる規制を心よりお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005750

画像、テキスト、音声に関わらず生成 AI に著作物を機械学習させる場合

- 1、いかなる場合においても著作者の許諾を必須とする
- 2、著作者はいかなる場合でも生成 AI による機械学習を拒否出来る権利を有する
- 3、生成物が AI 生成物であることを「誰の目にみても分かりやすく」明記する
- 4、いかなる過程を経ても AI 生成物には著作権を付与しない

私は上記 4 つの規制を求めます

私は主に絵描きの方たちへの生成 AI による被害を見てきました

無断機械学習で著作物を模倣した画像を量産されてその方の絵の価値を強制的に下げさせられる

無断機械学習で品質を担保された生成 AI で作った画像を売り、金銭を得る

無断機械学習で絵を模倣した画像を SNS に投稿し著者に成り代わろうとする

何年もかけて努力し磨いた絵を他人が無断で生成 AI に取り込み知名度や金銭を得ようとする

AI 生成物で有ることを偽り手描きの絵として誤認させ知名度や金銭を得ようとする

無断機械学習で品質を担保された生成 AI を用いて企業が登用するはずだったクリエイターのかわりに生成 AI が使われクリエイターの収入が低下する

著作権とは著作者の利益を守るためにあります

著作権とは人権です

長年努力をして技術を磨いてきた人が成果物を盗られ、類似物を生成され、他人の利益に利用させられるのは従来の著作権を守っているとは一切思えません。

ましてや AI 生成物に著作権など与えてしまえば、生成 AI を通してしまえば元の著作者が持つ著作権を強制的に生成者のものにしてしまえることになり成果の強奪が成り立ちます。

私は絶対に許容できません

憲法 30 条第 4 項では「享受目的でない場合」著作物の学習を許可しているそうですが

画像を生成し自身の感情的欲求を満たす、生成した画像を投稿し知名度を得る、生成した画像を販売し金銭を得る、これらの行為はどう考えても「享受目的」です

いくら努力して上手い絵を描いても勝手に使われ生成 AI に模倣されるのでは絵を描く意味がありません

生成 AI は学習させた画像を元にしか品質を担保出来ません。高品質に見える画像を生成するには高品質な画像が必須です

高品質な絵を描くということは習熟にも作成にも多大な時間がかかるため、絵で生活が出来ない、そして長年かけて築き上げてきた自分の絵というアイデンティティを簡単に奪われるというのであれば絵を描く意味は無くなり絵描きはどんどん減っていきます

そして描く意味が無くなるのであればこれから生まれるであろうクリエイター（生成 AI を使用して画像を作成する人間を含まない）は居なくなっていき確実に文化は衰退していきます

生成 AI は既存のクリエイターから成果を奪い、他者のものにするためのシステムです。生成 AI を守れば文化は発展するどころか衰退の一途を辿ります

私は正当に努力して上達した人を称えたいですし、その人が正当に評価されて欲しいです
無断学習生成 AI が無かった、努力した方が正当に評価される世界をどうか返して欲しい
文化庁とは文化を守る機関と認識しております

生成 AI による多くの被害から文化や人権を守るため生成 AI を適切に規制し、日本の誇る文化をどうか守って頂けることを切に願っております

●受付番号 185001345000005751

現状 SNS などで披露されている AI 作品の中には、創作主に無断で絵柄を学習して作成された画像などがあります。

その中で AI 作品に安易に著作権を与えてしまうと、現存の作家の絵柄をコピーして無償で作品を作成して作家本人に利益が入らない状況が考えられます。

そうなってしまった場合クールジャパンと言ってもはやしてきた日本のオタク文化の破壊につながりかねません。

●受付番号 185001345000005752

当方一介のイラストレータであります。

資料を読むにあたり、現行法ではクリエイティブ業界はおろか、政府が推し進めようとしている AI の発展さえままならないと見受けられました。

この場ではその危険性と実現可能な建設的意見を述べさせていただきます。

当方の職業から生成 AI イラストについて意見を述べますと、現行法ですと我々イラストレーターが安価でかつ誰にでもでき、かつ人間の何十倍の速度で生成される高品位のイラストの波に飲まれ、発表の場や職を失う未来像が見えます。

これは人間と AI 双方にとって大問題です。

その構造上、我々人の手によるイラストは生成 AI の発展にも必要不可欠な要素であることは明らかです。

実際に昨今の研究でも生成 AI の絵が溢れかえり、AI はそれを学習することを繰り返すことによって個性は失われ、データという観点からも単一化していくと述べられています。

私はイラスト学科の講師も進めています但し新人のイラストレーターは AI の登場によって職業としてのイラストレーターの未来が見えず絵を描くモチベーションを失いつつあります。私自身や知り合いのイラストレーターも少なからず同じことを感じています。

絵を描く人がいなくなれば生成 AI の発展は望めません。

これはイラストだけではなく、マンガ業界、写真業界、声優業界、音楽業界にも同じことが言えるはずです。

現に私が把握している限り、出版大手 4 社、日本写真家協会などが生成 AI に対し慎重な意見を述べております。

海外を見渡してなぜ世界に誇るコンテンツを有する日本だけが周囲の意見を聞かずに無理やり推し進めようとしているのか理解に苦しむ状態です。

ここで生まれてしまった技術に対する建設的な意見を述べます。

それは生成 AI 作品を「AI 製」だと確実に分かるデータスタンプ制度の導入です。

かの技術については政府が強引に推し進めようとした結果、安易にそれを使いたい側と学習データを強制的に何の理もなく提供させられているクリエイターサイドとの終結の見えない不毛な争いが繰り広げられており、一部の過激な界限では誹謗中傷、挙句の果てには殺害予告まで行われてしまっている様相です。

これら問題の一つに「生成 AI であることを隠して自作品として発表していること」だと見受けられます。

これはイラスト界限に限らず、フェイクニュースや、イラストコンテスト、美大入学や就職試験などの不正を生み、もはや規制なしには放置できない状況となっているように思えます。

これらには「AI アプリ製造業者に生成物か AI と分かるデータをスタンプすることの義務付け」が有効です。

これは日本が率先してできる現実的施行のはずです。

もちろん我々クリエイターの一番の願いは「無断学習の禁止」であることは前々から様々な方々が声を上げている通り揺るがないものです。

ですがこれらは無断掲載やローカルネットの人の手による学習行為が可能である以上、今となっては現実的に難しいと存じています。

先の SUKIMA のアンケートでも「AI が作ったものにお金を払いたくない」層が大多数を占めており、これが現在のクリエイター達にとって生きていく指針となっています。

そこで提案にあげさせて頂きました「AI を AI と分かるデータの作成」は一役買うはずで
す。AI だと分かっているにもかかわらずお金を払いたい層もいるはずで
す。

必要なのは住み分けなのです。

winy はなぜ滅びたか？それはきちんと規制をしなかったからです。

当時規制をしなかった結果、違法ダウンロードで溢れかえり、企業は大きな損害を受け、技術そのものを消滅させざるを得なかったのです。

生成 AI も今まさに同じ状況です。

このまま野放図ではクリエイターと AI の両方が死滅します。

今の政府は誰の意見も聞かずに妄信しているように思えます。

どうか今一度、クールジャパンと呼ばれる日本が先導してこれらの問題に取り組んで頂け
ましたらと存じます。

●受付番号 185001345000005753

著作物を無断学習(盗む)しないと成立しない技術などただの欠陥品で失敗作なのでコンテンツ大国の日本は他の国に率先して規制をし自国のクリエイターの海外流出を止めるべきです。これまで日本の産業では技術者を大切にしないせいで海外に人材が流出し海外に色々な面で遅れをとっていることは周知の事実であり海外よりアドバンテージのあるコンテンツ産業でも同じことが生成 AI によっておきる可能性は非常に高いと言えます。

学習と生成は切り分けて考えずに一律規制を要望します。人間の学習とは違います。今でも AI 用の法律があるのに AI だけ規制はできないというのはなんのエビデンスもないデマです。

EU でも AI 規制の法案が全会一致で可決しました。サミットで世界を牽引すると言ったのであれば有言実行をしてください。また開発元や利用者、投資家などばかり議論の場に呼んでいるのは何故でしょうか？被害者や反対意見を持つ専門家も沢山います。そういった当事者達を蔑ろにして議論を進めたところでマッチポンプとしか見れず世間の反感を買ってさらに苦しい立場になるだけです。

30 条の 4 を即刻撤廃し著作権者を守るための議論をするべきです。著作権は人権の 1 つです。今開発元、利用者によりクリエイターに悪質な攻撃が日常的に起きており明確な人権侵害であると申し上げます。どうか懸命な判断をお願い致します。

●受付番号 185001345000005754

盗人猛々しい生成 AI を推進しているだなんて…文化庁が聞いて呆れますね。

生成 AI は数多の人々の人権侵害によって成り立っている盗人ツールです。

何故、盗みを働く犯罪の片棒を担ごうとしているのですか？

人々の人権を侵害し、蔑ろにする技術なんて要りません。

数多の人々の人権を侵害している生成 AI と、時間と努力を積み重ね働いているクリエイターの皆様が「同業者」だなんて冗談じゃありません、ふざけているのですか？

あらゆる技術は日々の努力の積み重ねによって育ち、身に付いていくものです。

クリエイターの皆様は、それが「ものづくり」という「技術」として実り、「芸術」という文化を発展させてきたのです。

それが何故、努力も無しに成果物「だけ」を生成し、あろうことかクリエイターの皆様を蔑ろにし、ましてや誹謗中傷や殺害予告までする者のために奴隷のように搾取されなければならないのですか？

そんなものは間違っています。

既に多くの人が生成 AI による人権侵害や利益損害の被害に遭い、本来守らなければならない方々がその道を諦め、自殺を考えてしまう程に追い詰められているのですよ？

クリエイターの皆様の著作権が保護されなければ、クリエイターの皆様は本来自身が築き上げる筈だった技術やアイデンティティを、努力もしない何の関係も無い第三者に奪われ続けた挙句に、生成 AI による無尽蔵な奴隷的搾取に絶望し、未来を諦めてしまいます。

クリエイターの皆様が未来を諦め、後進が育たなくなれば…築き上げてきた文化は廃れ、いずれ消えていきます。

文句を言うのは初心者や中級者だけ？

その初心者や中級者…いわば後進が育たなければ、文化に未来はありませんよ？

これから先の文化を紡ぎ繋いでいく後進を根絶やしにしかねない生成 AI に、未来など創れません。

海外のストライキでもあったように、本当に未来を見据えている人々は、今も果敢に夢に向かって努力をしているクリエイター達の卵や、これから先産まれてくる人達…未来を紡いでいく後進のために声を上げているのですから。

今、自身の欲求を満たすために著作権を侵害し、後進を潰しているような強欲な人に、未来など創れるはずがありません。

真に保護すべきは生成 AI ではなく、人々の手で創り上げられてきた著作物や人々の人権の方です。

何故、人々の人権が守られない技術の犠牲にならなければならないのですか？

まず、一般の方々やクリエイターの皆様の顔や身体、声や著作物などが無断で第三者に使われ、服を脱がされるなどの邪な目的のために使用されることや、クリエイターの皆様に正しく還元されない問題への法規制を進めて下さい。

生成 AI の活用方法を考える前にしなければならないことのはずです。

生成 AI による人権侵害や利益損害を被っている被害者の現状を無視しないで下さい。

生成 AI が抱えている問題から目を背けないで下さい。

仮にも文化庁なら、今まで文化を築き上げてきた人々のことを守って下さい。

皆それぞれ、その技術を身に付けるために日々の努力や時間を費やしてきているのです。

それ相応の対価すら払わない、何もしない、努力もしない第三者に奪われて良いはずがありません。

考え直して下さい。

著作権も立派な人権です。人権を蔑ろにする技術に、未来などありません。

●受付番号 185001345000005755

著作権と生成 AI の関係において、以前からある著作権法の中だけで議論されている点に危機感を覚える。もちろん著作権保護の観点が必要だが、新たな技術をこれまでの枠の中だけで解決できるわけがない。生成 AI に対する新たな法律を整備するというスタンスで望んでもらいたい。具体的には生成 AI の作成・利用にともなう情報公開をきちんとやる。ブラックボックス化しないことを望む。

個人的には生成 AI を含めて、技術の進歩を妨げたいとは思わないので、自身の作品を利用されることはやぶさかではないが、ルールを逸脱した場合には厳罰で対処してもらいたい。抜け道だらけの法律だったり、法律の施行が追いつかないというのが一番困る。

2.検討の前提として、(1)従来の著作権法の考え方と整合性について

侵害行為が日本国内であると評価される場合は我が国の著作権法が適用されるとかかれているが生成 AI の学習元データも出力された生成データも我が国以外に関わるものであり EU AI act など他の国の規制が進むほど我が国の開発者と利用者どちらも批判は免れないものになる。それによって海外のコンテンツを作っている企業や個人が機械学習されないために我が国に対してのコンテンツ輸出が減る可能性や国内のコンテンツを作るクリエイターが色眼鏡の掛かった評価を避けるために我が国のプラットフォームに作品を発表することをやめてしまう可能性があるのではないか。また無断で生成 AI に取り込まれることが許されていると新しい作風や作品を作ったとしても学習元データとして取り込まれ類似物を大量に作られてしまい本来その人が受けれたはずの評価や対価が得られなくなることが予想される。もしそのような新しい物を作った人がインセンティブを得られないことが常態化すれば新しい作風、作品を作る人がいなくなってしまう文化の衰退に繋がる恐れがある。

3.生成 AI の技術的な背景について、(1)生成 AI について

生成 AI が生成するものは切り貼りではないとされているが言語として切り貼りはされていないのは正しいと言えるだろう。しかし学習元データに依存していることは学習元データとして作家の作品を必要としている以上明白である。また作家の名前をプロンプトに入力することで類似した作風や類似した作品がでるということも学習元データに依存していることを示している。切り貼りでなくともこのようなデータの利用において問題がないと私は思えない。依存されたクリエイターに対価が払われないのは公平性にかけており生成 AI 企業や利用者によるクリエイターの搾取だと私は思う。

5.各論点について、(1)学習・開発段階、イ「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について、(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

享受目的が併存すると評価される場合についての例にオーバーフィッティングを意図的に行う場合と載っているが範囲が狭すぎると思われる。

生成 AI の学習元に作家の作品を学習元にすることで似た作品や作風を作っているのだから市場において競合する生成 AI に学習させる行為自体が享受目的だと考えるべきだ。

「AI が出力したピカソの絵には文化的価値があるか」

AI 技術の発展による利便性向上は国民の益となる部分が大なると思われるが、こと創作物に於いてはその利用によっては文化的価値の低下と技術発展の衰退が懸念される。またその技術を悪用して既存のクリエイターの権利を侵害する行為は枚挙にいとまがない

しかし、著作権侵害に於いては作風の類似性の立証の難しさが考えられる。どの程度を類似していると判断するかの線引きは個人の感覚に委ねられる部分もあり、またクリエイター個人個人の作風も時期により移り変わると考えられる。

さらには、今後の技術の進歩発展により、学習を阻止する技術の有無にかかわらずプロテクトをすり抜けて AI に学習されてしまう可能性があり、既存のクリエイターの自衛の努力もむなしく著作物が学習されてしまい、個人の範疇ではリスクは回避するのは至極困難であると予見される

また、AI による学習生成は国内外で行われると考えられ、当然、悪意を持って日本の文化を侵害しシェアを奪うために海外からの侵害行為が行われると推測される。

このような状況下に於いて、AI 生成物が著作権を侵害の阻止および、それが実際に侵害しているか否かに関する判断は難しく、制度的に加害者側が有利となり既存のクリエイターが被害を被る図式となりやすく、結果として日本の創作文化が衰退する恐れが懸念される。そのため、本来必要なのは、その作品が AI を利用して作られた物である事の明示と、AI 生成物を作成するために用いられら学習元データの明示である。

著作権保護の本道を考えると、そこには日本におけるクリエイティブが保護される環境を整える事で、現在また将来におけるクリエイターが安心して活動できる土壌を作る事であり、容易に AI による生成で権利を奪われる可能性を極力減らす事が必須と思われる。

現実的に AI の進歩により、既存の作品から学習された精細な生成物が容易に作り出される事になってはいるが、それは過去のデータを集積複製した模造品に過ぎないため、その生成物は文化的背景や歴史的な文脈を持たず、経済的な価値も生まれがたいと感じざるを得ない

よって、今後の日本のクリエイティブ発展のためには AI による学習から個々のクリエイターの創作物に付随する権利を守る事こそが国家的な文化的価値を高めるために重要と考えられる。

- ・ AI による学習を阻止する事は困難である
- ・ 悪意を持って日本の文化的価値を侵害される恐れがある
- ・ クリエイターが権利を侵害された時の立証は難しい
- ・ AI により作風を侵害されたクリエイターに対する窓口の必要性

上記の観点を考慮し、自由かつ安心してクリエイターたちが創作活動に邁進できる環境整備を考案して国内における知的財産の保護発展に寄与して頂きたい

●受付番号 185001345000005758

現在でも数多くの手描きのイラストや絵や声優の方々の声のほか、SNS で挙げられてる写真等を AI に無断で学習させそれを企業などの広告に利用されている AI イラストが横行されており、イラストを制作した作者の他、写真を撮影した撮影者の著作権が脅かされております

。

更に言えば絵師が描いたイラストだけではなく、一般の方が SNS であげた写真すらも無駄で AI に盗用され、上記と同じく企業の広告などに使用されております。

現に海外では、一般人や著名人の顔写真を無断で AI に学習させ、それを使い性的描写や残酷な描写に作り変えて生成した AI イラストを使った金銭を強要の他、その生成 AI イラストで使われた一般人や著名人の誹謗中傷や名誉毀損や盗用した著名人や政治家の写真と声を使い嘘の情報を流したりするディープフェイクなどの犯罪に使われております

この一年間、なんの法整備や罰則を設けず生成 AI を推進し続けた結果、イラストレーター・声優・写真家や俳優のほか、我々一般人の著作権やプライバシーが侵害され、犯罪や生成 AI を悪用してる利用者によるイラストレーターへの誹謗中傷や殺人教唆を等の迷惑行為が野放しになってる状況です、しかも実際に生成 AI 悪用者による殺人教唆や誹謗中傷で実際に自殺に追い込まれたり、自殺した方まで出てきており、政府はこれになんの対処もせず放置しているのが玄奘です

海外では生成 AI に対する規制などが制定や規制が強まっていることから日本でも生成生成 AI を悪用してる利用者からイラストレーターや写真を SNS に投稿している一般人の著作権・プライバシー・家族や兄弟などの近親者の身と今後の生成 AI の立ち位置を守る為にも、違反した時の厳しい厳罰や法整備を制定し、生成 AI 犯罪を根絶すべきだと私は思います

まず始めに、私は現状の生成 AI の推進に断固反対する。

下記に理由について記載するが、関連すると思われる意見については該当文章末尾の【】に「AI と著作権に関する考え方について（素案）」から引用をする。

表現の自由というのは自分の主義主張や思想や事実、あるいは精神性を周囲に伝える権利。その権利をイラストを描き表現をするのがイラストレーターである。（間違っても AI 生成者のことではない。）

にも関わらず、現在は生成 AI によって誰でも簡単に「思っても考えてもいない表現を大量に作って放流する（自己の表現ではない）」ということが可能になってしまった

【（1）生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略（10p）】

☆イラスト表現の例

- ・キャラクターの手の仕草が好きだから精巧に描こう。
- ・大胆な構図に加え、キャラクターの視線や表情で自分の心情を表現しよう。等

上記はあくまでも一例だが、こういった「イラストレーターがこれまでの人生を通じて得た技術と、それを使い表現している芸術」を、

生成 AI は簡単に模倣し、大量に出力し、

ひいては過学習されたイラストレーター等は「特定のイラストレーターの唯一無二の表現」すらも生成 AI により飽和状態にされてしまった。（イラストレーターの「（）」等。）【（例）いわゆる「過学習」（overfitting）を意図的に行う場合について（17p）】

もはやネット上に存在するイラストで表現されているものは「著作者が伝えたいこと」なのかそれとも「機械が偶然どこかから持ってきただけのもの」なのかが一目で分からず、イラストレーターが本来伝えたいことが生成 AI により阻まれている状況である。

「表現」というのは受け手に意図が伝わってこそそのもの。

「誰でも表現できる、ただし誰にもその意図が伝わらない」というのでは表現の自由が存在する意味がないと考える。

機械が勝手にやってくれて便利、などと軽率な考えを表現の世界に持ち込んでしまうと、クリエイターの人格、ひいては人生ですら「機械でもいい」「機械との違いが分からない」と扱われてしまうことを意味する。

イラスト以外であれば「事実の伝達」を阻害するディープフェイクは更に直接的な被害をもたらしている。

存在しないポルノを作るという悪用もそうだが、AI が登場してから既に戦争や犯罪の現状を告発するような画像の信頼性に疑問符が付き始めている。

また、実際に性虐待にあった児童のデータが出力された事例が散見されることから、データセットに児童ポルノが入っているのではないかという懸念、また当人の人権侵害にまで及んでいると考える。

◆そのほか「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の引用と意見

【＜AI 利用者の懸念＞努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評】

＞「イラストレーターがこれまでの人生を通じて得た技術と、それを使い表現している芸術」を、

簡単に模倣し大量に出力しているだけにも関わらず、権利を主張することに疑問を憶える。店から盗んだものを金に変えておきながら「頑張って働いているのに」という主張と同じようなものと私は考える。

また、AI 生成をする者をクリエイターとして決して認識しないため、同業という言葉が我々イラストレーターを指すのであれば撤回して頂きたい。

【（１）生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。】

＞生成 AI を使用することで「思っても考えてもいない表現を大量に作って放流する（自己の表現ではない）」ということが可能であり、

元のデータを学習しなければ画像を生成できない機械であるにも関わらず、

文化庁に「データの切り貼りではない」という考えがあることに強い危機感を憶える。どうか今一度、ご一考願う。

以上。

私は現状の生成 AI に対して、断固として厳しい姿勢を続ける。

法での規制を強く願います。

●受付番号 185001345000005760

コンピュータゲームの企画制作業務を行っている者です。

現行の技術と地続きのいわゆる生成A Iによるアートというものは、アニメーション、漫画、ゲーム等の用途においては極めて限定的な利用価値しかありません。

生成A Iによるアートは、原理上

「入念なディレクションを行い、作品のコンセプトに合わせる」

「アーティストの作家性をもって、作品の指針と定める」

といった、作品にとって必要不可欠な要素を満たせないからです。

「限りなくオーダーメイドに近いが、あくまでフリー素材」

のようなものです。

統一されたアートスタイルをもつ作品において使用する場合、それは一部の優先度の低い部分に限られるでしょう。

有用性ばかりを声高に叫ぶ人たちや、アーティスト個人の必要以上の怯えからまるでゲームチェンジャーたりうる技術であると誤解する人が多いですが、魔法のような技術というわけではありません。

それでも利用価値はあるはずですが、

現状の、倫理に欠けるデータ収集方法で開発された生成A Iは使用すること自体に忌避のムードがあり、

結果として倫理感や順法意識に乏しい事業者ばかりが利用し、スパムのような状況を呈しています。

まともな創作者が利用法の研究を行える状態ではありません。

倫理的にクリアなデータセットのみを使用した

生成A Iのみを合法と扱うことで、これらの状況はある程度健全化すると考えます。

●受付番号 185001345000005761

フリーランスのイラストレーターです。

この度はパブリックコメントを記入できる機会をくださり、ありがとうございます。項目ではなく、全て拝見しての意見として提出させていただきます。

多方面のことを考えてくださっているのはわかるのですが、文化庁の方々には生成 AI による被害が既に出ているので、そこを規制して早急に解決してほしいと思っています。悪意ある人によってコピーした生成物を送りつけられて精神を病んでしまった絵師さんや、知らないところで全く同じ絵（顔だけ違う）コピーを作られてしまって対応に追われてる絵師さんなど、SNS で見かける度に安心して制作ができません。既に鬱状態になって、絵師を休止した方もいらっしゃいますし、今後も続くようならもっと被害は増えると思います。また生成 AI の利用者が増えることによって著作物の著作権は配慮しなくても良いという風潮になるのも懸念しています。

浅慮ではありますが、個人的に希望している規制は3つです。1.生成物に AI だとわかるマークをつけてほしい（一般の人には見分けがつかず、手書きと偽るのは悪質）2.AI サイトでは素材元が分かってしまうような、コピー率が高い生成物はないように改良してほしい（そうしないと罰則を作るなどして欲しいです）3.誹謗中傷目的などで、生成物を悪意のある使い方をした場合の罰則を分かりやすく、また簡単に施行できるようにしてほしい（第三者からの報告でも可能など）

現状では生成 AI による被害を受けても、著作権に違反しているかの判断が難しい、どこに被害を訴えたら良いのか分からない、時間やお金がかかり過ぎるので、個人での裁判などは難しい、…等、被害者が泣き寝入りするしかありません。

今後のクリエイターの文化を守ってくださるお気持ちがありましたら、生成 AI での利益や創造性を優先するのではなく、現状のクリエイターを救済して頂けないでしょうか。クリエイターの尊厳が踏みにじられていると感じています。どうぞよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005762

著作者の意思を無視して無断且つ無償で生成 AI という機械の素材として使用し、あたかも自分の著作物として発表することが合法とされているのが納得できません。他人の著作物を使用する際は権利者から許可を得たり使用料を支払ったりなど正当な取引がされるべきです。

それを踏まえたうえで著作者と生成 AI 使用者との正当な取引が成されているか明確に分かるように、生成 AI に使われているデータセットの内容の公開を義務化する必要があります。この目的以外にも、現状の生成 AI には児童性的虐待コンテンツが含まれたデータセットが使用されていることが分かっており、それを取り締まるためにも データセットの内容の公開とクリーン化は必要不可欠です。

著作権の問題以外にもディープフェイクを使った嫌がらせや、一人のイラストレーターの画風を集中学習した生成 AI を使用したなりすましなどの問題が起こっています。これらの対策として一部でも AI によって生成された画像を使用した物には AI 製であることが明確に分かる表記の義務化とそれをしなかった場合違法になる等の法整備が必要です。

●受付番号 185001345000005763

生成 AI によって既存の創作者の描く絵と非常に似通った絵柄でかつ、第三者が望む内容を一次創作者の作品と非常に類似したものとして無償、低予算で非常に得られやすくなっている。

この原因として考えられるのは生成 AI の学習方法についての問題点である。

現在、どれほど似通った絵柄で生成されたものであり、「あの人が描いたものを学習させているだろう」と明白なものであったとしても、生成 AI を用いた物だと証明することは非常に難しい。

このことから、一次創作者の成果を無断で得る事によって利益を得るのみに留まらず、生成 AI への学習を拒む事を理由にする事などによって日本においても重要な「漫画やアニメなどの創作、オタク文化」のこれからの成長を阻むものであると考える。

現在創作を行っている人の中には作品を世に届ける事によって生計を立てている人も確実に存在する中、努力もせずに甘い汁だけを吸いそのような人達の利益を減らすような人が存在するというのが不快でしかない。

新しい技術は大事なものではあるが、現状の問題点についてもより目を向けるべきだと考える。

●受付番号 185001345000005764

イラストレータ様などの財産となる技術を不正学習させる
泥棒のような行為は許せません。

不正学習の問題を解決し

そして AI 作品との見分けが完全につくようにしてほしいです。

●受付番号 185001345000005765

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

※主に画像生成 AI を念頭に置いた意見です。

現状の画像生成 AI では、著作者の意思と関係なく画像が学習されています。「AI 学習禁止・2 次利用禁止・2 次配布禁止」と言った但し書きを付けていてもです。

「AI 学習禁止・2 次利用禁止・2 次配布禁止」という但し書きを付けるのは、精神的利益を守るためと言った著作者人格権による理由もありますが、著作者にとって作成した画像は財産でもあるからです。

私は「デジタルイラスト用の画像素材及び画像素材を使用したペイントツール」(以下デジタルペイント素材)を販売しています。販売サイトでは以下の規定が存在しており、デジタルペイント素材製作者の権利が守られています。

《規定》

- ・デジタルペイント素材を利用するには対価を支払い購入することが必須。
- ・デジタルペイント素材の 2 次的配布・販売の禁止。
- ・「イラスト等として使用した」という名目であっても、2 次的利用が簡易な状態での購入者による公開の禁止。
- ・デジタルペイント素材を用いて購入者が作成した新たなデジタルペイント素材の配布・販売の禁止。

この規定のため、私は権利を侵害されず、素材の被ダウンロード毎に正当な対価を得ることが出来ています。また、デジタルペイント素材購入者もこの規定に同意し、個人毎に対価を支払い購入しています。正常な市場は売り手と買い手の信頼によって成り立っています。

[以下現状の画像生成 AI の問題点]

1, 著作者の財産となる画像の容易な複製行為

前記に「著作者の意思とは関係なく画像が学習されている」と書いた通り、現状ではどのような画像も AI に学習させる事が可能になっており、特定キャラクターや特定の作家の画風も容易かつ大量に生成(一部は復元)されてしまうことが検証で分かっています。

AI 画像の生成には画像の学習が必須であり、私のデジタルペイント素材が学習された場合、「私のデジタルペイント素材や 2 次利用的なデジタルペイント素材が無限に生成可能な画像生成 AI」が無断で出来上がり、本来の規定が守られなくなり、私には損失が生じます。さらに現状ではそのような画像生成 AI を元のデジタルペイント素材著作者である私とは無関係の第三者が無断で配布・販売することも可能となっており、損失は莫大なものとなります。

こういった生成 AI は「著作権者の損害が必須」となっており、非常に危険です。

生成 AI 出力物は見極めが難しいため、著作物の無断学習を禁止しなければ著作者への被害を防ぐことは出来ません。

2, 1, による市場の信頼低下

既に画像クリエイター間では、生成 AI で出力された画像への忌避意識や侮蔑感情が広がっています。

また、海外では生成 AI への規制が進んでおり、将来的に「現行の画像生成 AI により生み出されたものやそれを使用したものは海外では（または国内でも）違法となり販売が出来なくなる」というリスクがあり、画像生成 AI により作成された画像およびデジタルペイント素材は忌避される傾向にあります。

しかし、現状では生成 AI によって作成された画像かどうかを判断するのは難しく、市場が混乱しています。画像を安心して購入することができないのです。

すでに実績があり信頼のある著作者はまだマシですが、新人はそれが無いため、このままでは後進が育たなくなります。

また、海外での生成 AI への規制が厳しくなり、日本が反対の姿勢をとり続ければ、「海外では違法になるものを日本で売ってしまおう」ということになり、より一層市場が混乱することもあり得ます。

これは創作性のある多様性が育つわけではありません。利益のみを目的とした品質の低い乱造品の氾濫です。そこでは良質なクリエイターの作品も埋もれてしまいます。

この状況になると良質なクリエイターの作品も「日本の企業だから」「日本人だから」といった理由で敬遠されてしまいます。

以上を以て、以下の事を要望します。

1, 著作物の無断学習を禁止する事。

2, 生成 AI への画像学習は画像著作者への許可を必要とし、生成 AI 作成者と画像著作者との間に規定が設けられるようにする事。

3, 画像生成 AI 出力物には、市場の混乱やディープフェイクを防止するための対策（ウォーターマーク等）をする事。

4, 生成 AI 出力物専用のファイル形式を設け、検索などで容易に区別が出来るようにする事。

5, その他必要な規約を設け、生成 AI 配布者は使用者への説明義務を持ち、使用者はこれを了承しなければ使用できないものとする事。

6, 故意に上記を破る、無効化するなどした場合の罰則を設ける事。

●受付番号 185001345000005766

私は、生成 AI を用いて作られた作品は、如何なる場合であろうと著作権を与えてはいけない物であるという意見を提出いたします。

画像生成 AI はインターネット上にある無数の画像を無断使用する形で学習しているため、創作物を作者に無断で利用している点から既に著作権侵害行為に該当すると考えています。また、学習をさせる目的は画像の出力であることから、本人に許可の無い加工、改変などが行われている他、創作者の作風を盗用した海賊版の作成と何ら変わらないものであると捉えているため、明らかに個人で楽しむ範囲を超えているのではないのでしょうか。

更に、これらがなりすまし行為や詐欺などの犯罪行為に悪用された場合、作風から誤解した第三者が盗用された創作者に悪意をぶつけることによる創作意欲の減衰による創作活動の停止のような、二次被害による衰退の危険性を考慮しなければならないと考えております。AI が創作に及ぼす被害について、再度検討していただきたく存じます。

●受付番号 185001345000005767

AI は著作権を覆しかねない、怖いものだと思います

創作物を投稿されるサイト等を拝見すると、AI で作ったとされるものが提示されていることがあります、まだ A 利用のもの I と区別がつくものもあります

しかし、AI は成長・進化していくものです

それらがより高度で、見分けのつかないものとなってしまうたら、著作権はどうなるのでしょうか

現在でも、問題視する声は少なくありません

AI は著作権を大きく揺るがす脅威になりえる、AI によるフェイク動画作成により混乱を招いた過去を今一度思い起こしてください

便利と危険は紙一重です、人の手で御し切れるものとは思えません

●受付番号 185001345000005768

AI 生成者（あえて「絵師」などと呼びたくない）は、すでにここまで邪悪です。

一人も逃さず捌いて欲しい。裁かなくていい。3枚におろせ。

【続・悲報】AI 絵師、ついに絵師の■■■■さん（P.N ■■■■ 氏）を活動休止にまで追い込む。度重なる AI 絵師の殺害予告や誹謗中傷、自身そっくりの絵を AI で製造、成りすましされる状況が続いた結果、ついに活動休止にまで追い込まれた。

成りすまし犯の仲間の AI 絵師は、 の「別人」なのだから合法等と言い訳している。

●受付番号 185001345000005769

【項目名】

1. はじめに
2. 検討の前提として
 - (1) 従来の著作権法の考え方との整合性について
 - (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理
3. 生成 AI の技術的な背景について
 - (1) 生成 AI について
 - (2) 生成 AI に関する新たな技術
 - (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
4. 関係者からの様々な懸念の声について
5. 各論点について
 - (1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

SNS 上にて、明らかな害意を持ちながら生成 AI を使用し、善良なクリエイターに甚大な被害をもたらす加害行為を繰り返している者が複数見受けられる。

健全な創作活動、および通念上問題のない営利活動を著しく阻害する行為に対する規制、取り締まりを迅速に設定、強化すべきである。

SNS「X」にて、創作活動を生業としているクリエイターを標的とし、画像生成 AI を用いた嫌がらせ、なりすまし、創作活動の妨害行為が横行しているのが複数件見受けられた。

具体的には、当該クリエイターの作風に酷似したイラストを、加害者が画像生成 AI を用いて生成。その後、なりすまし目的で作成したアカウントに投稿。流言飛語を一般大衆に向けて発信し、当該クリエイターへの信用や信頼を失墜させ、当該クリエイターの精神衛生を害し、当該クリエイターが鬱病となり活動できなくなるまで加害を続けた。

(上記は X 上で「 ()」と名乗り活動するクリエイターのアカウントが受けた被害である)

当加害は、加害側の「法的には問題がなく、著作権侵害にはあたらない」という主張のもとに展開された。このような主張をするユーザーによるクリエイター（商業・非商業を問わず）への攻撃、加害行為は日に日に増加している。

この野放図が続けば、誰も皆、安心して健全に創作活動ができなくなってしまう。そのことを、クリエイターのひとりとして私自身も感じるところである。

上記の理由から、悪意を持ち生成 AI を利用する者を厳しく取り締まることは絶対に必要で、そのためには著作権全体の見直しが急務であると考えます。

いわゆる「クールジャパン」を押し出し、日本のコンテンツ産業を盛り上げたいと国が考えるのならば、善良なクリエイターをしっかりと守ってほしい。

国として、そして人間として、善良で真っ当な判断を下すことを期待している。

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

6. 最後に

●受付番号 185001345000005770

私は AI によって筆を折られた、折らざるを得なくなった方をたくさん見ました。
ある人は生成 AI に絵柄を盗まれ、ある人は第三者から謂れのない疑惑を掛けられ…
これ以上素敵なイラストレーターさんに消えてほしくないです。
データを扱う創作者全員に言える事です。
学習データは切り貼りではない、などと創作者に泥をかける様な文言がありますが…
つまり『元となる創作データを"無断転載"して生成したものにちょっと手を加えたら著作権
は元の創作者から離れる』と言う事ですか。
何も創作者だけに限った事ではないですよ。
以前ディープフェイクにて生成された岸田総理のニセ動画が拡散されましたね。
誤情報の拡散防止という観点からあまりにも不適切なものではないでしょうか。
我々一般人もその可能性を孕んでいる訳で。
有り得ません。断固反対です。

●受付番号 185001345000005771

4. 関係者からの様々な懸念の声についてのクリエイターや実演家等の権利者の懸念の部分について、特定の作者の作品を学習させる行為（loRa）は厳格的に規制、または学習元となった人が訴訟を容易にする制度を設けるべきだと思っております。

今現在特定の作者の作品のみを学習させて、本人に対するいやがらせ行為（1,作者が普段描いている作風とは異なる、具体的に言えば性的にあたる作品を出力し、作者本人が書いたように誤認させる行為 2,作者風絵柄の作品として有償サイトなどに掲載し、本人に確認を取らず金銭を得る）

が行われており、学習元となった作者は現状泣寝入りする以外対応が難しい状態です。

そのため、特定の作者の作品を学習させる行為（loRa）による学習は、厳しく制限もしくは、被害にあった学習元の人に泣き寝入り以外の方法を与える制度があるべきだと思います。

●受付番号 185001345000005772

AI による画像、音声等のデータは、現状学習を望まない著作物を莫大に使用して生成されています。

中には児童ポルノを学習し生成する問題や、学習元の著作物作成者になりすます問題も発生しています。学術的な写真をインターネット上で検索しようとしても、生成 AI によるフェイク画像があふれてきており、そのうち本物か偽物か見分けがつかなくなってくると、子供の学習にも弊害が出てきます。

それらが容易に誰でもできてしまう現状、AI 生成ソフトを全面的に禁止にする、もしくは学習元に使用する画像に使用料を発生させる（一枚生成するごとに都度発生）べきと考えます。また同時に AI 生成物であることを生成物に必ず明記する必要があります。

ただ、それらをさらに別のツールによって無断使用、明記削除が出来てしまう懸念があるため、全面的に禁止すべきと思います。

●受付番号 185001345000005773

1. はじめに

生成 AI について早急に一時的な規制・制限を設けるべきだと考えます。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

(2) 生成 AI に関する新たな技術

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

AI による生成物である事の明示（消せないロゴやウォーターマークなど）の義務化が最優先事項であると思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

生成イラストに関しては、学習に対し賛同する人間から収集する形をとる方が良いと思います。

(2) 生成・利用段階

ア. 侵害に対する措置について 差止請求として取り得る措置（32 頁）についてだが、著作者が生成 AI による著作権侵害に対して生成物の廃棄の請求・著作権侵害の予防に必要な措置を請求することができると考えられるとあるが、請求が可能であってもその請求が通る可能性や、生成物の廃棄の確認や予防措置が取られているかの確認などを著作者個人で行うにはあまりにも必要な労力が大きいと思う。

イ. 請求が可能である事は生成 AI 自体への制限を設けなくてもよい理由にはならない、現状生成 AI を利用する人物による特定の著作者による人格攻撃や脅迫が横行しており、それらに対し費やされる著作者の負担は創作活動の比ではなく、全体の創作活動にも影響を及ぼすものと考えられる。

(3) 生成物の著作物性について

AI 生成物への創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については著作物性が認められるとあるが、その創作的表現の定義は何か、色を変えただけでも創作的表現と言えるのか、遠目には分からない加筆でも創作的表現と言えるのか、この文言には AI による生成物を合法にする為の抜け道として用意しているかのような不信感を抱く。

(4) その他の論点について

近年岸田総理の肖像を利用したフェイク動画が問題になりましたが、それに類似する肖像権侵害が一般国民に及ぶ可能性、直接的ではない著作権侵害、著作者の信頼低下に及

ぶ危険性が生成 AI にはあると考えます、SNS においては著名な人物であるか否かに関わらず、その人物の個人情報を収集し、氏名や住所を特定する人間が多数存在しています、そうした個人情報特定の発端となる迷惑行為においてその実行者の顔を生成 AI 等によって別の誰かに変えた動画や画像が出まわったらどうなるのでしょうか、赤の他人の迷惑行為によって個人情報が晒され職を失う国民が居ても良いのでしょうか、憶測ではありますがそうした危険性も生成 AI にはあると思います、同じように特定の著作者のイラスト等を模倣した他人を侮辱するようなイラストが広まればその著作者自身の信頼に関わり、創作活動の衰退に直結します、生成 AI は利用する人間をまずは制限しないと不要な被害や信頼の低下を招く存在であると考えます。

6. 最後に

現在イラスト生成 AI によってイラストレーター・その志望者が不安を抱えています、私も志望者として自らの目指す道が閉ざされてしまうのではないかと危惧しております、また、生成 AI を用いて現職のイラストレーターや趣味でイラストを描く人間に対し攻撃的・挑発的な言動を行う人間が散見されます、芸術創作活動の振興の為にまずはどちらを守るのが最優先か、文化庁の賢明な判断を望みます。

●受付番号 185001345000005774

結論から申し上げますと、生成 AI は創作の場にもビジネスの場にも全く不必要であると考え
る。

創作活動は言うまでもなく、このような(許可をしていない、どこかから盗んできた)既存の
絵からパターンを見出し組み合わせただけの代物に「創作」と名付けるのはおこがましい限
りである。

ビジネスの場に関しては、例えばイラストであればイラストレーターを、デザインであれば
デザイナーを、キャッチコピーであればコピーライターを、作曲であれば作曲家を起用すれ
ば良い話である。

また、著作権というクリエイターの人権までも脅かされているため、まさに存在するだけで
人権侵害のツールとを感じる。

SNS で特に大問題となっているものに関して、現在様々なクリエイターが創作の筆を折ろ
うとしている。生成 AI を用いてクリエイターに攻撃する者まで現れている始末であり、そ
の上それはかなりの数存在する。

以前ニュースでも取り上げられた生成 AI 被害者の方に関しては、明らかに人権侵害のよう
な加害を受けており、今なお精神を病んでおられるのに対し、加害した方は平気な顔をして
加害行為を続けている。しかも生成 AI を使用してである。

またある方は、自分の画風を加害目的に使用され、殺害予告まで受け、しかも一人ではなく
複数の生成 AI 利用者に誹謗中傷を受けていた。(ちなみに、上記主犯は同一人物である)

何なら、「クリエイターは AI のための餌だ」と中傷する者まで出てくる始末である。

被害を受けているのはクリエイターだけではない。■■■■■■氏が先日、本人の意
図しないポルノ画像を生成されたニュースもある。有名人だけがこの被害に遭っているわ
けではない。コスプレイヤーの方が全裸の画像にされた件もあるし、海外では未成年が自分
のポルノ画像を生成されて拡散されて自殺してしまったケースもある。

正直に言うと、私自身もその被害者になる可能性はありうる。大袈裟ではなく、今 SNS を
やっている方全員が不当に AI に学習され、意図しないものに生成されてしまう恐れがある。
私情ではあるが、絵が好きで、自分が唯一誇れるものだと思っている。もし自分の絵や自分
の写真が i2i など、自分の意図していない方向に作品を汚されたら、筆はおらなくても、
かなりショックを受けると思う。というより、今気づいていないだけで、実はどこかでもう
生成されているかもしれない。そう思うと不安で精神が不安定になることもある。

生成 AI は人の作品だけでなく、人間そのものに泥をぶつけるものだと思っている。このよ
うな兵器の存在を許すわけにはいかない。

また、今流通しているデータセットの中には CSAM が検出されたとのこともあった。更に、
限りなくリアルに寄った少女のポルノ画像を生成し、仲間同士で交流し合うという吐き気
を催すようなコミュニティも存在する。大変恐ろしいのは、実在児童のポルノ画像まで生成

できる可能性が十二分に高いということである。というより、上記にも書いた通りもう起きてしまった。

これはもうレイプ以外の何物でもない。こんな現状のままで生成 AI を推進することは、レイプを推進しているのと同義であると言っても過言ではないと思っている。

実在の人間(成人でも未成年でも)を簡単に加害出来る道具を推進するのが、果たして「クールジャパン」なのだろうか。

海外では既に規制の方向に向かっているのに、それにすら乗り遅れて、何がアニメ・ゲームの発祥地なのだろうか。恥ずべきことである。

議論を見ていると、推進する者は決まって「法的には問題ないから学習を止めることはできない」と言っているし、素案を見た限りだとそういう方向性で固めているんだろうと思うが、法的に問題ないから人を傷つけてもいいということだろうか。法的に問題がなければ、人の仕事がなくなっても、仕事に手をつけられないほど病んでも別にいいということだろうか。今一度、生成 AI の存在自体を考えて欲しいものである。

●受付番号 185001345000005775

AI 学習と著作権に関して当方の意見としては、

- ・無差別に収集された内容の学習に関しては制限されるべきではない。
- ・特定個人や団体の絵柄などを模倣する目的で生成されたものは規制すべきである（LoRA モデルなど）
- ・規制の範囲は諸国の標準もしくは最低に合わせるべきである。
- ・クリエイターの気持ちだけに寄り添ったものではなく、AI 技術者や企業が大手をふって国際市場と闘えるそういうものであるべきだ。

まず、この問題に関して当方としては、強い規制によって国際市場に負けるようなことがあってはならないと考える。そのため、国内向けの法整備など意味がなく、どうすべきかは、国際的な枠組みで決定するべきだ。少なくとも EU、アメリカ、中国などを巻き込んだものでなければ意味がない。そのうえでいえば、そういうものがない時点での国内向けの議論など意味がない。

そのうえで、当方として規制の基準を考えるとすれば、特定個人及び団体の模倣を目的としているかどうかの一点しかないだろう。膨大な情報を学習させる際にその情報の権利関連を調査するなどということは不可能ではないが、現実的ではない。一方で模倣を目的とするならば、すでにできているネットワークの一部を変更すれば、できるのである。実際に問題になっているのは後者でありそれを規制すればよい。

最後に、「便利なものはどうせみんな使う」のである。お気持ちに寄り添って厳しい規制を引いたところで規制が緩い場所で作られたサービスが大手を振って日本にやってきてそのころにやっと規制を緩くしてももう遅い。ならば、日本こそが AI をもっとも作りやすい環境にして第二の GAFA をうみだそうではないか。

●受付番号 185001345000005776

他人の著作物を無断で取り込んで新たな画像を生成する行為は、倫理的に問題があると考えられます。

著作権は、創造的な努力や知的所有権を保護するために存在しています。他人が創造した作品を尊重し、それに適切な承認を得ずに流用することは、その人の権利を侵害することになります。これは個人の創造的な表現を抑制する可能性もあります。

また、AI が無断で他人の著作物を取り込むことは、法的な観点でも問題となる場合があります。著作権法は、知的所有権を尊重し、許可なく他人の作品を使用することを禁止しています。

AI の技術の進歩に伴い、著作権や倫理に関連する問題はますます重要になってきます。個人や組織は、AI 技術を使用する際には適切な法的手続きを踏むべきであり、他人の著作物を尊重することが求められます。

要するに、他人の著作物を無断で取り込んで新たな画像を生成する行為は倫理的に問題があるため、慎重に避けるべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005777

イラストレーターや画家などの作品を学習し、他人の画風で勝手に商売をしたり、類似性が高い、真似をされた作者があたかも別の作品を作ったかのような作品を作ったり、作者本人になりすましたり、と作者本人が苦しむような悲しい事案が多く見受けられます。

あまりにも目に余る酷い光景が広がっているので、このような悪用ができないように、オリジナルの作者とあまりにも類似しているような生成がなされないようにするか、その生成によりオリジナルの作者の権利が侵害された場合は罰する事ができるように法の整備が必要だと思われます。

また、作者が学習を拒否した場合、それを遵守するルール、法律を用意すべきと考えます。

5.各論点についての（１）学習・開発段階

許可のない学習を、例外なく全て違法にしてほしい(現在学習済みのデータも含む)

研究のみに使用される分には問題だとは思いますが、一般に向けリリースされる場合、一般のユーザーが自由にそのデータを使用できる事については大きな問題があると思います。

生成された画像が既存の作品と似ているか似ていないかや、著作権の有無以前に、国内外問わず多くのクリエイターが学習を拒否しています。クリエイターが仕事をすればするほど損をする一方的な搾取の構造は勿論、生成 AI を使い、特定の作家になりすました作品の販売、殺害予告にまで発展した執拗な嫌がらせ、明らかに児童に見えるボルノ画像の生成、販売、特定の人物そっくりに作られたフェイク画像、デマなど書ききれませんが、これらを見るに、とても人々に貢献し文化の発展の一助になっているとは言えません。一体どんな問題があって、何を解決するために、どんな目標があって生成 AI を開発、発展させていこうとしているのでしょうか。現在の状況では生成 AI という技術が犯罪ツールのように感じてしまい、遊びであってもとても使おうとは思えません。

生成 AI の学習に関しては、クリエイターだけの問題ではありません。一度でも自分の顔が写った画像データや、声、話し方などが記録された音声データなどを学習に使用されればどんな目に遭うか分かりません。精度が上がるにつれ、ありもしない証拠を作られ犯罪者に仕立て上げられるのではないか、近しい人がオレオレ詐欺などの被害に遭いやすくなるのではないか。これらの事が、高度な技術が無くとも、生成 AI によって誰でも簡単に気軽に量産できてしまうことは問題です。

以上の事から、生成 AI に関して、許可のない学習ができないようなシステムや法律の整備が必要だと考えます。そんな事をしては生成 AI は成り立たないというのが現状だと思います。しかしそこがクリアされてこそ、人々の助けになる素晴らしい技術になる事と思います。

●受付番号 185001345000005779

大好きなイラストレーターさんが AI 生成により絵柄を取られた上、声を上げただけで殺害予告や悪質なりすまし、誹謗中傷を受け、活動休止を余儀なくされました。そもそもデータセットの時点で同意も何も無い絵や写真を沢山突っ込んでいるにもかかわらず AI で文化を発展と言われてもわけが分かりません。そもそも自分たちの手で生み出した絵を淘汰しにかかるところが本気で訳が分かりません。なんでこんなもの推進しようと思ったんですか？文化的発展よりも後退や荒廃の方が進むと思います。さっさと規制してください。悲しいし悔しいし苦しいです。

●受付番号 185001345000005780

・個人

・ 5. 各論点について (2) 生成・利用段階 イ 著作権侵害の有無の考え方について (イ) 依拠性の考え方について 丸二、AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合

「ただし、当該生成 AI について、開発・学習段階において学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において生成されることはないといえるような技術的な措置が講じられているといえる場合」

この判断は慎重にお願いしたいです。現状出回っている生成 IA サービス等において、「生成・利用段階において生成されることはない」という説明があったものの、実際には類似した生成物の生成が行われたケースを目撃しています。生成 AI においてはその結果の多様性と試行回数の多さから、開発者や事業者が認識・想定していない結果が出力される可能性があり、「技術的な措置」について絶対は存在しないと考えています。これと脚注 37 と同意し、この丸二のケースに関しては『依拠性は否定されず、AI 利用者の過失が否定されるにとどまる』と意見します。また、「当該生成 AI を開発した事業者においても、著作権侵害の規範的な主体として責任を負う」場合があるではなく、必要があると考えます。

●受付番号 185001345000005781

AI 生成の学習に関しては著作権者の許可制にするべきであり、禁止されているものを学習している場合には著作権者の権利侵害とするべきであると考えます。

許可している著作権者に関しても生成によって享受した利益を著作権者に帰属することで無許可生成の防止につながるものと考えております。

特にイラストレーターなどのクリエイターへの不利益が目に見えますので、不当な使用に関しては著作権侵害などの罰則の強化による抑止力を高めていただきたい所存です。

●受付番号 185001345000005782

AI に学習させる様のイラストを素材として限定すれば良いと思う。絵師から有償で買い取って素材にする。または AI 専用の素材サイトに有償で登録してそこから素材を買う。

でないと著作権はどうなるのですか？

日本はアニメやイラストが大きな文化財なのではないのですか。

●受付番号 185001345000005783

2.検討の前提として

2 AI と著作権の関係に関する従来の整理

AI 使用時の法律 30 条の 4 の適用対象の具体例について書かれているが、現状の AI の使用について、イラストレーターの作品を AI に学習させることによって出力されたイラストを用いた収益化という目的が多くみられる。なので AI によるこれらの利用については、手続きなどにより認められた事業者などにのみ使用を許可する方式にすべきではないかと思う。

5 各論点について

2 生成・利用段階

作品の類似性という結果を主論にしているように思えたが、生成 AI が他者の技術や時間などを対価に作られた作品を土台にしている前提がある時点で、既存の著作権侵害の例とは異なるのではないのか。例えば創作者が学習を許可していない場合に無許可で学習に使用されたことへの何かしらの対応があるべきだと思う。

生成 AI が他者の作品を使用して成り立つ以上、創作者に使用料などの還元が行くべきだと思った。また、類似性が認められた場合、きちんと学習元のデータをすべて確認する方法はあるのか。

●受付番号 185001345000005784

現在世間で主に使用されている生成 AI は数々のイラストから無断で絵を盗み、切り貼りをしてイラストを作り出す悪質なシステムです。そこにオリジナリティは存在しません。よって私は著作権は発生しないと考えます。

また、日本のイラストというのは海外における漫画文化等もあり大変価値のある物です。日本絵の流出は日本の技術の流出です。もう間に合わないかもしれませんが、どうか止めてください。AI 絵を応援するような政策はお辞めください。

確かにイラストレーターは何をしているか分からないし、どうやって描いているかもわからないのでこの先 AI でも良いじゃないか、となる気持ちは分かります。絵を描かない人ほどそう思うでしょう。ただしイラストというのは基本的に 10 時間以上かかるものです。人体の筋肉の把握から始まり綺麗に見える塗り方、様々な顔の角度などを研究し練習を重ね、長年修練を重ねてきた者だけが依頼を受けることが出来ます。そして頭のとっぺんから爪の先までクライアントに喜んで貰えることを一番に考え時間をかけて描きます。その時間があるからこそ、ここはこの色を使用した、このようなことが伝わるように描いた、など中身のある絵が出来上がるのです。

やや教養の無い文章で申し訳ありませんが、どうかお考え直して頂けると嬉しいです。

●受付番号 185001345000005785

AI 生成物に著作権を持たせない。

もしくは第三者の著作物の権利を侵害しない事を義務付ける。

IODATA からコピー

デザインデータに、お客様以外の第三者が権利を有している、画像、イラスト、文章、デザイン等の著作物 以下第三者の著作物 を使用する場合には、必ず、事前に権利者の許諾を得る必要があります。権利者からの許諾を得ていない場合には、第三者の著作物を使用することはできません。

AI 生成サイトが国外の海賊版サイトや無断転載などを学習に使用しているため、数万数億枚のイラストや写真の権利を侵害しており、その全ての許諾を取る事は非現実的な施策であるが、児童ポルノの生成などに実在する児童の肖像権などが侵害されている以上放置する事は出来ないと思われる。

●受付番号 185001345000005786

1 部の資格を持つ人のみ生成 AI を利用できるようにして欲しいです。

また、生成 AI に著作物を学習させてもいい方のみ学習できるよう、著作物に生成 AI を崩壊させる透かしを入れるように呼びかけが必要だと思います。

SNS 上で上げられている著作物の学習を禁止にして欲しい、生成 AI を著作者への嫌がらせや悪事にはたらく人も多いので著作物と著作者を守り、AI 技術の発展を考えた法律を作ってほしいです。

●受付番号 185001345000005787

主にイラストについて。

1

4. 関係者からの様々な懸念の声について

作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

とされるが、現状特定のイラストレーターへの嫌がらせのために追加学習を行い、それを投稿し販売しようとする生成AIユーザーが存在する。嫌がらせは継続的に行われる。

こういった場合、現在警察も、政治家も、弁護士も助けてくれない。

相手が明確な悪意を持っていて、かつ明らかに絵柄を模倣したものを生成AIによって作っている。しかし同一の作品は存在せず、販路はさほど影響を受けない場合、一体どのようにして誰に助けを求めればいいのか。

どうすれば相手からの嫌がらせが止まるのか。

1 相手が嫌がらせに飽きるのを待つ（相手は次のターゲットを探し、同じことを繰り返す）

2 自分が表舞台から去る、作品作りを辞める、命を絶つ

3 相手を殺す

極端ではあるが、本当に現状これくらいしか取れる方法が無い。多くの場合耐えられず2を選ぶ。3に至ってはこちらが罪人になる。これが果たして法治国家であっていいことなのか疑問に思う。

絵柄というものは多くのイラストレーターにとって大切なアイデンティティであり、容易に他人が奪ってはいけないものであるのに、線引きの難しさから法律上で軽視されているように思う。

2

現在、AIで生成したイラストを手描きであると偽って販売する手法が横行している。平たく言えば詐欺になるだろうが、法的根拠を持ってそれらのイラストが生成AIによって作られていると証言することが難しいのである。

生成AIによって作られたイラストを複数枚見ていると、だんだんとどれが生成AIによって作られたものか判別できるようになる。しかしこれはあくまで主観であり、加えて最近追加学習元のイラストレーターの絵と区別がつかないほど精度が高くなってしまったモデルもリリースされたことから、説得力に欠ける。万が一の場合、詐欺を指摘するとこちらが名誉棄損で訴えられかねない。

判定用のAIもあるが、精度は完璧とは言い難い。やはりウォーターマークのような技術が欲しい。

そもそも元のデータが研究用であり、それらを健全とはいえないやり方で用い作られた生成 A I によって金銭を得ている人間がいることが既に在り方として・道徳的にも矛盾している。

3

生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

この部分について、それは追加学習によって絵柄を模倣するモデルを使用した場合にも同じことが言えるのか。もしそうであれば、あまりにもむごい。

「創作的表現」とはどこまでを指すのか。このままでは、この法律改正を盾に生成 A I で画像を作成し、1 ピクセルでも描き加えれば著作物だと主張し、それを販売する人間で溢れてしまうことが容易に想像できる。

●受付番号 185001345000005788

前提としてクリエイターとしての意見であることをご承知下さい。

・AI 利用者の懸念について(14 頁)

特に 3、4 に関しては論じるに値しないほどの稚拙なものである。3 に努力せずに、とあるが他人の成果物を許可なく不当に利用して作られたもののどこに「努力」が存在するのか。4 に関しても同様である。作っていないものに守られる価値は必要なのだろうか？加えて、元にしたデータを模倣し、生成するものに発展はないのではないだろうか。これらは特に絵画、イラスト、音楽、デザインなどあらゆる芸術において言えることと考える。テレビゲーム(現代であれば Switch や PS5 などを目指す)において、以前データだけを抜き、購入せず遊ぶことが昔問題になったが(マジコンなど)今回の件はクリエイター側からすればそれと何ら変わらない状況であることを承知いただきたい。

・法的な整備について

現在進行系で被害に合われている方の例として Twitter(現 X)に「 」という方がいるが、自身の絵を不当に AI に使われた挙げ句、なりすまし同然のことをされ、目に余る誹謗中傷を経て活動休止に追い込まれている。私見として、この数年において少なくともイラストの AI 生成に肯定的な人物(これは AI 自体の作成者も含む)はその全てが基盤としているイラストレーターをただの材料としかみなしていない。その結果このようなことが起きている。また、問題の一つに不当に生成されたものを利用しイラスト投稿サイトの有償提供プラン(fanbox など)で金銭を稼ぐ方が非常に多い。これもこうした問題を助長しており、迅速に法整備が行われなければクリエイターおよび文化が今後失われていくことは明らかである。よって私が意見したいクリエイターを守る法は以下である。

・生成 AI の認定制度

研究に使われる機器のように何らかの機関が生成 AI を調査し利用しているデータに違法性がないかを判断し、ない場合に認定とする。クリーンな AI と表に示せるのであれば「AI 利用者の懸念点」にあるいくつかの事項への回答になるのではないかな？

・開示請求

生成物に対してクリエイター側が自身の成果物が含まれていないかを生成 AI 側に証拠を求めることができる。これができない場合は違法とする。既に世の中に stable diffusion をはじめとするオフラインで利用可能な生成 AI が出回っているためこうした処置が必要に思われる。根本的に生成物か成果物かの判断は作成過程(線画など)の情報やこれまでの成果物からそれを作り得る技術を持っているかなどを含めて総合的に判断する必要がある。

・刑罰

生成 AI を利用して金銭を稼いだ場合、元となるデータに不当に使われたデータが存在した場合その全てを没収および罰金を処す。

以上

一刻も早い段階で厳重な規制が行われることを期待します。

●受付番号 185001345000005789

生成 AI の使用に際し、他者の創作物などは一切用いず自身の創作物に対してのみ使用し、自身の創作技術を向上させる為の手助けとして使用ことに対しては、大変有効的であると考えております。

しかし昨今の SNS などでは、他者の創作物を生成 AI に取り込み、あたかも自分の創作物であるかのように生成 AI 画像を投稿したり、そもそも投稿する際に何も言及が無かったりする例を多々見受けられます。

クリエイターの仕事が減るばかりか、著作権の侵害において実際に被害を受けている例が「懸念」ではなく、既に多々事例があるのです。

そのような中では、漫画家やイラストレーターなど創作にかかわる方々の創作意欲は減衰するばかりであり、生成 AI の普及、悪用によりオリジナリティや創作を楽しむこと（読者、創作者ともに）が失われてしまいます。

そうなってしまつては、文化が衰退してしまいかねません。

生成 AI が悪いのではなく、それを使用し他者の創作物や尊厳を傷つけてしまっていることが第一の問題だと考えております。

どうか、今一度生成 AI と著作権において、更に細かく、穴が無いよう法を考えていただきたいです。

全ての創作者と、生成 AI が共存できますように。

創作者が、「全く絵を描かず楽をするため」ではなく「自身の技術向上のため」に生成 AI を安心して使用することのみを目的とした使用方法でありますように。

どうかご検討宜しくお願い致します。

2(1)には著作権法が文化の発展に寄与することを目的とする旨が書いてある。また、1では生成 ai の利用を中心に創作活動を行うクリエイターが出てきたとある。無数の問題を抱えた生成 ai を使ってまともな創作を行おうとしている人間が実際に多くいるのかは疑問だが、それはおいといて、たしかに、生成 ai を利用することができれば 1 人でできる創作の幅は広がるかもしれない。ゲームプログラムをメインで行うものが、他分野における技術の不足を補うために生成 ai を用いて意になかったグラフィック、サウンド等を用意し従来では不可能な規模の創作を可能にするかもしれない。映像でも、アニメでも、様々なコンテンツにおいて、個人が手を出せる領域が広がるだろう。また、制作にかかるコストや時間を削減することも可能になるだろう。しかし、従来仕事を任されていた単一メディアにおける表現者を搾取するような形をとるのはずいぶんと独りよがりなことではないだろうか。本来であればそうした素材を作成することになっていた人たちは、自分らの表現を一方的に特徴抽出され、誰もが表現力にただ乗りできるようなシステムに利用されるだけにとどまり、実際の仕事は生成 ai が安価でこなすことになる。表現力のフリー素材化だ。こうした構造が搾取性を帯びていて著作者の利益を害することになるというのは前項で述べたが、これを放置するとどうなるかを考えたい。

当然、単一メディアコンテンツにおける多くの需要が生成 ai によって賄われることになり、市場、界限は縮退していく。すでに高度な能力とブランドを構築できているハイレベルなアーティストはまだ価値を保ち続けることができるだろうが、中堅や若手はそうはいかない。日銭を稼ぐ仕事がない、下請けとして力をつけるための仕事がない、ということで若手らが参入できる場所が減り、労働意欲も減退し、人材が減る。そもそも気の遠くなるようなはてしない時間をかけて獲得するような表現力を、機械による無差別特徴抽出によってだれしものが気安く利用できるようになっている時点で、創作意欲は著しく減退する。現時点ですら、未熟なものは「中途半端で未熟なクリエイターは要らない」「ai 以下」「人間は養分」と見下され始め、心がとても傷つく。

こうした状況が常態化すると、人材の減少に伴い、単一メディアコンテンツによる表現の発展、多様化が停滞することになる。生成 ai を使いながら表現を発展させていける可能性もあるだろうと考えるかもしれないが、それはあり得ない。まず、生成 ai を使おうが使わなかりょうが、どんな道具をつかおうが使わなかりょうが、創作技術というのはいくつかの本質的な能力を必要とする(「作りたいもの、魅力的なものを思い描く力」「思ったものを形作る力」「何が微妙で何が良いのかの感覚的理解」「なんで良くてなんで良くないのかの経験的理解」「より良くしていくにはどうすればいいかを鋭く見極める力」など)。そしてこれらの能力は例えばイラストで言えば、自らの手で平面上に一つずつストロークを引き、形を作っていくという極めて濃密な学習体験をもってですら何千時間もかけてたくさん試行錯誤して、失敗も繰り返して、何度も何度も挑戦、失敗、後悔、反省、改善を繰り返すことでようやく

手に入る能力である。肝心の作画をさぼり、あそこまで自動化した工程を繰り返しているだけでは残念ながらどれだけやったところでそうした能力が鍛えられるわけもなく、時間の無駄である。生成 ai は完成物を教師データとしてとりこみ、パターンや傾向に応じて完成物を直接出力させるだけにとどまるわけで、利用者がそのパターンや傾向を生み出す過程の能力、知見を無視している以上、表現を持続的に発展させていくことはできない。そうして人による表現の発展、多様化が停滞してしまうと、人の著作物に完全依存する ai による表現も停滞し続ける。依存しておきながら依存元を縮退させる現在の構造は発展の持続性を殺してしまう、イラストという単一メディアにおける表現を愛するものとして、これはどうしても見過ごせたことではない。

創作文化というのは、様々な分野においてそれぞれが表現力を磨き発展し続け、それを提供しあうことで成り立っている。特定の分野を搾取する構造をつくると結果的に一部の発展が止まり、その影響が全体に波及する。以上を踏まえると、生成 ai を導入することは最終的に文化全体を腐り果てさせる悪手にしかなりえないと思う。

●受付番号 185001345000005791

(2)(1)「特に、AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある」とあるが、あまりに生成 ai の強大さを軽視しすぎているのではないだろうか。生成 ai は人が何千時間もかけて習得していく表現力を学習元に利益をもたらすことなく安価ですべての人間に提供するものである。また、表現生成のペース、スケールも極めて大きく、生成 ai は既に 150 億枚もの画像を生成していると言われている、これは人類がカメラ登場から 150 年かけて製造した写真の数に相当する。

人間の何万倍ものペースとスケールで学習と生成を繰り返す生成 ai を、人間中心の既存のルールの下放置しているといくつもの歪んだ問題が発生することは間違いない。実際、すでに検索汚染（加えてそれに付随する情報流通阻害、コンテンツ流通阻害）、文化阻害、ディープフェイク急増、個人情報・機密情報の漏洩、意図せぬ権利侵害等の問題が発生している。他にも著作者の利益をや文化の発展を阻害されているという議論も重々なされているだろう。

今までコンテンツを学習し、新たにコンテンツを生成する存在は人間以外いなかった。社会のあらゆるシステム、文化、精神は人が時間をかけて学び、時間をかけてものをつくっていき、時間をかけて継承、変化していくという人間中心的な前提のもと成り立ってきた。しかし、人知を超えたペースとスケールで学習と生成を続ける生成 ai の登場によってそうした前提ルールは崩壊した。生成 ai は今までの新技術とは明らかに異質で、世界の前提を塗り替える前代未聞の存在である。人の学習や記憶と同じようなものだから従来通りで問題ない、とは口が裂けてもいえないはずだ。せめて「生成 ai については特別な法をもって扱う必要が出てくる可能性があることも検討すべき」くらいの認識は持ってほしい。

●受付番号 185001345000005792

5. (2) 生成.利用段階にてご意見送らせていただきます。

現在、SNS やオンライン上で作品を販売できるサイトなどにおいて話題に上るようなイラストレーターの作風を模倣したような作品が多く見られるようになっていきます。

「作風を模倣した作品」は AI 登場以前より散見されており、この点に関しては製作を進めていく中で個人の作風が付加されたものになっていくため、結果的に参考とした作風は失われその人個人の作品として確立されることは私としても実感しているところです。

しかし、AI 登場後は有名な作風を利用した生成物であふれかえり、収集元であろうイラストレーターの作品と遜色の無いものも多く見受けられるようになりました

イラストレーターの方の中にはこれまで自分の培ってきた技術、作風などを AI に利用されることを嫌う方が多く見られます

実際に精神的に追い詰められ活動に支障をきたしているという方も多く見られます

これらの事態は

.生成 AI によって出力された生成物が AI によって作られたものかそうではないのかの判断ができないこと

.悪意を持った一般個人でもほぼ負担なく簡単に AI 生成が利用できること

.AI 生成の内容自体に制限がほぼなく、現実の人物を利用したフェイク画像など情報社会においてい嘘の情報が生成できてしまうこと

上記三点に対して制限がないことがこれら事態を招いていると考えます。

長文駄文失礼しました、どうかご一考よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005793

2. 検討の前提として（１）ウ 権利制限規定の考え方に関して（法第 30 条の 4）と著作者人格権の関係性に関しての言及がもっと書かれるべきだと考えています。

現在の最新の画像生成 AI は他人の著作物を素材として利用して、少しの改変を含みつつその表現形式上の本質的な特徴を感得してしまう画像を、きわめて容易に作成することができます。

文章生成 AI に関しても同様であり、新聞記事がほぼそのまま出力されるといったケースも極めて頻繁に起こっています。

こと最新型のこのような生成 AI が出現した以上は、著作者人格権に関しての言及と議論がガイドライン上で行われなければ、大量の著作権者が著作者人格権を無視され、

不利益を被ることは明らかですし、実際にはすでに被害が多発していると私には思えます。

（代表例です）

最新型の画像生成 AI などは本来は画像複製圧縮復元合成 AI と表記されるべきです。

現状のままであれば、著作者人格権の侵害ケースが大量に発生する予測しかできません、許可が取れた画像、また他の形態の著作物しか生成 AI には複製させてはいけません。

●受付番号 185001345000005794

生成 AI による他者の技術の模倣、盗用は学習したイラストを切り絵の様に調整し調整した物であり、最近では元の絵が出る可能性は高く元にした著作物とほぼ似た絵が出るようになっている。

そもそも既存の生成 AI は著作者に無断で使用了海賊版データを使った物が非常に多く、その盗用自体が著作者に精神的苦痛を与えているものとされる。

それにより自殺者、自殺未遂の事件、または生成 AI を利用した加害行為を持った絵柄の盗用作品による嫌がらせにより活動を休止する創作者も出てきており創作者の創作意欲を傷つけ多大な精神的苦痛を与えている。

他の創作者の制作物を模倣、盗用した作品を AI に命令すればだれでも作り出せると言うのは、誰もが有名な著作者に成りすまし詐欺行為、成りすまし行為をできるものと考えられる。これらにより著作権のみならず名誉棄損や信用毀損も可能であり、声や容姿のデータもあればそれらを利用し盗用したデータを作る事によりネット上での詐欺行為を促進させると言ってもいい。

中国でも友人の声を生成 AI に真似させ成り済まし金銭を奪った詐欺事件も起こっており、生成 AI は誰もが使えてはならない物と考えられる。

こういった悪意を持つ人間がいることを前提にも置かず、生成 AI の利用を制限せず、法的な罰も作らずに推し進める行為は著作権の侵害だけでなく詐欺や犯罪行為を促進させると言ってもいい。

また、日本のみならず海外のアニメ、漫画、イラストレーター文化などを愛する方々も日本の創作者を心配する声を上げており、AI が著作権を侵害しないとすることは、生成物に著作権を与える行為は彼らの心配、期待、好意を無下にするといいだろう。

●受付番号 185001345000005795

(1) カ(イ)において、学習時の権利侵害に対する措置を考える際「当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合は、学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存しているとして、法的には、当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合も考えられ、当該学習済モデルの廃棄請求が認められる場合もあり得る。」とある。しかし、だったら学習時の複製権侵害関係なしに、作ったモデルそのものの複製物性もはじめて問われるべきである。

現在、複雑な指示を用いずともとも gpt4 が new york times の記事をほぼそのまま生成してしまう事象が確認されている。midjourney ではいとも簡単に既存のキャラクターを出せてしまうことが確認されている。ピカチュウと書けばピカチュウが出てくる。これらの事例から、少なくとも今あげた生成 ai サービスに用いられている生成 ai モデルにおいては、内部パラメータに一部の学習元著作物の複製に相当する情報が内在しているのは明らか。著作権で保護されたコンテンツの複製情報を内在させるような情報解析の上での生成システムが著作権侵害にならないのは非常に不自然である。これは開発学習段階が〜とか生成利用段階が〜とかいう話ではなく、あまたの学習"の末作られた、複製情報を持つ生成 ai モデルのデジタルデータそれ自体が複製権侵害組成物だろうという話。生成 ai モデルは学習元著作物が圧縮されているような側面を持つので、圧縮ファイルと同様複製にあたるだろう。非享受目的かどうかは関係ない。なぜ開発学習行為と生成利用行為のみに著作権侵害の有無を問い、デジタルデータである ai モデルそのものに複製の有無を厳格に問おうとはしないのか。ai モデルだってデジタルデータなんだから複製の有無が厳格に監視されるべき。制限規定も用意せずにそれができないなら著作権法は破綻している。"

●受付番号 185001345000005796

著作権侵害は被侵害側の対処の負担が大きいうえ、泣き寝入りになりやすい代物である。権利制限の仕組みを考える際にはその点を十分鑑みて、著作者個人の負担が過剰にならないように細心の注意を払うべきである。しかし、現状の生成 ai の利用状態では i2i,絵柄重点学習などを通して個人の著作物を侵害してるかどうかわかりにくい、侵害している可能性が十分にあるようなものが容易に作成できてしまう。それに対して「生成利用段階で権利侵害されたら普通に訴えればいい」とだけ言い放って著作者個人の負担に何の配慮も見せないのは著作権を軽視しているように思えてならない。

●受付番号 185001345000005797

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

※項目的に的外れだったら申し訳ありません。

自分とはある EC サイトの出店に関わっている者です。

最近 EC サイトから提供されるサービスとして、商品画像に生成 AI を用いて背景を付与する活用ができる…というような案内があり、生成 AI ってなんだ？と興味をもちました。

そんな経緯でこちらにもたどりつきました。

EC サイトから提供される画像生成 AI が何のデータに基づくのかは、まだわかりません。

ただ仮に『開発のために利用された著作物』の全部を開示してもらえたとして、それ全てに目を通すって現実的なんでしょうか。

しかもそこから、「取り込まれている『当該著作物に類似したものが生成され』てしまった！」なんて個人で判別できるものですか。

お客様に提供する画像ですし、何かあれば店舗の責任ですから、使うのはちょっと不安だなと感じました。

けど、大きな企業がここまで勧めるんだから、安全に使えるものや事例があるんだろうと思って自分なりに調べてみました。

恥ずかしいことかもしれませんが、多少グレーでも仕事で便利なものは使えたらいいな思ってしまうたちなので。

そしたら、海外のものが優秀で別に日本は(まだ)たいしたことないし、児童ポルノとかフェイクニュースの事件の情報も目に入るし、自分はかなり狼狽えました。

既に起きている現実的な被害にどう対処するのかを先に提示してもらえないと、新たな技術とか言って喜んでるの見せられても怖いですよ。

少なくとも自分の立場では、現状の生成 AI を使って商品画像を作っているショップを信用できないから使いたくない、自分も使えないと感じました。

使えたらいいな～と呑気に思った浅はかな自分が書くのも格好悪いですね。

けど信用の有無って、著作権を守るのと同じくらい企業や人にとって大切なものだと思います。

というか、利用者側的に、よくわからないのですが…

開発段階では無償で著作物を利用させてもらえるんですから、上手くいったなら安全なツールとして著作物に対価を払って新たに進めるのが開発元としては自然じゃないんですか。対価を払って著作物問題をクリアし、中身を精査してポルノの恐れがある写真を無くせばいい。

それだけで当案にある著作権侵害を懸念する声やニュースになっている問題も薄まって信用も得られるじゃないですか。

生成 AI を利用する人を守りたいと思っているのであれば、そちらが急務だと思いますよ。
著作物にお金を払う、生成 AI 開発に資金を募る、どちらも文化的だと思いますが。
文化的なものにお金を払うことを、文化庁さんは推奨していいんじゃないでしょうか。

●受付番号 185001345000005798

(3) イについて

「AI 生成物を生成するに当たって、創作的表現といえるものを具体的に示す詳細な指示は、創作的寄与があると評価される可能性を高めると考えられる」とあるが、この考え方はおかしくないだろうか。まったく同じものを作ったとしても、指示の具体性によって著作物性の有無が変化するというのは不自然すぎる。表現を形作る過程を機械に丸投げしてるくせに無理に著作物性を付与しようとするからこんな不自然なことが起こる。これが創作といえるのか？

こういった点で、生成 ai を利用することの異質性を十分に認識していただきたい。強い違和感を覚える人が多くいるのは当たり前で、著作権厨などと馬鹿にしている場合ではない。実用上においても、どのような指示によってコンテンツが生成されたかなど監視不可能であり、素案のような考え方のもと生成物に著作物性を付与するとコンテンツの権利処理がガバガバになってしまう。

chatgpt が吐いた文章を自分の著作物だと言い張ることのばかばかしさであれば理解を示せる人が多少はいるだろう。絵描きからすればイラスト生成もそれと全く同じ感覚なのだが、そうやって言えば少しは伝わるだろうか。よほど高度な編集著作物でも作らない限り、生成物に著作物性を認めることには断固反対する。

●受付番号 185001345000005799

A I はあくまで資料として使われたり、自分ではわからない用途を A I に手助けしてもらうことには賛成だが、盗用するという悪質な手口の輩も排出されている現状。

その上 A I で作られたものを悪用しつつ個人に誹謗中傷や殺害予告するなどの脅迫やなりすまし行為をする行き過ぎた社会不適合者が複数人が寄って集って行う状況に A I は厳しく制限すべき。

そもそも A I は多くの情報をまとめた知識倉庫ではある。

が、悪用されればネット技術が他国より遅れのある現代日本では損害を生み出す可能性は非常に高い。

何より知識の源にあたる人物達には何の保証もされないし、とんだとばっちりの被害を受けられた方々も多数。

クリエイターの士気は落ちるし、数ある中の素晴らしき人材の活躍も悪質な人物達の感性によって改悪したものを見せつけられるこちらとしても遺憾極まりない。

日本は後手後手の対応しがちで真っ当な意見が少ないという個人的な思いもあるが、何十年も経てば経済に大きな損害になるのでは？

バブル経済から何十年も経った今、あの頃の面影はなく一般市民の経済は苦しくなり、前向きになれないこのご時世に娯楽を得て今を凌いでいるが、腐敗した思想が A I の介入により我々一般市民に娯楽を与えてくれるクリエイターを苦しめているかと。

日本に A I はまだ早すぎるし、年々思考能力の低下による幼稚な行動の輩がいるのも否めない。

これは子供に限らず、大人でもそうだが。

若い人間がわけもわからず A I ばかりに触れていれば天狗となり、他者を見下す性質をより増長させるなど危険思想へと変化するだろう。

仮に A I で有償を受け持つならば 1 割のみ本人に還元し、残りの 9 割は税金や A I の情報元に還元するなどすれば情報提供に協力してくれるのでは？

ただし、本人の許可なく行った場合は刑事告訴できるなどの法を真っ先に作っていただきたい。

A I だからとかではなく誹謗中傷は許されないし、許してはいけない。

一つ心配があるとすれば多くの誰かの命が犠牲になってようやく重い腰を上げる政府にどう対応するのが最大の懸念。

●受付番号 185001345000005800

創作市場にて明確に作風を模倣され、濫造、AI 生成であることを隠してのコミッションサイトでの金銭の授受、さらには本人への脅迫など損害を受けている作家が多いなか、AI 規制に関し「柔軟な対応」をするという具体性のない法案には不安を感じます。

法案を読む限り、現在存在しているデータセットの解析が難しいために、たとえ海賊版サイトからスクレイピングされていたとしても罰則の対象とできない可能性があることになっています。さらに、海賊版サイトについては対策をとっていると主張する国に対し、画像や映像が転載されたサイトがいくらかでも見つかります。海賊版サイトの規制を徹底できていないにも関わらず、現状と変わらない所信表明に終始しており、生成 AI の規制についての議論を避けているように感じます。

以上の理由から、とても現在商業活動を行っている創作者への救済が十分であるとは思えません。

また、前回のパブリックコメントについて、政府の発表のなかでは児童ポルノを目的とした生成 AI についての抗議を欠いていました。こちらは元となるデータセットの存在も、またそれにより生成されるイメージが元データの実在する青少年の名誉を毀損する重大な問題であり、生成 AI の規制に十分な問題だと考えます。

繰り返しますが、全体として生成 AI により引き起こされる、また引き起こされているクリエイターやデータセット元の人間の損害を軽視し、悪用を目的とするユーザーに有利となる法案だと感じます。

生成 AI が経済にそれほど良い影響を与えていない一方、明確に日本のコンテンツ産業が後戻りできない悪影響を受けている現在、重要産業を保護するべく一度強い規制を考えるべきではないでしょうか。

4. 関係者からの懸念について

私の懸念、不満を端的に羅列する。

【不快感】

・人の表現力を誰でもフリー素材のように使えるようになる状況は、これまで気の遠くなるような時間をかけて努力してきた者やこれから努力する者にとってシンプルにしんどい。人の作品勝手に使ってこんなもの作らないでほしい。

・そのソフト使って作ったものが、アイデアから表現を形作る過程を機械に丸投げしているくせに手作りしている人と同じ創作として同列に扱われるのもつらい。気持ち悪い。

・中途半端なクリエイターは要らないと言われてたり、aiの養分と呼ばれたり、ひどい。

・学習元と同種のコンテンツ生成のための特徴抽出に勝手に使われるの結構気持ち悪い。自分が汚される感覚。人に参考にされるのは平気（丸パクリとかトレスでなければ）なんだけど、なんでかな。自分の著作物がパラメータに改変された後、そのパラメータから絵が生成されるのが同一性保持権を侵害された時のような苦痛を生じさせるのかな。

・類似性が満たされない範囲だとしても LoRA や i2i に使われるの前項同様に気持ち悪い。これは作品を直接改変されたような気持ちになるからマジでキモイ。

・創作文化、精神というものは元来、若手が現存のクリエイターの著作物を消費、享受しながら学び、時間をかけて技術を磨き、リスペクトをもって新たな表現を生み出し、供給を引き継ぐことで回っていくエコシステムの上に成り立っていたものであり、そういう認識を共有しているからこそ、学習、参考、インスパイア、パロディ、二次創作などが温かく受け入れられて来ていた。そうしたシステムをガン無視する生成 ai に一方的に利用されて一方的に界限を荒らされるのは不快。

・学習元に依存してるくせに学習元の界限ぶち壊して意気揚々としてるのほんと理解できない。

・ai に不快感示したら、「お気持ち」「反知性」「前時代的」と馬鹿にされるの不快。

・嫌われたら自分の作品を使った嫌がらせされる可能性が結構出てくるのほんとつらい。

・この状況で筆折ったらやる気ないと見下されたりするのうざい。

【説明不足感】

・人の権利を制限してまで無断学習を行っているわけだから、もっと説得力のある説明の下制度設計を進めてほしい。それができなきゃ財産権侵害。現状には疑問しかない。

・本当に著作者の利益害さない？「1.消費者は知的精神的欲求の充足を求めている 2.著作者は時間をかけて努力し、表現力を磨いて作品を作る 3.消費者は対価を払い、その作品を利用して知的精神的欲求を満たす。 4.対価を受け取った著作者は努力に見合った報酬を得る」という構造がある中で、人の著作物を対価を払わず一方的に特徴抽出し、その表現力を利用して学習元相当のコンテンツを容易に生成することで知的精神的欲求を満たそうとす

るシステムである生成 ai は、この価値の循環を破壊する。人間と比してはるかに強大である製造能力の下大量に生み出されるコンテンツは現在でも学習元コンテンツと競合している。

- ・本当に有用性ある？生成 ai を使って革新的なことをしていくビジョンがいまだに示されていないが、搾取の下のコストカットを実現するだけでは？

- ・文化の発展阻害しない？手作りする人（特に若者）に精神的苦痛を与え、市場を奪い、創作意欲を減退させている。生成 ai は完成物を教師データとしてとりこみ、抽出したパターンや傾向から完成物を直接出力させるだけにとどまるわけで、利用者がそのパターンや傾向を生み出す過程の能力、知見を無視しているため、手作りする人がいないとそうした能力、知見は継承されない。そうした能力、知見が継承されないと、奇天烈なものを除いて表現に新たな展開が生まれることはなく、文化の発展につながらない。それどころか多大な精神的苦痛を与え、文化が大きなダメージを受けている。

- ・みんな納得している？ツイッターを見れば ai 学習されたくない旨を記した絵描きアカが山のようにある。海外では集団訴訟なども起きている。社会的合意が全く得られていない中で強引に権利制限することがあっていいのだろうか？

【不信感】

- ・学習データをもとにコンテンツを生成するシステムの学習データ内に違法ポルノや海賊版が入っている。どういう影響を受けるかわからない。

- ・学習元をそのまま出力させられてしまったり、人のサインやロゴマークが混ざりこんでしまう事象がいくつか報告されており、意図せぬ著作権侵害、肖像権侵害のリスクが怖い。

- ・生成 ai が広く使われることによりフェイク画像が大量に生み出される。

- ・以上の問題を抱えた ai によって生成されたコンテンツと、普通に作ったコンテンツの区別がつかず、どのコンテンツに対しても不信感がぬぐえなくなるおそれあり。

- ・すでに検索汚染や ai による詐称の問題は深刻。

●受付番号 185001345000005802

・まず初めに私は漫画・ゲームにかかわるイラスト制作および監修や進行管理を仕事として
いるものです。その私の視点から見て現在生成 AI と呼ばれるプログラムやそれを扱う人間、
推進する人間を厳しく規制しない限りこの業界は衰退することになると思います。

・推進すべき技術というものは、その業界の発展の手助けをするものですがこのプログラム
には業界を衰退させる未来しかないという認識です。

SNS のイラストレーターたちの意見をしっかり確認してください。

一般的にプロと呼ばれる段階に達するまでに要する時間は最低 1 万時間といわれており、
内容にもよりますが厚塗りや多階層レイヤーで作成したものは 1 枚につき 20~100 時間ほ
どの作成時間を要します。

その長い時間を掛けて習得した技術、作品を勝手に盗まれたイラストレーターの絵柄の粗
悪品を量産してばらまかれるとその絵柄の市場価値が著しく損なわれるたイラストレータ
ーが筆を折らざるを得ないといったことが現時点でも観測できますし、厳しく規制しない
限り今後増加していくでしょう。

苦労した技術も一瞬で陳腐化させられてしまうのであればイラストの技術を 1 から習得し
ようという若者はいなくなり、最終的にはクールジャパン・日本のイラスト漫画アニメ文化
の担い手はその道を諦め衰退していくでしょう。

最終的には盗難画像合成プログラム利用者も新しく取り込む絵柄が無くなり、特に苦労し
て得たわけでもない技術が見向きもされなくなれば飽きて無責任に放り出すことは目に見
えています。このプログラムに肯定的な意見を持つイラストレーターは 1 % にも満たない
かと思います。

・また実際のイラスト業の現場において生成 AI と呼称されているものおよびその使用者は
現在のイラストレーターやデザイナーに成り代われるような優秀なものではありません。
実際のゲーム開発やイラスト制作の現場では企画・制作指示者が作成した指示書や発注内
容からイラストレーターが顧客が求めるものを考えイラストとして起こし提出、その後顧
客からのフィードバックに従い希望に合わせて調整していく（細かい表情のニュアンスか
ら素体のバランス、髪の長さや小物のサイズまで）といった工程を経て最終的に完成品が作
成されますが、

「盗難画像合成プログラム」およびその使用者には指示書や発注内容から求められるイラ
ストを作成すること、フィードバックに従い細かい点を修正していくといった高い読解能
力と技術は持っていないのが現状です。

自分は発注側の立場に立つこともありますが、現在発注している誠実で優秀なクリエイタ
ーから無責任で無能なプログラム使用者に発注先を変えるつもりは毛頭ございません。

無責任で無能な人間とプログラムが誠実で有能な人間の利益や時間を損なうような行為は
人材保護の観点から許されるものではありません。

おそらく現時点でイラスト制作などに時間を割くべき優秀な人材たちがこの意見入力に時間を割いていることかと思いますが、本来このようなことに時間を割くべき人材ではないかと思うので、イラスト制作に携わる人たちが安心して業務に時間を割ける環境を作るために厳しく規制していただけますと幸いです。

上記全文にご納得いただけないといった場合は X (Twitter) にて「生成 AI」で検索して高評価を受けている意見/または炎上しているポストをご確認ください。

娯楽作品を生み出すべき制作者が SNS で炎上して悪感情をうけている時点で使い物にはなりません。それはクリエイターであっても同じことです。

▼最後に[AI と著作権に関する考え方について(素案)]に盛り込んでいただきたい内容を、簡潔に下記にまとめさせていただきます。

- ・生成 AI という名称ですがとても人工知能=AI と呼べる代物ではありません。

知能があるのであればまず許可なく他者の著作物を無断で使用する犯罪行為や出力画像を使用して著作者に迷惑をかける、嫌がらせに利用するといったことはしないはずです。「盗難画像合成プログラム」と呼称・名称を変更してください。

- ・他者の著作物を無断で取り込みプログラムに使用する行為を禁止してください。

- ・他者の著作物を無断で取り込んだことが判明した際、もしくは著作者の訴えがあった場合は、使用者とプログラム開発者に厳しい罰則が与えられるようにしてください。

- ・その場合は該当プログラムの販売と配布を禁止してください。

- ・「盗難画像合成プログラム」で作成したものには一切の著作権は与えられないようにしてください。

以上になります。

●受付番号 185001345000005803

イラストレーターをしています。
本当に困ります。

●受付番号 185001345000005804

「4.関係者からの様々な懸念の声について」の〈クリエイターや実演家等の権利者の懸念〉について

これはクリエイター以外にも適用されるものと思われる。たとえば、声を用いて、実際には発言していないことを発言させたりするなど、トラブルや被害が生じる可能性がある。著名人はもちろん、一般人にも被害が出る可能性がある。

「4.関係者からの様々な懸念の声について」の〈A I 利用者の懸念〉について
生成A Iを利用して作ったものは「機械(A I)の出力」によるものであり、「利用者本人による作品」ではないと思われる。したがって、生成A Iを利用して作ったものは利用者本人による努力によってできたものではないと思われる。

「6.最後に」について

ア、A Iの利用によって著作権侵害の事例が既に出ている。あるクリエイターの作品を学習させた生成A Iを利用してクリエイターの作風を模倣したイラストを出力して投稿し、そのクリエイターのなりすましをしている人が出てきている。そのクリエイターはなりすましや生成A Iを苦にして活動休止を発表している。

イ、生成A Iの発展は著しく、実際にあるかのようなポルノ画像が簡単に作れてしまうほどになっている。

生成A Iの利用は原則禁止にする、免許制にするなどして、クリエイターや著作権の保護を求める。

●受付番号 185001345000005805

現状のままだと、そもそも AI そのものに対する不信感が強い

信頼回復の為に規制案や法整備などを、当事者たちの意見をきちんと聞いた上でしっかり決めて欲しい

●受付番号 185001345000005806

イラストや小説などの作り物だけではなく人々の日常などの写真映像全ての画像を取り込み、してない事が捏造出来てしまう最悪のモノだと思います。色々な人々の生活を脅かすので、使って欲しく無いです。

5. (3) について

著作権者の権利を侵害する行為に対する明確な罰則化法案が早期に成立することを期待する。既に特定のクリエイターを標的とした AI 学習を行い、その人物の画風で著作権者の意図せぬ卑猥な画像を公開するなどする事案が多く発生している。

現在進行形でエスカレートしているケースも存在する

- ・ DMCA などの制度を悪用して元の著作権者の公開を妨害する
- ・ 著作権者になり替わろうとし、著作権者に対する暴言・殺害予告を行う

() で検索すれば事例の詳細がわかる)

現状このような被害にあったクリエイターが会社レベルであれば対処可能であろうが個人では対処しきれずに精神的に追い詰められるケースが多い。

AI は表現の幅を広げるツールであり、文化創造に一役買う存在であることは認めるが、既存のクリエイターがないがしろにされるべきではない。

こういった従来ではなしえなかった犯罪行為を行う者に対する罰則を早急に整備するとともに、被害にあった(あっている)個人が相談ができるような制度や組織、窓口を整備することも重要だと考える。

- - -

5. (3) について

生成物に対する制限は「著作性」だけに留まるのかが気になる。

岸田総理の動画が生成 AI で作成され、SNS で拡散されたケースがあったが、あれは「著作性」で縛ることができるのか？

今後 AI 技術が進むことで、実在の人物、実在の声色を使うことで自由にその人物を生成することが可能になると思われる。

実際、現時点で CM などタレントなどの有名人に対して実施しているケースもある。

この技術が進めば、データさえあれば「誰かに成りすます」ことが可能となることを危惧する。

テレビ会議やドアホン越し、詐欺電話など、様々な犯罪で利用されるのではないかな？

こういったケースにおいては、一次著作は「犯罪者」となり、著作権では AI の利用を防げない気がしている。

●受付番号 185001345000005808

生成 AI は一見すると素晴らしい魅力的な技術に見えるとは思いますがやっていることはインターネット上のイラストを無断転載、無断使用、無断学習の著作権なぞお構いなしのツールでありまた映像においても重視されるのは全く新しいものよりも既存の俳優や映像技術の模倣でありフェイクのために使われてばかりであります。岸田首相のディープフェイク以前にもゼレンスキー大統領がウクライナの人民に降伏を呼びかける映像も流され、安全保障分野にもかかることであります。生成 AI にもし予算を割くのであれば、割くのはディープフェイクであることが確実にわかる透かしの作成などに使ってください。例えば岸田首相の映像を学習したら必ず AI 生成と画面の中央に表示されるようなものです。よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005809

AI について今は規制を望む声が多いことと思います。

しかし、将来的にはこの黎明期における議論は意味の無い時代が来ると考えています。

いずれは人の様相をした AI が登場することは想像に難くありません。

そうなった時、西洋諸国は間違いなく AI への人権 (AI 権?) を認めるか否かの議論が始まるでしょう。

AI が学習に使用するデータ"と、人間が学習に使用できる"資料"、その範囲に差があるのは差別ではないかという議論です。

それが 10 年後なのか 20 年後なのか、はたまた 100 年後か 200 年後かは分かりません。SF のように聞こえるかもしれません。

しかし、日本が生成 AI に関して著作権保護の観点から規制を作り、そこに予算が組まれ、その規制に絡む利権構造ができあがってしまうと、その時代が来た時にはもうその利権を崩すことが困難になっていることでしょう。(現代でもそのような事例は枚挙にいとまがありません)

海外に対して出遅れ、日本が AI 権後進国と呼ばれる時代の到来です。

これは技術の発展云々ではなく、将来における"倫理観"の変化を念頭にした意見です。"

●受付番号 185001345000005810

単刀直入に言うと

生成 AI で制作したもの(イラスト集や小説、音楽)を有料販売することを
禁止することを提案したい。

(ただし人間が書いた小説に挿し絵として使う場合は OK など、例外も一部設ける)

少し話が変わるが、

酒税法では「酒税の徴収確保」という理由で

穀物、ぶどうなどの特定の物品を漬け込むことを禁止し、

また自家製梅酒などを販売することを禁止している。

それなら、芸術家の「生活を保障」する目的で

第三者が AI による生成物を有料で販売し、利益を得る行為を禁止することも

不自然ではないと思う。

日本酒も醸造アルコールを使用した酒の方が多くなり

元々米だけで作っていた方が「純米酒」と表記している。

今後も AI によるイラストが跋扈すれば、AI 生成という表記がいつの間にか消えて

今度は手書きの方が「手書きイラスト」と表記しなければいけなくなる。

そんな時代になってほしくない。

●受付番号 185001345000005811

AI による創作の発展がめざましい一方、現状界限の拒絶反応も大きく又既存の権利を侵害する運用が目立っており悪意を持った使われ方が宜しくないと思っております。

●受付番号 185001345000005812

画像生成 AI の利用には賛成できない。

データセットが非合法的なものや同意の得られていない画像が含まれている状態で使用するべきではない。

AI 生成画像を AI 生成したものであることを隠して公開する行為は卑劣で認められるべきではない。

特定のイラストレーターの画風を集中して画像生成 AI を作りそのイラストレーターの名前を利用し公開する行為は該当イラストレーターへの侮辱及び営業妨害に当たる。

現状画像生成 AI に関する法律が定められていないからと嫌がらせ目

的で使用している画像生成 AI ユーザーが多過ぎて AI というだけで倫理観を疑わざるを得ない。

●受付番号 185001345000005813

AI 技術の利用についてはクリエイターの創造性や権利を尊重しバランスを考えてほしい。クリエイターの作品は個々人の創造性、技術、努力の結晶であり、その作品を無断で学習材料として利用、出力したものを利用することは、クリエイターの権利を侵害する重大な問題となる。

特に、同一クリエイターの作品ばかりを学習材料としそのクリエイターの作風に告示した AI 作品を出力、商用利用するのは元データの制作者であるクリエイターの権利を侵害するものと考えられる。

写真、動画等の加工については、例えば被写体である人物が実際には行っていないことを行われた事象であるかのように喧伝する、言っていないことを言ったかのように喧伝する等、既に実害が生じるレベルにある。早急な対策が必要とされる。

以上のことから AI を使ったデータの学習、出力、加工には元データの制作者及び被写体の許諾は必須であるべきだと考える。

よって以下の通り提案をする。

- ・イラスト、写真等作品の二次利用には原作者の許諾が必要であることを法律で明文化する。
- ・AI によるイラスト写真作品の二次利用で利益が生じた場合、原作者に適正なロイヤリティーを支払う仕組みを作る。
- ・個人の作品やキャラクターを学習データに使用する際には事前の許可を必要とする。
- ・生成された画像の出所や原作者が不明確な場合の利用を制限する。
- ・児童ポルノなど違法なコンテンツの生成を禁止する。
- ・AI 生成イラストの商用利用には登録や審査など一定の規制を設ける。
- ・違法コンテンツの生成や拡散を防止するための技術開発を促進する。
- ・権利者からの削除要請があった際には、プラットフォーム事業者が迅速に当該コンテンツを削除することを法律で義務付ける。
- ・一定規模以上に拡散した場合は、プラットフォーム事業者が自発的に当該コンテンツの流通を遮断する
- ・拡散者の行為が権利侵害にあたる場合、刑事罰を科す。
- ・プラットフォーム事業者に AI を利用した違法コンテンツの自動検出と遮断を義務付ける。
- ・権利侵害を受けたクリエイターに対する支援制度を設ける。

●受付番号 185001345000005814

Xにて、イラストレーターのP.N.■■■■さんが、AI生成による度重なる成りすまし、自殺教唆、殺害予告により精神を病み自殺未遂にまで追い込まれ活動休止を発表しました。

犯人は複数おり、VPN対策ログ無しなど用意周到な犯行をして何度も■■■■さんの絵を無断でAIに利用し悪質な嫌がらせに利用していました。

指先殺人と同じです。

そしてこれはひとつの文化を潰す動きに他なりません。

■■■■さんに限らず、AI生成画像によって嫌がらせを受けているイラストレーターさんは多数います。

他と被ることが難しい構図を利用され、あまつさえ本家をパクリ呼ばわりされた人、お絵描き配信中の途中経過をスクリーンショットされ、利用されパクリだと騒がれた人など。

Xだけでも調べればキリがありません。

どうして日本は文化を守ることには腰が重いのですか？

文化を蔑ろにすることは時に人命をも軽んじることになります。

今回の、AI生成画像による悪辣な犯行を野放しにして良いわけがありません。

辛うじて■■■■さんは踏みとどまってくださったので命は繋いでいますが、完全に筆を折り心に深い傷を負ってしまっていることがポストから見て取れます。

こうした利用ケースも目立つのが現実です。

厳しく取り締まることを強く求めます。

●受付番号 185001345000005815

私は来年度高校生になるものです。

小学生の頃から絵を描くことが好きで将来はイラストレーターになりたいという夢があります。

しかし、現状は言葉を入力するだけで自分の思い描いた絵が出力されます。

それだけなら自分も構わないのですが、その絵柄は他人から盗んでいるものです。

その人が頑張って積み重ねてきたものを他人が盗んでいる現状が許せません。これは搾取です。

どうか法律で縛ってほしいのです。

でなければいずれこの国から新しい作品がなくなります。

正しい選択をお願いします。今の世の中はとても生きづらいです。

●受付番号 185001345000005816

現状、AI ツールを利用した悪質な活動により、複数人もの絵描き・クリエイターが筆を折ろうとしております。

それは即ち、自ら命を投げ出すようなものであると私は考えます。

それ程までに追い込まれている状況にあるのです。

まだ人の手で扱うには手に負えない、まるで殺傷武器の様になりつつある様なツールを、法で裁ける様な境界線や定義・法則もなしに認可する行為は文化を守る事とは正反対の破壊行為の様に感じられますが、いかがでしょうか。

文化を、クリエイターを、人の命を守るためにもどうかご一考頂きますようお願いいたします。

●受付番号 185001345000005817

生成 AI で作った絵とそれ以外の絵で作った絵が AI 絵との判別がつかずトラブルにならないか、具体例では国内の SNS では無断登用された人と生成 AI で作ったとされる人との間での問題が毎日のように起きており、この動きがさらに深刻化するのではないかと危惧しています。

また著作権関連で海外（アメリカ、EU 圏）では規制、違法の動きが加速しているのに現状のまま推し進めても海外へ打ち出すどころか日本だけ締め出されるのではないかという疑念があります。

現状のままではなく生成 AI を推進するのであれば、国際的な著作権を確約する形での規制をするべきだと思っています

●受付番号 185001345000005818

単刀直入に申しますと、生成 AI による画像生成は窃盗行為であり、創作者の生み出す著作権を有した創作物を許可もなく無作為に盗んでるとしか思えません。

速やかに厳罰化等の法改正を行わなければ、日本そのものの価値を低下及び海外の人から見た日本に対する信用失墜に繋がると思われます。

5.各論点について

(2)生成、利用段階

生成 AI の利活用の促進策は廃止していただきたく思います。生成 AI はクリエイティブ業の活性よりもアーティストの価値を下げ、市場規模を縮小させる悪影響の方が多いと思われます。

生成 AI は第三者の著作物を含むデータを無断で大量に収集し、複製することができます。主にイラストや写真など、クリエイターにとっての商品である著作物を無許可かつ報酬を払うことなく利用し、類似した作品を安易に複製できます。それだけでなくその複製品を自己の創作物、商品として販売する者も多く見られます。

一般的な量販店等で販売される商品を代金を払わず持ち出すと窃盗であるように、クリエイターにとって自分の作品をこうして生成 AI に無断利用されることは窃盗罪に変わりありません。

音楽やテレビ映像、絵画、写真など全ての創作物には著作権があり、他人の著作物を利用するためには許諾を取り、対価としてライセンス料が支払われるべきです。

実際にライセンス料を支払わずに使用された音楽やテレビ番組等は動画投稿サイトで著作権侵害として再生できないような措置が取られています。

音楽や映像作品と同様に、絵画や写真にも当然ながら著作権は存在します。生成 AI の利用を促進することは、上記のとおり著作権者に本来支払われるべきライセンス料が無視され、著作者への金銭的損害に繋がります。

生 AI の利用を促進するまでもなく、今現在でも上記のようなことは当然のように行われています。クリエイターが創作物を発信しても正当な対価が支払われず、無断で著作物を侵害した第三者が生成 AI にて時間も労力もかけず生み出した生成物で利益を得ています。それはクリエイターの資金と意欲を奪い、クリエイティブ文化の衰退させるでしょう。

日本のアニメーション作品は世界各国で高い評価を得ており、経済効果も無視できるものではありません。それを支えているのがクリエイターです。

しかし生成 AI の普及によりクリエイターが仕事を失えば、アニメーション作品は低迷を迎えます。生成 AI が普及しても、AI を成長させ学ばせる創作物が生まれなくなるためです。生成 AI の利用促進が有用である側面も理解はできますが、他社の権利を侵害しない、法律に反し犯罪を犯さない方が重要であると考えます。

安全な利用のために、クリエイティブ業を守るためにも、生成 AI の利用促進の前に生成 AI による著作権侵害への対策や、自身の著作物を第三者に無断で生成 AI に利用されることを防ぐような法改正、厳罰化を先に整備していただきたいです。

●受付番号 185001345000005820

AI での文章および画像などの生成について、それが「自分自身の著作物」あるいは「明確な許可の出ている他人の著作物」を元に生成されるのであれば、今後のさらなる表現方法の発展に繋がる素晴らしい技術だと考えます。

しかし現状、特に画像生成 AI において「他人の技術や画法を盗むもの」「他人の絵を盗んで不当に金銭を稼ぐためのツール」「生成された絵を用いて他人の成りすましをし、危害を加えるツール」と化しているのも事実です。

さらに、実際には存在しない事件・事故の捏造なども発生しています。

こういった被害が出てしまい、筆を折ったり活動に支障をきたす人々が今後も増えてしまわないよう、生成 AI 技術を何らかの方法で取り締まる必要があると考えています。

参考 URL:



●受付番号 185001345000005821

やめてほしいです。

AI イラストが学習したデータの多くが作者の許可を得ていないこと、そしてそれに異を唱えるクリエイターのイラストを悪意を持って学習させ、作風を模倣するなど、嫌がらせを目的とした AI イラストの利用をしているユーザーもいる以上、その考えかたには懸念が残ります。

●受付番号 185001345000005822

「30 秒ではないよ。40 年と 30 秒かかっているんだ。」という言葉をご存知でしょうか？
ピカソがファンの女性にリクエストされて、30 秒ほどで描いた絵に 1 万ドルを請求した際、その女性に「30 秒でさらっと描いた物なのに高すぎる」と言われたのに対して返した言葉です。

著作物の価値とは、作られた物のみならず、それが作られるまでに作者が費やした時間や、数えきれないほど行った研鑽の数々にあるのです。絵やイラスト、漫画だけではなく、小説、映画、写真、歌、ダンス、役者や声優の演技等、何かを表現して人に伝えるのには、途方もない時間と研鑽が必要になります。だからこそ、デジタル技術の発展によって様々なコンテンツが複製可能になった現代でも、著作物に對価が支払われ、文化として発展してきたのです。

著作権とは、そういった価値を守るためにあるものです。

ですが、AI による無断学習は、この価値をすべて台無しにします。

AI によって無断で学習され、生成された物と、これまで著作権で守られてきた物の違いは、作られる過程で費やされた時間や研鑽の有無です。

もちろん AI による自動生成も万能ではありませんので、生成したいものを正確に出力するために試行錯誤をするでしょう。

ですが、それは AI に指示を出すまでの間のみ行われる、「AI という道具の使い方に対する試行錯誤」であり、指示を出された後に AI が作り出した物とは一切関わりの無いものです。

AI に指示を出した後は、ただ出力されるのを待つだけです。

そこにどんな創造的行為があるのでしょうか？

ただ作られるのを待っているだけ人に、著作権は認められるべきなののでしょうか？

もし認められるべきだとするのならば、これまで著作権が守ってきたものとは、一体何だったのでしょうか？

AI による自動生成を実用化するためには、膨大な量の学習データが必要になる事でしょう。正しくクリーンに実用化をするのであれば、学習元のデータを制作した著作権保有者に学習の対価を支払うべきでしょう。

ですが、それは全く現実的ではありません。

著作者からすれば、どの AI に自分の作品が使われたのか、調べようがないからです。AI 使用者は、いくらでも「学習させていない」と言い張れます。

私は漫画家です。イラストも描きます。

AI 技術は、作品制作の補助ツールとして運用するのならば、とても魅力的なものです。

ですが、AI によって生成されたものに著作権を認め、それらを商用利用可能にすることには断固反対です。

なぜなら AI による無断学習および生成は、私たちクリエイターが積み重ねてきた時間と研鑽の数々を無断で盗むことに等しく、これまで著作権が守ってきたものを反故にすることだからです。

故に、AI によって生成されたあらゆるコンテンツには、著作権を一切認めるべきではありません。

AI は本当に素晴らしい技術です。

ですが、便利な技術や道具ほど、扱い方を間違えれば数えきれないほどの人を傷つけます。

AI による生成物の著作権を一切認めず、あくまで制作の補助ツールとして発展させていくことを望みます。

●受付番号 185001345000005823

まず初めに、「生成 AI」に関する問題をそれらが在するジャンル全てひっくるめて語ること自体が難しい。

生成 AI は既に翻訳、文章、音、画像など様々なジャンルでの利用が始まっているが、例えば翻訳生成 AI で問題がなくても、画像生成 AI では大いに問題があることもある。これらの問題に関しては、それぞれのジャンルに直接深く関わる者を主体として、問題をジャンルごとに分けた上で、推進派・規制派の両意見を公平に取り上げた上で検討して欲しい。そして私は画像制作に深く関わる者として、「画像生成 AI」についてのみ問題点を挙げ意見を述べている点を留意いただきたい。

画像生成 AI 登場時からその発展を見守り共生を願っていたが、次第に社会に悪影響を及ぼすような利用が増え、その成り立ちを理解し、画像生成 AI 由来による直接的被害者の声を聞くようになって、現状のあり方に問題があると感じたので規制の必要性を訴えている。画像生成 AI の登場は、画像制作におけるアナログからデジタル移行の流れと混同されがちだが、生成 AI の技術は画像制作者に関わる文化の発展と継承という点で根本的に地続きではない。

画像制作の文化に触れてこずその行為に敬意を持たない利用者は無知や浅慮からの加害を行いやすいという点と、画像生成 AI の成り立ちに本質的な権利侵害(成果物の搾取)が行われていることを問題視している。

画像生成 AI の利用による新たな文化発展の可能性は否定しないが「利用者の便利と目先の利益」のためだけに上記に述べた「加害」と「搾取」という悪行を無視してはならない。

【3. 生成 AI の技術的な背景について (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について】

画像生成 AI の学習は画像権利者の許可を得た上で学習を行うことが理想。

そもそも法第 30 条の 4 での「非享受目的の行為については、これを著作権者の許諾なく行える」に関して、生成 AI というツールを開発するためであれば非享受目的とみなせるが、それを一般公開し利用できるようにした時点で「享受目的」の利用となっており、著作の無差別学習を許容するための前提条件と矛盾する。画像生成 AI の一般公開及び使用に関しては許可を得た画像のみのデータセットを利用した画像生成 AI であるべきで、もし AI による学習の制限がシステム上不可能であるなら、せめて画像権利者自らの意思で、学習阻害ツールなどの利用により学習を防ぐことを認めるのが公平ではないか。

学習阻害データの学習による生成 AI の不具合の発生が困るということであれば、画像権利者側には画像を学習阻害ツールにかけたことの明示を義務化し、生成 AI 側でそれらを学習しない機能をつければ良い。

また、現状、創作行為によって創作された画像か、生成 AI によって偶発的に生成された画像かの見分けがつかないので

AI 生成物には明確な印(見た目で分かるものと改竄されないデータそのものにつくもの)が生成物出力時に強制的に付与される仕組みを義務化していただきたい。

この処置は、制作者および制作物の棲み分けだけでなく、悪意あるディープフェイクの制作および氾濫を牽制するためにも大きな意味があるように思う。

【5. 各論点について（3）生成物の著作物性について】

選択の連続だけで作品を完成させることは、

例えばイラストを発注してるクライアントの担当者が、イラストレーターに

「こういう絵が必要」「もう少しこうして」「(別の絵出して)こんな感じに寄せて」

と指示をすることで、意図した作品を完成させるのと同じ行為である。

「AI 生成物に著作物性がある」とすることは、すなわち

「イラストレーターが仕上げた絵に対していくつかの指示をただけの担当者が著作権を持つこと」と同義になる。

上記例ではイラストレーターという人間自身による創作的表現が介在することによりその作品は著作物とみなされるが、

前述の担当者の行為は完成のための貢献はあれど著作行為とは言えない。

つまり画像生成 AI 利用者の行為は著作とは言えず、また画像生成 AI が単語もしくは提示された画像から機械的に画像を作り出す行為もまた創作とは呼べない。

目の前に偶発的に現れたものを「良いと判断」するだけの行為は創作行為とは言えない。

故に「既存のクリエイターが既存の方法で行ってきた創作行為と創作物」と、「生成 AI を介してたまたま出現させる行為と出現された生成物」は別物とし、既存の方法で成り立っていたクリエイターの権利保護と日本が誇る文化の発展の保護のためにも、両者の土俵を明確に分けるべく、上記の【3. 生成 AI の技術的な背景について（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について】で述べたような画像 AI 生成物への印の付与は必須である。

●受付番号 185001345000005824

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭に記載されている「学習データは切り貼りではないとされる」事について、まず作品を無断転載しているので、切り貼り（無断転載）になります。

「AI 学習可」と書かれていない作品を取り込む事は犯罪だと思います。

律が追い付いていないだけでその罪は重いです。

私も自分で書いたオリジナルの作品と出版物がありますが、AI 学習に使われたくないです。それが普通感覚です。

海外では自撮り写真を生成 AI に学習させられ性的描写に作り変えられ、強請や脅迫、追い詰められて自殺になった事例もあります。

今日も AI 製作者が X で学習元（イラストレーター ████████）に脅迫、殺人予告をして作品制作が出来ないほど追い込んで AI 製作者（赤の他人）が ██████ 氏になりすまし"を今まさにしている実例があります。オリジナル作品を作る側が割りに合わな過ぎます。AI 製作者はこれは正当だと思っているのも異常です。そんな過程で出来た AI 制作物を見ても不愉快です。

シンプルに、"絵"はその作家の"顔"であるので、自分の絵や作品が AI 学習に勝手に使われて消費されていたら築き上げてきたブランドイメージが損なわれるので迷惑です。

生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。

それくらいの非常に取り扱いに気をつけなくてはならないものです。"

●受付番号 185001345000005825

・生成 AI ツールによる盗作イラストや性的な合成画像(合成児童ポルノ)、災害デマ等は、憲法で定められた表現の自由や生存権を危険に曝しています。

法律をつくり作者さんの権利を守ってほしいです。

また作者の許可なく作品を使うことは間違っています。

- ・作品を使うときは、必ず作者さんの許可が必要
- ・AI でお金を稼いだら、作者さんにお金を分ける
- ・個人の作品を勝手に AI に入れない
- ・AI でつくった画像の作者がわからない場合は使えない
- ・児童の性的な画像はつくらせない

引用ではありますが、どうか生成 AI ツールを禁止にしてほしいです。

●受付番号 185001345000005826

生成 AI でつくられた生成物に手を加えたら著作権がつくというのは、データを搾取された創作者に対する侮辱であり、権利の侵害である。

もしそれが許されるならば、悪用する人が絶えない。既に様々なアイドル達が自分の写真をもとに AI で裸の画像を作られ、ばらまかれている様子を知らないのでしょうか？イラストレーターのみならず声優や俳優なども AI による被害を受けています。生成 AI に自由を与えるべきではないです。しっかりとした法規制をする必要があります。

●受付番号 185001345000005827

悪意のある生成 AI を SNS 等で見かけることが多くあります。イラストや漫画などの作成者には”自分の絵柄” というものが存在しています。ゴッホやモネたちの絵を見たときに「その人の絵だ」と閲覧者が認識する、いわば造り手の技術の塊のようなものです。生成 AI ではそれを真似て、それっぽい絵を完成させています。それっぽい、だけなので著作権侵害には当たらないと言われていますが、オリジナルの造り手からしたらたまったものではありません。完成度の高い生成 AI イラストを安価で出すことで仕事が無くなるイラストレーターの方も、悪意のある生成 AI イラストによって精神を病み筆を折ったイラストレーターの方も見かけたことがあります。また、イラストだけでなく音声の生成 AI も見かけるようになりましたが、早めに規制をかけないと生成 AI 音声を利用する事件が増えると懸念しています。全ての生成 AI を否定するわけではありませんが、共存のために早めの規制をして頂きたいです。

●受付番号 185001345000005828

項目4：関係者からの様々な懸念の声について

10 年ほど前に我が国はクール・ジャパンとして日本の様々なクリエイターによるコンテンツの国外への広報に大きく注力していた。その上で、AI による作品制作技術は元となる作品有りきであることに問題がある。これまでのアート作品でも様々な技術が開発され盛んに使われてきたが、いずれも最後には一人一人、自身の手による技術がものを言った。しかし現在の AI は人の手を借りず、特定のクリエイターの作品における積み重ねられてきた技術を謂わば「トレース=盗む」ものであり、AI ばかりが隆盛するだけで我が国のアニメ文化・コンテンツを根幹から支えてきた彼等の離職、擱筆を招きかねない。AI のすべてが悪いとは言わないが、現代におけるカルチャーの担い手であるクリエイターを瓦解させる危険性を孕んでいる政策は即刻中止し、より具体的な対策を講じるべきである。

●受付番号 185001345000005829

1. はじめに

まず私は、AI の発展自体は望んでいます。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

人間が学習する場合に著作物を使う事と AI が学習する場合は、構造的に根本的な違いがあります。

1)人間は個人差のある「認知」などの能力がフィルターとなり、学習したものがそのまま出力される事は基本的にありません。これが個性・作家性と呼ばれるものとなります。

対し AI はフィルターなく吸収し、そのまま（あるいは加工されて）出力されます。そこに個性・作家性はありません。

2) 人間と AI の生産力の差。人間であれば1日に学習の成果として出せるものは絵なら1000枚、文章なら100万文字もいきません。対し AI は1時間以内で可能です。

人間が学習に著作物を使う事に比べ、AI は学習に著作物を使う事で、著作物の価値が暴落する危険性が遥かに高い。

実際、現在すでに、生成 AI 利用者によって自己の作品を集中的に学習され、「劣化コピーを大量生産されて作家生命を脅かされている」方が複数いらっしゃいます。

従来の著作権法と AI の著作権物フリー学習は整合性が取れないものという十分な証左です。

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

AI の問題の根底にあるのは AI そのものではなく「それが倫理的に問題である」という意識が低い事です。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

現状の生成 AI が提供する「技術」は、クリエイター達が欲するものではありません。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

AI 開発事業者・AI サービス提供者について。

現状、彼らは著作権法についてあまり遵法精神があるとは言えません。

開発する上では多くの学習は必要でしょうが、その際に著作者を脅かす事に抵抗がありません。

(あったら上記の集中的に学習され作家生命を脅かされている方は存在していないはずです)

4. 関係者からの様々な懸念の声について

まず、現状で「AI の学習には著作物を自由に使っていい」としているのは先進国では日本だけという状況を重く見てください。

海外では既に AI 開発者・利用者による権利侵害で、権利者・クリエイター・その理解者達と苛烈な争いが勃発しています。生成 AI への不信感は言葉に表せないほどです。

そこに「日本だけは例外」となると、日本の著作物を集中的に学習され、日本ならではのコンテンツが劣化コピーを量産される、または「海賊版」を作られ、価値を暴落させられる危険性が目に見えています。

海外でそれを実行する AI 利用者は企業単位、あるいは国策単位でやるでしょう。

そして権利者やクリエイター、その理解者達は日本に失望するでしょう。

これがいかに危険かご理解ください。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

海外の「学習禁止」の著作物についてはどう扱うのか？

(2) 生成・利用段階

利用者は、著作権的にクリーンなものを望んでいます。

生成 AI が他権利者の著作物の内容をそのまま出力する可能性を危惧しています。

(3) 生成物の著作物性について

仮に現時点での「著作物を自由に学習してよい」とされる生成 AI によって出力したものに著作物性があるとすれば、他権利者の著作物を AI が学習しそのまま出力してしまってもそれは AI の著作物となる、という意味になります。

逆に「生成 AI が出力したものに著作物性はない」とした場合も、生成 AI が他権利者の著作物を学習し出力したものは「著作権フリー」となってしまうという致命的なシステムの穴があります。

(4) その他の論点について

そもそも「生成 AI は著作物を自由に学習していい」という前提が間違っています。

AI の学習と人間の学習は根本的に違う。そして現状の生成 AI 開発者の意識・倫理観では「著作物を自由に学習させる権利」は「海賊版を作る権利」に直結すると言っても過言ではありません。

6. 最後に

今回の

「AI と著作権に関する考え方について (素案)」に関する意見募集の実施について"

では、主に小説・漫画・アニメ・映画などを前提に意見を募集されていると思いますが、これは上記のコンテンツのみに限ったことではないとご理解ください。

「著作物」には、新聞、ニュース、その他あらゆる映像・文字媒体があります。

現状の法整備では、政治家の国会答弁などの映像と音声を使い、ディープフェイクを作る事すらできる状態を許しています。

なにとぞ「娯楽コンテンツ」のみではない、全ての著作物と権利を危険に晒している」とご理解ください。

5. 備考

AI は開発倫理の制定が今後期待されます。著作権物に対する特例は凍結しておくべきかと思われます。"

●受付番号 185001345000005830

AI 学習による生成物は、データ収集とその出力という名前に言葉を置き換えた著作権侵害だ。

人間の創造物と AI の生成物を同等に語るべきではない。

AI の生成物に著作権を与えるのなら、全ての AI に人権を与える事にほかならず、人間の文化的活動を衰退させ、日本の国力を損ない退化させる行いだ。

AI 生成によって作られた画像、文章、音声を恣意的に公開し金銭を要求すること、特定の人物、作品、実在する物と酷似した生成物に対して、ただちに法的措置を取るべきだ。

●受付番号 185001345000005831

今現在の生成 AI とは世界中の創作者の作品を剽窃することで成り立っている上、生成 AI 利用者が AI 学習元の人々に対し脅迫殺人予告及びなりすましなどが起きています

●受付番号 185001345000005832

法的なことはよく分かりませんが、一人のイラストレーターとして意見を送らせて頂きます。

今となっては一言に AI といっても色々あると思いますが、我々イラストレーターが嫌悪しているのは”誰かが知識や経験、時間、労力などを費やして描いたイラストを許可無く AI に取り込ませることによって、描いた人に多大な不利益をもたらしている心ない人”です。しかも描いた人に不利益をもたらすと同時に、AI を使って利益を得ようとしている人がいるのがなにより不愉快です。人道に反しています。実際に SNS で不利益と被ったイラストレーターが AI イラストについて言及し、嘆いている発言を何度も見었습니다。

日本の文化を守り、クールジャパンを実現するためには、AI を無くすとはまではいかなくとも何かしら規制する必要があると思います。

●受付番号 185001345000005833

生成 AI に著作権を与えるというのは、今文化の発展に寄与している多くの芸術家の筆を折る最悪の手段だと考えます。人が自らの経験から生み出したもの、それを選んで圧縮して形にしたとてそれは著作物とは考えられません。

●受付番号 185001345000005834

今後も日本をささえる文化を AI によって潰されます。

●受付番号 185001345000005835

まず AI 生成画像について、多くの著作権のある画像や肖像権のある写真が元となり AI 生成物が作られるということが問題の前提となります。

これは AI で生成された画像・映像が著作物を侵害する可能性が「気を付けていたとしても可能性がある」ということです。

また、AI 生成を使用する人は「著作権」「名誉棄損」「プライバシー、肖像権の侵害」を理解していない人でも使用できるということも問題で、更には「これらの権利や加害性を問題だとしていない悪意のある人物でも扱えることにも問題があります。

画像や映像、音声などを流布する行為による危険性については、下記の「ディープフェイクの問題」をご覧ください。

■ディープフェイクの問題

生成 AI で製作・加工された[REDACTED]氏の「偽ポルノ画像」拡散事件が有名ですが、こちらと同じようなことは一般人でも起こりえるもので、現実起きております。現状のままだとこのような事件が多発していくでしょう。

まず、AI 生成による「名誉棄損」「プライバシー、肖像権の侵害」の法整備は必須です。

また、この問題は多発することになるので、そもそもの AI 生成画像そのものが危険であるという認識のもとに法整備することが先々のことも考えて必要になります。

AI 生成画像の「インターネットへのアップロード」「印刷・出版」を禁止することが望ましい処置です。

しかしこの場合問題になるのが AI 生成画像か否かの検証が困難であるケースです。

このように問題ごとが山積みであり、理想とされる法整備がなされるまでは AI 生成画像の使用そのものに制限を掛けることが社会の混乱を防ぐ為に必要であるものと思われます。

尚、このディープフェイクの問題については実在する人物以外でも被害が予想されます。

一例として、「連載中の漫画の最新話」として原作の絵にそっくりな AI 生成画像で差別的な内容などを込めたものを SNS などで流布して、嘘の画像だと見抜けない人たちから批判されるという事態が考えられます。

これによく似たことがイラストでも発生しており、イラストレーターへのなりすましをする被害が多々発生しております。

上記に上げた問題の総括としましては、悪意のある人物やモラルのない大衆が簡単に AI 生成ができることが問題であり、画像生成 AI などが如何に危険なものであるかを認識する必要があるということです。

著作権侵害の有無の問題から少し離れた話になりましたが、AI 生成画像を「インターネットへのアップロード」「印刷・出版」することがそもそも著作権侵害する可能性のあるものであり、被害者が生まれる危険性のある行為なのです。

AI 生成の規制は社会を守るために必要であります。

●受付番号 185001345000005836

製作者（制作者）が魂込めて作り上げた作品、世界をなんの許可も得ず無断で使用するのを止めて欲しい

何より作り上げた本人が止めて欲しいと言う声を無視して搾取されることの歪さを分かって欲しいです

誰かに奪われる為に生み出している訳では無いのです創作する意味を分かってない使い方をされることは不本意でしかないのです

●受付番号 185001345000005837

AI LoRA で作者の絵柄に似せた学習モデルをばら蒔いて作者の作品と騙ったり、似せた AI 絵を見せ直接煽って作者の心を折ろうとしたりする行為が X 上などで散見されます。これが法的になんの問題もないということになっていくのだとしたら法治国家としては終わりだと思います。

これは絵に限った話ではありません。AI は確かに優秀で上手く使えば仕事の効率化など様々なことに役立ちますが、それを扱う人間の精神性というか道徳心がそれに追い付いていません。

現状は他人の著作物を盗用して AI 生成は動いているということを認識して頂きたいです。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる。"というのは仮説に過ぎないため、「非享受目的であるならば第1層に該当する」という命題に頼るべきではない。むしろ非享受目的であっても第1層に該当しないものがあれば権利制限をしないように設計する必要があることが文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)から伺える。但し書きにはその役割が含まれていると思われる。

学習段階と利用段階を分けて考えるのは、「非享受目的であるならば第1層に該当する」という命題に頼り、非享受目的と言える部分だけ抜き出して考えているものであり、但し書きの解釈として不適切である。

但し書きの"著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点"は、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)において所在検索サービス及び情報分析サービスは第2層、翻訳サービスは第3層に該当するものとしたように、サービス単位で本来の利用に該当するか検討するのが本来あるべき姿である。

生成AIについて「生成AIサービス」として検討すると、大量のデータを分析し命令に沿った合成データを出力するサービスと言えるから、学習段階と利用段階を分けて考えるのは筋違いといえる。"

●受付番号 185001345000005839

●5.各論点について「【「非享受目的」に該当する場合について】

「近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで…」のくだりについて（AI と著作権に関する考え方について（素案）令和 6 年 1 月 23 日時点版 P17）

→意見提案者は、生成 AI の開発・学習段階で作品群が共通の創作的表現を有している場合、追加的な学習が著作権侵害の目的となる可能性があると主張、また特定のクリエイターの「作風」を容易に模倣する行為は、データベース作成等において享受目的があることを懸念している。

これに関してはインターネットのインフラが広まった 2008 年ごろからすでに言われていた問題であった。

二次創作で特定の「推し」の作家を模倣した表現を人間が行うのを一部クリエイターは黙認していたのではないか。

正直、インターネットのお絵描き村特有の脇の甘さ、自分勝手な理屈・絵描いて気持ち良ければそれでよいという稚拙な考えとしか思えないし、「人は享受するのは大丈夫だが AI 及び開発企業が享受するのはダメ」といった稚拙な着地点になると考える。

そこは 1 月 23 日の素案に記載されている P19「他方で、生成・利用段階において、学習された著作物と創作的表現が共通した生成物の生成が著しく頻発するといった事情は、開発・学習段階における享受目的の存在を推認する上での一要素となり得ると考えられる」の「著しく頻発した場合」の条件に該当した際に対応すべきと考える。

この 23 日版の修正箇所は昨今の「生成 AI を用いた特定クリエイターの嫌がらせ」にも対応することができるし生成 AI 開発側を委縮させない点から評価できる。

====

●5.各論点について「【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

「(中略) AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置が講じられており、かつ、このような措置が講じられていること等の事実から、当該ウェブサイト内のデータを含み、(中略) 当該データベースの著作物の将来における潜在的販路を阻害する行為として、本ただし書に該当し法第 30 条の 4 による権利制限の対象とはならないことが考えられる」のくだりについて（AI と著作権に関する考え方について（素案）令和 6 年 1 月 23 日時点版 P23）

→このくだりはちょっと分かりにくい「31 条の 4 の【(著作物に表現された) 思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合における著作物の利用する権利】の範囲外にあたる】」と解釈した。

しかし、未発売で未存在のデータベース著作物の開発を委縮につなげる。加えて複製防止処置を積極的に行っているのが個人クリエイターではなく、NY タイムズなどのマスコミが検

討していることが、オールドメディアへの権力集中および開発現場への潜在的な委縮影響を危惧している。

「ChatGDP」といった黒船は、英語圏で開発されたものであるため「日本語」への能力が低いと言わざるを得ない。

優れた日本語 AI を開発するには、優れた日本語の文章が必要であり、それをを用いて鍛えた AI 及びその開発が国際競争において力になるが（特に翻訳方面）、先の素案の該当箇所は、出版社やマスコミに学習ソースの権利を独占化することを意味し、開発を停滞させる不安要素でしかない。

そのため、素案からこの部分の削除を提案する。

2.検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

小項目「イ」について、私は、生成 AI は法第 30 条の 4 で画定される保護対象になり得ないと考える。

「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられる」とあるが、自己の技術や思想をもって著作物を作成、発表する人から作品を無断で学習し、AI によって作品生成を行うことで精神的欲求を満たし、さらに金銭を得る目的で生成 AI を活用する人がある。それは学習元とされた作品の著作者から「対価回収の機会を損なう、著作者の利益を害する」ことになると思われる。また、現在生成 AI の利用によってなりすまし発言を行う、作風をコピーして生成したものにより本来学習元の人を得られるはずだった対価を不当に得る、創作意欲を削ぐといった事例が観測されている。SNS 等では特定の作家の著作物を集中的に学習し、その作家の作品性、創造性を意図的に再現した生成物を発表、販売する事例も見られる。これは享受目的の併存の具体例にあたり、著作権の違反とされるように思う。

生成 AI の利用は現在学習元とされる人々の利益や創作意欲を奪うものであり、学習元の創作活動を委縮させることとなっている現状では、著作権の本来の目的である「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」とことと矛盾していると思われる。

生成 AI が既存の著作物に依存している以上、学習元となる作品の著作者の権利を優先して保護することが必要と考える。

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

小項目「イ」にて、著作物性の認定にあたり「従来の著作者の認定と同様に考えられる」とあるが、試行回数にせよ学習にせよ「従来の著作者」にあたる人間とは比べ物にならないほどの精度、速度で行うため、そもそも従来の法規定で考えることはいささか乱暴であるように思う。

加害的意図をもって著作者の作品を学習し、出力した生成物をもって学習元(特定の個人だけでなく業界者全体も含め)への嫌がらせを行う者もいる中で、AI 生成物に著作物性を認めることは、加害的意図を持つ者に有利に働き、本来著作権で保護されるはずの著作者にとって不利となる。

生成物の利用についても、災害時のデマ発信、センシティブ画像の販売など、他者への利益、プライバシー侵害等にあたる問題が多発しており、AI 生成物への著作物性を現時点で認めることは社会的に不利益も多く難しいと思われる。

●受付番号 185001345000005841

AI 生成という技術そのものは、文化の発展等に寄与すると思われます。しかし AI 生成を用いた悪意のある創作物生成が多く見受けられ、健全に用いるよりも遥かに事例が多くそして及ぼす影響が大きいと考えられます。実際ディープフェイクの生成により、人命への影響が出ているとの事です。「表現の自由」にも似通った事例ではありますが、実在する人物像への AI 生成に関しては厳正な規制を行うべきだと考えます。

●受付番号 185001345000005842

現状、著作者の著作物に対する保護が明確ではなく、特にイラストレーターの世界においては、集中的に学習させたイラストによってイラストレーターが被害にあっているのが現状です。

性的なイラストを描かない作者が、学習された AI によってそのようなイラストを描く人物であると誤解されることは、もはや公然と作者の人間性を損なう侮辱的な行いです。

このように、著作者が既に大きな不利益を被っている例が多数あり、新聞などにも掲載された事例があります。

既に EU では、より透明性が確保された AI の開発に関するガイドラインが策定されており、日本においてもより透明性が高く、著作者の権利が守られるべきと考えております。

日本のマンガやイラスト、ゲームなどのコンテンツは既に世界的に有名でありクールジャパンとして国をあげて応援するのであれば、著作者の権利を守る必要があるべきです。

今の状況では、とても AI を推進できる状況では有りません。透明性、著作者の保護を強く求めます。

このまま法規制もなく AI 事業を推進するのではあれば、日本の創作物全般に対して「実は生成 AI を使用しているのではないか？」との海外からの疑念を招き、結果として創作市場における評価と信頼を失墜する事態に陥る危険性があります。

なお、以上の懸念事項を度外視したとしても、生成 AI が日本国の知的財産貿易収支を改善することはありません。

生成 AI の知的財産に対する搾取という問題に加えて、ディープフェイクによる情報汚染や個人の人格権侵害の問題をも考慮して行われているものです。

国際社会が生成 AI を規制する中、日本のみが生成 AI の利活用を促進する姿勢を取り続ければどのような印象を持たれるか、知的財産搾取問題とディープフェイク問題を野放しにするどころか積極的に侵害行為を振り撒こうとしているとさえ受け取られます。そうなれば、生成 AI を規制する国の知財市場からは日本産知的財産は排除されることは想像に難くありません。

生成 AI の推進には、慎重かつ厳格な取り決めに強く求めます。

●受付番号 185001345000005843

クリエイターの作風には著作権がないため保護できないというところを盾に、特定のクリエイターの作風の画像の出力に特化した AI を使うことで、クリエイターのなりすましを行っている AI 利用者がいます。自身のもつ独特の作風で商売をしているクリエイターもいるため、他者が AI で同じような画像が出力できてしまうことは業務の妨害にもなると考えます。作風に著作権が認められないとしても、上記の点は現在の AI 生成物を取り扱う上で重大な問題であると言えるため、規制が必要だと考えます。

●受付番号 185001345000005844

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

生成 AI そのものがすでに前例のない存在であり、これを既存の著作権法において対処しようとするのは限りなく難しく著作権者に対して不利になりえる

AI 規制法を著作権法とは別に設立するべきと考える

「ウ」権利制限規定の考え方

生成 AI はすでに盗作、名誉棄損及び肖像権侵害（個人を対象とした AI ポルノ）に使われており 30 条の 4 等で想定された利用をとうに逸脱しており、有名無実化している

著作権者の権利を守る著作権法が機能しているとは言えない

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

「柔軟な権利制限規定」というが実態は無法地帯である

近年になって生成 AI の危険性はより周知されており EU 他各国でも規制法案が審議されている現状において、改めて 30 条の 4 について審議しこれが AI 時代における著作権法として適法か否かを AI に対して肯定のみならず否定的な識者も交えて議論するべきである

現状の 30 条の 4 は「情報解析の用に供する場合」つまり生成 AI を通せばいかなる著作権も無視できるかのように書いてある、これはあまりに危険であると考え

5. 各論点について

(1) 学習・開発

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について段階

作風や画風はアイデアに止まるため著作権侵害に当たらないと書いてあるが、これは生成 AI の生産力それに伴う市場の圧迫を考慮できていない

僅かであれば著作権者への影響も小さく健全な競争原理の範疇に収まるかもしれないが、AI が大量に生産しそれを市場に流せば当然ながら市場は圧迫され著作権者が市場に埋もれ、結果その表現は陳腐化し表現者（著作権者）が市場を撤退せざるを得なくなる（文化的表現者の喪失）

また陳腐化した表現物が氾濫する創作市場に対する消費者需要を減少するため市場そのものが衰退する（市場の喪失）

今現在日本の創作文化は世界的に評価が高く、ゴジラ-1.0 やジブリ作品のアカデミー賞ノミネートでさらにその評価を上げています

漫画アニメゲーム市場は世界規模で拡大を続けています

これを続けていくためにも文化的表現者の喪失及び市場の喪失は絶対に避けなくてはなりません

生成 AI を既存の競争原理にあてはめるのではなく、今までにはなかった新しい存在として著作権法のみで語るのではなく新しい生成 AI 専門の規制法案を考えるべきです

（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

これに関しては著作権者から許諾を受けたものだけを学習するオプトイン方式を用いるべきである

本来著作物は誰が何の目的で利用するにしても著作権者からの許可、もしくは引用の提示が必要なはずである

にもかかわらず生成 AI に関してだけはブラックボックスで黙認というのは筋が通っていない

またこのブラックボックスの黙認は著作物を利用されたくないという著作権者がオプトアウトを求める事も阻んでおり著作権を軽視していると言わざるを得ない

オプトイン方式を前提とし AI 開発・利用者は用いたデータの公表、そしてオプトアウトの請求を著作権者が行いやすくする仕組み、これは AI 社会においては最低限のラインであると言えます

（３）生成物の著作物性について

著作権法 2 条 1 項 1 号には著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と明記されております

生成 AI による生成物は創作的活動ではなく「ガチャガチャ」を回して目当てのものを当てようとする行為に近いです

当然ながらガチャガチャを回して出てきたものは、ガチャガチャを回した人の著作物ではありません

ガチャガチャを 100 回、1000 回と回したとしてもガチャガチャから出たものが消費者の著作物になることはありません

同じように生成 AI で何度試行回数を増やしたとしてもそこに著作性が認められるとは到底思えません

AI 生成物は「AI が学習」し「AI が生成」したものであり AI には「思想又は感情」は存在しませんよって AI 生成物に著作権性を見出すことはまったくできません

また AI 生成物に加筆した場合の著作権においても同様に認めるべきではないと考えます
全体的に AI 開発・利用者を優遇する素案であり著作権者を軽視しているように感じました、著作権法の解釈内だけでなく生成 AI を対象とした規制法案を新たに立ち上げなくては健全な文化・健全な AI は成立しえないと考えます

●受付番号 185001345000005845

まず、私はいわゆるクリエイターではなく、趣味もしくはお金を得る仕事としてイラストやマンガを描く側の人間ではありません。それらを見たり読んだりして楽しむ側でして、消費者とかクリエイターのファンの立場からの意見となります。

今回このパブリックコメントで募集しているものがいわゆる“生成 AI”と呼ばれる人間のクリエイターがこれまで描いた膨大な作品を元に生成して精巧なイラストを模倣した画像を作る技術についての意見を送れるとのことで書かせていただきます。

今現在、SNS 等で自分の作品を無断でデータ収集に使われて、精巧な偽物を作られて困っているプロやアマチュアのイラストレーター等クリエイターの方々が多くそれが非常に悲しく心を痛めております。オリジナルの作成者である人間のクリエイターが“データ収集禁止”と宣言しても意味を持たず、寧ろそういう人へのハッキリとした悪意のもとで行う嫌がらせとして生成 AI で作成した画像を送り付けて、「お前はもう不要だな」とか侮辱する匿名アカウントを何度も目にしてきました。

他にも生成 AI で作成した画像を使って収集されたオリジナルの人間のクリエイターの方の名を騙ってなりすまし行為をする偽アカウントを作り有料でイラストを描く者や、同人誌等を作りお金を稼ぐ行為をしている人間だつて現状見たことがあります。これが著作権侵害に該当しないのならあまりに無法地帯過ぎると思います。

今政府は“生成 AI 開発推進が生産性を上げる”とか“人手不足の解消になる”と良い部分ばかりを声高に吹聴して推し進めようとしていますが、悪意をもって他人の努力の成果を盗んで利益を得ようとする窃盗行為をする者、もしくは利益なんか得られずとも人間のクリエイターへの嫌がらせ（そして生産性なんか皆無の暇つぶし）として迷惑行為をする者への法的な規制、処罰の厳罰化などがまず先だろうよと思うのです。まず法整備をまずしっかりと整えてことに臨んで欲しいです。

最近（2024 年 1 月末～2 月始め）漫画家の■■■■■さんが自分の作品のドラマ化に端を発するドラマ制作サイドとの内容の改変を巡るトラブルの末に自殺に至った悲しい事件がありました。今、画像生成 AI を規制せず、野放しにして政府が著作権違反にならないと、“犯罪ではない”とお墨付きを与えてしまったらイラストレーターの方々には■■■■■さんのように傷つき絶望して命を絶つ人が出てもおかしくないと非常に憂慮しております。人が長い時間研鑽して研究して技術を磨いてたどり着いたその人の技術がイラストには詰まっています。その著作権を保証せず無法者に盗まれても、それを“罪にならない”とは言ってはいけないと思います。“生成 AI 使用者が著作権侵害をする意思が無かったら罪に問わない”とかの抜け道を作ってしまったらそれは政治家が裏金を得る違法行為をしても“違法の認識無かったので立件せず”で秘書だけを逮捕して終わるのと同じで何も解決になりませんよ。性善説で動かず、悪事を働く者の存在を想定して、きっちりと法整備をまずした上で生成 AI 開発に関しても動いていただきたいです。

また、完全に生成 AI を規制するのが無理な話しだと言うのなら、画像生成 AI を開発する企業が人間のイラストレーターから無断で収集した画像やイラスト、今度収集する画像やイラストへの妥当な報酬の分配方法やルールもまず先に整備してからでないと話しにならないと思います。許可も出していないのに勝手に成果物であるイラストを盗まれてそれに謝罪や弁済せずでも罪に問われないとかあってはならないことです。

それをせずに、見えないふりして生成 AI の開発推進を推し進めることは国民の利益と平和を脅かすことにあまりに無策だと思います。

土足で百歩家の中踏み荒らしてきた強盗みたいなもんなのだから仲直りするにも百歩戻って部屋片付けて、償いしてやっとスタート地点でしょよ。

生成 AI は「農家さんの野菜を盗んでレストラン経営しよう」でしかないと思ってます。「窃盗に使う機械がハイテクなんですよ」と言われても悪事やがなとしか。「自動盗作」って言葉がとても的確だと思います。

イラストの模倣に限らずでも、現実存在する人間の子供と見分けがつかないほど精巧ないわゆる“児童ポルノ”を作り販売しようとする者も実際目にしています。

その他静止画像を加工して音声も実際の人のもので喋りして、いわゆる“フェイク動画”をこれまで以上に簡単に作ることも可能なのが非常に問題だと思います。これは特殊詐欺や不正請求詐欺を今まで以上に見破りにくく被害を助長することに繋がるのが容易に予想できて怖いんです。これに関しても政府が何も対策せず犯罪行為の増加に繋がったらあまりにも無能でやりきれない。無法地帯は作らせず規制とルールと新たな法整備を切に希望します。

以上です。

●受付番号 185001345000005846

生成 AI であれば描くための時間や学習、試行錯誤が特になくてもとりあえずそれなりの作品を出力することが可能であり、そうした扱いやすさゆえに誰であっても簡単に使用できてしまう事が問題だと思います。(努力している人もいるとは思いますが、しなくてもそれなりの作品が出てくることは事実です)

一般的な法律知識が不足している、または倫理観やマナーが未熟である子供なども簡単にアクセスできてしまうことはトラブルを生みますし、年端もいかないうちに人の創作物や写真、音楽等をそのまま AI に取り込み加工(改変)するような行いに慣れさせてはいけな

と考

現時点でも年齢、国に限らず倫理観を疑うような使用(顔写真を元にポルノを作る、架空の商品画像を作り広告に使用する、盗作、脅迫行為等)がされていますし、せめて免許制にする、年齢制限をつけることなどが必要だと思います。

自分自身創作活動は生きている限り続けていくことですが、生成 AI による無法地帯が形成され嫌がらせや無断使用がまかり通っている現状では、それらを作品として世に送り出そうという気持ちにはなれません。自身の好きなイラストレーターの方も AI 利用者に悪意を持って絵柄を学習され、なりすましや R 1 8 イラストをその方の画風で勝手に生成するなどの被害を受け活動休止にまで追い込まれてしまっています。

元のイラストが特定出来る程度にはモチーフや構図等の要素が残っているのにも関わらず、少し手を加えた程度で自身の作品だと公開してしまうことも見かけますが、あまりにも元絵の製作者を軽んじています。

●受付番号 185001345000005847

各論点においての懸念点が解消される見込みがなく、創作をする著作権者という人間を保護する姿勢が見られないことが問題である。

○学習行為に制限をかけることができない

現在のクリエイターの作品の発表の場はインターネットが主であり、そこには既に多くの作品が公開されている。

AIの学習は無断で無制限に行われており、これは今後どのような法律を整備したとしても、防ぐことは出来ないであろうし、既に多くの著作権者が被害を受けている。

○作風、画風はクリエイターの命であるのに、軽視されている

懸念点でもあるように、一部のクリエイターの作品のみを学習させ、その作風、画風を模倣し、得意げに生成するものが現れたり、本来そのクリエイターでは描かないような性描写を追加させたものを販売して利益を得るなど、悪質な行為が横行している。これは悪意ではない。

犯罪者が法で裁かれないからやっていいんだ等と平気で他者を傷つけることが出来るものは、技術革新を免罪符にしてはならない。

学習データとされた著作物の作成には、多くの時間と労力が割かれており、作品一つ一つはそのクリエイターの人生なのである。それを不正に搾取される社会のシステムが容認されるようなことがあれば、クリエイターは自分の作品では利益を得る機会を奪われるし、自分が作品を作れば作るほど、本人が望んでいないにも関わらず、学習データとされてしまう。そんな世界はクリエイターにとって地獄でしかない。

○そもそも論点が違う

無断で不正に学習されてしまう行為が問題であり、利用者が認識していたかということは論点にならない。

保護されるべきものは生成物ではなく、学習データとされてしまった作品であり、そりを生み出すクリエイターである。

何故守るのか、その目的を考えれば法の作り自体違うことにのるはずだ。

今でもクリエイターが未来に希望を持たず、職を失ったり夢を諦めたらしめている。

そんな国にしないでください、お願いします。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】の(オ)海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

前提として無断で AI に学習させることが現在主に問題視されています

絵を投稿していて AI 学習に使用することを禁止するといった旨を記載している人がいるとしてそれを無断転載した人がいて、その人の場所には AI 学習に使用しないでくださいと記載されていなかったから AI の学習に使用していいと言うことにはならないのです

【侵害に対する措置について】

(イ) 学習済みモデルの廃棄請求について

「AI 学習により作成された学習済みモデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ…」

と書かれていますが、これが法整備前のものを含むのであれば無断で学習に使われた挙句他の人に「あなたの絵柄は AI 絵に似ているね」などと言われて精神的苦痛を感じ絵を描かなくなる人が出てくるでしょうし AI 絵であることを疑われる確率も上がり苦痛を感じる人が出てきます

AI 絵を売っている人もいますしオリジナルの絵を描いた人を守るようなものにしていただきたいです

破棄も通常認められないというのであれば絵を描く人がかなり減るかと思われます

(2) 生成・利用段階

(3) 生成物の著作物性について

(4) その他の論点について

「学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように、学習に用いられたデータに含まれる著作物の著作権者等が求め得るか否かについては、現状ではその実現可能性に課題があることから、将来的な技術の動向も踏まえて見極める必要がある。」

とありますが、将来的な技術の動向も踏まえてではなく現在困っている人がいるのです将来的にその技術が出るかもしれないからと言って待っていてくださいというわけにもいかないでしょう

取り除けないなら削除させる方向に持って行ってほしいと思っています

例えば有料で学習プリセットを販売している人がいてその内容に無断で使用されている素材があったとします。

それが後から判明してそれを使用したものがもうすでに学習済みモデルとして出てしまっていた場合

素材を作った人が泣き寝入りすることになりかねません

ここからは別の話になりますが

AI 絵を使用したなりすましなどについてはどのような扱いをするのでしょうか

とある絵師さんに粘着行為をしている人がいてその人のせいでオリジナルの絵師さんのほうに DMCA の通知が行ったと話題になっていました

そういう人たちがいるので AI 絵に対して良い印象がなく今回書かせていただいた意見も偏ったものになっていると思います

本来 AI 絵というのは絵師さんが自分の絵を学習させるとか構図を AI に任せて絵自体は絵師さんが描くといった感じで運用されるものだと思っていました

ですが悪用するひとがとても多いと思いました

AI に学習させたイラストを載せるのは問題ないと思っているのですが、それが AI によって生成されたものかどうか分からないことが増えてきています

それだけ技術が進歩したともいえます

ですがそのせいで被害を受けている人たちもいます

今はまだ AI だと判断できるものがありますがもっと精度が上がるとそのうち判断できなくなるでしょう

AI を利用したものに関しては AI を利用したと表記する等の法があるところからも騙されにくくなります

現状もうすでにフェイクニュースの画像だって出ています

法整備が遅れるほど被害が出ると思われます

●受付番号 185001345000005849

5.各論点について(1)学習、開発段階についての意見です。

特定のクリエイターの作品のみを学習させ、「特定のクリエイターの作風で生成物が取得できる」事を謳い文句にした生成 AI モデルがインターネット上に散見されるように思います。この場合、生成された物が特定のクリエイターの創作的表現を感じせない場合は、享受目的に該当しないという認識で間違いありませんでしょうか。

その場合について、特定個人の創作物を意図的に過学習させ、類似した物を生成する用途で製作された生成 AI モデルについて、規制されるべきであるという意見です。

特定個人の作品を学習し、特定個人の名前を売りにしたモデルがクリエイターの作品に非常に類似した作品を生成し、作成した人間が DMCA を申し込み、当該クリエイターを著作権違反として攻撃した例を目撃しました。

既存の作品を学習する事で類似した大量の生成物が取得できるという生成 AI の特性上、悪意を持って利用した場合のクリエイターへの被害は深刻な物となると考えます。

生成 AI の使用方法を使用者の良心のみに委ねていては、クリエイターへの被害は止まらないと考えます。

●受付番号 185001345000005850

個々が作品を作り出せるようになった現代に、法律が追いついてないと思います。
AI の技術自体は尊重し、クリエイターの仕事を守る法を整備していく必要があると思います。

●受付番号 185001345000005851

既に無断での画像使用によって成りすましによる脅迫や特定の作家への嫌がらせに使用されているパターンも見られます

また、パラメータ化するだけで学習は問題ないとの意見もありますが既にそっくりそのままの画像や表現がコピーのような形で出力されており著作人格権も侵害しているようにしか思えません

現状のまま学習目的だから問題ないというような立ち位置を続けて海外企業に国内のイラストレーターや趣味で絵を描いている人たちの人権を侵害し続ける行為を国が推奨し続けることには断固反対します

1. 文化庁は今話題の「画像生成A I」の性質を勘違いしているのではないか

文化庁素案 p10-11 に、生成A I が生成物を生成する機序は「通常、学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、「一から生成」より「切り貼り」に近いと思う。内部画像をテキスト検索しヒットした多数の画像を合成してフィルタをかけた、劣化複製画像ではなかろうか。誰かの絵と誰かの絵の中間が出てくる感じがある。合成元の画像が少なくなるようなプロンプトでクオリティが上がる。

このような原理で出力された画像に著作権を与えるのは不適切である。

言語での指示は抽象的なアイディアに過ぎない。画像の出力指示は、画像表現の主体たるイラストレーターではなく、絵を発注するクライアントに該当すると思う。画像の美術的表現には何ら寄与していない。

2. 出来が良いほど、より強固な対策が必要

現行の画像生成A I には権利問題があるが、問題がクリアされた画像生成プログラムが登場する可能性は高い。

最も恩恵を受けるのは、漫画家やアニメーション作家等、1つの作品に大量のイラストを必要とするクリエイターだ。自分のキャラクターの違うポーズを出力する。アニメーションの原画を読み込ませて中割動画を出力する。画像生成を指示する者と元画像の権利者が同一であれば、生成した画像にも著作権を認めるべきだろう。

しかしこの技術、部外者が他者の画像を勝手に読み込ませ作者になりかわることも容易となるため、より厳格な管理が必要になる。

具体的にはマイナンバーやインボイス番号等の情報と紐付けた認可制にする等の措置が必要だろう。悪用防止が徹底できなければ、クリエイターは対処に追われ制作できず、インセンティブも横取りされて死ぬ。作品は生まれなくなる。

静止画イラストについては、人間の作成速度を大幅に超えない範囲に枚数制限するべきである。既に人気を得たイラストレーターの生成画像で市場が飽和し、後進が育たずにイラスト文化が枯れる危険がある。

3. データセットへの学習（解析）と i2i を拒否・削除できる権利がほしい

あるゲーム内で、他者作品の盗作を行ったイラストレーターがいた事が分かった。サービス運営者は該当する画像を全削除し、関係するプレイヤーへ返金を行った。画像を扱うサービスとはそういうもの。画像生成 AI にも、権利侵害画像について同様の対応を求めたい。

画像生成 AI には、自分の絵が「学習」されているかどうかクリエイターが確認し、申請があればデータセットから削除できる窓口の設置を義務づけるべきである。類似画像の検索システムが作れる技術があれば可能なはずだ。

i2i は新規に定義した専用の独自形式画像のみ読み込めるようにし、自作した画像・自分で撮影した画像・i2i 用に販売された画像を購入した場合のみ使えるようにするなどの規制

を行ってほしい。画像生成 AI 登場以前に公開された画像は、i2i への使用を想定していない筈だから原則拒否として扱うのが妥当だ。

4. 画像出力時の対策

画像出力時には原則的に画像に載せるタイプの透かしを義務づけ、透かしを外すのは許諾性にすべきと思う。画像出力した者が誰であるかの情報を埋め込み追跡できればなおよい。

透かしを外した画像が必要な場合、学術的に必要な場合機関ごとに目的を申請する、アニメ・漫画などは作品ごとに申請する、静止画イラスト用途では作者ごとに申請して出力できる枚数を制限、などの規制が考えられる。

メタデータ情報埋め込みという方法も考えられるが、画像はモニタに表示されればスクリーンショットがとれるので、画像上で AI 出力データだと明示しなければ対策にならない気がする。

5. 生成 AI サービス開発者には、初音ミクを参考にして欲しい

初音ミクは AI ではないが、歌手の代替となりうるものでありながら広く愛され、音楽文化の発展に貢献している。画像生成 AI もああいった方向性に育っていただきたい。

彼女らが音楽界隈に受け入れられたのは

- 1) データセットの権利がクリーンである：趣旨を理解した 1 人の声優から音声新規収録してサンプリングし、対価を払った
- 2) 生成された音声が完全に人間と聞き分けられないものではなく、微妙に合成音声っぽさが残っている
- 3) 1 人の特定の架空のキャラクターとして振る舞った

という点が重要である。1) も大事だが、特に 2) 3) の面で人間の歌手と競合しなかった点大きい。

画像生成 AI を万人が使える状態で公開するのであれば、この 1) 2) 3) の要素を全て満たしたもののみ許諾するべきであると考ええる。

そうでなければ出力物に透かしを入れる・使用する人を限定する などの対策をとっていただきたい。

以上

●受付番号 185001345000005853

現時点、インターネット上に自身が作成した作品(著作物)を開示することで、閲覧してもらい収益につながっていく構造がある

AI 利用者が AI に生成させたもの(学習元ネタが不明なもの)をインターネット上に開示することで、これも同様に閲覧され収益につながる

例えば、極端な例として

イラストレーターA氏の作品のみを学習したAIはA氏の作風に似たものを生成することになると考えるが、

それをAI利用者が公開し、収益を得たとするとA氏の権利を侵害したと考える

その理由としては、

- ・公開の際に私が多少の手修正を加えたとしても、本質はA氏の作風であると考え
- ・AI利用者がAIに生成させたものを「自身の作品だ」ということに違和感がある
(学習元が自身の作品のみである場合はこれに限らないが、他者の作品を学習している時点で盗作や贋作に近いと考える)

・AIによる生成のほうA氏の作成スピードより当然早く、多くの作品が開示されることにより、本来A氏が作成し、収益を得たであろう機会をAI利用者が奪うことになる
したがって

AIによる生成物と自身の作品は別の扱いをする必要があると考えており、これらを両立させるには、

- ・AI作品であることの明記
- ・AIの学習元の正確な開示
- ・自身の作品を生み出せる者は、AIの学習元ネタとして使われることへの可否を明確にする
- ・自身の作品がAIの学習元ネタとなっていた場合は学習元ネタの割合でAI利用者が得た収益の一部を請求できる仕組み作り

などして共存を図るのが良いのではないかと考える

●受付番号 185001345000005854

「ある利用行為が、情報解析の用に供する場合等の非享受目的で行われる場合であっても、この非享受目的と併存して、享受目的があると評価される場合は、法第 30 条の 4 は適用されない」

こちらをもっと詰めて、本来の著作権者がより守られるようにして頂きたいです。

SNS で素人が生成 AI を使う目的はほぼ 9.9 割享受目的でしょう。

そもそも「やめてほしい」と言っているクリエイターの成果物を勝手に「盗り込む」行為が、倫理的に正しいわけがありません。

SNS での投稿をやめてしまうイラストレーターの方も既に出ています。

生成 AI で出力したイラストに関して、学習元の画像データが「全て」「常に」開示されている状態であり、学習を許可していないクリエイターが自身の作品を発見した際は然るべきペナルティが課せられるのであれば良いでしょうが、現実的には無理でしょう。もはや世に出た技術を規制するのは困難でしょうが、何とか著作権者が最大限に尊重されるような法整備をお願いしたい。極論、パブリックドメインだけで構成される生成 AI のみにして欲しいくらいです。

都合の良い時はクールジャパンなどと言いながら、それを支えてきた創作者の方々を冒涇するような考えに国が流されないことを切に願っています。

先日自死された■■■■先生の件しかり、0 から 1 を生み出す人が泣き寝入りしない社会となるよう、宜しく願います。

●受付番号 185001345000005855

AI の使用を過剰に推進したら人間より短期間かつ安く生成できる AI に仕事を奪われて雇用が減ると思う。また、そうすることで AI の学習元である創作物の製作者も減って、AI 自体がもう成長せず日本が世界に発信する文化自体も衰退して他国にとって代わられると思う。

●受付番号 185001345000005856

現状の AI 画像出力のための学習方法について、あまりにも使う側が好き勝手が SNS などでも見え、表に作品を出す行為が怖くなり創作することへの意欲が日々落ちています。学習に使用しているクリエイター側の意見を無視し、進めていくことが正しいとは思えません。

ルールを明確にしこれがついていたら学習に使用してはならないなどあれば、クリエイター側も安心できるのかなとも思えますためご検討よろしく願いいたします。

●受付番号 185001345000005857

生成 AI は創作補助に使う分には非常に有用である。

ただ現状では個人へのなりすまし、

すでに活躍中の创作者の創作物に酷似した生成物を
簡単に発表できてしまうという問題が発生している。

AI 生成物のすべてに AI 生成という表記は必須にし、

学習元にされた创作者の権利を守るためにも、AI 生成物そのものには著作権は
不要ではないだろうか。

●受付番号 185001345000005858

4. 関係者からの様々な懸念の声について

結論として、生成 AI というツールを全面的に否定する意図はありません。一部の個人や企業が、理解が浅いままに利用し、生成物が拡散されていくことを恐れています。世に浸透させるにはまだ早すぎる、というのが私の意見です。

個人の見解として、ドラッグに例えます。

かつてあの界限には、少なからずその道に精通したスペシャリストがいたと聞いています。確かな知識を持ち、シロモノとパチモンを見分けられる専門家です。現代はというと、違法薬物の化学式にほんの少し手を加え、規制がかればさらに手を加え……と、『安全性の確保されない謎のドラッグ』を、理解しないまま、とりあえず儲かるからと売っている業者が増加しています。安いからいいやと簡単に入手するユーザーがいて、蔓延している現実があります。

生成 AI に関しても、同じことが言えるのではないかと考えます。最初にその頭と手で作品を生み出したクリエイターがいて、現にその方たちの意図しないところで作品が無断学習され、AI イラストとして世に出回っています。おおもとなる作品そっくりに出力され、すぐにクリエイターや周囲が気づける場合もあれば、そうでないケースもあります。今後、そういうケースが間違いなく増えていくと思います。

「生みの親を辿れないレベルならいいじゃないか」で済ませてはいけなないと、私個人は考えます。AI 学習を前提としていないクリエイターの権利は守られるべきで、作品に注ぎ込まれたクリエイターの魂は、容易にミックスしていいものではないからです。イラストのみならず、小説や音声、写真についても同様です。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

前項にて、『安全性の確保されない謎のドラッグ』を、理解しないまま、とりあえず儲かるからと売っている業者が増加していることを述べました。とあるクラウドソーシングサービスで、私は以前、以下のような案件を多数目の当たりにしました。

(募集文ママではありません)

- ・美女の生成 AI イラストを 1 枚 10 円で大量に作ってください
- ・AI イラストの細部を、矛盾なきよう修正してください

応募資格は特になく、誰でも引き受けられる案件です。条件として【無断学習は NG】【権利を侵害する恐れのある AI ソフトは使用しないでください】等と書かれていますが、おそらく素人が案件を引き受けたならば、なにが OK でなにがダメなのか、見抜けないままイラストを大量生成してしまうでしょう。

生成されたイラストは修正段階を経て、時に AI イラストとは見抜きづらいものとして世に出回ります。(現に CtoC で AI イラスト集などが現に出回っていますが) BtoC や BtoB で

AI イラストが金銭を生み、のちのち無断学習が発覚してトラブルに……という未来が想像できてしまいます。少なくとも私には。

（３）生成物の著作物性について

著作者人格権に絞って、個人の見解を述べます。現段階において、AI 生成物に著作権は不要と考えます。生成物自体が、いちクリエイターの名誉や作品に注いだ思いを踏み弄っている可能性がゼロではないからです。それを見抜けないうちは、AI 生成物に著作権は与えるべきでないと考えます。

●受付番号 185001345000005859

「はじめに」

認識が違う気がします。

AI によるイラストは、生成、新しい創作ではなく、学習させた範囲内で計算され、算出されるただの結果です。

学習元に触発され、新しい創作が出来るわけではないと思います。

料理の材料費を払わず、その産地まで主張し、他人の調理法を学習させた AI に調理させて、自分の創作料理と言っているのと同じと考えます。

現状は、合法的に他人の才能を奪い、その人の対価を奪い、最終的にはその人に成り代わろうとする技術としか考えられません。

本人を DMCA に訴え、アカウントを凍結(現在はロックで留まっていますが)させたうえで、自分の作品として堂々と主張しています。

完全な人格の乗っ取りが、すでに行われています。

AI の推進は、それに法的なお墨付きを与える事になりかねません。

勝手に自分の創作物を変えられることは、一般の人では分からぬほどの苦痛であることが、日テレの件で分かったはずです。

国が日テレと同じ過ちを犯さないことを願います。

「2 検討の前提として内(1)ア保護される範囲」

この時点で無理があると思われます。

今でも盗作被害に遭っているだけでなく、侮辱や挑発、殺傷を臭わせる人まで現れており、X での活動を休止するまでに追い込まれています。

今の状況でさえ被害を止められないのに AI を推進すれば、歯止めが効かなくなるでしょう。そして AI に学習されてからでは、後戻りができません。

そもそも、それを調べる事に協力するとは思えませんし、協力したとしても、本当にそれが全ての学習材料かも不明でしょう。

「2 検討の前提として内(1)イ保護される利益」

言葉遊びと思われるかもしれませんが、「記憶」の部分を「学習」と拡大解釈して、結果、無断学習が横行する危険が心配されます。

明確に AI 学習とは違うと変更した方が良いと思います。

「権利制限規定の考え方」

無謀です。

先程も述べましたが、今でも私的利用を超え、自作発言を堂々として、販売までされています。

そもそも、何の落ち度も無いイラストレーターさん達が、何で負担とお金をかけて、盗作を訴えなければならないのでしょうか？

最悪裁判にまでなる可能性があるが、通常の裁判でも、時間や金銭的な負担で断念する事も多いのに、どうやって被害を防ぐのですか？

更に言えば、自分の知らないところで被害にあっている場合もあります。

どんなに AI 学習を防ぐ技術ができて、すぐにそれをクリアする技術も開発されているそうです。

「侵害に対する措置について」

疑わしきは罰せずと言う原則があるそうですが、であれば尚更、疑わしい事が出来てしまう社会にするのは矛盾があります。

更に、実際に X であった報告では、仕事を依頼されたイラストレーターさんが、そのイラストを勝手に AI 学習された被害が出ています。買い取ったのだから、どう使おうと自由、という屁理屈が通ることはありませんか？

また、逆のパターンも問題です。

AI の性能にまかせ、どんどんイラストを算出して行って、新しい漫画等のキャラに少しでも似ていたら、盗作を訴える人達も出てくると思われます。

特許関係では、似たような問題が起きていると聞きます。

私がここまで心配している理由は、京都アニメーションさんの件が頭をよぎるからです。算出した結果に一方的に著作権を信じ込み、創作者の皆さんに攻撃的になることもあり得るからです。

そしてそれは、現在、X での中傷、殺傷予告として、すでに現れています。

「最後に」

それ以外として心配なことは、AI は大量の算出で人を圧倒してきます。

創造することを人が出来なくなってしまう。

将来の子供達に、創作の余地を残してほしい。

また、オリジナルの創作だと思っていたのに、AI 算出だったことを知り、ショックを受けた人達はどうなるのでしょうか。

また、創作しても、すぐに AI 学習されて評価を低下させられれば、作家さんの意欲は低下するでしょう。

他の問題として、創作の妨害も考えられます。

イラストを学習させ、本人の意図とは無関係な表現をし、それに反発した人達にイラストレーターさんを非難させ、圧力をかける恐れがあります。

実際に、とあるイラストレーターさんが、自分のイラストで裸の女性のイラストを算出され、それを X に投稿されたことで、全く無関係な非難を受けたとの報告もあります。

文字数が全く足りませんでした。私の願いは、苦勞して何かを生み出す人達が、馬鹿を見る国にしないほしい。

AI 学習で消費する人達よりも、自分で何かを生み出せる人が、正当な評価を得られる国であってほしい。

計算された結果ではなく、人が想像した創作で溢れる未来であって欲しい。

ただそれだけです。

その為にも、創作における AI の使用の全面禁止をお願いします。

●受付番号 185001345000005860

生成 AI のデータは現状 Web 上のコンテンツのデータをスクレイピングしたものにすぎず、著作権、肖像権の侵害、児童ポルノの再生産等、データセットそのものに非常に問題がある上で更に二次加害を引き起こすものとなります。

Midjourney は画風のために参考にしたアーティスト名が公表されたことで、そのアーティストの仕事を奪う形となることが示され、

また、StabilityAI が自ら提出した Stable Diffusion がクリエイター等の著作者の仕事部分の代替によるコストカットを目的にして作られていることが明記されており、到底容認できるものではありません。

https://note.com/akihisa_shiozaki/n/n4c126c27fd3d

そして、現在進行系で AI への懸念、使用の反対を行ったクリエイターへの誹謗中傷、嫌がらせとして AI を使用したそのクリエイターへの作画の行使が多数発生しており、

中でも酷いものとして、■■■■(X アカウント名■■■■)氏への攻撃として、

なりすましを狙う存在により、■■■■氏の絵をデータセットとした AI モデルを「自作のイラスト」として DMCA を申請し、■■■■氏が権利侵害をしたとの訴えを起こしています。

■■■■

■■■■

この一連の騒動により、現在活躍しているクリエイターの過去の作品を AI に取り込み、嫌がらせによって本人を活動休止に追い込んだ後、出力した画像を自作の新作として、クリエイターになりすますことは可能であると証明されてしまいました。

現状 AI 画像自体には著作権が無いとされていますが、これがもし容認されることとなってしまうたら元の作品のクリエイターの権利は著しく侵害されることとなり、

また、新たな作品は生み出されることのないまま、過去のアーティストの焼き直ししか生まれず、芸術文化そのものの破壊へと繋がります。

制作者の権利としてクリエイターの保護が行わなければ、

5.各論の（１）のエ（イ）について

「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり…」について、作風や画風というのは人間が作品を鑑賞しその作家の表現の独自性を感じる傾向という意味では確かにアイデアのような抽象的なものといえるかもしれないが、機械がそれらを学習し出力する際は少なくともその作家の独自性を明らかにできるレベルにまで表現されているものと考えられるため、それはもはやアイデアの域を出ている具体的な表現であり、機械学習によらない人間による侵害事件とは異なり、より元著作物の保護を強力にする基準を用いるべきだと考える。

5.各論の（１）のキについて

「AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、
「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではないと考えられる。」の記述が論拠に乏しく法の趣旨を没却していると考えられる。何を根拠にそう言っているのか。不必要な過学習は禁止すべきである。

5. 各論の（２）のイ（ア）について

「人間が AI を使わずに創作したものについて類似性が争われた既存の判例と同様、…」とあるが人間が主体の場合と生成 AI の場合とで基準は異なって然るべきである。補足 35 意見に同じ。

5. 各論の（２）のイ（イ）について

AI 利用者が既存の著作物を認識していたか否かを依拠性の判断材料にする必要はないと考える。補足 37 意見に同じ。

5. 各論の（２）のケについて

私的利用ならば著作権侵害に当たらないというのは本当にそれでよいのか。例えば現在は自己の観賞用のイラストをイラストレーターに発注するコミッションなどがあるが、生成 AI での私的利用を認めるとそういった取引が行われなくなりイラストレーターの収入源を奪うことになり、公正でないと考えられる。

●受付番号 185001345000005862

【「AI 事業者ガイドライン案」別添 1.第 1 部関連/P3/20 行目「AI によるリスク」】

私は、画像生成 AI が著作権を持つことに反対します。

現在、一般人の画像生成 AI 賛成者による無断使用や誹謗中傷に合い、精神的に苦痛を感じたり、自殺を考えるまでに至った作家が大勢います。私自身、長い時間絵を描き続けてきた人間であり、その大変さはよくわかっています。努力を積み重ねてきて得た技術を AI が一瞬で奪うようなことは決して許されないと思っています。

この先、もし画像生成 AI が著作権を持つようになれば、筆を折るクリエイターが多くなると思いますし、それは日本文化を衰退させることにも繋がると考えます。文化の無い国は滅びます。

制作の過程を補助する目的での AI 使用には賛成できますが、悪意のある使用は規制をするべきです。クリエイターを守る法整備を優先し、しっかりと行って下さい。

5. 各論点について

(1) (ア)

現状の法律だと著作権保有者（クリエイター、声優、画家、写真家、イラストレーター、アニメーター等）の保護には不十分だと感じます。A I の急激な発展に法の整備が追いついていない状況です。なので最低でも下記の3つの法整備を早急に進めて頂きたいです。

「1」 A I 生成物の表記の義務化

「2」 A I 学習に使用できるデータの制限

「3」 どの様な状況で A I 生成物の生成及び利用が著作権侵害となるか、それに伴い違反が起きた場合の罰則を明確にする

「1」 A I 生成物の表記の義務化

A I 学習によって作成されたものには必ずどこかに「A I 生成」の表記を義務化して頂きたいです。画像ならウォーターマークを表記したり、特定の人物の声や見た目を模倣する場合はクレジット記載など必ず A I 生成物と模倣された著作権保有者が区別出来るようにして頂きたいです。

著作権保有者本人が生み出していないのに A I 生成物を見て「この絵は A さんの作品だ」

「この声と喋り方は B さんで違いない」「C さんが写っている写真だろう」「この文章は D さんの特徴だ」と誤解を招いたり、生成された A I が社会的モラルに違反するものだった場合、模倣された方の名誉を傷付ける可能性があります。

言われのない誤解を著作権保有者がかけられる事がないよう A I は A I、ご本人はご本人としっかり区別する為にも、A I 生成物には表記が必要だと思います。

「2」 A I 学習に使用できるデータの制限

A I 利用を許諾した著作権保有者が登録するサイト等を作り、そこで登録された作品のみを A I 学習に利用できる、それ以外の SNS やインターネットから無断で抜き取ったデータは A I 学習に利用できない。というようなプログラミングを導入して頂きたいです。

私が詳しく調べているのはイラストや写真関係の A I 生成物の問題ばかりなのでそちらに偏った意見になりますが、現状イラストレーターや写真家などの（以下クリエイター）の作品を無断で A I にデータ学習をして問題になっているケースを目にします。

自分で描いたイラストを A I 学習させて A I 生成物を生み出すのなら問題はないですが、現状の SNS に載せられている A I 生成のイラストの大半はクリエイターから無断で画像データを盗んでいるものが殆どです。

クリエイターがわざわざ SNS 等で A I 学習禁止を表記されていたり、作品を守る為にウォーターマークを表記していても、注意書きを無視して、あの手この手で作品を盗もうとする方が多く感じます。

イラスト以外でも自分で作品を作った人なら分かってくださると思いますが、1つの作品を生み出すのでさえ本当に骨身を削る想いで一夕一朝のことではありません。今まで生きてきた上での知識、経験、技術、そして想いが合わさってやっと生み出した作品に対して、最近では「A I 生成物ではないか？」などという疑いをかけられる事も増えています。

自分の作品を無断でA I 学習に使われるわ、一生懸命作り出した作品はA I 生成物ではないかと疑われる現状はクリエイターの権利を守れているとはとても言えません。

「3」どの様な状況でA I 生成物の生成及び利用が著作権侵害となるか、それに伴い違反が起きた場合の罰則を明確にする

「A I 生成」についてどの程度の利用なら著作権侵害に値しないかの法律関係が不明確だと感じます。

法律で明確に決まってないので無断使用しても裁かれないので大丈夫、どこからか違法なのか分からないから注意するくらいしかできない、被害に遭っても解決できない…………

A I 生成物は現状無法地帯状態といっても差し支えないと思います。

A I の発展は使い方によっては社会に役立つ素晴らしいものだと思いますし、実際に恩恵を受けている場面も多々感じます。

ただ、A I 自体はいいものでもそれを扱う方々のモラルが常軌を逸しているのも確かです。電子でも物でも人のものを奪うのは立派な犯罪だということを理解できていな方々の為にも明確なルールを設けるべきだと私は思います。

文化の存続と発展の為、人とA I が共存できる様な社会が育まれる事を願います。

●受付番号 185001345000005864

RAG のためにベクトルストアを作成するにあたり、30 条の 4 の著作権の権利制限規定の適用に対して問題があると考ええる。

ベクトルストア自体を作成することは、RAG に限らずセマンティック検索を行う際など広く行われている手法である。従って、当初はセマンティック検索等他の用途で構築していたベクトルストアを目的を転用して RAG に用いたり、逆に RAG 用のベクトルストアを他の目的に転用することも当然あり得る。

今回の 30 条の 4 の解釈は、目的によって 30 条の 4 の適用の有無が決まってい、セマンティック検索時はよかったものが RAG 目的となった場合遡及的に違法性を帯びるなど法的安定性を欠く結果となってしまう。

AI の要素ごとの技術は他の技術にも応用されることがあり(例えば transformer は当初は自然言語処理の技術であったが、現在は画像生成やたんぱく質の構造予測など当初の予想を超える分野に応用が見られている)、RAG だけに用いられる技術というものは少ないため、目的により権利制限の適用を決める現在の素案は予見性を欠き、AI の利用を著しく阻害する。

仮に著作権違反を構成しうる出力が出るのであればそこで違法性を問えばよいのであり、今後日本が競争力をもち AI を発展させるのであれば、出力の前段階の準備段階にあたる部分については広く権利制限を認め、イノベーションの促進を図るべきであると考ええる。そうでなければ、ただでさえ日本はリスクに対して過敏であるため、現在の素案では AI の予備段階の技術開発を萎縮させ、日本の発展を著しく阻害する結果となってしまう。

●受付番号 185001345000005865

生成 AI は規制されるべきです

まず昨今広まっている生成 AI は人工知能で絵や文を作るものでもなければ数式で無からつくってるわけでは無く無断転載、研究用学習データ、児童ポルノ、医療や戦争の犠牲者等の流出画像のデータをコラージュして作り出す仕組みです

世界では手軽にディープフェイクが作られるようになりそれによるセカンドレイプで自殺者がでる事態になっています

中国は当局に都合の悪い生成物を作らせないようにしていますがクリエイターの LoRA (特定の絵柄を集中利用しその絵柄特化の生成物を作らせるもの) を第三者が LoRA を望まないクリエイターのも作成し悪銭を稼ぐ事態になっています

また欧州では規制法案が作成される流れになっていますし他国でも生成 AI での著作物には著作権を与えない判決等忌避される流れになっています

日本の文化を、日本の国際的信頼を守りたいなら生成 AI への制作物に著作権はおろか生成 AI を野放しにせず生成に規制する法案を作るべきです

まず始めに、私は現状の生成 AI の推進に断固反対する。

下記に理由について記載するが、関連すると思われる意見については該当文章末尾の【】に「AI と著作権に関する考え方について（素案）」から引用をする。

表現の自由というのは自分の主義主張や思想や事実、あるいは精神性を周囲に伝える権利。その権利をイラストを描き表現をするのがイラストレーターである。（間違っても AI 生成者のことではない。）

にも関わらず、現在は生成 AI によって誰でも簡単に「思っても考えてもいない表現を大量に作って放流する（自己の表現ではない）」ということが可能になってしまった

【（1）生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略（10p）】

☆イラスト表現の例

・キャラクターの手の仕草が好きだから精巧に描こう。

・大胆な構図に加え、キャラクターの視線や表情で自分の心情を表現しよう。等

上記はあくまでも一例だが、こういった「イラストレーターがこれまでの人生を通じて得た技術と、それを使い表現している芸術」を、

生成 AI は簡単に模倣し、大量に出力し、

ひいては過学習されたイラストレーター等は「特定のイラストレーターの唯一無二の表現」すらも生成 AI により飽和状態にされてしまった。（イラストレーターの「（）」等。）【（例）いわゆる「過学習」（overfitting）を意図的に行う場合について（17p）】

もはやネット上に存在するイラストで表現されているものは「著作者が伝えたいこと」なのかそれとも「機械が偶然どこかから持ってきただけのもの」なのかが一目で分からず、イラストレーターが本来伝えたいことが生成 AI により阻まれている状況である。

「表現」というのは受け手に意図が伝わってこそそのもの。

「誰でも表現できる、ただし誰にもその意図が伝わらない」というのでは表現の自由が存在する意味がないと考える。

機械が勝手にやってくれて便利、などと軽率な考えを表現の世界に持ち込んでしまうと、クリエイターの人格、ひいては人生ですら「機械でもいい」「機械との違いが分からない」と扱われてしまうことを意味する。

イラスト以外であれば「事実の伝達」を阻害するディープフェイクは更に直接的な被害をもたらしている。

存在しないポルノを作るという悪用もそうだが、AI が登場してから既に戦争や犯罪の現状を告発するような画像の信頼性に疑問符が付き始めている。

また、実際に性虐待にあった児童のデータが出力された事例が散見されることから、データセットに児童ポルノが入っているのではないかという懸念、また当人の人権侵害にまで及んでいると考える。

◆そのほか「AI と著作権に関する考え方について（素案）」の引用と意見

【＜AI 利用者の懸念＞努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評】

＞「イラストレーターがこれまでの人生を通じて得た技術と、それを使い表現している芸術」を、

簡単に模倣し大量に出力しているだけにも関わらず、権利を主張することに疑問を憶える。店から盗んだものを金に変えておきながら「頑張っているのに」という主張と同じようなものと私は考える。

また、AI 生成をする者をクリエイターとして決して認識しないため、同業という言葉が我々イラストレーターを指すのであれば撤回して頂きたい。

【（１）生成 AI について ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。】

＞生成 AI を使用することで「思っても考えてもいない表現を大量に作って放流する（自己の表現ではない）」ということが可能であり、

元のデータを学習しなければ画像を生成できない機械であるにも関わらず、

文化庁に「データの切り貼りではない」という考えがあることに強い危機感を憶える。どうか今一度、ご一考願う。

以上。

私は現状の生成 AI に対して、断固として厳しい姿勢を続ける。

法での規制を強く願います。

●受付番号 185001345000005867

日本も EU の基準に追従すべきです。

特に意識せず作った作品でそのまま EU と仕事ができるのは利点でしかありません。

どうせ日本産 AI ソフトなどないのですから痛くも痒くもないでしょう。

以下、参考 ( 様 Twitter より)

成立した EU の AI 規制法

- ・ EU のルールが直接 EU 諸国に適用される。
- ・ EU 域内にサービスを提供する日本を含む世界各国も対象。
- ・ ChatGPT など生成 AI で高リスクではないタイプについて、透明性要件への準拠が義務付け。

1. 生成 AI 出力のコンテンツが AI によって生成されたことの明示 (ラベル付け)
2. 違法なコンテンツが生成されないようにモデルを設計する
3. 生成 AI の学習に使用された著作権で保護されたデータの概要の公開

全ての生成 AI 出力に適用されるのか、抜け道があるのかはわからないけれど、このような規律、特にラベルづけは歓迎。

- 1 に関連して、Chat など対話している相手が AI である場合の明示もあった。

●受付番号 185001345000005868

（３）生成物の著作物性について

現状は生成 AI による出力物や、イラストレーターや漫画家や趣味で絵を描く人の描いた絵やイラストの絵柄、表現方法などの著作権が曖昧なせいか、生成 AI による無断学習されたデータで元データの本人のなりすまし、嫌がらせが横行している。

一例をあげると、本来データ元になった絵描きが描かないようなテーマの絵(18禁のもの)を出力し、AI 利用者が使う SNS に勝手に上げるという行為。

これらによってイラストレーターを生業としている者や、趣味で絵を描いているものが不快感や不利益を被り、酷いときには度を過ぎた嫌がらせや自殺教唆を受けたりするなど、他人の制作物や権利を遊び道具にして踏みにじる無法と言える事が起きている。

また生成 AI によるディープフェイク問題もあり、例えば災害の画像を生成 AI で作り正しい情報が得られないようになるなど、世の中を混乱させようとする愉快犯的な者も出てきている。

これらの行為がまかり通るようなら、人間の尊厳が尊重されずに破壊されるがままの社会になるのではないのか？

これらを防ぐためには、生成 AI 使用者の身元をはっきりさせる必要があると考える。

生成 AI を使う者に対して複数回の本人確認を行い、正しく身元確認できないと使用できないようにする。

その上で生成 AI にデータを学習させるには、学習元のデータの持ち主に許可を必ず貰い学習させるなどし、悪用を絶対に防ぐ取り組み及び法改正が必要とだと考える。

生成 AI の悪用を絶対に防ぐ取り組みをすることが、日本及び世界の未来の文化の発展につながると考える。

●受付番号 185001345000005869

権利侵害の問題、現在の AI は元データのロゴまで完璧に復元してしまうなどの、数多の著作権侵害をしています。

NAIv3 集中学習リスト作家 7000 人分

【
】

【
】

【
】

学習される側には、拒否権すらありません。

自分の作品の価値を守る一番有効な行動として、そもそも発表しないことを選ばされています。

作品がコピーされることに抗議すると、反 AI と叩かれ、殺害予告までされる環境下、作品、発表の場、クリエイターとしてのすべてを奪われ、裁判等は個人の負担が重く、また判例もなく証明が困難であり、泣き寝入りしています。

下記の方たちはその一部です。

■さん【
】

■ ■ さ ん 【
】

【
】

■さん【
】

消された少女の“反 AI”マーク

毎 日 新 聞

【 https://news.yahoo.co.jp/articles/279a043e551ca33757e7246a1b7840e3c2725142?source=sns&dv=pc&mid=other&date=20230818&ctg=dom&bt=tw_up】

また、作家のデータさえ取得してしまえば簡単になりますことができますので、それによって嫌がらせを受け、活動終了してしまった作家さんがいます。

【
】

このような行為が、やろうと思えば誰でも出来てしまい、処罰もできない状態にあります。もはや日本でクリエイターとして活動するのは非常に困難です。

助けてください。

これ以上耐えられません。

自殺を考えている友人がいます。

どうか助けてください。

生成 AI と著作権の問題について看過できない部分が多くあることを感じたため、ここに意見文を提出する。私は趣味でイラストを制作しており、普段は X (旧 Twitter) にて活動を行っている。この意見文は、主に私が X 上で実際に目撃したことを元に記述している。なお、この意見文はそれぞれ、各冒頭に示す段落に対しての意見を記している。

1. はじめに

「著作権者等からの AI によるデータの学習及び生成に当たって、著作権が侵害されるのではないかといった懸念の声」とあるが、既に侵害は発生していると感じる。現時点で広く利用されている生成 AI だが、著作者の表現する技術的特徴を学習し模倣する生成 AI により引き起こされる問題は悪質である。利用者は、この生成 AI による「著作物に表された思想・表現の模倣」を用いて真の著作者になりすまし、挙句なりかわるような行動をしている。このような現状の中、著作者は「AI の学習から自身の著作物を保護する術を持たない」のが現状であり、また多くの著作者が AI 学習による被害を恐れ創作物の制作を断念している。このことは、著作権を規定した目的の一つとして挙げられる「文化の発展への寄与」を阻害するだろう。つまり、AI を前にして、今の著作権では著作者・著作物の保護や文化発展を目指す目的は到底果たされていないと私は考える。

5. 各論点について

(2) 生成・利用段階

法第 30 条の 4 は、「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定している。ここで、「1. はじめに」の項目に対する意見文中で示した例を再び取り上げる。この場合、AI の利用者は原作者に成り代わり作品を人々に公開している。著作者の作品のみを学習した AI を通して生成された生成物には、必然的に元となる著作物の特徴が表現され、あたかもその著作者が制作したかような作品になる。利用者は著作者の許可を得ずに生成物を公開する。この時、この利用者は本来著作者のみが獲得するはずの評価や価値を不当に得て、それを自身の名声とすることが可能になる。このように、利用者の中には AI を使用し著作者の思想・表現を盗用して不当に評価を得ることを目的としている者が多数存在する。加えて、私が危惧しているのは、この AI 利用者が本来の著作者を攻撃するような様子が多く見られる点である。現に、複数のクリエイターが AI により自作品を模倣され、その AI 使用者に誹謗中傷を受けている。更に、一人の著作者の著作物のみを学習した AI を使用して著作者になりすまし、真の著作者に対して自殺教唆を行う行為が確認された。このような事象が現実に行き起こっている事を目の当たりにし、これらの行為は著作者の利益を十分に侵害し得ると考えた。また、以上を踏まえて(1)の項目についても考えを示す。

(1) 学習・開発段階

「意図的に学習対象を選別している」場合、特に同一の著作者による作品を学習している場合には、法第 30 条の 4 の限りでは無いと考える。このような行為は、先程 (2) に示したように著作者の活動を妨げる行為であり、場合によっては著作者の実生活に影響を及ぼすものである。加えて、現在、創作に関わる人々の間で問題になっている行為のひとつに、AI を通した作品の模倣行為 (AI トレパク) がある。これは、ある著作物を AI に通して新たな生成画像を得る行為であるが、この場合、元となる著作物と同じ構図や色彩を持ったイラストが生成される。この行為が著作者に許可なく行われる場合、著作物の翻案権侵害に加え、著作者が持つ同一性保持権を侵害する結果となるのではないか。AI を介さない手描きイラストの場合、トレースをしてネットに公開する行為は著作権法に違反するが、AI を通せば罪にならないという認識が浸透するのは好ましくない。また、現時点で X (旧 Twitter) 上の多くの創作者が自身の著作物を自身で保護するために、意図的に生成 AI へ自身の作品を学習させることはやめてほしいと注意書き・警告を行っている。しかし、この行為は相手の善性に依存する部分であり、現時点の法を考えれば強制力は勿論ない。そこで、AI 学習に対しても著作者が可・不可を決定出来るようにするのが現時点では最善であるように思われる。

(3) 生成物の著作物性について

画像を元に生成を行う AI については、その学習された画像一つ一つは基本的に著作物として元々認められているはずのものである。ここで生成される生成物は著作物というよりも寧ろ学習された著作物の二次創作物であり、生成過程で使用された著作物及び著作者の権利が優先されて然るべきだと考える。

以上が私の意見である。拙い文章で記述したことをお詫びすると共に、今後 AI 技術によって苦しむ創作者達が現れないことを願う。

●受付番号 185001345000005871

無断教育されたイラスト元のイラストレーターが AI 業務妨害を受けている
その一絵柄が非常に似ているためイラスト依頼の減少
その二絵柄での著作権違反を訴えづらい

●受付番号 185001345000005872

AI の利用において、特に画像生成 AI には制限が必要と考えます。初期段階の学習データが著作者の許諾なしに使用され、特定の作家に焦点を当てた学習データにより権利侵害が発生している事例もあります。また、写真から架空のポルノ画像を生成する行為や、AI による生成画像がネット上の情報を汚損し、正確な情報にたどり着くことが難しくなる事例も増加しています。

これらの著作人格権や肖像権・人権、公衆の学習機会損失などの観点から、画像生成 AI の開発には制限が必要です。同様に、音楽生成 AI や文芸作品生成 AI もこれらの問題を考慮し、制限が必要とされます。

ただし、プログラムのコード生成や特定の事務作業の自動化、筆跡鑑定、手書きの古文書解読など、AI が得意とする分野への導入や活躍は歓迎しています。これらは「表現活動の代替品」とは異なり、著作権や著作人格権に抵触せず、むしろ人間が別の仕事に注力できる可能性を提供します。

●受付番号 185001345000005873

全体の法案を通して、そもそも現段階でインターネット上に存在、流通している画像生成 AI は、数々の倫理、道徳、努力、文化を踏み躪る物であり、それが「享受」という言葉で、現代社会において浸透していく事を前提とした法案であることが、非常に問題であると考えています。

生成 AI を今のまま日本で厳しく規制措置を取ることなく、人々に使われることは非常に危険です。昨今、クリエイターの人権、意思の尊重が話題になるような事件が起きましたが、それと同様に、創作物を生み出した人の人権、意志が第三者によって傷つけられ、自殺者を生む可能性があると思います。

生成 AI に取り込まれた数学的事実は、ゼロから生み出された物ではありません。

本来であれば、生成 AI を作り上げる段階で、学習元となるデータを使用するための対価を相応の金額で支払い、著作権を持つ立場の人に許可を得て取り込むべきだったと思います。その部分を全て、「共有の財産」という扱いにして、本来持つべき人の培った創造性を搾取し、侵害している行為である生成 AI の利用を、現段階では禁じるべきです。

社会構造の複雑化のために、かつて働いていた人々の雇用先が無くなり、技術でそういった人々の為の可能性として、生成 AI というものは、社会繁栄の為に非常に価値のある技術だと思いますが、本当にそれを解決の一手としたいのであれば、相応の儀式的な手続きをすべきです。

今のまま企業で生成 AI が使われれば、日本の文化である、アニメ、漫画、音楽、演劇等、様々なものが世界的に評価と地位を失います。私はそれが怖いですし、

そうなってしまったら、生きる意味を見失ってしまうと思います。

少し前までの日本のルッキズム的ポップカルチャーは、身を置く多数の人々にアイデンティティや自己承認を与えていましたし、サブカルチャーを楽しむ人々は犯罪者予備軍とまでメディアによってレッテルを貼られていましたが、今ではカルチャーを楽しむ人口の分配が覆り、多くの人がかつて自身が冷笑していたサブカルチャーを楽しむ波に抗えず、メンタリティに支障を来しているようにも感じます。

そういった人々に生成 AI を与え、マイノリティからマジョリティへ彼らを誘う渡し船にもなるかもしれません。

ですが、尚のこと、文化的、歴史的文脈を知らない人々に心の傷を与えない為に禁止すべきです。まるで科学を知らないオーガニック思考の人が食べ物を腐らせ体調を悪くするように、日本の文化自体の健全性が失われます。

もし規制した上で問題が起きた場合の法案も作って下さい。

メディアによるエンターテイメントを作る一員として、心からの願いです。

私の大好きなクリエイターがどんどん心を壊していくのを既に何度も見ています。

今笑っているのは創造的な活動をしてこなかったマジョリティか、創造的な活動をするには努力も運も足りなかったものたちだけです。

人に努力の価値を与える社会の繁栄の手段を国が生み出すような判断をして下さい。

また、生成 AI から出力されたものが素材として使われたものと類似しているかいらないか、という点で、人や機械等全てのものが道徳的な判断が出来るとは考えられないので、そういう機会が起きるような法律にしないでください。

社会のため、金の為に当たり前創造的意思は踏み躪られています。

判断を任せることのできる信用なんてあるはずありません。

法案の具体的な項目の指摘にならず申し訳ございませんが、

頭から終わりまで今のままでは許すことができません。

ご検討の程何卒よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005874

2 (1)

著作者人格権への言及がないのは危険ではないか。

著作者自身を守る法がなければ、もはや国内で著作物を制作する人は減り、将来的な国の損失となり得る。

最近では著名な漫画家がテレビ局の契約不履行により作品を改変させられ自殺に至ったが、これに限らず、SNS 上で故意に作家の作品を生成 AI によって改変し、著作者の名誉や人格的利益や人間性を傷つけ、作家を活動停止に追い込む事例が散見される。

こう言った行為が取り締まれいない限りはクリエイティブ産業従事者を減らし、新たな作家の誕生を妨げる要因となる。

2 (2) イ

思想又は感情の享受を目的としない行為のための生成 AI 利用が正当化される点に関しては賛成だが、これをさらに強固に遵守するための新たな法的な仕組みが必要である。

つまり享受を目的として生成すること自体を取り締まるべきではないか。

例え学習元と類似点がなくとも、享受目的で生成された物の学習元にされた著作物は差し止め請求が通るべきで、それ相応の利用料が支払われるべきである。類似点がないとはいえ、著作物を材料として加工利用されているためである。

盗んだ野菜で料理を作る料理家は盗難で逮捕されるのが自然だ。

著作者の精神を攻撃する手段としても、類似点を極力減らし現行の著作権への抵触を避けた上で、作者の作品が元にされた事を仄めかす程度に改変した AI 生成物が利用される場合が殆どである。

一方で「非享受目的」の生成 AI 活用として、検索補助や医療補助、視聴覚障害者補助目的等は正当化されるべき範囲と考え、これに関して罰則が発生しない事には賛成する。

5 (1) エ (イ)

現行の著作権法における類似性、依拠性の判断は人が手で作成する創作物に対して適用される範囲であるため、この類似性の判断基準を機械的に学習して得る生成 AI に当てはめること自体が、現代社会の倫理に即していないのではないか。

AI による学習データに著作物が意図的に組み込まれた上で、元作品とは全く別のものが出力されて「享受目的の作品」にされることは、著作者としては時として「似た作品を創作されること」よりも耐え難い苦痛を伴う。

これは現在合法的に人の精神に苦痛を与える行為として利用されており、倫理的な危険性は無視できない。

また、わざと元のデータと類似しない範囲で改変し、大量の生成物を合法的に販売することが出来てしまうため、生成 AI がデータロンダリング目的で悪用されることを是としてしまうのではないか。

5（1）カ（イ）

「AI 学習により作成された学習済モデルは、(…)「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為 によつて作成された物」には該当しないと考えられる。」とあるが、一括りに学習済みモデルと言っても用途によるので該当しないと切り切ることではないか。学習済みモデルかどうかよりも、それが利用される目的に応じて措置を変えるべきではないか。

5（3）

AI 生成物に関しては著作権は認められるべきではない。

指示・入力文章が想像的であった場合、その文章には著作権が認められるべきであるが、それによって生成される物は完全に学習元データを使用しており、毎回別の結果が返される物である。仮に創造性のあるプロンプトで膨大な数の AI 生成を作品として発表した者が、後発の芸術作品に対して類似性があると主張しあらゆる作品を排除し始めたらどうするのか。AI 生成では数百点、数千点は短期間で生成できるし、少し時間をかければ数十万、数百万かそれ以上の生成物を出すことも可能である。それらの類似作品を自動検索してその作家達を機械的に訴えていくことも理論上不可能ではない。

これまでの作家の間でこういうことを行う例が少なかったことを根拠にこの危険性を無視するのであれば、これから新たに参入する AI 作家は創作畑の人間ではなく、これまでの創作者のモラルが全く通用しないことに気を配ってほしい。

また、芸術作品において物理法則や心電図などからランダム生成された図像に芸術性を見出す作品もあるが、AI 生成の場合、享受目的で作成された他人の作品を学習材料としている時点で、それら学習元データ群が持つ芸術性が生成物に表出することを期待していることは明白なので、完全なランダム性を持った作品とも言えない。

これまで日本の創作物従事者は従順な者が多かったと思うが、AI 生成物を作品として掲げる人の大多数は無縁の業界からの参入者が多数を締める筈で、これまでの創作従事者と同じに扱いは出来ないことにも注意すべきである。そちらを保護してこれまでの創作者達の活動を停止させた場合、急速に日本のクリエイティブ産業が廃れていく危険性については常に留意するべきではないか。

●受付番号 185001345000005875

4)について

現在の画像生成 AI は世界中のクリエイターから非難を受けており、
またそのデータセットは各地で非合法的なデータも含む膨大な情報をまとめたものが利用されている。

また生成プロセスもよくいえば生成ではなく元データ集からのコラージュであり海賊版生成機に近いものである。

そのツールも殆どが海外製であり、海外のツールに日本のデータ・資産が使われていると行っても過言ではない。

またクリエイターへの還元は全くと行って行われておらずデータの搾取ともいえる状態が続いている。

そして悪意ある生成 AI ツール利用者も多く、著作権法 30 条の 4 などを曲解しクリエイターなどへ悪意ある攻撃を行い、粗製乱造のデータをネット上に多く放流し産業にダメージを与えているケースが多く見られる。

豊富なコンテンツを保有する我が国はこのデータ利用についてしっかりとした規定をつくらなければ

海外からデータ利用の無法地帯としていわば搾取される資源国のような状態になってしまい、

我が国のコンテンツ産業の世界での勝ち筋は消えてしまう。

コンテンツ資源国としては秩序ある利用のためにも現状の無法状態を一刻も早く止めて、
無法な生成 AI 利用者の濫用をとめ、クリエイターを保護するために明確な規制とルールを
世界に先駆けて制定し、イニシアチブを取る必要があると考える。

●受付番号 185001345000005876

「4. 関係者からの様々な懸念の声について」→<AI 利用者の懸念>

「5. 各論点について」→(2) 生成・利用段階

・意見の概要

30 条の 4 の但し書きについての懸念、法整備（再改正）の要求

生成 AI を使用する、著作者に対し悪意を持った人物による集中学習による悪質な嫌がらせや、中小が繰り返されている。

「AI 利用者の懸念」欄にそうした問題があることを詳しく明記し、同様の行為を防止するための文章を盛り込んでほしい。

・意見及び理由

実際に生成 AI による SNS でのなりすまし、絵柄を集中学習された対象者への攻撃が発生している状況で、現在の著作権法の枠組みではそうした悪質行為に対抗できなくなっていると感じる。

第三者から見ても、自分の作風を模倣したと分かる AI 絵を商用利用された場合、自分の利益が不当に侵害されることは明らかであり、そうした行為を取り締まれるような立法の必要性についても明記を希望します。

生成 AI を野放しにすることによって、自身の作風が、第三者によって悪用されるリスクが各段に高まっていると感じる。

被害を受けた場合に、十分な被害回復ができるような整備を整えていただきたい。

学習元に使用された絵に酷似した AI 作品が生成されることも実際に目にしており、そういった実情を鑑みると、あらゆる著作物と類似していないことをチェックするのは非常に困難かつ、今まで以上に意図しない著作権侵害が発生することが考えられる。

侵害を受けた側から見ると、相手方の故意や過失の有無によっては損害賠償を求めることができず、被害回復が困難になる可能性が、現行の素案ではかなり高いのではないのでしょうか。

この点につき、現行法では権利保護が十分なのか明示してほしい。不十分なのであれば法整備を希望します。

●受付番号 185001345000005877

5) (1) について

現在の生成 AI、特に画像 AI については作品として発表する・SNS で一般に公開する、ゲーム・漫画などの作品に利用することが殆どであり

現状主流の画像生成 AI では生成時に特定の著作キャラクター・著作者を指定してそれに近い生成物を得る使用例が多く見られる。

これは明確に既存著作物の権利を侵害し、明確に利益を害しているが

現状のルールでは学習するのは自由と解釈されているために新たに特定の著作物を集中学習する例などを止められていない。

こういった事例を明確に禁止したルールが必要と考える

(2) について

例えば特定のキャラクターやクリエイターの作風に寄せた出力を指示した場合、その生成物は現状の生成 AI ツールを利用すると

元のデータにかなり酷似したものが出力されるケースが多い。

出力プロンプトにおいても特定のキャラクターやクリエイターの名前を入れる手法が多く用いられており

これらの生成物は明確にその元著作物の権利を害している。しかし個々のイラストがどういったプロンプトで生成されているかは現状わからないし

これが元の著作権所有者の作品なのか、それともそれに見せかけたいわば贋作なのかは判別が難しい。

生成 AI によるイラストを公開するときには生成ツールを利用したことを明示した上でどういったツール・プロンプトを使用したかを画像に情報としてもたせるルールが必要と考える。

これは世界中で問題となっているフェイクニュース対策としても非常に重要である。

また、現在イラスト生成において主流となっている生成ツールのデータセットには無許可でコピーされたイラストサイトから収集した日本の多くのクリエイターの作品が多数含まれ

それがネット上にばらまかれてしまっている。これではいわゆるオプトアウトをクリエイターが要求したとしても実行は不可能であり

生成ツールによる作品を公開する場合はそういった海賊版に近いデータセットを使用していないことを明示する必要があると考える。

●受付番号 185001345000005878

1ー現状全く法整備がされていない状態で生成 AI による出力物にわずかでも著作権を付与するような案には全面的に反対です。

2ー生成 A I を使用した場合の A I 表記の義務化を求めます。

3ー生成 A I のデータセットが他社の創作物を使用しなければならないのなら、元になった創作物の著作権を持つ創作者が A I への仕様に拒否権を持てるように使用を許可制にすることおよび使用する場合の使用料の還元を求めます。

1 について、著作権とはそもそも制作物を財産として保有する権利だと自分は考えますが、それと同時にその制作物によって発生したトラブルに対して責任を負う義務を負うものでもあると考えています。

現状の生成 AI によって出力されたものはその出力物によって発生した責任は企業等の規約では基本的に使用ユーザーにあるとするものでありますが、しかしユーザー側はそれによって発生するトラブルへの責任意識を著しく欠いた使用をする者が多いのが現状です。

このような状態では企業は AI のトラブルに責任を取らず、かといってユーザーも責任を取ることをせずに「著作物としての権利は得たいがそれによって発生するトラブルへの責任は負いたくない」と、簡易かつ短時間で生産が可能になった生成物を出力するだけ出力して金銭などの著作物としての享受を得た後に問題が発覚すればネット上のアカウントを削除してまた別のアカウントで同じ行為を繰り返すのではないのでしょうか。

また既存の画像や音楽、文章などの著作物を生成 AI で改変することによって自身の著作物として発信する人間が後を絶たない現状で生成 AI に著作権を付与したとしても、最終的に生成 AI を使用する企業、ユーザー同士でそういった改変をしあうことで著作権という人権の所在が曖昧になってしまうのではないのでしょうか。

それでは資本を持つ企業が圧倒的に有利になり、生成 AI を管理する企業に個人の著作権という人権を握らせる行為に繋がるかもしれません

2 については、偽情報による混乱への対策として AI 表記を義務化すべきだと考えます。

また他社のイラスト、写真、音楽、文章といった創作物を第三者が元になった創作者のように振る舞い虚偽の情報や誹謗中傷の材料として「大多数の人間が簡易的に短時間で」それらの虚偽の情報を拡散することを少しでも防ぐためでもあります。

実在の人物を使用したディープフェイクによる中傷や、イラストや写真といったその著作者のもだと分かるアイデンティティを第三者が悪意を持って加工して貶めるようなことは絶対にあってはなりませんし現状の法で裁くことが間に合わないなら法を見直すことは必要です。

現在、悪意ある人間が生成 AI を使用することで今までも世の中に存在した嫌がらせや脅迫などを効率的に行うことが出来るようになり、被害者をさらに一方的に追い込むことが出来る世の中になってしまいました。

こういった悪意を現状の生成 AI から出来るだけ切り離して良い方向に使えるイメージを持たせるには生成 AI は生成 AI というカテゴリとして分け、使用者及びそれを閲覧する者に対して一から安全な使用への意識を向けさせるべきだと考えます。

3 の生成物の元になった著作権を持つ創作者の許可制および使用料の還元については、そもそも現状の生成 AI が既存の創作物を使用しなければ高精度で生成することができないのに一方的に搾取する構造になっているという問題が大きすぎます。

研究目的での学習として取り込むことは許可されていたとしても、その先の出力物を著作物とすることで金銭などを享受することは他者の財産を一方的に利用することですし、多くの生成 AI 使用者が学習で留まらずこの享受を目的として使用していることは否定することは出来ません。

このような搾取を前提としている現状の生成 AI の使用を前提としてルールを作っても元になった創作者が活動できなくなるまで AI 使用者は享受し、さらに生成 AI を使用する企業とユーザー同士で搾取しあって自らの著作物がオリジナルであることを主張し合う状態になるのではないのでしょうか。

現状ですら生成 AI による加工物をオリジナルとして権利を主張するユーザーは出てきているのですからそのような人たちが増えれば AI であっても非 AI であっても著作権という人権を守ることは出来ないでしょう。

また現在の生成 AI が国外の著作物を多く含んでいることも軽視することは出来ません。

現在の生成 AI の状態を推し進めるなら、それはつまり国外の財産を日本側が一方的に使用するということになり国際問題になる可能性があります。

。

EU では大きな規制がありました。それらの財産を一方的に使用することに正当性を持たせることが出来ないのなら規制の影響は受けるはずです。

日本が特例として他国の財産を享受することは現実的ではありません。

●受付番号 185001345000005879

私は絵を書いている訳ではありませんが、いかなる場合も、生成 AI による絵の作成、インターネット上の絵の学習、AI による生成物の著作権が認められることはあってはならないと思います。

以上の行為は日本の文化、産業を破壊し、停滞させるのものであると考えるからです。現状でも多くの影響や上記の被害が問題となっており、一刻も早く規制するべきだと思います。

生成 AI を認めた先の文化に未来が無いことは少し考えればわかる事です。

アメリカ等の諸外国では規制や規制の検討が進んでいますが、本当ならアニメや漫画の文化が最も世界で優れている日本が最初に規制する対応を取って頂きたかったです。

生成 AI の使用、学習、所持、販売全てを規制して欲しいです。

この国には害になる部分が多すぎます。

●受付番号 185001345000005880

・個人

・AI による出力を行うにあたって学習元となる画像はインターネットなどから取得した権利者不明のものでも著作権侵害にあたることはない、というのは作品を制作している全てのクリエイターがAIの学習元として知らず知らずのうちに消費されることになる。

またAIによって出力された作品に著作権等の権利を付与してしまう場合、クリエイターの数倍の速度で作品を生成するAIの全ての作品を把握出来るわけではなく、作品の構図やテーマなどが一致してしまった場合に理不尽な請求を行われる可能性が高く、それを利用した悪徳まがいの情報が出てくる可能性を否定できない。

●受付番号 185001345000005881

一次創作者の端くれとして、また世の「クリエイター」様達のファンとしても、此度の素案について一度でも声を上げなければと思い投稿いたします。どうか、本当に正しい表現、見解を基に、クリエイター…創作者の皆さんを守ってください。

(1)「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現が 1 頁目からありますが、大切に自らの手で描き、頭で考え、時間と誇りと情熱をかけて一つ一つの作品をこの世に創り出す真のクリエイターと同等に扱おうとすることに甚だ遺憾と嫌悪を抱きます。既に AI 学習による被害や実害が数多発生しており、その度に信用・信頼問題に巻き込まれたり、創作時間に割けるリソースを無為に奪われるのは真のクリエイター側ばかりであり、甚だ大変迷惑です。上記表現について、撤回、削除を強く切望いたします。

(2) AI の技術や進化自体はとても素晴らしいものだと思います。だからこそ、有用的な活用、かつ、それによって悲しむ人が発生しないことが何より大切だと思います。実際既に、悪意を持った AI 活用者が AI 学習元の創作者に対して、敬意どころか「己の著作や正当性」を宣い、追い込み、あるいは私生活までの介入、脅迫、殺害予告にまで達する執拗な嫌がらせや犯罪まがいの案件も起こっており、クリエイター側が追い込まれて創作を諦める、離れる事態が多発しています。私自身も経験したことがあります、警察は血が流れるような実害が無い限りはまともに動くことはできません。ただただ脅威に怯えて生きるクリエイター側の無念さ、理不尽さは AI の悪用が生む最悪の事態であります。一個人のことではあれど、「一人の損失」が重なれば国レベルでの損失にもなりかねません。有名作品や著名人で同様の被害が起こるまで待ってる訳にはいかない。こうして書いている間にも、AI 生成モノのせいで、本来であれば不必要なはずの悪意な攻撃に苦しんでいる一創作者が居るのです。人命に関わる話なんです。

AI 生成者すべてを批判するわけではないですが、扱う者へのきちんとした規制、規定、警告を含めたガイドラインであってほしいと希望します。寛容、許諾ベースなのではなく、正しい使い方で利用すること、使用することで他者を傷つけることのない、他者を攻撃などできないような仕組みになるようにと願います。

(3) どこかでは 4000 万円までは捕まらないらしい人達もいますが（本当にすごいですね。羨ましい通り越して気味が悪いです）、日々の身銭を、手や頭を使って生み出す生活をしている庶民が数多くいます。（完成までは収入ゼロの期間がある場合も少なくないです）その生活すらも危ぶまれてしまう危険性が AI には特に多くあります。自身が生み出したものすら疑われやすくなってしまふからです。自分が時間と精神を使って描いた作品に、さらにいちいち説明して擁護しなければ信用がなくなるだなんて、そんな無駄な時間が生成される方が市場的にもあまりに無駄・無為です。こういう観点からも、AI を活用する範囲、利用制限等を設けて欲しいと願っています。

広く豊かな表現がさまざまに溢れる日本だからこそ、その自由さや素晴らしさがあると思います。そして数多くの創作者達の創り出すモノに支えられている日本文化も大切にしていきたいと思います。だからこそ、ただでさえ立場的にもなかなか保護されていない（インボイス等も彼らを苦しめるしかない法律だと思っています、これについても署名に参加しましたが本当に撤回願いたいです）ことに加えて、創作者側ばかりが精神的・時間的・金銭的、そして経済的、社会的な被害に遭ってばかりの現状を、これ以上ひどくしないでください。彼らを護ってください。様々な意見を的確に吸収いただきますようお願いいたします。

●受付番号 185001345000005882

イラスト生成 AI に関しては諸外国同様、著作権侵害に厳しくお願いしたい。

なぜならば絵師の技術は何年何十年と鍛錬を続けた賜物であるため、守られるべき権利がある。絵師の許可なくその技術を生成 AI に学習させて作品として排出することは権利の侵害である。

現時点で絵師たちが生成 AI でイラストを輩出する者（甲とする）に許可なく AI 学習のターゲットにされ、かつ甲が絵師になりすまし、甲が絵師に対し誹謗中傷・脅迫を繰り返したため、絵師たちが筆を折ってしまう事例も発生している。応援している絵師が筆を折ることをファンは望んでいない。私たちファンは作品だけでなく、絵師の人間性に対しても応援している。絵師らの権利をないがしろにしてはならない。

●受付番号 185001345000005883

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

生成 AI は既存の技術の発展ではなく、工程が全く異なるものである。学習データの内容を公開する義務や規制がないため、出力の材料になる学習データを他者から無断で収集して作られている。学習データの内容が非常に重要であり、技術的な発展は見込めない一方で、学習データの元となるイラストレーターを精神的、経済的に苦しめている。

(2) 生成・利用段階

学習データを意図的に偏らせることにより作風等を似せることができるが、学習データの元となるイラストレーターには全く利益がなく、逆に利益を得る機会を損なわせている。生成 AI の出力であると明記する義務や規制がないため、偽装・詐称行為に対して消費者は判断ができない。

また、実在する人物に似せた作品等に悪用される可能性が高い

●受付番号 185001345000005884

イラスト生成 AI に関しては諸外国同様、著作権侵害に厳しくお願いしたい。

なぜならば絵師の技術は何年何十年と鍛錬を続けた賜物であるため、守られるべき権利がある。絵師の許可なくその技術を生成 AI に学習させて作品として排出することは権利の侵害である。

現時点で絵師たちが生成 AI でイラストを輩出する者（甲とする）に許可なく AI 学習のターゲットにされ、かつ甲が絵師になりすまし、甲が絵師に対し誹謗中傷・脅迫を繰り返したため、絵師たちが筆を折ってしまう事例も発生している。応援している絵師が筆を折ることをファンは望んでいない。私たちファンは作品だけでなく、絵師の人間性に対しても応援している。絵師らの権利をないがしろにしてはならない。

●受付番号 185001345000005885

10 年ほど専門イラストレーターとして職を得ている者です。画像生成 AI に関して、現状の
使われ方に一言申し上げたく筆を執った次第です。

先に結論を言わせていただきますと、「画像生成 AI で作成された画像に著作権を与えるのは反対」です。

そして利用する際は「生成 AI で作られた画像には必ず AI の旨を明記する事」「使用したデータを公表する事」「違反者には罰則」、この 4 点を主張いたします。

4. 関係者からの様々な懸念の声について

生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること

イラスト制作を生業としておりますので、上記の点についての現状を申し上げます。

作風は皆様が思っている以上に重要です。絵を見ただけで「ゴッホの絵だ」「葛飾北斎の絵だ」と判別できた経験がお有りの方は沢山いらっしゃるでしょう。

その「絵柄」は個々の作家が下積み時代から築き上げてきたアイデンティティなのです。

画像生成 AI はそれを簡単に模倣する事が出来ます。特定の作家を集中的に学習する事により、そっくりのイラストを生成する事が可能になっております。

そして、それを使って既になりすましや嫌がらせの被害が横行しております。私自身はまだ被害には遭っていませんが、知人が遭いました。

特定作家の絵柄を使って卑猥な画像を作成し、品位と評判を落とすという事案もお見かけしました。

法に訴えようと弁護士に相談したものの、現状では対応は難しいと言われた方もお見かけしました。

([REDACTED])

AIでの嫌がらせをやめてくれと声を上げたら、「技術の進歩を阻害している害悪者、絵描きは頭が悪い」などと責められました。

現状の生成 AI に関する方向性は、性善説に頼りすぎています。クリエイター側は既に沢山の方が泣き寝入りを強いられています。

今後エスカレートすると、単純に AI に仕事を奪われるだけでなく、私怨で嫌がらせを受けて仕事を失う者が出かねません。

イラスト制作現場では、私から見える範囲ではまだ生成 AI を利用するクライアントを見かけていません。

海外で生成 AI に関する訴訟が沢山起こっているからです。海外では画像生成 AI を規制する方向で舵を取っている国が多いように感じます。

生成 AI 禁止の国が増えると、その国へは生成 AI の使われた日本のコンテンツの輸出は難しくなります。

クールジャパンに代表されるように、日本の文化は海外で人気です。それが進出できなくなるのは大打撃になり、国力の低下にもつながります。

それを防ぐ為にも、安易な生成は出来ないように、そして安心してクリエイターが創作活動に打ち込めるよう法整備していただきたいと思います。

●受付番号 185001345000005886

自分はクリエイターでは有りませんが、イラスト、漫画、アニメ、音楽などのクリエイティブな仕事は資源の少ない日本の重要なアイデンティティであると思ってます。

そんなクリエイターの方々を現状苦しめている生成 AI 問題は解決していかないといけないと思い専門ではないながらも意見を提出させていただきます。

一番手っ取り早いのが規制だと思いますが、誰でも簡単に使用できる事が問題を加速させているように見えます。生成 AI を使用する為に資格が必要にしたら AI の使用者の把握にも繋がり良いのではと思います。また刀剣の登録のように厳しく生成した AI を公に出す際は審査や学習したものの公表など義務付けるとなお良いと思います。

資格制度であれば、表現の自由を盾にしている悪意のある生成 AI の作成者にも対抗できると思っています。

また、話は少しそれますが、日本は IT 関連の法整備や発展が遅れているように感じているので（主要な SNS やアプリソフトなど海外製のものが多い）もっと国を上げて力を入れるべきだと思っています。

特に国会や国の機関で最先端のデジタル技術が使用できていないのは問題だと思います。

（年配の方に配慮しすぎだと思います）

資源の乏しい日本で知的財産は貴重で個性のある世界で戦える武器の一つであるのでクリエイターを守り強化していく政策をお願い致します。

●受付番号 185001345000005887

創作をする者全てを軽視した素案であると考えます。

懸念すべき点、到底容認出来ない点は多々ありますが、私が感じたことを書かせていただきます。

稚拙な文章であることをご容赦願います。

■海賊版から学習することを容認することについて

ネット上のデータが海賊版であるかは判断が難しい為、多少違法複製物が混ざっても仕方がない旨の記載がありますが、到底納得できません。

違法にネット上の無断転載著作物や個人の肖像権、果ては児童ポルノ画像までをも収集しておいて、「海賊版か分からないから仕方がない」という主張は、著作権者を軽んじていると考えます。この主張は絶対に認められるべきではありません。

技術の進歩は素晴らしいものですが、今ある権利が蔑ろにされるべきではありません。

■生成物の著作物性について

生成物に著作性を認めることは、創作市場を崩壊させてる危険性が極めて高く、全くの愚策であると言えます。

■著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

著作権法はそれぞれの場合ごとに判断する建付であるため致し方ない部分はあるものの、全体的に著作権者の利益が尊重されていないと考えます。

アイデアレベルの模倣であっても、AI が生み出す数十万数百万の数の模造品は創作市場における競合がもたらす損害は計り知れないものとなるため、アイデアレベルであっても保護される新法が必要である。

全体的に具体的な内容が無く、とても抽象的で上辺だけの素案であると思います。

生成 AI がもたらす素晴らしい可能性をも潰す素案であり、その危険性をわかっていない、または著作権者や創作市場を軽視し蔑ろにしている方々の考えが伺えます。

他国では、生成 AI が児童の性的虐待画像を学習していたことや記事の盗用で訴訟を起こした会社があることが注目されていますが、そんな中とても甘い素案でとても容認出来るものではありません。

これから AI はどんどん発展していくでしょうが、人間の権利が蔑ろにされない社会を切に願います。

どうか今一度この素案について再考ください。

稚拙な文章で申し訳ありません。

最後までお読みいただきありがとうございます。

●受付番号 185001345000005888

1.はじめに

生成 AI を使用したイラスト（主にアニメ・マンガ的なもの）についての問題を書きたいと思います。

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

生成 AI の学習方法が、不特定多数のイラストや写真を権利者に無断で利用している時点で、著作権法違反と捉えられると思います。

4.関係者からの様々な懸念の声について

絵が描けず、SNS 等で絵をアップしている人々に嫉妬した人間が、絵の上手い人に嫌がらせをするために生成 AI を用いて絵柄等のパクリ行為をしているという話を聞きます。

そのような嫌がらせのせいで、疲弊し、絵を描くのが嫌になってしまう人も少なくないようです。

されてみないと分からないかもしれませんが、どんなに些細な内容でも、パクられると非常に不快になります。自分もされたことがあります、思っていた何倍も腹が立ちました。

今までもパクリ行為は存在しましたが、創作者として恥ずべき行為としてやらない人も多かったと思います。しかし生成 AI に規制がない現状では、創作者の苦労など全く分からず矜持もない人々が軽い気持ちでパクリ行為をしています。

創作者でも生成 AI を利用している人もいますが、その人たちは生成 AI の学習方法と人間の学習方法の違いが理解できておらず、著作権侵害だとは思わずに使用しています。

パクられて困っている人を反 AI などと呼び、誹謗中傷などの攻撃をしている人間も多く存在するので、著作権についてだけではない社会的問題も含んでいます。

違法ではないからといって野放しにするのは、未来のクリエイターの芽を潰す行為に他ならず、文化の衰退につながると考えます。

他、絵心が全くない人間でも、有名イラストレーターの作品に酷似したイラストを簡単に作成でき、それを売って儲ける事が可能になってしまいます。

それはつまり、ブランド品の偽物を作って売る犯罪行為と同じです。ブランド品より安価に誰でも作成できる分、広まりやすく悪質です。

イラストレーターは大変な努力をして、自分の絵をブランド化しています。

それを掠め取って金儲けをするのは、紛れもない犯罪行為です。

6.最後に

現在、生成 AI を利用して NFT で儲けるといったことも一般化している一方で、生成 AI で作った絵なら価値は無いと判断する人々も少なからず存在します。

このことから分かるように、生成 AI を利用する場合の明確な表示は絶対に必要ですし、それ以前に学習方法の規制が必要です。

規制がないと、クールジャパンとして売ってきた日本の文化がすべて海外に盗まれ、荒らされてしまいます。

生成 AI の利用に関しての、厳格なルール付けを切に希望します。

●受付番号 185001345000005889

現在のA I生成ソフトは著作権法30条の4項を根拠に他者の著作物をインポート及びインポート可能な状態で配布し、結果インポートされた著作物の制作者の模造作品が容易に作成され著作者の創作への意欲を削いでいたり、不快感を表す著作者へA I生成ソフト使用者が攻撃を行い創作活動が出来なくなるほど追い詰めている事態が複数発生している

生成ソフト使用者はA I生成されたものは禁止であるとされる場に置いてもA I生成であることを隠し投稿し、結果それに気づけずに利用した企業がバッシングを受けた例も存在する

上記をふまえA I生成とは百害あって一利なしでありあのように誰にでも容易に使えるような状態で配布する無責任な開発含め厳しく取り締まるべき存在であると考えます

●受付番号 185001345000005890

生成 AI の学習と言う名目で応援しているイラストレーターがトレース被害に遭っている。
これは既に起こっている。

AI 生成が悪というわけではないが、それを扱う側に制限をかけるべきだと思う。

●受付番号 185001345000005891

AI 開発に人間が作った学習データが必要であるにも関わらず、AI 生成物が市場で学習元と競合しているのが現在の状態であると思います。これでは AI 生成物の模倣のし易さや高い量産性により、その学習データを作った人間が経済的に立ちいかなくなります。

AI が人間を代替できると決まってない以上、人間の活動を著作権等に関わらず、何らかの方法で保護する必要があると思います。

また、素朴な倫理感として対価も支払わずに他人の制作物を学習し市場で競合する生成物を作成できる現在の AI の仕組みは、法律云々の前に、道徳に反していると思いますし、加えて言えば一生懸命習得した知識や技能を無許可無対価で学習される社会では、人が学習意欲を持つことは不可能ではないでしょうか？。

AI による各種の被害は別の法律でカバーできるという意見もありますが、過去 1 年を振り返ってみると被害が抑えられているようには見えません。

個人的な意見ですが、仮に今の仕組みを是とするのであれば、現在の法律や社会の規律を守る意思を私はとても持つことはできないと思います。

今ある法律だけに依ってては、アメリカから黒人奴隷は未だ廃止されていないと思います。

AI と人が共存できる仕組みを構築して頂けますようお願い致します。

●受付番号 185001345000005892

イラストレーター等の著作権が著しく侵害されている現状を見てもわかるように生成 AI は厳しく取り締まるべき。今の生成 AI を巡る状況では AI の学習元となった絵を描いた側には何らメリットも利益の還元もなく、一方的に搾取されてばかりである。これは個人間だけでなくクールジャパンとしてマンガ・イラスト・アニメ等を海外に発信等していく場面でも同様に、「デジタル植民地」というショッキングな例えをされる程に深刻な問題であると捉えていかなければならないものだ。生成 AI が濫用され続ければ国内外で高い関心を持たれ、少なくない利益を産む分野を日本自らが貶めかねないと理解していただきたい。

●受付番号 185001345000005893

現在日本ではAIによる生成に対する規制や、法律等が整備されておらず、国の対応や判断、見解等も非常に曖昧なので現状を変える為に一人のクリエイターとして意見を述べさせていただきます。結論から言うと、AIは著作権を侵害しており、規制されるべきと考えています。理由としましては、現在インターネット、特にSNSでは、他人の絵、写真、動画、声を本人の許可を得ずにデータとして読み込み、AIに学習させ、画像を出力するという行為を、悪意を持った人間だけでなく、一般の人間、企業が危険性や悪質性を甘く認識して使用していて、それによる犯罪紛いの行為や著名人の発言のデマ拡散、災害時の偽の画像拡散等の行為が確認されているからです。こういった行為を取り締まらずにいれば、いずれ取り返しのつかないほどの大きな犯罪が起きることも目に見えています。犯罪の抑制や個人の尊重、国民の平穏の為に、AIの著作権侵害についても一度考え直すべきです。こうして意見を集めている間にも数え切れないほどのクリエイターが被害を受け、心に傷を負っています。どうか正しい判断をお願いします。

●受付番号 185001345000005894

他人の創作物を勝手に使用し、様々なデータを切り貼りしただけのもの(どう取り繕っても切り貼りしただけに変わりありません)に著作権が付くのは納得できません。考え直してください。

2. 検討の前提として (2) AI と著作権の関係に関する従来の整理 イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為 について、そもそも違法アップロード、海賊版、無断転載等著作権の侵害となる行為を是としてのデータ収集は著作者人格権、著作権の侵害であると考えます。また日本国内の法律と言っても、データセット内には海外のあらゆる作品が内包されており、また内容は人間の把握できる範疇を超えているため特定の国の作品のみ除外する事は出来ず、常に国外の著作権を侵害しつづけていると考えられます。また LAION-5B というデータセットに児童性的虐待画像 (CSAM) が含まれていることが判明したように、データセットの中にはそのような犯罪データも含まれている事と思います。そうではないという証明が出来ない以上、著作権を侵害し、犯罪に加担するものだと考えています。

5. 各論点について 【「非享受目的」に該当する場合について】イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について (イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について 特定の作家の作品を学習させ、その作家の名前の生成 AI モデルを販売し、作家本人を貶める、攻撃目的で利用する生成 AI ユーザーが存在します。このユーザーを始め作家への攻撃目的で AI を使用している人間の多くは「AI と著作権に関する考え方について (素案)」を根拠とし、著作者の拒否を無視して誹謗中傷、果ては殺害予告まで行っています。このような行為は人道的に許されるものではないと思いますが、クリエイターが筆を折るまで追い込んだり、AI でポルノを作られた少女が自殺したりしても、誰でも好きなように特定の学習モデルを作っていると言うのでしょうか？データセットの不透明さは言うまでも有りますが、このような学習モデルについては本人の許可が必須であると考えます。勿論許可を取る時点での使用目的から逸脱していた場合は法的な罰則が必要だと思います。

4. 関係者からの様々な懸念の声について <クリエイターや実演家等の権利者の懸念> 4 AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ること、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながる事 先に述べた通り、特定作家の作品を学習させたモデルを本人の許可なく、本人の名前を使用して販売、使用、「特定作家の絵で儲けよう」などと扇動する生成 AI ユーザーが実在します。創作活動の萎縮どころか、作家生命を折る為に使われているため、無断での学習や使用については法律で厳粛に処罰すべきだと考えます。<AI 利用者の懸念> 3 努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという同業からの冷評 について。生成 AI により出力される作品は作っているとは言えず、同業ではありません。後ろ暗い所が無ければ生成 AI 作品にはひと目で分かる「AI 作品の証」が刻まれるべきですし、AI である事を伏せてクリエイターのふりをして SNS に生成物をアップロードするべきではありません。

生成 AI は、海賊版や児童性的虐待画像 (CSAM) を含まず、権利者の許可があるものだけを使ったクリーンなデータセットを使用して、権利者の許可を得たモデルであれば良いと

思っています。現状の犯罪者支援ツールとしての生成 AI は全く支援出来ませんし、国として奨めるのは間違っていると思います。この度はパブリックコメントの募集ありがとうございました。どうかこの意見が、一人でも多くのクリエイターを救う事を願っています。

●受付番号 185001345000005896

生成 AI について、なんらかの強い規制を求めます。

現状の生成 AI と呼ばれるものについては、「AI と著作権に関する考え方について(素案)」の PDF にも記載がありますが、以下の問題点を抱えており SNS を中心に反対の声が多く上がっています。

- ・学習元のデータに違法に収集したものや単純所持が違法なもの（児童ポルノ画像など）、権利者に無断で収集したものが多数含まれており、データ収集の手法に問題があること。
- ・生成されたデータを用い、クリエイターへのなりすましや嫌がらせが多発していること。
- ・AI で生成されたコンテンツが大量にインターネット上に公開されることにより、インターネット全体の信頼性や質の低下が起こること。
- ・デマ画像やフェイクポルノなどが簡単に作成できてしまうこと。
- ・既存のクリエイターの仕事が奪われることにより廃業してしまったり創作活動を辞めてしまう人がいること。
- ・「学習データとして使われたくない」という理由でインターネット上への作品公開を控えているクリエイターがいること。

生成 AI を利用して作られたコンテンツになんらかの権利が認められてしまう場合、上記の問題がさらに加速することは言うまでもありません。

また自身も創作活動を行う身として、生成 AI を利用してコンテンツを作成することは全く持って『創作活動』とは言い難く、生成 AI 利用者がクリエイターと呼ばれることに対し強い違和感を覚えます。

上記の理由により、これらの問題を解決しない限り、生成 AI やその利用者に対し権利を付与するべきでないと考えています。

●受付番号 185001345000005897

まずは「2. 検討の前提として」の「(2)AIと著作権の関係に関する従来の整理」についての意見を述べさせていただきます。

「ウ「享受」の意義及び享受目的の併存」についての意見です。昨今生成AIは企業が広告に使用する画像や映像、個人がSNSや画像投稿サイトで公開したり販売する作品そのもの、または一部(小説の表紙やCDのジャケットなど)に使用されている事例が多く見受けられます。

生成AIで何かを出力したとき、公開したり販売したりせずに個人的に鑑賞するだけであれば享受には該当しないかもしれませんが、広告に使用したりSNSに公開したりすることで、それを見た人の知的・精神的欲求などを満たし、公開した側もそれによって利益や評価を得るのは「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的とする行為に該当するのではないのでしょうか。

また、キャラクターや芸能人の方の名前を入力することでそっくりなキャラクターや人物の画像を生成できたり、クリエイターさんの名前を入力することでその人の作風に酷似したものを生成できてしまう画像生成AIもありますが、故意に特定のキャラクターや人物に似せたり、特定のクリエイターさんの作風に似せた作品を生成することも、そのキャラクターや人物の知名度や好感度、作品のクオリティを「享受」する行為に該当するのではないのでしょうか。

次に「5. 各論点について」についての意見を述べさせていただきます。

「(1)学習・開発段階」の【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】「エ著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について」への意見です。

例えば画像生成AIはインターネット上に掲載されている大量の画像を無断で学習して作られています。写真に写っている人物にも、その写真を撮った人物にも、イラストを描いた人物にも許可は取られておらず、そして使用されたにも関わらずその人たちには何の還元もされていません。自分の姿や作品を無断で利用されたことを知らないままの人もいると思います。利用された人が気づいていない、被害を訴えていないのなら問題ないとは言えないのではないのでしょうか。

今も画像生成AIに画像が新たに学習され続けているため被害は広がっています。画像を生成AIに学習させないでほしいと記載してもほとんど効果が無いのが現状です。

著作権者の許可を得ずに無断で学習したデータで成り立っている生成AI自体が著作権者の利益を不当に害する恐れがあると考えます。

また、嫌がらせを目的として、特定のイラストレーターさんそっくりの画風で画像を出力できる生成AIを作成し公開したり、特定のイラストレーターさんの画風で卑猥な画像や他者を愚弄するような画像を生成し公開したり、イラストレーターさんのなりすましをしたり、

模倣されたイラストレーターさん本人に生成した画像をわざと送ったりしている人がおり、嫌がらせを受けて創作活動を休止してしまったイラストレーターさんもいます。

こういった生成 AI 利用者さんによる嫌がらせ行為によってイラストレーターさんの活動が阻害されることも「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するのではないのでしょうか。

続けて「(3) 生成物の著作物性について」の「イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について」への意見です。

「生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には著作物性が認められることも考えられる」には疑問があります。生成 AI の仕組み上、何度試行を重ねても「誰かの作品データを組み合わせたもの、もしくは模倣したもの」にしかならないのではないのでしょうか。それに著作物性が認められるのでしょうか？

また、「通常創作性があると考えられる行為であっても、その要素として選択行為があるものもある」とありますが、人間が作品を作るときに参考にするものを選択することやいくつか案を考えそこから選択することを指しているならば、生成 AI と人間の選択行為は全く違うものだと思います。

最後に、私は 10 年ほど前から絵をインターネット上に公開していました。しかし作品が生成 AI に学習されてしまうかもしれないこと、学習を拒否できないこと、誰かに悪用されてしまうかもしれないことなど恐ろしく、絵を公開できなくなっていました。実際に絵を生成 AI で改変されてしまったこともあり、ひどく悲しい思いをしました。

楽しく創作活動ができないことがとても苦しいです。生成 AI を廃止することはできなくとも、せめて生成 AI の生成物だと分かるように必ず「これは AI 製です」とロゴなどが入るようにしたり、人を騙したり傷付けたりする使い方は取り締まったりしていただけないのでしょうか。どうかお願いします。

●受付番号 185001345000005898

- ・生成AIによる作品を政府が促進することはおやめください。
- ・生成AIによる作品に著作権を付与することはあまりに危険です。おやめください。
- ・インボイス制度の適用除外、あるいは廃止などクリエイターを守る施策を一刻も早くご検討ください。

●受付番号 185001345000005899

例えば写真から不要な看板を消すだとかの AI 技術をうまく仕事に使えないかなどは模索する価値があると思います。しかし、生成 AI によるイラストを仕事に使おうとは思いません。現状、ほとんどの AI イラスト生成に関しては、他社の著作権や警告を無視した、データの活用が見られます。そういった場合に、アーティストからの批判や意見が出てくることは間違いないでしょう。今現在、実際にそういった状況が続いていることからそれらは明白です。使用を検討する企業から見れば、使用した際に出てくるアーティストないし、生成 AI を支持しない方からの批判は、社会的にダメージになりますし、イメージの悪化につながります。無用のリスクは背負いたくない、背負う必要がないというところが本当のところですよ。AI 生成への価値観は人それぞれだけかとは思いますが、本当に必要なものとリスクの認識は誰もが持つておくべきだと思います。そういった観点から見ると、権利や倫理の観点から見たときに、現状で使える場面が限られる AI イラストの価値はそれほど高くないと思います。各種販売サイトなどで、AI イラストを販売している方もいらっしゃいますが、それらを 0 から自身で作成したという検証すらできません。AI 技術は有用なものです、一方で同時に悪用される危険性は捨てることはできません。AI 技術を使用した総理のフェイク動画の問題は記憶に新しいところかと思いますが、SNS 上では生成 AI により作られた、画像を使用した悪質、あるいは無用なサイトへの誘導も見られます。例えば、今後何かしらの事件の証拠にそういったフェイク動画や生成 AI で作られた画像が使用されるなどした場合、対処できるでしょうか？日々生成 AI の技術は進歩しています。できる限り迅速に、こういった法規制が必要なかをきちんと考えていただかないと、せっかくの有用な技術も無用の長物・悪用されるだけのものになってしまうかもしれません。そして、既存の AI を使った生成物による、アーティストの権利侵害に関する問題も忘れてはなりません。アーティストは人生の多くをかけてその技術を研鑽し努力して作品を作り上げます。そういった努力や時間、あるいはかかる経費などを無視していいものなのでしょうか？これは大きな人権問題・表現の自由・労働問題・著作権問題のすべてに関わるものです。そしてそれは AI 技術の発展とともに必ず他の職業にも影響を及ぼしていく可能性は捨てきれませんし、今現在は、アーティストと生成 AI の問題にとどまっていますが、先述の通り犯罪利用などの可能性は大いにあるかと思っています。今ここで食い止めるべきを食い止めなければ、本当に健全な AI 技術を利用した未来は危ぶまれるのではないのでしょうか？今後も各省庁との連携や情報共有、また民間のアーティスト・AI 利用者双方の立場の有識者も交えて本腰を入れて考えていただきたいと思っています。

●受付番号 185001345000005900

生成 AI 技術を発展させつつ、クリエイターの権利を守る方法としては、生成 AI が学習を許可されたデータのみを使用することだと考えます。具体的には以下のような方法を考えました。

- ・音楽関係の権利を管理委託されている JASRAC という著作権協会があるが、生成 AI に利用されるデータにおいても同様の様な組織をつくり、クリエイターが権利を守りたいデータを管理委託できるようにする。

- ・登録されたデータのうち生成 AI の学習データの使用許可があるものを使った生成 AI サービス（プラットフォーム）を協会から提供する。これにより企業や個人が権利侵害の心配をせず生成 AI を使用することができる。生成物については管理番号を付与し、利用の証明として使用者の権利も守られるようにする。

- ・サービス利用料を協会の運営費とし、余剰金はクリエイター全体の活動支援に使用する。

- ・外部の生成 AI による生成物に協会の登録データと酷似したものがある場合は企業や個人が協会を通じて学習データが権利侵害でないか確認を取れるようにする。

- ・可能であれば海外向けにもサービスを提供し、国内サービスの使用を促し、海賊版など不法な方法での学習データ取得の抑制を図る。

- ・海外からのアクセスを考慮すると国内の仕組みだけではクリエイターの権利を守ることは困難であると考えます。（例：海外の SNS サービスに作品をアップロードする場合など）クリエイター側でも作品に AI 学習を妨げるフィルター等をつけるようフィルターのソフトウェアの開発や注意喚起を行うなどの対策も必要だと考える。

一クリエイターとして文化の発展に貢献できるという観点であれば、生成 AI に賛成するクリエイターは多いと思います。クリエイターを尊重すれば賛同するクリエイターからの学習データの提供も望めると思います。

日本が生成 AI 技術において世界を先導してくれることを願います。

●受付番号 185001345000005901

AI は著作権を侵害しています。

AI を取り締まる、著作権を侵害させないルールを作成してください。

●受付番号 185001345000005902

生成 AI は著作物の特徴や表現等が言葉と紐づけされたものを学習しており、その中には著作者名のタグもある。

意図的に学習元著作物の創作的表現を再現しているものが殆どで、そのタグ付けは人の手で行われていることから、著作物に表現された思想又は感情を享受する目的が存在する。

プロンプトについても同様にタグ付けされた特徴を再現しているに過ぎず、既存の著作物と類似する生成物を生成させる目的でなく、簡単な単語のみのプロンプト等でも著作物と類似するものや有名なキャラクターが生成される。

学習データの量と質によって生成物の質が変わることから生成 AI は学習した画像に依拠しており、学習データの画像が無ければ出力できず、学習元の画像にサインが書かれていた場合そのサインまでを復元することからも作品の複製にあたるものが殆どである。

どれ程調整等を繰り返しプロンプトを工夫しても生成物が学習データに依拠していることは変わらない為、生成物に著作権を与えるなどあってはならない。

現状の生成 AI は出力を目的として学習しており、商用利用もされているが学習元となったデータの著作者には対価が一切払われておらず、極めて搾取的であると言える。

生成 AI によって出力されたものだと明記する規制等がない為、学習元の著作物との市場競合や手描きと偽って生成物を売る行為もあり、創作文化の衰退を招きかねない。商用利用された生成物が既存の著作物に類似していても気付かず利用してしまう事も考えられる。

素材サイト等にも生成物が紛れ込んでおり、そういった侵害のリスクがあるため素材サイトを使うことができない。

ディープフェイクやフェイクボイス等も誰でも簡単に作れる上、それを判断することも難しく、人の手で作るより早く大量に生成されてしまう。

無断で学習され、本人が学習禁止と言っても意味がなく、嫌がらせ目的で生成 AI が使用されている。

生成物から学習された著作物の特徴等が分かっても相手が学習データを開示しない限り証拠が出せず、依拠しているにも拘らず法的な手段を取ることができない。また、著作者に知らされず学習された場合データが開示されていなければ知りようもなく、差止請求や文書提出命令では被害者である著作者の負担が大きい。

製造速度や量からも見て人間の学習とは明らかに違い、現行の著作権法に当て嵌めて考えるべきでなく、新しく規制法を作る必要がある。

Danbooru に無断転載された画像が生成 AI の学習に使われている。

海賊版そのものが違法で創作文化を衰退させ著作者の利益を害するものであり、海賊版が学習に用いられている以上は生成 AI の利用を慎むべきである。

また、データセットに多数の CSAM が含まれていることが分かり、削除されたが過去に頒布された生成 AI のデータセットには残っている。生成 AI は元となるデータセットが無け

れば出力できない為、生成された非実在とされる児童ポルノ画像に被害者がいないとはいえない。成人のポルノ画像についても同様である。

●受付番号 185001345000005903

まず生成 AI でとても心配なことについてですが、
学習元のデータがどこから来てるのかも分からずに作者の人権どこやったといわんばかりに不正利用され、
その作者の努力や積み重ねた経験全て許可なく使われている時点で生成 AI
なんて全て禁止すればいいと思います。
たとえその元となった原作者や元の人間からだったりから許可を取っていたとしても
1 部の悪意を持ったクズ人間が簡単に生成 AI を使えてる時点で許可なんて取らずに作者の人権なんて無視して自分で描いたものと嘘をついて、
悪用してお金儲けのために使うのが目に見えてると思います。
しかも早くそれについての権利が出来ていないせいでその原作者さんが
悪意のある生成 AI を使っているゴミクズ人間に付きまわられて絵が描けなくなり
原作者が筆を折ると言う【著作権第 30 条の 4】
著作物は、次に掲げる場合その他の当核著作物に表現された思想又は感情を
自ら享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度に
おいて、いずれかの方法によるかを問わず、利用することができる。
権利を犯して 1 番やってはいけない原作者がやめる事案が発生してる時点で
生成 AI 自体の撤廃が 1 番いいと私は思います。
そして早く生成 AI 自体の撤廃をしない限り原作者が筆を折る事案や
自分の顔を悪用されて取り返しがつかなくなってしまう

●受付番号 185001345000005904

現在における AI イラストは学習元のデータを元にそれらしいイラストを生成するという仕組みで成り立っている。ひとまず現状の問題は学習元のデータとして創作者が許可していない作品などを AI 技師が無断で使用し、データとして利用していることが挙げられる。著作権はその作品が世に生まれた時点で製作物と製作者に与えられる権利であり、また著作権で保護されなくてはならない項目の一つに芸術作品が含まれる以上、このようなイラストの無断利用は今すぐにでも禁止されるべきであり、この問題の継続によって日本のイラスト文化が根底から破壊されないのは明らかである。また、AI イラストを巡る問題はの一つにとどまらない。SNS 上では悪意を持った技師が特定のイラストレーターの作品だけを学習させることで学習元にイラストレーターと非常に近い絵柄のイラストを出力し、有料で配布するなどの商用利用を行なっている。AI は優れた技術ではあるが、既存イラストレーターを技術進歩の礎のように扱い一切の保護がなされていないのは推進国の中でも日本くらいである。技術進歩を目指すのは結構だが、現状はそのためなら当たり前の人権すらも踏み躪って構わないという考えを国が推進しているようにしか思えない。一刻も早い AI イラストの規制を求める。

・p.16-17 (1) 学習・開発段階(イ)議論の背景「非享受目的」に該当する場合について。「過学習」を意図的に行っていなくても過学習を引き起こす可能性があるので無作為に収集をしたとしても享受目的が併存することになる。無断転載が多発するのは人気のある被写体・イラストであるから、そのようなものが各所で転載され、クローラーがそれら転載を収集し、結果的に過学習となる可能性がある。

・p.17”著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合は、享受目的が併存しない”について。作家や被写体本人と確認できないくらいにミックスされた状態は享受目的とならないという論調は、誘拐した人間の各臓器を集めて人間を作るようなもので、著作権者に対し極めて冒瀆的である。

・p.18”このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず”について。この記載では「著作物と創作的表現が共通する生成物生成が頻発しなければ問題ない」のだと解釈できるが、バッティングする可能性が非常に稀だから問題がなくなるわけではない。永続的に当たりが出るリスクを孕むことになり、著作権者としても看過できない。

・p.19 エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について(ア)法第30条の4ただし書の解釈に関する考え方。現実問題として”著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。”という但し書きが死文化している事態が頻発している。著作物を無断で機械学習したとして、実際に著作権者の利益が不当に害されるまでタイムラグが発生する。その間、著作権者はあまりに無防備で何の救済もないのは開発側にとって一方的に有利な条件でしかない。

・p.19-20”技術の進展や、著作物の利用態様の変化といった諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要”とあるが、ディープフェイクによる性的被害などでは、前述のとおり総合的に考慮検討している時間に被害が深刻化する可能性がある。被害が発生した場合に責任は誰がとるのか。事件が発生した際には、国がデータセット・LoRAを利用者・開発側に開示させる等の強制力、および悪用に対する刑罰がなければ、被害に対して迅速に対応できないし、悪用に拍車をかけることにもつながる。

・p.20 (イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて”既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない”について。まず著作権侵害とならない現状に対し疑問がある。著作物の無断利用に対して、著作者人格権の同一性保持権を行使したい状況でも議題にすら上げられていない。既存の著作物を”学習”して新たに”生成”している(だからコラージュとは違う)といった言葉遊びは止めて欲しい。”作風・画風といったアイデアの類似という点のみで著作権侵害かを判断する”という判断基準は、人間の創作の発展に対して有効であるが生成物にも同等に適用してよいのか疑問である。人間と同等の基準を生成AIに適用すべきではない。

・p.22-23”著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難”について。著作権者に「機械学習されたくない」という意思があるのにそれが尊重されない現状はおかしい。robots.txt やアクセス制限などに対し（これを鍵とする）、解錠できるのだから規制は困難だ、ではなく、解錠を試みること自体が犯罪だ、という法解釈に至っていない。著作権者側の意思を尊重されないうえ、その意思に応じない場合に刑罰がない現状は開発側にとって有利すぎる。

・p.24”AI 開発事業者や AI サービス提供事業者においては、学習データの収集を行うに際して…”について。現状、追加的学習が一部企業のみならず、個人によって行われており、各作家・被写体の集中学習 LoRA が交流サイトで堂々と一般配布されているという深刻な状況にある。大手生成 AI 開発企業だけでなく、個人 LoRA 作成者（海外の作成者を含む）に対してまで差止・公開停止を求められる強制力が現状存在しない。国が介入して創作を保護しないと、日本の創作物が流出し、日本ならではの強みである創作文化の土壌は失われてしまう。

●受付番号 185001345000005906

【生成 AI の問題について】

()

有志の方が作成されたこちらの記事に目は通されましたか。

現状の生成 AI の成り立ちは酷く搾取的であると説明されており、私としても同意見です。

私自身、作家業をしておりますが、この一年、悩み続けながら活動してきました。尊敬する方々の作品が、A Iにて容易く剽窃され、過学習されたデータセットとして配布されている現状を目の当たりにして、誰が希望を持って創作を続けられるでしょうか。

同じ思いをしているクリエイターの方々は大勢います。意義ある創作文化を保護するため、どうかよろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005907

私は、画像生成 AI を使用した作品への著作権の付与に反対致します。

画像生成 AI の利用拡大はメリットよりデメリットの方が大きいと考えます。

現在の生成 AI は、元となるデータが無ければ高度なクオリティーでは制作できないツールが殆どとなっております。

これらのデータは権利者の許諾を得ずに使用しており、生成 AI 開発企業は世界中でクリエイター

、著作物の権利団体から訴訟を受け、大きな問題となっております。

開発企業はクリエイターへの還元を実施すれば企業として成り立たないとある種の開き直りともとれる本質を吐露しており、元データがなければ成り立たないにも関わらずクリエイターの

リスペクトは皆無と言っても過言ではない認識が垣間見える状態です。

それに加えて多くの生成 AI のデータベースには犯罪、戦争、医療などの写真も含まれていることが判明しており、それらの被害者に対して無許諾及び、画像生成の素材にされてしまう点は道徳的に見過ごせない問題があると考えております。

以上、データベース上には2つの点で大きな問題があると考えております。

加えて現在出回っている生成 AI は、ネット上のイラストや写真を無断で使用しそれを基本にした作品を生み出すことが出来るため、元の作成者の制作物の権利、存在を脅かす事態となっており、クリエイターの方々は多大な不安を感じております。

これについては現在著作物の無断使用に対して、現在の法律では製作者が十分に守られていない状況が関係しています。

法的に訴える、という選択肢は費用、時間的に多大なコストを払わなければならない

そこまでしても無断使用した側に十分な対処が取れる保証がないためそこまで踏み切れない

方が圧倒的に大半だと思います。

このように自身の望まない形で作品を利用されるかもしれないという恐怖、及びその最悪の事態が起こったとしても十分な対策が取れず、それでいて無断使用側はそれをいいことに作品の無断使用を繰り返し、あまつさえクリエイターへの嫌がらせにも活用するという非常に不公平な状態となっております。

実際に生成 AI を使用した嫌がらせはおろか脅迫、殺害予告なども加えてクリエイターの日常を脅かし活動をやめると言った事態になったクリエイターも幾人も発生しております。海外でも本人に無断で性的な画像を作成し嫌がらせを続けた結果、被害者が自殺するという非常に痛ましい事件も発生しております。

こう言った点も踏まえ、現行の生成 AI を推進するのは非常に危険であると考えます。

最後に、これらの問題に対しての対策の提言をしたいと思います。

上記のように多くの問題を抱えていますが、多少なりとも軽減するためにはまず使用者を限定

すべきだと思います。

現状では前述のように余りにも多くの人間、企業、団体でもリスクなく使用できるため主にクリエイターや画像の権利者側に簡単に不利益、実害をもたらしてしまいます。

そのため、使用に関しては免許、資格者証制度を設けて使用に当たってのマナー、倫理観などの備わっている人間のみに扱えるようにすべきだと思います。

加えて使用者については他者の著作物の無断使用、権利者の許諾を得ない形での使用等を全面的に禁止し、それらの決まりを破った際の罰則規定を設けるなど、クリエイターに関しての配慮を行うことがまず第一であると考えます。

以上のように AI 生成物に著作権を付与することや、それに付随する事案を考えるより先に、まず現状の問題を解決することこそ喫緊の課題であると考えます。

このような問題を放置したまま生成 AI の活用を進めると、多くのクリエイターが創作意欲を失い、代わりに今までのクリエイターの作品を無断利用して作成された生成作品が跋扈するという、創作文化の暗黒期が訪れることになってしまいます。

提出意見については以上となります。参考にしていただければ幸いです。

・p.26”AI 学習により作成された学習済モデルは、学習に用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多いと考えられ”、

”学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられることから”という記載について。なぜそう考えられるのか根拠が全く不明で、願望のような内容を記載するのは悪意を感じる。機械である生成 AI は、人間と同様に学習することはなく、人間のように概念を元にして無から新たなものを生成しているのではない。機械学習を人間の学習と混同するのは誤りであり、意図的に利用していると考えられるが記載を止めて欲しい。生成 AI が、既存の著作物の組み合わせを生成しているものでしかない以上、生成物が既存の著作物と類似しない方が不自然である。また、各作家・被写体の集中学習 LoRA が重用されている現状から、利用者・出力者側も既存の著作物に酷似した生成結果を求める傾向にあると考えられる。

・p.27 注 31”通常、このような措置の請求は認められないと考えられる”について。この注 31 の記載内容は有象無象の著作権者は無下にして開発側にとって非常に有利な内容でしかない。著作権者としてオプトアウトさせ二度と使わせないようにする当たり前の権利行使がなぜ認められないのか。AI に組み込んだはいいが取り除くのは時間的・費用的負担が生じるから困難だ、ということなら無断利用したもの勝ちになってしまう。時間的・費用的負担などというのは、無断で著作物を利用して機械学習させている企業側の勝手な都合でしかなく、強い憤りを覚える。

・p.27【その他の論点について】キ AI 学習における、法第 30 条の 4 に規定する「必要と認められる限度」について

”AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではない”について。機械学習に利用するのが限度内の範囲にあっても、出力側で限度を超えることは十分にあり得る。生成 AI の出力速度・頻度と、既存の人の手による著作物の作成とを同等に扱うべきではない。

・p.29-31 (イ) 依拠性の考え方について。現実問題として、AI 学習用データに当該著作物が含まれるかどうかを判別するため、開発側に対してデータの開示を強制執行できるのが不安であり疑問である。開発企業(主に海外)が開示請求に従うのか果たして疑問であり、著作権者としては不安でしかないし、AI 利用者側も追及されないことを良いことに好き放題しているきらいがある。生成に既存の著作物を用いている以上は(開発側に隠蔽しようとする意思がない限り)元となった著作物は明らかにすることは技術的に可能なはずである。しかし、現実はそのようになっておらず、利用した著作物を辿りにくくする構造となっており、依拠性があるかどうか議論する前に構造上の問題がある。

・p.33 の丸 4”事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなるものと考えられる。”について。確率や頻度の問題に矮小化して事業者が著作権侵害かどうかを判断するという基準

は疑問であり、利用するにあたっては当たりが出る可能性があることはリスクでしかない。また、事業者による（２）キの丸３の手段を、利用者側が俗に「脱獄」といわれる指示を生成 AI に行い、制御手段を無効化した場合が考慮されていない。

・p.35 イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について 丸 1・2・3 について。これらの創作的寄与を認める考え方については到底受け入れられない。Web 検索でいかに検索結果に該当しにくいものを検索できるか、検索ワード入力を競っているような印象を受けるし、これら検索ワードと既存の著作物を利用した生成物を組み合わせると判断されてはたまったものではない。

・p.35-36”創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分について” 生成 AI 一部利用の作品の権利を認めてしまうと、僭称が蔓延する恐れがあり、現状、既に蔓延している。混乱を避けるためにも、一律で著作権を認めないべきであり、生成物と明記せず僭称した際の罰則を設けて欲しい。

・p.36（４） その他の論点について”学習済みモデルから、学習に用いられたデータを取り除くように…”について、実現可能性に課題があるからと言って著作権や著作者人格権が守られないことがあってはならない。生成 AI を開発するにあたって、クリーンを謳い、クリエイターのツールとして寄り添うつもりであれば、無断学習禁止と、確実なオプトアウト、生成物であることの証明義務化は必須項目であると考ええる。

・ p.36 (4) その他の論点について”AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することにより、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではない”という記載について。著作物を情報解析に利用するだけなら良いが、享受目的の出力に利用されているのが現状であり、既に十分著作権者の利益が害されている。海外では訴訟が何件も起こっている現状をあまりにも鑑みていない。雀の涙のような補償金の導入は望まないが、まず著作物の無断利用を止めて欲しい。

・ p.36”市場における対価還元を促進することについて”赤松健議員の述べているような、LoRA 販売等による対価の還元は現実的ではないし、求めてもいない。

<以下は素案に該当しない意見です>

・ 国が生成 AI を推進するなら、ディープフェイク技術によるデマによる損害やセクストーションによる被害、著作権侵害などの訴訟費用を負担する制度を確立し、国民を安心させる義務があると考ええる。メリットばかり主張してデメリットやリスクに対して何の注意喚起もせず、開発企業・利用者の善意任せの現状はフェアではない。

・ 小学生をはじめとする未成年に生成 AI を利用させることを法律で禁じるべき。善悪の判別がつかず物の概念も確立されていない状態で、生成 AI に誤った情報を提示された場合などは、将来にわたって深刻なリスクをもたらす可能性がある。既に、Web 画像検索結果が生成物で汚染されている状況が生じている。将来の日本を担う子供に対し、誤っていたり、偏った情報ばかりに触れさせることはもはや有害である。歴史問題などは、生成 AI がネット上に多く存在する政治的に偏りのある文章を過学習している可能性があり、国の思惑や史実とは裏腹の歴史認識が子供たちに浸透し、刷り込まれるおそれがある。

・ 声にも著作権を設けて保護すべき。現状、既に有名人や声優など声を無断で利用し、歌わせてみたり卑猥な発言を言わせる動画が多数確認されており、明確な人権侵害である。首相に喋らせてみたというフェイク動画は記憶に新しい。また海外では電話による詐欺にも利用されており、喫緊の課題である。

●受付番号 185001345000005910

5 ページ目

各論点について（15～36 頁）の

（1）学習・開発段階（15～28 頁）

『著作権者の利益を不当に害することとなる場合について』に
次の2点にも明記して頂きたいです。

1 点目

著作権者の作風に似たAI生成物は
高速で生成されてしまう為
ダウンロード販売サイト、画像投稿サイト
又はSNS等で販売、掲載等をした場合
その量での圧迫により、検索機能が麻痺し
停滞してしまいます。

この事象を

『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』の項目に明記して頂きたいです。

2 点目

著作権者の作風に似たAI生成物は
作家などになり済ます行為に使用される等も散見され
その対処に費やす時間等で被害に遭われた著作権者達に様々な
負担が強いられております。

この事象を『著作権者の利益を不当に害することとなる場合』の項目に明記して頂きたいで
す。

7 ページ目

学習・開発段階についての考え方（15～28 頁）

『適用除外』の例として

SNSや画像投稿サイト等から著作権者のイラスト等を無許可でAI学習に利用され
それを、生成物の譲渡や公衆送信（SNS への掲載等）といったものに利用された場合
著作権者がそれ等への対処に割く時間等の労力の負担増
学習した側からの誹謗・中傷による二次被害による著作権者への心的外傷
こういった事象も散見されて居ります。

これらに対しても、明記して頂きたいです。

11 ページ目

生成・利用段階についての考え方（28～34 頁）

32 頁「差し止め請求として取り得る措置」についての

学習・開発段階（15～28 頁）に書かれているものが

守られてない生成 A I のサービスを利用した場合も

差し止め請求を可能にして頂きたいです。

又、学習元の著作権者の利益を著しく損なわない為にも

生成・利用段階において譲渡や公衆送信（SNS への掲載等）といった利用時にはその利用者は使用した生成 A I を開示する責任を負わせて頂きたいです。

13 ページ目

生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）の

指示の具体性と著作物性（35～36 頁）について

学習・開発段階（15～28 頁）に書かれているものが守られてない

生成 A I のサービスを利用した場合は

いかなる理由があれ、著作物として認められないと定めて頂きたいです。

理由として

9 ページ目

学習・開発段階についての考え方（15～28 頁）

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について（19 頁～25 頁）

に書かれている 2 点

- ・『情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物の例』

- ・『海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のために複製すること』

の要件を既に満たしてしまっている海外の A I 生成サービスには

我が国の法律が及ばないので

これらを使用された場合の対策としては

利用者にも責任を負わせる必要性がある為です。

●受付番号 185001345000005911

- ・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
- ・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
- ・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルになっている

現に生成 AI に模倣され筆を折られたプロのイラストレーターの方がいらっしゃいました。長年の努力で培って来た物を横から奪われて、平気で居られるはずがえりません。筆を折る人は沢山出て来るかもしれません。好きな作家や作品が汚されるのも耐えられません。人の尊厳を犯している。

●受付番号 185001345000005912

政府や省庁はこの状況を黙認や加担している側なのに白々しくパブコメで意見募集ってのも正直ふざけんなど。

とりあえず話にならないんで頭（政治家）から変えて下さい。

文化庁の方々のご家族、特に思春期のお子様などが生成 AI によるいじめ、フェイクポルノ、脅迫被害、就職や進学等に影響が出れば生成 AI の悪質性を考えて頂けるのでしょうか。文化庁の進める形では、恐らくその様なものにも著作権を与えることになりましたが。

●受付番号 185001345000005913

商業クリエイター（漫画家）としての立場からの意見を述べさせていただきます。

【2. 検討の前提として /（1）従来の著作権法の考え方との整合性について】に関する意見

■著作権法との整合性について

現状の著作権法が作られたのは時代が古く、いま問題とされている生成 AI による無断学習に関する内容は想定されていません。「現状の著作権法の解釈的にはセーフ」というのは法律の穴を突く主張です。

解決法→

反発が多く寄せられそうな「法律の穴を突く（ととられかねない）主張」は現時点では控える。

現在の著作権法ではカバーできない部分は生成 AI の学習利用に関する要項を今後新しく立法すべき。

【4. 関係者からの様々な懸念の声について / <AI 利用者の懸念> / 主に（1）】に関する意見

■著作権の侵害

現時点の生成 AI は、生成用の学習データとして他者の著作物を無断で使用しており、使用に対する拒否権もない状態です。クールジャパンをうたった作品内に海外のクリエイターの著作物がそのまま出力される事態も起こり得ますし、この問題が解決されない限り、現時点の生成 AI は、特に国内外に向けた商用利用に関して全く相応しくないと考えます。

解決法→

著作権者が使用を許可したデータのみを学習データとして使用する。

学習に使用したデータに関する情報をすべて一般から閲覧可能な状態にし、著作権者・肖像権の保持者から申し出のあったものは即時学習データから除外する。

■肖像権の侵害

現時点の生成 AI は、生成用の学習データとして実在の人物の肖像を無断で使用しており、使用に対する拒否権もない状態です。

現段階でも無作為に生成したはずの人物写真が実在の人物の肖像をそのまま生成（合成）されて、作成者の望むあらゆる状況の写真が作れてしまいます。

これは場合によっては、他者の肖像権や基本的人権を侵害する行為に当たります。

解決法→

そのデータに関する肖像権を持つ者が使用を許可したデータのみを学習データとして使用する。

学習に使用したデータに関する情報をすべて一般から閲覧可能な状態にし、著作権者・肖像権の保持者から申し出のあったものは即時学習データから除外する。

以上のことを実行する場合、学習に使われるデータの数著しく減り、それに比例して生成技術の質も著しく低下するでしょう。

だとしても、現時点の、他者の制作物にタダ乗りをしたり他者の肖像権や人権を侵害するような技術は政府が推進するものとして相応しくありません。

生成 AI というものを公明正大に社会利用させたいと思うのであれば、限られた量のデータからでも精度の高い生成が行えるような技術を開発して、オプトイン・オプトアウトの規定をしっかりと設けて利用すべきです。

【4. 関係者からの様々な懸念の声について／＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞／（1）（2）（3）】に関する意見

■生成 AI 製であることを明記

商用利用の場合、生成 AI で出力したことを明記する。

食品の産地明記や遺伝子組み換えに関する表示や、実話と混同される恐れのある物語に「※この物語はフィクションです」とキャプションをしたり、実際の映像ではない画像を用いる場合に「※画像はイメージです」等の注意書きをすることと同じです。

生成 AI 製であることの明記を義務付ければディープフェイク問題も回避できますし、肖像権や著作権の侵害に当たってしまった場合の対処もしやすくなります。

生成 AI 製の作品と人間による創作物が公に線引きをされることで、後述の絵描き側の感情論も軽減されます。

■上記以外の絵描き側の感情論

そもそも生成 AI は、まじめに絵を描いている若い人たちの創作意欲ややる気を削いでしまう存在に成り得ます。作家の「絵柄」や「画風」「アートスタイル」は現在の著作権法ではカバーされていない部分ではありますが、これは絵を描く者にとっては本人の個性から派生した絵描きとしてのアイデンティティです。それを磨き上げるためにも長い年月とその間の努力が伴っています。

長い年月をかけて切磋琢磨してきた画風や技術が、それが優れていたがために目をつけられ一瞬にして吸い取られ、広く流布し「マスビ顔」と呼ばれて生成 AI の出しがちな顔として陳腐化する。そんな現象に筆を折りたくないという若い人たちがどれだけいるかという話です。

人の手で作り出されてきたものが機械化されて工場製品に置き換わることはありますが、生成 AI はそれらとは異なります。製造工程の機械化は職人の作品を盗んではいませんが、生成 AI は人間の作りだしたものを盗んで生産される技術です。そんな技術に自分たちの制作物を材料にされ、仕事を奪われ、自分たちの作品が陳腐化される。その事実が後進の若手のやる気を削ぐのです。

●受付番号 185001345000005914

画像生成 AI は著作物の窃盗により制作されたものであり、到底許容はありえません。
AI 使用者による著作権者への攻撃も散見され、これからの文化を破壊するものです。
厳しい法規制、一番は画像生成 AI の使用を禁止して頂きたいです。

3(1)明確な定義のない生成 AI と著作権について何らかの法的な裏付けを与えるのは、AI の持つ危険性（高速化、自動化）から鑑みて、控えるべきです。AI は 2040 年代には人間の能力を越えるというコンセンサスからも、まず AI をどのように規制すべきかを迅速に考えることが行政や立法に求められています。

4 懸念の声から想定される AI の危険性として、悪意を持った人物による生成物の大量高速生産が考えられます。結局、著作物が利益を出さないのであればいくら生成しても無駄なので、むしろ他者が好評を得て、高額な利益を得ている作品に対して、大量の生成物ストックを持っている第三者からの著作権侵害訴訟が想定されます。問題は質ではなく量とスピードであるという視点が強調されるべきです。

5 内容的に生成 AI が作成したものの質的な問題しか考慮されておらず、AI の持つ危険性（高速化、自動化）についての視点が欠如しています。生成 AI を使用して試行錯誤したり、手を入れたりといった作業は次第に自動化され高速化されるものです。

また生成 AI が生成したものに人の手が加わっているからその著作性を認めるというのも、4 において前述したように、悪意のある視点に立てば容易にクリアできてしまうので危険な考え方です。

10 年間生成 AI と試行錯誤したと主張される作品でも、生成段階で様々なバリエーションを大量生産することが可能なので、その主張にはあまり意味がないと思われます。

6 アメリカのテック企業が AI ビジネスに注力しており、今後もその流れは世界的に進むと思われます。

アメリカのように訴訟社会であれば、大儲けしてるテック企業を訴えてどのように金を引き出すかを研究している人たちも少なからずいると思われます。

日本においてもそれが容易になるようなシステム作りをしていくのであれば、アメリカのように AI を積極的に利用していくべきでしょうが、あまり日本社会には馴染まない考え方ではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005916

・クリエイターを始めとした権利者の不安は著作権法のみによって解消はされません。せめて不安軽減のための方策として、政府には以下の 4 点について検討いただきたいと考えています。

- 1.学習の局面における権利者の選択の機会の確保
- 2.何を学習したかについての透明性の確保
- 3.依拠性に関する立証負担の軽減
- 4.著作物でない生成物について著作者を詐称した者に対する罰則

法整備がされていない状態では、たとえ AI の技術そのものが素晴らしくても、AI を使った側と AI に学習された側(および学習されることに忌避感のある人々)との争いの種になるだけになっています。

世間にとって AI がどのような立場であり、どこまでが許されていてどこからが許されないのかをきちんと定めなければ、個人の考え方や感情とのぶつかり合いとなってトラブルの原因となってしまいます。

特定のクリエイターの絵を学習し、なりすまして金銭を得るに留まらず、クリエイターに精神的な負担を強いている事例が既にあります。

絵が描けないひとでも描ける(表現できる)素敵なツール、としてではなく、個人への攻撃手段として、悪意をもって AI が利用されているのです。これは AI の利用として想定されていた使い方ではないと思います。

そういった事態をこれ以上起こさないためにも、AI と著作権について、法整備をお願いします。

- ・データセットの問題や指導性的虐待画像（CSAM）の問題は深刻です。
- ・各国の規制の動きも参考にしたいです。特に米国、英国は規制法案が提出されたり、公聴会や委員会の報告書などで無許可の学習に対しておかしいと主張し始めています。

EU も AI 法（AI Act）を加盟国が承認しました。

ご検討ください。

●受付番号 185001345000005917

最近ネットで大変意見が盛り上がった例として、

との間で作者にとって不本意な改編が行われた件がありました。

一見生成 AI と無関係のようですが、現在生成 AI において噴出しやすいトラブルと非常に似た物を感じました。

テキスト系、画像系の生成 AI のうち特に画像の生成 AI については先に評価されている、もしくはネット上に多くある物の片鱗を感じとる機会が多くなっております。部分的に詳細に再現されている、もしくは逆に全体の輪郭に既視感があるなどです。

元の作者の預かり知らぬ所で強い既視感、もしくは元となったと思われる物の片鱗や残骸を見てしまった際に見ている側にはっきり言わないとしてももやもやが蓄積されて「いいのこれ」「元の作者の知らないところで自分がやったような手柄にしている」などのマイナス感情しかないことです。

元の創作物を知っている場合は無論ですが、知らないで好意的な評価をしていた場合も後に元の創作物に気づいた場合はかなり評価が下がります。

これは生成 AI に限りませんが自分の手柄としている場合は悪印象にしか向かわないです。「あーあれね知っている(笑)」「元の由来はどうでもいい」など元を軽視する見方で使うことはありません。

創作だけではありません。何気ないデータがどう表示されるかが非常に心配ではあります。昨年、Stable Diffusion により日本人の中年男性を指定したところ実在の年配男性そっくりに出してしまってネット上で騒がれた事件がありました。

こちらはデータ元と思われる男性（一般的に知られてはいなくても長年ネット上に露出していて業界の界限では有名な方で画像があるので学習されてしまったと思われる）が笑い話で収めておりましたが、このケースが女性だった場合、ほぼエロ目的で出力される使い方となり笑い話で済まされません。

また、婚活業界のデータを生成 AI として利用しようとして業界から出入り禁止を言い渡されたプログラマーも問題となりました。

有名コスプレイヤーやアイドルを元にした生成 AI は見た側も笑い話で「***（コスプレイヤー名やアイドル名）食った」とすぐ気づくレベルであり、実際それを元にしてエロ方面でお金を稼ぐ手段となっております。

生成 AI は女性の方が圧倒的に被害にあいやすく、しかし実際の被害者が気づいたとしても声を上げられない問題を抱えております。

本来は絵と写真は親和性はあまりないのですが、生成 AI に関しては9割8割を写真寄り、少しイラスト風（または逆）などで再現が出来てしまいます。

評価を得られやすい表現はその元になっているものも高評価や知名度が高い物です。学習元のデータを適切に取り扱う方法、学習されないよう遮断する方法や意志確認が必要です。

なんとしても海外からどう見られるか、教養もなく人権を尊重しない国と見られることがないように検討をお願いいたします。

●受付番号 185001345000005918

現在の状況では、自分の作った創作物が守られていないと思います。

勝手に AI に学習される恐怖を常を感じています。創作者を守る法律を早急に作って欲しいです。

●受付番号 185001345000005919

「AI 作品生成のために使用した著作物」の参考資料としての明記を義務づけて欲しいです。

AI による作品生成とは、多くの「著作物」を元にしたコラージュであることを念頭に置いて頂きたいです。そして、AI 学習元である「著作物」に対する敬意を忘れないで欲しいです。

これは「AI と著作権に関する考え方について（素案）」に対しての意見です。

まず、「2.検討の前提として」の「(1) イ 著作権法で保護される利益」について。

「支分権」についてですが、ある著作物を使用して作られた AI 作品を「著作物」とすることには問題があると考えています。これだと現物データから複製し放題となり、「著作物」における「思想または感情、文芸、学術、美術または音楽」が保護されていない常態になります。

よって、支分権があったとしても AI 作品を AI 作品として公開するためには AI 学習に使用した「参考資料」として元の「著作物」が何なのか明記する義務が必要であると考えています。

次に同じ項目の「(1) ウ 権利制限規定の考え方」について。

これについてもイと同様であり、少なくとも AI 利用において「元の著作物が何なのか」の明記は必要であると考えています。

よって、「・生成 AI の生成・利用段階において、生成 AI が我が国内に所在するサーバー上で稼働しており、既存の著作物等を含む生成物を生成していること」について、ネット等どこかで閲覧できる常態でなければかまわないと思いますが、「・生成 AI の生成・利用段階において、インターネット上で提供される生成 AI サービスが、我が国内のユーザーに向けて既存の著作物等を含む生成物を公衆送信していること」については少なくとも、どんなに膨大であろうとも、利用した著作物全ての明記を義務づけるべきだと考えています。

少なくとも AI 生成の元が何であるのかは AI 利用者も、AI 学習元である「著作物」生成者も知る権利があるはずです。

論文における参考文献の明記の必要性と同様です。

●受付番号 185001345000005920

SNS で毎日のように、生成 AI でご自身の作品を模倣され攻撃されている作家さんを見かけます。

生成 AI の著作権が元の作品の作者様の著作権を害するようなことになれば、作家さんは活動できません。

生成 AI の使用に関して、規制を求めます。

また、生成 AI を使用した作品もかなり精度が高くなり、人の手で作られたもののかの区別が曖昧になりつつあります。生成 AI を使用した際は「生成 AI 作品」などの記載を付ける様な規制をしていただきたいです。

●受付番号 185001345000005921

生成 AI の悪用によって日本における芸術分野は衰退の一途を辿ろうとしています。
生成 AI の悪質な使用者は他人の著作物を断わりなく AI に学習させ、出力した画像をあたかも自分の著作物であるかのように公開しています。

また、著作物だけではなく、実在する人物を学習して、画像を出力したケースもあります。
(こちらも当該人物に対しては断りがなかったと思われる)

<https://www.itmedia.co.jp/news/spv/2306/22/news198.html>

それにより、原作を書いたものが不利益を被っているケースもあります。

このような行いが許されている限り、日本のあらゆる文化で一次創作と呼ばれるものは衰退していき、生成 AI によって出力され、またそれを学習し出力され・・・と、新規に世に出される作品は生成 AI によって生み出されたものだけになる可能性すら孕んでいるのではないのでしょうか。

そのような未来は望みません。

日本の芸術産業を守るためにも早急に対応を取っていただき、周知徹底をしてもらいたい。
生成 AI との良い付き合い方をするために、悪質な使用を規制できるよう、励んでいただきたい。

●受付番号 185001345000005922

AI の学習元となる著作物に関わる権利について、著作権を定める法律で新たに定義し権利者が AI の学習元としての利用を認めない権利を有することができるようにしてほしい

●受付番号 185001345000005923

著作権者が自身の著作物を AI に学習させることを禁じている場合において、

○当該著作物を AI 開発に利用すること。

○当該著作物を学習させた AI によって画像等を生成すること。

これらについての認識が書かれていないように思う。

AI による出力品の生成は言うなれば、

○ランダムに生成物が出てくる箱に手をいれて生成物を取り出すだけの行為といって差し支えなく、

○この箱の中身においても、AI 利用者以外の第三者が創作したものの合成でしかなく、既に世にあるもの以上の創造性が生まれ得ないことは明白であり、

○任意の生成物が出てくるまでこの行為を繰り返すことに創造性はなく、

○試行回数の多寡によって著作物性が認められることはあり得ないと考える。

個人的な所感を述べるならば、生成 AI を取り巻く現状は人間の悪意の方が技術的進化の恩恵を上回っていると断言したい。

生成 AI の技術がどれほど発展しようとも、嘆かわしいことに、著作物やクリエイターそのもの、また、これらが生み出す文化的及び、市場的価値を保護する意識が希薄な現状においては、自身の利益のために創作物を搾取することに躊躇いのない人間の悪意を防止し、悪意にさらされた人々の利益、そして尊厳を守ることが困難であると言わざるを得ない。

物質的な資源に乏しい我が国においては、創作物とそれを生み出すクリエイターは世界に誇れる価値を持つ資源だと断言出来る。

これらの創造性の生まれ得る環境は、例えるならシリコンバレーにも匹敵するほどの価値があり、目の前の泡銭に目が眩んで生成 AI などになびこうものなら、これほどの価値を持つ土壌を踏み荒らし、将来的に国益を大いに損ねることは間違いない。

それは国民の、そして我が国の自立した経済の発展を大きく阻害することになる。

どうか判断を誤らないでほしい。

●受付番号 185001345000005924

単刀直入に言えば AI 生成イラストで金銭を受け取る場合、ライセンスもしくは一定の条件を設けるべきと思う。

AI 技術の恩恵は十分に感じているが、それは全員が正しく使用できていればの話。

「クリエイターは著作権を誇示するが二次創作で稼ぐのはいいのか」と言った意見も散見されるが、あくまでも「企業の利益を阻害しない」ことは順守されているはず。

二次創作で企業を脅かすほど稼いでいるクリエイターと言うのは私は見たことがない。

金銭を稼ぐほどの技術を培ってきたクリエイターであれば長年の経験でほぼ全員がそれを認知しているはず。

一方でそういった暗黙のルール"を理解していない人がそういった意見を述べているように感じる。

立場が違う以上事情を察しろとは言わないが、そういった批判は確実にクリエイターの創作意欲を削っている。

「自衛をしろ」「SNS を辞めろ」と言われてもほとんどの場合そこでしか広報活動ができないのも事実。

趣味とビジネスが曖昧な分野であるが若いうちからプロと同じ場(SNS 等)で活動できるのは大きな魅力とを感じる。

私自身も 10 年以上前から憧れのイラストレーターを見て・学んで現在も活動させてもらっている。

そんな中誰でもボタンを押せば美しいイラストを生成できるようになったとして、現在トップに立つクリエイター達が去ったあとはどうなるだろうか。

彼らのイラストを模倣した AI 生成イラストがしばらく消費されたのち、飽きられるのではないだろうか。

創作とは時代とともに常に変化していく文化であるはず。

模倣しかできない創作ではじわじわと衰退していくだろうといった懸念を感じる。

これまでもクリエイターは冷遇を受ける立場ばかりであったが、これを機により明確に法整備を行っていただきたい。"

●受付番号 185001345000005925

「海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて」にあるように、インターネット上において AI が学習データを収集する場合、収集対象のデータに、海賊版等の、著作権を侵害してアップロードされた複製物を情報として収集している場合が”あり得る”と書いてある以上、現状の生成 AI を利用すべきではない。また、海賊版に対する権利行使の促進に向けた環境整備が十分ではなく、現状としていまだに海賊版が出回っている状態で生成 AI を利用すべきではない。

現在の生成 AI で出力されたイラストの中になぜ有名なキャラクターが出力されているのかを考えれば、現状の生成 AI における著作権モラルがどのようなものであるかは推測できる。よって現状の規制では生成 AI による著作権侵害を防止できない為、利用を制限する必要があると考える。

●受付番号 185001345000005926

4,5 について

こちらのような被害を受けている方のご存知でしょうか？

悪意のある人間が野放しになっており、勝手に学習元にされた絵を描いているクリエイターが苦しめられています。

絵を描く人々がいなくなれば、学習元もなくなります。共倒れです。

生成 AI がいけないわけではありませんが、現状の許可を得ていない絵師のイラストや、一般の人を含む写真を学習元にしたものは国として違法とし、学習元となる画像を提供する意思があるクリエイターの画像のみを元とした AI だけを是として欲しいです。きちんと元のクリエイターにアクセスできるように、学習元も公開されるべきでさ。

絵師の著作権人格権は優先されるはずでさ。

また、写真についても知らないところでディープポルノを作られる可能性があります。

英国貴族院の生成 AI に関する報告書も参考になると思います。

クールジャパンと言いながら、創作者（この場合は AI 生成を使っていない人）にリスペクトのない対応を続けていけば、国だけが取り残されることになるでしょう。

また、AI とデジタル作画は違う、ということを理解できない方が多いようなので、きちんと勉強してから（それこそ作品をみなさん一度は完成させてみたらいいのでは？）議論して頂ければと思います。

繰り返しになりますが、生成 AI がいけないのではなく、創作者にリスペクトがないのが問題なのです。

使ってもいいと許諾を得ている（金銭でも、善意でも）学習セットから出力する生成 AI、きちんと学習元を公開しているもののみを合法として下さい。

どうぞ宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000005927

5(2)について、現時点ですでに悪意を持った生成 AI 利用者によって、一般の絵描きの画風を盗用され、本人のなりすましを行い、殺害予告を行い、最終的に絵描きが社会活動が出来ないまでに追い込まれる事件が起きています。

法律の隙間を狙い、自分が訴えられないように別人の住所を使用してまでこういった犯罪まがいの行為が罷り通っていますので、生成 AI 利用者には本名での登録、身分証による本人確認、登録者番号の発行を義務化、生成物と共に登録番号の記載の義務化、さらにそれを管理する団体が必要と思っています。

一般人には弁護士を雇い訴える事も難しいのです。弱者になりえる絵描きを守れるようにして頂きたいです。

●受付番号 185001345000005928

デザイナー兼イラストレーターです。

生成系 AI は制作の生産性を上げるという点では期待できるものの、明らかに元となっている著作物があるとわかるものが出力される場合があるなど、未だ元となったデータの不透明性や著作権が問題になる可能性があり、現状のものだと安心して使うことはできませんし、同じクリエイターとして尊厳を踏み躪っている現在の AI 環境に嫌悪感を抱かずにいられません。

AI の発展に実験的な行為は必要であることは理解できるものの、それが創作者の生活や尊厳が損なわれては新しいものは生まれず、平滑化された生成物が膨大に氾濫することは、確実に文化の衰退につながってしまうと想像できます。AI 画像の氾濫によって「綺麗っぽいけど読み取る部分が少ないつまらない絵の多い世界」が広がってきているのは現在の SNS を見ても明らかなです。(AI 画像がつまらないかどうかは個人差はあると思いますが)

また真偽が判定しづらい精度で生成した AI 画像や動画によるフェイクニュースなども出てきており、情報の信頼性の低下、デマの氾濫などにより SNS 等情報発信分野においても大きな影響が出ることは素人目に見ても明らかなです。

今後こういった問題は厳密な国や法による管理と制限を設ける、かつ参照元となる側にも納得してもらうための制度がないとクリアが難しい問題かと思います。

例えば...

- ・生成系 AI の管理（創作者の尊厳を脅かす LoRa の使用の制限や金銭享受の禁止など、クリエイターを保護するための制約を明文化、時代に則した新たな法案の早期制定）
- ・元データの透明性、スクレイピング範囲の限定化など。情報元の許可、生成 AI で作成したとわかるデジタルタトゥー
- ・スクレイピング可能な素材の作成者、および許諾先への収益分配制度を設けるなど

例えば AI を統括する組織があったとして、そこに登録していない AI はスクレイピングができず、登録した AI はスクレイピングのボリューム（範囲）などを参考に相応する費用を組織に支払い、組織から素材の制作者や許諾者に生成時の参照回数に応じた額を支払う...などの元データ提供者への利益還元を行う仕組みを作ることによって一方的な搾取を是正し納得してもらうことで著作権問題をクリアにしつつ AI 利用への肯定感を高める。

人間が価値を感じにくい単純作業などを AI に任せ時間を節約する道具としてはとても有用だと思います。

ただそれが著作権を犯すような模倣完成品を大量に生産し、しかも利用者のみが利益を得るような形で人間の無限の創造性を育む領域を犯しては、特に優秀なコンテンツを生み出す日本においてはマイナスでしかありません。

AI 技術の遅れをとることに焦りを覚えて、無法地帯を放置する待ちのスタイルではなく、クリエイターを守りつつ生成 AI をどのように発展させ利用できる環境をつくるかを、ク

ルジャパンを掲げる日本はどこよりも率先して模索・業界リードしていくくらいに力を入れていくべきではないでしょうか。

●受付番号 185001345000005929

人が死ぬ可能性があると思います。

「生成 AI を悪用する人間」は作家さんが限りある人生の時間の中で命を削り努力して努力して努力して培った画力や文章力を盗み、玩具にし、あまつさえ金儲けに利用します。自分が頑張って手に入れた成果を他人に盗まれ好き勝手に利用されるのはとても理不尽なことではないでしょうか？

そして多くの作家さん(漫画家、イラストレーター、小説家等)にとって作品は時に命より大切なものです。

たくさんの愛情を注ぎ大切に大切に育てた子どもなのです。

生成 AI に勝手に学習されることはすなわち我が子を凌辱され殺されることと同義なのです。

今この瞬間も「生成 AI を悪用する人間」が原因で心を病んでいる作家さんがいます。

その方が明日も生きていてくれる保証なんてありません、生成 AI による著作権侵害問題はそれほど切羽詰まったものだと思います。

生成 AI の利用には厳しく制限をかけるとともに生成 AI を悪用してのうのうとのさばる盗人が淘汰されること、真面目に誠実に作品創りに取り組む作家さん方の心と権利が守られる社会になることを切に願います。

2 (1) エ (ウ)

海外で AI 規制の動きが広がる中、コンテンツ産業を強みとする日本が自国の著作物を守れないのは大きな問題。海外製の生成 AI による機械学習が多い中、学習・開発段階でサーバーが国内にある場合のみに日本の著作権法を適用するのでは不十分。コピーライトヘブンを念頭に、世界に向けて日本の著作物を許諾なく機械学習することの明確な拒否が必要。生成 AI が短時間に労力なく大量のデータを生成する点を考慮し、生成物が人の著作物を数で凌駕する状況を想定すると、生成・利用段階で違法性を判断するのは無理がある（権利者が大量の生成物を把握できず親告できないし、裁判コストの負担が困難）。学習・開発段階においてクリエイターの権利侵害を未然に防ぐことが求められる。

また、生成 AI の生成・利用段階において、国内ユーザーに向けて違法性ある生成物を公衆送信する主体を、インターネット上で提供される AI サービスに限定するのは不十分。ローカル環境での生成物を公衆送信した生成・利用者も例示に加えるべき。

3 (1) ウ

AI 生成は学習データの切り貼りではないとあるが、学習データを各要素に細分化した情報を材料としており、学習データを改変した断片の集合体であると言える。また、どのような機序で生成しているかの説明が困難であることから、切り貼りを否定する記述は不適切。

5 (1) イ (イ)

注釈 13 について、AI 生成物は学習データを改変した断片の集合体であり、生成物を鑑賞し楽しむのであれば、当該著作物の享受目的を有していると考えられる。生成・利用段階において例えば鑑賞・ほかの媒体への活用（背景画など）・販売といった享受目的があることが予測される場合には、法 30 条の 4 は適用されないとの整理が必要。

また、生成 AI による生成が学習データの改変である前提に立てば、著作物の機械学習は著作者人格権の同一性保持権侵害であると言える。法 50 条に、法 30 条の 4 を含む 5 款の規定は著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならないとあり、生成 AI に関する機械学習が許されないことは明白。多くのクリエイターが無断学習に懸念を表わしているのは、データ生成が著作物の改変であると考え、重大な人格侵害を受けているため。素案での真摯な回答を求める。

いずれも、細分化された著作物が本質的特徴の直接感得性を失うとして機械学習を認めるのは、人の手による創作の妨げとなり、文化発展という法の目的にそぐわない。

作風が著作権保護対象外とされるのは、人の手による模倣が後続の創作活動の発展に寄与するからであり、著作物を直接学習した生成 AI についても同様に整理することはできない。機械学習の機序は人の学習とは異なる。生成 AI の生産性を考慮すると、作風と創作的表現の境界を都度判断することは不可能となるだろう。生成 AI に関して作風の保護ができないなら、少なくとも学習元と同種のデータを生成する AI（テキスト著作物からテキス

ト生成、画像著作物から画像を生成する等)については、許諾のない機械学習を認めるべきではない。(5 (1) エ (イ)、注釈20についても同様。注釈35に関連)

5 (1) エ (ア)

ただし書の検討材料として権利者の経済的利益を挙げるのみでは、著作物を無料公開しているクリエイターの権利が保護されない。日本のコンテンツ文化は、営利を主目的としないアマチュアの裾野の広さによって成り立っているが、無料公開される著作物と権利者を守るのは著作者人格権である。生成AIの急速な発展と利用拡大により、クリエイターの権利が現に損なわれ、加害を受けている現状を鑑みれば、生成AIによる学習・開発段階における著作者人格権の侵害を明確に位置付けることが急ぎ必要。

5 (1) エ (エ)

プラットフォーム利用やまとめサイト等、権利者とサイト管理者が異なる場合は、機械学習防止措置として例示された手段を、権利者が自由に行えるわけではない。権利者が著作物を機械学習から守る手段は極めて限定的。

5 (1) エ (オ)

海賊版等の権利侵害複製物を機械学習することを容認する記述は、日本のコンテンツの価値を著しく毀損する。政府として断固拒否すべき。

5 (1) カ (イ)

注釈31について、オプトアウトが困難である以上、生成AIに関しては許諾のない機械学習は認めず、オプトイン方式に限定すべき。

5 (2) エ

生成AIを用いたなりすまし・僭称が深刻な問題となっている現状、かかる不当な行為にどのような措置が取られうるか整理し、明記することが急ぎ必要。

5 (3)

生成AIの生産性を考慮すると、生成物に著作権を与えれば、かえって人の創作領域を狭め、文化発展を阻害しかねない。生成物に著作権を付与するならば、審査・登録方式とするべき。

●受付番号 185001345000005931

私はイラストを描き、それをネットに投稿し収入を得ています。

Twitter や pixiv に宣伝の為にイラストを投稿していますが、最近の SNS ではよく AI イラストを見かけます。そしてその AI イラストでのトラブルもよく見かけます。

ある絵描きは生成 AI にたいして Twitter で意見したところ、AI 利用者から絵を学習され、それを大量になばら撒かれ、最終的には絵描きに殺害予告が送られていました。

今絵描きは生成 AI に意見すると自分の絵を人質に取られます。声を上げられません。

私としては生成 AI には大反対です。

理由としては作者の同意なくイラストを学習されるからです。そして最近の生成 AI は作者の作風まで指示でき、似たようなイラストを大量生産します。

さらにそのイラストを FANZA や Kindleなどで販売している人もいます。

絵描きは奴隷なんですか？

勝手に学習され、対価も払われず、自分と似た作品を勝手に AI で生成され、販売され…地獄ですよ。

現行法でどうにかできるんですか？絵柄で訴えるのは難しいと聞くし、お金も時間も掛かる。若手や素人の絵描きでは無理ですよ。

最近では[REDACTED]が原作を改変され自ら命を断ちました。絵描きも勝手に自分のイラストを改変されたくないんですよ。ほんと死にたくなります。

生成 AI を規制してください。AI 学習から拒否できる権利をください。絵描きをまともな人間として扱ってください。

よろしくお願いします。

●受付番号 185001345000005932

AI 絵を嫌がらせの用途で使う人が多すぎるので規制すべきだと思います。

Twitter で見かけた素敵な絵は AI 絵か疑うようになりました。

AI 絵があって良かったことってないと思います

●受付番号 185001345000005933

個人が発表した著作物は個人が権利を有するものであり、AI の学習では「AI の学習に使われても良い」と合意した人物のものしか使わないでほしい。

この時、プラットフォームの利用をちらつかせて、「利用をやめなくなったから AI の学習に使われても良い」という条件を提示しないでください。それは脅しです。

●受付番号 185001345000005934

【「非享受目的」に該当する場合について】

イ 「情報解析の用に供する場合」と受目的が併存する場合について
以上の草案について。

著作権に基づき、イラストレーション等における生成 AI は厳格な規制が行われるべきです。著作権の存在意義は著作者の当然享受すべき利益を守るためであり、クリエイター自らが生み出した著作物を同意なく学習元として利用され、廉価な代替物を大量生産されれば創作を業として営むことができなくなります。クリエイターに対価を払うべき企業等がよりコストの低い AI 生成物に流れることは明白であり、利益を得るのは生成 AI 利用者だけです。これは明らかにクリエイターに対する搾取にあたります。著作権は搾取が行われないために定められているはずです。これが AI 生成物の「作風」いかんに関わらず、著作権で保護されるべき権利を侵害していることは明白です。そもそも生成 AI が無数の学習元から解析したパターンを使用している以上、それはいずれかの学習元の「作風」であり、パターン抽出元が複数あったとしても作風の競合、剽窃です。

全てのクリエイターの保護のため、生成 AI には EU 等を参考にした厳格な規制を求めます。

●受付番号 185001345000005935

生成 AI の学習元になるデータは厳しく制限しなければいけないと考えます。今の所今の所、著作者個人を特定可能な絵柄であっても著作権で保護されませんが、これまでは模倣は人力であり描画するにもスキルや時間が必要だったからではないのでしょうか？生成 AI では誰でも無尽蔵に生産することが可能ですから、著作者の不利益にならないはずがありません。著者の許可を得たものだけを学習元データとすべきです。また用途も明確にしなければいけませんし、他データセットの無断で転用させないようにする必要があります。

また、学習元データを保護する動きが活発になっています。日本のみが生成 AI の学習への利用が許可されれば、一方的に利用されるだけでなく、日本の市場に海外の作品が入ってこない（学習に利用されてしまうため）、日本の作品が海外に輸出できない（海外では違法になる学習データを利用した生成 AI を使っているため）などという不都合がおこるようになります。諸外国と足並みを揃えるのが妥当だろうと考えます。

また、個人が好き勝手に生成 AI で生成した画像等をインターネットなどで閲覧可能な状態にすると、AI の生成物で溢れ返り、どれが本物の写真なのか分からなくなります。無断で学習データを取得した生成 AI の生成者が、学習元データの著作者の許可無く学習利用に OK する可能性もあります。写真などがディープフェイクに利用される可能性もあります。生成 AI の使用にも何らかの制限を設けることに加え、AI の生成物だと分かるようにデータにマーキングをする必要があるのではないのでしょうか。

●受付番号 185001345000005936

こんにちは。

私は生成 AI については規制すべきと考えます。

文書には色々書いてありましたが、その中に特定のクリエイターの少量の創作物を学習させることで、みたいなことが書いてあったと思いますが、そもそもそのクリエイターの創作物を許可なく学習に使用している時点で、どんな立派な言い分を並べても著作権を侵害していると思います。

クリエイターの方々が頑張って積み上げて来た技術や歴史を嘲笑うかのように、生成 AI が踏み荒らしている現状は、見るに耐えません。

しかも生成 AI を使っている方々は、まるで何が悪いんだ？と言わんばかりです。

何も生成 AI の全部が悪いとは言いません。ですが、今この現状においては、生成 AI という物に肯定的な意見を出すことはできません。

言い方は悪いですが、今の生成 AI は、盗賊と変わりません。人の物を盗んで店で売る、そんなのが認められてほしくありません。

このまま行ってしまったら、今後、創作するクリエイター達は居なくなってしまうかもしれません。深刻な問題だとだと考えます。

本当に発展・進化すべき技術だというのなら、クリエイターになぜ歩み寄って頂けないのでしょうか。SNS などでクリエイター達の怒りや悲しみの声をよく聞きます。そう言った方々の声を聞いてあげてください。

著作権やそもそも創作物に関しては昔から守られてきた歴史ある文化です。

それを生成 AI の進化の為だと言って壊してはいけないと思います。

私はクリエイターの方々が描きあげたイラストや漫画で心を何度も救われました。私は人がかいた物が好きです。

どうかクリエイターを守ってあげてください。お願いします。

●受付番号 185001345000005937

(1) 学習・開発段階 について

読み手の視点として非傍受目的とされる利用の範囲が明瞭になっていないと感じています。それにより著作権者、生成 AI 開発、利用者間で判断が一致せず、都合よく解釈されることで個人への被害や大きな混乱を招いているため、実例を踏まえて一つ一つ明確に是非を出して欲しいと考えています。その上で問題があるという声が上がるような事柄については、また一つ一つ議論に基づいた判断をしていかなければならないと思います。

●受付番号 185001345000005938

最近安定して仕事を貰えるようになってきた駆け出しイラストレーターです。

(個人依頼はしてなく、企業の依頼のみしています)

まだ経歴も浅い為、SNS でイラストを投稿し、それを見たクライアントから依頼をもらっています。

クライアントからは、生成 AI は著作権侵害のおそれがある為、仕事に使わないように言われています。また、生成 AI を参考にするのも権利侵害をしてる可能性がある為、禁止されています。

そのような環境であるため、普段から AI を使わずに制作をしてきました。

しかし、元からの絵柄が、AI 生成に似た画風である為、SNS にて自分のイラストが生成 AI だと疑われました。

SNS で生成 AI だと疑われるという事は、仕事が無くなるかもしれない、とても恐怖を感じました。

その為、自分が生成 AI を使っていない証明として、SNS にラフなどの途中経過を載せられるものは載せ、今までの生成 AI に似た画風を捨てました。

その後は、生成 AI 疑惑をかけられる事も少なくなってきましたが、

今度は AI 生成をしている人から「次にこの人の絵柄を AI に学習させる」と宣言されました。

AI に似ている絵柄だと AI 疑惑をかけられ、AI らしくない絵柄にすれば、学習元にされる。

もうどうしたら良いかわかりません。筆を折るしかないのでしょうか。

このようなイラストレーターは沢山いると思います。

AI 生成について、規制すべきだと考えています。

無断での AI 学習は禁止し、AI 生成で出された制作物は AI 生成だとわかるように透かしなどを入れるべきです。また、学習元にはちゃんと還元する仕組みをつくるべきです。

私は生成 AI が始まる前にイラストレーターになったので、企業からある程度信頼もある為まだ仕事が来ます。しかし、これからイラストを仕事にしたい若い子達はもっと厳しい状況になっています。

このまま何も規制なく AI 生成が使われるようだと、イラストレーターという仕事はなくなります。

どうかよろしくお願いします。

(1)ア(ア)に関して、生成 AI は 30 条の 4 の対象として不適切であると考えます。30 条の 4 で著作権が制限されうるのは“著作権者の利益を害することない範囲で”とされており、本来の趣旨は情報解析技術の発展を阻害しないための例外措置であると認識しています。著作権者は表現された思想または感情の享受によって得られる精神的欲求への対価として利益を得ていることに對し、情報解析などを目的とした利用では表現は直接享受されず、精神的欲求への充足にも該当しない限りにおいて許諾なく利用することができるという理屈だと理解します。しかし無報酬・無断で著作物を学習し、著作権者が提供する作品と競合しうるコンテンツを出力することで消費者の精神的欲求を満たそうとする生成 AI は著作権者の利益を損なっているものとみなせます。引用元が不確かで申し訳ないのですが”画像を学習し特定の画家の絵の真贋を判定するための解析の利用であれば著作権者の利益を害することはないが、絵自体を出力する行為は学習元の著作権者の利益を害する”という意見に同意します。また条文自体が生成 AI による被害予想を正確にできていなかった時期に作られたものであることから現状にそくしたものとは言い難く、生成 AI によって被害が予測される業界団体などからもメンバーを選出したうえで今一度内容について検討される場が設けられることを望みます。”著作権の目的はクリエイターの努力に報い他者が許可なく作品を使用することを防ぎイノベーションを推進すること”であるとわたしも考えます。実情を正確に理解したうえで建設的な対応がなされることを願っています

(1)エ(オ)に関して、海賊版等の違法なデータの利用は現に慎むべしとしつつ、全体としては故意利用でなければ問題がないというように読み取ることができ大きな問題であると考えます。間接的にでも違法な存在を許容するということでしょうか。CSAM が現状普及している生成 AI の学習元から確認されたことは許されざることです。無許諾での学習を容認する限り学習元のデータにこれらの違法なデータが入り込むことは避けられないものと思われまふ。生成 AI の発展を真に考えるのであれば、1.許諾されたデータからの学習に限定する、2.データセットの内容開示を義務化する、3.出力物に対し類似性の高い(生成時の重みづけの高い)元データの開示の義務化(ないし解析技術の確立)などが必要ではないかと提案いたします。「違法なデータは問題だが判別できないから仕方ない」ではあまりに無責任と言わざるを得ません。素案全体をとおして感じることですが視野が狭くまた結論ありきで理屈がねじれていることが多く見られるように思ひます。是正されることを願ひます。

●受付番号 185001345000005940

現状使われている生成 AI はデータセットが無ければ高品質なものを出せない。

そのデータセットはネット上にある画像、音声等を見境なく取り込んだものである。

「学習」という名目で許されているのが現状だが、人の学習と同じはずがない。

人が生み出したものを無断で使い、莫大なエネルギーを消費しながら、人が生み出した「ような」ものを生成する。この「ような」ものというのは非常に良くない性質を持っている。本物の様な嘘なのだ。人を欺く嘘を容易に高速で大量に生成出来る。ネット上の人物、動植物、風景、文章、画像、災害現場、事件事故現場、戦場、そして一般的日常を汚染していく。写真一枚あればその人物のヌードが作れる技術もある。年齢性別関係無く誰でもヌード被害に遭う可能性があるということだ。

そして現在大手生成 AI テック企業が多く訴訟問題を抱えている。さてこのような生成 AI が今後も使われるのだろうか。データセットの無断使用問題はスルーされたままなのだろうか。データセットの中に激ヤバな児童ポルノが入っているのはスルーされるのか。今使われている生成 AI を肯定するということは、政府はデータセット問題をないものとして捉えているということか。この問題はずっと後を引くことになる。有耶無耶には絶対に出来ない、必ず禍根を残す。だったらここはまず問題のない生成 AI を作ることが先ではないのか。データセットは内部を明らかにし、提供者に還元し、AI であることを証明する削除出来ないマークを義務付ける。それは無茶な考えだろうか。とにかく現状の生成 AI を促進していけば必ず犠牲になり不幸になる人が出てくる(もうすでに出ているのだがご存じか?)。それを知らぬ振りをして、どれほどの価値が得られるのか。推進した先の混乱は誰も責任が取れないが、今はまだ止められる場所にいる。未来を価値のあるものにするためにも慎重に考えていただくことを強く望む。

●受付番号 185001345000005941

…AI で漫画家さんがちゃんと睡眠が取れるようになって、自分も仕事楽になって、もっとクオリティ高い漫画を読者さんに届けられる未来が来るって信じてたのに、なんで真っ先にディープフェイクと著作権侵害と著作者人格権侵害が来るのよ…

自分で描いていない絵を学習させるだけで逮捕される未来が来て欲しい。

「買った絵」であっても通常、著作権までは売ってないからね？

●受付番号 185001345000005942

【この素案全体においての前提】

この文書の中では常に、
生成 AI による著作権侵害（著作権者の利益を不当に害することを含む）が
起こることを「懸念」としているが、
すでに著しい権利侵害は散見されています。
SNS 上ではその光景を避ける事さえ難しいほどです。
生成 AI 利用者は常に著作権者を脅かし中には死亡例もあります。
（殺害予告、信用や名誉の棄損、ストーカー行為、なりすまし、業務妨害等）
なので現段階で生成 AI への理解を得ることは不可能でしょう。

【5 各論点について、主に 1 と 3】

学習防止処置（措置?）

に関して「自由に行うことが可能である。」と記載があるものの、
後に「(防止を施している場合は) 事業者が侵害主体と評価される可能性は低くなる」とな
っている、
つまり防止しなければ学習され、防止すれば法的に不利になるという構図になる。
実質的に学習を強要している形はとても卑怯で、
この素案の個人的な印象をかなり悪くしています。
（専門家の意見として防止技術も突破される可能性があるとのことも留意が必要。
防止の痕跡が無いからといって事業者が無罪になれる訳ではない。）
著作権者達の懸念は法的に生成 AI が保護されることだと思います。
都合の良い時は「人と同じ条件で権利を与える」と言い、
都合が悪くなると「現実的に難しい」等として罰せられないようになっています。
人と同じ条件で権利を与えようと言うのであれば
トレース（重ねるようにして正確に書き写す行為で無許可なら違法）や
複製（例えば贋作にはルールがありルール違反なら違法な複製物となる）等、
全ての条件において差別するべきではありません。
逆に生成 AI 独自のルールにするならば著作権は与えてはいけません。
完全な大量生産品としての産業物として扱うべきです。

【解決策の提案】

およそ著作権者が訴えているのは無許可による学習を禁止して欲しいと言うことです。
ここを厳密かつ実効性を持って取り組むことができるなら、
現行法で十分理解されるでしょう。
（現行でも「著作権者の利益を不当に害すること」とある違法行為を摘発すればいい。）
しかし生成物の出力と言う点で言えば

生成 AI がサブリミナル等のような危険性を持っている可能性を示唆している要素です。

●受付番号 185001345000005943

自民党 AI の進化と実装に関するプロジェクトチーム

https://note.com/akihisa_shiozaki/n/n4c126c27fd3d

これ読みました。

この中にクリエイター不在なのでほんと馬鹿馬鹿しいです。

無断で AI 学習させている輩もいます。

それはコストカットに関係ないと思います。

海外では AI 規制法(AI Act)に調印する国が多く EU でも先日行われました。

これから大成するかもしれない漫画家の卵や画家の卵が海外流出するようになるかもしれません。

日本が調印しないのならば、調印した国のクリエイターや企業から、してもいないのに無断 AI 利用したと日本の企業などが訴えられたりするかもしれません。

目先のわずかな利益ばかり追い求める日本は本当に残念です。

●受付番号 185001345000005944

5.各論点について（１）エ（エ）

「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である」とあるが、仮に現行の法律でそうなのであればそれは変えるべきであると考ええる。そのせいで創作活動を辞めた人が多くいる現状を考慮すると、この事実が文化の保全に寄与しているとは考えにくい。「AI による創作も文化の一つ」とする考え方は正しいが、それが文化の別の道を潰してしまうようではいけない。すでに現在、伝統技術の担い手不足が叫ばれているというのに、さらに担い手のいない技術を増やすような真似をしてどうするのだろうか。

●受付番号 185001345000005945

現状、生成 AI は明らかにクリエイターを搾取しています。

クリエイターの権利とは、創作物の用途を自分で決められることです。

現状、創作物は許可なく AI に学習されています。

生成 AI は権利者に許可をとる法を作ってください。

更に創作物とよく似た物を生成し販売する等、明らかに創作者の仕事・利益を奪っています。

生成 AI の出力物を使用した物を販売することを禁止して下さい。

生成物の著作権侵害のラインを明確に決めるのは難しく、また生成された物の数が膨大なため、

それらをクリエイターが訴訟して権利を守ることは実質不可能になっています。

許可をとって、お金を払って、それで AI を運用すれば全て解決する話だと思います。

それをしないのは法律が許しているからです。創作者に全て押し付けしないで下さい。

膨大な AI 生成に訴訟が起こせるクリエイターはいませんが、国はそれら全てを解決することができ

最初に、自分は現状の生成 AI を活用することに反対の立場です。無断学習や著作権侵害の問題が何も解決しておらず、被害が拡大する一方だからです。そもそも現状の生成 AI は人の著作物を勝手に取ってきて成り立っている(これは一部開発者も認めていますし、海外では複数訴訟も起きています)のに、どうすれば著作権侵害にならなくなるかというような考え方はおかしいです。これを見て見ぬふりをして推進するようであれば、国の文化は衰退する一方であると考えます。

1.はじめに

「人間が自らの手で作成したものと見まがうようなコンテンツを生み出すことが可能となってきた。生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とポジティブに捉えてばかりのようですが、それらのコンテンツを生成するために多量の文章や画像が無断で使われ、その中には学習を拒否している人の作品や本来世に出るべきではない児童虐待画像や医療記録が含まれていることに触れようとしなのは何故ですか。

人の著作物を使って人間製と見紛うものを AI が作ったとして著作者は全く報われませんしそれで喜ぶのは詐称や詐欺を行う人たちです。

また、生成 AI で創作活動と言いますが文章を打ち込んで出てきた画像を選ぶだけの行為を創作とは思いません。今は著作権侵害の懸念もあることから企業でも生成 AI は使用しないようにと言うところもありクリエイターが仕事で活用できるとも思えません。

3.生成 AI の技術的な背景について

(1)ウにて「学習データの切り貼りではないとされる」と言われていますが、生成 AI は著作物というデータを学習させなければ機能しない以上結局学習された範囲のものを組み合わせて出すしかありません。データの切り貼りではないとするのは強引だと思います。

4.関係者からの様々な懸念の声について

AI 開発者や AI 利用者が著作権侵害の責任を負うことに懸念を示しているようですが、著作権侵害になるようなものが生成される可能性に怯えながら現状の生成 AI を使うくらいなら著作権侵害にならないよう許可を取ったデータだけを使って作り直せば良いのではないのでしょうか。

金銭面やクオリティ面で無理だと言われるかもしれませんが、と言うことは現状の生成 AI はクオリティを担保するために無断で大量の著作物を学習するしかなく、学習された側の著作者に適切な報酬も支払っていないということです。

責任を負いたくない・取れないのであれば安易に手を出すべきものではないと思います

5.各論点について

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

(イ) アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるのに、何故「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと言えるのでしょうか。

プロンプトに特定の作家名を入れるとその画風が再現されるような生成 AI も存在しているのに、データセットの内容が開示されないせいで生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しないと判断するラインがそもそも曖昧であり作家側があまりにも不利です。

すでに今現在、作家が AI 使用者から執拗な嫌がらせ(無断で特定作家の LoRA 作成しばら撒き、殺害予告、AI でその作家風のイラストを生成し作家に成りすまそうとする等)をうけ作品発表の場を失ったところを見えています。その AI 使用者は作家が SNS を去った後もなりすましを続けています。この行為は生成 AI があれば誰でもできますしやめさせることも現状できません。これが罷り通るなら著作権者の利益を不当に害するところではないです。

6.最後に

文章中何度も「30 条の 4」が持ち出されていますが、これは生成 AI 登場前に出来たものであり現状にあっていないため法律をそもそも見直すべきではないかと思います。

日本の法律では良くても海外では AI に関する新しい法律ができる予定であり、このままでは無断学習を防ぐため海外から日本がシャットアウトされたり制裁金を払わなければいけなくなる等々を危惧しています。

また 30 条の 4 は著作者人格権には影響を及ぼさないとされているようですが、今の生成 AI 使用者は著作者人格権を全く無視していると思うためこれについてももう少し議論や周知をお願いしたいです。

アニメや漫画などの文化で世界中から高い評価を得て同時に海賊版の存在に悩まされてきたはずの国が、海賊版生成を容易にする生成 AI の推進を優先してクリエイターを蔑ろにし著作権侵害者をなんとかして庇おうとする姿勢をとっているのがとても残念です。本当に日本の文化のためを思うのであれば生成 AI に肯定的な人ばかり議論に取り上げないで、被害に遭っている多くの作家の声も聞いて再考してください。

●受付番号 185001345000005947

著作権を凌辱する AI による創作を広めようとする世界の動きは創作分野における日本の優位性をなんとか落としたいという表れであると思う。それだけ今、世界的に日本が優位にあるのが著作物・創作物の分野であると言う事である。才能や意欲があっても報酬面や社会的地位の面で全く報われない日本で、それでも一生懸命作品作りをして世界を彩り続けているクリエイターを絶望させる結果にはして欲しくない。徹底した原作者の尊重と抜け道のない判断基準・監視体制の創設に尽力してもらいたい。

●受付番号 185001345000005948

草案に概ね同意するとともに、個人的な懸念点をさらにこちらに記載させていただきます。

・著作権、および肖像権を害した際の責任について、どこまで生成 AI を用いた製作者に追求できるか。

・生成 AI を用いた制作を行う際、学習元になる相手に何某かの損害が発生することが懸念された場合。これを依頼者に訴え、停止する処置が取れるか。

・AI を用いた創作に発生する権利を巡り。意見が衝突した場合。依頼者が指示に従わなければ解雇するなどの不当な処置を行った時。これを罰することができるのか。

以上は著作権の範疇を越えるところもあるかと思いますが。

昨今、「法律で罰せられなければ何をしても良い」と他人の尊厳や権利を踏み躪る行為が目に見え、余るほど発生しております。

彼らの司法警察や国民を軽んじる態度に少しでも歯止めをかけていただければ、一般市民として嬉しいことはありません。

よろしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005949

生成 AI は学習結果を分解して利用するから、技術的に、1 枚のイラストはもはや編集著作物でもあるデータベースになった。

分解して使われる重層的なデータベース。

イラストは RGB 値の二次元配列。値を並べれば関数になる。

jpeg はこの関数群をブロック化したうえで、フーリエ変換の応用手法で周波数成分にして、人間の目で気にならない高周波成分などを取り除き圧縮する。

だから、jpeg ファイルはブロックのデータベースのようなものの。

大規模言語モデルはフーリエ変換の進化版でもあり、非連続で周期が動的に変化する関数をモデルのパラメーター群に変換できる。

高周波成分を除くのではなく、近い表現を近いベクトルにし、そのベクトルのパラメーター群が生成モデル。

1 枚のイラストは、生成モデルのベクトルを生み出す表現の集合体であり、1 枚でも、言語の共起に相当する絵画表現の共起からベクトルのパラメーター群を生み出せるデータセットである。

絵画表現は、構図、モチーフ、対象と背景、レイアウト、タッチ、省略などが確定した状態。フーリエ変換や離散コサイン変換は周波数軸だけの変換だが、大規模言語モデルは構図とかタッチとかの軸のパラメーターにし、かつ学習データに戻せるのではなかろうか。

そうでないとしても、圧縮と変わらなかったね、となっていくだろう。数学的には。

大規模言語モデルはニューラルネットワークでイラストの RGB のデータを「分解して」多数のシナプスに個別に入力し、不要なデータは切り捨てて、必要なデータだけ利用・学習しているから、イラストをデータベースとして扱っている。

紙に描かれた絵画・イラストや、デジタルでの絵画・イラストが、いままでのイラストとしての利用でデータベースに該当しないとしても、生成 AI モデルはイラストをデータベースとして扱った結果生じたものである。

ニューラルネットワーク NN の入力層は多数あり、絵画・イラストのデジタルデータを分解して、個別の DB でのレコードに該当する粒度のデータを、それぞれのシナプスに入力される。

大規模言語モデルからするとイラストデータはシナプスに入力されるデータ長のデータセット。

既存の RDB のように事前にレコードやキーとかデータ属性とか定めておかなくても、NN はデータ長も自動調整し、属性の自動判定している。XML でずらずら記述されているような構造で、RDB だけが DB ではない。

NN は、イラストをデータベースとして扱っている。

データベースとして著作物性があるかについては、単純にレイヤーごとの編集性のみならず、物体や色のレイアウト・配置に特徴があり、描かれていないことが何かを含め、個性があらわれている。

法的に、著作物や発明の数を数えるのはとても難しく、1 つだったり複数だったりする。データとデータベースの法的な境目は単純ではなく、動作の観察によるだろう。

例えば、書籍は全体として著作物だが、そこにある詩も著作物で、詩の中の一行も著作物。重層的で、1 冊の書籍はデータベースであるといえ、データベースでもあるだろう。以前は百科事典的なものが想定されていたが、機械学習後はもっと自由に情報を検索的に取り出せるから、逆向きに、データベースになった著作物が増え、さらに増えていく。すべてがデータベースになり、データベースかどうかの切り分けに意味がなくなっていく。学習済み生成 AI モデル、学習した表現を再生可能に記憶していることがテキストでも画像でも明らかになった。

つまり、生成 AI モデルの管理者は児童虐待画像や海賊版を所持している。

学習と生成を分ける根拠の一つは失われた。

多層のパラメーター群は、表現をデジタルで多少圧縮して保存する手法の一つでしかない。著作権侵害は、すべての学習元データを再現できなくても、1 枚、再現できれば成立します。生成 AI による「表現の」保存は、zip ではなく、jpeg や mp3 など、視覚や聴覚で感じ取りにくい周波数成分を削除してデータ量を圧縮するタイプの発展型に位置づけられる。まず、jpeg や mp3 を仮に大規模言語モデルで実現するなら、フーリエ変換に相当するので、数学的には 2 層で充分で、多層は不要。

そして、生成 AI モデルは多層であり、フーリエ変換がさらに拡張されていて、不連続な表現（関数）を近似できる。多層の生成モデルは、2 層で充分な jpeg 等の周波数成分の削除等の圧縮だけでない、重ね合わせか、枝引きをしている。

なぜなら、画像で 50 億枚など、大量に学習しつつも、モデルは 50 億枚分のデータ量ではない。そして、ニューラルネットワークだから、コンテンツ（の特徴）を重ね合わせて記憶 | 保存している。

●受付番号 185001345000005950

4 <クリエイターや実演家等の権利者の懸念>

クリエイターや実演家等の権利者が、生成 AI に学習されることを断わる旨をプロフィール等の見えやすい箇所に明記しても無断で利用されている被害を SNS で見かけております。先日は、生成 AI やフォトショップ技術によって加工を施されたことが発端でその対象となった少女が自殺してしまった事件も SNS で見かけました。生成 AI や技術の善し悪しはわかりませんが、「AI 学習に利用されたくない」という方々の著作物を生成 AI が学習している現状に強い懸念を持っております。

5 (3) 生成物の著作物性について

生成 AI の出力したイラストを加筆、修正することでそのイラストが著作物になる、という件については、クリエイター側が生成 AI の無断学習から守られない可能性があるのではないかと思います。仮に権利者から無断で学習した生成 AI の作品を加筆、修正することでその作品が著作物になるのであれば、権利者は著作物を無断で学習されたとしても、権利者の作品から生み出された生成 AI による被害を伝えることが困難になるのでは、と思っております。生成 AI 作品を著作物として取り扱う前に、クリエイター側が受けている無断学習の被害を抑える対策が必要では、と考えております。

●受付番号 185001345000005951

生成 AI は、その出力の材料となる学習データを拒否権もない他者から無断で収集して作られている。

学習データもとの本人に、許可または、承諾を得た状態で生成すべきだ。

●受付番号 185001345000005952

イラストについて、

- ・ある作者 A 氏が SNS にアップしたラフ状態のイラストを、別の AI 利用者が先に AI でイラストとして仕上げて公表し、A 氏の創作意欲を大幅に削ぐ

- ・成人向け描写を好まないある作者 B 氏のイラストが、AI 利用者によって成人向け描写のある酷似した作風のイラストを公開され、B 氏が精神的苦痛を受けたり勘違いした B 氏のファンから心無い言葉を浴びせられて創作活動をやめてしまう

など AI 利用者によって行われる蛮行が多発している。

このような事態は AI による新たな文化や価値の創造には一切寄与せず逆の結果を招くと考ええる。著作者には、著作物が AI による学習に用いられない権利が与えられるべきと考える。

●受付番号 185001345000005953

5.(1)ク私的利用を逸脱し、ネットでのなりすましや誹謗中傷、デマ情報のばら撒きを行う目的で生成 AI が利用されています。

○先日、生成 AI 利用者になりすまし被害と殺害予告を受けた作家が精神的な被害を受け活動休止を発表しました。

○近年では災害時に X（旧 Twitter）にて生成 AI 画像や文章を用いたデマ情報が出回っています。「令和 6 年能登半島地震」では一刻を争う救助要請や避難情報が生成 AI を悪用した者が大量投稿し、必要な情報が埋もれてしまっていました。2022 年の豪雨災害でも、フェイク画像が拡散され注意喚起がなされたことは記憶に新しいです。

このような生成 AI に関連した被害を見聞きし、大変胸を痛めています。著作物が無断で利用された先にある被害についても議論や法整備を進めていかなくてはならないと感じています。無断での学習が法的に問題ないとしても自分の著作物が悪用され被害を受ける可能性を考えると恐ろしく作品を披露することができません。

個人の意見としては、

○AI 学習の対象を許可制にし、許可した人には対価が支払われるようなシステムができてほしい

○悪意を持った者が生成 AI を利用できないように利用や発表を許可制にしてほしい以上です。

●受付番号 185001345000005954

学習・開発段階の懸念について

既に生成 AI 利用者と著作者の間で成りすましや模倣作品による権利侵害の被害が多発しています。

また生成 AI を使用し、イラストレーター、写真家、声優、俳優、果ては一般人のデータを無断使用することにより、学習データに使用された作品やその人本人が一方的に不利益を被る状況が発生しています。

開発の時点から使用するデータの記録・検索・情報提供が可能な体制をつくり、学習データの提供元から許可が取れたクリーンなデータのみを活用した生成 AI の運用がなされることを望みます。

著作権者による学習の拒絶について

現状、クリエイターたちが AI 学習に無断使用された結果、悪質な利用者によって受けている被害が大きすぎます。データ学習時点での制限が必要だと考えますし、利用者への制限も別に必要だと考えます。作品やデータ元の人物が一方的に貶められ搾取される状況がすでに発生しています。現在の解釈で著作権者が守られているとは言い難く、再考を求めます。海外ではデータ元となった未成年が自殺するという痛ましい事件も起きています。

ただの『類似品』ではなく『特定の何かを元にした類似品』が出来上がるのが生成 AI です。

『元』の権利を守れず、権利を加害する可能性や加害者への制限や罰則が出来上がっていない現状では文化発展の促進どころかクリエイターが創作活動諦めるという退行が起こっています。

環境を整えてください。整える気がないのなら生成 AI の活用推進をやめてください。

AI を利用する人も人間ですが、そもそもものづくりをしている人も権利を持つ人間です。

●受付番号 185001345000005955

私は個人で楽しむ趣味としてイラストを制作しています。ここしばらくはインターネットに公開をせず、自分だけで描いて楽しむことをしています。

本来であれば、SNS などで同じ趣味を持つ方々と、自身のイラストを公開しあって交流活動などをしたいと考えていますが、昨今の生成 AI 問題もあり、インターネットへの公開を控えています。

以下に私の知っている、聞いたことのある、生成 AI に関する話題や意見を述べます。ご確認いただけますと幸いです。

・昨今 X では、特定のイラストレーターのイラストを収集、データセットを作成し、特定のイラストレーターの作風を用いた生成物を投稿されたり、その作風を用いた性的な画像を生成されるというような被害が見受けられます。

ほとんどのイラストレーターは、自身の作品に思わぬ改変を加えられたり、二次利用されることを快く思っていません。私達が期待していたものは、作画の補助をするような AI であり、自身の作品を意図せず二次利用されるようなものではありませんでした。

著作者への嫌がらせを目的として、生成 AI を利用するというケースもあり得ます。

これが理由で、思うような活動ができない、精神的な苦痛を受けている方々が何人もいます。生成 AI を利用している方に対して「努力をせず作品を公開している、仕事が奪われる」などと思うことよりも、「私達のデータが自分達の知らないところで意図しない使われ方をしている」ことの方に強い危機感を抱いています。

機械学習と人間の学習は根本的に違うものだと考えています。

イラストレーターの中には機械学習を避けるために、NightShaede や Glaze でノイズを入れるなどの処理を施すことを推奨する流れもあり、全体的に生成 AI の現状と自身のイラストが利用されていることに関して否定的です。

そのような処理を施さないと自分の作品を自分で守れない現状には、私も問題があると思っています。

・特定のデータセットに関して、児童ポルノが含まれているという記事も記憶に新しいかと思えます。

私個人でどのデータセットにどのような画像が含まれているかを詳細に確認する術はありませんが、個人がそのような画像に類似したものを生成できてしまうのは危険ではないでしょうか。イラストとして描かれる成人向けの作品とは違い、児童ポルノなどの画像は現実の被害者がいます。

他のデータセットにもこのような違法性のある画像や、個人情報に関する画像が含まれていないとは断言できず、私達の顔写真なども含まれてしまっているかもしれません。このようなデータセットは国内で作成されたものではないのかもしれませんが、容易に人がアクセスできてしまう、または利用できてしまうのは問題ではないかと考えます。

・画像生成に限らず、声優の方々の音声を収集し、データセットとして利用する動きもあったと聞きました。実際に、声優の方々の声を用いて曲を歌わせるなどのトラブルがあったと X で話題になっていました。

・数日前に生成 AI で生成された、XXXXXXXXXXさんの性的なフェイク画像が拡散されたというニュースがありました。また、AI で加工した、岸田首相が卑猥な言葉を連呼するフェイク動画も先日話題になったばかりかと思います。岸田首相の件に関しては、声も声優の方の件と同じように、岸田首相の声を収集して生成したものではないでしょうか。このように、私達クリエイターのみでなく、著名人なども自身の顔や声が意図しない形で利用されるという被害にあっていると言えるかと思います。生成 AI が普及したことによって、これらの画像や動画は誰でも容易に作成できてしまいます。特に著名人の方々はメディアへの露出も多く、このような画像、動画を生成され拡散されてしまうリスクが大きいのではないのでしょうか。

まとまりがなく、拙い文章になってしまいましたが、以上が私の知っている、聞いたことのある生成 AI に関する話題と意見です。

イラストも声も顔も、二次利用されない、自身と作品を守る権利があるはずです。

元来イラストを制作する方々の中には「著作者を最も尊重するべし」「著作物には正当な対価を払うべし」といった認識が広くあります。今回の生成 AI に関しては、それらの認識が全く守られておらず、クリエイターの作品を機械学習のための「餌」などと表現されたり、心無い中傷に深く傷ついています。もし利用するのであれば、許諾を得ることを前提にしていきたいです。

これら全てを現行の法で裁くのではなく、生成 AI には生成 AI のルールや法を設け、生成 AI で何らかの被害にあってしまった方々が早急に救済されること、また多くの人々が安心してインターネットを利用できるよう強く願っています。

●受付番号 185001345000005956

意見失礼致します。

こちらの素案について一番問題だと感じた点は、
生成物の著作物性についての考え方（34～36 頁）

また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。

という点です。

AI という物は他人の作品を学習、つまり盗ることで画像、文章を生み出しております。そこに程度がどの程度だと明言されていないレベルの「加筆、修正を加えた部分については（中略）著作権性が認められる」

とあれば、現状でも AI を用いて著作人格権を侵害している人々が更に暴走し、自分の作品だと豪語し、著作権を得た事で学習元となった素晴らしい技術を持った人が筆を折る事態になりかねないと思っております。

現状、インターネットで生成 AI を用いた悪意ある著作人格権侵害とみられる行為
例)無断で絵を学習させ、なりすましに利用する。写真を利用して児童ポルノ等の問題画像に利用させる等

といったものに向き合って頂きたいです。

この素案のまま通すと、更に著作人格権が踏みにじられることが予見されます。

どうかクリエイター、それに留まらず肖像権を守る方向に改めて頂けることを望んでおります。

●受付番号 185001345000005957

無断学習生成 AI での生成物は脱法海賊版にしか思えません

海外でも裁判や声明が多く出され、問題視されています

これを創作と認めれば絵を描く人間はいなくなります

時間とお金をかけて技術を磨きインプットをし、創作をするより、そうして作ら

れた人の作品を搾取し生成 AI でコピー品を作る方が効率的ということになってし

まうからです

無断学習生成 AI は人の成果物なしには成立しないのに 絵を描く人間、創作する人間

がいなくなるのはどう考えても破綻しています

規制なしには創作にも AI にも未来はないと思います

●受付番号 185001345000005958

生成 AI が日本クリエイト文化を後押しするとはとても考えられません。
生成 AI の悪用、盗作でクリエイターが筆を折るという事態に発展しました。

このような事件は氷山の一角で、仕事を取られる、モチベーションを奪われる等クリエイターは数々の被害を被ってきており、今後被害件数は増加の一途をたどっていくこととなると考えております。

それに伴い、クリエイターによるオリジナリティあふれる創作物はどんどん衰退し、劣化した海賊版のような生成物にあふれることとなり、それは政府が推進したいクールジャパン文化の意図しない発展につながるように思えます。

詳しくは下記 URL をご参照下さい。

クールジャパン文化と称し日本のクリエイターを産業化するのでしたら、生成 AI などの脅威からクリエイターを守って頂くことを政府に要求します。

2. 検討の前提として

(1) 従来の著作権法の考え方との整合性について

AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。

この点について、何故「AI で創作活動する場合と、AI を使わずに行う創作活動についてが、同じ行為である」ことが前提で話が進められているのでしょうか。

AI は人の道具であり、AI を使うのは人ですが、AI が学習と生成するための動きは『時間を掛けず、量産が可能である機械的なもの』であり、

人が創作性及び創造性を得るためのプロセスの一つである『個々の知識や既存の著作物と、オリジナリティへの整合性を見極めるための学習及び実践する膨大な訓練の時間』が、AI には殆どありません。

また、AI の学習と生成の機能が、人が学習し創造する能力を超えることはありません。AI の学習と生成の機能への認識で「設計から完成までを主軸にすること」を許容すれば、AI が生成し、一般社会で判別しきれない粗悪品」に著作権性を見出そうとしていると考えられます。

前提として、人が AI を使用する創作活動においては、AI を使わない人の創作活動との相違点を考慮する必要があります。

3. 生成 AI の技術的な背景について

AI 技術そのものを見ると、試行パターンを繰り返し形を変えて、最終的に創作的表現を伴う結果を生成出来るようになると期待されているように伺えますが、

生成 AI を使う人の中には、著作権性が認められるような創作的表現が目的ではなく、「使用者の目的に沿う結果に見えれば、著作物性は関係ない」意図で AI 技術を使用する者がいることは事実であり、

「生成 AI による生成物は学習データの切り貼りで構わない、切り貼りのほうが望むものを生成できる」と考える人は少なくありません。

また、上記の意図から「既存の著作物を有する著作権者を介さず学習と生成を行うことを是とする意向」が社会一般で進むことが起こり得ます。

生成 AI による生成物の生成は学習データの切り貼りではないとされるのではなく、『生成 AI は、使用者の意図によって、学習データに含まれる既存の著作物の切り貼りが可能である』ことを踏まえるべきです。

6. 最後に

近頃、インターネットを介して『他者の著作物を、絵柄が著作物と酷似している出力結果になるよう意図的に AI に学習、つまり著作物の意図的な複製を目的』とし、生成物を「自

分の著作物である、自分が著作者である」と偽って公衆送信する、著作権者の業務妨害を謳う嫌がらせ、なりすましの行為が増えています。

また海外では、ある書籍に掲載されている一部のイラストが、作成工程のうち『手描きの製作途中の画像を AI に学習させて変更点を考慮して出力し、加筆修正を施して完成させた』事実が明るみになり、一度でも AI を使用したことから「当該イラストは著作権が無い。当該イラストは誰でも自由に使っても良い」

と、ネットを介して一般社会から認識され、イラストの作成者及び書籍を刊行した企業の信用を失うこととなった事例があります。

この行為が一向に収まらないのは、一般における AI 学習について

「生成 AI 使用者は、AI に学習を行う目的で著作物を使用することは著作権侵害とならない」という認識で留められているからと推察します。

さらに、生成 AI で出力した生成物について、著作権が認められないということから、

「既存の著作物を AI に学習させて生成したものなら、既存の著作物にある著作物性を剥奪し、著作者を介さず当該著作物を自由に使用することが出来る」と、さらに悪質な行為に繋がり、著作物や著作権者を踏みにじる行為が増加する懸念があります。

文化庁には、企業及び一般社会に、『既存の著作物の著作物性を失くす目的で AI 学習を行うことは、不正行為であり著作権侵害に該当する』ことを、早急に伝えてほしいです。

●受付番号 185001345000005960

現在普及している生成 AI は学習元が分からない著作物である、または明らかに特定の作家に絞って出力できるという点が問題だと思います。

学習元が分からない場合、使用を許諾していない作家や会社の創作物を使用し著作権の侵害をしてしまうのではと考えます。

また、特定の作家をターゲットにした場合は著作権侵害だけでなく、生成 AI で出力したものでなりすましや嫌がらせといったストーカー行為も見受けられます。

一方でエンジニア的な視点を持つ人は生成 AI は手間をかけずに優れた作品を組み合わせ出力するのに有効な手段であり、自分の手で制作する技術のない人にとってアイデアを形にできるツールであるという意見も散見しました。

それは著作権を考えるとデータ元になった作家が使用を許諾している場合やデータ元が公開されている場合において成り立つと考えます。

エンジニア的な視点の創作ツールの例として VOCALOID やデジタル作画 CLIP STUDIO 素材は制作の手間や技術の緩和をしています。

こうしたガイドラインを設けデータ元を公開しているツールは技術の進歩として比較的受け入れられています。

生成 AI も上記の創作ツールのようなガイドラインを AI 開発側で引けば良いと思いますが、それに従っておらずその上で法的な措置として確立していないと主張する人がいる以上、文化庁の力を使い対応して頂きたいです。

以上になりますが、一意見として宜しくお願い致します。

●受付番号 185001345000005961

AI 利用者には著作権など見向きもせずに既存の絵や写真を材料としか見ていない悪質な利用者が多くいます。

AI の著作権について、そもそも他者の作品を許可なく利用している現状で生成 AI はどんな生成物であれど著作権が発生する必要は無いと思います。

クリエイターの経験や心を踏みにじって生成したものを著作物として認めたくはありません。

生成 AI に対する指示の具体性の著作物性の項目についてですが、

加筆・修正を加える部分に関して、クリエイターになりすます目的や嫌がらせ目的で悪意を持って加えるケースも考えられます。

参考元と見分けがつかないレベルまで AI で似せて、あたかも自身が一から制作したと言いつ張るケースがあります。

そのような悪質な利用者の生成物にも安易に著作物性を認めるのは危険と考えます。

AI 利用者には想像以上に悪意を持って利用している人間が多いということを常に考えて頂きたいです。

もっとクリエイターを方の力で守ってほしいです。

AI が話題になり実際に利用され始めてからの法周りの動きがあまりにも遅いと感じます。

●受付番号 185001345000005962

AI による学習は、自分で作ったもののみ学習可能にするべきです（自分で描いた絵や自分の声、顔など）。

今現在、AI を悪用する人達によって様々な絵が無断学習され、生成 AI によって偽物やなりすましの被害が多発しています。それだけでなく、キャラが自殺する絵を AI によって生成させ、それをキャラを描いた本人に送りつけて自殺するように促す人もいます。それによって絵を描くことをやめてしまう人や本当に自殺する人もいます。

これだけ悪質性があるのに今の法律では裁けません。一刻も早く規制や新しい法律が必要です。

AI によって無断学習されるのは絵だけではありません。

歌や音楽、声、顔も AI は学習して偽物を作り出せます。

絵を無断学習&生成して Twitter (X) でインプレッションを稼いでお金稼ぎする人がいますから、歌手の歌を無断学習&生成して YouTube で広告収入を得ようとする人もいます。

このまま生成 AI を野放しにしていたら、曲や歌声を学習され偽物を作られた歌手が辞めたり自殺してしまうかもしれません。芸能人あるいは一般人でも、顔をコピーされて勝手に AV をつくられたり、コピーした顔と声を使って勝手に反政治的主張をする動画を作られたりするかもしれません。

もしくは万引きなどの犯罪をしている動画を勝手に作られるかもしれません。殺人を犯した犯人が、他の人に罪を被せるために生成 AI で動画や写真を作り出すかもしれません。

AI 生成物に著作権を認めたら、現実でやれば犯罪なのに AI を通せば合法となってしまいます。

AI は自分で育て、自分を助けるためだけに使うべきです。絵描きが自分の絵のみを学習させるのは問題ないでしょう。

これ以上被害や混乱が広がる前に、AI 無断学習&生成を規制、禁止する法整備を一刻も早くするべきです。

3. 生成 AI の技術的な背景についての(1) 生成 AI について「ウ」にて学習データの切り貼りではないとされとの記載があるが、切り貼りでないとあなた達がおっしゃっても実在人物や作家の作品データに非常に類似した画像が生成されることがこの生成 AI にまつわる問題であると考えます。(そもそも切り貼りでなければなぜ作家サインや有償配布素材のウォーターマークが生成されるのでしょうか) まず、再三指摘されているようにそもそものデータセットが個人情報、ポルノ画像、医療データなどが含まれており、それらをもとにした生成 AI が頒布されている状況がおかしいと考えるべきである。たとえ生成された画像に元データが切り貼りされなかったとしても、元データを利用していることには変わりなく、本来取り締まるべきものをあなた達は”理解していながら見逃し続けている”のである。また、漫画・イラストの観点から申し上げると作家の作風に非常に類似した画像が生成されることで、本来ならば作家が受けるべき利益を生成 AI 利用者が掠め取っているのが現在の状況である。それにとどまらず SNS における作家の成りすまし、画像の販売、本来作家が受けていないプロモーションにあたかもイラストを寄稿したと間違われる画像等の被害がある。いくら作品を生み出しインターネット上で発表しても最終的には生成 AI の追加学習に利用され、作風が機械によって短時間・大量に消費されることに虚しさを覚え筆を置く作家もいる。この状況が果たしてこの先の日本のクリエイティブ、サブカルチャー、芸術、アニメーション等の発展に貢献するものは甚だ疑問で遺憾である。

生成 AI における学習は違法でないというのなら、研究目的なら良いとは思いますがあくまで研究であり生成 AI を一般の国民に渡らせるべきではなかった。違法となるデータ、学習を許可していない作品・画像等の著作物がなくてもクオリティを上げる研究をするべきである。以上のことからまず現状の生成 AI の利用を即刻禁止するべきである。データセットの見直し、著作物は完全著作者本人によるオプトイン、生成された画像には生成 AI であることがわかるウォーターマークも必ず全面にかぶせた状態で生成されること。本当ならば利用者も免許制のような条件を設けたい。

私は私の好きな作家が今の生成 AI の状況から作品発表をやめてしまう恐れがあるのが嫌である。好きな役者、タレントが生成画像によりフェイクニュースが拡散され不利益を被るかもしれない現状が嫌である。良かったですね、あなた達はたまたま偶然にもフェイク画像を作られなくて。

2.検討の前提として

(1)従来の著作権法の考え方との整合性について

文中の「AI についての議論が、人が AI を使わずに行う創作活動についての考え方と矛盾しないように留意する必要がある。」については違和感があります。生成 AI の悪用しやすいという特徴を考慮して AI を使わずに行う創作活動とは違う考え方をすべきところもあると思います。悪用に対する対策や技術が普及するまでは、「著作者等の権利・利益の保護」をより重視したルール作りが必要と感じます。

5. 各論点について (1) 学習・開発段階

非享受目的であれば法第 30 条の 4 は適用されないことについては問題ないと思います。他国では倫理観を無視して AI 開発を行い軍事利用する国もあると思います。国防の観点からも AI 技術を発展させることは重要なので、学習・開発段階であれば「著作物等の公正・円滑な利用」を重視したいです。

学習・開発段階での著作権の考え方は欧米の考え方と異なるかもしれませんが、ポリコレの例もあるので、日本にあった考え方で進めるべきと考えます。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ「情報解析の用に供する場合」の位置づけについて

(イ) 非享受目的と享受目的が共存する場合について

享受目的が含まれる場合は、例え AI 生成物が著作物に類似していなくとも、作風や画風が類似していなくとも、著作者が「AI 学習に使用しないこと」を要求した場合は、著作物を AI 学習に利用できないルールにしていきたいです。

昨今、多くの国内画像投稿サイトでは AI 生成物と AI を使用しない著作物を区別できるようにしたり、AI 生成物の投稿を禁止したりする対応を取っていますが、これはそういった対応をしなければ結果的に問題になることを示していると思います。その問題は色々ありますが、著作物に関する問題の要因として以下があると考えています。

・閲覧者の AI 生成物に対する「学習データはクリーンか。著作者の許可は取れているか。海賊版サイトを利用していないか。」という倫理的な考え

・生成 AI 利用者は学習データがクリーンであることを証明しきれないこと（学習済みモデルの作成元と生成 AI 利用者が別の場合など）

・法律上、個別具体的な事例によるという手間や時間、費用をかけなければ合法・違法を判断できないこと

以上の根本的な解決には「著作者が許可した著作物だけで構成された学習データ」及び「許可された著作物だけで構成されたと証明する方法」が必要不可欠だと考えます。これら

作成・検討のために前提条件となる「享受目的が含まれる場合は、著作者が AI 学習に使用しないよう要求した場合は、著作物を AI 学習に利用できない」ルールがほしいと思います。

●受付番号 185001345000005965

現状の生成 AI では無断学習が合法とされていますが、我々クリエイターはひたすら『やりがい搾取』されているだけです。クリエイターたちには何の利益もないのに自分の著作物が一方的に搾取され、不特定多数に利用される現状が続けば、クリエイターたちが疲弊し日本のコンテンツ産業自体が衰退してしまうのではないかと懸念があります。

芸術分野においては、クリエイターたちの感情・思考がなければ新たな発展は難しいと思います。このままクリエイターを疲弊させ感情と思考を殺し続ければ確実に日本のコンテンツ産業は衰退は免れず、アジア圏の他国にもコンテンツ産業で負けることになると思います。現に、中国や韓国では生成 AI の規制を始めていますし、欧米諸国でも生成 AI は歓迎されていない技術です。

【「非享受目的」に該当する場合について】に対して。

『著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としな
い場合』に限り、生成 AI での学習が可能とされていますが、その学習された生成 AI データを利用して「享受目的」で出力が行われています。

生成 AI で出力されたデータが販売されていたり、個人で見て楽しむだけではなく不特定多数に公開したり、自己アピールの宣伝に利用したり、完全に「享受」目的での使用になっているのは違法だと感じます。

また、生成 AI でもっとも出力されやすい画像には大元になった著作者が存在しています。本来ならその著作者たちにしか作れなかった著作物が生成 AI で大量出力されることで「陳腐化」しました。更には本来の著作物まで生成 AI 出力物と見分けが付きにくくなるため模造品のような扱いを受けています。これは著作者の利益を十分に損ねる結果になっています。

【その他の論点について】のクに対して。

第 30 条第 1 項目に私的使用目的の複製に関しての記述があるが、生成 AI では私的使用だけではない利用がされているケースが散見されています。

実際に生成 AI の「NovelAI Diffusion V3」では意図的に特定個人作家の画像を読み込み、その作家の画風が再現できる生成 AI アセットデータを不特定多数に配布したり、販売しているケースが発生しています。これは私的使用目的の範疇から逸脱しているのではないのでしょうか？

また、特定個人作家の画風を生成 AI で出力しその画像を SNS で公開することで個人作家になりすまし、誹謗中傷や脅迫などの迷惑行為を起こす生成 AI 使用者も出現しています。このほかにもディープフェイク画像で特定個人に嫌がらせ目的のために生成 AI を使用する危険性があるので一般人が手軽に生成 AI が利用できる環境は禁止にすべきだと思います。

【(3) 生成物の著作物性について】のイに対して。

生成 AI に著作物性、著作権のような権利を与えることは反対です。

どんなに複雑な『指示・入力』を行ったとしても画像生成で再現するために利用される全ての要素は他の著作者が作り出した著作物"が含まれています。学習元に『指示・入力』に見合った著作物がなければ画像生成されないのですから、生成 AI で作られたものには著作物性は無いと感じます。

『指示・入力』に関しても独創的な創作性があるとは言い難く、ただのアイデアでしかありません。

【(4) その他の論点について】

学習に用いられたデータは消せない、使用された著作物の著作者に利益が還元されないなど、政府・企業・個人の誰にも制御が出来ない状態にある生成 AI を野放しで使い続けるのは危険では無いのでしょうか？

実際に虚偽のフェイク画像や児童ポルノなどの問題が頻出していますが、日本ではそれらの問題に対応する気が無いのでしょうか？もし、生成 AI を使用していくのであれば、全てが管理できる状態にリセットすべきです。"

●受付番号 185001345000005966

○意見対象箇所

5.各論点について 28 ページ 【その他の論点について】 (2)生成・利用段階

○意見の概要

他者が認識できる形で生成物を利用した際に、生成 AI に利用したデータセット内の著作物の出典を記載あるいは追跡できるようにすることを文書に盛り込んでほしい。そして出典を明示できないデータの使用が認められた場合には、このデータセットを使用した生成物を公開することを不可能にするといった記述を追加して欲しい。

○意見および理由

違法性の有無を判断する根拠が容易に曖昧にできそうだと感じたからである。

本文において、生成 AI はデータセットが必要であり、データセットから該当著作物を削除することによって生成 AI が当該著作物を参照した生成物を生成できない と理解できる。また、「AI 学習用データに当該著作物が含まれていない場合に偶然の一致にすぎない」としている。この双方の解釈が合わさると、「明確に著作権侵害している類似性の高い生成 AI(生成 AI-1 とする)による生成物を他の生成 AI 用データセット(生成 AI-2 とする)に組み込んで、オリジナル作品として出力した場合に、その違法性を問うことができなくなってしまうというリスクが生じ得ると考えられる。生成 AI-2 までなら履歴を追うことは可能であると予想されるが、3 重 4 重・・・と積み重ねることで困難さが乗算される。この手法は、使用者が利用するコンピュータの性能に左右される点はあるが、比較的短時間に直接操作を必要することもなく実行することが可能であると考えられる。

こういった事態に対応する手段として、生成 AI を使用したものを公表する際に、そのデータセットとして何を使用したかを明確にし、その出典が明らかでないもの（≡他生成 AI で作り出したと疑わしい物）があった場合には不正であると判断するのが良いのではないかと考えている。

この制限は、学術論文など著作物を作成する際にどの他者の論文を引用したかを記載することと類似しており、版權物をイラスト化して公表する際にもどこの何かを明示する必要があるという点で、現行の創作活動と乖離してはいないと思われる。

●受付番号 185001345000005967

AI はまずその学習元をすべての著作物にすることを廃止すべきです。音声にしろ絵にしろ写真にしろその学習先は著作権者の許諾を得使用料を払ったものであるか、または独自に資料を作成し自社の著作物の中で生成すべき。現状は他者の権利、特に著作者人格権、肖像権を含む人権を著しく侵害するものであり単純に使用において規制をすればいいという段階はもう過ぎてしまったなと感じます。SNS で AKB などのアイドルを学習させヌードを作成し、それをやりとりしているアカウントも多くあり、Amazon にも実在幼女たちと AV などを学習させて作った児童ポルノが実在しています。AI 絵師と名乗る人間が固定のイラストレーターを学習させ嫌がらせをし、最後にはイラストレーターの SNS を乗っ取る事件もありました。重ねて申し上げますが今すべきことは使用やその範囲における法規制と罰則を設けることはもちろん、その学習元について詳らかにし著作者、アイドルやその他一般の方などの肖像権、人権を守ることです。

●受付番号 185001345000005968

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

・ [REDACTED]

・ 各項目に関する具体的な御意見（下記4項目についての意見となります。）

3. 生成 AI の技術的な背景について

（2）生成 AI に関する新たな技術

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

5. 各論点について

（1）学習・開発段階

（2）生成・利用段階

3（2）生成 AI に関する新たな技術

本技術は現状悪用なども多くその大半が現行法では対処しきれない技術であると考えられます。

生成 AI はよほど注視しない限りその虚偽性が見分けられない精度の画像・音声・映像を制作することが可能であり、大量に生産することができるためファクトチェックが間に合いません。

特に SNS ではそういった高精度の虚偽情報が非常に早く情報伝搬するため、見抜きにくい精度のフェイク情報を従来を遥かに凌ぐ機械的な大量生産による物量によって正確な情報に辿り着けなくなる危険性が高くなる懸念があります。

インターネットなどの情報による信頼性が一定水準で担保されている現状を大きく悪化させるものであるため、有事の際の情報だけではなく平時における情報への安全保障にも重大な支障をきたすと考えられます。

3（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現状開発事業者もサービス提供者もいかに生成技術で起きた問題を利用者に転嫁するかという規約を設けている場合も多く、その問題への懸念に取り組んでいるとは到底思えない状況です。

生成 AI の運用は Midjourney や ChatGPT を皮切りにすでに1年を超えておりますが、現状その間で起きた様々な問題のほとんどが被害を受けた本人の泣き寝入りになってしまっています。

こうした現状を企業側は対策する機運すらありません。

開発事業者の問題は別の議題で記載いたしますので本項目ではサービス提供者に焦点を当てます。

サービス提供者側も生成 AI であるかを識別するデジタル透かしや登録者の実名及びマイナンバーカードなどの社会保障番号の登録などを行い問題が発生した場合には行政と協力して利用者を追跡できる対策を行うべきです。

（現在作家へのなりすましや特定の作家を模倣した生成 AI を用いた配布や作家等人への嫌がらせ行為を行っている ████████ 氏は VPN を用いて追跡を困難にした状態で個人攻撃を続けており、現状該当人物の追跡すら困難なためマイナンバーカード登録などの追跡できる対策が急務であると考えられます。）

5（１）学習・開発段階

まず大規模学習モデルにおける学習元となった画像及び写真についてはそのほとんどが著作権と肖像権の許諾が取れていないものであり、権利関係が全く不透明で侵害されたまま開発が進んでいます。

また学習モデルの中には医療情報や児童ポルノの混入もあると発覚しており、そもそも違法性の高い情報も大量に含まれています。

現在は学習研究から進み営利でのサービスが開始されておりますが、そもそも前提としてこうした問題が解決しておらず問題に対処できる法整備もないままでは商用での運用開始も問題があると言わざるを得ません。

（２）生成・利用段階

上記に掲載したフェイクやなりすましなどの問題に対応できない現行法の改訂、各種権利関係の解決、そして違法性の高い画像の排除、以上の３点が解決していない状態での生成 AI の利用は行うべきではありません。

まして日本だけこの状況を看過したとしても、EU・アメリカ・中国はそれぞれ捉えている問罪の前提は異なれど結果としての対策は着実に進展しています。

日本がこれに歩調を合わせない限り日本の持つ情報やコンテンツなどの信頼性そのものが毀損されることにもなり得ますし、生成 AI の問題で日本側がそういった規制を設ける海外の権利などを既存しかねないという危険性もあります。

最後に

すでに岸田総理の会話、著名な建築物の火災動画、有名政治家の声を模した虚偽の通話などのディープフェイク、特定の作家個人を狙った画像生成による嫌がらせやなりすまし、海外では自殺者まで出ているディープポルノ問題などこの１年強の間で起きた問題は枚挙に暇がありません。

現在対局的に見れば草の根的に散発的な問題が起きているという程度ですが、このまま強い対策が取られなければ対処不可能な程に問題が広がりゆくゆくは安全保障の脅威にもなり得るでしょう。

インターネットという情報の信頼性で成り立っている世界でそういったフェイクが溢れかえればネットというものの存在意義すら問われる問題であると考えております。

早急な議論と対策が必要です。

5 (4) 学習済みモデルからデータを取り除く部分

オプトアウト出来ない場合は利用を制限する（営利の利用は不可で私的利用に限定するなど）方針にしてほしい。権利制限規定により公開されている任意のデータは学習に適用可能である、という倫理感・価値観を強要されていると感じるため。学習にデータを利用されたくないという考え方は普遍的な価値観と思われる。

5 (4) 著作権者への対価還元

著作権者への利益が害されないという記述が見られるが、著作権者の許諾なく学習に使われたデータを利用して生成されたデータが同じ市場に出回っている状況（イラスト発注、音楽ストリーミング等）が発生しているため、利益は害されていると考えられるので認識を改め直してほしい。

技術的に対価還元が不可能な場合、営利目的の利用を制限するべき。

5 (3) イ

生成物の著作権性については関連データセットのデータがすべて許諾済みのデータから構成されている場合にのみ著作権は与えられ、少量でも未許諾のものが存在する場合はそこまですのような過程を踏んでいようが与えられないと考えるのが自然に感じる。

5 (1) エ 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】（オ）

海賊版データを伴う利用が限定的である旨が見られるが、各 AI を提供している会社の代表等がそのようなデータを利用していることを公にしており、また現状の利用状況としてそのようなデータを学習元としたツールが主に利用されているため、現状の利用状況を鑑みるならば限定的ではなくこのようなデータが基本的に多量含まれている現状を鑑みた意見・方針に書き直してほしい。

5 (1) エ 【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】（ア）

市場との競合について将来的に阻害するか...という点が記述されているが、すでに各メディア等で「著作権者の許諾なく学習に使われたデータを利用して生成されたデータが同じ市場に出回っている状況」によって競合が発生しているのでその現状を認識してほしい。

●受付番号 185001345000005970

【意見対象箇所】

2.検討の前提として

(2) AI と著作権の関係に関する従来の整理

イ 法第 30 条の 4 の対象となる利用行為

【意見】

具体例にカメラやプリンターを出されていますがこちらはカメラやプリンターの性能を図る実験の為に美術品（著作物）を利用している例であり、生成 AI は著作物自身を持つ性質や能力を直接学習・利用しているので具体例にするには本質が違うように思います。よって、この例で生成 AI の利用が「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為と定義づけるのは難しいのではないのでしょうか。

【意見対象箇所】

4. 関係者からの様々な懸念の声について

【意見】

具体性や判断基準などが明確でない為、著作物を許可なく悪意を持って利用された場合どうなるのか、どのような手段を取ればよいのかわからず強い不安を覚えます。許可のない著作物については学習段階でも利用してほしくないですし、素案を読む中で「少量の著作物なら良い」、「生成物に著作物の特徴が色濃く出なければ問題にはならない」といった考え方を感ずますが、生成 AI は人間の芸術と違い著作物の完全なるコピー（著作者の許可のない場合は盗品とも見なせます）と学習のみから成り立っている時点で著作者が拒否をしている以上学習量や特徴の大小の問題、学習なら容認されるという問題ではないかと思います。また、拒否の意思を示してもそれを著作物に反映し学習させない方法が現時点では少なく、著作者が気づくことも難しく、一方的に搾取されているような状況を強く感じております。生成 AI が許可なく学習生成した生成物で模倣品を販売、なりすましで犯罪行為、各 DL 販売の規約違反を犯し、多くのクリエイターが声明や拒否の声を上げているにも関わらず、生成 AI に対する法律や制度が十分でない為、何もできない状況があります。

そして一部のクリエイターが著作物を生成 AI に奪われその特徴があるとされるだけで第三者から生成 AI であるという疑惑を受ける事や生成 AI に懸念を示すだけで反 AI だと糾弾を受け、誹謗中傷に晒されている例も見かけます。

生成 AI で許可なく学習・利用された場合、さらには児童ポルノや犯罪に利用された場合の対処や保証はあるのでしょうか。原案ではそれを読み取る事が難しく、実際の被害にあったクリエイターが守られ、さらに言うならばクリエイターが被害に遭うことのない安心できる内容が盛り込まれてほしいです。既に起こっている AI 生成によるクリエイターへの攻撃被害を見るに今の素案で対応、対策できるようなにはとても思えません。

素案には何が著作権の侵害になるかを示すのみで著作者人格権についての記載があまりに薄いと感じます。生成 AI が学習に利用できるのは許可を得た、または金銭の対価を支払い、了承を得たもののみとし、それらが守られなかった場合はどのような罰則を受けるといった制度作成や書き方ができないのは何故でしょうか。現状の著作者ばかりに対応や対策を求める案では日本の今後の文化は守られないと思います。

なにより学習に用いられたデータを取り除くことが現状ではその実現可能性に課題がある時点で一般的な実用に踏み入るのは早計だと感じます。

生成 AI 利用は理解の薄い者が自由に利用するには危険性が大きい（日本国内のみならず諸外国からの評価にも関わる）事を重く受け止め、国家資格的な免許を必要とするなど対策を講じ、現クリエイターにとどまらずこれからクリエイターとなる方（ここに生成 AI は含まれません）の意思や発展を尊重して頂きたいと思います。

現在の法律で対応が難しい場合は法改定や利用規制を強く望みます。

【意見対象箇所】

5.各論点について

（1）学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併用する場合について

（イ）非享受目的と享受目的が併存する場合について

【意見】

「生成・利用段階において、AI が学習した著作物と創作的表現が共通した生成物が生成される事例があったとしても、通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず、法第 30 条の 4 の適用は直ちに否定されるものではないと考えられる。」とありますが、これは AI 学習を拒否している著作物でも適用されるのでしょうか。また、生成 AI に利用を許可していない著作物が利用された場合（享受目的があった場合含む）、著作者はそれをどう証明するのでしょうか。著作者の証明ばかりが難しく、生成 AI 利用者に偏った表現に見えます。共通した生成物が生成された場合、著作者に求めるのと同様に生成 AI 利用者が口頭以外のはっきりとした根拠・証拠をもって享受目的の否定が出来ない限り、平等性に欠けるかと思います。

●受付番号 185001345000005971

生成 AI は学習のために多くの著作物の収集を行っています。

そのうえで生成 AI が一般に提供されることは、パッケージングの手法と変わらないものと考えます。

インターネット上の著作物を無断で収集しているのならば著作物を同時に提供しているのと変わらないのではないのでしょうか。

また、生成 AI そのものは享受目的で著作物を使用しているのではないとしても、それを活用した生成物を提供している点も問題だと考えます。

最後に、全体を通じて生成物がネット上に広く流布される点について議論が少ないと感じた。

感情というアナログな点と法というデジタルな点を同じ皿に載せるのは確かに難しい。

だが「画風」が著作権に該当しないのはともかく、同じ画風の作品が大量にインターネット上に投稿されたとしたら、作者は制作を続けられるだろうか。

自身が制作したものが生成 AI によるものと誤認され拡散される危険やその逆について検討されているだろうか。

●受付番号 185001345000005972

はじめに

昨今、インターネットの普及と進化により、コンピューターによる情報能力の向上やデジタルコンテンツが大きく発展し、それに伴い構図やテーマなどの文章の入力や画像の添え付けにより AI に学習させ、内容通りのイラストを生成する、生成 AI が誕生してます、最近では漫画背景を生成 AI に作成させるツールもあります

<https://www.perfectcorp.com/ja/consumer/blog/generative-AI/app-to-create-AI-manga>

それによりクリエイターの許諾を得ずに作品を AI に学習させ複製、配布するなどの著作権侵害も懸念され

実際発生しております。

3 生成 AI の技術的な背景について

生成 AI は構図、テーマなどの文章の入力や画像を添え付け AI に学習させ、内容や画像通りのイラストを生成することができてしまいます。

中には一見すると手描きと見分けがつかない位の質をいいことに AI であることを明記せず自身で作成したと偽るユーザーも多くいます。

又、生成 AI は写真を読み込ませ実写画像を生成するツールも多く存在し児童ポルノに悪用されるケースも多くあります。

また、サーバーから情報の削除もされておられません。

(1) 生成 AI について

生成 AI ツールの多くはクリエイターの承諾を得ることなく無断で学習してケースがほとんどです

実際 X(旧 Twitter)では Midjourney の開発者が開発にあたり数千人ものクリエイターや漫画家さんの作品を無断で AI に読み込ませてるという情報もあります。

<https://storage.courtlistener.com/recap/gov.uscourts.cand.407208/gov.uscourts.cand.407208.129.10.pdf>

上記の情報が出回っても Midjourney、NovelAI などの生成 AI ツールの運営・開発者は謝罪や一般使用者に対する既存作品の無断学習・生成への禁止の呼びかけ、および生成防止の措置等の対応も行っておらずこの状態を放置、容認しており事実上の海賊版サイトと言わざるを得ません。

(2) 生成 AI に関する新たな技術

最近では音声を AI に学習させ複製する音声生成 AI も普及し海外では成りすましや詐欺も発生しております。

https://prebell.so-net.ne.jp/news/pre_23100903.html

日本国内でも同様の行為が起こる危険性があります。

(3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

- ・サービスそのものの廃止
- ・無断生成を行った使用者に対するアカウント停止措置
- ・Twitter ID やペンネームを入力による当該アーティストの作品、絵柄の生成の防止及び送信防止措置
- ・使用されたデータや情報の削除措置
- ・無断生成の被害を受けたクリエイターへの金銭的還元及び補償

を要望しますが改善対応の様子は見られません。

上記(1)~(3)の問題を法規制で解決せず国が生成 AI を推進することは海賊版サイトや児童ポルノのサイトを推進してる事と変わりません。

最後に

我が国のアニメ、文化、芸術は、多くの人間が長年の努力の蓄積や人間の想像力によって多大な作品が生み出され、海外のファンからも高い支持を受けてきました。-作品の発展には多くのイラストレーターさんの支えも多くあります。

第三者による生成 AI での複製により、我が国の文化、芸術の価値を損なうだけでなく、クリエイターのモチベーション低下により文化の発展が阻害される恐れもあります。

更に 生成 AI ユーザーの多くは悪意に満ちた利用者が多く、クリエイターの作品を AI 学習させ複製することによる著作権侵害にとどまらず、生成 AI に対する懸念の声を発したクリエイターに対するなりすまし、誹謗中傷による名誉棄損及び著作者人格権の侵害、

殺害予告による脅迫など、刑法に反する犯罪行為も散見されており、利用者の道德の問題だけでは解決できない重大な問題も発生してます。

実際生成 AI に対する懸念の声を上げた商業イラストレーターが被害を受けております。

そのため、今後のクリエイターの著作者人格権の保護のためにも生成 AI に対する厳重な法規制を要望します。また国による生成 AI の推進の廃止を強く求めます。

●受付番号 185001345000005973

現在の AI 技術の使われ方は健全であるとは言えないと思います。創作における AI の使用、それ自体は大きな問題では無いかもしれませんが。しかし、現状の AI 技術はたくさんの創作者の作品を無許可、無差別的に教育元としておりこれでは文化を支えてきた人々の尊厳が守られていないように思えます。また、作品の発展のためと言った目的ではなく手軽に金銭を稼ぐ手段として現在の AI 技術は使われてる側面が強くあると感じます。これでは創作という営みを続けてきた人達の土壌を荒らす事にしかならないです。いま一度、創作における AI の扱われ方を見直していただきたい。無許可で自身の作品を学習元にされ創作者が食いあぐねてしまったり素晴らしい作品を生み出す人材を無くすような事にならないよう努めていただきたいと切に願っております。

●受付番号 185001345000005974

生成 AI プログラムの存在及び生成 AI によって生成された物を個人利用はもとより商用利用することは否定されるべきものではないと思います。

しかしながら、その利用方法によって、著作権及び著作者人格権を持つ著名人本人、企業、クリエイターが悲しむ結果にならないように（権利侵害はもとより、二次的な被害としての利益逸失、誹謗中傷なども起こらないよう）検討していただきたいと思います。

■問題点について

生成 AI を利用し営利活動を考えている方々にとって、現状の問題と今後発生すると思われる問題はクリアしておきたいポイントであると考えます。

現在の生成 AI プログラムが抱えている問題は以下のようなものがあると考えます。

1. 国内外のコンテンツを著作権や著作者人格権の有無に関係無く学習元として収集していること
2. その影響で既存のクリエイターが作成したもののみならず、企業のキャラクターや、国内海外の著名人を模したものが生成可能な状態にあること
3. 学習内容の組合せにより、著名人本人、企業、クリエイターが契約上製作したり公表することがないはずの画像（例えば特定の著名人やキャラクターの性的にセンシティブなものを模したもの）が生成できてしまうこと

またその問題を抱えたまま進めた場合未来に起こるとされる問題には以下のようなものがあると考えます。

1. その画像が第三者からして見分けがつかない状態になって公開されるおそれ（生成 AI で生成された画像があたかも著名人本人、もしくは企業やクリエイターが製作したものと勘違いするいわゆるディープフェイクなど）
2. それを利用した成りすましや代理者を騙る者による本来本人が得るべき利益を横取りする事象の発生
3. それによる著作者、企業、クリエイターの利益逸失、謂われなき誹謗中傷の発生
4. そういう状態になった時の、本業の傍ら法的措置を行わなければならない場合にかかる金銭的・時間的・精神的負担とそれに伴う本業への悪影響（著作権侵害、著作者人格権侵害、二次的に発生する本業の利益逸失にかかる損害賠償、誹謗中傷に対する開示請求などの手続き、それらに関係する本人の個人情報への提示、判決決定までの時間的拘束、等）
5. 国際的な生成 AI の法規制の方向性や今後の動向に準じることができるか、日本の法律が制御していけるか

■必要と思う対応について

具体的には、下記二点について透明性を担保し証明できる必要があると考えます。

- 一. 生成 AI の学習元データに、著作権と著作者人格権があり学習を許可していないもの（学習を拒否しているもの）が含まれてはならない

現在存在する生成 AI プログラムに対しては、一度学習状態をリセットし、さらに学習元として収集したデータを全て破棄させ、その上で著作権と著作者人格権があり学習拒否されているもの以外のみを再度収集させ学習させ直す必要があります。

リセットする必要性については、学習のためにすでに収集されたものに何が含まれているか不明であるからです。

具体的には、以下の可能性があると考えます。

1. 国内国外問わず、著作権や著作者人格権の有無に関係なく収集されている
2. 違法アップロードされた画像（いわゆる海賊版や、違法にグッズ製作するために無断アップロードされたものなど）がすでに学習に使用されている
3. 生成 AI によってオリジナルに近似した形で生成された画像が学習に再利用されている
4. 国内では問題ないが海外のその国の法律では学習利用 NG とされるものがすでに使用されている

新たに法整備を行う前にクリーンな状態にすることが必要と考えます。その後に、生成 AI プログラムの所有者は、そのプログラムの学習元について、著作権と著作者人格権があるものについては許諾を得た証拠を提示できる状態にする必要があると考えます。

二. 生成 AI で生成されたものは生成 AI によって生成されている、ということが第三者のチェックで分かる状態にする。生成 AI で生成されたものには著作権と著作者人格権を認めない

オリジナルと生成 AI で生成されたものとの間で依拠性が問われるときに重要となるポイントと考えます。

すでに存在しているオリジナル（A）と、それより後に生成 AI で生成されたものを下地にして生成 AI 外で作成されたオリジナル（B）について（A）と（B）の依拠性が問われたときは、どちらも生成 AI によって生成されたものではないが、従来の裁判例等によれば良いかと考えます。

●受付番号 185001345000005975

生成 AI における法整備をろくにしないまま、被害を受け筆を折るクリエイターの方を何人も見てきました。同意のないまま学習モデルにさせられ、勝手に自分の名前を利用して創作物を作られることは成りすましや盗作と何が違うのでしょうか？技術の進歩のためならば同意のある人からだけデータを提供してもらうべきではないでしょうか。また、まともなイラストレーターや漫画家が使用している CG は AI ではありません。AI を使った商品で著作権を犯していれば信頼がなくなり、仕事がなくなってしまいます。声優、歌手、イラストレーター、漫画家、デザイナーなど、クリエイターが武器にしているオリジナリティは他人のものを盗んただけで作っているのではなく、自分の手で作成しているものです。そうして価値を作って信頼を得ています。自分からその信頼を無くす行為はしません。

海外ではすでにクリエイターを守るための法律を作って AI を規制する動きが出ているのに、こんなところでも日本はクリエイターを蔑ろにして踏み台にし見て見ぬふりですか？また、このまま野放しのような法案を通せば海外のクリエイターは日本の作品を評価しなくなります。なぜなら AI がどこまで著作権を犯して作品を作っているか把握出来ないからです。他人の作品をそのまま盗んで提出するような人もいるのに、AI でちょっと手を加えたからオリジナル。作風に著作権はないと言い張る泥棒を放置するような国で作品を発表する価値はありますか？

最近でも X でクリエイターが被害を受けており、成りすましの挙句に、クリエイターのデータで許可なく作った AI 作品を自分の著作物だと申請してアカウントを凍結させています。この方は被害を受けている。AI 学習はやめてほしいと声を上げただけで殺害予告まで受けています。()

こんな AI 利用者をさらに野放しにしていいのでしょうか？

許可なく学習データとして利用を出来ないように法律で定め、クリエイターを守ってください。この悪辣な AI 利用者たちは成りすましの人間を擁護し、AI は悪くない！技術のために無償で犠牲になれと更に被害者を糾弾しています。今国が進めようとしている AI 法はこのような現実を後押しすることですか？

誰もが自分の作品や商品を安心して発表出来る世の中にしてください。

●受付番号 185001345000005976

- ・生成 AI によって自分の著作物をすぐ模倣されて絵などが描けなくなっている人や、なりすましまで出てきています。
- ・さらに、手書き絵と AI 絵が区別つかず、トラブルになり鬱症状や命を断つ方が出てきています。
- ・上記の事からひとつの文化が消え掛かっているので生成 AI 規制して欲しいです。

●受付番号 185001345000005977

まず全体を通して、「AI 学習の結果、既存の著作物が出力されてしまう。」という事実を認めつつ、それを権利者が拒否できる仕組みについて全く考慮・言及していないのは何故か。著作権の設立理念として「出版者あるいは著作者の保護を目的」としているのが大元である。だというのに、この草案には AI の学習に著作者の意思の尊重と保護（学習拒否）の手段が全く考慮されていない。

過学習による権利侵害などの草案上に示されている全ての A I が誘発させる問題は、起きてからの個別対応にとどまっており、その発見・裁判費用を全て著作者が担うのか？不合理であり、現実的ではない。

紛争を起こさない仕組みを作るのが先決ではないのか？

なぜ紛争が起きることが目に見えている現状の A I の仕組みをそのまま活用しようとしているのか？

拒否できる法が無いのであれば、新たに法を設けるべきである。

権利者を守るために、A I の学習は許諾されたデータベースのみ学習対象（オプトイン式）に縛る必要がある。

●受付番号 185001345000005978

■p20「作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。」について

○作風や画風の類似の時点で著作権侵害になると思います

・理由

創作者が築き上げてきた画風や作風は本人の許可なく勝手に複製されていいものではありませんし、実際問題 AI に勝手に学習されてやめてほしいと創作者自身が訴えても AI 使用者が創作者に対して誹謗中傷や殺害予告までしているのを目撃しました。なぜ創作者自身がそこまで追い詰められて活動を止められないといけないのでしょうか？対策するにしても現段階法律など対応が追いついておらず創作活動が阻害されるのは論外だと思います。現在社会問題となっている[REDACTED]のような自らの命を絶ってしまう人が増えてしまわないよう、ご一考お願いいたします。

■AI 生成物のすべてに AI 生成であると明記する義務項目の追加を希望

・理由

EU では法律で義務化されております。

日本でも同じようにするべきだと思います。

実際 AI のクオリティも近年 AI だと判断が出来なくなっているものもあり、今後著作権侵害や法廷なので精査する場合表記があるなしで全く違ってくると思いますし、一目で判断できる方がこれから増えていくであろう混乱を回避できるのではないかと思います。

最近企業でも判断できず使用しトラブルになった事例をいくつも目撃しております。

AI 生成物なのに表記しなかった場合の罰金なども今後のトラブルを避けるためには必要かと思います。

実際私も創作者側ですが判断できないものもあり、AI 生成物とのすみ分けをしっかりとっていくべきだと感じます。

AI 生成物に対して加筆した場合もベースは AI です so どちらも表記した方がよいと思いますがこちらは加筆分は創作性がでるので今後の様子見次第かなと思います。

個人的には少し加筆した時点で AI 生成物でないと表記がなかった場合判断できない可能性はありますし、そのうえでトラブルになった場合を考えるとやはり加筆した場合もベース AI 生成物だとわかる方がいいかと思います。

例：とあるモデルの写真を AI 生成する→化粧など勝手に加筆→本物か判断つかない

→加筆した化粧がどのメーカーか気になった場合そんなものはないとなる

→嘘の広告制作なども可能ではないかと

(この場合広告詐欺や肖像権侵害に当たるかもですが)

とあるモデルの写真を AI 生成する→化粧など勝手に加筆→AI 表記がある

→加筆した可能性もあると判断→嘘の広告なども作れない
今後起こりうるトラブルはいくらでも出てきそうですが、以上となります
ご参考までによりしくお願いいたします。

●受付番号 185001345000005979

「AI と著作権に関する考え方について」のところを読みました
2 ページ目にありました

「AI 開発のための学習にはどの範囲で著作物を利用できるのか、
AI 生成物による著作権侵害が生じるのではないか、といった、
著作権法との関係をどのように考えればよいのか明確でない、
といった懸念の声が上げられています。」

↓

これに対する意見ですが

そもそも法的な問題以前に著作権を破る破らない関係なく、
AI を利用して他者に攻撃などを(主に誹謗中傷、イラストレーターになりすまし(なりすましそのものは AI を使っていませんが、なりすましした後に AI を利用して悪いことをしています)、侮辱罪等)している者がいる(この時点で法律違反ですが)

ので AI そのものを使えないようにするのが適性であると思います

前提として、日本において AI に関する法律があまり理解されていないように感じます。

法律がうまいこと整っていないのをいいことに悪いことをしているのかはわかりませんが、
著作権以外のところで法外なことをしている人がいます。

そもそも、「法に触れなければ大丈夫」理論は現代の日本では通用しません。

もっと言えば法律違反で危険なことをしている人が過去にいました。

生成 AI の問題とは異なりますが、京都アニメーションで放火事件がありました。

もちろん、法には触れていますが、建物に放火をするということはほぼ誰でも簡単に物理的に可能なので起きている事件です。

要するに生成 AI 自体が物理的に可能な時点でダメです。

法に触れようが物理的に使えてしまう時点で生成 AI が他者への攻撃などの手段として使われているのが現状です。

上記のような事件はあちこちで起きています。

似たようなものでは昨年に岸田総理のディープフェイク動画がありました。

常識的に考えてそれは許していいものではありませんが、

著作権には引っかかっていません。でも許していいものではありません。

昨今の日本や世界における AI の使われ方は著作権どうこう以前の問題です

海外でも似たような問題は起きていますが日本も同じです

要するに「著作権を犯していなければセーフ」ではありません

EU で規制が始まっているので日本でもやるべきです。

他国がやっていることを達観している場合ではありません。

よって、生成 AI そのものは世(少なくとも最低でも日本)から使えなくするべきだと思います。

学習がどうのこうのとか悠長なことを言っている場合ではありません。

現在進行形で生成 AI を悪用する人のせいで筆を折り、未来を絶たれた人は多数います。

取り返しのつかないことになる前に動くべきではないのでしょうか。

パクれば勝ちみたいな世界にするのはもうやめにしませんか。

このままだとパクられても文句を言わない人 or どんだけパクられても生き残れる人だけが生きていける世界にしかありません。

生成 AI が見た目がおぞましくないからと言って世に放っていいものではありません。

AI とは関係ありませんが日本において核を保有してはいけないように生成 AI も保有していいものではないと思います

生成 AI というものは世に出てる時点でアウトなのです。核兵器はボタン 1 個で簡単に都市を破壊できますよね？生成 AI にはそれほどとは言いませんが危険な技術です。人間が保有していいものではありません。

なぜなら、それを悪用して悪いことをしている人がたくさんいるからです。

法の範疇を超えて悪用している人がいます。

法律どうこう以前に可能な限り使えなくするのがいいと思います

殺人以外は何をしても死刑にならない日本という国なので、ここに関しましては使ったら死刑とまでは言いませんが、やはり使用自体を NG にすべきです。そういう意味では医療目的ならセーフと言われていた大麻より厳しくすべきです。

ここで法の抜け穴を作ってははいけません。人類は法にさえ触れていなければどんなに悪いことでもなんでもやる種族です。もちろん、法にも触れることもあります。

なので、保有自体を禁ずる & 保有自体ができないようにすべきだと思います。

とりあえず長文書きましたが話だけでも聞いてください。

いくつか普通に考えて実現不可能なこともあると思いますがまずはご検討ください。たくさん書きましたが一番言いたいことは「生成 AI は使えなくするのが一番」です。それができないなら最低でも EU 並みの法規制をかけるべきです。それぐらい日本は緩すぎます。

●受付番号 185001345000005980

画像生成 AI の活用について反対します。

画像生成 AI の問題点としては、

1. 使用されるデータセットに児童ポルノや医療関係画像、AI 使用を拒否する作者の著作物が含まれていること。
 2. 生成した画像にウォーターマーク等の「生成 AI が作成したと一目で分かる印」がないため、災害時のデマ等に使われたり、LORA など「絵柄」を模倣するプラグインによって、本来の作者の活動を脅かすことができること（作者が本来描かない性的・犯罪教唆的な画像を生成し公開することで信用を損なわせる、第三者が生成画像を使って DMCA 申請を行いネット上での活動を制限させる、など）
 3. 社会全体で「画像」への信頼性を破壊すること。生成 AI でフェイク画像を作ることだけでなく、問題がある本物の画像を「生成 AI によるもの」として無効にできることや、インターネット上の検索で出てくる画像の正確性も低下すること（これに関しては子供の教育の観点からも大きな問題があると思います）。
- 等があげられます。

現状の生成 AI には多くの問題点があり、海外の多くの国・国際機関においても審議や規定作成が進められています。ニューヨークタイムズ社による OpenAI への訴訟やユニバーサルミュージックの Tiktok との契約打切等、連日画像生成 AI による問題点が浮き彫りになるようなニュースが見られます。そんな中、日本の大手メディアではデメリットや問題点への言及があまりに少なく、故意に避けているように感じます。

●受付番号 185001345000005981

そもそも AI 生成イラストはデジタルアナログ関係なしの盗作でしかありません。

現状 AI のデータセットは無許可で大量に集められたデータです。

盗まれた絵師さんは気の毒ですし、今のまま AI を進めていくなれば将来絵を描く仕事に就く人はいなくなるでしょう。児ポのデータも大量に入っているのですから倫理的にも黒です。

勝手にデータを学習出来る状態なことを野放しのままにするのはどうか違法にしてください。学習しても良いという絵師さんや画像の許可がはっきりしているクリーンなデータであれば使いたい人もいます。

目先の新しさや利益に目を眩ませず、将来的な利益に繋がる判断を期待します。

●受付番号 185001345000005982

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

ア 検討の前提

(ア) 平成 30 年改正の趣旨

「柔軟な権利制限規定の趣旨」と、「第 1 層のものに関して 30 条の 4 を適用するという前提」と、「非享受目的の利用は第 1 層に当たると考えられる仮説」は別に考えるべきである。

「仮説」を否定する反例が見つかったことによって仮説を否定することになったとしても、「前提」や「趣旨」が否定されるわけではない。

また、「前提」に該当しない例外を権利制限の対象から除外したとしても、「趣旨」が否定されるわけではない。

すなわち、「仮説」を否定する反例や「前提」に該当しない例外を「趣旨」に反するという理由のみで否定するのは不適切であることを認識していただきたい。

●受付番号 185001345000005983

2.

(1) 生成 AI について、現在無断で創作物が延々と取り込まれ創作者の財産と呼ぶべき創作物を窃盗されている状況です。整合性はありません。

(2) 著作権法は第五款・著作権の制限というグループで第 30 条から第 49 条まで権利制限をしている。第 50 条でこの款の規定は、著作者人格権に影響をおよぼすものと解釈してはならない。とあり生成 AI について著作者人格権を侵害するものと解釈しております。

3.

(1) クリエイターに報酬を出したくない、成果だけが欲しい企業による窃盗行為。

(2) 必ず自身の創作物を AI 取り込みを許可している人のみを生成 AI に取り込める様にしてく。もしくは取り込んだイラストは必ず全ての出どころをはっきり記載できる様にする事。違反した場合かならず被害にあった者に賠償金を払う法律を作るべき。

(3) 有識者と名乗る方は「AI 絵は脅威ではない」という話にすり替えようとしています。「データの無断使用と大量の海賊版データによって市場そのものを破綻せしめる」が現在進行形で行われ、クリエイターを精神的に疲労困憊の状態に貶められています。

4.AI 賛成派の企業の方はご自身の利益だけを求めて脳が思考停止されている様ですが、今現在海外の先進国では生成 AI はただの盗作のコピーとまで唾棄されているものです。つまり給料を払わずに労働力だけ手に入れただけの鬼畜の所業です。

それを AI 生成を使用する企業は生成 AI に反対している民間人に身を粉にして働いた対価が無いような状態にした上で死ねと言っている様なものです。

だから AI 絵師達は世界中のクリエイターを侵害する敵とまで書かれているのです。

5.

(1) 創作物の無断使用の横行。

(2) 無断使用された側への誹謗中傷および作者のなりすまし。嫌がらせに多用されている現状。

(3) 生成 AI は海外でも問題になっている通り。もともになった創作物のコピーに過ぎないので生成 AI で作成したものには著作物ではない。

(4) 現在でも金銭的に搾取される事の多い表現の場が、更に盗作のうえ無報酬で搾取される様な状況になっている悍ましい現状です。

更には自身の作成した知的財産や未成年への暴力をふくめるポルノ、センシティブな写真が無断使用されたくない自分を含める反対派には web 上へ自身の作品を発表の際に AI へ組み込まれないガードや使われた際の不正使用者への厳しい罰則（執行猶予や 1.2 年の生ぬるい刑期での罰則ならその罰を受けるよりも儲けを取る様な反社迷惑系 YouTuber の様に何度でも繰り返す人間が居ます。）がかかる様な仕組みを必ず同時に発表してください。

現在、それどころか AI に自身の作品を取り込まないで下さいと公表している方への攻撃としてわざと AI 生成に取り込み繰り返し嫌がらせとして使用している方も野放しで創作の世界は疲弊し切っています。

訴えようにも基本的に買い叩かれる世界ですので作者に貯蓄も十分になく、訴訟費用で貯金が尽き更に酷い嫌がらせや酷いものは殺害予告まで繰り返されている現状です。

以上の陳情はこちらでも保存させていただきます。

パブリックコメントを削った話を聞いておりますので、そのような事がない事を願います。

●受付番号 185001345000005984

個人の意見として書かせていただきます。

生成 AI の利用、推進について私は反対です。

著作権法 30 条の 4、非享受利用については可能とのことですがこちらのサイトの弁護士さんの意見が参考になります。

引用、AI が生成した文章やイラストの著作権はどうなる？著作権侵害にあたるか、弁護士が解説！ Authense 法律事務所.htm

<https://www.authense.jp/komon/blog/dx-legaltech/2838/>

非享受利用の限界

著作権法第 30 条の 4 には、「必要と認められる限度において」「当該著作物の種類及び用途並びに利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」

その点、現状の生成 AI ユーザーの中には、著作者の意に反して利用を続ける方も多く、似た絵柄で商業上の衝突が続いているために著しく著作権者の利益を不当に害することとなっています。

では、AI によって分析させた後、著作物を一般公衆に視聴させるなど、当該著作物の表現を他人に享受させる予定である場合は非享受利用に該当するのでしょうか？

この場合は、情報解析にとどまらず、その他人の知的、精神的要求を満たすための利用に向けられたものと評価できるため、著作権法第 30 条の 4 は適用されません。

著作権法第 47 条の 5 などの他の権利制限規定の適用などを受けない限り、著作権者の許諾が必要となるでしょう。

したがって、例えば、ある著名な漫画やアニメーションに似た画像を一般公衆に視聴させるために、当該著名な著作物を AI に読み込ませて学習させる場合は、著作権法第 30 条の 4 は適用されず、著作権法の他の権利制限規定の適用もされない場合、著作権侵害となる可能性があります。

AI 生成物の利用が著作権侵害とならないケース

著作権法第 47 条の 5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）ですが、上記の場合に則れば、軽微ではありません。

個人的な利用（私的使用のための複製）も、リンク先で一続きに書かれているように、SNS 上へのアップロードなどは金銭が発生しなくても精神的要求を満たすための利用、享受にあたり公衆送信権の侵害となり得ます

3. 生成 AI の技術的な背景について

(1) 生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

「学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、生成 AI 自体が考えて生み出す独自性はなく、生成物は大量の学習データに依存しているため、切り貼りでないとは言い難い。現に、生成 AI から既存のキャラクターがほぼそのままの姿で生成される例が確認されている。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

イ 「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

(イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合について

「通常、このような事実のみをもって開発・学習段階における享受目的の存在を推認することまではできず」とあるが、生成 AI は特定のクリエイターを模倣する目的でなくとも、著作物に表現されたアイデアや絵柄、作風や創作的表現を生成する目的で使用する前提で開発されているため、そもそも学習段階の時点で享受目的が存在している。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(ア) 法第 30 条の 4 ただし書の解釈に関する考え方について

生成 AI と人間では作品を生み出せるスピードと量が全く異なるため、「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じ」た時点で利益を不当に害される結果になる。

法的に著作権侵害に当たらない場合でも、生成 AI は市場を荒らし経済活動の意義を奪って陳腐化させ、雇用を奪う。そしてクリエイターが潰れ、クリエイターの生み出した著作物が学習データとして提供されなくなれば生成 AI の発展もなくなり、業界自体が潰れる。

5. 各論点について

(1) 学習・開発段階

エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(エ) 本ただし書に該当し得る上記(ウ)の具体例について(学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である」とあるが、著作物や個人の創作活動そのものへの侵害を忌避する人々の意思が利益や技術の進歩という名目より後回しにされている現状は、非常に問題がある。

そもそも生成 AI の目的は情報解析だけではなく、著作物を使用した作品の生成であるため、活動の場を乗っ取られる懸念や、生活への不安を抱えるのは当然である。

現状では、クリエイターが生成 AI を悪用する人間に標的にされた結果、そのクリエイターの作風に特化した LoRA を許可なく制作され、クリエイター自身が望まない生成物を大量生産される、さらには生成物を販売されるといった度を超えた嫌がらせが横行している。作者には一銭も入らない上に精神的苦痛を受けることになっているが、合法だから、という言い分でまかり通っている。

そもそも特定の絵柄を模倣されている被害以前に、長年かけて体得した技術が無断でただの素材として利用され、カジュアルにコピーされたクリエイターが心情を害し、一方的に不利益を被っている。この事実だけで十分に著作権者の反対の意思が重要視されるべき理由になる。

技術の発展等々の議論の前に、既存の著作物を使用するのであれば対価を支払うことと、モラルのない使用者は必ずいるという前提で考え、被害を受ける人々を守れる土壌を固めることが最優先されるべきである。

5. 各論点について

(3) 生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

指示・入力（プロンプト等）の分量・内容や生成の試行回数によって著作物性が認められることも考えられるというのはおかしい。

本来の制作は白紙の状態からすべて制作者が作り上げており、線の強弱や形状、配色、バランス、構図等あらゆるすべてを制作者がいちから取捨選択している。

しかし、生成 AI はクリエイターが上記のプロセスを経て作ったおおよそ完成されている学習データからパターンを選び取っているに過ぎず、試行錯誤の回数や複雑さが全く異なる上に、元データが作られた過程の試行回数にフリーライドしている。

「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」という点においても同じことが言える。真剣に日々白紙に向かって制作し、それを何年も何年も積み重ね続けている人々を愚弄している。

●受付番号 185001345000005986

4.関係者からの様々な懸念の声について

ここ半年ほど、他人により無断で絵を取り込まれ勝手にイラストを作られてネット上にアップされているクリエイターを見た。その方達は本来なら自身の作品制作に当てられる時間を、無断で他人の財産である作品を盗る人間への対応にあてなければならない、仕事に当てる時間を奪われるほか大きな精神的な負担も見てとれた。被害に遭うのは明日は自分の友人のクリエイターかもしれないし、自分も絵を描いているので我が身に降りかかる可能性もゼロではなく毎日本来ならなかった不安にかられている。

自分が今まで何十年と積み上げてきた技術が他人にいても簡単に盗まれ、何十年を無駄にされるのは、技能を持った人間なら誰しも精神的負担になる。描いても無駄だと思ってしまう。例えばそのクリエイターは活動を辞めてしまうかもしれないし、これから生まれたかもしれない作品も消滅してしまう。有名でもそうでなくても日本の財産であるクリエイターを『作品と技術の盗難』から守って欲しい。

生成 AI で金銭を受け取るクリエイターにはそれなりの基準を厳しく設けて（その作品を生成するのに使用した出典の記述等）、AI クリエイターを免許制にするというのであれば多少受け入れられる。

5.各論点について

(3)生成物の著作物性について

イ)に

『また 人間が AI 生成物に制作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考える』 とあるが、学習元である作家の個人色が 99%（消費者からみて誰しも個人の名前が出るような状態）出ていたとしても AI 生成した人間が 1%加筆さえすればその人間のものとなるのだろうか？描く立場から考えると納得ができない。

●受付番号 185001345000005987

- ・著作権法 30 条の 4 の立法時は生成 AI を想定しておらず資料等でも言及が無い。
- ・30 条の 4 を拡大解釈不要のように生成 AI を名指しで指定すべき。
- ・この会議では立法趣旨が蔑ろにされている。

●受付番号 185001345000005988

現在流通している画像生成 A I について、それは Web 上のあらゆるコンテンツのスクレイピングデータから成り立っています。テキスト、画像、動画などの多くのものが該当します。また海賊版サイトや転載されたサイトからスクレイピングされている場合もあります。

あるソフトは公式が画風を得るために公開したアーティスト名一覧が出ていたり、検証で明らかになったトレーニングされたイラストレーター名一覧が明らかになっています。また無断転載が数多くされているサイトデータを使用していることを公式が認めているところもあります。海賊版サイトのデータを使用していることがあきらかになり、海外では訴訟も起きている状況です。

それらの生成 A I ソフトを使用した結果、既存のキャラクターや作品のコピーとしか思えないものを生成できてしまうのが現状です。

そうした行為は著作権者の利益を不当に害し、市場の縮小、文化発展の阻害になると考えます。明らかに思想や感情の享受を目的としたものであり、厳に慎まなければならないでしょう。

データセットの中には児童性的虐待画像 (CSAM) が含まれていることが判明しております。以前から含まれていることは言われていましたが、スタンフォード大学の報告でそれが証明された形になります。調査が昨年 9 月以降で、調査では数十億ある画像の一部しか対象にしていなかったため、実際の CSAM の量ははるかに多い可能性が高いとみられています。また、スタンフォード大学は、調査した画像ジェネレータはそういった画像を生成しやすいため、配布を中止すべきと主張しています。こういった画像生成 AI から児童性的虐待画像 (CSAM) が作成されており、こちらも様々な問題を生んでおり、そのことを各紙が報じています。悪意ある者がフェイクポルノを生成・公開し実在の人物に損害を与える事案も確認されています。

また、SNS でインプレッション数を得ればそれが収益になることから、センセーショナルな画像・動画を公開して注目を集めるためにフェイク画像・動画を生成・公開する事案もあります。こうした行為は自己の利益のみを追求し世の中に混乱をもたらすものであるため、特に厳しく処罰する必要があると考えます。

海外では OpenAI、Stable Diffusion、Midjourney に対して訴訟も起こっており、それらの裁判がどう推移していくか今後も見守る必要があると思いますが、日本においても推進するのであれば慎重に行わなければ、日本のみ生成 A I に対して無防備であり、権利問題に対する意識が低いといった誹りを受けることになりかねません。

繰り返しになりますが生成 A I は現状野放図で利用されており、それによって既存の権利者の利益を侵害し、活動を阻害する事案が散見されています。それらの悪用者により活動休止に追い込まれるクリエイターも見られます。全ては法の規制がないことによる「お墨付

き」によって悪用者が大手を振って活動しているからです。早急な対策、法整備をお願いいたします。

●受付番号 185001345000005989

【意見の概要】

著作物に関する AI 学習拒否権の整備

AI モデルの学習データ開示の義務化

これらが無視して生成された AI 生成物による名誉棄損・営業妨害等が起きた場合に著作権者を保護する手段と生成 AI 利用者への罰則の必須化

【意見および理由】

近年、学習を許可しないと表明しているアーティストのイラスト等を意図的に集中して学習させアーティストが本来受注していたはずの業務とそこから得られたであろう利益の疎外や当該アーティストになりすまし名誉を棄損する・恐喝を行う・生成 AI 物をダウンロードサイトで販売する等の営業妨害行為を行う人間が SNS 上にて多く見られています。

被害を受けたアーティストが休業してしまうケースも起こっており、これによる取引先企業の損失発生、アーティストの作品を購入し経済活動に貢献してきた消費者達が減少してしまう等の問題も既に出ています。

今後生成 AI の利用が加速すれば作り手となるアーティストや発注元企業・イラスト制作に必要な機材を生産する企業等の減少に繋がりクールジャパン戦略への大きな痛手となりかねません。

また、新聞社や通信社、出版社等の各企業がこれまでに多大な労力とコストをかけて長年蓄積してきた記事・写真・画像などの報道コンテンツを含んだ大量の著作物も無断・無秩序にネットから広く収集され、結果的に報道コンテンツの無断使用が加速し生成 AI によるフェイクニュース・フェイク画像が社会に混乱をもたらす危険も増えています。

本来、報道コンテンツの利用には各著作物の権利を有する企業・著作者に許諾を得る事が原則とされており、知的財産へのただ乗り行為は許されるべきではないと考えます。

著作権法第 30 条の 4 の規定が導入された当時は『技術開発や情報解析のための利用は著作物を人が知覚を通じて享受するものではない・したがって権利者の対価回収の機会を損なう利用には当たらない』と整理されていましたが、現在の生成 AI の負の影響までは想定されておらず法制度が現状の技術革命に追い付いていないと思えます。

また、インターネット上で特定のアーティストの作品を意図的に集中して学習させたデータセットが配布されている事も非常に危険な問題と考えます。

現状の著作権では絵柄や作風そのものに著作権はないとされていますが絵柄や作風はアーティストにとって自己証明・ブランディングに必須な要素です。

生成 AI ユーザーの中にはアーティストがアップロードしたイラストを無断で使用する、海賊版サイトから収集し知的・精神的欲求を満たす目的で学習、検索、推論、生成等を一体的に行っている者も多く見られます。

X(旧 Twitter)では悪質なユーザーがアーティストへ嫌がらせ行為として彼らの作品に酷似した AI 生成物を送りつける、アーティスト名を冠して著作権キャラクターや該当アーティストのイメージを損なうような卑猥な AI 生成物を販売する等の問題が頻繁に発生しています。

こういった処理過程まで著作権法第 30 条の 4 が定めた著作権者の許諾が要らない「非享受目的」と解釈するのは無理があると思います。

更に、現行法では生成 AI による学習利用に対して著作物の権利者が学習への利用拒否の意思を反映させる事、もし作品や肖像・声を再現してフェイクコンテンツが生成された際にアーティストを保護する為の実効的・簡便な救済制度が定められておらず、これらは早急に確立されるべきと考えます。

また、学習元として使用されたデータ・コンテンツの中には著作物以外に児童性的虐待画像・ポルノ画像・暴力的・人種差別的・ヘイトシンボル等が含まれていた事も既に判明しています。先に述べたアーティスト業界で起こっている問題と共通し、生成 AI によって偽情報・誤情報が発生・拡散される事は本来の著作者が享受するはずだった営業利益の妨害・努力と才能と労力へのただ乗り以外に、プライバシーの侵害や風評被害、名誉棄損・政治的な意図を持った世論誘導にも繋がりがねずネット空間における健全性がおびやかされています。

生成 AI の登場と爆発的な普及により AI 生成物か人の手による作品かを見分ける事も困難となっており、誰でも生成 AI によって簡単にコンテンツが作れてしまう事で情報の正確性も怪しくなり、人間の手で表現されたオリジナル作品や他者のプライバシー・権利をも軽視する風潮すら強まってきています。これらにより文化の源となる人間の表現活動にも大きなマイナス影響が出ています。

こういった状況から、多くの人々が年月と労力とコストをかけて蓄積、研鑽を積み上げてきた著作物から単語を指定しただけで生成される AI 生成物は著作物に相当しないと思います。またポルノ・暴力・差別的なコンテンツの助長にも繋がっているので、生成 AI に関しては早急に規制・法整備を行うべき対象と考えます。

●受付番号 185001345000005990

AI 生成は、使い方によっては創作を行う全て人々の権利を侵害しうるものです。

中には元の絵師様の許可も取らずイラストを勝手に AI に読み込ませ、似たようなイラストを作り出しそれを収益とする者も存在します。

そういった者が蔓延ったままでは創作者に順当な評価が届かないばかりか、悪用され最悪の場合非難や誹謗中傷に繋がります。

創作者がこれまで心を、労力を、途方もない時間を、ひいては人生を懸けて作り上げた作品を、簡単に AI で再現されて悪用され、精神を壊し筆を折るということは本当にあってはならないことです。

このままでは日本の創作文化は滅んでしまいます。

どうか AI 生成に関する規制をより強固なものにしていただきますようお願い申し上げます。

●受付番号 185001345000005991

正直言って政府に疑問を感じています。作家やクリエイターを守る気がなく、金稼ぎにしか利用しない政府が AI 生成を使えるとは思えません。どうせ著作権料を払いたくないんでしょう。そんな目先の利益に囚われているから少子化が進んでいるんです。少子化みたく創作の破滅を迎えなければ AI 生成を守る法案なんぞ打ち砕いて下さい。もし許可してしまったら、AI 生成だと言って本当の児童の性的画像がネットを蔓延り、金儲けの道具にされてしまうんでしょうね。子供が居ない政府の職員にはわかりませんか、我が子が AI 生成だと言われ、性的画像が世に蔓延る可能性の恐怖を。まあ、それが無くとも、他者を語って犯罪をすると予告されますね。岸田総理の件がいい例です

●受付番号 185001345000005992

AI 生成による著作権法等の法改正を求めます。

従来の著作権法では AI 生成による著作権などの侵害や被害による法律が成されておらず悪意の持った AI 生成使用者によるクリエイターの被害が後を負いません。

AI 生成使用者及び事業者には、 (1) [著作権肖像権を侵害していない正規のデータセットによる AI サービス] やデータ先の公表等、本当に安心と信頼を得ることのできる内容での使用を求めます。

AI 生成物による著作物性及び著作権侵害について

著作物性については正規の AI なのか学習元やプロント内容の公開で AI 生成による著作物は侵害していないことを表明する事。

著作権侵害による被害も同じようにプロントや AI 生成サービスが正規のデータ(1)による生成なのか公開表明すべきです。

悪意の持った第三者の AI 生成物による著作権侵害を法律で裁けないのはあまりにもおかしい事であり、法整備して著作権が守られて侵害された場合はしっかり罰せられる様な環境にしてから、AI によるサービスを提供してほしいです。

今日まで wacom や伊藤園や au などの大企業の CM やサービスで法整備されてない状態で AI を使用したものが公に広がる事を見ると、著作権を甘く見た姿勢でありあまりにも悲しく残念に思えます。

この考えが少しでも目に触れていることを願い

多くのクリエイターの著作権が守られ、イラストレーター達の努力を踏み躪り馬鹿を見ないような搾取されるだけの世の中にならない事を切に思います。

●受付番号 185001345000005993

現状の生成 AI について、一切の著作権を無視して収集している事は問題と考えております。なんらかのクリエイターの保護が必要であり、無条件・無許可の勝手な使用は禁止する規制が必須です。

今の状態は例えるなら「ゴッホの絵の画像にピカソの絵の画像を半分張り付けただけで自分の作品として発表出来る」とほぼ同義です。

そしてそれを現在生きているクリエイターの作品でも出来て、そのクリエイターは一切の反論を許されず、恩恵どころか悪意ある生成者から（盗用や嫌がらせの）害を受けている状況です。

許可された対象のみを学習元と出来るようにし、それ以外を使用するのは違法とする法案が必要と提言させていただきます。

●受付番号 185001345000005994

資料を見た私の考えを述べます。

生成 AI の営利目的の利用が多々見られます。

著作物の内容を記憶する行為が生成 AI のデータ収集のこと示していて

収集であれば独占する利益がないことも理解できます。

ですが、営利目的である場合、著作者に著作物の利用可否の判断は任せられるべきであり、利用されたくないと言明がある著作物は、保護されるべきだと考えています。

営利目的とは、みずから財産上の利益を得、または第三者に得させる目的をいい、一時的に利益を得る目的でもよく、必ずしも継続的に利益を得る目的であることは要さないと考えています。

インターネットの普及により、情報発信がより簡単になり、利益に非常に重要な時代になりました。

X (旧 Twitter) による情報発信 (ポスト) も最近では利益を得ることができます。

生成 AI で作成された生成物のインターネット上や広く多くの人に発信する行為は、営利目的と判断される時代になっていると言え、

著作者に利用されたくないと言明がある著作物は、保護されるべきだと考えています。

今まで積み上げてきた価値に許可も取らず、営利目的で運用されている現状の生成 AI は新しいイノベーションの創出に全く期待できないものである。

半面、許可を取っていると思われる生成 AI (mimic など) もあり、

こちらを新しいイノベーションの創出として発展させていくべきだと考えています。

私は AI が嫌いではないです。スマホで「撮る」だけで身体機能等が見える AI (トルト) など

様々な発展を遂げて良いと考えていますが、営利目的である以上、著作者の許可を取ってほしいというだけです。

この問題を放置された状態で発展した場合、インターネット上では、

AI で生成された責任の所在もわからない情報や生成物が溢れかえり続けます。

他人の作った素材やデータの信頼性の低下から、著作者はモノを作る際、素材やデータを使いづらくなり、

自分の著作物しか頼れない、かえって新しいイノベーションの創出の妨げになってしまいます。

また今まで企業が取得してきた著作物の権利についても考えていく必要があります。

アニメ会社がいままで作り続けてきた背景のデータを生成 AI に組み込んで利用する行為や声優が企業から依頼を受け行ってきたキャラクターの声の録音から AI で声のデータを作り声優に依頼せずにキャラクターの声を作成していく行為などが見られるようになりました。背景の作成も声の録音も、生成 AI の利用を見据えて行ってきた行為ではないので

そのような利用方法の是非も今後考える必要があります。

以上が私の考えです。

以下、資料の文言について、私の意見を記載します。

● 3. 生成 AI の技術的な背景についての (3) AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

現存するアーティスト名を指定したプロンプト生成指示の拒否等記載しているがそれだけでは足りずキャラクターの名等の指示も拒否しなければリスクの低減たりえない。以上のことを行うのは労力等を鑑みて不可能というのであれば、データセットは著作者と協議し、著作者がデータセットにしてよいと許可を得られたものののみを利用すべきである。

営利目的での利用を考えているなら著作者から許可を得てからデータセットに追加しなければ

生成 AI の利用者はいつまで経っても安心して利用ができないと考えています。

● 5. 各論点について (1) 学習・開発段階

著作物の市場に大きな影響を与えないものについて個々の許諾を不要とするところがあるが生成 AI は人間では考えられないスピードで文字、画像、動画を生成し続ける著作物の市場に大きな影響を与えるものだと

考えられる。であれば営利目的での利用を想定される場合は個々の許諾は必要ははずである。

あるいは、すでに著作者が亡くなっていて著作権フリーとなっている文字、画像、動画を元に

学習・開発を行えばよいはずである。

アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は著作権侵害にならないとあるが

営利目的での利用でかつデータセットに著作者の許可を得ていない著作物が入っている場合は著作権侵害となるべきである。

AI 学習のための著作物の複製等を防止する技術的措置が講じられたウェブサイトについて

データベースの著作物が将来販売される予定があることが推認される場合、権利制限の対象とはならないとあるが

なぜデータベースを売る前提でないとデータの収集を拒めないのか理解できない。

売る目的がなくとも著作物の複製等を防止するためと判断できるようであれば保護されるべきである。

続きの意見は当意見送付後、再度送付します。

●受付番号 185001345000005995

資料の文言について、私の意見を記載します。

海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

判断が難しいのであれば著作者から許可が出ているもののみで判断したらよい。

営利目的での利用であればなおさら許可が出ているもののみの利用に留めるべきである。

海賊版の被害が甚大であることを理解しながら AI 学習のみ柔軟な判断を求める行為は理解できない。

被害が甚大であるなら積極的に AI 学習のため複製に対しても対策に取り組むべきである。

海賊版等の権利侵害複製物を掲載するウェブサイトから学習データを収集する場合

著作権侵害の責任に問われる可能性が高まると記載があるが

それなら AI 学習を禁止しているサイトや AI 学習禁止を宣言している著作者の

ウェブサイトからデータを収集する行為も著作権侵害の責任に問われる可能性が高まると判断すべきである。

異なる理由が理解できない。

学習済モデルは「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」に該当しないとあるが、現在の利用方法によっては考えを改める必要がある。

戦争時に政治家の動画が作成され、情報の拡散に使用されたり、特定の人物の顔や体を使用した動画が勝手に作成されたり、災害の誤った情報の拡散に使用されたりしている状況を

元に考えた場合「専ら侵害の行為に供された機械若しくは器具」に該当する可能性すらあると考えられる。

以上です。

●受付番号 185001345000005996

生成 AI での創作者の被害が相次ぐ中で推し進めるのはあまりにも無謀です。目先の利便さで日本の文化の衰退を加速させることに意味があるとは思えません。日本の文化を守るために断固反対します。

AI と著作権に関する考え方について（素案）

5. 各論点について

（１）学習・開発段階

（２）生成・利用段階

上記の項目について、意見を提出させていただきます。

◆結論：生成 AI の学習元となるクリエイター（画家、イラストレーター、写真家等）に著作権を帰属させることを提案します。具体的には、以下の要点を法律に明記すべきです。

- ・学習元のクリエイターに金銭的利益を分配する
- ・学習には学習元のクリエイターの許諾が必要
- ・「生成 AI による作品の作者には著作権がせず、学習元のクリエイターに著作権が帰属する」ことを法律で明確にする
- ・学習データの公開にはクリエイターの許諾が必要
- ・学習可能データを提供するプラットフォームを国が用意し、そこに作品を提供することで学習に使用されることに同意したとする

◆理由：現状、生成 AI を使って特定のクリエイターの画風を学習し、そのクリエイターに嫌がらせをする事例が存在します。これは、「画風には著作権がない」という法律の解釈を拡大し、または法律の隙間を利用した悪質な行為です。

以下に最近目にした具体的な事例を挙げます。

生成 AI を使って特定のイラストレーターの画風を学習したデータを公開し、そのイラストレーターに対して嫌がらせをする

加害者はその学習データを使って悪意のあるイラストを生成し公開

被害者はこの状況を公表したところ、殺害予告をされるまでにいました

また被害者は加害者によるなりすましの被害も受けています

加害者は被害者になりすました上でさらに、イラストを自分のものと言い張り、著作権侵害で本来の権利者である被害者を通報しています

直近の目立つ事例だったため、上記のケースを例に挙げさせていただきましたが、生成 AI が悪意によって使われる事例は他にも多々あります。

生成 AI が悪事のための武器や犯罪の温床になることは絶対に避けるべきです。そのためにも、早急に法整備を行い、権利が誰にあるのかを明確にすることが必要です。このような規定が法律に盛り込まれることが望ましいと考えます。

以上が私の意見です。どうぞご参考になさってください。

●受付番号 185001345000005998

生成A Iは現時点でも問題が多く、法律にて規制し一般での使用を強く制限すべきと考えております。

まず、イラスト関連では、とある絵師が実際描いていない性的または自殺教唆のイラストをA Iにて生成し、それを公表して販売する嫌がらせ行為をする者がおりました。絵師への殺人予告、SNSでのなりすましも行っており、結果絵師がSNSでの活動を休止せざるを得ない状況となりました。他にも、性的かつ実写に近い児童のイラストをA Iにて生成し、イラスト交流サイトまたは販売サイトにて公表し販売することが多発し、それに対するカード会社の対応などで国内外問わず問題となっております。

また、音声関連では、留守番電話からA Iにて生成した音声で、所謂オレオレ詐欺といった詐欺電話をする行為も確認されております。声優の音声が無断でA I生成されていることも問題提議されておりますが、家族など近しい人間や有名な方の音声を使用した詐欺行為は規制しない限り多発するものと考えられます。そして、実写関連としても、岸田総理の姿をA I生成にて使用した動画が話題となりましたが、有名人に留まらず写真があるだけでデマや捏造の材料として使用される危険があります。

これらのように、悪意を持った人間が生成A Iを使用することによって、A Iの利便性以上に犯罪助長ツールと成り果ててしまっている為、クリエイターを中心に最悪の印象となっております。

実際に、ペンタブレット大手会社が広報として使用したイラストがA Iではないかと国内外より強い批判を受けました。また、ただ描いただけのイラストに対して、A Iを使用したのではないかという言葉がぶつけられることも起きており、A Iによる混乱がクリエイターの活動、そして日本が誇るべきアニメや漫画などの文化を破壊する危険があります。

そこで、規制内容としてまず、クリエイターが許諾したもののみ学習データとして使用した生成A Iツール以外はすべて違法とする。データの無断収集は、無断使用及び無断加工と同義と考えるクリエイターも多く、悪意ある人間の使用と合わさって問題視している部分となります。また、論文などの文章は引用が厳しい為原則禁止が良いと思われます。近日の報道では、生成A Iによってメールアドレスとパスワードの流出もあったとのことで、文章に対しては尚の事無断収集への強い規制が必要です。

その上で、生成A Iツールの利用者は本名にて登録制にする、その登録時は身分証明書もセットで行うが良いと考えます。犯罪ツールとして使われることへの抑制と身分証はなりすまし防止を兼ねてです。

そして、生成A Iツールを使用し公表した場合は、使用者の名前とA I使用の旨を記載する、なければ罰金刑とする。これもまた特定の絵師や実在人物への嫌がらせ、デマ等を抑制するために必要です。また、ポルノ画像生成への抑制としても必要なものと考えます。

生成A I 使用にて、医療面などでは活躍の声も聞きます。厳しい規制をすることで、本来の利便性がクリエイターにもたらされることを願います。

●受付番号 185001345000005999

努力したクリエイターの方々の技術を簡単に奪え、犯罪にも利用されうる生成 AI に対して、早急に法的整備やセキュリティ開発を進めていくべきだと考えます。

●受付番号 185001345000006000

前置きとして、現状最も分かりやすい侵害をしている画像生成 AI を中心に話します。

これは人間が視覚優位であること、文章よりも画像の方が本能的に理解しやすいこと、文章に対し画像の方が 1 画面内での情報の多様性が大きいことを加味した判断です。

ちなみに同様のことが他の生成 AI にいえるとも思っています。

1、生成 AI の著作権侵害について。

最低限、生成 AI の著作権侵害は「明らかに可能」です。

生成 AI は今まで「多数の画像から学習し、それを元に画像を生成する」という風になってきましたが、プロンプトの精査や Lora などの偏向学習、そもそもの i2i システムにより他人の絵柄に近づけることが可能となっています。

絵柄に著作権はありませんが、意図的に著作者の作品を複製できるのです。

現状の生成 AI はデノイズによる画像復元が元になっているので、プロンプトによって意図的に依拠生の高い画像を復元しているに過ぎません。

ドット単位のコラージュといった方がいいかもしれません。

「絵柄を真似ただけ」などと言って逃げる人もいますが、クリエイターと著作物は人格的に同一（著作者人格権）なので元のクリエイターがわかる程度の高度な復元物は著作権侵害扱いされても当然です。

そもそも 50 条に「この款の規定は著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」とあるので、30 条の 4 でも著作者人格権は保護されるべきであり、その中に「同一性保持権」や「公表権」「名誉声望保持権」がある時点でこの手法で訴えられたら負けです。

親告罪なので生成 AI そのものを訴えられるか?に関しては微妙ですが、53 億の画像、この世にある写真より多い学習データなどと吹聴してますし、勝てる見込みがあるからこそ海外で訴訟が行われているのでしょう。

その結果を待ってから行動するなどという悠長なことを言っている場合ではないと思いますが。

2、生成 AI による被害の実例

1) 依頼者が原稿完成時に支払うという約束でイラストを依頼。イラストレーターが構図相談のためにラフ（そもそもプロのラフは書き込みが多く、それだけでも価値がある）を 30 枚ほど提出したところ、「このラフで AI 画像を作るのでキャンセルで」とアカウントを削除して逃げた事案（ラフとはいえイラスト 30 枚分の損失）

2) 配信でイラストを描いていた人がペン入れまでした段階でその画像を生成 AI で完成させた事案。この時、盗人の方が先に仕上げて SNS に投稿した上で「自分の AI 画像をパクった」と吹聴。（配信視聴者にはバレバレ）

3) あるイラストレーターに嫌がらせしていた人物がその人の画像を AI で取り込み、アイコン、ヘッダー、メディア欄をその AI 画像で埋め、なりすましを開始、さらに虚偽の DMCA 報告をし、イラストレーターを攻撃、成り代わろうと画策する。

まだまだありますが、どれもこれも AI 画像の悪用として十分です。

これに対して有効な規制もできずに推進を図ろうというのが十二分におかしいです。

3、生成 AI との共存のために

いくつか考えることができます。

- 1) ウォーターマーク描画の義務化
- 2) 学習データの開示、監視体制
- 3) 著作者の削除申請窓口開設
- 4) プロンプト、元画像確認の簡素化
- 5) 上記を内包した「.aip」「.aia」等の AI 画像用拡張子の開発
- 6) 生成 AI に著作権侵害回避用アルゴリズムの導入
- 7) 作者名プロンプトや i2i 時に著作者であるかの確認
- 8) いっそ免許制

などなどありますが、その大半が「生成 AI の刷新」が必要です。

そうすると現在出回っている生成 AI を全てアップデートしなければなりません。

ですが、悪用する人ほど「あえてアップデートしない」という悪知恵を働かせるでしょう。

そう考えるともう何しても無理ですね。

4、生成 AI の今後

EU での AI 法、中国ですらのウォーターマーク義務化

もちろんそれらが日本に直接影響はしません。

ですが、「海外での嫌 AI の風潮」を無視するのはまずいです。

「生成 AI を推進する国のコンテンツに AI を使っていないはずがない」と嫌われ、日本のコンテンツが売れなくなってしまう。

実際、生成 AI で作ったアニメを公開した世界的漫画の作者が海外からもぶっ叩かれてましたね。

それはひとえに、文化庁が後手後手に回り法規制が遅れたところか推進を頑張ったおかげです。

「クールジャパン」ではなく「サムいジャパン」になってしまいますね。

今一度、「本当に一人勝ちするには」を考えてみたらどうでしょうか？